

京都府地域防災計画

一般計画編

平成24年3月

京都府防災会議

第1編 総 則

| | |
|-------------------------|---|
| 第1章 目 的 | 1 |
| 第2章 計画の理念 | 1 |
| 第3章 計画の修正 | 1 |
| 第4章 計画の用語 | 1 |
| 第5章 計画の周知徹底 | 2 |
| 第6章 計画の運用 | 2 |
| 第7章 市町村地域防災計画の作成又は修正 | 2 |
| 第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 2 |
| 第9章 京都府の概況と災害の記録 | 9 |

第2編 災害予防計画

| | |
|---|-----|
| 第1章 気象等観測・予報計画 | 14 |
| 第1節 計画の方針 | 14 |
| 第2節 計画の内容 | 15 |
| 第3節 市町村地域防災計画で定める事項 | 67 |
| 第2章 情報連絡通信網の整備計画 | 88 |
| 第1節 情報連絡通信網の整備 | 88 |
| 第2節 市町村・防災機関等の非常通信 | 89 |
| 第3章 河川防災計画 | 91 |
| 第1節 河川の状況 | 91 |
| 第2節 河川改修計画 | 92 |
| 第3節 ダムの現状と洪水調節 | 94 |
| 第4章 林地保全計画 | 103 |
| 第1節 国有林・官行造林地対策計画 | 103 |
| 第2節 民有林対策計画 | 103 |
| 第5章 砂防関係事業計画 | 105 |
| 第1節 総則 | 105 |
| 第2節 総合土砂災害対策推進連絡会 | 105 |
| 第3節 土砂災害に関する情報、被害状況の収集伝達 | 105 |
| 第4節 土砂災害における警戒避難体制 | 106 |
| 第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム) | 106 |
| 第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報 | 108 |
| 第7節 砂防対策計画 | 109 |
| 第8節 土石流対策計画 | 110 |
| 第9節 地すべり対策計画 | 110 |
| 第10節 急傾斜地崩壊対策計画 | 111 |
| 第11節 土砂災害復旧計画 | 112 |

| | | |
|------|--------------------|-----|
| 第6章 | 農業用施設防災計画 | 115 |
| 第1節 | 現況 | 115 |
| 第2節 | 計画の方針 | 115 |
| 第3節 | 計画の内容 | 116 |
| 第7章 | 内水防排除計画 | 118 |
| 第1節 | 内水問題河川の現状 | 118 |
| 第2節 | 土地改良区等の内水排除現状 | 119 |
| 第3節 | 計画の内容 | 121 |
| 第8章 | 港湾海岸施設防災計画 | 123 |
| 第1節 | 海岸の現況 | 123 |
| 第2節 | 防災工事の計画 | 123 |
| 第3節 | 防災工事の内容 | 123 |
| 第4節 | 船舶保安対策 | 123 |
| 第9章 | 水産施設防災計画 | 124 |
| 第1節 | 漁船施設計画 | 124 |
| 第2節 | 漁具施設計画 | 124 |
| 第3節 | 養殖施設計画 | 125 |
| 第4節 | 漁港施設計画 | 126 |
| 第5節 | 共同利用施設計画 | 127 |
| 第10章 | 道路及び橋梁防災計画 | 128 |
| 第1節 | 道路の現況 | 128 |
| 第2節 | 計画の方針 | 128 |
| 第3節 | 計画の内容 | 128 |
| 第11章 | 防災営農対策計画 | 134 |
| 第1節 | 計画の方針 | 134 |
| 第2節 | 雪害及び寒干害予防対策 | 134 |
| 第3節 | 風水害予防対策 | 141 |
| 第4節 | 晩霜と低温障害予防対策 | 144 |
| 第5節 | 干害予防対策 | 145 |
| 第12章 | 建造物防災計画 | 147 |
| 第1節 | 建築物の防災対策 | 147 |
| 第2節 | 宅地の防災対策 | 149 |
| 第3節 | 独立行政法人都市再生機構の建造物対策 | 149 |
| 第13章 | 文化財災害予防計画 | 151 |
| 第1節 | 現状 | 151 |
| 第2節 | 計画の方針 | 152 |
| 第3節 | 計画の内容 | 152 |
| 第14章 | 危険物等保安計画 | 154 |
| 第1節 | 計画の方針 | 154 |
| 第2節 | 計画の内容 | 154 |

| | | |
|------|-----------------|-----|
| 第15章 | 消防組織整備計画 | 160 |
| 第1節 | 計画の方針 | 160 |
| 第2節 | 計画の内容 | 160 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画に定める事項 | 163 |
| 第16章 | 鉄道施設防災計画 | 168 |
| 第1節 | 計画の方針 | 168 |
| 第2節 | 計画の内容 | 168 |
| 第3節 | 西日本旅客鉄道株式会社の計画 | 168 |
| 第4節 | 東海旅客鉄道株式会社の計画 | 169 |
| 第5節 | 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 | 169 |
| 第6節 | 近畿日本鉄道株式会社の計画 | 173 |
| 第7節 | 京阪電気鉄道株式会社の計画 | 173 |
| 第8節 | 阪急電鉄株式会社の計画 | 173 |
| 第9節 | 京福電気鉄道株式会社の計画 | 174 |
| 第10節 | 叡山電鉄株式会社の計画 | 174 |
| 第11節 | 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画 | 174 |
| 第17章 | 通信放送施設防災計画 | 178 |
| 第1節 | 通信施設防災計画 | 178 |
| 第2節 | 放送施設防災計画 | 179 |
| 第18章 | 電気ガス施設防災計画 | 180 |
| 第1節 | 電気施設防災計画 | 180 |
| 第2節 | ガス施設防災計画 | 182 |
| 第19章 | 資材器材等整備計画 | 184 |
| 第1節 | 計画の方針 | 184 |
| 第2節 | 応急復旧資材確保計画 | 184 |
| 第3節 | 食料及び生活必需品の確保計画 | 186 |
| 第20章 | 防災知識普及計画 | 191 |
| 第1節 | 計画の方針 | 191 |
| 第2節 | 計画の内容 | 191 |
| 第3節 | 学校における防災教育 | 192 |
| 第4節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 193 |
| 第21章 | 防災訓練・調査計画 | 194 |
| 第1節 | 防災訓練計画 | 194 |
| 第2節 | 防災調査計画 | 195 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 195 |
| 第22章 | 自主防災組織整備計画 | 196 |
| 第1節 | 計画の方針 | 196 |
| 第2節 | 地域における取組 | 196 |
| 第3節 | 事業所等における取組 | 197 |

| | | |
|------|-----------------------------------|-----|
| 第23章 | 社会福祉施設防災計画 | 200 |
| 第1節 | 現状 | 200 |
| 第2節 | 予防対策 | 200 |
| 第3節 | 補助金及び融資 | 200 |
| 第24章 | 交通対策及び輸送計画 | 201 |
| 第1節 | 交通規制対策 | 201 |
| 第2節 | 緊急通行車両 | 201 |
| 第25章 | 医療助産計画 | 205 |
| 第1節 | 計画の方針 | 205 |
| 第2節 | 計画の内容 | 205 |
| 第26章 | 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 | 207 |
| 第1節 | 計画の方針 | 207 |
| 第2節 | 計画の内容 | 207 |
| 第27章 | 廃棄物処理に係る防災体制の整備 | 209 |
| 第1節 | 計画の方針 | 209 |
| 第2節 | 廃棄物処理に係る防災計画 | 209 |
| 第28章 | 行政機能維持対策計画 | 210 |
| 第1節 | 業務継続性の確保 | 210 |
| 第2節 | 防災中枢機能等の確保、充実 | 210 |
| 第3節 | 各種データの整備保全 | 210 |
| 第29章 | ボランティアの登録・支援等計画 | 211 |
| 第1節 | 計画の方針 | 211 |
| 第2節 | 計画の内容 | 211 |
| 第30章 | 広域応援体制の整備 | 212 |
| 第1節 | 計画の方針 | 212 |
| 第2節 | 計画の内容 | 212 |
| 第31章 | 上下水道施設防災計画 | 214 |
| 第32章 | 学校等の防災計画 | 216 |
| 第1節 | 計画の方針 | 216 |
| 第2節 | 計画の内容 | 216 |
| 第33章 | 避難に関する計画 | 218 |
| 第1節 | 計画の方針 | 218 |
| 第2節 | 避難の周知徹底 | 218 |
| 第3節 | 避難場所及び避難経路の選定と確保 | 218 |
| 第4節 | 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 | 219 |
| 第5節 | 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動 | 219 |
| 第6節 | 市町村の避難計画 | 219 |
| 第7節 | 防災上重要な施設の計画 | 223 |
| 第8節 | 駅、地下街における避難計画 | 223 |

| | | |
|------|-----------------|-------|
| 第34章 | 観光客保護・帰宅困難者対策計画 | 2 2 4 |
| 第1節 | 計画の方針 | 2 2 4 |
| 第2節 | 計画の内容 | 2 2 4 |
| 第35章 | 集中豪雨対策に関する計画 | 2 2 6 |
| 第1節 | 計画の方針 | 2 2 6 |
| 第2節 | 計画の内容 | 2 2 6 |
| 第36章 | 都市公園施設防災計画 | 2 2 8 |
| 第1節 | 現況 | 2 2 8 |
| 第2節 | 計画の方針 | 2 2 8 |
| 第3節 | 計画の内容 | 2 2 8 |
| 第37章 | 広域防災活動拠点計画 | 2 3 0 |
| 第1節 | 広域防災活動拠点の整備 | 2 3 0 |
| 第2節 | 広域防災活動拠点とする施設 | 2 3 0 |
| 第3節 | 広域応援の受入れ | 2 3 0 |

第3編 災害応急対策計画

| | | |
|------|-----------------|-------|
| 第1章 | 災害対策本部等運用計画 | 2 3 2 |
| 第1節 | 計画の方針 | 2 3 2 |
| 第2節 | 府の活動体制 | 2 3 2 |
| 第3節 | 防災会議の開催 | 2 3 8 |
| 第4節 | 市町村の活動体制 | 2 3 8 |
| 第5節 | 指定地方行政機関等の活動体制 | 2 3 8 |
| 第6節 | 災害対策本部の設置及び閉鎖 | 2 3 9 |
| 第7節 | 災害対策本部の組織等 | 2 4 0 |
| 第8節 | 現地災害対策本部運用計画 | 2 4 8 |
| 第9節 | 複合災害時の対応 | 2 4 9 |
| 第10節 | 職員の証票 | 2 4 9 |
| 第11節 | 災害対策本部等の標識 | 2 4 9 |
| 第12節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 2 5 1 |
| 第2章 | 動員計画 | 2 5 2 |
| 第1節 | 計画の方針 | 2 5 2 |
| 第2節 | 災害警戒本部・支部の動員 | 2 5 2 |
| 第3節 | 災害対策本部の動員 | 2 5 2 |
| 第3章 | 通信情報連絡活動計画 | 2 5 6 |
| 第1節 | 活動方針 | 2 5 6 |
| 第2節 | 災害規模の早期把握のための活動 | 2 5 6 |
| 第3節 | 災害情報、被害状況等の収集伝達 | 2 5 6 |
| 第4節 | 通信手段の確保 | 2 5 9 |
| 第5節 | 災害地調査計画 | 2 6 1 |
| 第6節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 2 6 1 |

| | | |
|------|--------------------------------|-----|
| 第4章 | 災害広報広聴計画 | 271 |
| 第1節 | 計画の方針 | 271 |
| 第2節 | 計画の内容 | 271 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 272 |
| 第5章 | 災害救助法の適用計画 | 273 |
| 第1節 | 災害救助法の適用基準 | 273 |
| 第2節 | 被災世帯の算定基準 | 274 |
| 第3節 | 活動計画 | 275 |
| 第4節 | 応急救助の実施 | 276 |
| 第5節 | 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準 | 276 |
| 第6章 | 消防活動計画 | 277 |
| 第1節 | 計画の方針 | 277 |
| 第2節 | 計画の内容 | 277 |
| 第3節 | 応援要請に関する計画 | 279 |
| 第7章 | 水防計画 | 281 |
| 第1節 | 計画の方針 | 281 |
| 第2節 | 計画の内容 | 281 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 284 |
| 第8章 | 避難に関する計画 | 286 |
| 第1節 | 避難勧告等 | 286 |
| 第2節 | 避難の周知徹底 | 288 |
| 第3節 | 避難の誘導及び移送等 | 288 |
| 第4節 | 二次災害の防止 | 289 |
| 第5節 | 避難所の開設等 | 289 |
| 第6節 | 避難者健康対策 | 290 |
| 第7節 | 広域避難収容 | 292 |
| 第8節 | 被災者への情報伝達活動 | 292 |
| 第9節 | 駅、地下街における避難計画 | 292 |
| 第9章 | 観光客保護・帰宅困難者対策計画 | 295 |
| 第1節 | 計画の方針 | 295 |
| 第2節 | 計画の内容 | 295 |
| 第10章 | 食料供給計画 | 297 |
| 第1節 | 計画の方針 | 297 |
| 第2節 | 食糧供給の実施方法 | 297 |
| 第3節 | 給食に必要な米穀の確保 | 297 |
| 第4節 | その他の食品の調達 | 298 |
| 第5節 | 要請・連絡系統 | 298 |
| 第6章 | 輸送 | 298 |
| 第7節 | 災害救助法による炊出しその他食料品の給与基準 | 299 |
| 第8節 | 家畜飼料の供給 | 299 |
| 第9節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 299 |

| | | |
|------|------------------------------|-----|
| 第11章 | 生活必需品等供給計画 | 300 |
| 第1節 | 計画の方針 | 300 |
| 第2節 | 実施責任者 | 300 |
| 第3節 | 物資調達計画等 | 300 |
| 第4節 | 災害救助法による生活必需品等の給(貸)と基準及び配分要領 | 301 |
| 第5節 | 輸送 | 301 |
| 第6節 | 応急復旧資材の調達あっ旋 | 301 |
| 第7節 | 暴利行為等の取締り | 302 |
| 第8節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 302 |
| 第12章 | 給水計画 | 303 |
| 第1節 | 計画の方針 | 303 |
| 第2節 | 計画の内容 | 303 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 305 |
| 第13章 | 住宅対策計画 | 308 |
| 第1節 | 計画の方針 | 308 |
| 第2節 | 被災住宅に対する措置 | 308 |
| 第3節 | 応急仮設住宅 | 308 |
| 第4節 | 住宅の応急修理 | 309 |
| 第5節 | 建築資材の調達 | 309 |
| 第6節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 310 |
| 第14章 | 医療助産計画 | 311 |
| 第1節 | 計画の方針 | 311 |
| 第2節 | 実施責任者 | 311 |
| 第3節 | 計画の方法及び内容 | 311 |
| 第15章 | 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 | 316 |
| 第1節 | 防疫及び保健衛生計画 | 316 |
| 第2節 | し尿処理対策計画 | 318 |
| 第3節 | 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画 | 318 |
| 第16章 | 救出救護計画 | 322 |
| 第1節 | 計画の基本方針 | 322 |
| 第2節 | 計画の内容 | 322 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 323 |
| 第17章 | 障害物除去計画 | 324 |
| 第1節 | 計画の方針 | 324 |
| 第2節 | 計画の内容 | 324 |
| 第18章 | 廃棄物処理計画 | 325 |
| 第1節 | 計画の方針 | 325 |
| 第2節 | 計画の内容 | 325 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 325 |

| | | |
|------|----------------------|-------|
| 第19章 | 文教応急対策計画 | 3 2 6 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 2 6 |
| 第2節 | 情報の収集・伝達 | 3 2 6 |
| 第3節 | 施設・設備の緊急点検等 | 3 2 6 |
| 第4節 | 学校等における安全対策 | 3 2 6 |
| 第5節 | 教育に関する応急措置 | 3 2 7 |
| 第6節 | 学校等における保健衛生及び危険物等の保安 | 3 2 8 |
| 第7節 | 被災者の救護活動への連携・協力 | 3 2 9 |
| 第8節 | 府立学校の防災体制 | 3 2 9 |
| 第9節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 3 2 9 |
| 第20章 | 輸送計画 | 3 3 0 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 3 0 |
| 第2節 | 輸送力の確保 | 3 3 0 |
| 第3節 | 輸送の方法等 | 3 3 1 |
| 第4節 | 西日本旅客鉄道株式会社 | 3 3 1 |
| 第5節 | 緊急通行車両の取扱い | 3 3 2 |
| 第6節 | 災害救助法による輸送基準 | 3 3 3 |
| 第7節 | 人員及び救助物資等の輸送 | 3 3 3 |
| 第8節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 3 3 3 |
| 第21章 | 交通規制に関する計画 | 3 4 0 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 4 0 |
| 第2節 | 交通規制対策 | 3 4 0 |
| 第3節 | 標示及び航路標識の設置 | 3 4 2 |
| 第4節 | 交通情報の収集及び提供 | 3 4 2 |
| 第5節 | 異常気象時における道路通行規制要領 | 3 4 3 |
| 第22章 | 災害警備計画 | 3 6 5 |
| 第1節 | 警察の警備計画 | 3 6 5 |
| 第23章 | 道路除雪計画 | 3 6 7 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 6 7 |
| 第2節 | 近畿地方整備局道路除雪計画 | 3 6 7 |
| 第3節 | 京都府道路除雪計画 | 3 6 8 |
| 第4節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 3 6 9 |
| 第24章 | 危険物等応急対策計画 | 3 7 1 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 7 1 |
| 第2節 | 計画の内容 | 3 7 1 |
| 第25章 | 鉄道施設応急対策計画 | 3 7 3 |
| 第1節 | 計画の方針 | 3 7 3 |
| 第2節 | 西日本旅客鉄道株式会社の計画 | 3 7 3 |
| 第3節 | 東海旅客鉄道株式会社の計画 | 3 7 6 |
| 第4節 | 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画 | 3 7 6 |
| 第5節 | 近畿日本鉄道株式会社の計画 | 3 7 7 |
| 第6節 | 京阪電気鉄道株式会社の計画 | 3 7 8 |
| 第7節 | 阪急電鉄株式会社の計画 | 3 7 8 |
| 第8節 | 京福電気鉄道株式会社の計画 | 3 7 9 |

| | | |
|------|--------------------|-----|
| 第9節 | 叡山電鉄株式会社の計画 | 380 |
| 第10節 | 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画 | 380 |
| 第26章 | 通信・放送施設応急対策計画 | 381 |
| 第1節 | 通信施設応急対策計画 | 381 |
| 第2節 | 放送施設応急対策計画 | 381 |
| 第27章 | 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 | 382 |
| 第1節 | 行政機関応急対策計画 | 382 |
| 第2節 | 電気施設応急対策計画 | 382 |
| 第3節 | ガス施設応急対策計画 | 383 |
| 第4節 | ガス施設事故応急対策計画 | 384 |
| 第5節 | 上下水道施設応急対策計画 | 385 |
| 第28章 | 農林関係応急対策計画 | 387 |
| 第1節 | 計画の方針 | 387 |
| 第2節 | 雪害及び寒干害対策 | 387 |
| 第3節 | 晩霜と低温障害対策 | 390 |
| 第4節 | 春季高温障害対策 | 391 |
| 第5節 | 春季長雨障害対策 | 394 |
| 第6節 | ひょう害対策 | 395 |
| 第7節 | 長梅雨及び水害対策 | 396 |
| 第8節 | 夏季低温・日照不足対策 | 398 |
| 第9節 | 風水害対策 | 399 |
| 第10節 | 農林水産施設等応急対策計画 | 402 |
| 第29章 | 労務供給計画 | 405 |
| 第1節 | 計画の方針 | 405 |
| 第2節 | 計画の内容 | 405 |
| 第3節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 405 |
| 第30章 | 自衛隊災害派遣計画 | 406 |
| 第1節 | 計画の方針 | 406 |
| 第2節 | 災害派遣の適用範囲 | 406 |
| 第3節 | 災害派遣担当区 | 406 |
| 第4節 | 災害派遣部隊等の活動 | 407 |
| 第5節 | 災害派遣要請手続 | 408 |
| 第6節 | ヘリポートの位置等 | 411 |
| 第7節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 414 |
| 第31章 | 職員派遣要請計画 | 415 |
| 第1節 | 計画の方針 | 415 |
| 第2節 | 計画の内容 | 415 |
| 第32章 | 義援金品受付配分計画 | 417 |
| 第1節 | 計画の方針 | 417 |
| 第2節 | 計画の内容 | 417 |

| | | |
|------|-----------------------------------|-------|
| 第33章 | 社会福祉施設応急対策計画 | 4 1 9 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 1 9 |
| 第2節 | 計画の内容 | 4 1 9 |
| 第3節 | 施設の復旧 | 4 1 9 |
| 第34章 | 京都府災害支援対策本部運用計画 | 4 2 1 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 2 1 |
| 第2節 | 災害支援警戒体制 | 4 2 1 |
| 第3節 | 災害支援対策本部体制 | 4 2 1 |
| 第35章 | 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画 | 4 2 8 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 2 8 |
| 第2節 | 計画の内容 | 4 2 8 |
| 第36章 | 環境保全に関する計画 | 4 3 0 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 3 0 |
| 第2節 | 環境影響の応急及び拡大防止措置 | 4 3 0 |
| 第37章 | ボランティア受入計画 | 4 3 2 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 3 2 |
| 第2節 | 専門ボランティアの受入れ | 4 3 2 |
| 第3節 | 一般ボランティアの受付及びコーディネート | 4 3 2 |
| 第38章 | 文化財等の応急対策 | 4 3 4 |
| 第39章 | 応援受援計画 | 4 3 5 |
| 第1節 | 応援計画 | 4 3 5 |
| 第2節 | 受援計画 | 4 3 5 |
| 第40章 | 社会秩序の維持に関する計画 | 4 3 7 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 3 7 |
| 第2節 | 計画の内容 | 4 3 7 |

第4編 災害復旧計画

| | | |
|-----|--------------------|-------|
| 第1章 | 生活確保対策計画 | 4 3 8 |
| 第1節 | 計画の方針 | 4 3 8 |
| 第2節 | 職業あっせん計画 | 4 3 8 |
| 第3節 | 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画 | 4 3 8 |
| 第4節 | 融資計画 | 4 3 8 |
| 第5節 | 災害弔慰金支給計画 | 4 4 0 |
| 第6節 | 被災者生活再建支援金支給計画 | 4 4 1 |
| 第7節 | 金融措置計画 | 4 4 1 |
| 第8節 | 郵便事業計画 | 4 4 4 |
| 第9節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 4 4 4 |

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 第2章 | 公共土木施設復旧計画 | 445 |
| 第1節 | 計画の方針 | 445 |
| 第2節 | 国土交通省の計画 | 445 |
| 第3節 | 京都府の計画 | 446 |
| 第3章 | 農林水産業施設復旧計画 | 448 |
| 第1節 | 計画の方針 | 448 |
| 第2節 | 計画の内容 | 448 |
| 第4章 | 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画 | 451 |
| 第1節 | 計画の方針 | 451 |
| 第2節 | 市町村に対する措置 | 451 |
| 第3節 | 農林漁業関係融資 | 451 |
| 第5章 | 住宅復興計画 | 454 |
| 第1節 | 京都府の計画 | 454 |
| 第2節 | 独立行政法人都市再生機構の計画 | 455 |
| 第6章 | 中小企業復興計画 | 457 |
| 第1節 | 計画の方針 | 457 |
| 第2節 | 計画の内容 | 457 |
| 第7章 | 風評被害対策 | 458 |
| 第8章 | 文教復旧計画 | 459 |
| 第1節 | 計画の方針 | 459 |
| 第2節 | 学校等の施設の復旧計画 | 459 |
| 第3節 | 教育活動の再開 | 459 |
| 第4節 | 市町村地域防災計画で定める事項 | 460 |
| 第9章 | 文化財等の復旧計画 | 461 |
| 第10章 | 激甚災害の指定に関する計画 | 462 |
| 第1節 | 計画の方針 | 462 |
| 第2節 | 激甚災害に関する調査 | 462 |
| 第3節 | 激甚災害指定の促進 | 462 |
| 第11章 | 水道復旧計画 | 463 |
| 第1節 | 計画の方針 | 463 |
| 第2節 | 復旧事業 | 463 |
| 第12章 | 工業用水道復旧計画 | 464 |
| 第1節 | 計画の方針 | 464 |
| 第2節 | 復旧事業 | 464 |

第 1 編 総 則

第 1 章 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、京都府の地域に係る防災に関し総合化を図るため、次の事業を定め、この万全を期することを目的とする。

- 1 京都府の区域を管轄する指定地方行政機関、府、市町村、指定公共機関その他防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び京都府の概況と災害の記録
- 2 気象等観測、予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
- 3 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- 4 公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- 5 市町村地域防災計画で定める事項
- 6 その他必要な事項

第 2 章 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い都市・地域づくりに努める。
- 2 災害に対しては、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限にとどめるよう努める。
- 3 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 4 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、府民自身及び自主防災組織等府民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 6 1府県だけでは対応することが困難な災害については、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第 3 章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年所管事項について京都府防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を京都府防災会議に提出するものとする。

第 4 章 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

| | | |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 災 対 法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| 2 | 救 助 法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| 3 | 府 | 京都府 |
| 4 | 府 防 災 計 画 | 京都府地域防災計画 |
| 5 | 市町村防災計画 | 市町村地域防災計画 |
| 6 | 本 部 条 例 | 京都府災害対策本部条例（昭和37年条例24号） |
| 7 | 本 部 | 京都府災害対策本部 |
| 8 | 支 部 | 京都府災害対策本部の支部 |

第5章 計画の周知徹底

この計画は、京都府防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市町村等において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

第6章 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7章 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村地域防災計画の作成又は修正にあたっては、この計画を参考として作成又は修正するものとし、特にこの計画において計画事項を示すものについては、各市町村でその細部を計画するものとする。

第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 防災に関する施設、組織の整備
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他府民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難の勧告又は指示

- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災府営施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害時における公安の維持
- (16) 災害対策要員の動員
- (17) 災害時における交通、輸送の確保
- (18) 被災施設の復旧
- (19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 市 町 村

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (6) 自主防災組織の育成指導及びボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (7) 避難準備情報、避難勧告、避難指示
- (8) 災害の防除と拡大の防止
- (9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (11) 被災企業等に対する融資等の対策
- (12) 被災市町村施設の応急対策
- (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (14) 災害時における文教対策
- (15) 災害対策要員等の動員
- (16) 災害時における交通、輸送の確保
- (17) 被災施設の復旧
- (18) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (19) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第3 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関すること

1 総 則

- (2) 他管区警察局との連携に関する事
- (3) 関係機関との協力に関する事
- (4) 情報の収集及び連絡に関する事
- (5) 警察通信の運用に関する事
- (6) 津波警報の伝達に関する事

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

- (1) 厚生労働省の所掌に係る医療施設、社会福祉施設、水道施設等及びこれらの業務の被害状況に係る情報の収集及び提供所管に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における物資の供給及び物価の安定
- (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する融資のあっせん
- (3) 電気・ガス事業に関する復旧支援対策

7 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関する事

- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区气象台

- (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- (2) 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表
- (3) 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表

12 第八管区海上保安本部

- (1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保
- (2) 航路標識等の保全
- (3) 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

13 近畿総合通信局

- (1) 電波の統制管理
- (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
- (3) 非常通信協議会の育成指導

14 京都労働局

- (1) 産業災害予防対策
- (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施
- (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

第4 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第5 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、府民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 KDDI株式会社

- (1)～(5) (同 上)
- 3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社
 - (1)～(5) (同 上)
- 4 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - (1)～(5) (同 上)
- 5 日本赤十字社(京都府支部)
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害時における被災者の救護保護
 - (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
 - (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分
- 6 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社、福知山支社、大阪支社、金沢支社)
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) JR通信施設の確保と通信連絡の協力
- 7 東海旅客鉄道株式会社(関西支社)
 - (1)～(3) (同 上)
- 8 日本貨物鉄道株式会社
 - (1)～(3) (同 上)
- 9 日本放送協会(京都放送局)
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
- 10 関西電力株式会社(京都支店)
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
 - (4) 放射性物質対策
- 11 日本銀行(京都支店)
 - (1) 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導
- 12 西日本高速道路株式会社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 13 阪神高速道路株式会社
 - (1) 高速道路の保全
 - (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
- 14 日本通運株式会社(京都支店)
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 15 水資源機構(関西支社)
 - (1) ダム施設等の整備と防災管理
- 16 大阪ガス株式会社(京滋導管部)
 - (1) ガス施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時におけるガス供給
 - (3) 被害施設の応急対策及び復旧

- 17 郵便事業株式会社（京都支店）
 - (1) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 18 郵便局株式会社(京都中央郵便局)
 - (1) 郵便局の窓口業務の維持

第6 指定地方公共機関

- 1 株式会社京都放送
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 2 社団法人京都府医師会
 - (1) 災害時における医療救護の実施
- 3 北近畿タンゴ鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物質及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 4 株式会社エフエム京都
 - (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
 - (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分
- 5 関西鉄道協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 6 近畿日本鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 通信施設の確保と通信連絡の協力
- 7 京阪電気鉄道株式会社
 - (1) ~ (3) (同 上)
- 8 阪急電鉄株式会社
 - (1) ~ (3) (同 上)
- 9 京福電気鉄道株式会社
 - (1) ~ (3) (同 上)
- 10 叡山電鉄株式会社
 - (1) ~ (3) (同 上)
- 11 嵯峨野観光鉄道株式会社
 - (1) ~ (3) (同 上)
- 12 社団法人京都府バス協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 13 社団法人京都府トラック協会
 - (1) 協会所属各社との連絡調整
- 14 社団法人京都府エルピーガス協会

1 総 則

- (1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
- (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

15 京都府道路公社

- (1) 高速道路の保全
- (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

16 社団法人京都府看護協会

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 避難所における避難者の健康対策

17 社団法人京都府薬剤師会

- (1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供
- (2) 調剤業務及び医薬品の管理

18 社団法人京都府歯科医師会

- (1) 避難所における避難者の健康対策
- (2) 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 土地改良区

- (1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧
- (3) たん水の防排除施設の整備と活動

2 ガス会社

- (1) ガス施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧

3 鉄道・軌道機関

- (1) 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧

4 地下街管理者

- (1) 地下街管理施設の防災管理
- (2) 災害時の応急対策活動
- (3) 地下街利用者の避難経路

5 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

6 報道機関

- (1) 府民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 府民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

7 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- (2) 被災組合員に対する融資又はあっせん

- (3) 生産資材等の確保又はあっせん
- 8 病院等経営者
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
- 9 金融機関
 - (1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
- 10 学校法人
 - (1) 避難施設の整備と避難の訓練
 - (2) 災害時における応急教育対策
 - (3) 被災施設の復旧
- 11 液化石油ガス取扱機関
 - (1) 液化石油ガスの防災管理
 - (2) 災害時における液化石油ガスの供給

第9章 京都府の概況と災害の記録

〔京都府の気象の特性は「資料編1 - 7」に、京都府におけるおもな災害一覧表は「資料編1 - 8」に示す。〕

第1節 位置と概況

京都府は、近畿地方の北部（東経 136度 3分～ 134度51分、北緯34度42分～ 35度47分）に位置し、南北 140km、東西25～ 45kmで北西から東南の方向に長くのび、その面積は 4,612km²、人口約 260万人である。府の地域の大部分は、高さ 1,000m未満の山地からなり、平地の面積は非常に少ない。平地の大部分は京都、亀岡及び福知山の盆地であり、その他は山間部を流れる河川の周辺及び海岸の河口付近に幅のせまい平地があるにすぎない。

河川は、河川法の1級河川が301（延長1,633,354m）、同法の2級河川が89（延長409,101m）、合計河川数390、延長2,042,455mである。（平成17年3月現在）

これらの河川は、合流して淀川となり大阪湾に注ぐものと、北流して日本海に注ぐものとに大別される。

前者に属する主なものは、桂川、宇治川及び木津川であり、大阪府境の大山崎付近で合流し淀川となっている。後者の最も大きなものは由良川で、上林川、土師川、牧川等の支流を合して日本海に注いでいる。

これら太平洋斜面と日本海斜面との分水嶺は、京都市北端の滋賀県境にある三国岳(959m)から佐々里峠、深見峠並びに南丹市胡麻及び観音峠を経て兵庫県境にある三国岳(508m)を結んで北東から南西にのびる嶺線である。この分水嶺を境として、京都府は地理的のみならず気象的にも社会経済的にも南部と北部に性格が分かれている。

第2節 地形、地質及び地盤

第1 地 形

府の中央部には丹波高地があって標高 500m以上の山地を形成し、南部地域と北部地域とを分ける分水嶺が東北東から西南西に走っている。

1 山 地

南部地域においては、東方、北方、西方に山地が分布する。東方には、比良山地を形成する比叡山等があ

り、また、音羽山、大峰山、鷲峰山、三ヶ岳等が北北西から南南東に向かって分布する。一方北方の代表的な山は、標高 900m前後の三国岳や浅敷ヶ山であり、さらに西方には標高 800m弱の深山や剣尾山等がある。

一方北部地域では大部分が山地であるが、この地域の特に南東方には丹波高地が広がっており、標高 900m前後の長老ヶ岳や頭巾山などが代表的なものである。また、由良川下流域の左岸側には、丹後山地が西南西から東北東にのびており、ここでの代表的な山は標高 800m強の三国山や、三岳山である。さらに、丹後半島や舞鶴市の南方も山地となっている。

2 丘陵及び段丘

南部地域では、丘陵及び段丘が京都盆地の東方と西方に発達している。すなわち、京都市の東山区から伏見区にかけて及び向日市から長岡京市には、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の丘陵や洪積層の段丘が広がっている。さらに、京都市北区の南西方向には大阪層群の丘陵があり、また、左京区大原には段丘がみられ、京都市市街地の北方から中央部にかけても段丘となっている。亀岡盆地でも南方から南西方向には、洪積層で形成された丘陵や段丘が分布する。

次に北部地域においては、由良川の中流域から下流域の左右両岸、福知山市夜久野町を流れ同市牧で由良川と合流する牧川の近辺及び丹後半島の竹野川近辺等に段丘がみられる。

3 低地

(1) 盆地

南部地域には、主として、京都市を中心とする京都盆地及び亀岡市を中心とする亀岡盆地があり、沖積層が広く分布して、水田地帯や市街地が発達している。京都盆地の南方は木津川に沿った沖積平野に続いており、また、南西方向には大山崎町のあい路を経て淀川沿いに大阪平野へと続いている。この盆地には京都市をはじめとして多くの市町がある。また、亀岡盆地は四方を山地に囲まれており、ここを流れる大堰川（桂川）が東方に流下し保津峠を経て京都盆地へ至っている。さらに、京都市東南の山科や、亀岡盆地北東の神吉及び越畑は小さな盆地となっており、ここには沖積層が広がっている。

また、北部地域においては、由良川中流部に福知山盆地がある。これは綾部市から福知山市へ至る東西約15kmの地域を主要部とし、それに、由良川の支流である牧川、土師川、和久川及び犀川などに沿った低い平地を加えたものである。これらの河川沿いに発達した盆地には沖積層が広がり、市街地化したところもある。

(2) 沖積平野

南部地域には、前述した盆地以外には沖積平野はみられないが、北部地域では、いくつかの河川沿いないしは海岸沿いにこれがみられる。すなわち、由良川下流域の福知山市大江町から舞鶴市へ至る左右両岸、野田川の左右岸、竹野川の左右両岸などと、小河川のある海岸沿いの舞鶴市、宮津市、京丹后市久美浜町などに沖積平野が分布する。

(3) 砂丘

府内の日本海岸は、岬や半島が多く、舞鶴市の成生岬から宮津市までの間は海岸線の屈曲が著しい。これに対して、久美浜湾の東部及び京丹后市網野町の東方の海岸には砂丘が発達している。この砂丘は、背後の花崗岩の山地から流下する河川によって運ばれた大量の土砂と、冬季に日本海を渡って吹寄せる北西風及び日本海の波浪とによって形成されたものである。

4 河川

南部地域の主要な河川は桂川、淀川（宇治川）及び木津川である。京都市の最北部にある大悲山付近にその源を発する桂川は、山地を屈曲して西南西に流れ、殿田で南東方に流向を転じ南丹市八木町室河原付近で園部川を合して亀岡盆地を流下する。その後流向を東方へ転じ、保津の峡谷を通過して京都盆地に入り、下鳥羽西方で鴨川を合した後、大山崎町で淀川に合流する。宇治川は、琵琶湖から南流した瀬田川（宇治川）が宇治市付近で北へ転流し、京都市伏見区で西南西へ再度向きを変え、八幡市付近で桂川・木津川と合流する。また、木津川は三重県の上野盆地から流れ出し、相楽郡南山城村から木津川市を経て北北西へ流れ、八幡市

付近で淀川に合流する。上流からの流出土砂が多量に堆積し、笠置町から下流の河床はほぼ石英の粗粒から成っているため、河川水は伏流水となるものが多い。この木津川流域は、風化花崗岩地帯であるため、一般には流出土砂が多く、したがって支川は天井川を形成しているものが多い。

北部地域での代表河川は由良川である。この河川は三国岳に源を発し、丹波高地を西流して福知山市に達する。その後、流向を北方に転じ、さらに福知山市大江町付近から北東に向かって日本海に注いでいる。120余という多くの支川を持っていることと、流域が広いということが大きな特徴であり、上下流域とも流路は蛇行している。綾部市付近からようやく低地を流れるので流れはゆるやかになるとともに、福知山市では土師川、牧川等の支川を合して水量は豊かになる。また、舞鶴市では由良川以外に、中小河川が舞鶴湾に注ぎ、さらに宮津湾には野田川などの中小河川が注いでいる。一方丹後半島では、竹野川、川上谷川、宇川、筒川、佐濃谷川等の中小河川がいずれも後背の山地から北流して日本海に注いでいる。

第2 地 質

府の地質については、西南日本の内帯に分類され、大別して、丹波地帯、舞鶴地帯、丹後但馬地帯に分けられる。南部地域は丹波地帯に属し、また、北部地域は舞鶴地帯及び丹後但馬地帯に属している。

1 古生界

南部地域の西方から北方にかけて古生層が広く分布して山地を形成し、また、東方の宇治川付近にも分布している。その組成は、主として、砂岩、頁岩、チャートで構成されており、輝緑凝灰岩や石灰岩なども含んでいる。

一方北部地域においては、古生層が南東方から南方の山地を形成しており、南部地域の場合と同じく砂岩、頁岩、チャートから成っている。また、舞鶴市東方から西南西方向に向かって福知山市夜久野町までは、同じく古生層である舞鶴層群が分布する。この地層は、主として、頁岩、粘板岩、礫岩、砂岩から成るものである。

2 中生界

(1) 夜久野複合岩類

古生代二畳紀から中生代三畳紀にかけてへい入した夜久野複合岩類は、舞鶴市の東方、福知山市夜久野町南方に分布するものであり、超塩基性岩、輝緑岩、泥岩、変成岩などから成っている。

(2) 夜久野層群

分布地域は福知山市夜久野町中部から同市大江町に至っており、主として、頁岩、砂岩、礫岩などで構成されているものである。

(3) 花崗岩類

南部地域での花崗岩類の分布域は、比叡山の南方や木津川流域付近であり、また、北部地域においては、福知山市夜久野町北部、丹後半島に分布している。この花崗岩類は、主として、花崗岩、閃緑岩から成るものであり、部分的には花崗斑岩や石英斑岩のところもある。

3 新生界

(1) 綴喜層群及び北但層群

いずれも新第三紀中新統であり、綴喜層群は綴喜郡宇治田原町の奥山田付近にのみ分布し、その組成は礫岩、砂岩、凝灰岩質泥岩、砂礫岩などで構成されている。また、北但層群の分布域は、丹後半島及び京丹後市峰山町から同市久美浜町の南方であって、その組成は、主として、礫岩、砂岩、溶岩、碎屑岩、流紋岩などである。

(2) 大阪層群及び洪積層

新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に堆積した大阪層群及び第四紀洪積世の洪積層は、京都盆地や亀岡盆地の縁辺の山麓部に丘陵や段丘を形成する。大阪層群の組成は、主として、砂、粘土、礫であって未固結の状態であり、段丘層も砂、礫、粘土等で構成されている。また、北部地域の由良川、牧川、竹野川等の近辺にみられる段丘層の組成も砂、礫、粘土等である。

(3) 沖積層

盆地及び河川沿いの沖積平野に分布する沖積層は、砂礫、砂、粘土等から構成されている。また、砂丘では細粒、中粒、粗粒の砂が分布する。

第3 地 盤

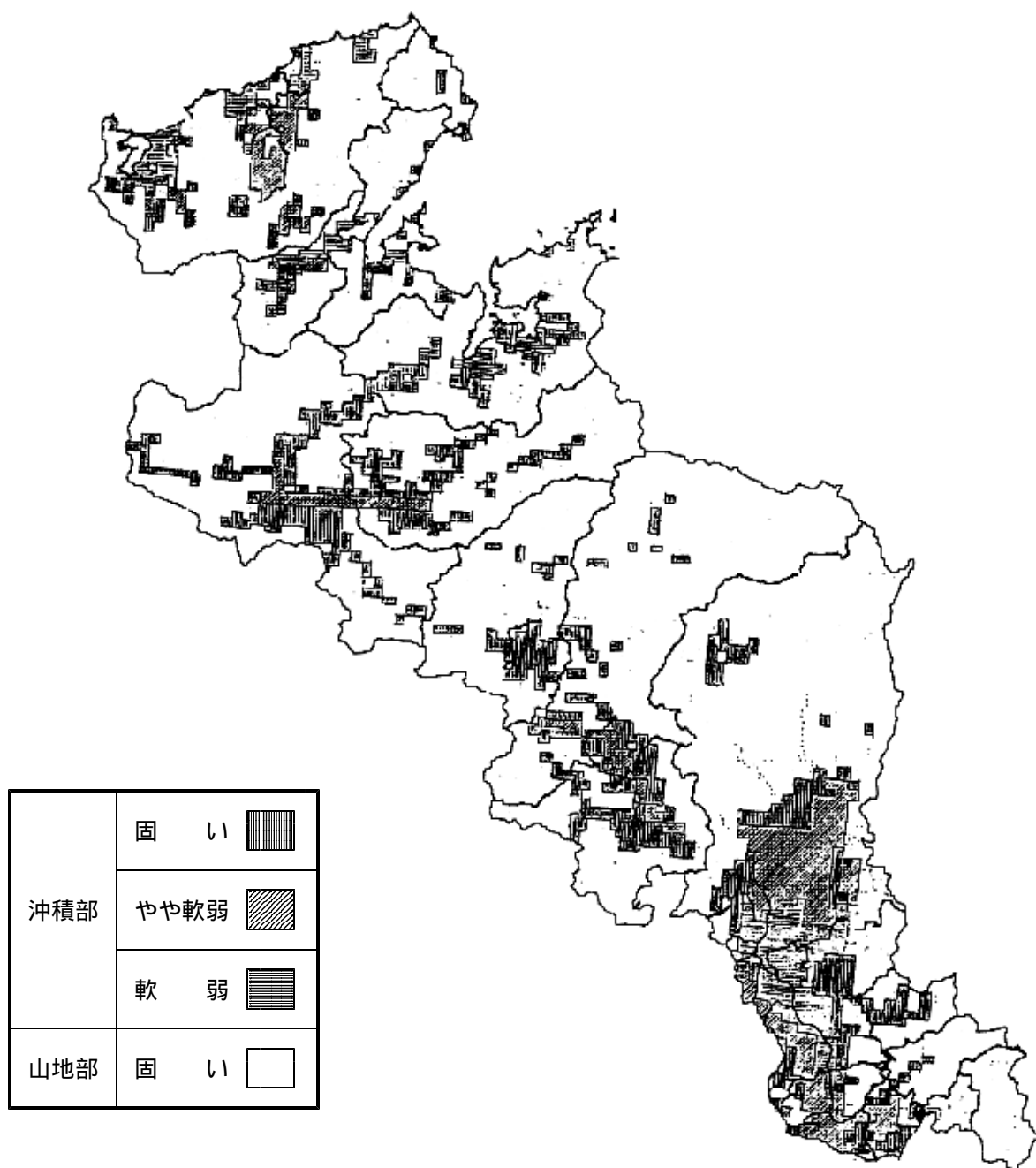
京都府内における地盤特性を見ると、大構造物が耐震的に不可能であるような極軟弱地盤が広範囲に及ぶ所はない。

また、地震工学的に見ると、京都盆地の南部低湿地域及び日本海側の河川河口部付近に軟弱地盤が見られるものの、府域全体は概ね良好な地盤である。内陸部はほとんどが山地であり、安定した地盤となっているが、人家の集まる河川流域では、周辺に比べると多少地震動を伝えやすい性質を持っている。

また、地震動による液状化に対する特性を見てみると、京都盆地において特に桂川、鴨川、宇治川の各河川の下流部及び合流点付近、また北部の舞鶴湾に注ぐ河川下流域や久美浜湾周辺地域では、液状化に注意を必要とする地盤となっている。

ここで、地形図、地質図、国土数値情報を用いて概略地盤タイプを設定し、地質調査報告書、公共施設の個別ボーリングデータから最も多く表れる層序のタイプを持つ代表的ボーリングデータを抽出し、メッシュ図面に地盤を分類すると次図の通りである。

< 地盤分類図 >



第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画（各機関）

第1節 計画の方針

気象等の観測及び予想した状況を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法並びに警報等の発表基準等について定める。

第2節 計画の内容

第1 一般の利用に適合する予報及び警報

京都府における気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予報警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の発表については、京都地方気象台が行い、その区域、防災活動に利用する予報警報及び気象情報（以下「予報警報等」という。）の種類、発表基準その他について定める。

1 予報区

京都地方気象台が行う予報警報等の担当区域（以下「予報区」とう。）を「京都府予報警報区域細分表」及び「京都府予報警報区域細分図」に示す。

京都府南部区域は単に「南部」と、京都府北部区域は単に「北部」と略称する。

2 警報

(1) 警報の種類

警報の種類は次の通りとする。

ア 気象警報（暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報）

暴風、暴風雪、大雨又は大雪による重大な災害が予想される場合の警報

イ 洪水警報

洪水による重大な災害が予想される場合の警報

ウ 高潮警報

高潮による重大な災害が予想される場合の警報

エ 波浪警報

波浪、うねり等による重大な災害が予想される場合の警報

(2) 気象警報に含めて行う警報

地面現象警報（大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による重大な災害が予想される場合の警報）及び浸水警報（浸水による重大な災害が予想される場合の警報）については、警報事項を気象警報に含めて行う。

ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水警報、高潮に起因する場合は高潮警報、津波に起因する場合は津波警報を行う。

(3) 警報の発表基準

警報の予報区別発表基準を「警報基準表」に示す。

3 注意報

(1) 注意報の種類

注意報の種類は次の通りとする。

ア 気象注意報（風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報）

風雪、強風、大雨又は大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

イ その他の気象注意報

次の場合にはそれぞれの気象現象名を冠した注意報を行う。

(ア) 濃霧注意報 濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(イ) 雷注意報 落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報

(ウ) 乾燥注意報 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合に、注意を喚起するため

- の予報
- (I) なだれ注意報 なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - (オ) 着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - (カ) 霜注意報 晩霜により農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - (キ) 低温注意報 低温のため農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
 - (ク) その他 その他の異常現象により被害が生ずると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- ウ 洪水注意報
大雨、長雨、融雪等のため河川が増水し、洪水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- エ 高潮注意報
台風等のため海面の異常上昇による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- オ 波浪注意報
風浪、うねり等による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報
- (2) 気象注意報に含めて行う注意報
地面現象注意報(大雨、大雪等により山崩れ、地すべり等地面現象による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)及び浸水注意報(浸水による災害が起こるおそれがあると予想される場合に、注意を喚起するための予報)については、注意報事項を気象注意報に含めて行う。
ただし、浸水が洪水に起因する場合は洪水注意報、高潮に起因する場合は高潮注意報、津波に起因する場合は津波注意報を行う。
- (3) 注意報の発表基準
注意報の予報区別発表基準を、「注意報基準表」に示す。
- 4 注意報・警報の発表、解除
- ア 注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。
 - イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
 - ウ 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。
- 5 注意報・警報の伝達
- ア 注意報・警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達する。(例文1)
 - イ 注意報・警報の連絡系統を「京都府予報警報等伝達経路図」に示す。
- 6 気象情報
気象情報は、次のような機能をもって発表される。
- ア 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
 - イ 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
 - ウ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料

を具体的に解説するもの。

なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

(1) 台風情報

ア 発表

「平成 年台風第 号に関する京都府気象情報」(以下「台風情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ 伝達

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文2)

(2) 大雨(雪)情報

ア 発表

「大雨(雪)に関する京都府(南部・北部)情報」(以下「大雨(雪)情報」という。)は、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

大雨(雪)情報は、大雨(雪)が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨(雪)の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

ウ 台風情報との関係

台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

エ 伝達

大雨(雪)情報は、「大雨(雪)情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文3)

(3) 記録的短時間大雨情報

ア 発表

記録的短時間大雨情報は、京都地方気象台が発表する。

イ 発表基準

1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測又は解析したとき、その事実を報ずる。

ウ 意義

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。

特に、長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きい。

この情報の発表は、関係者の即座の対応を促すものである。

エ 観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所を、「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)一覧表」に、その設置地点を「京都地方気象台所属・地域気象観測所(アメダス)配置図」に示す。

オ 伝達

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。(例文4)

(4) 土砂災害警戒情報

ア 発表

「京都府土砂災害警戒情報」は、市町村毎に京都府と京都地方気象台が共同で発表する。

イ 内容

土砂災害警戒情報は、情報文、今後の土砂災害危険度及び数時間内の最大1時間雨量の推移、文章を補足する図を報ずる。

ウ 意義

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている状況下で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、原則として市町村を対象に発表する。

これにより、市町村長が避難勧告等を発令する場合の参考として利用できる。

エ 発表基準等

- (ア) 土砂災害警戒情報は、短時間降水量の指標として60分間積算値と、先行降雨の指標として土壌雨量指数を用い、5キロメッシュ毎に複数の土砂災害が発生した過去（1988年～2004年）の事例を参考に基準値を定めた。

平成19年の運用実績を踏まえ、検証対象災害事例（1988年～2006年）も再整理した上で、平成20年に基準値の一部見直しを実施した。

- (イ) 過去の災害が無い5キロメッシュについては、等RBFN出力値を用いて、土砂災害が発生した近隣のメッシュと同等の基準値を定めた。

- (ウ) 気象庁の降水短時間予報を利用して基準値に到達する数時間前に土砂災害警戒情報を発表する。

オ 伝達

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文5）

(5) 竜巻注意情報

ア 発表

竜巻注意情報は、京都地方気象台が発表する。

イ 内容

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。

ウ 意義

本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。

エ 伝達

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。（例文6）

オ 有効期間

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) その他の気象情報

ア 標題

その他の気象情報は、具体的な現象名を明示した標題で発表する。

イ 種類

その他の気象情報において対象となる現象には、長雨、小雨、低温及び異常潮位等がある。

ウ 構成

定形化されていない気象情報は、

- (ア) 標題

- (イ) 発表年月日時

- (ウ) 発表機関名

- (エ) 見出し

- (オ) 本文

により構成される。

エ 意義

これらの情報は、次の場合に発表する。

- (ア) 注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合
- (イ) 長雨その他、主として農作物等に徐々に被害がひろがる恐れがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

オ 伝達

定形化の困難な各種の気象情報については、特定の受報用紙を定めないが、正確で迅速な伝達に努める。

京都府予報警報区域細分表

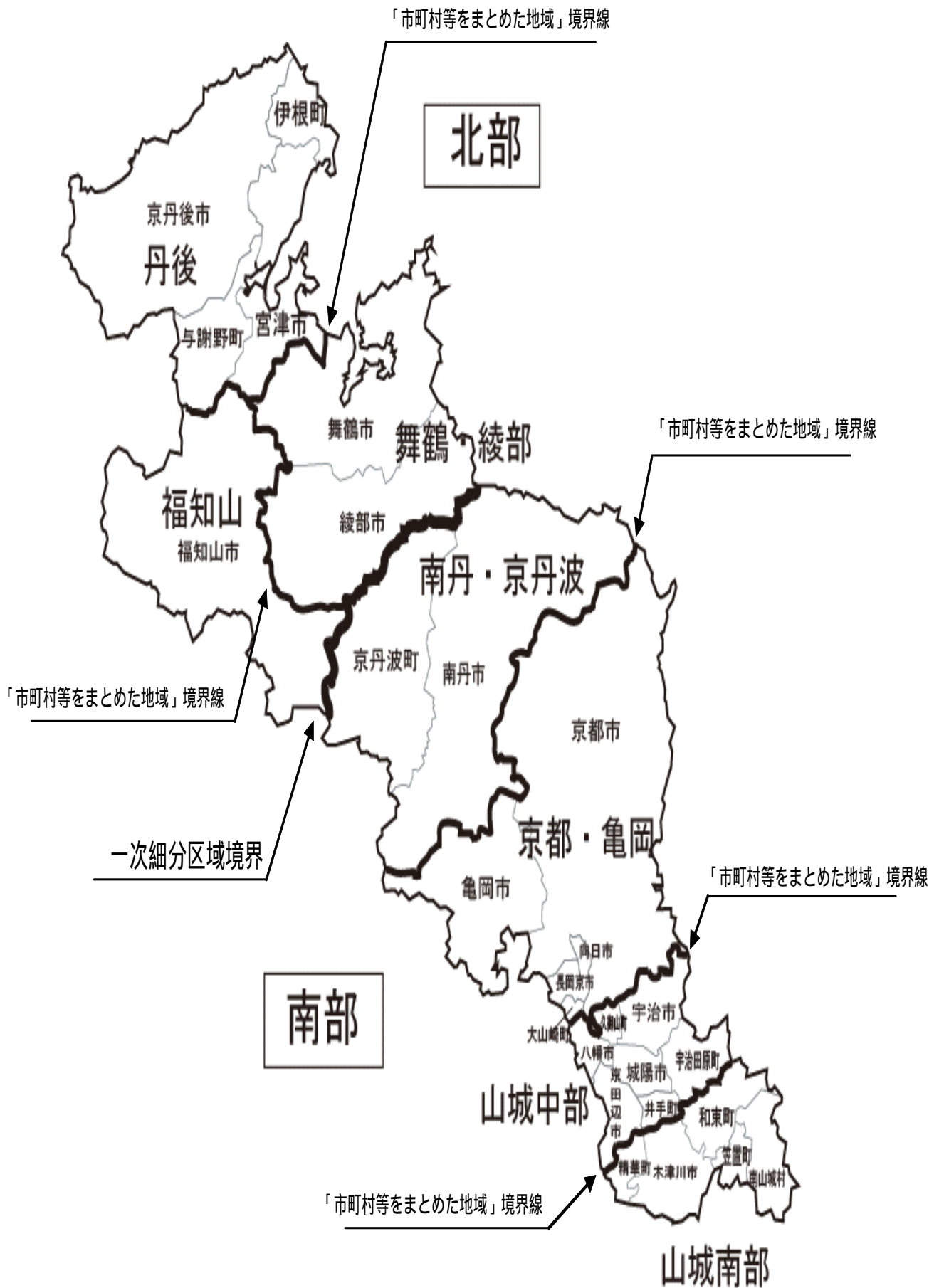
| 府県予報区 | 一次細分区域名 | 二次細分区域名 | 市町村等をまとめた地域 |
|-------|---------|--|-------------|
| 京 都 府 | 北 部 | 宮 津 市 京 丹 後 市 伊 根 町 与 謝 野 町 | 丹 後 |
| | | 舞 鶴 市 綾 部 市 | 舞鶴・綾部 |
| | | 福 知 山 市 | 福 知 山 |
| | 南 部 | 南 丹 市 京 丹 波 町 | 南丹・京丹波 |
| | | 京 都 市 亀 岡 市 向 日 市 長 岡 京 市 大 山 崎 町 | 京都・亀岡 |
| | | 宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 京 田 辺 市 久 御 山 町 井 手 町 | 山城中部 |
| | | 木 津 川 市 笠 置 町 和 束 町 精 華 町 南 山 城 村 | 山城南部 |

注1：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定期的に細分して行う区域

注2：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注3：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図



警報・注意報基準表

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------|--------|---|-----------------------------|----|-----------------|
| 発表官署 | | 京都地方气象台 | | | | | |
| 府県予報区 | | 京 都 府 | | | | | |
| 一次細分区域 | | 南 部 | | | 北 部 | | |
| 市町村等を まとめた地域 | | 京都・亀岡 | 南丹・京丹波 | 山城中部 | 山城南部 | 丹後 | 舞鶴・綾部 福知山 |
| 警 報 | 大雨 | 区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 洪水 | 区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 暴風(平均風速) | 20m/s以上 | | | 陸上20m/s以上 海上25m/s以上 | | 20m/s以上 |
| | 暴風雪 (平均風速) | 20m/s以上 雪を伴う | | | 陸上20m/s以上 海上25m/s以上 雪を伴う | | 20m/s以上 雪を伴う |
| | 大雪(24時間降 雪の深さ) | 平地15cm以上 山地60cm以上 | 60cm以上 | 15cm以上 | 平地40cm以上 山地60cm以上 | | |
| | 波浪(有義波高) | | | | 6.0m以上 | | |
| | 高潮 | 区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| 注 意 報 | 大雨 | 区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 洪水 | 区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 強風(平均風速) | 12m/s以上 | | | 陸上12m/s以上 海上15m/s以上 | | 12m/s以上 |
| | 風雪(平均風速) | 12m/s以上 雪を伴う | | | 陸上12m/s以上 海上15m/s以上 雪を伴う | | 12m/s以上 雪を伴う |
| | 大雪(24時間降 雪の深さ) | 平地5cm以上 山地20cm以上 | 20cm以上 | 5cm以上 | 20cm以上 | | |
| | 波浪(有義波高) | | | | 3.0m以上 | | |
| | 高潮 | 区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | | | | |
| | 濃霧(視程) | 100m以下 | | | 陸上100m以下 海上500m以下 | | 100m以下 |
| | 乾燥 | 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下 | | | 最小湿度40%以下で実効湿度70%以下 | | |
| なだれ | 積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ70cm以上あり、京都の最高気温8 以上又は かなりの降雨 | | | 積雪の深さ40cm以上あり降雪の深さ30cm 以上 積雪の深さ70cm以上あり、舞鶴の最高気温 7 以上又はかなりの降雨 | | | |
| 低温 | 京都の最低気温-4 以下 | | | 舞鶴の最低気温-4 以下 | | | |
| 霜 | 晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で、 具体的には最低気温が3 以下になると予想される場合 | | | 晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想 される場合で、具体的には最低気温が4 以下 になると予想される場合 | | | |
| 着雪 | (24時間 降雪の深 さ) | 平地30cm以上 山地60cm以上 | 60cm以上 | 30cm以上 | 30cm以上 | | |
| | (気温) | - 2 ~ 2 | | | 0 ~ 3 | | |
| 記録の短時間 大雨情報 (1時間雨量) | | 90mm | | | | | |

(別表1)大雨警報基準

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|-------|--------------------------|----------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 112 |
| | 亀岡市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=80 | 116 |
| | 向日市 | R1=45 | 125 |
| | 長岡京市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 130 |
| | 大山崎町 | R1=50 | 123 |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 112 |
| | 京丹波町 | R1=70 | 123 |
| 山城中部 | 宇治市 | 平坦地：R1=45 平坦地以外：R3=80 | 104 |
| | 城陽市 | 平坦地：R1=45 平坦地以外：R3=80 | 109 |
| | 八幡市 | R1=45 | 106 |
| | 京田辺市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 109 |
| | 久御山町 | R1=45 | - |
| | 井手町 | R1=50 | 109 |
| | 宇治田原町 | R1=60 | 109 |
| 山城南部 | 木津川市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=90 | 122 |
| | 笠置町 | R1=60 | 122 |
| | 和束町 | R1=60 | 126 |
| | 精華町 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 126 |
| | 南山城村 | R1=60 | 125 |
| 丹後 | 宮津市 | R1=50 | 106 |
| | 京丹後市 | R3=80 | 103 |
| | 伊根町 | R1=60 | 122 |
| | 与謝野町 | R1=50 | 110 |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | R1=60 | 112 |
| | 綾部市 | R1=60 | 100 |
| 福知山 | 福知山市 | R3=100 | 109 |

注：

- ・表中のR1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=50」であれば、「1時間雨量50mm以上」を意味する。
- ・表中の「平坦地」は、「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域」を示す。
なお、「平坦地以外」は上記以外の地域となる。
- ・土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、表中の基準値は各市町村内における基準値の最低値を示す。
(「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中の雨水量を示す指数。)

(別表2) 洪水警報基準

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 |
|-------------|-------|--------------------------|---|--------------------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 桂川上流域=21 小畑川流域=9 | 平坦地：R1=25かつ鴨川流域=13 |
| | 亀岡市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=80 | 犬飼川流域=10 | 平坦地：R1=20かつ桂川流域=19 |
| | 向日市 | R1=45 | 小畑川流域=9 | - |
| | 長岡京市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 小畑川流域=10 | - |
| | 大山崎町 | R1=50 | 小畑川流域=12 | - |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | 田原川流域=12 本梅川流域=9 | - |
| | 京丹波町 | R1=70 | 高屋川流域=16 | - |
| 山城中部 | 宇治市 | 平坦地：R1=45 平坦地以外：R3=80 | - | - |
| | 城陽市 | 平坦地：R1=45 平坦地以外：R3=80 | - | - |
| | 八幡市 | R1=45 | - | - |
| | 京田辺市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | - | - |
| | 久御山町 | R1=45 | - | - |
| | 井手町 | R1=50 | - | - |
| | 宇治田原町 | R1=60 | - | - |
| 山城南部 | 木津川市 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R3=90 | - | - |
| | 笠置町 | R1=60 | - | - |
| | 和束町 | R1=60 | 和束川流域=12 | - |
| | 精華町 | 平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60 | - | - |
| | 南山城村 | R1=60 | 名張川流域=40 | - |
| 丹後 | 宮津市 | R1=50 | 大手川流域=11 | R1=35かつ大手川流域=7 |
| | 京丹後市 | R3=80 | 竹野川流域=15、宇川流域=10 佐濃谷川流域=13、福田川流域=8 久美谷川流域=5 | R3=60かつ竹野川流域=9 |
| | 伊根町 | R1=60 | 筒川流域=15 | - |
| | 与謝野町 | R1=50 | 野田川流域=9 | - |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | R1=60 | 岡田川流域=12、伊佐津川流域=21 高野川流域=13、志楽川流域=6 | - |
| | 綾部市 | R1=60 | 犀川流域=11、上林川流域=16 八田川流域=7 | R3=90かつ由良川流域=17 |
| 福知山 | 福知山市 | R3=100 | 牧川流域=21、和久川流域=12 土師川流域=19、竹田川流域=19 宮川流域=15 | - |

注：

- ・表中のR1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=50」であれば、「1時間雨量50mm以上」を意味する。
- ・表中の「平坦地」は、「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域」を示す。
なお、「平坦地以外」は上記以外の地域となる。
- ・表中の「川流域=15」とは、「川流域の流域雨量指数15以上」を意味する。
(「流域雨量指数」とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象河川の流域に降った雨水量を示す指数。)
- ・表中の複合基準とは、雨量及び流域雨量指数の2つの指標を満たす基準である。

(別表3)大雨注意報基準

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 雨量基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|-------|--------------------------|----------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | R1=30 | 90 |
| | 亀岡市 | 平地地：R1=30 平地地以外：R3=50 | 93 |
| | 向日市 | R1=25 | 100 |
| | 長岡京市 | R1=30 | 104 |
| | 大山崎町 | R1=30 | 99 |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 平地地：R1=30 平地地以外：R1=40 | 78 |
| | 京丹波町 | R1=40 | 86 |
| 山城中部 | 宇治市 | 平地地：R1=25 平地地以外：R3=50 | 83 |
| | 城陽市 | 平地地：R1=25 平地地以外：R3=40 | 87 |
| | 八幡市 | R1=25 | 84 |
| | 京田辺市 | R1=30 | 87 |
| | 久御山町 | R1=30 | 104 |
| | 井手町 | R1=30 | 87 |
| | 宇治田原町 | R1=25 | 87 |
| 山城南部 | 木津川市 | 平地地：R1=25 平地地以外：R3=50 | 98 |
| | 笠置町 | R1=30 | 98 |
| | 和束町 | R1=30 | 101 |
| | 精華町 | R1=30 | 101 |
| | 南山城村 | R1=40 | 100 |
| 丹後 | 宮津市 | R1=30 | 84 |
| | 京丹後市 | R3=50 | 82 |
| | 伊根町 | R1=30 | 97 |
| | 与謝野町 | R1=25 | 88 |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | R1=30 | 90 |
| | 綾部市 | R1=40 | 80 |
| 福知山 | 福知山市 | R3=60 | 87 |

注：

- ・表中のR1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=50」であれば、「1時間雨量50mm以上」を意味する。
- ・表中の「平地地」は、「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域」を示す。なお、「平地地以外」は上記以外の地域となる。
- ・土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、表中の基準値は各市町村内における基準値の最低値を示す。（「土壌雨量指数」とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中の雨水量を示す指数。）

(別表4) 洪水注意報基準

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村 | 雨量基準 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 |
|-------------|-------|--------------------------|--|--------------------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | R1=30 | 桂川上流域=11、小畑川流域=7 | 平坦地：R1=15かつ鴨川流域=13 |
| | 亀岡市 | 平坦地：R1=30 平坦地以外：R3=50 | 犬飼川流域=8 | - |
| | 向日市 | R1=25 | 小畑川流域=7 | - |
| | 長岡京市 | R1=30 | 小畑川流域=8 | - |
| | 大山崎町 | R1=30 | 小畑川流域=9 | - |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40 | 田原川流域=10、本梅川流域=5 | - |
| | 京丹波町 | R1=40 | 高屋川流域=8 | - |
| 山城中部 | 宇治市 | 平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=50 | - | - |
| | 城陽市 | 平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=40 | - | - |
| | 八幡市 | R1=25 | - | - |
| | 京田辺市 | R1=30 | - | - |
| | 久御山町 | R1=30 | - | - |
| | 井手町 | R1=30 | - | - |
| | 宇治田原町 | R1=25 | - | - |
| 山城南部 | 木津川市 | 平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=50 | - | - |
| | 笠置町 | R1=30 | - | - |
| | 和束町 | R1=30 | 和束川流域=9 | - |
| | 精華町 | R1=30 | - | - |
| | 南山城村 | R1=40 | 名張川流域=22 | - |
| 丹後 | 宮津市 | R1=30 | 大手川流域=6 | - |
| | 京丹後市 | R3=50 | 竹野川流域=12、宇川流域=8 佐濃谷川流域=10、福田川流域=6 久美谷川流域=4 | R3=40かつ竹野川流域=9 |
| | 伊根町 | R1=30 | 筒川流域=12 | - |
| | 与謝野町 | R1=25 | 野田川流域=7 | - |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | R1=30 | 岡田川流域=6、伊佐津川流域=17 高野川流域=10、志楽川流域=5 | - |
| | 綾部市 | R1=40 | 犀川流域=9、上林川流域=8 八田川流域=6 | R3=70かつ由良川流域=17 |
| 福知山 | 福知山市 | R3=60 | 牧川流域=17、和久川流域=10 土師川流域=10、竹田川流域=15 宮川流域=12 | - |

注：

- ・表中のR1、R3 はそれぞれ1、3時間雨量を示す。例えば、「R1=50」であれば、「1時間雨量50mm以上」を意味する。
- ・表中の「平坦地」は、「概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域」を示す。
なお、「平坦地以外」は上記以外の地域となる。
- ・表中の「川流域=15」とは、「川流域の流域雨量指数15以上」を意味する。
(「流域雨量指数」とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象河川の流域に降った雨水量を示す指数。)
- ・表中の複合基準とは、雨量及び流域雨量指数の2つの指標を満たす基準である。

(別表5) 高潮警報・注意報基準

| 市町村等を まとめた地域 | 市町村 | 潮 位 | |
|----------------------------------|-------|------|------|
| | | 警報 | 注意報 |
| 京都・亀岡 | 京都市 | - | - |
| | 亀岡市 | - | - |
| | 向日市 | - | - |
| | 長岡京市 | - | - |
| | 大山崎町 | - | - |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | - | - |
| | 京丹波町 | - | - |
| 山城中部 | 宇治市 | - | - |
| | 城陽市 | - | - |
| | 八幡市 | - | - |
| | 京田辺市 | - | - |
| | 久御山町 | - | - |
| | 井手町 | - | - |
| | 宇治田原町 | - | - |
| 山城南部 | 木津川市 | - | - |
| | 笠置町 | - | - |
| | 和束町 | - | - |
| | 精華町 | - | - |
| | 南山城村 | - | - |
| 丹後 | 宮津市 | 1.0m | 0.7m |
| | 京丹後市 | 1.1m | 0.8m |
| | 伊根町 | 1.1m | 0.8m |
| | 与謝野町 | 1.0m | 0.7m |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | 1.0m | 0.7m |
| | 綾部市 | - | - |
| 福知山 | 福知山市 | - | - |
| 注： | | | |
| ・高潮警報・注意報基準の潮位は、一般に高さを示す「標高」で表す。 | | | |
| ・「標高」の基準面は、東京湾平均海面（ＴＰ）を用いる。 | | | |

注意報・警報発表例 (例文1)

平成 年 月 日 時 分 京都地方気象台発表
 ((京都府では、 日夜のはじめ頃から 日夜遅くまで土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水、暴風に警戒してください。))

京都市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 福知山市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害) [注意報]大雨,雷,強風,洪水
 舞鶴市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,波浪,洪水
 綾部市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,洪水
 宇治市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 宮津市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,波浪,洪水
 亀岡市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 城陽市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 向日市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 長岡京市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 八幡市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 京田辺市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 京丹後市 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,波浪,洪水
 南丹市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 木津川市 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 大山崎町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 久御山町 [警報]大雨(浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 井手町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 宇治田原町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 笠置町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 和束町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 精華町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 南山城村 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 京丹波町 [警報]大雨(土砂災害、浸水害),洪水,暴風 [注意報]雷
 伊根町 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,波浪,洪水
 与謝野町 [警報]大雨(浸水害) [注意報]雷,強風,洪水 =

台風情報発表例 (例文2)

平成 年 台風第 号に関する京都府気象情報 第 号
 平成 年 月 日 時 分京都府気象台発表

(見出し)

京都府では、大型で強い台風第 号が接近するため、日昼過ぎから夜遅くにかけて暴風に警戒してください。また、日明け方にかけて土砂災害や浸水害にも警戒が必要です。

(本文)

大型で強い台風第 号は 日 時現在、室戸岬の南南西約 キロにあって、1時間におよそ35キロの速さで北北東に進んでいます。中心の気圧は970ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は40メートル、最大瞬間風速は60メートルで、中心から半径120キロ以内では風速25メートル以上の暴風となっています。また、中心から半径600キロ以内では風速15メートル以上の強い風が吹いています。

台風は、今後も強い勢力を維持したまま北上し、日夕方から夜遅くにかけて近畿地方に最も近づく見込みで、四国から紀伊半島に上陸するおそれもあります。

京都府では、台風の接近に伴い風がさらに強まる見込みです。日昼過ぎから夜遅くにかけて、暴風に警戒してください。

また、台風を取り巻く雨雲が断続的に流れ込むため、日昼過ぎから日明け方にかけて土砂災害や浸水害に警戒してください。

河川の増水、竜巻などの激しい突風や落雷にも注意が必要です。

[雨の予想]

日明け方にかけて予想される1時間降水量は、
 多いところで、60ミリ"

日 時から 日 時までに予想される24時間降水量は、
 多いところで、180ミリ"

[風の予想]

日夜遅くにかけて予想される最大風速は、
 陸上 20メートル
 海上 25メートル"

[防災上の警戒事項]

暴風、土砂災害、浸水害

[防災上の注意事項]

河川の増水、竜巻などの激しい突風、落雷

最新の台風情報や、気象台の発表する警報や注意報、気象情報に留意してください。

次の「平成 年 台風第 号に関する京都府気象情報」は 日 時 分頃に発表する予定です。
 =

大雨（雪）に関する情報発表例（例文3）

大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報 第 号
平成 年 月 日 時 分京都地方気象台発表

（見出し）

京都府では、引き続き 日未明にかけて局地的に雷を伴った激しい雨の降るおそれがあります。浸水害、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風、落雷に注意してください。

（本文）

梅雨前線が 日朝にかけてゆっくり近畿地方を南下しており、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となっています。

このため京都府では、引き続き 日未明にかけて局地的に雷を伴って激しい雨が降るおそれがあります。浸水害、河川の増水、土砂災害に注意してください。また、竜巻などの激しい突風、落雷にも注意が必要です。

[雨の実況]

降り始め（ 日 時）から 日 時までのアメダス地点の雨量は、以下のとおりとなっています。

| | |
|---------|-----|
| 南丹市美山 | ミリ |
| 京丹波町本庄 | ミリ |
| 京丹波町須知 | ミリ |
| 南丹市園部 | ミリ |
| 京都市京北 | ミリ |
| 京都市中京区 | ミリ |
| 長岡京 | ミリ |
| 京田辺 | ミリ |
| 京丹後市間人 | ミリ |
| 京丹後市峰山 | ミリ |
| 宮津 | ミリ |
| 舞鶴 | ミリ |
| 綾部市故屋岡町 | ミリ |
| 綾部市上野町 | ミリ |
| 福知山市三岳 | ミリ |
| 福知山市荒河 | ミリ |
| 福知山市三和 | ミリ" |

[雨の予想]

日 時から 日 時までに予想される1時間降水量は、多いところで、40ミリ"

日 時から 日 時までに予想される24時間降水量は、多いところで、70ミリ"

[防災上の注意事項]

浸水害、河川の増水、土砂災害、竜巻などの激しい突風、落雷

今後、気象台が発表する最新の警報や注意報、気象情報に留意してください。

次の「大雨と突風及び落雷に関する京都府気象情報」は 日 時 分頃に発表する予定です。

=

記録的短時間大雨情報発表例（例文 4）

京都府記録的短時間大雨情報 第 号
平成 年 月 日 時 分 京都地方気象台発表

時 分京都府で記録的短時間大雨
舞鶴市西部付近で120ミリ以上
上京区付近で約90ミリ
=

土砂災害警戒情報発表例（例文5）

京都府土砂災害警戒情報 第 号

平成 年 月 日 時 分
京都府 京都地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

京都市北区* 京都市左京区* 京都市右京区* 福知山市三和町 南丹市園部町*
南丹市八木町* 南丹市日吉町 京丹波町旧丹波町 京丹波町旧瑞穂町

【警戒解除地域】

福知山市旧福知山市域 福知山市夜久野町 福知山市大江町 綾部市
南丹市美山町 京丹波町旧和知町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

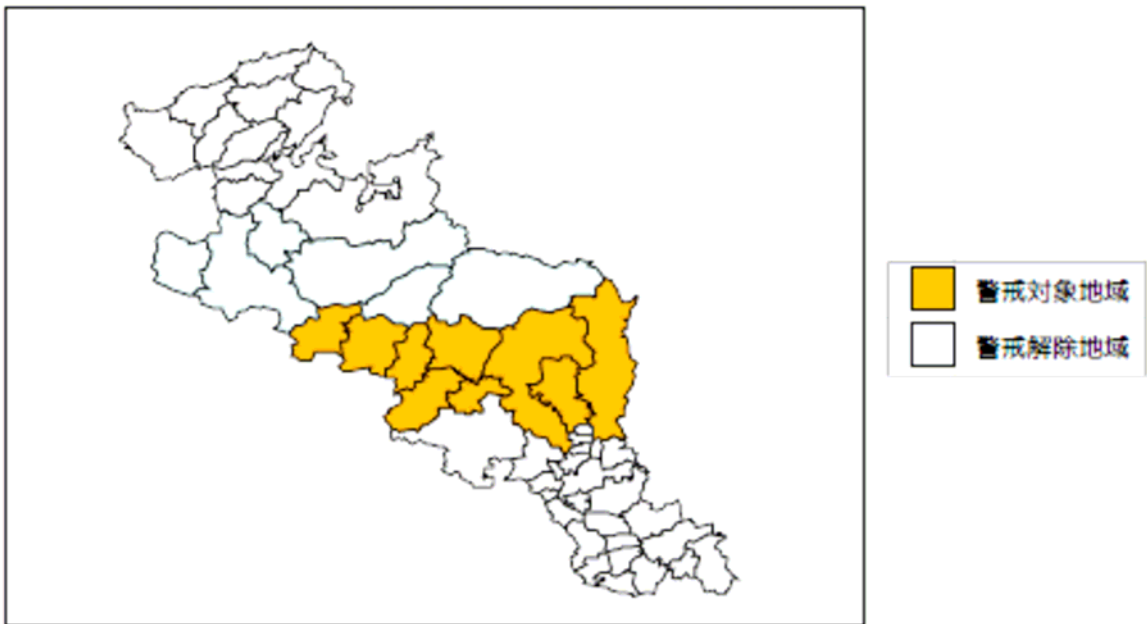
<概況>

大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】



問い合わせ先

075-414-5318（京都府砂防課）

075-841-3008（京都地方気象台技術課）

竜巻注意情報発表例 (例文6)

京都府竜巻注意情報 第 号
平成 年 月 日 時 分 京都地方気象台発表

京都府では竜巻発生のおそれがあります。

竜巻は積乱雲に伴って発生します。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。"

この情報は、 日 時 分まで有効です。

=

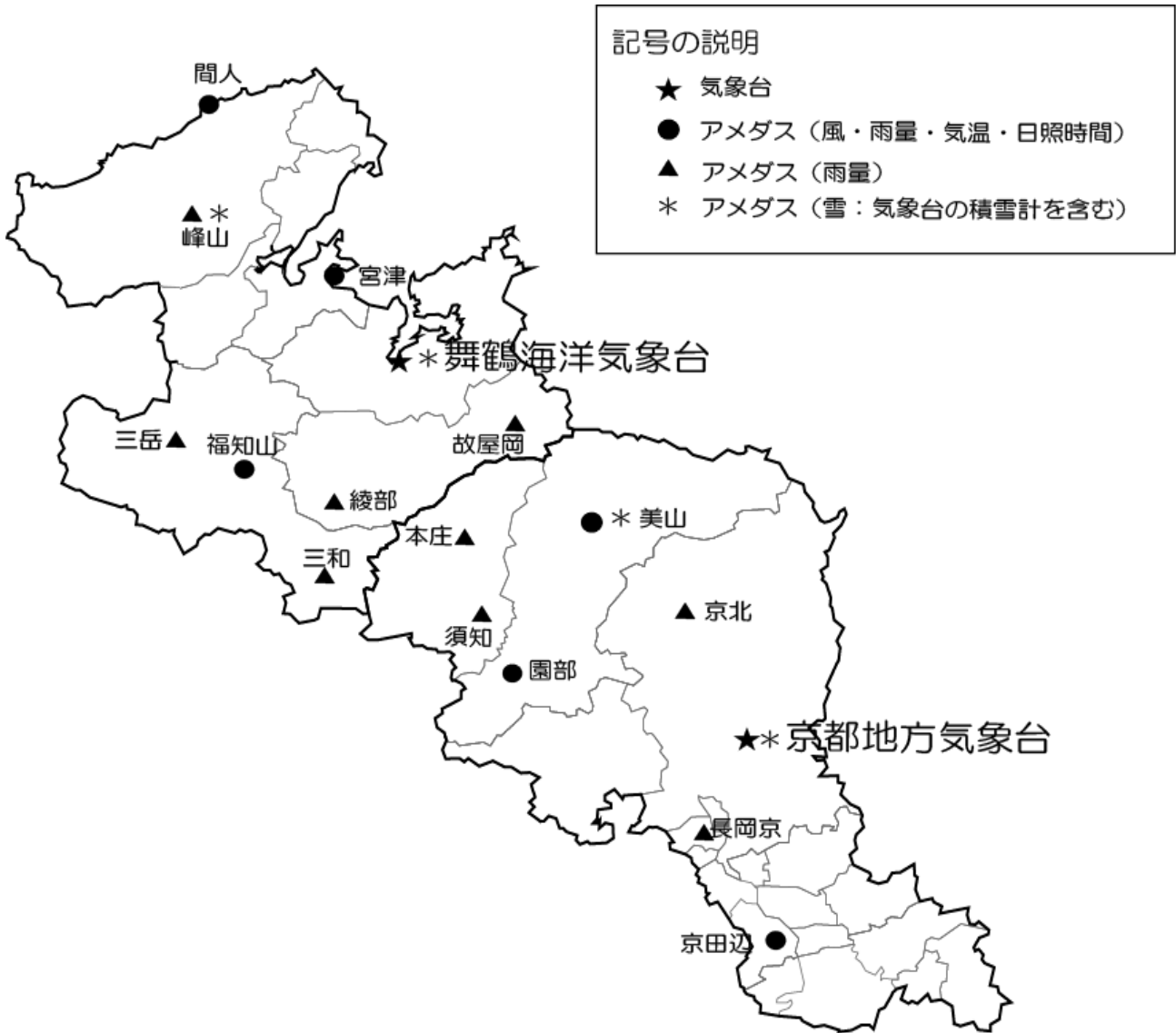
京都地方気象台所属地域気象観測所(アメダス)一覧表

| 観測所名 | 所在地 | 設置場所 | 種類 |
|------|--------------------|----------------|-----|
| 間人 | 京丹後市丹後町間人3112-1 | 間人公園 | 四 |
| 峰山 | 京丹後市峰山町荒山88 | 峰山中学校 | 雨・雪 |
| 宮津 | 宮津市上司1567-1 | 京都府立海洋高等学校 | 四 |
| 舞鶴 | 舞鶴市字下福井901 | 舞鶴海洋気象台 | 四・雪 |
| 三岳 | 福知山市字一の宮565 | 三岳駐在所 | 雨 |
| 故屋岡 | 綾部市故屋岡町三反田15 | 奥上林地区自治会連合会 | 雨 |
| 福知山 | 福知山市字荒河123 | 福知山終末処理場 | 四 |
| 綾部 | 綾部市上野町上野200 | 近畿中国四国農業研究センター | 雨 |
| 三和 | 福知山市三和町千束515 | 福知山市役所三和支所 | 雨 |
| 本庄 | 船井郡京丹波町西畑3番地 | 京丹波町役場和知支所 | 雨 |
| 美山 | 南丹市美山町静原桧野15 | 美山中学校 | 四・雪 |
| 須知 | 船井郡京丹波町字富田蒲生野144 | 京都大学農学部附属牧場 | 雨 |
| 京北 | 京都市右京区京北比賀江町院谷22-1 | 山国駐在所 | 雨 |
| 園部 | 南丹市園部町黒田1-4 | 南丹市園部西部浄化センター | 四 |
| 京都 | 京都市中京区西ノ京笠殿町38 | 京都地方気象台 | 四・雪 |
| 長岡京 | 長岡京市天神光風台4-1 | | 雨 |
| 京田辺 | 京田辺市新西浜 | 京都府営水道新中継ポンプ場 | 四 |

注 種 類

- ・「四」は、有線ロボット気象計(舞鶴・京都は地上気象観測装置)による降水量、気温、日照時間、風(風向・風速)の観測
- ・「雪」は、有線ロボット積雪深計(舞鶴・京都は地上気象観測装置)による積雪の深さの観測
- ・「雨」は、有線ロボット雨量計による降水量の観測

京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図



第2 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

1 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について気象庁の機関と国土交通省の機関が共同して洪水注意報、警報を発表し一般住民に周知する。(水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項)

(1) 対象河川、区域等(京都府関係)

| 河川名 | 区 域 | 水位観測所 | 洪水予報発表者 |
|-------------------|--|-------|-----------------------------------|
| 淀川幹川 宇治川 | 左岸 宇治市宇治塔川36番の2地先 } から 右岸 宇治市宇治紅齋25番の8 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで | 槇尾山 | 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 |
| 淀川幹川 淀川 | 左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで 右岸 } | 枚方 | |
| 淀川支川 木津川 下流 | 左岸 木津川市加茂町山田野田3 } から幹川合流点まで 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵22-2 } | 加茂 | 大阪管区 気象台 |
| 淀川支川 木津川 上流 | 左岸 相楽郡南山城村地内(三重県境)から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸 相楽郡南山城村地内(三重県境)から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで | 岩倉 | |
| 淀川支川 桂川 下流 | 左岸 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町無番地 } から 右岸 京都市西京区嵐山元禄山町国有林38林班ル小班地先 } 幹川合流点まで | 桂 | |
| 由良川 下流 | 由良川 左岸 福知山市観音寺地先 } から海まで 右岸 福知山市私市地先 } | 福知山 | 近畿地方 整備局 福知山 河川国道 事務所 |
| | 土師川 左岸 福知山市字堀地先 } から由良川への合流点まで 右岸 福知山市字土師地先 } | | |
| 由良川 中流 | 左岸 綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市観音寺地先まで 右岸 綾部市味方町鷲谷6番地先から福知山市私市地先まで | 綾部 | |

洪水予報基準点(京都府関連)

| 水系名 | 河川名 | 基準点 | はん濫注意 (警戒)水位 | 避難判断 (特別警戒) 水位 | はん濫危険 (危険) 水位 | 計画高 水位 | 備考 |
|-----|---------|-----|-----------------|----------------------|---------------------|-----------|----|
| 淀川 | 宇治川 | 槇尾山 | 3.00 | 3.50 | 3.60 | - | |
| | 淀川 | 枚方 | 4.50 | 5.40 | 5.50 | 6.36 | |
| | 桂川 | 桂 | 3.80 | 3.90 | 4.00 | 5.06 | |
| | 木津川 | 加茂 | 4.50 | 5.90 | 6.00 | 9.01 | |
| | 木津川 | 岩倉 | 6.00 | 7.40 | 8.40 | 10.50 | |
| 由良川 | 由良川 | 綾部 | 3.50 | 5.00 | 6.00 | 8.12 | |
| | 由良川・土師川 | 福知山 | 4.00 | 5.00 | 5.90 | 7.74 | |

注1 はん濫危険水位(危険水位)とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる(無堤部は浸水被害が発生する)おそれがある水位

2 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

(2) 連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系(淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川)洪水予報の連絡系統」及

び「由良川幹川洪水予報の連絡系統」に示す。

2 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。(水防法第16条第1項)

(1) 対象河川、区域等(京都府関係)

| 河川名 | 区 域 | 名 称 | 対 象 水 位 観 測 所 | | | | 水防警報 発 表 者 |
|------------------|---|-----|--------------------------|------------------------|--------------------|-----------|------------------------------------|
| | | | 地 名 | 位 置 | はん濫 注(警戒) 水位 | 計画 水位 | |
| 淀川 幹川 | 左岸 宇治市宇治 金井戸16-5 右岸 宇治市槇島町 槇尾山1-2 から大阪府境まで | 向島 | 京都市 伏見区 向島橋詰町 | 河口より 44.90km | m 2.00 | m 4.11 | 近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長 |
| | | 枚方 | 大阪府 枚方市 桜町3-32 | 河口より 25.99km | 4.50 | 6.36 | |
| 淀川支川 木津川 | 左右岸 相楽郡南山城村 地内(三重県界) から合流点まで | 加茂 | 京都府 木津川市 加茂町 船屋 | 幹川合流点 より 28.60km | 4.50 | 9.01 | 近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長 |
| | | 岩倉 | 三重県 伊賀市 岩倉 | 幹川合流点 より 57.40km | 6.00 | 10.50 | |
| 淀川支川 桂川 | 左岸 京都市右京区嵯峨 亀ノ尾町 右岸 京都市西京区嵐山 元禄山町国有林38 林班ル小班地先 から幹川合流点まで | 桂 | 京都市 西京区 桂浅原町 | 河口より 50.40km | 3.80 | 5.06 | 近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長 |
| 由良川 幹川 | 左岸 綾部市野田町西ノ 谷105番地先 右岸 綾部市味方町鷺谷 6番地先 から海まで | 福知山 | 福知山市 寺町 | 河口より 36.60km | 4.00 | 7.74 | 近畿地方 整備局 福知山 河川国道 事務所長 |
| | | 綾部 | 綾部市 味方町 | 河口より 51.90km | 3.50 | 8.12 | |
| 由良川 支川 土師川 | 左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師地 先 から幹川合流点まで | 福知山 | 福知山市字 寺町 | 河口より 36.60km | 4.00 | 7.74 | |

(2) 連絡系統

伝達手段及び経路を「淀川水系(淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川・淀川小支川名張川)水防警報の連絡系統」及び「由良川幹川水防警報の連絡系統」に示す。

3 知事が行う洪水予報

洪水によって相当な損害を生ずるおそれのある河川について、京都府と気象庁は共同して洪水予報を行う。

(水防法第11条第1項)

(1) 実施区域等

| 河川名 | 区 域 | | 水 位 観測所 | 洪水予報 発 表 者 | 指 定 年月日 |
|----------------------|-----|---|------------|----------------------------------|--------------|
| 鴨川 ・ 高野川 | 鴨川 | 左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで | 荒神橋 | 京都土木 事務所長 京都地方 気象台長 | 平16.6.1 |
| | 高野川 | 左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで | | | |
| 桂川 中流 ・ 園部川 | 桂川 | 左岸：南丹市日吉町中大向9番1地先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先 まで | 保津橋 鳥 羽 | 南丹土木 事務所長 京都地方 気象台長 | 平20. 6.13 |
| | 園部川 | 本梅川合流点から桂川合流点まで | 小 山 | | |

(2) 洪水予報基準点

| 河川名 | 発表基準対象水位観測所 | | | | | 備 考 |
|------------|-------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------|
| | 名 称 | 所 在 地 | はん濫注意水 位(警戒水位) | 避難判断水位 (特別警戒水位) | はん濫危険水 位(危険水位) | |
| 鴨川・ 高野川 | 荒神橋 | 京都市左京区 吉田河原町 14番地先 | 1.60 | 2.30 | 2.50 | |
| 桂川 | 保津橋 | 亀岡市保津町 字下中島 | 3.30 | 4.00 | 4.50 | |
| | 鳥羽 | 南丹市八木町 鳥羽 | 2.00 | 2.60 | 2.90 | |
| 園部川 | 小山 | 南丹市園部町 小山東町藤ノ 木54-1地先 | 1.40 | 2.20 | 2.60 | |

(3) 発表の種類及び基準

| 種 類 | 基 準 |
|--------------------|--|
| はん濫注意情報 (洪水注意報) | 基準点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 |
| はん濫警戒情報 (洪水警報) | 基準点の水位が、一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 |
| はん濫危険情報 (洪水警報) | 基準点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に達したとき。 |
| はん濫発生情報 (洪水警報) | 洪水予報区間内で、はん濫が発生したとき。 |

(4) 連絡系統

伝達は、定形化された形式を用いて行い、伝達手段及び経路を「鴨川・高野川洪水予報の連絡系統」及び「桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統」に示す。

(5) 浸水想定区域図

各河川の浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧できる。（水防法第14条）

4 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

(1) 水防警報

指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき、水防警報を公表し、その警報事項等に関係機関に通知する。(水防法第16条)

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防団員の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報(準備)

水防団待機水位(指定水位)に達したとき

(イ) 水防警報(出動)

はん濫注意水位(警戒水位)に達したとき

(ウ) 水防警報(解除)

はん濫 注意水位(警戒水位)を下回り、水防活動の必要がなくなったとき
水防団待機水位(指定水位)を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき
気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 避難判断水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等

水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット(京都府ホームページ)等により一般に周知する。

なお、避難判断水位(特別警戒水位)及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川について順次設定又は指定を行う。

その浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。

(3) 実施区域等

実施区域等を、「知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」に示す。

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

伝達手段及び経路を別に示す。

(5) 発表及び通知の形式

水防警報の発表及び水位情報の通知は、別途定める様式により行う。

知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

| 河川名 | 区域 | | 対象水位観測所 | | | | | | | 発表者 | 指定年月日 | |
|--------|--|--|------------|------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------|-----------------|------------------------------------|--------------|
| | | | 名称 | 所在地 | 水防団待機(指定)水位 | はん濫注意(警戒)水位 | 避難判断(特別警戒)水位 | はん濫危険(危険)水位 | 堤防高 | | 水防警報 | 水位情報通知・周知 |
| 鴨川・高野川 | 鴨川 | 起点 左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6 終点 桂川合流点 | 荒神橋 | 京都市左京区吉田河原町14番地先 | m 0.80 | m 1.60 | m 2.30 | m 2.50 | m 5.60 | 京都府 京都土木事務所長 | (当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1 | 洪水予報 実施河川 |
| | 高野川 | 起点 左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64 終点 鴨川合流点 | | | | | | | | | 平16.6.1 | |
| 桂川 | 起点 | 左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先 | 周山 | 京都市右京区京北周山町 | 2.50 | 4.00 | 4.70 | 5.50 | 6.25 | 京都府 南丹土木事務所長 | 平17.7.1 | 洪水予報 実施河川 |
| | 終点 | 左岸:京都市右京区京北柝本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北柝本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界) | | | | | | | | | | |
| | 起点 | 左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界) | 鳥羽 | 南丹市八木町鳥羽 | 1.10 | 2.00 | 2.60 | 2.90 | 5.91 | | 平11.6.22 | |
| | 終点 | 左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先 | | | | | | | | | | |
| 起点 | 左岸:亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:亀岡市千代川町川関カミ2番地8地先 | 保津橋 | 亀岡市保津町字下中島 | 2.30 | 3.30 | 4.00 | 4.50 | 5.74 | | | | |
| 終点 | 左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先 | | | | | | | | | | | |

| 河川名 | 区域 | | 対象水位観測所 | | | | | | | 発表者 | 指定年月日 | |
|------|----------|----------------------------|---------|------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|------|----------------------|----------|---------------|
| | | | 名称 | 所在地 | 水防団 待機 (指定) 水位 | はん濫 注意 (警戒) 水位 | 避難判 断(特 別警戒) 水位 | はん濫 危険 (危険) 水位 | 堤防高 | | 水防警報 | 水位情報 通知・周知 |
| 山科川 | 起点 終点 | 安祥寺川合流点 終点(直轄管理区域界) | 勤修寺 | 京都市山科区勤修寺東出町 | 1.20 | 2.20 | 2.40 | 3.40 | 5.28 | 京都府 京都土木 事務所長 | 平17.7.29 | 平20.5.26 |
| 天神川 | 起点 終点 | 開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線) 桂川合流点 | 西院 | 京都市右京区西院東貝川町 | 1.80 | 2.50 | | | 5.80 | | 平17.7.29 | |
| 弓削川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 五本松 | 京都市右京区京北五本松町セバト口 | 1.30 | 2.40 | 2.80 | 3.30 | 6.74 | | 平18.6.2 | 平20.5.26 |
| 小畑川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 大原野 | 京都市西京区大原野上里紅葉町 | 1.30 | 2.20 | 2.60 | 3.30 | 5.74 | 京都府 乙訓土木 事務所長 | 平13.7.10 | 平17.7.1 |
| 小泉川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 松田橋 | 大山崎町円明寺地先 | 1.50 | 2.20 | | | 5.40 | | 平18.9.22 | |
| 普賢寺川 | 起点 終点 | 高井橋(府道生駒井手線) 木津川合流点 | 三山木 | 京田辺市三山木七瀬川地先 | 0.90 | 1.20 | | | 3.88 | 京都府 山城北土木 事務所長 | 平17.7.29 | |
| 古川 | 起点 終点 | 起点 久御山排水機場 | 佐古 | 久御山町佐古外屋敷 | 1.80 | 2.20 | | | 5.30 | | 平18.6.2 | |
| 大谷川 | 起点 終点 | 極楽橋(市道馬ヶ背線) 大阪府界 | 八幡 | 八幡市八幡東島2の1 | 1.50 | 2.10 | | | 3.61 | | 平18.6.2 | |
| 田原川 | 起点 終点 | 城山大橋(国道307号) 門口川合流点 | 荒木 | 宇治田原町荒木大地1-1 | 0.80 | 1.40 | 1.70 | 2.10 | 2.74 | | 平18.6.2 | 平20.1.10 |
| 煤谷川 | 起点 終点 | 起点 木津川合流点 | 菱田 | 精華町菱田宮西22-2 | 1.80 | 2.60 | 2.70 | 3.40 | 3.74 | | 平17.7.29 | 平20.1.10 |
| 山田川 | 起点 終点 | 古川橋(府道奈良精華線) 木津川合流点 | 山田川 | 木津川市相楽下地先 | 1.40 | 2.40 | 2.70 | 3.60 | 4.90 | 京都府 山城南土木 事務所長 | 平17.7.29 | 平20.5.26 |
| 和束川 | 起点 終点 | 小瀬川合流点 木津川合流点 | 門前橋 | 和束町大字原山小字西手地先 | 1.20 | 1.60 | 1.90 | 2.30 | 5.66 | | 平17.7.29 | 平20.5.26 |
| 井関川 | 起点 終点 | 起点 山田川合流点 | 井関川 | 木津川市木津瓦谷地先 | 1.60 | 2.10 | 2.40 | 2.60 | 4.10 | | 平18.6.2 | 平20.5.26 |
| 赤田川 | 起点 終点 | 赤田川橋(JR) 終点(直轄管理区域界) | 赤田川 | 木津川市加茂町大野烏田地先 | 1.40 | 2.00 | 2.40 | 3.00 | 3.40 | | 平18.6.2 | 平20.5.26 |

| 河川名 | 区域 | | 対象水位観測所 | | | | | | | 発表者 | 指定年月日 | |
|------|-------------------|-----------------------------------|---------|------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|------|----------------------|----------|---------------|
| | | | 名称 | 所在地 | 水防団 待機 (指定) 水位 | はん濫 注意 (警戒) 水位 | 避難判 断(特 別警戒) 水位 | はん濫 危険 (危険) 水位 | 堤防高 | | 水防警報 | 水位情報 通知・周知 |
| 園部川 | 起点 終点 | 本梅川合流点 桂川合流点 | 小山 | 南丹市園部町小山 東町藤ノ木地先 | 0.50 | 1.40 | 2.20 | 2.60 | 3.75 | 京都府 南丹土木 事務所長 | 平13.7.10 | 洪水予報 実施河川 |
| 田原川 | 起点 終点 | 京都市界 桂川合流点 | 殿田 | 南丹市日吉町殿田 大貝15の2 | 0.90 | 1.80 | | | 3.17 | | 平19.3.9 | |
| 棚野川 | 起点 終点 | 林橋 由良川合流点 | 静原 | 南丹市美山町静原 九鬼ヶ坂28の8番地 | 2.00 | 3.50 | | | 6.60 | | 平19.3.9 | |
| 高屋川 | 起点 終点 | 起点 藤ヶ瀬橋 | 高屋川橋 | 京丹波町豊田下川 原7の1地先 | 1.40 | 1.90 | | | 3.00 | | 平19.3.9 | |
| 年谷川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 三宅 | 亀岡市三宅町 | 0.60 | 1.40 | | | 3.39 | | (予定) | |
| 曾我谷川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 余部 | 亀岡市余部町 | 0.90 | 1.50 | | | 3.64 | | (予定) | |
| 犬飼川 | 起点 終点 | 起点 桂川合流点 | 並河橋 | 亀岡市大井町並河 | 0.70 | 1.40 | | | 4.35 | | (予定) | |
| 犀川 | 起点 終点 | 西坂川合流点 由良川合流点 | 新庄 | 綾部市新庄町小字 東81-1地先 | 1.00 | 1.70 | 2.00 | 2.60 | 4.59 | 京都府 中丹東土木 事務所長 | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| 八田川 | 起点 終点 | 起点 由良川合流点 | 湊垣 | 綾部市湊垣町久田 25-8地先 | 1.10 | 1.90 | | | | | 平17.7.29 | (予定) |
| 上林川 | 起点 終点 | 神塚橋(府道小浜綾部線) 十倉下橋(農道) | 八津合 | 綾部市八津合町寺 町 | 1.00 | 2.00 | 2.50 | 3.30 | 4.93 | | 平18.6.2 | 平19.5.30 |
| 伊佐津川 | 起点 終点 | 池内川合流点 終点(海) | 二ツ橋 | 舞鶴市大内 | 1.30 | 2.00 | 2.50 | 2.90 | 5.29 | | 平13.7.10 | 平17.7.1 |
| 志楽川 | 起点 終点 | 鹿原川合流点 終点(海) | 志楽川 | 舞鶴市字田中町50 地先 | 0.70 | 1.30 | 1.70 | 2.50 | 3.02 | | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| 与保呂川 | 起点 終点 | 菅坂川合流点 終点(海) | 行永 | 舞鶴市字行永2066 の2 | 1.00 | 1.60 | | | | | (予定) | |

| 河川名 | 区域 | | 対象水位観測所 | | | | | | | 発表者 | 指定年月日 | |
|-----------|----|---------------|---------|----------------------|-------------|-------------|--------------|-------------|------|----------------------|----------|-----------|
| | | | 名称 | 所在地 | 水防団待機(指定)水位 | はん濫注意(警戒)水位 | 避難判断(特別警戒)水位 | はん濫危険(危険)水位 | 堤防高 | | 水防警報 | 水位情報通知・周知 |
| 和久川 | 起点 | 榎原川合流点 | 榎原 | 福知山市大字拝師小字岡本2054番地地先 | 0.80 | 1.60 | | | 2.69 | 京都府 中丹西土木 事務所長 | 平17.7.29 | (予定) |
| | 終点 | 由良川合流点 | | | | | | | | | (予定) | |
| 弘法川 | 起点 | 福知山市篠尾地先 | 厚東 | 福知山市厚東町 | 1.60 | 2.20 | | | | | 平17.7.29 | (予定) |
| | 終点 | 由良川合流点 | | | | | | | | | | |
| 牧川 | 起点 | 直見川合流点 | 上川口 | 福知山市下小田小字荒砂66の1 | 1.50 | 2.50 | 2.70 | 3.50 | 3.73 | | 平17.7.29 | (予定) |
| | 終点 | 由良川合流点 | | | | | | | | | | |
| 土師川 | 起点 | 平石川合流点 | 三俣 | 福知山市字三俣地先 | 1.50 | 2.50 | 2.80 | 3.50 | 5.20 | 平17.7.29 | (予定) | |
| | 終点 | 終点(直轄管理区域界) | | | | | | | | | | |
| 宮川 | 起点 | 北原川合流点 | 二俣 | 福知山市大江町二俣地先 | 1.00 | 1.70 | | | | (予定) | (予定) | |
| | 終点 | 終点(直轄管理区域界) | | | | | | | | | | |
| 大手川 | 起点 | 今福川合流点 | 福田橋 | 宮津市字喜多 | 1.80 | 2.90 | 3.10 | 4.10 | | 京都府 丹後土木 事務所長 | 平13.7.10 | 平17.7.1 |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 福田川 | 起点 | 公庄川合流点 | 網野橋 | 京丹後市網野町小浜小字小橋地内 | 1.00 | 1.50 | 1.80 | 2.30 | 2.61 | | 平13.7.10 | 平17.7.1 |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 野田川 上流 | 起点 | 滝川合流点 | 寺田橋 | 与謝野町算所 | 2.30 | 3.50 | 4.10 | 4.80 | | | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| | 終点 | 三村橋(府道野田川加悦線) | | | | | | | | | | |
| 野田川 下流 | 起点 | 三村橋(府道野田川加悦線) | 堂谷橋 | 与謝野町字下山田小字タイト田 | 2.30 | 3.50 | 4.10 | 4.80 | 6.40 | | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 竹野川 上流 | 起点 | 久住川合流点 | 大宮 | 京丹後市大宮町口大野小字鯨377番2地先 | 1.50 | 2.00 | 2.80 | 3.50 | | | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| | 終点 | 京丹後市峰山町界 | | | | | | | | | | |
| 竹野川 下流 | 起点 | 京丹後市大宮町界 | 矢田橋 | 京丹後市峰山町糸井新田326-2地先 | 2.00 | 2.60 | 3.60 | 4.30 | 6.10 | | 平17.7.29 | 平19.5.30 |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 川上谷川 | 起点 | 伯耆谷川合流点 | 橋爪橋 | 京丹後市久美浜町橋爪483地先 | 0.80 | 1.30 | | | 2.93 | | 平17.7.29 | (予定) |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 佐濃谷川 | 起点 | 円頓寺川合流点 | 出合橋 | 京丹後市久美浜町野中小字出合361番地 | 1.20 | 1.60 | 2.10 | 2.80 | 3.81 | 平17.7.29 | 平19.5.30 | |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 筒川 | 起点 | 田原川合流点 | 伊根 | 伊根町本庄上桜1530-1地先 | 0.80 | 1.60 | | | 3.98 | 平18.6.2 | | |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |
| 宇川 | 起点 | 山根橋(市道井の内1号線) | 宇川 | 京丹後市丹後町平小字長楽592番地先 | 1.50 | 2.10 | 2.60 | 3.40 | | 平18.6.2 | 平19.5.30 | |
| | 終点 | 終点(海) | | | | | | | | | | |

水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

第3 水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は、水防管理団体等に迅速かつ適切な水防活動の指針を与えるとともに、住民（公私の団体を含む、以下同じ。）への周知により相応の対策を促すために行う。

1 予報区

水防活動用予報警報の予報区については、一般予報警報の場合に準じて京都地方気象台と舞鶴海洋気象台が府内の区域を分割して担当する。

2 種類

水防活動用予報警報は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予報警報の発表をもって代える。

水防活動用予報警報の種類

| 種 類 | 代替する一般予報警報の種類 |
|---------------------|---------------|
| 水 防 活 動 用 気 象 警 報 | 大 雨 警 報 |
| 水 防 活 動 用 気 象 注 意 報 | 大 雨 注 意 報 |
| 水 防 活 動 用 津 波 警 報 | 津 波 警 報 |
| 水 防 活 動 用 津 波 注 意 報 | 津 波 注 意 報 |
| 水 防 活 動 用 高 潮 警 報 | 高 潮 警 報 |
| 水 防 活 動 用 高 潮 注 意 報 | 高 潮 注 意 報 |
| 水 防 活 動 用 洪 水 警 報 | 洪 水 警 報 |
| 水 防 活 動 用 洪 水 注 意 報 | 洪 水 注 意 報 |

3 伝 達

(1) 用 紙

水防活動用予報警報の伝達には、一般予報警報と同一の様式を使用する。

(2) 伝 達

水防活動用予報警報の伝達手段及び経路を、「京都府予報警報伝達経路図」で示す。

4 水防活動に利用する気象情報

一般予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。

気象情報の伝達には、一般のものと同一の様式を使用し、伝達的手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。

水防活動に利用する気象情報の種類

| 気 象 情 報 の 種 類 |
|-----------------------------------|
| 台 風 情 報 |
| 大 雨 情 報 |
| 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報 |
| そ の 他 水 防 活 動 に 密 接 に 関 連 す る 情 報 |

第4 各種の気象通報

1 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

2 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

3 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

(1) 区域細分

火災気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

(2) 火災気象通報の通報基準

ア 南 部

基準その1：実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき。

基準その2：強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

イ 北 部

基準その1：実効湿度が70%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき。

基準その2：強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

(3) 気象の状況が通報基準に達した場合であっても、降雨、降雪、又は積雪が現にあり、若しくは3時間以内にこれらが予想される場合には通報しないことがある。

(4) 通報事項

火災気象通報の通報事項は別に定められた事項とする。

(5) 通報時刻

火災気象通報は、午前9時から午後4時までの間に通報し、有効時間は翌日の午前10時までとする。

(6) 市町村長が行う「火災警報」

ア 市町村長は、火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という。）を発表することができる。

イ 市町村長が単独に火災警報を発表する場合の基準は、次による。

(ア) 実効湿度が南部では60%以下、北部では70%以下となり、かつ最小湿度が40%以下となるとき。

(イ) 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき。

ウ 市町村長は火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置を取らなければならない。

(7) 火災気象通報の伝達

火災気象通報の伝達手段及び経路を「京都府火災気象通報伝達経路図」に示す。

4 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予報警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部

分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関及び一般農家に伝達、周知する。

(1) 区域細分

農業気象通報については、一般予報警報における一次細分区域を適用して細分する。

(2) 農業気象通報の種類及び実施期間

農業気象通報の種類及び実施期間は、農業気象関係機関の協議により年ごとに定める。

(3) 農業気象通報の伝達

農業気象通報は、気象台の定形による様式で伝達される。定形化された気象情報は、該当の受報用紙を使用する。

農業気象通報の伝達手段及び経路を「京都府農業気象通報伝達経路図」に示す。

5 漁業無線気象通報

気象官署から、最寄りの漁業用海岸局に対して行う気象及び水象に関する「漁業無線気象通報」は、舞鶴海洋気象台から宮津漁業無線局、第八管区海上保安本部並びに舞鶴海上保安部に通知し、これらと交信している海域の漁船に伝達する。

第5 津波警報等

1 津波警報及び津波注意報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表する。

2 津波警報及び津波注意報の予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として、都道府県支庁の区分）に分けられている。京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

3 津波警報等の種類と内容

(1) 種類

ア 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

イ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 内容

「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」に示す。

4 津波警報及び津波注意報の伝達

(1) 津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波警報等が含まれることがある。

(2) 津波警報及び津波注意報の伝達手段及び経路を「津波警報及び津波注意報伝達経路図」に示す。

発表基準・解説・発表される津波の高さ等

| 種類 | | 発表基準 | 解説 | 発表される津波の高さ |
|-------|-----|--|---------------------------------------|-------------------|
| 津波警報 | 大津波 | 予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合 | 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 | 3m、4m、6m、8m、10m以上 |
| | 津波 | 予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合 | 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 | 1m、2m |
| 津波注意報 | | 予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満であって津波による災害のおそれがある場合 | 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 | 0.5m |

注1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

3 京都府の津波予報区は「京都府」である。

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|------|---|--|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表 |
| | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところで0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

第6 緊急地震速報の実施及び実施基準等

(1) 気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 京都地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

第7 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震及び津波に関する情報の種類と内容

地震情報・津波情報の種類と内容を「地震及び津波に関する情報の種類と内容」に示す。

2 情報の伝達

(1) 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達する。

ただし、「遠地地震の震源・震度に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達する。

ただし、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達する。

- (2) 地震及び津波に関する情報の伝達手段及び経路を「地震及び津波に関する情報伝達経路図」に示す。

3 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に関する津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
 - ア 京都府内で震度3以上
 - イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上
- (4) 各地の震度に関する情報

京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (5) 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。
- (6) その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

地震及び津波に関する情報の種類と内容

| 情報の種類 | | 情報の内容 |
|----------|---------------------------|---|
| 地震情報 | 震度速報 | 震度3以上を観測した地域名(注1)(全国を約180に区分)と震度、地震の発生時刻を発表 |
| | 震源に関する情報 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に津波による災害がないと予想されたときには「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表 |
| | 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 |
| | 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 |
| | その他の情報 | 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表 |
| 津波に関する情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区(注2)の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表 |
| | 各地の満潮時刻・津波の到達予測時刻に関する情報 | 主な地点(注3)の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| | 津波観測に関する情報 | 実際に津波を観測(注3)した場合に、その時刻や高さを発表 |
| | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表 |

注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」

注2 京都府の津波予報区は「京都府」

注3 京都府内の地点は「舞鶴」

第8 火山現象警報等

京都府内に影響を及ぼすような火山噴火、降灰等が生じた場合、被害を軽減するため噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報等(以降、火山現象警報等と呼ぶ)を発表し、京都地方気象台から防災情報提供システムにより、京都府防災・原子力安全課、NHK京都放送局、第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部へ通知する。火山現象警報等の経路図を「火山現象警報等に関する情報伝達経路図」に示す。

第9 異常現象発見者通報制度

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関(水防管理者又は水防関係者)に、火災に関する場合は消防機関に、地震発生後の海面状態の異常及びその他の現象の場合は市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

2 警察官、海上保安官等の通報

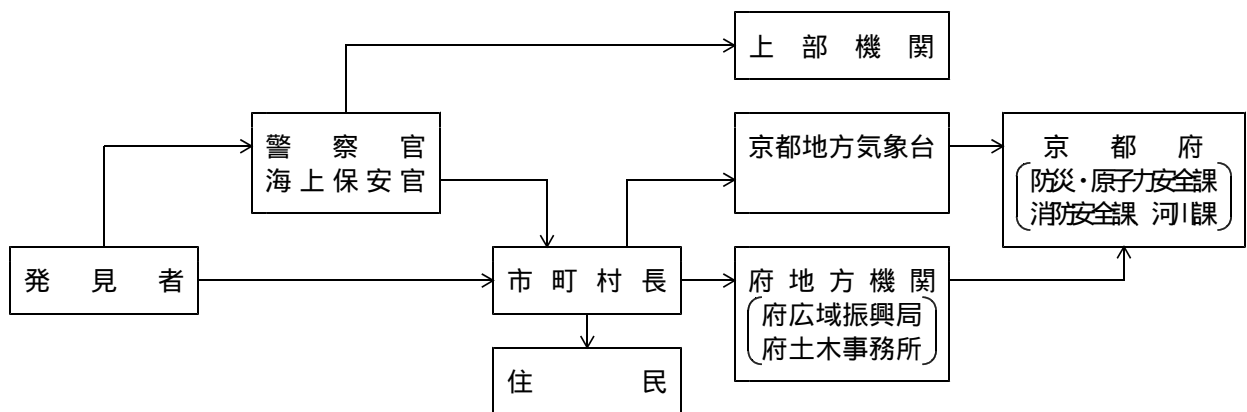
通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市町村長及び上部機関に通報するものとする。

3 市町村長の通報

1、2によって通報を受けた市町村長は、直ちに気象官署及び府地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図るものとする。

4 府地方機関の通報

3により通報を受けた府地方機関は、直ちに府(本庁関係課)に通報するものとする。



第10 予報警報等の伝達及び周知

1 周知徹底の方法

予報警報の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図るものとする。

- (1) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による方法
- (2) サイレン、警鐘等による方法
- (3) マイク、宣伝車等を利用する方法
- (4) 伝達組織を通じて徹底する方法
- (5) 気象告知板による方法(鉄道気象告知板等)
- (6) 無線放送による方法(航行船舶向け等)
- (7) ラジオ放送、テレビ放送による方法

2 通報連絡内容の略符号化

予報警報の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

3 通報連絡体制の確立

予報警報の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努める

ものとする。

第11 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領（府建設交通部）

1 雨量・水位の観測等

府管理のテレメータによる雨量・水位観測所及び河川防災カメラを「京都府雨量観測所（テレメータ）」、「京都府水位観測所（テレメータ）」及び「京都府河川防災カメラ」に示す。

雨量・水位観測所の観測データ及び河川防災カメラ画像は、河川情報システムにより土木事務所等及び河川課・砂防課に自動的に送信される。

土木事務所等及び河川課・砂防課は、このシステム等を活用し、降雨や河川の状況等の把握に努めるものとする。

2 雨量・水位の通報要領

(1) 雨量水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、京都地方気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、河川情報システム及び土砂災害監視システムにより市町村等に通報する。

水防法第12条第1項の定めによる指定水位を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

(2) 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

ア 通報の手段

(ア) 電話による通報

雨量の通報例：「 雨量観測所の 時現在の時間雨量は mmです。総雨量は mmです。」

水位の通報例：「 川 水位観測所の水位は、 時現在、 . mです。」

「 川 水位観測所の水位が、 時現在、指定水位（警戒水位）を上（下）回り、 . mです。（これで、通報を中止します。）」

(イ) F A Xによる通報は、観測記録用紙又は任意様式により行う。

イ 通報の時期

- ・指定水位又は、警戒水位に達したとき
- ・指定水位に達してから指定水位を下回るまでの間の毎正時ごと
- ・指定水位又は、警戒水位を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

ウ 通報の中止

- ・指定水位を下回ったとき
- ・警戒水位以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

以上の場合、水位の通報と併せて、通報を中止する旨連絡し、通報を終了する。

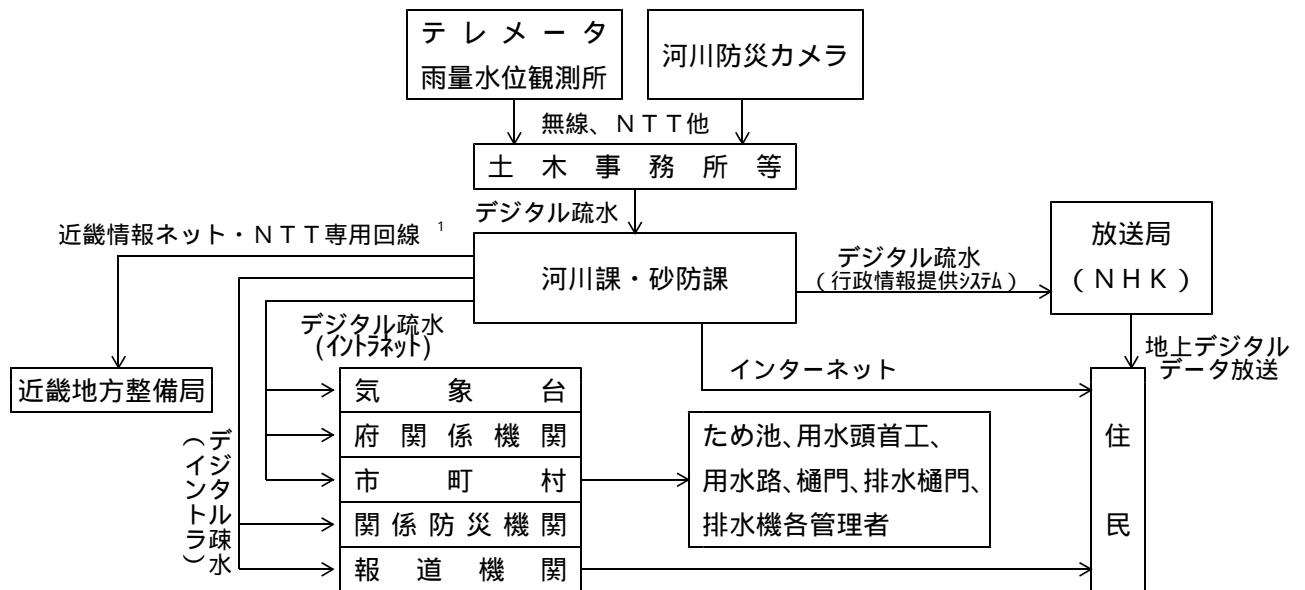
3 雨量・水位・ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送等により公表する。水防法第12条第2項の定めによる警戒水位を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

4 連絡系統

伝達手段及び経路を下図に示す。



1 本府の観測結果及び近畿地方整備局の観測の結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

5 各機関の雨量・水位観測所

- (1) 気象庁所属の雨量観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」及び「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。
- (2) 近畿地方整備局の設置する雨量・水位観測所を「国土交通省雨量観測所（テレメーター）」及び「国土交通省水位観測所（テレメータ）」に示す。
- (3) JR西日本の雨量観測所は、次のとおりである。
 京都支社 12箇所
 福知山支社 6箇所
- (4) 東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社は主要河川の橋りょう付近に量水標を設置し、警戒水位を表示して列車運転の安全を図る。

| | | |
|-------------|-------------------|---|
| 東海旅客鉄道株式会社 | | |
| 関西支社 | 東海道新幹線 | 桂川，小畑川，小泉川 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | | |
| 京都支社 | 東海道本線 山陰本線 | 鴨川，桂川，小畑川，小泉川 有栖川，三宅川，前川 前川，第二大堰川 綾部・石原間80 K 350 m付近築堤 土師川，第三牧川 |
| 福知山支社 | | |
| 大京阪支社 | 舞鶴線 関西線 奈良線 | 下由良川，第六伊佐津川 下の川，木津川 木津川，宇治川 |
| 京都支社 | | |

第12 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）による監視（府建設交通部）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の100雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、京都府へ還元する。

また、土砂災害警戒情報の基準値を超えた5キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を京都府と京都地方気象台が共同発表する。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から府防災・原子力安全課経由で市町村防災担当課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで市町村防災担当課及び土木事務所へ提供される。

3 土砂災害警戒情報と防災活動

土砂災害警戒情報が発表された該当市町村は、京都府砂防課から提供される5キロメッシュの補足情報を利活用して避難指示などの参考資料とする。

京都府雨量観測所（テレメータ）

（平成23年6月15日現在）

| 観測所名 | 所在地 | 所管 | |
|------|---------------------------|----------|---------|
| 府庁 | 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内 | 河川課・砂防課 | |
| 京都 | 京都市左京区賀茂今井町10-4 京都土木事務所内 | 京都土木事務所 | |
| 大原 | 京都市左京区大原上野町 | | |
| 上賀茂 | 京都市北区上賀茂十三石山 | | |
| 中川 | 京都市北区中川北山町 | | |
| 勸修寺 | 京都市山科区勸修寺東出町 | | |
| 貴船 | 京都市左京区鞍馬貴船町87 | | |
| 嵐山 | 京都市右京区嵯峨亀ノ尾町地内 | | |
| 花背 | 京都市左京区花背大布施町772 | | |
| 上黒田 | 京都市右京区京北上黒田町水出20 | | |
| 周山 | 京都市右京区京北周山町上ノ段1 | | |
| 上弓削 | 京都市右京区京北上弓削町宮ノ本6 | | |
| 乙訓 | 向日市上植野町馬立8 乙訓土木事務所内 | | 乙訓土木事務所 |
| 正法寺 | 京都市西京区大原野南春日町1252-1 | | |
| 松田橋 | 乙訓郡大山崎町円明寺 | 山城北土木事務所 | |
| 宇治 | 宇治市宇治若森7-6 山城広域振興局内 | | |
| 笠取 | 宇治市西笠取石原7番地他 | | |
| 田辺 | 京田辺市田辺明田1 | | |
| 八幡 | 八幡市八幡東島2の1 | | |
| 荒木 | 宇治田原町荒木大地1-1 | | |
| 井手 | 井手町小字梅ノ木原 | | |
| 高船 | 京田辺市天王大尾41-5 | | |
| 佐古 | 久世郡久御山町佐古 | | |
| 寺田 | 城陽市寺田 | | |
| 木津 | 木津川市木津上戸 山城南土木事務所内 | 山城南土木事務所 | |
| 菱田 | 精華町菱田宮西22-2 | | |
| 鷲峰山 | 宇治田原町大字奥山田小字上大福92 鷲峰山中継所内 | | |
| 湯船 | 和束町湯船五の瀬 | | |
| 北大河原 | 南山城村大字北大河原小字北垣内 | | |
| 笠置 | 笠置町西通90-1 | | |
| 東部消防 | 笠置町有市西狭間19 | | |
| 恭仁大橋 | 木津川市加茂町岡崎出垣内15-1 | | |
| 三上山 | 木津川市山城町平尾奥山1-3 | | |
| 亀岡 | 亀岡市荒塚町1丁目4-1 | | |
| 本梅 | 亀岡市本梅町中野煙川8-5 | | |
| 東別院 | 亀岡市東別院町東掛一アン20-2 | | |
| 園部 | 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 南丹土木事務所内 | 南丹土木事務所 | |
| 榎 | 南丹市園部町大河内小ガマ4-1 | | |
| 殿田 | 南丹市日吉町殿田大貝15-2 | | |
| 高屋川 | 京丹波町豊田下川原7の1地先 | | |
| 八木大橋 | 南丹市八木町西田金井畠46-4地先 | | |
| 四ッ谷 | 南丹市日吉町四ッ谷柏木5 | | |
| 神吉 | 南丹市八木町神吉小路谷44-2 | | |
| 細谷 | 京丹波町細谷古和田24-1 | | |
| 和知川橋 | 京丹波町中ユヤノ谷9-7 | | |
| 胡麻 | 南丹市日吉町胡麻仲村 | | |
| 井脇 | 京丹波町井脇瀧谷 | | |
| 船阪 | 南丹市園部町船阪北ノ谷33-1 | | |
| 安掛 | 南丹市美山町安掛 美山出張所内 | | |

| 観測所名 | 所在地 | 所管 | |
|-------|----------------------------|-----------|----------|
| 綾部 | 綾部市川糸町丁畠10-2 | 中丹東土木事務所 | |
| 八津合 | 綾部市八津合町寺町 | | |
| 淵垣 | 綾部市淵垣町久田25-8地内 | | |
| 篠田 | 綾部市篠田町祝田43 | | |
| 十倉中 | 綾部市大字十倉中町中筋1 | | |
| 小貝 | 綾部市小貝町岬40 | | |
| 古和木 | 綾部市故屋岡町朝根6-4 | | |
| 舞鶴 | 舞鶴市浜小字浜2020 | | 中丹西土木事務所 |
| 二ツ橋 | 舞鶴市大内 | | |
| 下漆原 | 舞鶴市八戸地小字小倉 | | |
| 空山 | 舞鶴市観音寺小字大井路57の6 | | |
| 西神崎 | 舞鶴市西神崎字浜933-12 | | |
| 松尾 | 舞鶴市字松尾小字寺地507 | | |
| 福知山 | 福知山市篠尾新町1丁目91 | 中丹西土木事務所 | |
| 田ノ谷 | 福知山市三和町田谷藤迫254 | | |
| 夜久野 | 福知山市夜久野町平野力夕セ新田2150 | | |
| 大雲橋 | 福知山市大江町南有路城子1341-4 | | |
| 大江山 | 福知山市大江町仏性寺二瀬川1358 | | |
| 三俣 | 福知山市字三俣地先 | | |
| 佐々木 | 福知山市字上佐々木小字登尾35-7 | | |
| 直見 | 福知山市夜久野町直見地先 | | |
| 井田 | 福知山市夜久野町井田八代地先 | | |
| 牧 | 福知山市牧地先 | | |
| 上豊富 | 福知山市字畑中1529-3 | | |
| 下野条 | 福知山市大字下野条小字奴太ノ谷地先 | | |
| 台頭 | 福知山市三和町台頭地先 | | |
| 菟原 | 福知山市三和町菟原中芝465 | | |
| 宮津 | 宮津市吉原地内 | 丹後土木事務所 | |
| 堂谷橋 | 与謝野町字下山田小字タイト田 | | |
| 伊根 | 伊根町本庄上桜1530-1地先 | | |
| 上世屋 | 宮津市字上世屋小字ヲ | | |
| 国分 | 宮津市字国分611-1 | | |
| 岩戸 | 宮津市字小田小字岩戸地先 | | |
| 滝 | 与謝野町字滝小字下河原3223 | | |
| 日出 | 伊根町大字日出小字毘沙門1-2 | | |
| 峰山 | 京丹後市峰山町丹波855 | | |
| 佐濃 | 京丹後市久美浜町野中小字出合361番地 | | |
| 久美浜 | 京丹後市久美浜町1323地内 | | |
| 網野橋 | 京丹後市網野町小浜小字小橋156-3地先 | | |
| 宇川 | 京丹後市丹後町平小字長楽592番地先 | | |
| 小田 | 京丹後市弥栄町小田小字回り淵地先 | | |
| 日和田 | 京丹後市網野町日和田小字マキバ720-1 | | |
| 五箇 | 京丹後市峰山町五箇小字船岡3 | | |
| 大野 | 南丹市美山町檜原中野山48ノ5 大野ダム管理事務所内 | 大野ダム管理事務所 | |
| 田歌 | 南丹市美山町田歌上五波3-3 | | |
| 佐々里 | 南丹市美山町佐々里佐々里奥3-7 | | |
| 知見 | 南丹市美山町知見知見山2-9 | | |
| 盛郷 | 南丹市美山町盛郷上田原22-1 | | |
| 洞 | 南丹市美山町豊郷景遠 | | |
| 島 | 南丹市美山町下吉田由良12-2 | | |
| 河内谷 | 南丹市美山町河内谷大木茂6-1 | | |
| 100箇所 | | | |

京都府水位観測所（テレメータ）

（平成23年6月15日現在）

| 観測所名 | 河川名 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位 | 堤防高 | 所在地 | 所管 | 洪水予報 | 水防情報 | 水位情報周知 | |
|-------|-------|---------|---------|--------|---------|-------|----------------------|----------|---------|------|--------|---|
| 大原 | 高野川 | 1.10 | 1.70 | | | 3.55 | 京都市左京区大原上野町 | 京都土木事務所 | | | | |
| 松ヶ崎橋 | 高野川 | | | | | | 京都市左京区山端川端町 | | | | | |
| 上賀茂 | 鴨川 | 1.20 | 2.00 | | | 8.40 | 京都市北区上賀茂十三石山 | | | | | |
| 北山大橋 | 鴨川 | | | | | | 京都市左京区賀茂今井町 | | | | | |
| 荒神橋 | 鴨川 | 0.80 | 1.60 | 2.30 | 2.50 | 5.60 | 京都市左京区吉田河原町14番地先 | | ○ | ○ | | |
| 東松ノ木町 | 鴨川 | | | | | | 京都市南区東九条東松ノ木町 | | | | | |
| 岩倉 | 岩倉川 | | | | | | 京都市左京区岩倉大鷲町 | | | | | |
| 勸修寺 | 山科川 | 1.20 | 2.20 | 2.40 | 3.40 | 5.28 | 京都市山科区勸修寺東出町 | | | ○ | ○ | |
| 金ヶ崎 | 旧安祥寺川 | | | | | | 京都市山科区勸修寺西金ヶ崎 | | | | | |
| 西院 | 天神川 | 1.80 | 2.50 | | | 5.80 | 京都市右京区西院東貝川町 | | | ○ | | |
| 稲村橋 | 西高瀬川 | | | | | | 京都市南区上鳥羽北戒光町 | | | | | |
| 上黒田 | 桂川 | 2.50 | 3.50 | | | 5.50 | 京都市右京区京北上黒田町水出20 | | | | | |
| 周山 | 桂川 | 2.50 | 4.00 | 4.70 | 5.50 | 6.25 | 京都市右京区京北周山町 | | | ○ | ○ | |
| 五本松 | 弓削川 | 1.30 | 2.40 | 2.80 | 3.30 | 6.74 | 京都市右京区京北五本松町セバトロ | | | ○ | ○ | |
| 中地 | 細野川 | 2.00 | 2.90 | | | 8.00 | 京都市右京区京北中地町 | | | | | |
| 大原野 | 小畑川 | 1.30 | 2.20 | 2.60 | 3.30 | 5.74 | 京都市西京区大原野上里紅葉町無番地 | | 乙訓土木事務所 | | ○ | ○ |
| 松田橋 | 小泉川 | 1.50 | 2.20 | | | 5.40 | 大山崎町円明寺 | | | ○ | | |
| 佐古 | 古川 | 1.80 | 2.20 | | | 5.30 | 久御山町佐古外屋敷 | | ○ | | | |
| 八幡 | 大谷川 | 1.50 | 2.10 | | | 3.61 | 八幡市八幡東島2の1 | 山城北土木事務所 | | ○ | | |
| 防賀川 | 防賀川 | 1.70 | | | | 2.26 | 八幡市内里宮地先 | | | | | |
| 三山木 | 普賢寺川 | 0.90 | 1.20 | | | 3.88 | 京田辺市三山木七瀬川地先 | | | ○ | | |
| 荒木 | 田原川 | 0.80 | 1.40 | 1.70 | 2.10 | 2.74 | 宇治田原町荒木大地1-1 | | | ○ | ○ | |
| 井手 | 玉川 | | | | | | 井手町大字井手小字梅ノ木原 | | | | | |
| 寺田 | 古川 | | | | | | 城陽市寺田 | | | | | |
| 水分橋 | 防賀川 | | | | | | 京田辺市河原 | | | | | |
| 菱田 | 煤谷川 | 1.80 | 2.60 | 2.70 | 3.40 | 3.74 | 精華町菱田宮西22-2 | 山城南土木事務所 | | ○ | ○ | |
| 山田川 | 山田川 | 1.40 | 2.40 | 2.70 | 3.60 | 4.90 | 木津川市相楽城下地先 | | | ○ | ○ | |
| 井関川 | 井関川 | 1.60 | 2.10 | 2.40 | 2.60 | 4.10 | 木津川市木津町瓦谷地先 | | | ○ | ○ | |
| 赤田川 | 赤田川 | 1.40 | 2.00 | 2.40 | 3.00 | 3.40 | 木津川市加茂町大野鳥田地先 | | | ○ | ○ | |
| 門前橋 | 和東川 | 1.20 | 1.60 | 1.90 | 2.30 | 5.66 | 和東町大字原山小字西手地先 | | | ○ | ○ | |
| 鳴子川 | 鳴子川 | | | | | | 木津川市山城町北河原内畑 | | | | | |
| 保津橋 | 桂川 | 2.30 | 3.30 | 4.00 | 4.50 | 5.74 | 亀岡市保津町字下中島 | 南丹土木事務所 | ○ | ○ | | |
| 三宅 | 年谷川 | 0.60 | 1.40 | | | 3.39 | 亀岡市三宅町 | | | | | |
| 余部 | 曾我谷川 | 0.90 | 1.50 | | | 3.64 | 亀岡市余部町 | | | | | |
| 並河橋 | 犬飼川 | 0.70 | 1.40 | | | 4.35 | 亀岡市大井町並河 | | | | | |
| 船岡 | 桂川 | 2.20 | 3.50 | | | 7.49 | 南丹市日吉町殿田新葉1-1 | | | | | |
| 八木大橋 | 桂川 | 0.80 | 1.90 | | | 4.62 | 南丹市八木町西田金井島46-4地先 | | | | | |
| 殿田 | 田原川 | 0.90 | 1.80 | | | 3.17 | 南丹市日吉町殿田大貝15-2 | | | | | |
| 小山 | 園部川 | 0.50 | 1.40 | 2.20 | 2.60 | 3.75 | 南丹市園部町小山東町藤ノ木54-1地先 | | | ○ | | |
| 高屋川橋 | 高屋川 | 1.40 | 1.90 | | | 3.00 | 京丹波町豊田下川原7の1地先 | | | ○ | | |
| 鳥羽 | 桂川 | 1.10 | 2.00 | 2.60 | 2.90 | 5.91 | 南丹市八木町鳥羽 | | | ○ | ○ | |
| 須知川橋 | 須知川 | 1.00 | 1.50 | | | 4.21 | 京丹波町須知 | | | | | |
| 八津合 | 上林川 | 1.00 | 2.00 | 2.50 | 3.30 | 4.93 | 綾部市八津合町寺町 | 中丹東土木事務所 | | ○ | ○ | |
| 新庄 | 犀川 | 1.00 | 1.70 | 2.00 | 2.60 | 4.59 | 綾部市新庄町小字東81の1地先 | | | ○ | ○ | |
| 瀨垣 | 八田川 | 1.10 | 1.90 | | | | 綾部市瀨垣町久田25-8地内 | | | ○ | | |
| 志楽川 | 志楽川 | 0.70 | 1.30 | 1.70 | 2.50 | 3.02 | 舞鶴市字田中町50地先 | | | ○ | ○ | |
| 二ツ橋 | 伊佐津川 | 1.30 | 2.00 | 2.50 | 2.90 | 5.29 | 舞鶴市大内 | | | ○ | ○ | |
| 引土 | 高野川 | | | | | | 舞鶴市字引土河原田472-1 | | | | | |
| 引永 | 与保呂川 | 1.00 | 1.60 | | | | 舞鶴市字行永2066-2 | | | ○ | | |
| 三俣 | 土師川 | 1.50 | 2.50 | 2.80 | 3.50 | 5.20 | 福知山市字三俣地先 | | | ○ | | |
| 大雲橋 | 由良川 | 3.50 | 5.00 | | | 13.80 | 福知山市大江町南有路城子1341-4 | 中丹西土木事務所 | | | | |
| 上川口 | 牧川 | 1.50 | 2.50 | 2.70 | 3.50 | 3.73 | 福知山市下小田小字荒砂66の1 | | | ○ | | |
| 榎原 | 和久川 | 0.80 | 1.60 | | | 2.69 | 福知山市大字拜師小字岡本2054番地地先 | | | ○ | | |
| 厚東 | 弘法川 | 1.60 | 2.20 | | | | 福知山市厚東町 | | | | | |
| 二俣 | 宮川 | 1.00 | 1.70 | | | | 福知山市大江町二俣 | | | | | |

| 観測所名 | 河川名 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位 | 堤防高 | 所在地 | 所管 | 洪水予報 | 水防警報 | 水位情報周知 |
|------|------|---------|---------|--------|---------|------|-----------------------|-----------------|------|------|--------|
| 京口 | 大手川 | | 3.60 | | 4.60 | | 宮津市京口 | 丹後 土木 事務所 | | | |
| 福田橋 | 大手川 | 1.80 | 2.90 | 3.10 | 4.10 | | 宮津市宇喜多小字鳥ヶ尾2452 | | ○ | ○ | |
| 堂谷橋 | 野田川 | 2.30 | 3.50 | 4.10 | 4.80 | 6.40 | 与謝野町字下山田小字タイト田 | | ○ | ○ | |
| 寺田橋 | 野田川 | 2.30 | 3.50 | 4.10 | 4.80 | | 与謝野町算所 | | ○ | ○ | |
| 伊根 | 筒川 | 0.80 | 1.60 | | | 3.98 | 伊根町本庄上桜1530-1地先 | | ○ | | |
| 大宮 | 竹野川 | 1.50 | 2.00 | 2.80 | 3.50 | | 京丹後市大宮町字口大野小字鯨377番2地先 | | ○ | ○ | |
| 矢田橋 | 竹野川 | 2.00 | 2.60 | 3.60 | 4.30 | 6.10 | 京丹後市峰山町字糸井新田326-2地先 | | ○ | ○ | |
| 御旅 | 小西川 | | | | | | 京丹後市峰山町御旅 | | | | |
| 出合橋 | 佐濃谷川 | 1.20 | 1.60 | 2.10 | 2.80 | 3.81 | 京丹後市久美浜町野中小字出合361番地 | | ○ | ○ | |
| 橋爪橋 | 川上谷川 | 0.80 | 1.30 | | | 2.93 | 京丹後市久美浜町橋爪483地先 | | ○ | | |
| 新橋 | 久美谷川 | | | | | | 京丹後市久美浜町新橋 | | | | |
| 網野橋 | 福田川 | 1.00 | 1.50 | 1.80 | 2.30 | 2.61 | 京丹後市網野町小浜小字小橋156-3地先 | | ○ | ○ | |
| 宇川 | 宇川 | 1.50 | 2.10 | 2.60 | 3.40 | | 京丹後市丹後町平小字長楽592番地先 | | ○ | ○ | |
| 田歌 | 由良川 | 1.50 | 2.20 | | | | 南丹市美山町田歌上五波3-3 | | | | |
| 島 | 由良川 | 2.00 | 3.50 | | | 7.60 | 南丹市美山町下吉田由良12-2 | | | | |
| 静原 | 棚野川 | 2.00 | 3.50 | | | 6.60 | 南丹市美山町静原九鬼ヶ坂28-8 | ○ | | | |
| 山家 | 由良川 | | | | | 9.00 | 綾部市鷹栖町東田仲13の1番地 | | | | |
| 合計 | 72箇所 | | | | | | | | | | |

※洪水予報、水防警報、水位情報周知 ○：指定済み

※鴨川（荒神橋）、桂川（保津橋・鳥羽）、園部川（小山）以外の河川の危険水位は、特別警戒水位設定の根拠とした水位

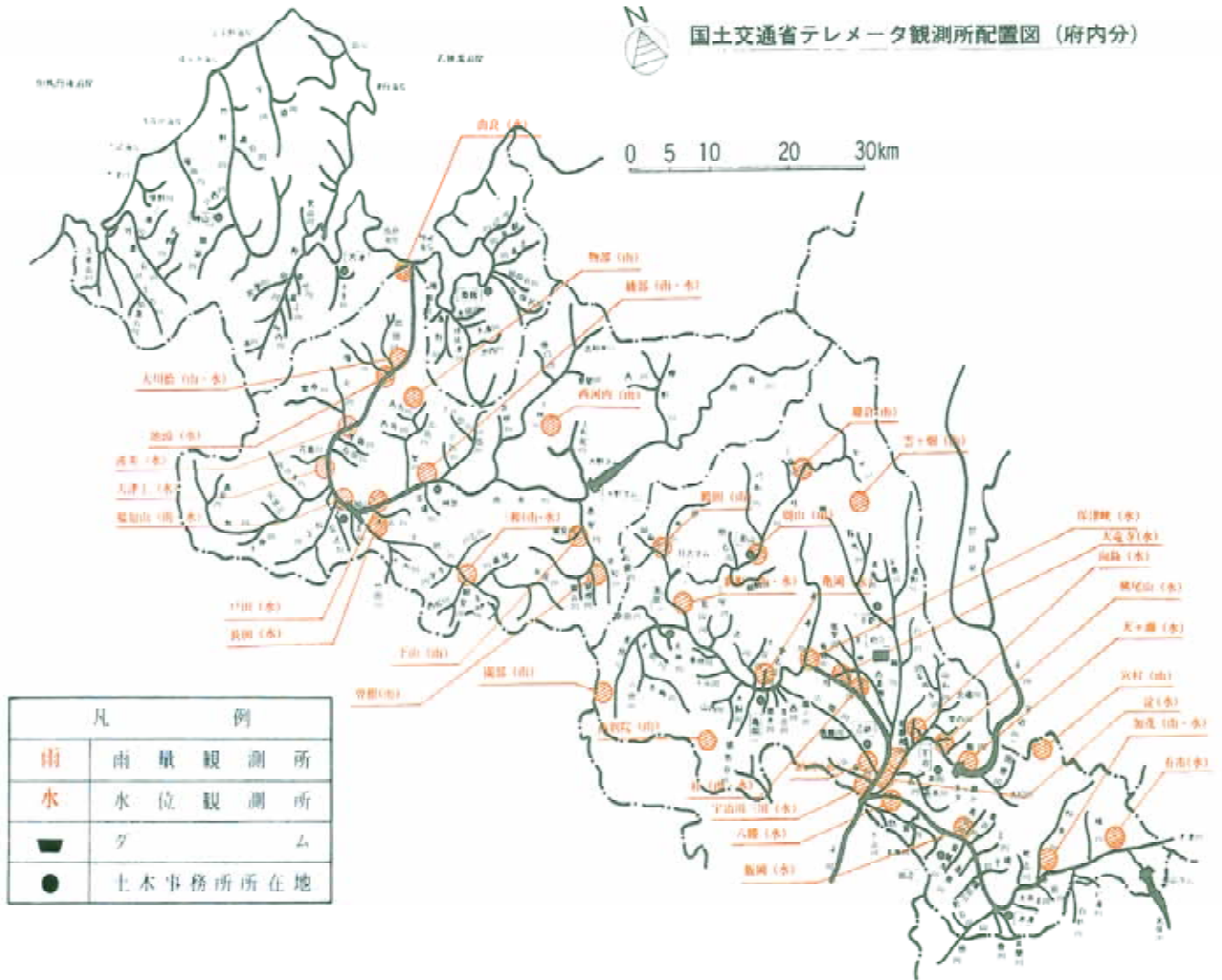
※水位計の増設については必要に応じ順次実施（天井川など、氾濫による被害が大きい河川など）

京都府河川防災カメラ

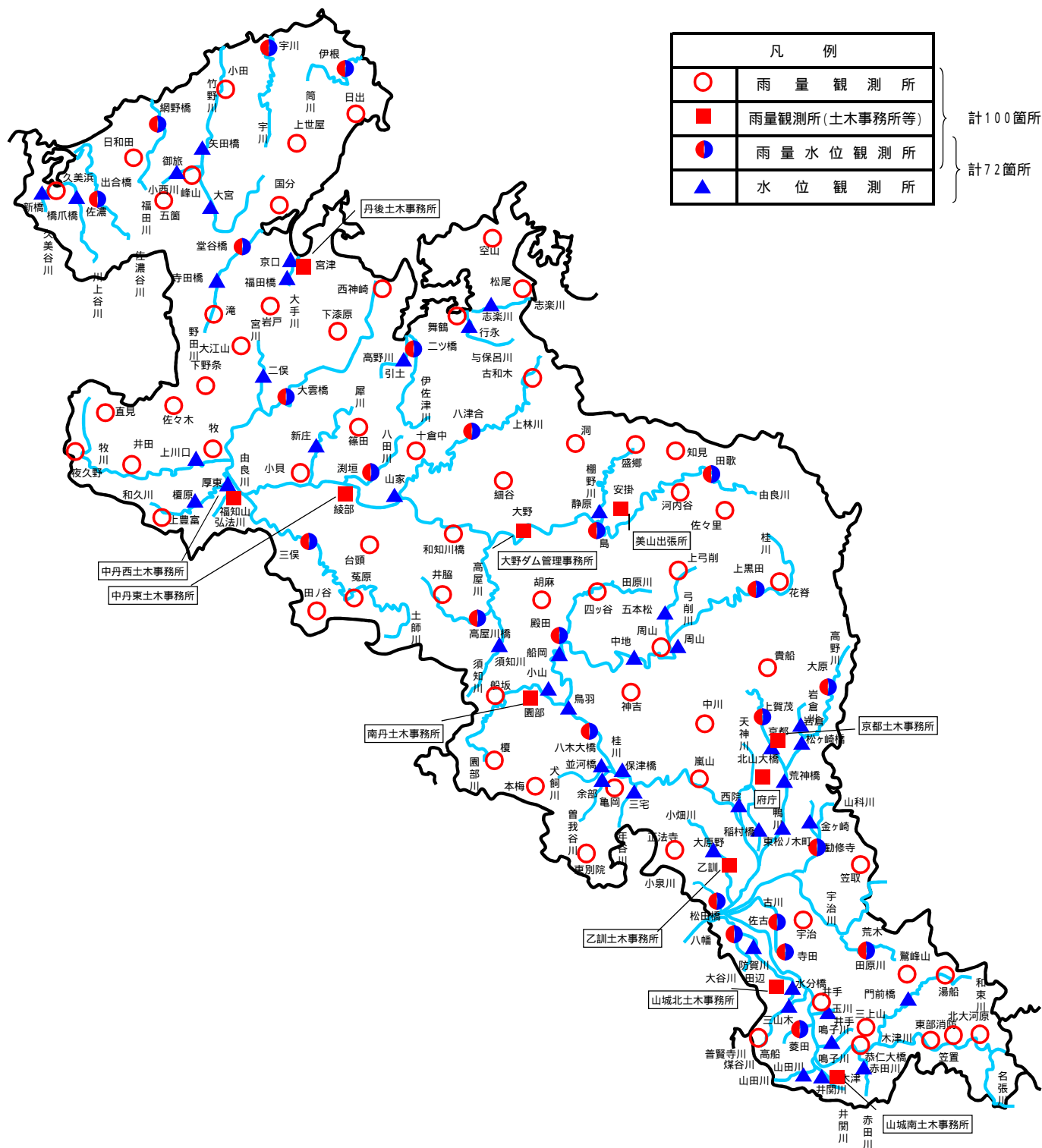
(平成22年5月24日現在)

| 河川名 | 箇所名 | 所在地 | NHK地デジデータ 放送対象箇所 | 管理者 |
|------|----------|----------------------|---------------------|-----------|
| 鴨川 | 出町柳 | 京都市上京区青竜町(鴨川・高野川合流部) | | 京都 土木 |
| 鴨川 | 三条大橋 | 京都市東山区三条通大橋東入 | | |
| 鴨川 | 鳥羽大橋 | 京都市伏見区竹田青池町 | | |
| 高野川 | 岩倉川合流部 | 京都市左京区上高野流田町 | | |
| 山科川 | 旧安祥寺川合流部 | 京都市山科区勸修寺平田町 | | |
| 西高瀬川 | 稲村橋 | 京都市南区吉祥院稲葉町 | | |
| 天神川 | 桂小橋 | 京都市右京区西京極殿田町(八条通り) | | |
| 桂川 | 弓削川合流部 | 京都市右京区京北周山 | | |
| 小畑川 | 落合橋 | 長岡京市久貝 | | 乙訓 土木 |
| 小泉川 | 松田橋観測所 | 乙訓郡大山崎町円明寺 | | 山城北 土木 |
| 防賀川 | 防賀川観測所 | 八幡市内里 | | |
| 大谷川 | 八幡観測所 | 八幡市八幡東島 | | |
| 普賢寺川 | 三山木観測所 | 京田辺市三山木 | | |
| 古川 | 佐古観測所 | 久世郡久御山町佐古 | | |
| 玉川 | 井手観測所 | 井手町井手 | | |
| 田原川 | 大導寺川合流部 | 宇治田原町岩山 | | |
| 井関川 | 井関川観測所 | 木津川市木津町 | | |
| 山田川 | 山田川観測所 | 木津川市相楽 | | 山城南 土木 |
| 白砂川 | 打滝川合流点 | 相楽郡笠置町大字笠置小字市場 | | |
| 和束川 | 白栖橋 | 相楽郡和束町白栖 | | |
| 煤谷川 | 北稻八妻 | 相楽郡精華町北稻八妻(調整池付近) | | |
| 山城谷川 | 山城谷橋 | 相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 | | |
| 桂川 | 保津橋 | 亀岡市保津町 | | |
| 年谷川 | 三宅観測所 | 亀岡市三宅町 | | 南丹 土木 |
| 曾我谷川 | 余部観測所 | 亀岡市余部町宝久保 | | |
| 犬飼川 | 並河橋観測所 | 亀岡市大井町並河南台 | | |
| 園部川 | 小山観測所 | 南丹市園部町小山東町 | | |
| 田原川 | 殿田 | 南丹市日吉町殿田 | | |
| 高屋川 | 高屋川観測所 | 船井郡京丹波町豊田 | | |
| 須知川 | 須知川橋 | 船井郡京丹波町須知美女山 | | |
| 棚野川 | 渡橋 | 南丹市美山町静原地内 | | |
| 伊佐津川 | 九杵橋 | 舞鶴市七日市 | | 中丹東 土木 |
| 高野川 | 高野由里 | 舞鶴市高野由里 | | |
| 志楽川 | 安岡橋 | 舞鶴市安岡 | | |
| 与保呂川 | 椿川合流部 | 舞鶴市行永 | | |
| 八田川 | 安国寺 | 綾部市安国寺町(石田橋付近) | | |
| 犀川 | 物部大橋 | 綾部市物部町 | | |
| 上林川 | 山内川合流部 | 綾部市睦寄町 | | |

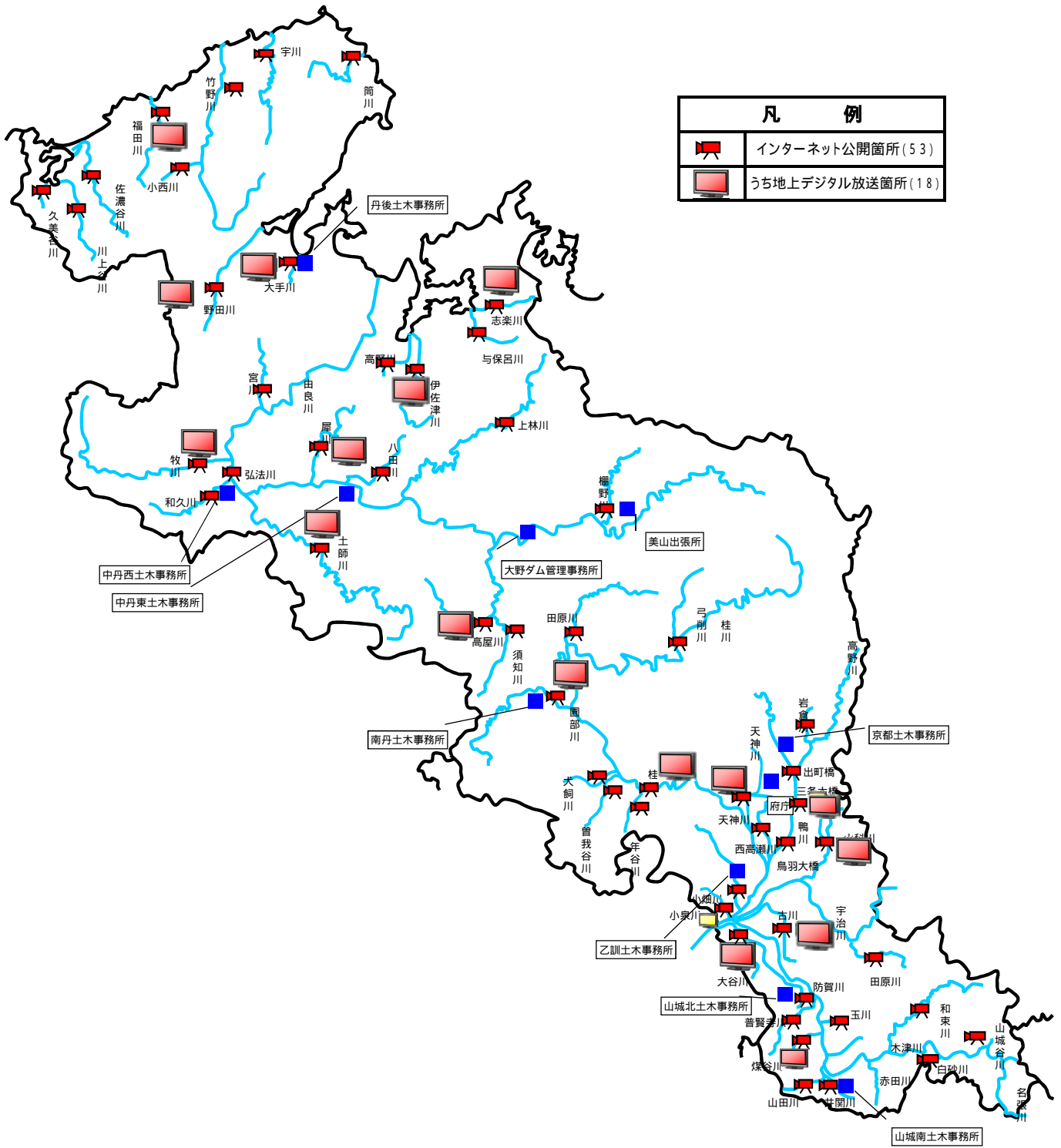
| 河川名 | 箇所名 | 所在地 | NHK地デジデータ 放送対象箇所 | 管理者 |
|-----------|-------------|------------|---------------------|-----------|
| 土師川 | 前ヶ島橋 | 福知山市長田段 | | 中丹西 土木 |
| 牧川 | 十二橋 | 福知山市十二 | | |
| 和久川 | 和久川橋 | 福知山市奥野部 | | |
| 弘法川 | 厚東観測所 | 福知山市厚東町 | | |
| 宮川 | 雲原川合流部 | 福知山市大江町天田内 | | |
| 大手川 | 京口橋 | 宮津市木ノ部 | | 丹後 土木 |
| 小西川 | 御旅 | 京丹後市峰山町浪花 | | |
| 福田川 | 網野橋 | 京丹後市網野町下岡 | | |
| 竹野川 | 三宅橋 | 京丹後市丹後町三宅 | | |
| 宇川 | 上宇川橋 | 京丹後市丹後町中野 | | |
| 佐濃谷川 | 田村橋 | 京丹後市久美浜町平田 | | |
| 川上谷川 | 永留川合流部 | 京丹後市久美浜町島 | | |
| 久美谷川 | 新橋 | 京丹後市久美浜町 | | |
| 筒川 | 水の江橋 | 与謝郡伊根町本庄上 | | |
| 野田川 | いななき橋 | 与謝郡与謝野町字後野 | | |
| 合計 | 53箇所 | | | |



京都府雨量水位観測所配置図



京都府河川防災カメラ配置図



国土交通省雨量観測所（テレメータ）

| 所在地 | 設置場所 | 観測所名 | 観測器種類 |
|--------------------|--------|------|-------|
| 京都市北区雲ヶ畑小字中畑 | 西別院小学校 | 雲ヶ畑 | テレメータ |
| 京都市西京区桂浅原町河川敷 | | 桂 | テレメータ |
| 綴喜郡宇治田原町宮村 | | 宮村 | テレメータ |
| 木津川市加茂町船屋 | | 加茂 | テレメータ |
| 亀岡市西別院大字抽原 | | 西別院 | テレメータ |
| 京都市右京区京北周山町上植代43-1 | | 周山 | テレメータ |
| 京都市右京区京北上黒田 | | 鎌倉 | テレメータ |
| 南丹市日吉町木住七郎谷301 | | 殿田 | テレメータ |
| 南丹市八木町烏羽 | | 新園町 | テレメータ |
| 南丹市園部町大河内馬並1 | | 園部 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町字下山 | | 下山 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町字曾根 | | 曾根 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町字西河内 | | 西河内 | テレメータ |
| 綾部市物部町 | 何北中学校 | 物部 | テレメータ |
| 綾部市味方町 | | 綾部 | テレメータ |
| 福知山市三和町大字辻小字向野3の2 | | 三和 | テレメータ |
| 舞鶴市上東 | | 大川橋 | テレメータ |
| 福知山市寺町 | | 福知山 | テレメータ |

国土交通省水位観測所(テレメータ)

| 河川名 | 観測所名 | 観測所位置 | 観測開始 年月日 自記(上段) テレ(下段) | 水防団 機待指 定水 位 (m) | はん注 意(警 戒)水 位 (m) | 左岸 右の 別 | 所 属 | 備 考 |
|-----|-------|----------------|---------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---------------|----------------|-------|
| 宇治川 | 榎尾山 | 宇治市宇治山王 | S . 40. 4. 1 S . 40. 4. 1 | 2.00 | 3.00 | " | " | |
| " | 向島 | 京都市伏見区向島橋詰 | S . 6. 5. S . 42. 7.10 | 1.30 | 2.00 | " | 淀川河川事務所 | |
| " | 宇治川三川 | 八幡市八幡荘 | S . 41. 9. S . 52. 3. | - | - | 左 | " | |
| " | 淀 | 久世郡久御山町北島 | S . 32. 4. S . 46. 6.24 | 2.50 | 3.50 | 右 | | テレは統管 |
| 木津川 | 加茂 | 木津川市加茂町船屋 | S . 6. 1. S . 40. 9.25 | 2.50 | 4,50 | 左 | " | |
| " | 八幡 | 八幡市八幡千束 | S . 7. 3. S . 46. 6.24 | 2.50 | 4.50 | " | " | テレは統管 |
| " | 飯岡 | 京田辺市飯岡 | S . 30. 4. S . 53. 3. | 2.00 | 3.50 | 左 | " | |
| 桂川 | 新町 | 南丹市八木町鳥羽 | S . 39. 4. S . 40. 3. | 1.50 | - | 右 | " | |
| " | 亀岡 | 亀岡市保津町追分中島 | S . 6. 5. S . 46. 6.24 | 2.50 | 4.50 | " | | テレは統管 |
| " | 保津峡 | 京都市右京区嵯峨町水尾鳩ヶ巢 | S . 33. 5. S . 40. 3.22 | 3.00 | - | 左 | " | |
| " | 天龍寺 | 京都市右京区嵯峨天竜寺角倉町 | S . 61. 4. S . 61. 4. | 1.20 | 1.80 | 左 | " | |
| " | 桂 | 京都市西京区桂浅原町 | S . 7. 5. 6 S . 42. 7.10 | 2.80 | 3.80 | 右 | " | |
| " | 納所 | 京都市伏見区納所町 | M . 40. 3. S . 46. 6.24 | 2.00 | 3.50 | 左 | " | テレは統管 |
| 由良川 | 綾部 | 綾部市味方町 | S . 44. 4. 1 S . 45. 7.17 | 2.00 | 3.50 | 右 | 福知山 河川国道事務所 | |
| " | 戸田 | 福知山市大字川北 | S . 28. 1. 1 S . 49. 6.10 | 2.00 | - | " | " | |
| " | 大川橋 | 舞鶴市上東 | S . 42. 3. S . 43.12.13 | 2.50 | 3.50 | " | " | |
| 土師川 | 三和 | 福知山市三和町千束 | S . 51. 4. 1 S . 51. 4. 1 | 1.20 | - | 左 | " | |
| " | 長田 | 福知山市長田段 | H . 4. 5. H . 7. 4. 1 | - | - | " | " | |
| 由良川 | 福知山 | 福知山市寺町 | S . 26. 4. S . 53. 9. 7 | 2.00 | 4.00 | " | " | |
| " | 地頭 | 舞鶴市地頭 | H . 2. 9. H . 3.12. 4 | 3.50 | - | " | " | |
| " | 由良 | 宮津市由良 | H . 4. 5.13 H . 6.11.22 | 0.80 | - | " | " | |

第13 積雪の観測・通報

1 各機関の積雪観測所

- (1) 気象庁所属の積雪観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」及び「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」に示す。
- (2) 京都府の積雪観測所及び警戒積雪深を「京都府積雪観測所及び警戒積雪深」に示す。

2 京都府の積雪観測通報

(1) 観測期間

原則として、12月1日から翌年3月15日まで。

(2) 観測内容

ア 降雪量は、前日の8時からその日の8時までの合計値

イ 積雪深は、その日の8時現在の数値

ウ 天候は、その日の8時現在の晴曇雪等の区分

- (3) 大雪注意報・警報発表時間及び災害対策本部又は、地方雪害対策本部が設置された場合

ア 前項イの観測にその日の12時及び16時の2回を追加する。

(4) 観測の結果

京都府の観測結果は京都地方気象台、舞鶴海洋気象台及び近畿地方整備局との間に相互に資料の交換を行う。

第14 風の観測

京都府内の気象官署及び京都地方気象台所属地域気象観測所における風の観測は、次の箇所で行う。

| | |
|--|--|
| 京 都 地 方 気 象 台 舞 鶴 海 洋 気 象 台 福 知 山 地 域 気 象 観 測 所 間 人 地 域 気 象 観 測 所 | 宮 津 地 域 気 象 観 測 所 美 山 地 域 気 象 観 測 所 園 部 地 域 気 象 観 測 所 京 田 辺 地 域 気 象 観 測 所 |
|--|--|

第15 潮位観測（舞鶴海洋気象台）

- 1 京都府の地域における潮位観測は次により実施する。

舞鶴検潮所（舞鶴港舞鶴海洋気象台管理）ホームページによる情報提供

京都府積雪観測所及び警戒積雪深

| 土木事務所名 | 観測点名 | 所在地 | 警戒積雪深 (c m) | 土木事務所名 | 観測所名 | 所在地 | 警戒積雪深 (c m) |
|-----------|------------|------------|----------------|------------|------------|-----------|----------------|
| 南丹土木事務所 | 美山町安掛(*1) | 南丹市美山町安掛 | 50 | 丹後土木事務所 | 宮津市吉原 | 宮津市吉原 | 50 |
| | 美山町鶴ヶ岡 | 南丹市美山町盛郷 | 90 | | 宮津市由良 | 宮津市由良 | 50 |
| | 美山町田歌 | 南丹市美山町田歌 | 100 | | 宮津市小田 | 宮津市小田 | 110 |
| | 美山町佐々里 | 南丹市美山町佐々里 | 110 | | 宮津市上世屋 | 宮津市上世屋 | 190 |
| | 美山町知見 | 南丹市美山町知見 | 100 | | 宮津市狩場 | 宮津市狩場 | 70 |
| | 京丹波町仏主 | 船井郡京丹波町仏主 | 60 | | 宮津市日置 | 宮津市日置 | 80 |
| | 京丹波町大迫 | 船井郡京丹波町大迫 | 40 | | 宮津市下世屋 | 宮津市下世屋 | 140 |
| | 京丹波町大簾 | 船井郡京丹波町大簾 | 50 | | 宮津市大西 | 宮津市大西 | 100 |
| | 京丹波町質志 | 船井郡京丹波町質志 | 50 | | 与謝野町加悦 | 与謝郡与謝野町加悦 | 70 |
| | 日吉町四ッ谷 | 南丹市日吉町四ッ谷 | 50 | | 与謝野町与謝 | 与謝郡与謝野町与謝 | 110 |
| 八木町神吉 | 南丹市八木町神吉 | 40 | 与謝野町奥滝 | | 与謝郡与謝野町奥滝 | 90 | |
| 中丹西土木事務所 | 福知山市登尾 | 福知山市登尾 | 80 | | 与謝野町香河 | 与謝郡与謝野町香河 | 80 |
| | 福知山市法用 | 福知山市法用 | 50 | | 与謝野町岩滝 | 与謝郡与謝野町岩滝 | 60 |
| | 福知山市篠尾(*1) | 福知山市篠尾 | 40 | | 伊根町平田 | 与謝郡伊根町平田 | 70 |
| | 福知山市雲原 | 福知山市雲原 | 120 | | 伊根町本庄上 | 与謝郡伊根町本庄上 | 90 |
| | 大江町金屋 | 福知山市大江町金屋 | 50 | | 伊根町日出 | 与謝郡伊根町日出 | 80 |
| | 大江町仏性寺 | 福知山市大江町仏性寺 | 110 | | 伊根町寺領 | 与謝郡伊根町寺領 | 140 |
| | 三和町高橋 | 福知山市三和町高橋 | 50 | | 伊根町蒲入 | 与謝郡伊根町蒲入 | 90 |
| | 三和町草山 | 福知山市三和町草山 | 40 | | 与謝野町岩屋 | 与謝郡与謝野町岩屋 | 120 |
| | 夜久野町千原 | 福知山市夜久野町千原 | 50 | | 峰山町荒山(*1) | 京丹後市峰山町荒山 | 70 |
| | 夜久野町田谷 | 福知山市夜久野町田谷 | 90 | 峰山町五箇 | 京丹後市峰山町五箇 | 80 | |
| 夜久野町今里 | 福知山市夜久野町今里 | 90 | 大宮町口大野 | 京丹後市大宮町口大野 | 60 | | |
| 中丹東土木事務所 | 綾部市老富 | 綾部市老富町市茅野 | 120 | 大宮町三重 | 京丹後市大宮町三重 | 70 | |
| | 綾部市川糸 | 綾部市川糸 | 30 | 大宮町延利 | 京丹後市大宮町延利 | 90 | |
| | 綾部市睦寄 | 綾部市睦寄 | 70 | 網野町木津 | 京丹後市網野町木津 | 60 | |
| | 綾部市内久井 | 綾部市内久井 | 60 | 網野町網野 | 京丹後市網野町網野 | 70 | |
| | 綾部市大又 | 綾部市大又 | 70 | 網野町新庄 | 京丹後市網野町新庄 | 70 | |
| | 綾部市西坂 | 綾部市西坂 | 40 | 丹後町袖志 | 京丹後市丹後町袖志 | 80 | |
| | 綾部市五泉町 | 綾部市五泉町 | 100 | 丹後町間人 | 京丹後市丹後町間人 | 60 | |
| | 舞鶴市寺田 | 舞鶴市寺田 | 60 | 丹後町上野 | 京丹後市丹後町上野 | 70 | |
| | 舞鶴市三浜 | 舞鶴市三浜 | 60 | 弥栄町黒部 | 京丹後市弥栄町黒部 | 80 | |
| | 舞鶴市浜 | 舞鶴市浜 | 40 | 弥栄町野中 | 京丹後市弥栄町野中 | 130 | |
| | 舞鶴市大山 | 舞鶴市大山 | 100 | 弥栄町等楽寺 | 京丹後市弥栄町等楽寺 | 80 | |
| | 舞鶴市松陰(*1) | 舞鶴市松陰 | 40 | 久美浜町佐野 | 京丹後市久美浜町佐野 | 90 | |
| | 舞鶴市志高 | 舞鶴市志高 | 50 | 久美浜町河梨 | 京丹後市久美浜町河梨 | 120 | |
| | 舞鶴市松尾 | 舞鶴市松尾 | 100 | 久美浜町栄町 | 京丹後市久美浜町栄町 | 80 | |
| (*1)指定観測点 | | | | 久美浜町平田 | 京丹後市久美浜町平田 | 60 | |

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

気象、地震、津波、水防、火災等に関する予報警報については、これを迅速的確に住民に周知しなければならない。このため次の事項についてその詳細を定めるものとする。

第1 気象予報警報の伝達系統及び方法

- 1 伝達系統図及び伝達方法
- 2 地方放送局の利用

第2 河川に対する予報警報の伝達方法等

浸水想定区域ごとに次の事項について定める。

- 1 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 3 地下街等、又は高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- 4 前3に規定する施設への洪水予報、水位到達情報の伝達方法

第3 土砂災害に関する情報の収集及び伝達等

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

- 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 警戒区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

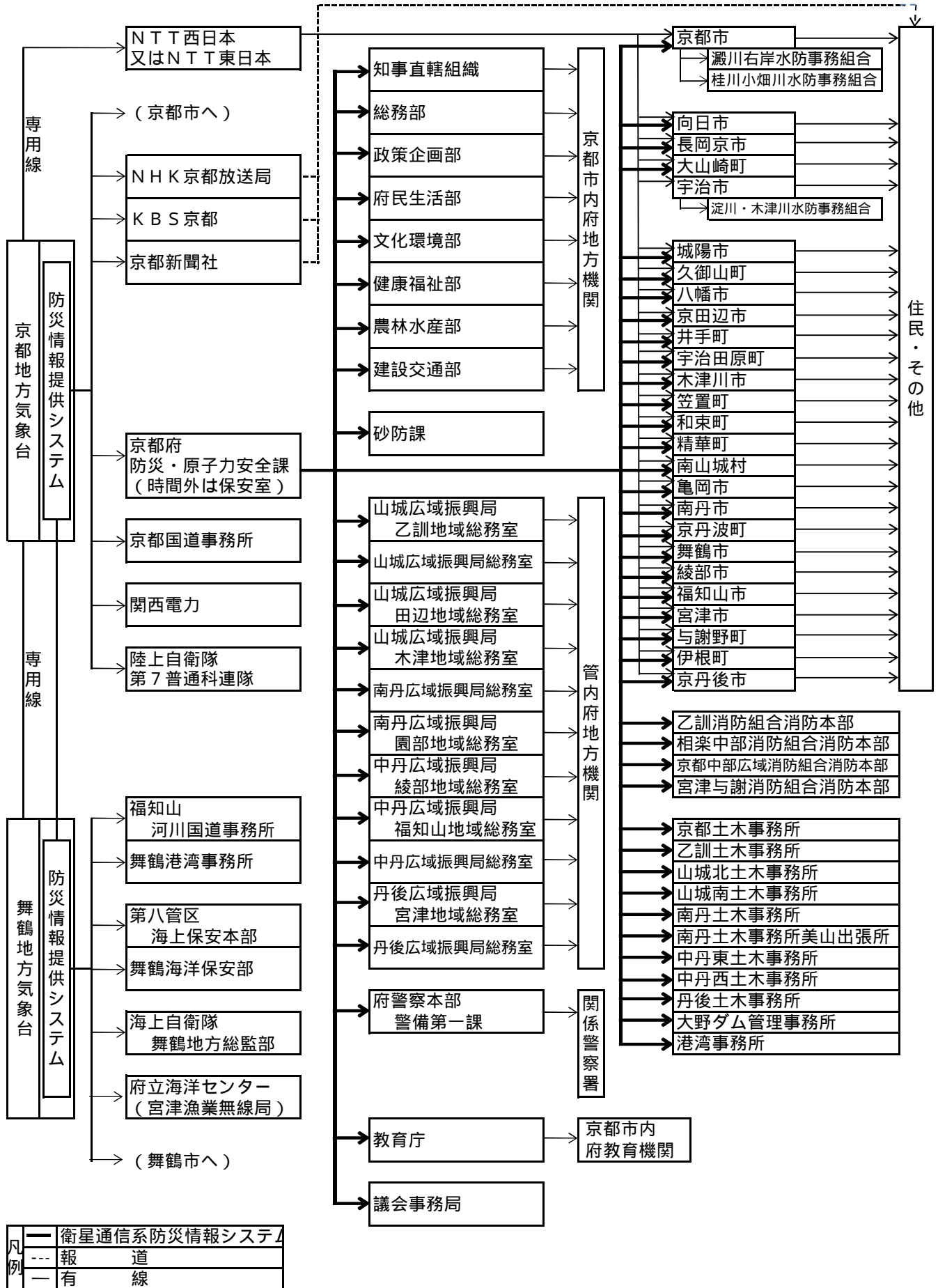
第4 異常現象発見時における措置

- 1 発見者の通報
- 2 市町村長への通報
- 3 市町村長の関係機関への通報
- 4 一般住民に対する周知徹底

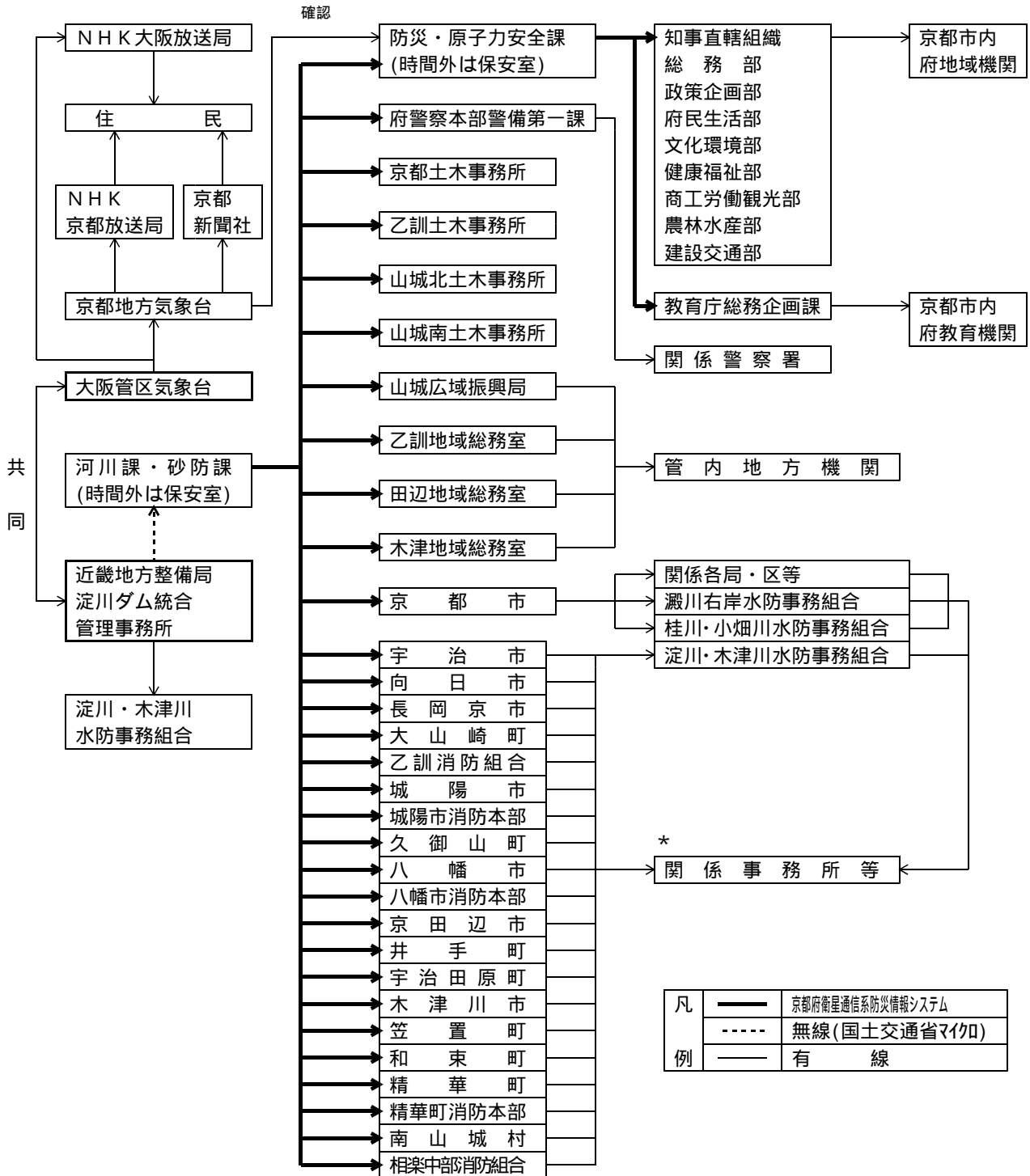
第5 近地地震、津波に対する自衛処置

- 1 地震、津波についての教育
- 2 震度4以上を感じた場合の海面状態の監視組織
- 3 情報聴取の責任者
- 4 一般住民に対する周知徹底

京都府予報警報等伝達経路図

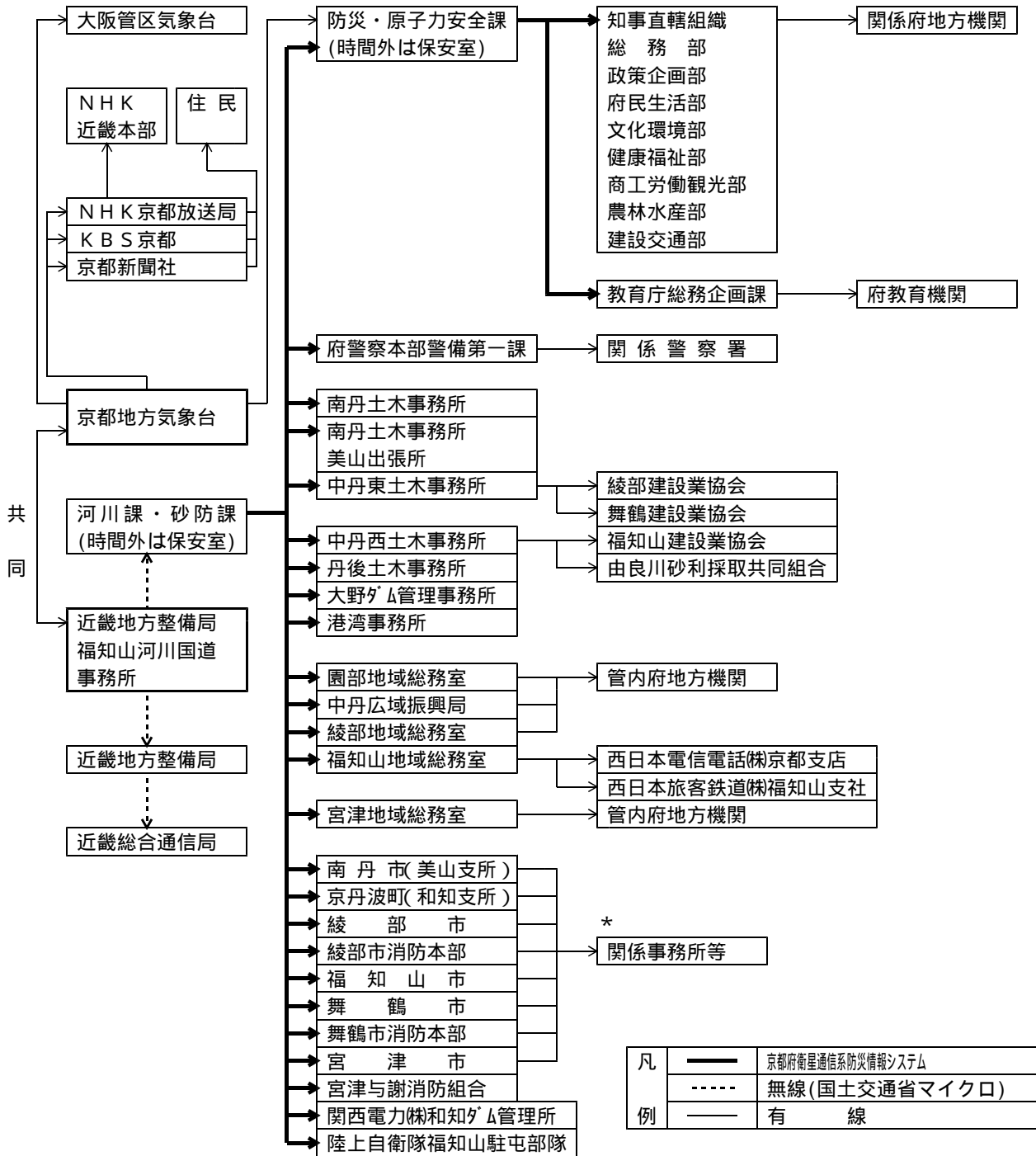


淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川下流）洪水予報の連絡系統



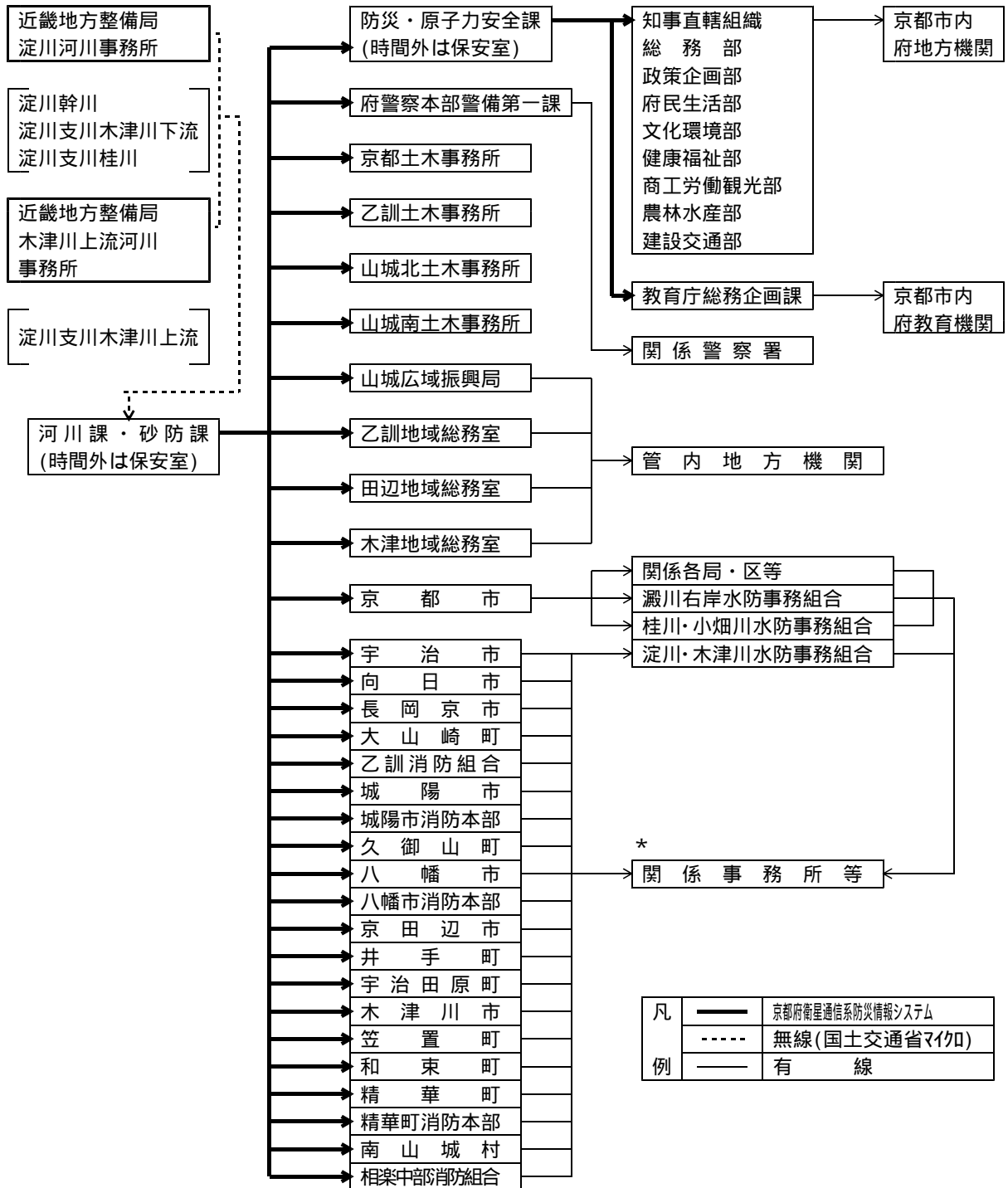
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

由良川（下流・中流）洪水予報の連絡系統



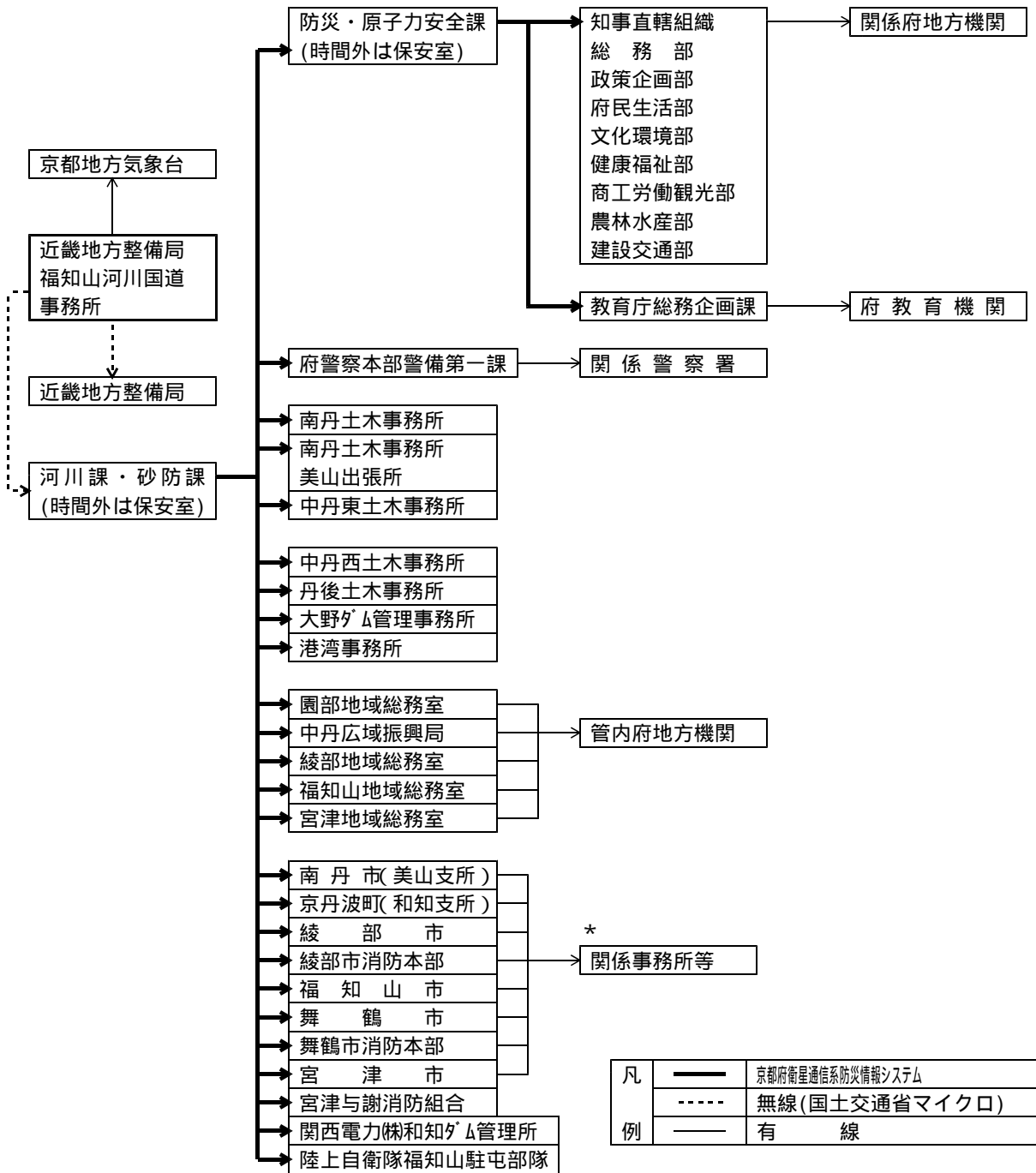
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統



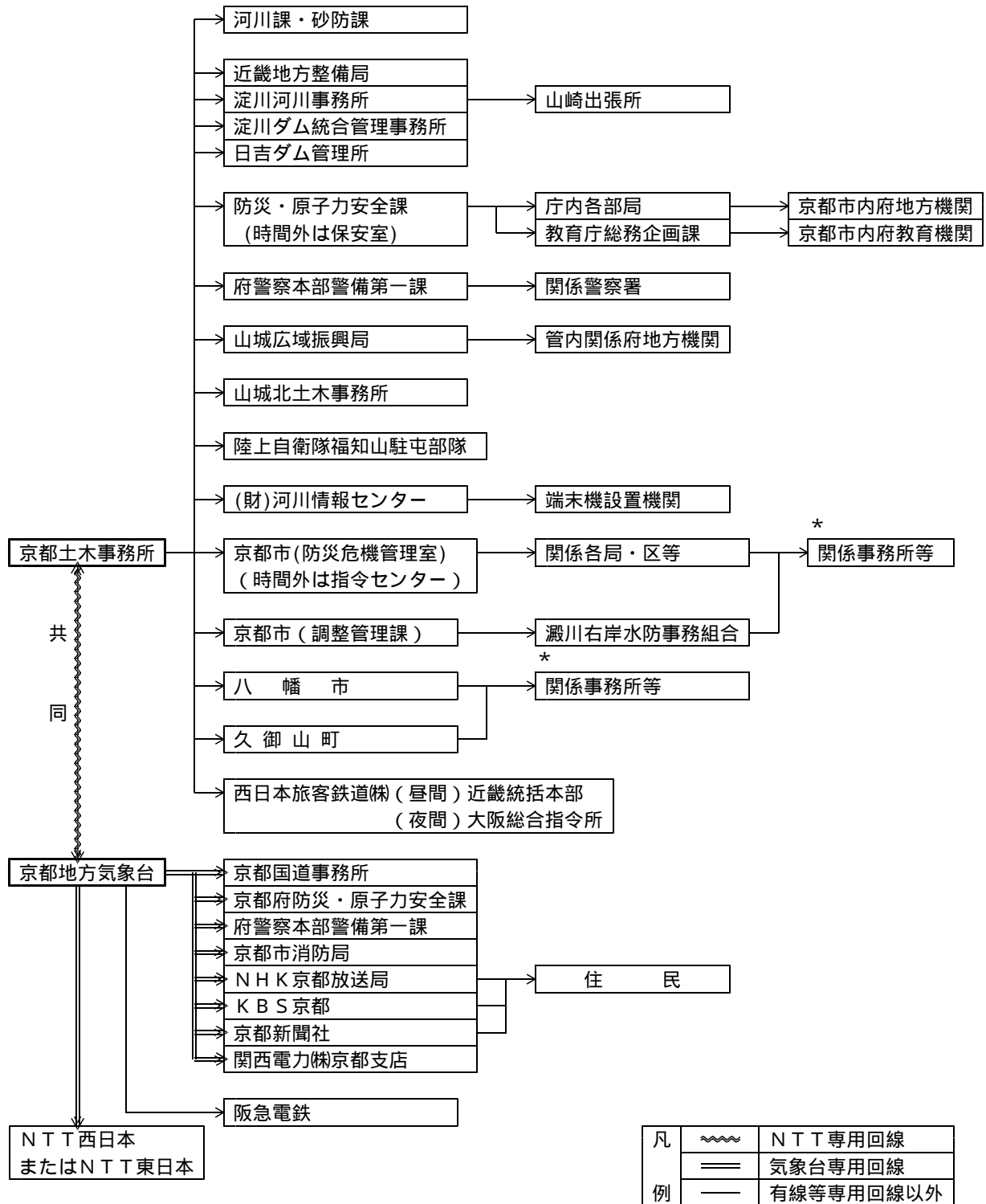
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

由良川幹川水防警報の連絡系統



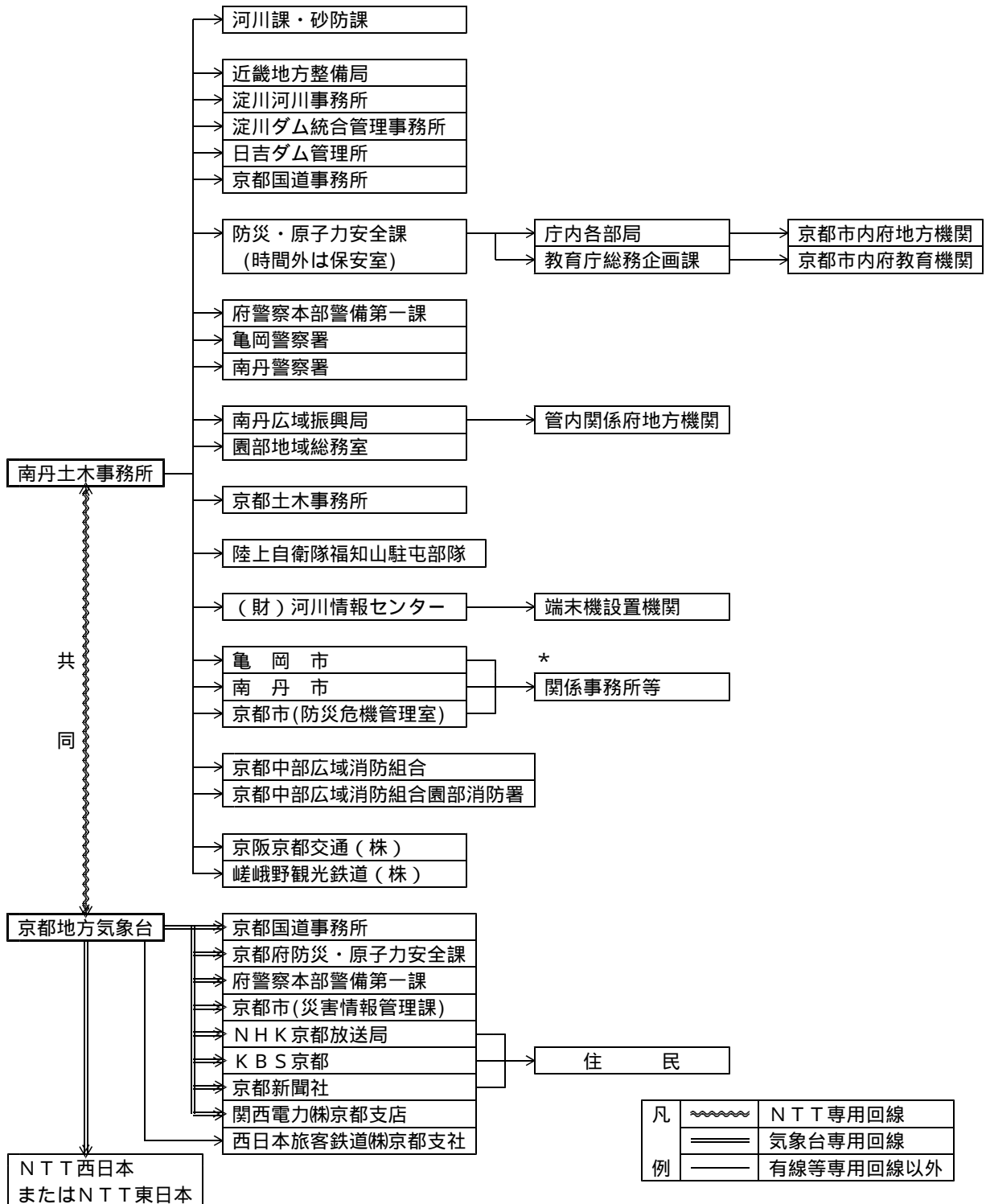
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

鴨川・高野川洪水予報の連絡系統



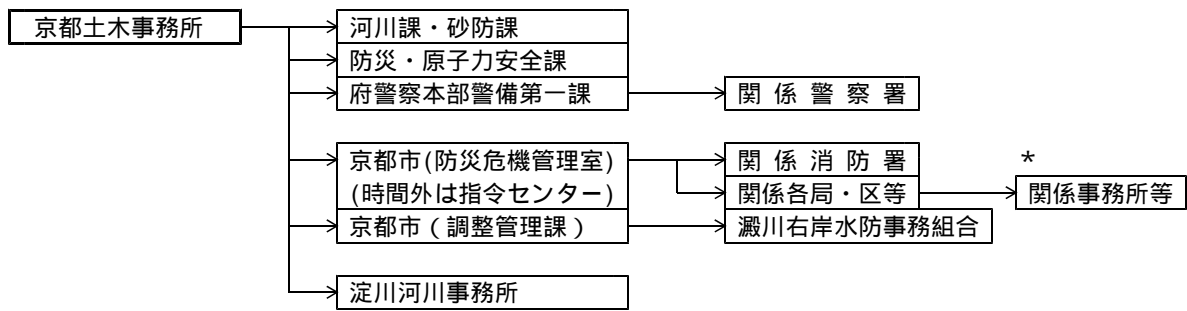
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。印は、水防法第11条に定める通知先である。

桂川中流・園部川洪水予報の連絡系統



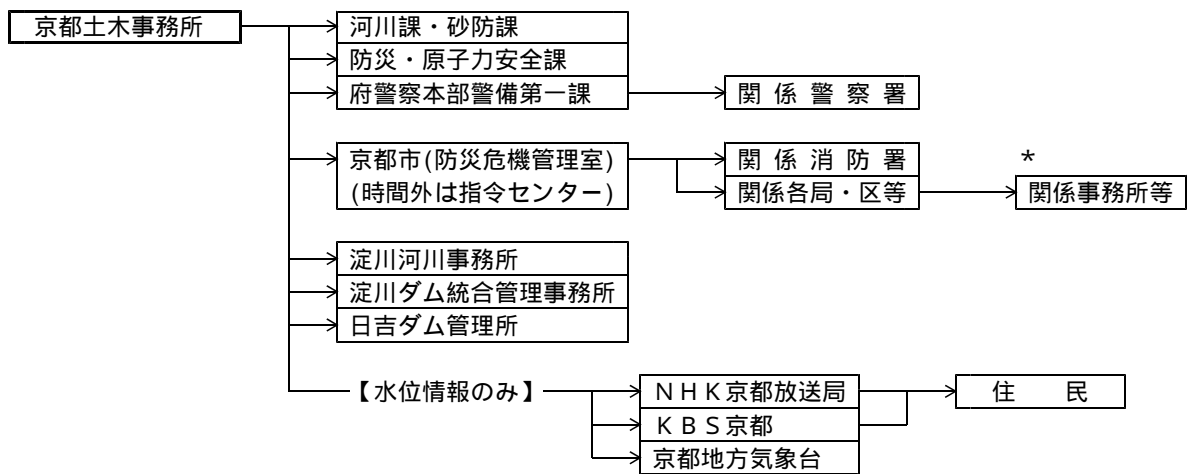
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。
印は、水防法第11条に定める通知先である。

鴨川・高野川水防警報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

桂川（周山）水防警報・水位情報の連絡系統



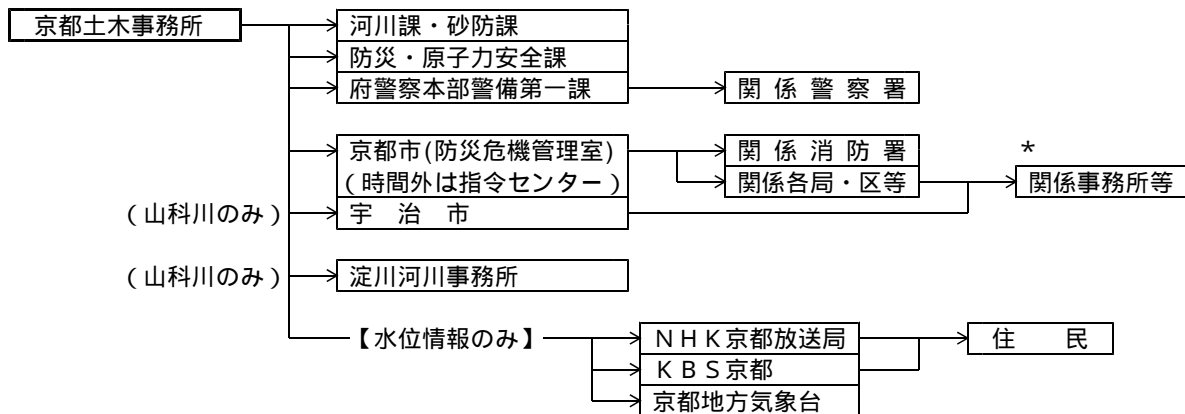
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

桂川（保津橋、鳥羽）水防警報の連絡系統



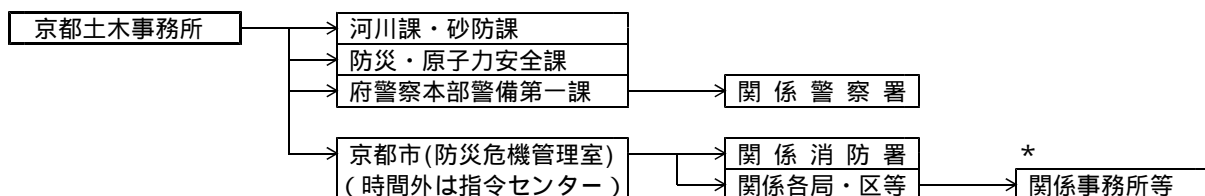
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

山科川、弓削川水防警報・水位情報の連絡系統



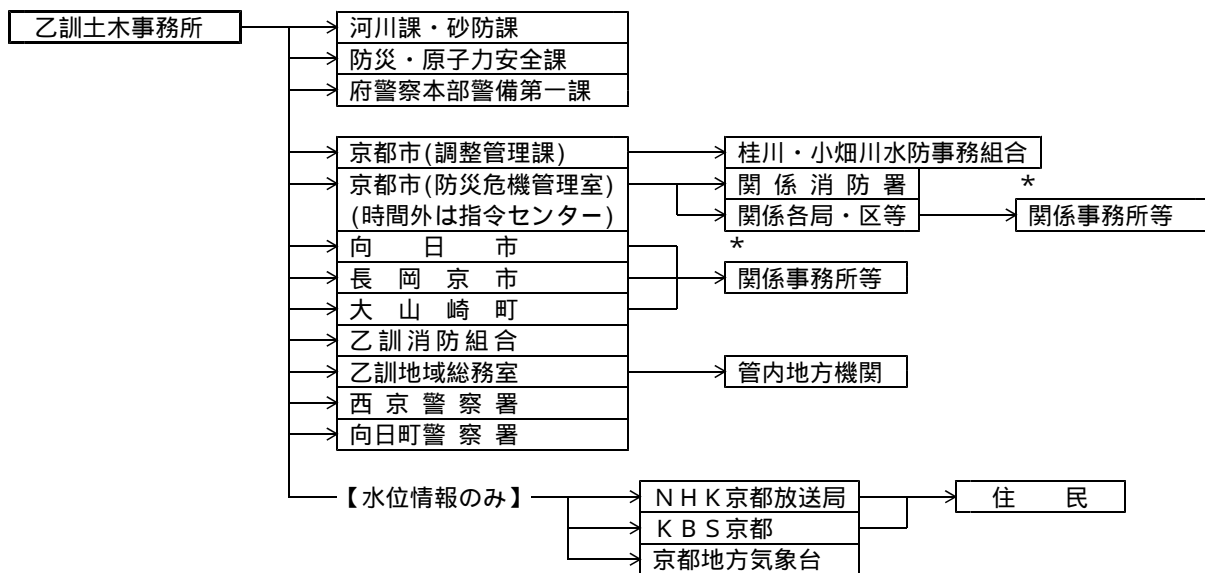
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

天神川水防警報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

小畑川水防警報・水位情報の連絡系統



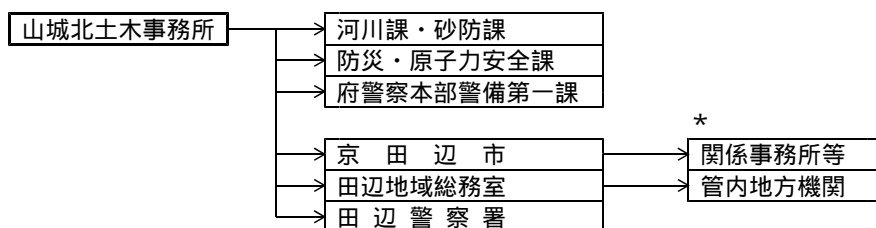
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

小泉川水防警報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

普賢寺川水防警報の連絡系統



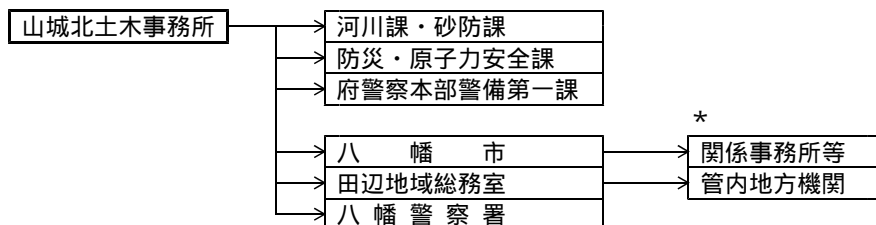
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

古川水防警報の連絡系統



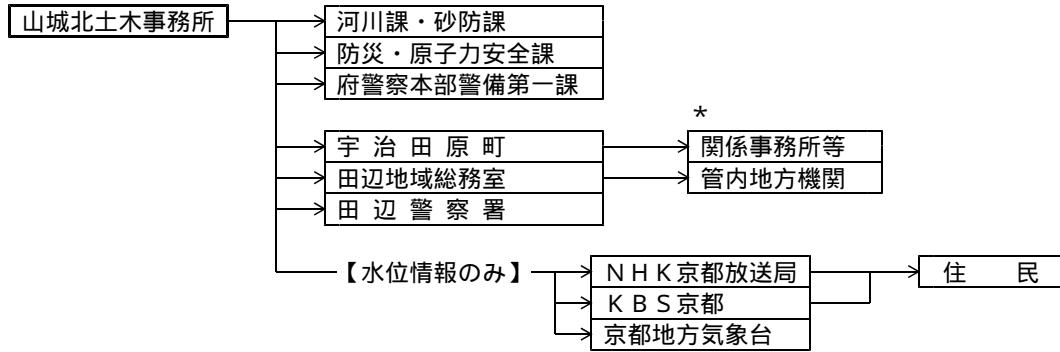
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

大谷川水防警報の連絡系統



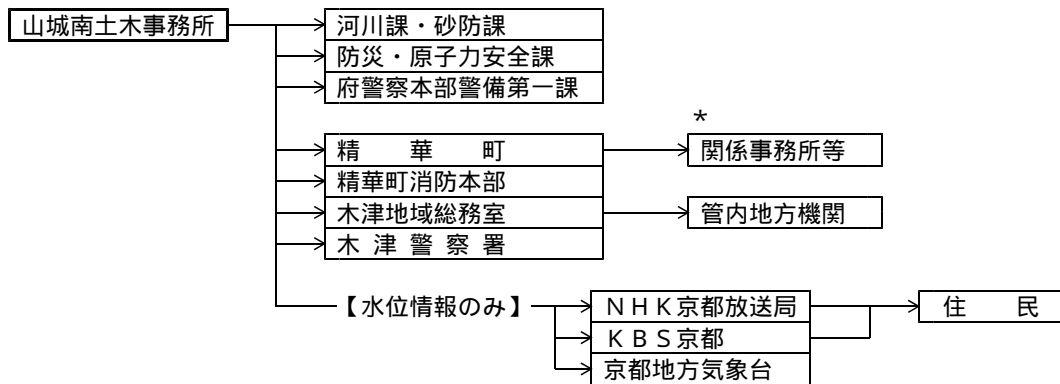
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

田原川（宇治田原町）水防警報・水位情報の連絡系統



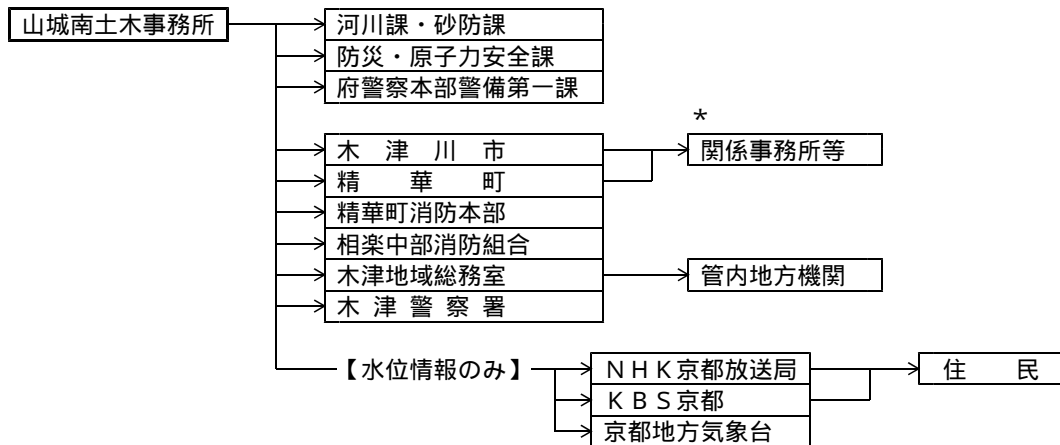
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

煤谷川水防警報・水位情報の連絡系統



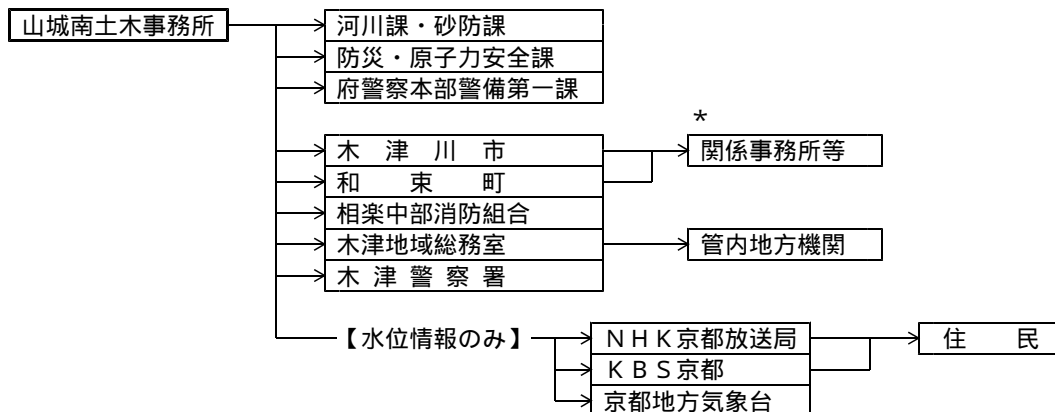
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

山田川水防警報・水位情報の連絡系統



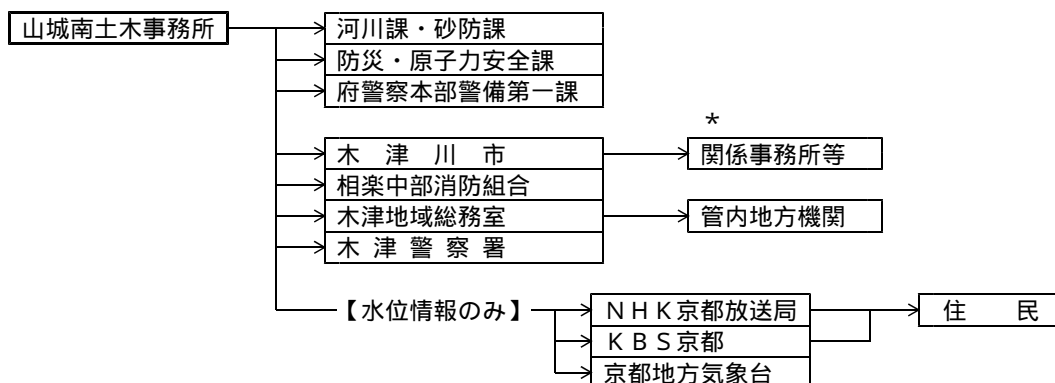
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

和束川水防警報・水位情報の連絡系統



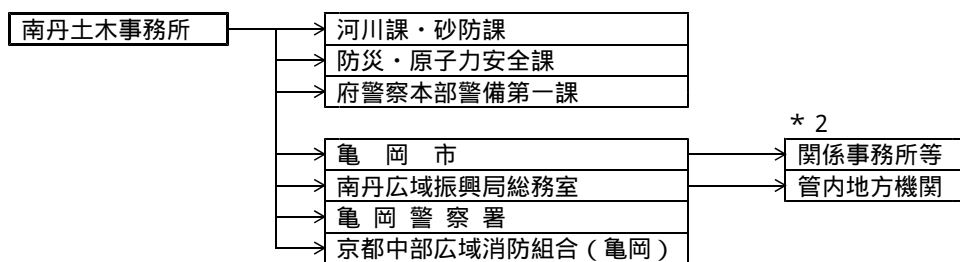
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

井関川、赤田川水防警報・水位情報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

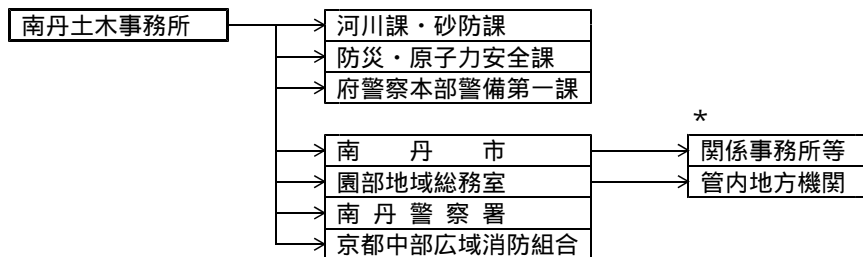
年谷川、曾我谷川、犬飼川水防警報の連絡系統^{*1}



* 1 年谷川、曾我谷川、犬飼川の水防警報は、水防団待機水位（指定水位）はん濫注意水位（警戒水位）の設定以降とする。

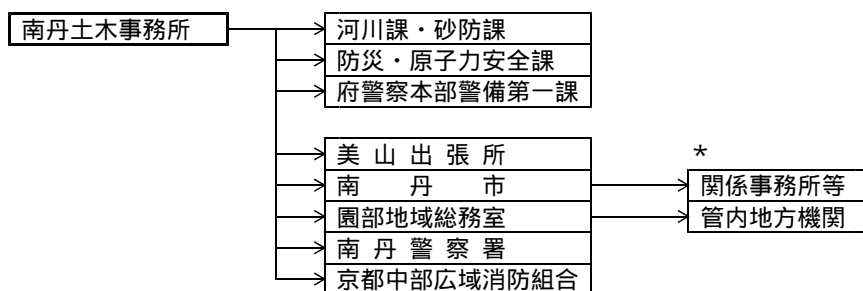
* 2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

園部川、田原川（南丹市）水防警報の連絡系統



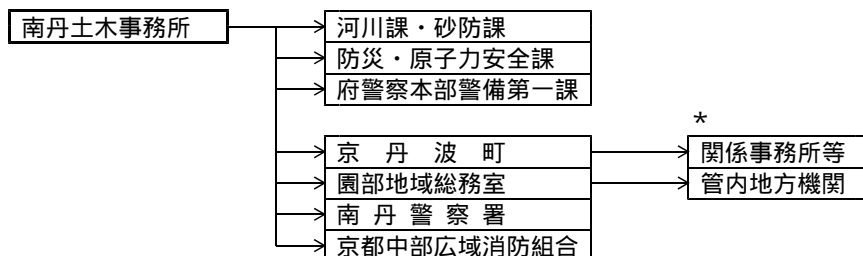
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

棚野川水防警報の連絡系統



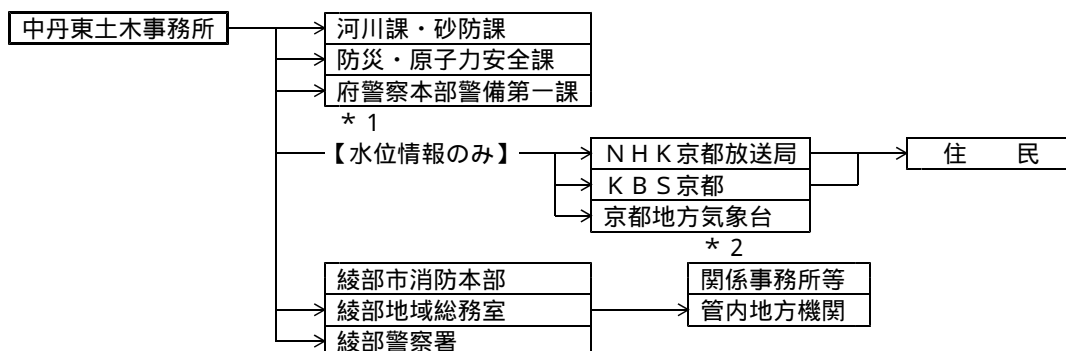
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

高屋川水防警報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

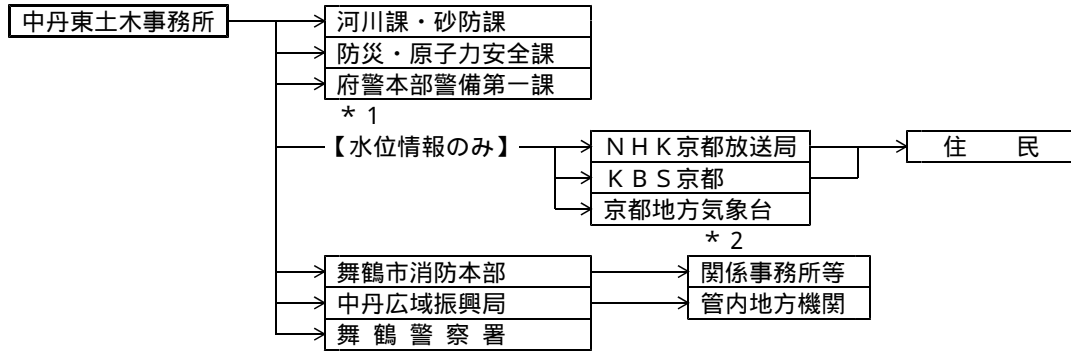
犀川、上林川、八田川水防警報・水位情報の連絡系統



* 1 八田川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。

* 2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

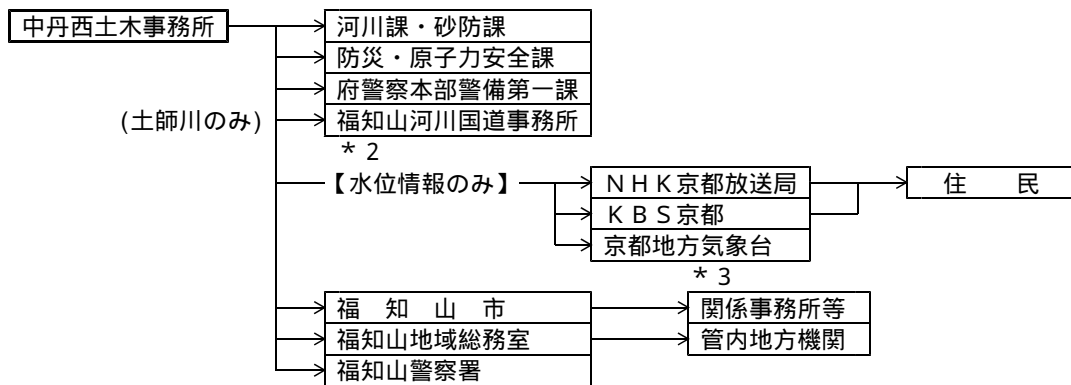
伊佐津川、志楽川、与保呂川水防警報・水位情報の連絡系統



* 1 与保呂川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。

* 2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

土師川、和久川、牧川、宮川^{*1}、弘法川^{*1}水防警報・水位情報の連絡系統

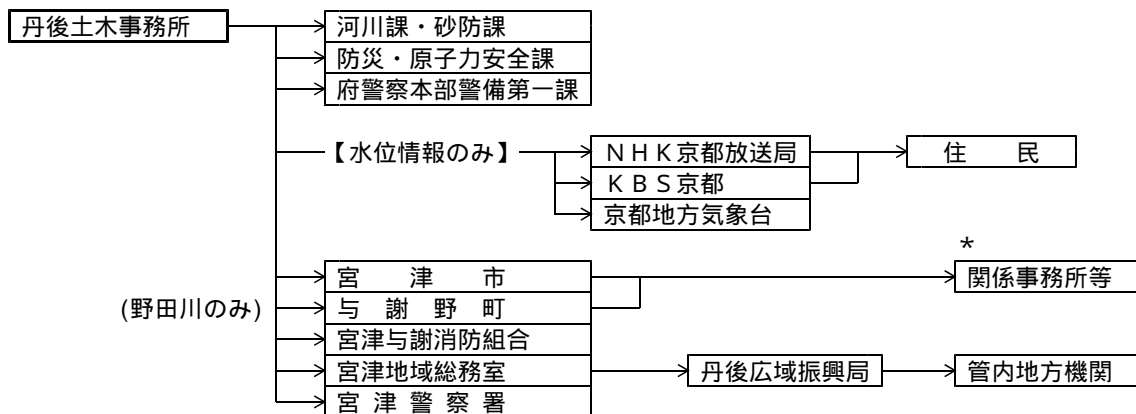


* 1 宮川、弘法川の水防警報は、水防団待機水位（指定水位）はん濫注意水位（警戒水位）の設定以降とする。

* 2 土師川、和久川、牧川、宮川、弘法川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。

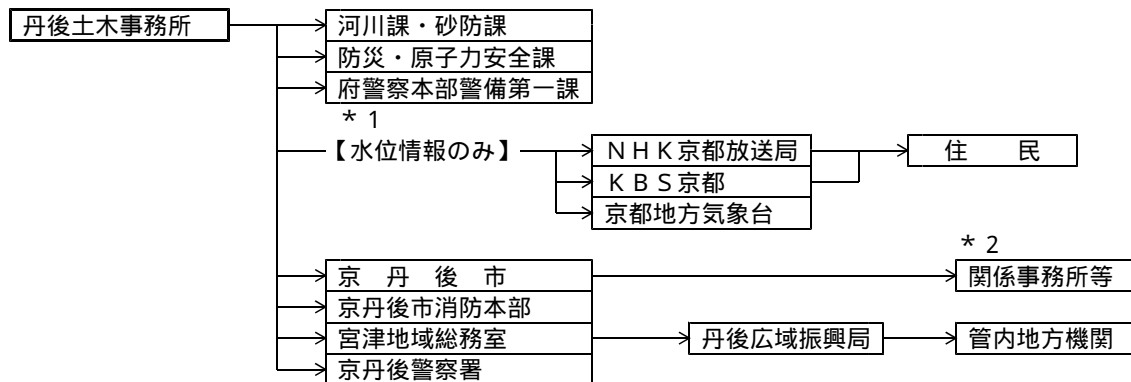
* 3 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

大手川、野田川水防警報・水位情報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

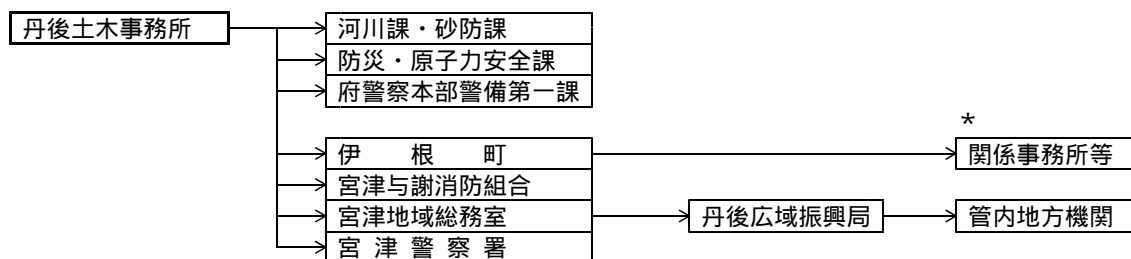
福田川、竹野川、佐濃谷川、宇川、川上谷川水防警報・水位情報の連絡系統



* 1 川上谷川の水位情報は、避難判断水位（特別警戒水位）の設定以降とする。

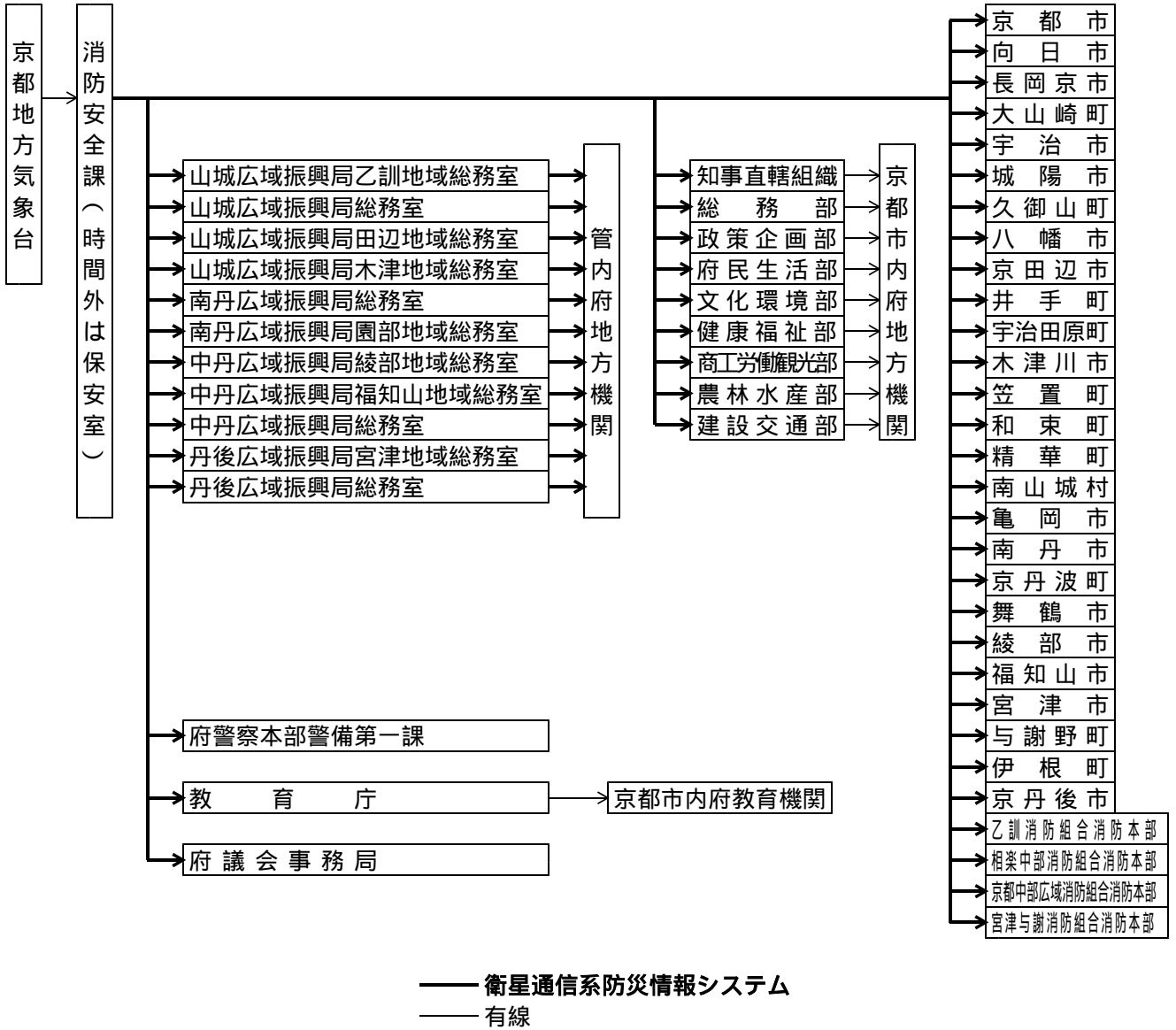
* 2 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

筒川水防警報の連絡系統

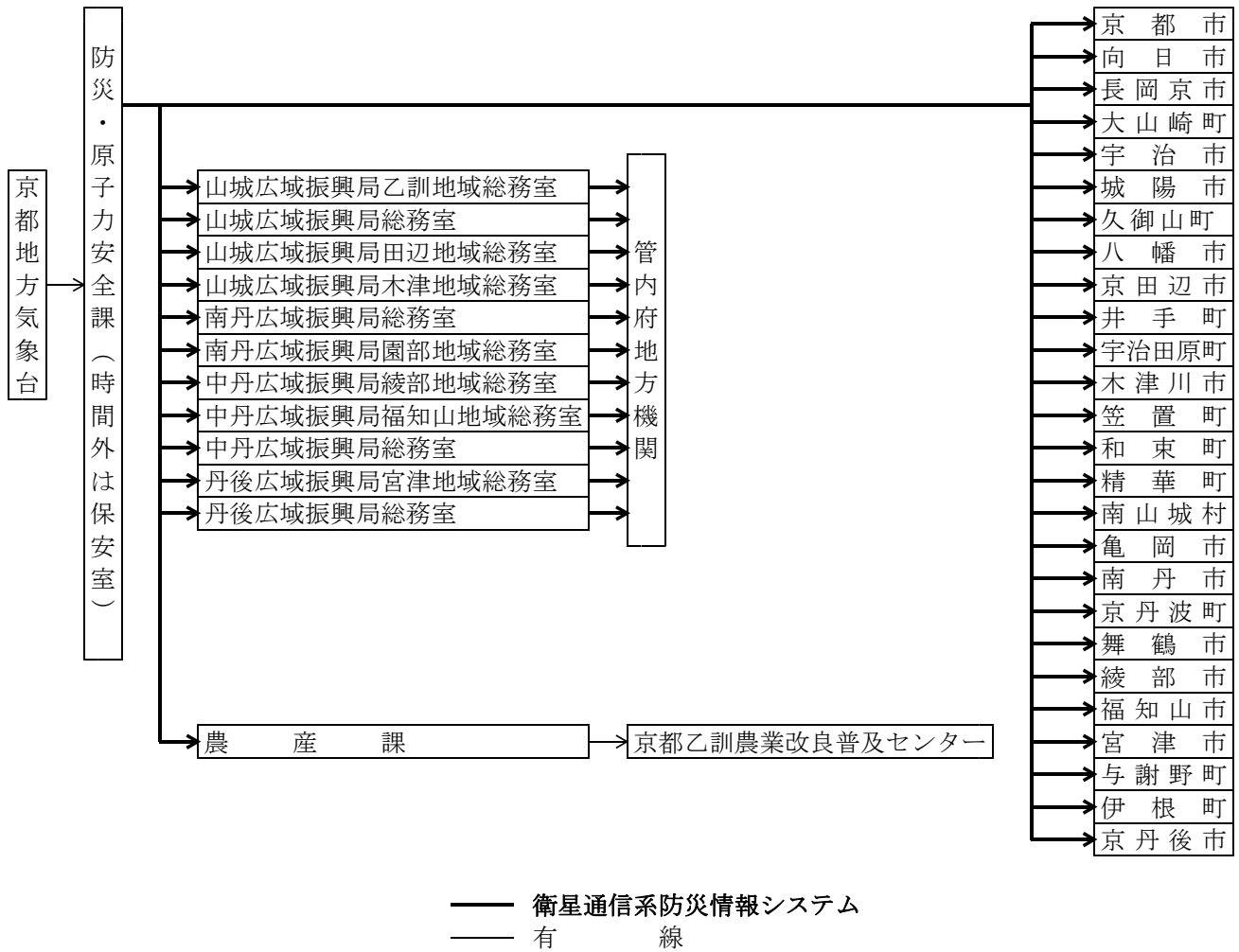


* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

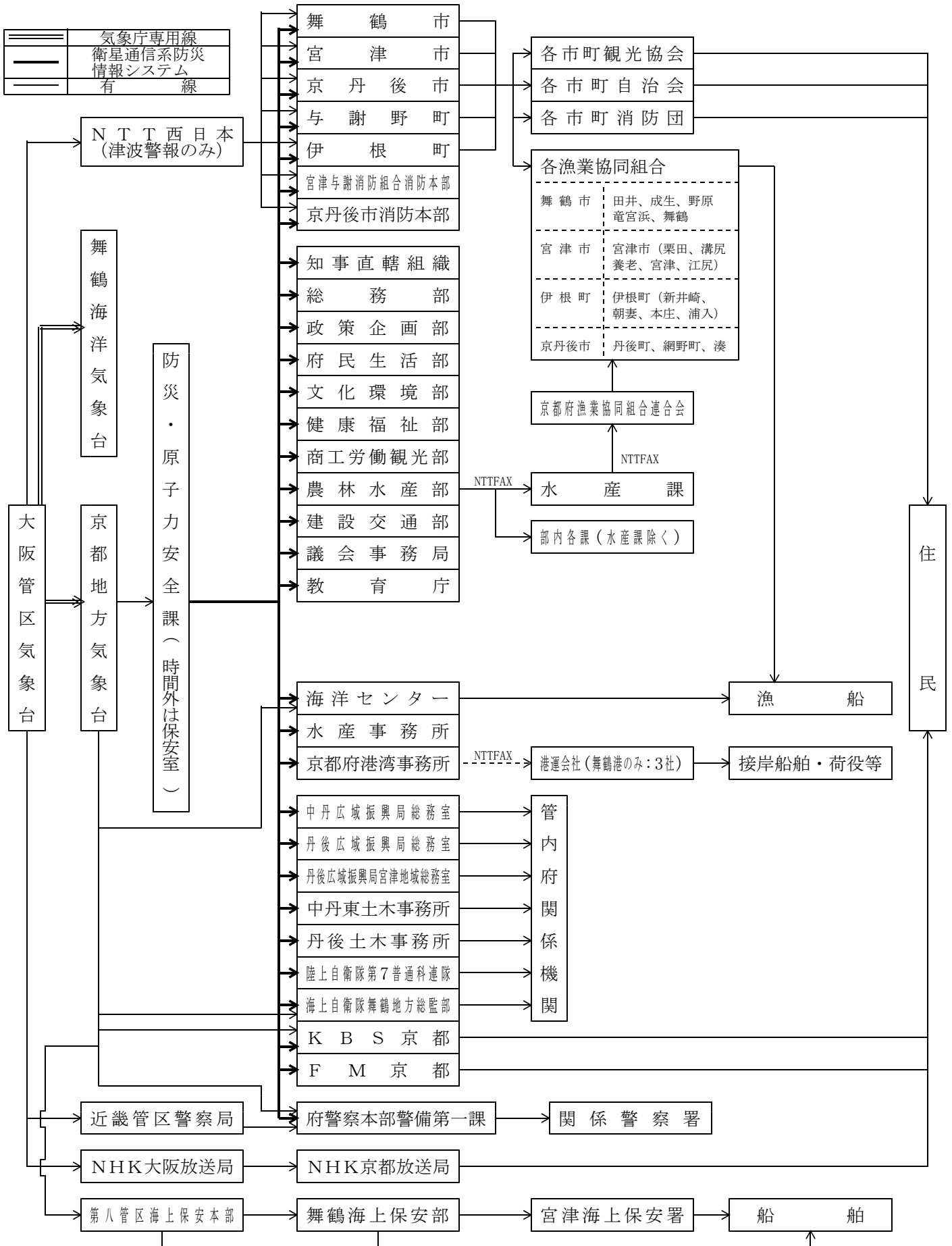
京都府火災気象通報伝達経路図



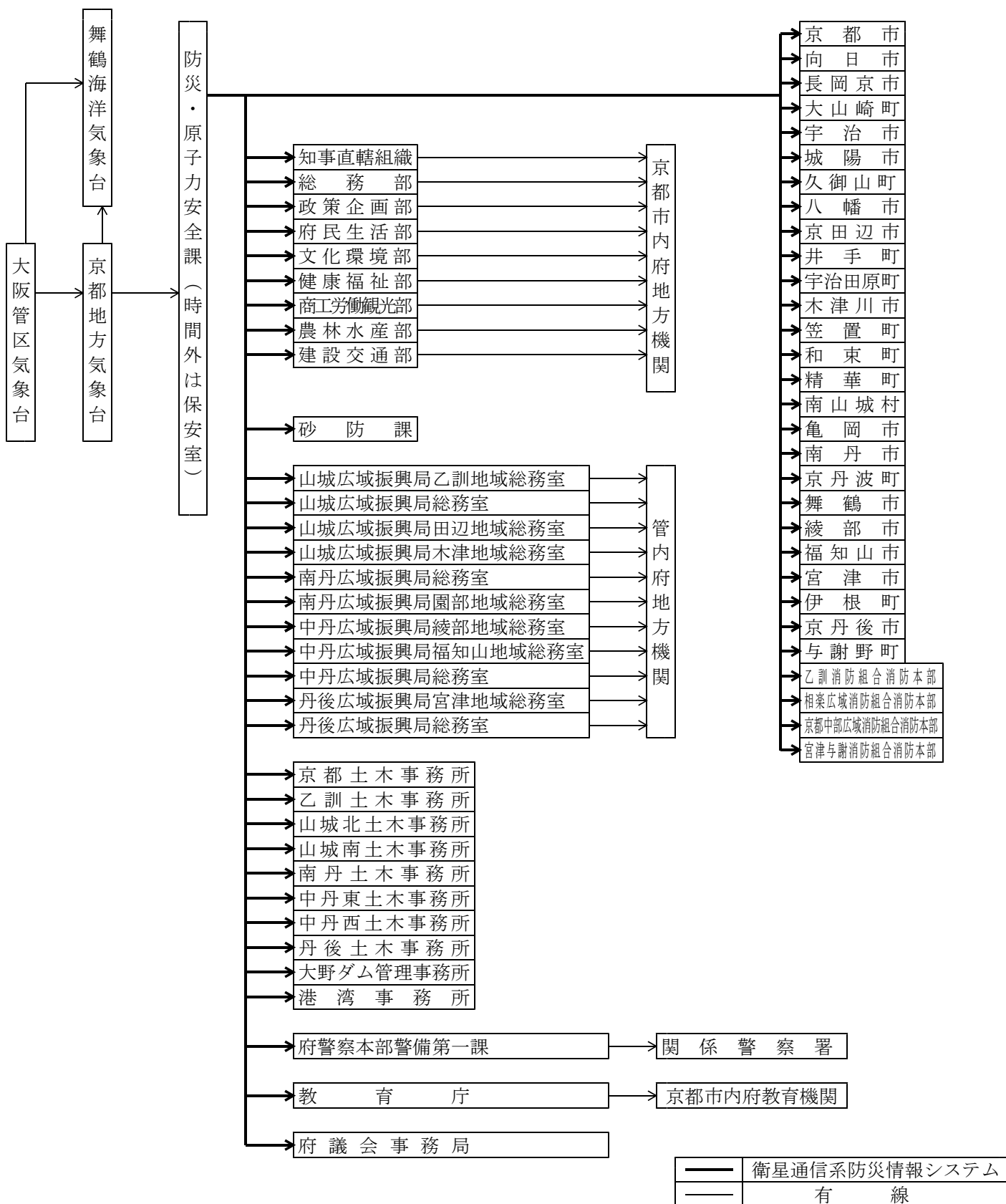
京都府農業気象通報伝達経路図



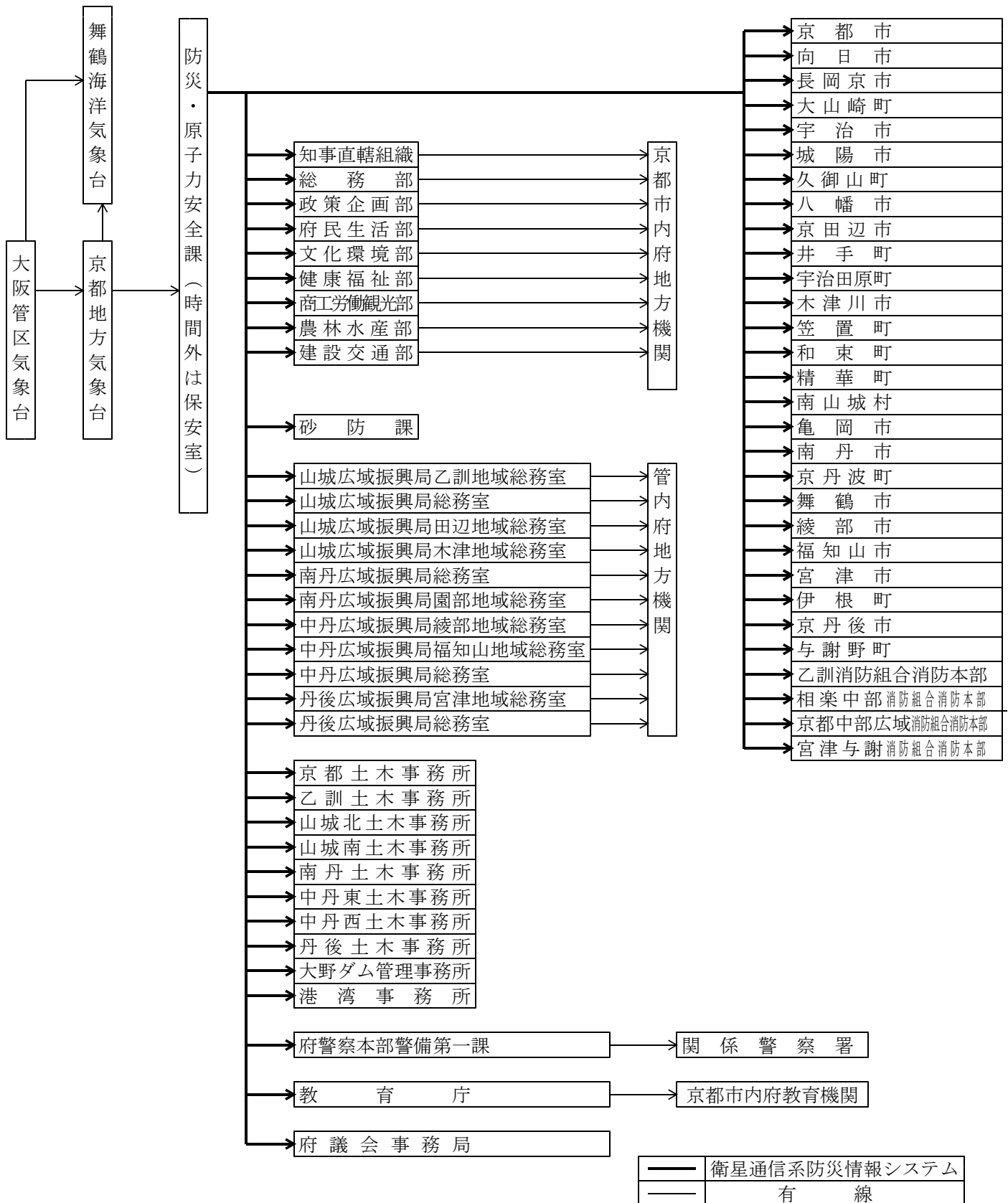
津波警報等伝達経路図



地震及び津波に関する情報伝達経路図



噴火警報に関する情報伝達経路図



第2章 情報連絡通信網の整備計画

(各 機 関)

第1節 情報連絡通信網の整備

大規模な災害時においては、被害が広域におよぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難勧告等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

第1 整備計画の方針

災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

第2 衛星通信系防災情報システムの整備

府衛星通信系防災情報システム

府は、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から府民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル排水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを運用している。

第3 市町村防災行政無線

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐうえからも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、災害対策本部が設置される市役所・町村役場と各集落に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備が必要である。

また、住民生活に密接な関係を持つ病院、学校、電力会社、ガス会社等生活関連機関と市町村災害対策本部とを結ぶ地域防災無線網の整備並びに市町村災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、市町村役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線網の整備も必要である。

的確かつ迅速な災害情報の収集伝達を行うためには、府衛星通信系防災情報システム網と市町村防災行政無線網の有機的な結合を図っていくことがより重要なことであり、市町村は、早期に市町村防災行政無線の整備を促進するとともにデジタル化による最新の設備の整備を図る。

第4 早期被害情報収集システムの整備

衛星車載局指令車、ヘリコプターテレビ伝送システム等からの画像を災害対策本部に伝送し、また、災害対策支部が撮影した被害状況の写真を衛星通信系防災情報システムにより災害対策本部に伝送することにより、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第5 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の常時配置

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員等を常時配置する体制を整備する。

2 防災担当職員等の参集

緊急時における防災担当職員及び非常時専任職員の参集を補完するため、一斉呼出しシステム及び、携帯メールの活用を図る。

3 災害対策本部長等の指揮命令伝達手段の確保

緊急時における災害対策本部長等の指揮命令伝達手段を確保するために、府専用電話及び府業務用無線の活用により緊急時の情報通信の多重化を図る。

4 国との緊急連絡回線の確保

内閣総理大臣官邸及び国の非常災害対策本部と府災害対策本部との間において、緊急の情報連絡手段を確保するために、緊急連絡回線の活用を図る。

第6 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡系統に加わることができるものである。

また、情報収集要員等の確保のため、アマチュア無線家による通信系の協力体制について整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

さらに、それぞれの防災機関が有する無線系統を「資料編2 - 6」に示す。

第7 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取組を行う。

・電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

・自治体クラウドの推進

「戦略的情報化政策研究会」において、自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討

第8 エリアメール・緊急速報メールの活用

府、市町村は、住民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

第2節 市町村・防災機関等の非常通信

第1 計画の方針

災害時に予想される通信混乱に際して、市町村から本部への通信連絡系統を確立し、また、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。

この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市町村

災害時に市町村から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能もしくは困難になった場合には、

非常通信経路（「資料編 2 - 7」参照）に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第 3 編第 3 章第 4 節」に示したとおりである。

第 3 防災機関等

無線を整備している防災関係機関（「資料編 2 - 7」参照）は、市町村及び他の防災機関から次の通信依頼があった場合は、自機関の非常通信に支障がない限り、迅速かつ的確に依頼通信に協力する。

- 1 人命の救助に関すること。
- 2 被害状況等の通信に関すること。
- 3 応援もしくは支援要請に関すること。
- 4 その他、災害に関して緊急を要すること。

第3章 河川防災計画

近畿地方整備局
府建設交通部
水資源機構
関西電力株式会社

第1節 河川の現況

府内の一級河川及び二級河川は、合わせて393河川、延長約2,045kmであり、このうち一級河川は304河川で、大阪湾に注ぐ淀川水系と日本海に注ぐ由良川水系に大別され、二級河川は日本海に注ぐ36水系89河川となっている。

また、国土交通大臣が管理する河川は、26河川、延長約194km、知事が管理する河川は、375河川、延長約1,851kmとなっている。(なお、同一河川で両者の管理区間がある河川が8河川ある)

第1 淀川水系の現況

淀川水系は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川を分派して、大阪湾に注ぐ。

その流域は、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、面積は8,240km²に及び、大阪市、京都市その他数多くの都市をかかえて関西地方における社会、経済、文化の基盤をなし、近畿圏の中心を貫いている本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

1 宇治川流域

宇治川は源を琵琶湖に発し瀬田川となり、瀬田川洗堰で琵琶湖水位及び流量を調節されその下流で大戸川を合流し、大津市関の津を経て京都府に入ると宇治川となる。その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあって洪水時にダム地点の計画洪水量1,360m³/secを840m³/secに調節し、山狭を出て川幅ようやく広く流れも緩となり平坦部に入る。ここから下流伏見区観月橋に至る左岸には旧巨椋池地帯が広がっている。

右岸は丘陵地帯であるため支川を含めほとんど無堤の状態であったが昭和36年から宇治川改修計画が立案され施工中である。

観月橋から下流については、京都疏水の流末が入り更に高瀬川が合流する。伏見区以下の宇治川は緩流となり平均低水位時の勾配は1/6,000程度で、八幡市に至り桂川、木津川と合流する。琵琶湖出口から八幡市まで流路延長35.7kmである。うち滋賀、京都府界から八幡市までは約24kmで宇治川本川は京都府内全域が国直轄管理区間である。

2 木津川流域

水源地方は2つに分かれ、伊賀伊勢の境の高見山脈の連峰に発する名張川と、布引山脈を水源とした伊賀川とが南山城村で合流し、それより木津川となる。更に京都府に入って山城盆地を貫流し八幡市において宇治川、桂川と三川合流し淀川に入る。

南山城村から八幡市までの流路延長約51.6kmであり、その京都府内全域が国直轄管理区間である。

3 桂川流域

水源は、京都、滋賀、福井の府県境である三国岳に発し、山岳重畳の間を曲流して大堰川となり南丹市八木町鳥羽で園部川を合わせ、亀岡市で保津川と名を変え保津の峡谷を経て西京区桂に至って桂川となり、伏見区羽束師で鴨川を合して大山崎町で淀川本流に合流する。亀岡市から大山崎町まで流路延長は32.3kmである。その内国直轄管理区間は西京区嵐山元録山町国有林38林班小班地先から淀川合流点まで約21.3km及び上流京都市右京区京北本町地先から木住川合流点までの13.3kmである。

第2 由良川水系の現況

由良川水系は、その源を京都、滋賀、福井の府県境三国岳に発し、南丹市美山町の山間部を流れ高屋川、上林川等を合わせ、さらに福知山市に出て土師川を合わせて北流して舞鶴市及び宮津市において日本海に注ぐ。その流域は京都府、兵庫県にまたがり、その面積は 1,880km² に及び、丹波・丹後地区における基盤をなし、本水系の治水及び利水はきわめて重要なものとなっている。本川流路延長は 123kmに及びその内国直轄管理区間は本川54.1km、支川 2.3kmとなっている。

第2節 河川改修計画

第1 国土交通省の改修計画

1 淀川水系河川整備基本方針と河川整備計画

淀川における治水事業は、古く仁徳、桓武の時代から現在にいたるまで近畿圏さらには国家の繁栄のため絶大な努力がはらわれてきた。淀川水系改修基本計画は、昭和28年の台風13号による出水にかんがみ、淀川水系全般にわたる治水対策について改定をみた。その後の追加修正を加えて、その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を 8,650m³/sec とし、このうち 1,700m³/sec を上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m³/sec とするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900m³/sec、4,650m³/sec 2,780 m³/sec とする計画である。この計画にもとづき天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川のしゅんせつ及び洗堰の改造による琵琶湖沿岸地域の水害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。しかしながら昭和28年以後昭和34年、昭和36年、昭和40年と大出水が相ついだこと、及び近年における淀川流域の人口資産が著しく増大したことにかんがみ淀川の治水計画を改定することとし、昭和46年3月工事実施基本計画を決定した。また、平成9年の河川法改正を踏まえ、平成19年8月に河川整備計画基本方針が、平成21年3月には河川整備計画が策定された。

基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・淀川

基本高水は、昭和28年9月洪水、昭和40年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点枚方において、17,500m³/sec（琵琶湖からの流出量を含む）とする。このうち、流域内の洪水調節施設により5,500m³/secを調節して、河道への配分流量を12,000m³/secとする。

主要な地点における計画高水流量に関する事項

・淀川

計画高水流量は、宇治地点において 1,500m³/sec とする。

・木津川

計画高水流量は、加茂地点において6,200m³/secとする。

・桂川

計画高水流量は、請田地点において 3,500m³/sec、下流羽束師地点において5,300m³/secとする。

2 由良川水系河川整備基本方針と河川整備計画

由良川水系の治水事業については、昭和22年から直轄事業として、昭和20年10月洪水にかんがみ福知山における計画高水流量を4,100m³/secとして綾部から福知山までの区間について改修工事を実施し、その後、本川上流にダムを建設し、福知山における基本高水のピーク流量4,100m³/secを3,100m³/secに調節する計画をした。さらに昭和28年9月洪水にかんがみ、同30年に福知山における基本高水のピーク流量を6,500m³

/secとして大野ダムにより洪水調整を行うこととする計画を決定した。平成9年の河川法改正を踏まえ、平成11年12月に河川整備計画基本方針が、平成15年8月には河川整備計画が策定された。

基本高水並びにその河道及び洪水調整ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和28年9月洪水を主要な対象洪水として基準地点福知山において $6,500\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち大野ダムにより $900\text{m}^3/\text{sec}$ を調節して河道への配分流量を $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ とする。

主要な地点における計画高水流量に関する事項

基本高水流量は綾部において $4,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、八田川、犀川、土師川等の合流量を合わせ福知山において $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ とし、さらに牧川の合流量を合わせ牧川合流後は $5,800\text{m}^3/\text{sec}$ とし、その下流では河口まで同流量とする。

第2 京都府の河川整備

明日の京都における「暮らしの安全（犯罪や事故の危険性が小さく、災害にも強い社会へ）」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画を順次策定し、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。

しかし、府管理河川の河川整備率（＝改修済延長／要改修延長）は全体で約35%、都市河川（市街化区域等を貫流する河川）においても約52%と低い状況にある中で、未整備区間について直ちに河川整備を図ることは、予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性等を踏まえ、重点的な整備を行っている。

一方、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、あらゆる洪水に対して河川整備等だけで対応することは難しい状況もあることから、洪水による被害を最小限に抑えるため、治水施設整備によるハード対策に加え、貯留浸透施設設置など流域の流出抑制対策や、さまざまなソフト対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な治水対策を図っていく。

また、東日本大震災を教訓に、天井河川などでは、一旦破堤し氾濫すれば広域かつ甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、堤防や水路橋など河川構造物について耐震化を検討し対策を実施する。

1 活力あるまちづくりの支援

- (1) 地域振興プロジェクトと連携した河川整備
- (2) 生活用水確保等を目的とした多目的ダムの建設

2 美しい河川環境を次世代に引き継ぐ

- (1) 都市部における健全な水環境の確保
- (2) 多自然型川づくりの推進
- (3) 京の川づくり、京の川再生事業の推進

3 府民参画による川づくり

- (1) 河川整備計画の策定にあたり府民の意見を反映
- (2) ワークショップ等により地域住民との協働で整備案を作成

4 災害への迅速かつ確な対応のための情報提供

- (1) 水防警報河川の拡充
- (2) 雨量・水位のリアルタイム情報の提供

第3節 ダムの現状と洪水調節

第1 天ヶ瀬ダム

1 ダムの現状

- | | |
|---------|------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、水道用水、発電 |
| (2) 管理者 | 国土交通省 |
| (3) 位置 | 京都府宇治市槇島町字六石 |
| (4) 河川名 | 淀川水系 淀川(宇治川) |
| (5) 規模 | 型式 ドーム型アーチ式コンクリート |
| | 堤高 73.0m |
| | 総貯水容量 26,280,000 m^3 |
| | 計画高水量 1,360 m^3 / s |

2 洪水調節

洪水調節は、洪水期(毎年6月16日から10月15日までの間)において標高58mから78.5mまでの容量20,000,000 m^3 を利用してダム地点の計画高水流量1,360 m^3 / s を840 m^3 / s に調節する。

ただし、枚方が警戒水位を越えたときは、ピークに対して160 m^3 / s に調節する。

なお、洪水期以外においても予備放流により洪水調節を行う。

3 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統」に示す。

第2 大野ダム

1 ダムの現状

- | | |
|---------|------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、発電 |
| (2) 管理者 | 京都府 |
| (3) 位置 | 京都府南丹市美山町檜原 |
| (4) 河川名 | 由良川水系 由良川 |
| (5) 規模 | 型式 重力式コンクリート |
| | 堤高 61.4m |
| | 総貯水容量 28,550,000 m^3 |
| | 計画高水量 2,400 m^3 / s |

2 洪水調節

洪水調節は、洪水期(毎年6月16日から10月15日までの間)において標高155.0mから175.0mまでの容量21,320,000 m^3 を利用してダム地点の計画高水流量2,400 m^3 / s を1,400 m^3 / s に調節する。

3 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「大野ダム放流通報の連絡系統」に示す。

第3 高山ダム

1 ダムの現状

- | | |
|---------|--------------------------|
| (1) 目的 | 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持、発電 |
| (2) 管理者 | 水資源機構 |
| (3) 位置 | 相楽郡南山城村高尾 |
| (4) 河川名 | 淀川水系 名 張 川 |
| (5) 規模 | 型 式 アーチ重力式コンクリート |
| | 堤 高 67.0m |
| | 総貯水容量 56,800,000 m^3 |
| | 計画高水量 3,400 m^3 / s |

2 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高117.0mから135.0mまでの容量35,400,000 m^3 を利用してダム地点の計画高水流量3,400 m^3 / s を1,800 m^3 / s に調節する。

3 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「高山ダム放流通報の連絡系統」に示す。

第4 和知ダム（関西電力）

1 ダムの現状

- | | | |
|----------|---------|-----------------|
| (1) 放流施設 | ラジアルゲート | 4 門 |
| | スライドゲート | 1 門 |
| | 有効貯水容量 | 1,286,600 m^3 |
| | 総貯水容量 | 5,119,200 m^3 |
| | 計画高水量 | 2,640 m^3 / s |
| | 計画洪水位 | 標高 120.5m |

2 洪水調節

和知ダムは和知発電所調整池えん堤として設置されたもので、調整池への流入量が300 m^3 / s 以上の洪水時には、貯水位を一定に保って自然流量を貯水することなく放流する。

3 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「和知ダム放流通報の連絡系統」に示す。

第5 布目ダム

1 ダムの現状

- (1) 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
- (2) 管理者 水資源機構
- (3) 位置 奈良市北野山
- (4) 河川名 淀川水系 布目川
- (5) 規模 型式 重力式コンクリート
堤高 72m
総貯水容量 17,300,000 m^3
計画高水量 460 m^3 / s

2 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高280.6m（279.2m）から287.3mまでの容量5,400,000 m^3 （6,400,000 m^3 ）を利用してダム地点の計画高水流量460 m^3 / s を150 m^3 / s に調節する。

（ ）は二期制限水位及び対応する洪水調整容量

3 放流通報の連絡系統

放流通報の連絡系統を「布目ダム放流通報の連絡系統」に示す。

第6 日吉ダム

1 ダムの現状

- (1) 目的 洪水調節、水道用水、流水の正常な機能の維持
- (2) 管理者 水資源機構
- (3) 位置 南丹市日吉町中
- (4) 河川名 淀川水系 桂川
- (5) 規模 型式 重力式コンクリート
堤高 67.4m
総貯水容量 66,000,000 m^3
計画高水量 1,510 m^3 / s

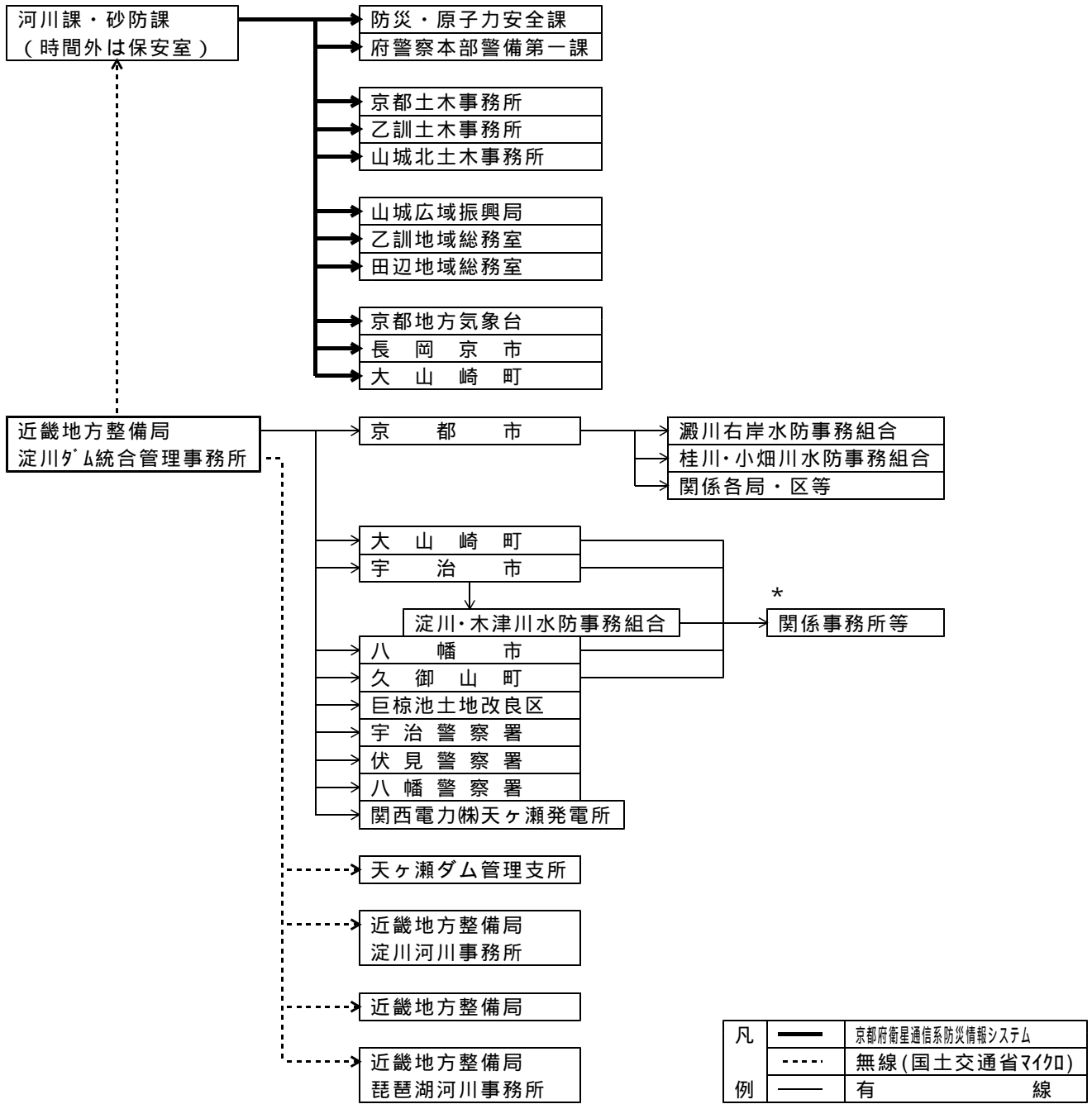
2 洪水調節

洪水調節は、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの間）において標高178.5mから201.0mまでの容量42,000,000 m^3 を利用してダム地点の計画高水流量1,510 m^3 / s を150 m^3 / s に調節する。

3 放流通報の連絡系統

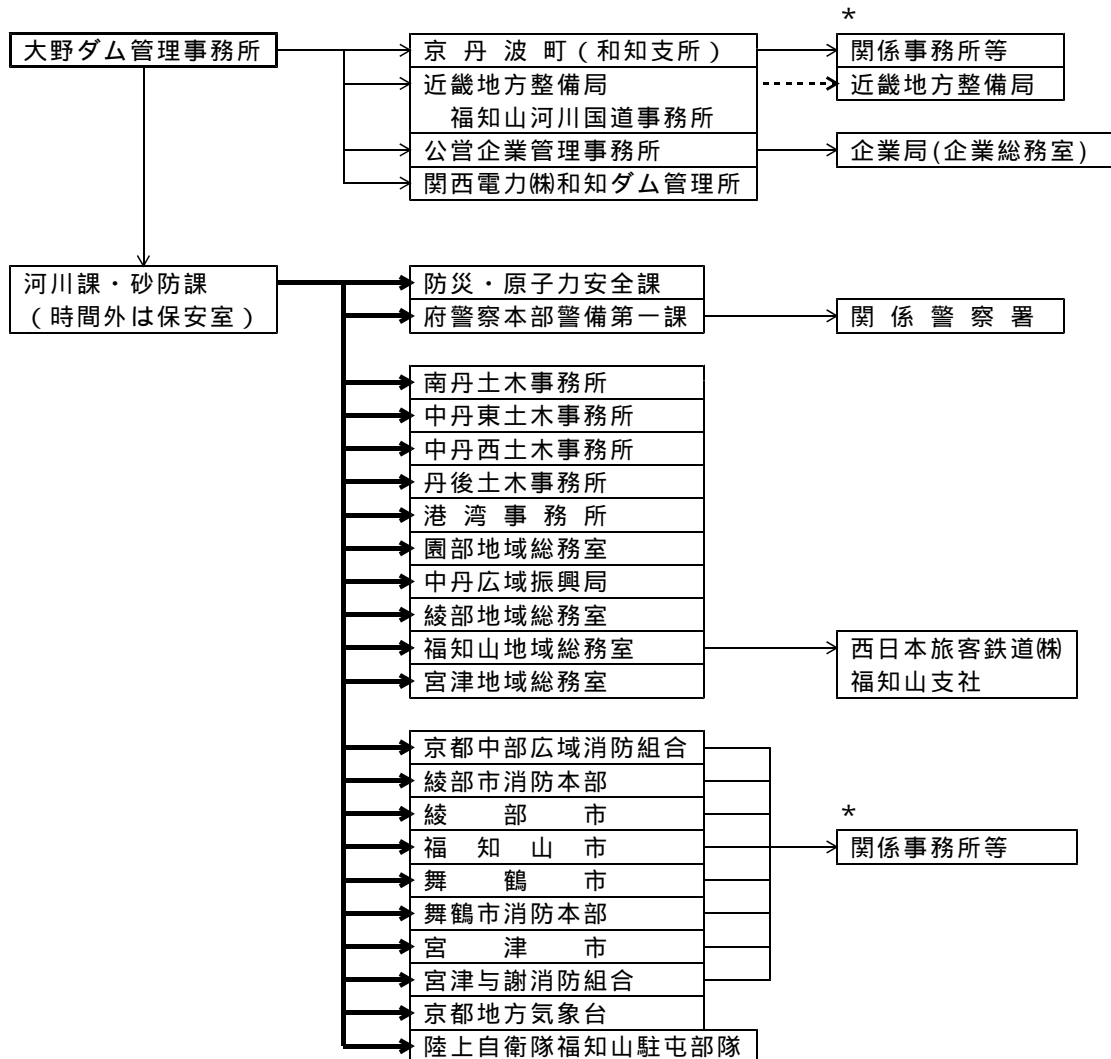
放流通報の連絡系統を「日吉ダム放流通報の連絡系統」に示す。

天ヶ瀬ダム放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

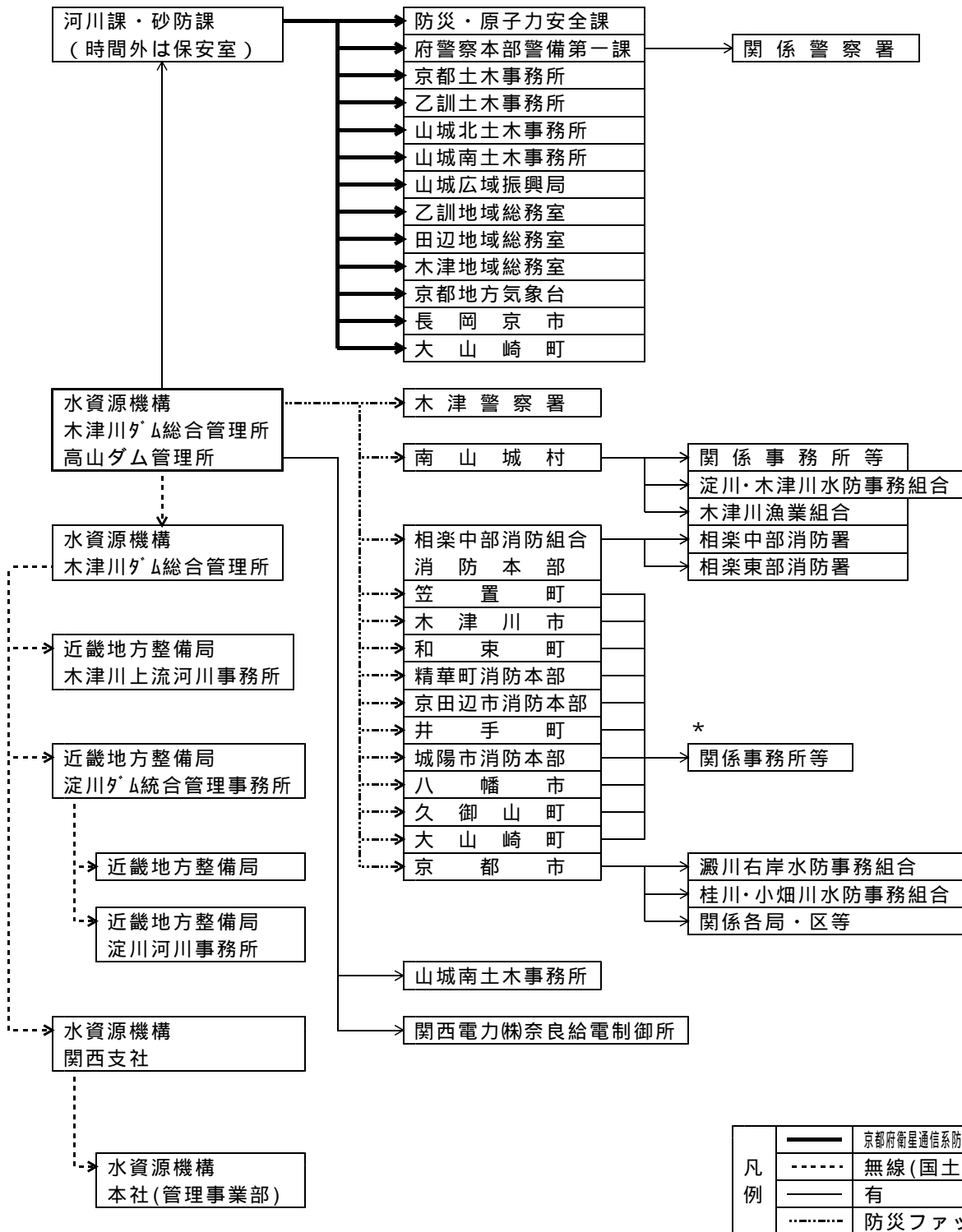
大野ダム放流通報の連絡系統



| | | |
|---|-----------|------------------|
| 凡 | —— | 京都府衛星通信系防災情報システム |
| | - - - - - | 無線(国土交通省マイクロ) |
| 例 | —— | 有線 |

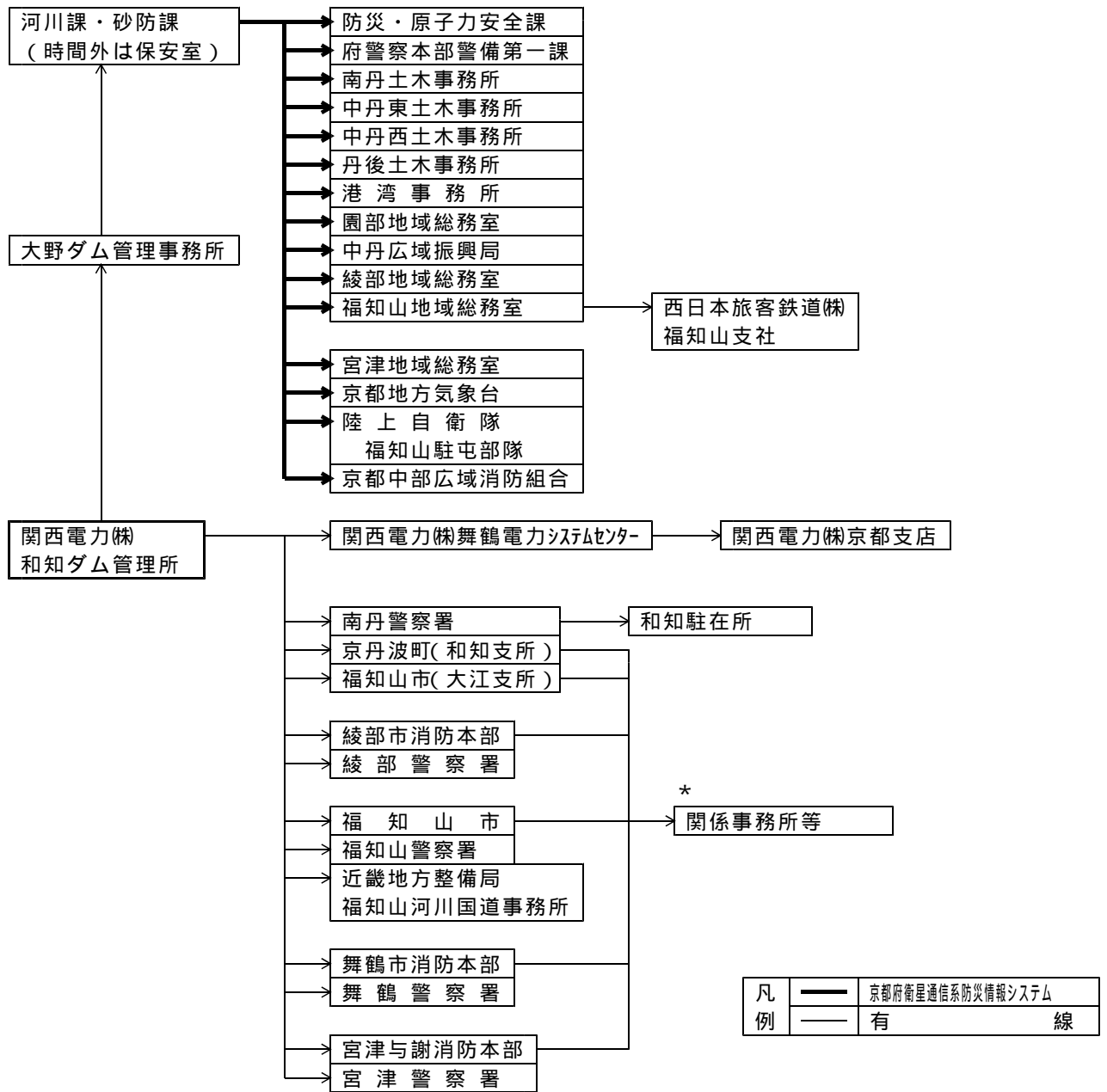
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

高山ダム放流通報の連絡系統



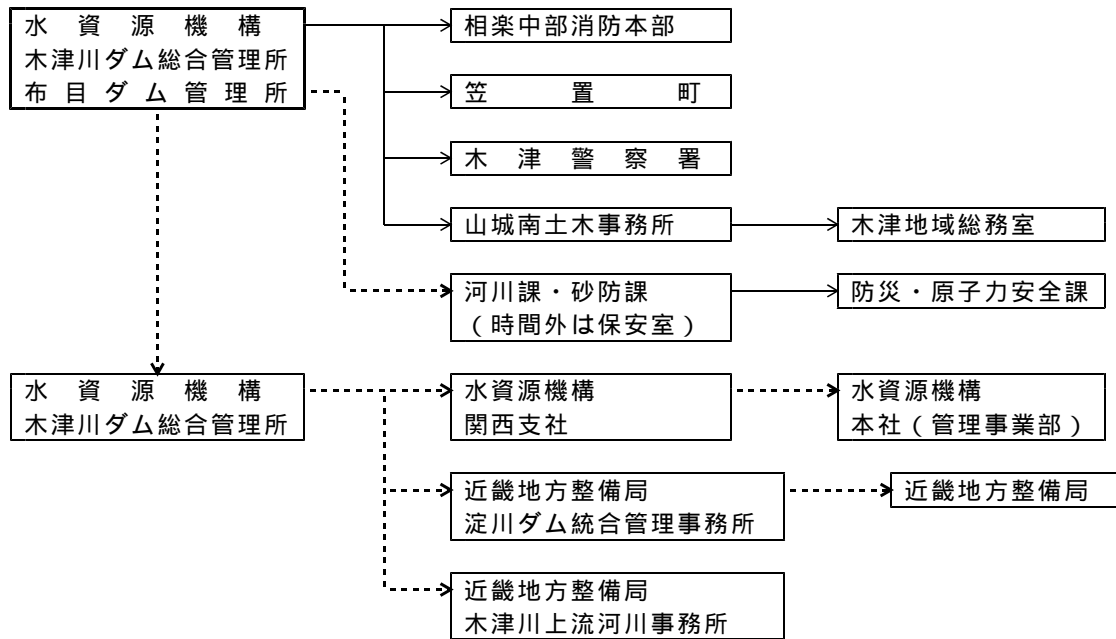
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

和知ダム放流通報の連絡系統



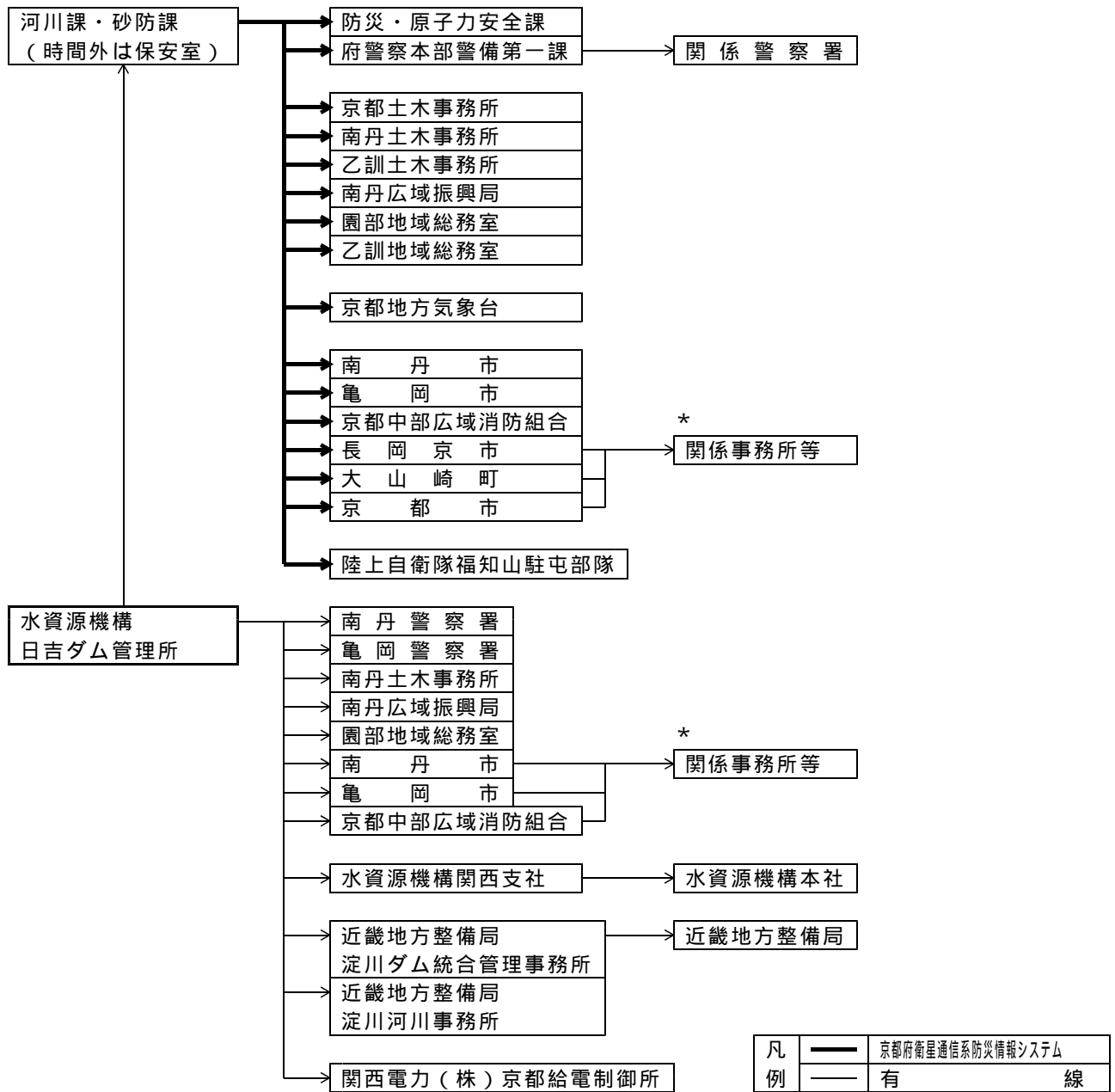
* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

布目ダム放流通報の連絡系統



| | | |
|----|-------|---------------|
| 凡例 | ----- | 無線(国土交通省マイクロ) |
| | —— | 有線等 |

日吉ダム放流通報の連絡系統



* 「関係事務所等」とは、学校、病院、自治会等であり、市町村ごとに市町村水防計画（地域防災計画）で定める。

第4章 林地保全計画

(府農林水産部)

第1節 国有林・官行造林地対策計画

第1 現 状

府内には、国有林約4,621ha、公有林野等官行造林地(以下「官行造林地」という。)約1,975haがある。

このうち4,110ha(国有林3,331ha、官行造林地779ha)が水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、なだれ防止、魚付、保健、風致の保安林に指定されている。

これらの保安林については、それぞれの保安機能の維持と向上を図るため、造林事業、治山事業の推進に努めている。

第2 計画の方針

森林整備保全事業計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、国有林野の持つ国土の保全等公益的機能の維持増進のための計画的な整備を推進する。

第3 計画の内容

1 山地災害の防止について

府内に所在する各国有林について、健全な林分の育成に努めるとともに、荒廃林地の復旧、山地災害危険地等における災害予防のため治山事業を計画的に実施する。

第2節 民有林対策計画

第1 治山事業

1 現 状

府内森林面積343,073haのうち約93,532haは、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。

したがって、治山事業を実施し保安林の機能の維持増進を図るとともに、山地災害危険地や国土安全上重要な森林を保安林に指定し、災害の未然防止に努めている。

2 計画の方針

治山事業実施方針に基づき、崩壊地・山地災害危険地の復旧・予防工事を施行し、山地災害の可及的減少を図り、森林の防災機能を高めるとともに水源かん養機能と保健機能を有機的に発揮する保安林を拡充し、生活環境の保全とあわせて地域の防災施設の計画的な整備をすすめる。

3 計画の内容

(1) 土砂の流出、崩壊による災害の防止

荒廃林地、山地災害危険地等の復旧・予防のため、山地災害危険地調査を踏まえ治山事業を計画的に実施する。

新規に発生する林地崩壊については、山地災害危険地区に繰り入れる等とともに緊急を要するものから緊急治山事業を実施する。

更に、公共事業等で採択されない比較的小規模の崩壊については、府単費による復旧や市町村の行う復旧の指導、補助等を行い災害の防止に努める。

(2) 地すべり対策

地すべり防止区域及び地すべり危険地区の地表移動量等に注視しながら、緊急を要するものから防止工事を行う。

(3) なだれ、飛砂等による災害の防止

なだれ危険地や飛砂等による災害の防止のため、治山事業を実施する等により森林の健全な育成を図る。

別 表 林野庁所管の地すべり防止区域

| 地すべり防止区域名 | 所 在 地 | 面 積 ha | 地 質 | 摘 要 |
|-----------|----------------|--------|------|---------|
| 橋 谷 | 福知山市大江町字橋谷 | 63.26 | 第三紀層 | 昭和49年指定 |
| 木 元 | 綴喜郡宇治田原町奥山田字木元 | 17.37 | | 昭和50年指定 |
| 土 ケ 畑 | 亀岡市畑野町土ヶ畑澤の上 | 7.21 | | 昭和47年指定 |
| 舟 ケ 谷 | 宮津市長江舟ヶ谷 | 54.26 | | 昭和46年指定 |
| 田 原 | 〃 字田原 | 44.22 | | 平成5年指定 |
| 田 坪 | 与謝郡伊根町字野村 | 8.76 | | 平成20年指定 |

第2 保安林の整備

- 1 自然災害や経済的理由等で保安林機能が低下している保安林を改善するため、各種林業施策を講じ機能の充実に図る。
- 2 保安林の管理を重点的に進め、特に機能の低下している保安林を特定保安林に指定し、その機能回復を図る。

第3 森林整備事業（造林事業）

1 現 状

平成21年度末の府内の人工林面積は約126,000haである。近年、拡大造林面積は年間100から200ha程度で推移してきたが、一層低下の傾向にある。

さらに人工林の伐採後に植林されないケースも出てきており、伐採跡地における森林の適切な更新が懸念されている。

また、間伐等の実施が遅れたり、放置される森林もあり、公益的機能の低下が懸念されている。これらは外材輸入による木材価格の低迷や労務の不足等が原因と考えられる。

2 計画の方針

市町村森林整備事業計画や間伐等推進計画に基づき、着実な森林の整備を推進することにより、木材の生産機能はもとより森林の公益的機能の高度発揮を図る。

3 計画の内容

森林による二酸化炭素の吸収は、温暖化対策において特に重要なものとして位置付けられており、間伐等推進計画に基づき間伐等を積極的に推進し、森林の適正な整備・保全を図ることとする。

また、放置され、機能の低下を招いている人工林に対しては、強度の間伐を実施するなどして広葉樹等の導入を図り、針葉樹と広葉樹が適度に混交した災害に強い森林を整備していくこととする。

さらに、人工林の伐採跡地での確かな更新が図られていない箇所については、緑の公共事業等で広葉樹を主体として植栽し、早期に森林の造成を図ることとする。

第5章 砂防関係事業計画

(府建設交通部)

第1節 総 則

土砂災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減する目的をもって京都府内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹災害危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所及び地すべり危険箇所に対する防災上必要な管理・予報・警戒・避難・通信・連絡に関する関係団体及び住民の活動について指針を示すものである。

第2節 総合土砂災害対策推進連絡会

京都府内における土砂災害に関する連絡、調整を行う。

その内容は以下のとおりである。

- (1) 土砂災害危険箇所である旨の表示の実施及び解除に関する事項
- (2) 警戒避難体制の確立に関し必要な事項
- (3) その他必要な事項

第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、土砂災害に関連する情報として平成15年5月に「土砂災害警戒箇所点検マップ」を公表し、平成16年6月には、京都府ホームページからも情報発信している。

また、土砂災害の発生が予想される箇所について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、土砂災害警戒区域等に順次指定する。

平成23年12月現在における府内の指定区域は下表のとおりである。

関係図書は、砂防課及び関係土木事務所及び関係市町村で縦覧に供し、さらに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

(平成23年12月現在)

| 自然現象の種類 | 指 定 区 域 | | 備 考 |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|--------------------|
| | 警 戒 区 域 | うち特別警戒区域 | |
| 土 石 流 急傾斜地の崩壊 地 す べ り | 2,190 箇所 3,039 箇所 19 箇所 | 1,509 箇所 3,005 箇所 | * 指定区域のある市町を下記に示す。 |
| 合 計 | 5,248 箇所 | 4,514 箇所 | |

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、関係市町村と連携して被害状況を把握し、情報伝達・共有を図る。

第4節 土砂災害における警戒避難体制

市町村が土砂による被害を受ける恐れのある住民を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために必要な内容は、以下のとおりである。

(1) 警戒または避難を行うべき基準の設定

気象情報、雨量、警戒避難基準（第5節）等を参考に設定する。

なお、大雨には、局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない場合でも他の危険な兆候が認められた場合には自主的な判断によって避難するよう住民を指導することが大切である。

(2) 適切な避難場所及び避難路の設定、周知

避難場所及び避難路の選定にあたっては、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）の土砂災害を受ける恐れのない場所及び洪水氾濫等の水害を受ける恐れのない場所を選定する。

設定した避難場所、避難経路及び情報伝達経路等は、市町村地域防災計画に記載するとともに、土砂災害ハザードマップを作成して住民に対し周知徹底を図る。

(3) 情報収集及び伝達

日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば急傾斜地の崩壊等の発生の可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、警報、近隣の雨量観測値、関係機関からの災害情報並びに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

収集した情報を、有線放送、広報車、サイレン等の方法により、迅速かつ正確に関係住民に伝達する。

また、迅速かつ円滑な情報収集及び伝達を行うための体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及及び防災活動の実施

市町村は、市町村防災関係職員や住民に対して、土石流危険渓流等の危険箇所や避難方法等の防災知識の普及に努める。また、関係機関と協力して土砂災害に対する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい災害時要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において、災害時要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

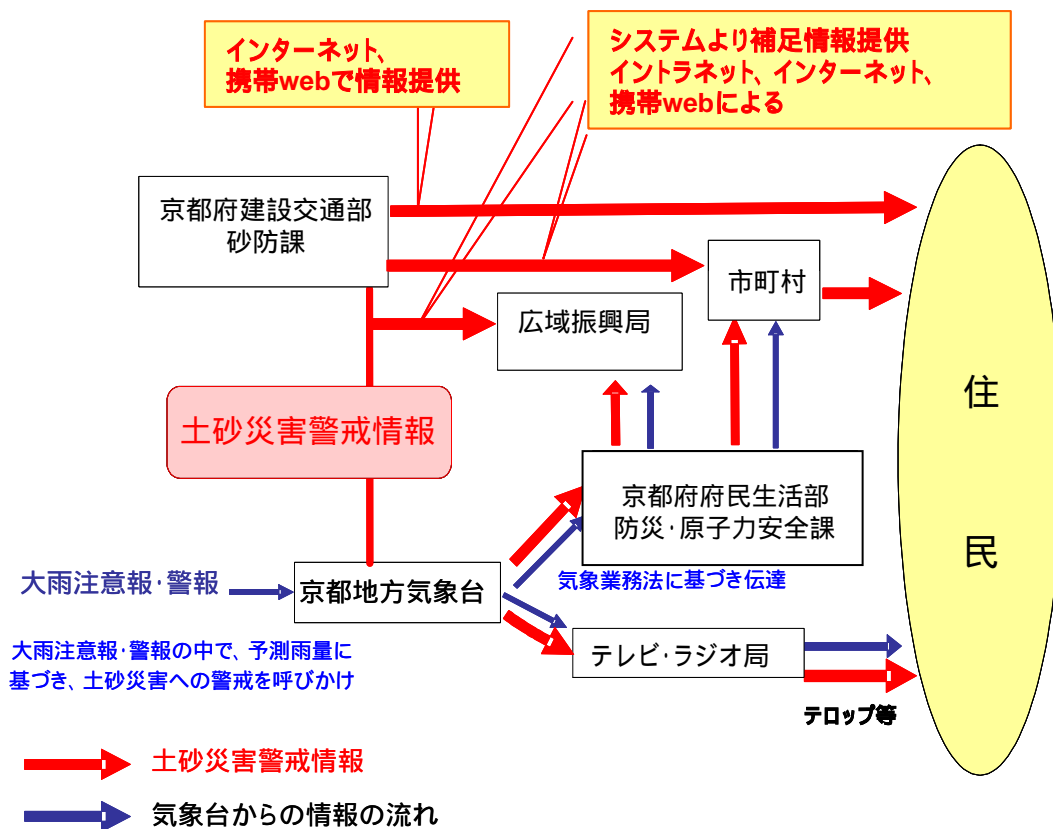
第5節 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

第1 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（目的）

京都府と京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に市町村長が住民に対して行う避難指示等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び、住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民へ伝達する。

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



第2 基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとする。

- 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。
- 警戒解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、府砂防課と京都地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。
- 地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

第3 発表単位

該当市町村に対して土砂災害警戒情報を発表する。ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表する。（48箇所）

第4 留意点

土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。

- 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、

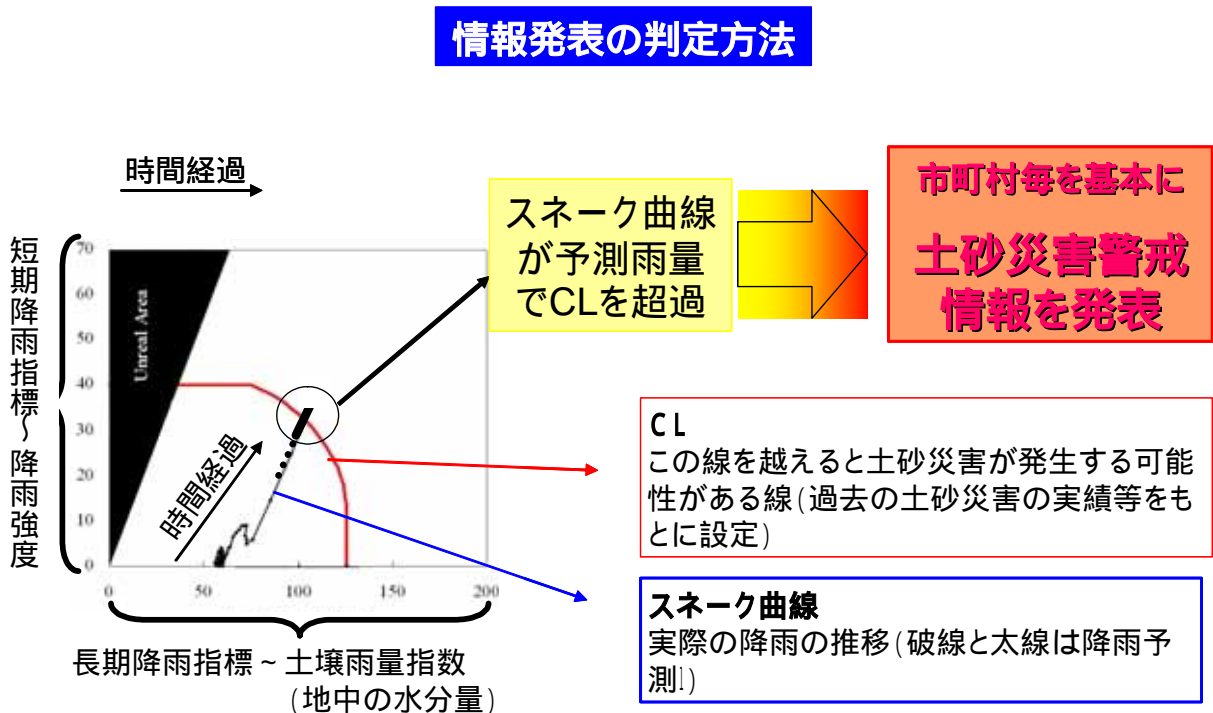
山体崩壊、地すべり等については対象としない。

- 2 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

第5 京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）

1 システムの概要

本システムは気象台による降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した5kmメッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行うものである。



2 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）において災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）により地図上で危険度レベルの確認できる情報をイントラネット、インターネット、携帯Webで発信を行う。

3 用語解説

解析雨量：気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから1キロメッシュ毎の降水量を推定したもの。

土壌雨量指数：長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといった土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

CL：この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。

第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

第1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにする

ため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

1 国土交通省が実施するもの

(1) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次のア、イを共に満たす場合）

ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 河道閉塞による湛水（次のア、イを共に満たす場合）

ア 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 京都府が実施するもの

(1) 地すべり（次のア、イを共に満たす場合）

ア 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

イ おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第29条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第29条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第7節 砂防対策計画

第1 現 状

府内の山や溪流は、戦前は木の乱伐、戦後は昭和28年、34年、61年等とたび重なる風水害によって著しく荒廃し、これまで山腹工、砂防堰堤等の土砂対策工事を実施してきた。

しかし府内の山間地の地質は第三紀層、丹波層群中・古生層が比較的多く、ひとたび風水害、特に局地的大雨の風水害を受けると、山腹崩壊、溪岸の浸食等による土砂災害をうけやすい。

砂防工事は、この土砂を上流でくいとめ、また、調節するために、戦前は山腹工を中心に、戦後は砂防堰堤、溪流保全工等の溪流工事を中心に施工された。

また、府内には次のとおり砂防指定地がある。

箇 所 数 1,421箇所（平成23年12月11日現在）

第2 計画の方針と内容

土砂災害を未然に防止するため、社会資本総合整備計画等に基づき水系一貫の治水効果を十分発揮することを考慮して、すでに荒廃しており今後なお増大するところや将来その恐れのあるところを重点に砂防事業を推進している。

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れていたり、溪岸が浸食されている場合は、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起し、はん濫の原因になる。

この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し山腹斜面の安定と崩壊の拡大を防ぎ、新しい崩壊等を防止する。

また、土砂れきの流下や溪床の浸食を防ぎ、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工を設けたり、溪岸の縦横浸食による土砂生産を防ぎ安定させるために溪流保全工等を施工する。

第8節 土石流対策計画

第1 現 状

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、溪岸をけずられ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある溪流（溪流勾配15°以上）が5,024溪流（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む）あり、その対策を講じる。

第2 計画の方針と内容

土石流の災害を未然に防止するため、砂防堰堤等の整備を社会資本整備重点計画等に基づき推進する。一方、市町村等においては危険区域に対して土砂災害監視システムにより情報がリアルタイムに発信され、降雨状況等をすみやかに把握する措置を講じるなど警戒降雨量に達した場合は、通報により避難体制を確立するよう努める。

特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

第9節 地すべり対策計画

第1 現 状

一般に地すべりは特別な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見しただけでは山くずれと判断しがたいが、最初は緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をするもので主な原因が地下水に起因しているのが特徴である。

地質的に分類すると第三紀層地すべり、古生層地すべり、中生層地すべり等がある。

府内には、地すべりが発生するおそれのある箇所が58箇所あり、その対策を講じる。

なお、地すべり防止区域は「地すべり防止区域一覧表」のとおりであるが、昭和40年の風水害により新たに丹後半島を中心に地すべりが10数箇所発生した。

第2 計画の方針と内容

地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が10戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

地すべりは現状で述べたとおり、その判定が難しく、軽率に工事を進めるとかえって災害を助長するため、地形、地質調査、表面移動量調査、地下水調査等広範囲にわたって調査する必要がある。

地すべり地帯の特徴は、地質的には第三紀層、中生層、古生層、破碎帯などに多く、また池沼、湿地等が多く存在している地形をなしているが、これは過去に大規模な崩壊があり、その後の地すべりによって形成されたものと考えられる。

また、地下水が豊富なことも特徴のひとつである。

地すべり対策工事は、前述の調査に基づき適切に進めねばならない。

- 1 地形・地質調査、表面移動量調査、地下水・地表水調査等を広範囲に実施して、地すべり区域、運動形態の特徴、地下水・地表水との関連性等を詳細に調べる。
- 2 地すべり調査結果に基づいて、地すべり防止区域の指定を促進する。
- 3 地すべりの特性と地下水・地表水との関連性に応じて、地下水・地表水を排除する集水井戸、排水ボーリング、暗渠、水路等を設置する。
- 4 地すべり力を抑止するため擁壁工、杭工等を施工する。
- 5 地すべり危険個所の把握や予警報システムの検討及び市町村においては警戒避難体制の整備に努める。

第10節 急傾斜地崩壊対策計画

第1 現 状

府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所が3,765箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。

これら急傾斜地のうち緊急性の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）第3条により、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、297箇所となっている。

また、府内には雪崩により人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所（豪雪地帯であって斜面勾配15°・高さ10m以上で人家が存在するか、今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）が687箇所あり、その対策を講じる。

第2 計画の方針と内容

急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工を社会資本総合整備計画等に基づき推進する。特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の災害時要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。

急傾斜地崩壊危険区域の指定があったときは、当該地域を管轄する市町村防災会議が市町村地域防災計画に所要の修正を行い、当該急傾斜地崩壊危険区域ごとに情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要な警戒避難体制を確立する。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の内、

- 1 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。
- 2 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- 3 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防災対策を推進する。

第11節 土砂災害復旧計画

土砂災害後の復旧体系は次のとおり

| 災害の種別 | 法 指 定 | 事業の種類 | 根拠法令 |
|--------|---|--|--|
| 土石流 | 砂 防 指 定 地 保 安 林 指 定 地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連緊急砂防事業 ・ 砂防激甚災害対策特別緊急事業 ・ 砂防設備災害復旧事業 ・ 特定緊急砂防事業 ・ 災害関連緊急治山事業 ・ 治山激甚災害対策特別緊急事業 ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 森林法 |
| 急傾斜地崩壊 | 急傾斜地 崩 壊 危険区域 保 安 林 指 定 地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 ・ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業 ・ 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 ・ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 ・ 林地崩壊対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・ 森林法 |
| 地すべり | 地すべり 防止区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 ・ 災害関連緊急地すべり対策事業 ・ 地すべり防止施設災害復旧事業 ・ 特定緊急地すべり対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり等防止法 ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 |
| 雪崩 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害関連緊急雪崩対策事業 | |

土砂災害危険箇所等一覧表(その1)

(平成23年4月末現在)

| 市町村別 | | 林地保全 | | | 農地保全 | |
|---------------------|-------|---------|--------|------|--------|------|
| | | 山地災害危険地 | | | なだれ危険地 | 地すべり |
| | | 山腹崩壊 | 崩壊土砂流出 | 地すべり | | |
| 京都林務 | 京都市 | 336 | 370 | | | |
| | 向日市 | 2 | | | | |
| | 長岡京市 | 19 | 7 | | | |
| | 大山崎町 | 8 | 1 | | | |
| | 小計 | 365 | 378 | | | |
| 京都府 山 城 広域振興局 | 宇治市 | 43 | 46 | | | |
| | 城陽市 | | 3 | | | |
| | 久御山町 | | | | | |
| | 八幡市 | 5 | | | | |
| | 京田辺市 | 5 | 1 | | | 1 |
| | 井手町 | 11 | 3 | | | |
| | 宇治田原町 | 56 | 45 | 1 | | |
| | 木津川市 | 93 | 22 | | | |
| | 笠置町 | 27 | 16 | | | |
| | 和束町 | 38 | 33 | | | 1 |
| | 精華町 | 5 | | | | |
| | 南山城村 | 53 | 21 | | | |
| 小計 | 336 | 190 | 1 | | 2 | |
| 京都府 南 丹 広域振興局 | 亀岡市 | 111 | 162 | 1 | | |
| | 南丹市 | 252 | 204 | | 91 | |
| | 京丹波町 | 66 | 112 | 1 | | |
| | 小計 | 429 | 478 | 2 | 91 | |
| 京都府 中 丹 広域振興局 | 綾部市 | 253 | 197 | | 3 | |
| | 福知山市 | 404 | 399 | 4 | 10 | |
| | 舞鶴市 | 353 | 222 | 7 | 8 | |
| | 小計 | 1010 | 818 | 11 | 21 | |
| 京都府 丹 後 広域振興局 | 宮津市 | 126 | 112 | 3 | 4 | |
| | 与謝野町 | 80 | 84 | | 18 | |
| | 伊根町 | 51 | 22 | 2 | 21 | |
| | 京丹后市 | 453 | 214 | 6 | 87 | 1 |
| | 小計 | 710 | 432 | 11 | 130 | 1 |
| 合 計 | | 2,850 | 2,296 | 25 | 242 | 3 |

土砂災害危険箇所等一覧表(その2)

(平成23年12月1日現在)

| 危険区域別 市町村別 | | 地すべり | | 雪崩 | 急傾斜地関係 | | | | 砂防関係 | | | | | |
|--------------------|-------|------------------------------|--------------|------------|--|--------------|--------------|------------|--------------------|-------|--------------|--------------|------------|-------|
| | | 地すべり 等防止法 第3条の 指定区域 | 地すべり 危険箇所 | 雪崩 危険箇所 | 急傾斜地 の崩壊に よる災害 の防止に 関する法 律第3条 の指定区 | 急傾斜地 | | | 砂防法 第2条 指定箇所 | 土石流 | | | | |
| | | | | | | 保全人家 5戸以上 | 保全人家 1～4戸 | 保全人家 0戸 | | 計 | 保全人家 5戸以上 | 保全人家 1～4戸 | 保全人家 0戸 | 計 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市 | | 3 | 2 | | 13 | 294 | 307 | 36 | 637 | 195 | 295 | 248 | 40 | 583 |
| 京都府 山城 広域振興局 | 宇治市 | | | | 1 | 41 | 28 | 5 | 74 | 21 | 20 | 38 | 4 | 62 |
| | 城陽市 | | | | | 3 | 2 | | 5 | 15 | 3 | 2 | | 5 |
| | 向日市 | | | | 2 | 9 | | | 9 | | 1 | | | 1 |
| | 長岡京市 | | | | | 8 | 8 | | 16 | 10 | 10 | 3 | | 13 |
| | 八幡市 | | | | 2 | 10 | 5 | 1 | 16 | 4 | 8 | 1 | 3 | 12 |
| | 京田辺市 | | 1 | | 4 | 22 | 27 | 3 | 52 | 10 | 14 | 13 | 33 | 60 |
| | 大山崎町 | | | | | 4 | 3 | | 7 | 5 | 5 | 1 | | 6 |
| | 久御山町 | | | | | | | | | | | | | |
| | 井手町 | | | | 2 | 5 | 10 | 1 | 16 | 27 | 6 | 7 | | 13 |
| | 宇治田原町 | | 1 | | 8 | 24 | 41 | 3 | 68 | 32 | 33 | 57 | 30 | 120 |
| | 木津川市 | 2 | 3 | | 8 | 33 | 54 | 1 | 88 | 40 | 60 | 4 | 2 | 66 |
| | 笠置町 | 1 | 1 | | 7 | 11 | 17 | | 28 | 26 | 26 | 12 | | 38 |
| | 和束町 | 1 | 2 | | 7 | 26 | 25 | | 51 | 35 | 25 | 19 | | 44 |
| | 精華町 | 1 | 2 | | 2 | 14 | 17 | | 31 | 1 | 3 | | 1 | 4 |
| | 南山城村 | | | | 1 | 11 | 47 | 1 | 59 | 5 | 22 | 33 | | 55 |
| 小計 | 5 | 10 | | 44 | 221 | 284 | 15 | 520 | 231 | 236 | 190 | 73 | 499 | |
| 京都府 南丹 広域振興局 | 亀岡市 | | | | 1 | 70 | 101 | 9 | 180 | 75 | 102 | 132 | 77 | 311 |
| | 南丹市 | | 1 | 59 | 12 | 108 | 220 | 20 | 348 | 165 | 289 | 235 | 60 | 584 |
| | 京丹波町 | | 1 | | 12 | 49 | 96 | 4 | 149 | 64 | 129 | 168 | 42 | 339 |
| | 小計 | | 2 | 59 | 25 | 227 | 417 | 33 | 677 | 304 | 520 | 535 | 179 | 1,234 |
| 京都府 中丹 広域振興局 | 福知山市 | 1 | 8 | 148 | 51 | 191 | 298 | 4 | 493 | 183 | 281 | 423 | 19 | 723 |
| | 舞鶴市 | 2 | 6 | 157 | 46 | 247 | 202 | 8 | 457 | 135 | 273 | 168 | 40 | 481 |
| | 綾部市 | 1 | 3 | 72 | 40 | 104 | 173 | 9 | 286 | 100 | 172 | 215 | 122 | 509 |
| | 小計 | 4 | 17 | 377 | 137 | 542 | 673 | 21 | 1,236 | 418 | 726 | 806 | 181 | 1,713 |
| 京都府 後丹 広域振興局 | 宮津市 | 5 | 10 | 42 | 13 | 61 | 48 | 1 | 110 | 68 | 113 | 89 | 68 | 270 |
| | 京丹後市 | 1 | 9 | 154 | 43 | 215 | 223 | | 438 | 153 | 259 | 189 | 17 | 465 |
| | 伊根町 | 3 | 8 | 27 | 18 | 33 | 19 | | 52 | 18 | 32 | 13 | | 45 |
| | 与謝野町 | | | 28 | 12 | 44 | 50 | 1 | 95 | 46 | 147 | 68 | | 215 |
| | 小計 | 9 | 27 | 251 | 86 | 353 | 340 | 2 | 695 | 285 | 551 | 359 | 85 | 995 |
| 合計 | | 21 | 58 | 687 | 305 | 1,637 | 2,021 | 107 | 3,765 | 1,433 | 2,328 | 2,138 | 558 | 5,024 |

(指定告示1,421)

注)「」: 人家5戸未満でも官公署、学校、病院等の公共的な施設がある場合は、人家5戸以上の箇所に含まれる。

「」: 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所。

第6章 農業用施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 現 況

第1 現 状

ため池、頭首工（取水堰）、用排水路、農道などの農業用施設は、府内各地に多数存在し、農業生産はもとより農村の生活や自然環境を支える施設として、その役割を担っているが、これらは、自然的にも、社会的にも災害を受けやすい状況にあり、これまでも大雨等による数多くの災害に見舞われてきている。

第2 農業用ため池

農業用ため池は府内に1,600余箇所あり、水田面積の約4割に当たる11,200haの重要な用水補給源になっているが、決壊すると下流に大きな被害をもたらす場合が予想され、農業用施設の中では、最も注意を要する施設である。

第3 地すべり防止区域

地すべりは、発生地域の地形、地質等の状況により、千差万別であるが、一般的には、土地の一部が下部前方に移動し上部は滑落崖となり、下部は押し出されて隆起することが多い。

京都府における農地保全に係る「地すべり防止区域」は次表のとおりである。

農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域

| 地 域 名 | 所 在 地 | 面 積 | 地 層 | 適 用 |
|--------------|---------------|-------------------|----------------|-----------------------------------|
| 園 | 相楽郡和束町 | 11.82ha | 第三紀層 | 昭和55年度指定（農林水産省） |
| 天 王 黒 岩 " | 京田辺市天王黒岩 " | 10.67ha 1.33ha | 新第三紀層 新第三紀層 | 平成3年度指定（農林水産省） 平成10年度指定（農林水産省） |
| 俵 野 | 京丹後市網野町俵野 | 23.06ha | 新第三紀層 | 平成5年度指定（農林水産省） |

なお、地すべりによる農地および農業用施設の保全と下流地域への波動被害を防止するため、危険箇所の調査を行い、必要に応じて対策事業を実施する。園地域においては昭和55年度から対策事業（府営）を実施し、昭和63年度完了となっている。天王黒岩地域においては平成3年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成4年度から対策事業（府営）を実施し、平成13年度に完了している。俵野地域においては、平成4年度に災害関連緊急対策事業（府営）を、平成5年度からは対策事業（府営）を実施し、平成11年度完了している。

第2節 計画の方針

第1 一 般

豪雨、洪水、地震、高潮および津波など災害発生時を予想し、要注意のものを重点にしながら、順次補強事業を実施するとともに、管理、保全指導の徹底を期し、災害の未然防止に万全を図るものとする。

第2 農業用ため池

災害の未然防止を図るため、広域振興局は、改修を要するため池については、関係市町村及びため池管理者に注意を喚起するとともに、ため池整備の早期実施を指導する。

また、決壊した場合人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局は、ハザードマップの整備普及を順次進めていくとともに、気象情報をもとに決壊等の危険性を予測するシステムの導入など、ため池洪水対策の充実に努める。

第3節 計画の内容

第1 一般（市町村及び土地改良区並びに農業用施設管理団体における計画事項）

1 大雨、洪水（融雪洪水を含む。）対策

(1) た め 池

- ア 巡視による異常の早期発見とこれの報告、特に草刈りの励行
- イ 斜樋底樋の排水態勢の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流

(2) 頭 首 工

取水、土砂吐、洪水吐等の各種ゲート（角落し方式のものを含む。）の整備点検と操作の演習を行い、洪水流下を阻害しないよう、また、取水ゲートからは河水が堤内地に流入しないよう措置をとること。

(3) 用排水路

- ア しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損個所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にすること。

(4) ポ ン プ

- ア 原動機ポンプ及び附帯設備の点検整備試運転を行い非常に備える。
- イ ディーゼル機関の燃料の確保保管
- ウ 浸水するおそれがある用水ポンプ用原動機の格納
- エ 排水機場内に浸水のおそれがある場合の場内排水の準備と整備

(5) 農 道

路面の補修、側溝、暗きょ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

(6) 工事中の施設

仮締切の点検

2 雪害対策

- (1) 融雪による洪水に対しては大雨、洪水の対策と全く同じとする。
- (2) 降雪、積雪、なだれ等により災害発生のおそれのある施設は事前に十分点検管理、補強を行い、災害を未然に防止する処置をとること。

3 地 震

- (1) 農地や農業用施設そのものの被災（1次災害）が最小限となるよう、保守管理を徹底すること。農業用施設（コンクリート、鉄筋コンクリート及び土質構造物等）については、常にその亀裂、沈下、歪等を調査し、地震による被害が明確には握り得るようになっておくこと。
- (2) 地震に弱いと判定される構造物については可能な工法で補強を行っておくこと。対策工事や施設改修にあたっては、地震時に人家や公共施設に被害（2次災害）を与える恐れのある場合は耐震性に考慮すると

ともに、避難場所や緊急用水確保としての活用についても検討を加えること。

4 高潮・津波対策

農業用海岸保全施設については、常に破損等を調査し、高潮、津波による破壊と接する農地の流失を未然に防止するよう十分考慮すること。

5 人身事故防止対策

農業用施設による人身事故を防止するため農業用施設の平時の巡視点検調査をより一層厳重に実施し、事故が発生するおそれのある危険箇所については、安全柵の設置等すみやかに事故防止の適切な措置を講じ、関係機関及び地域住民と連絡を密にし積極的な協力を呼びかけること。

第2 農業用ため池

1 ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、広域振興局は、府内の全ての農業用ため池の諸元情報をデータベース化するとともに、定期的に点検調査を行い、ため池管理者に対し注意を喚起し必要な措置を行うよう指導する。

2 ため池整備の推進

上記点検調査により改修が必要と判断されるため池については、広域振興局は、各種事業を活用した計画的な整備を指導・支援する。

3 ため池洪水対策

堤体が決壊した場合、下流人家等への被害が予想されるため池については、広域振興局は、住民避難の参考となる被害想定区域と避難経路等を示したため池のハザードマップの整備普及を進める。

また、広域振興局は、気象情報をもとにため池の決壊等の危険性を予測し、防災情報として関係者に提供するシステムの整備を進め、府、市町村及びため池管理者との緊密な連絡体制の充実を図る。

第7章 内水防排除計画

〔 近畿地方整備局
府農林水産部 〕

第1節 内水問題河川の現状

第1 古 川

近年の淀川流域の発展は著しいものがあり、特に当該地区は大阪京都間の交通機関等重要な地域となっており、昭和41年度より建設省において流域の内水排除施設計画の検討を進め久御山排水機場を既設巨椋池排水機場横に設置したものである。

久御山排水機場は、平成4年度にポンプ3台、能力 $90\text{ m}^3/\text{s}$ となり、巨椋池排水機場の約 $80\text{ m}^3/\text{s}$ と合わせて約 $170\text{ m}^3/\text{s}$ の宇治川への排水が可能である。

また、城陽排水機場は、平成9年3月にポンプ3台となり、 $15\text{ m}^3/\text{s}$ の木津川への排水が可能である。

第2 堂 ノ 川

昭和28年9月台風13号、昭和34年8月、昭和36年6月の大雨による被害は甚大で、山科川は各所にわたり越流はんらんし、一方、淀川本川の背水の影響を受けて下流部の低地帯は、ほぼ $\text{OP}+17.5\text{ m}$ で浸水を繰り返してきた。水害に対処するため、近畿地方整備局、京都府による山科川改修計画が立案され、築堤は一級河川指定区間については暫定的完了し、一級河川指定区間外区間についてもほぼ完了し、内水対策として近畿地方整備局は宇治川筋に向島大島樋門、山科川筋に大島樋門を築造した。

また、本川の洪水時のための大島ポンプ場は昭和49年度に完成し、約 $6\text{ m}^3/\text{s}$ の排水をして内水災害を除去する。

なお、堤内地の土地開発が各所にみられるが大きいものに御蔵山一帯の宅地造成地があり、六地藏池、木幡池の周辺低地部に盛土による宅地等の造成が進められている。

第3 大 谷 川

八幡市西垣内に源を発し、北上して、戸津西方約500 m付近で防賀川と合流、更に1,300 m北上して八幡排水機場への導入路を分派し、西に方向を転じて約500 mで旧大谷川をあわせ、八幡市市街地を貫流、男山の山裾に沿って淀川との狭部を流下し、橋本付近では淀川の本堤裏を流れ橋本樋門を経て淀川の堤外に出ている。堤外に出たからは、約3,200 m本堤に沿って南下し、船橋川合流点付近(31K400)で本川に合流している。

この間背割堤で本川と分離されており、さらに橋本樋門下流約900 mには背割堤に樟葉樋門がありかんがい期以外はこの樋門を経て本川に出ている。一方の防賀川は京田辺市東及び興戸を起点とし、馬坂川を併せ、天津神川、手原川の河床を暗きよで通過し、約2 km北西進して虚空蔵谷川を合わせ約800 m北進して、八幡市内里付近で西に向きを変えさらに約2 kmで大谷川に合流する。

なお、上記八幡排水機場は主に大谷川と八幡市の内水を排除軽減して、公共上の被害を除去するため、建設省に於て平成5年度までに6台のポンプが設置され $56.0\text{ m}^3/\text{s}$ の排水が可能である。

第4 弘 法 川

和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して荒河水門から本川へ流入していたが、和久川の改修(計画高水量 $450\text{ m}^3/\text{s}$)により和久川は本川へ自然流入している。

弘法川は和久川をサイフォンでくぐり従来の形状である。弘法川の内水排除の検討を昭和46年から行い、ポンプ $10.0\text{ m}^3/\text{s}$ ($5.0\text{ m}^3/\text{s} \times 2$ 台)の暫定計画を決定して昭和50年度から工事に着手し、昭和55年度にポンプ1台(能力 $5.0\text{ m}^3/\text{s}$)が完成し、内水排除を行っている。

第5 西羽束師川

西羽束師川は、桂川（一級河川指定区間外区間）右岸の平坦地を流れ桂川に注ぐ本川約3.8 km支川約3 kmの河川である。西京区桂地区から南区久世、向日市を経て伏見区久我、羽束師に至る18.8km²の葉状の流域を形成し、川幅約6～29m、勾配約1,500分の1の川床の高低の少ない河川で低地帯に位置し、常時浸水地区となっている。

本河川は、農業用排水幹線を用水源としても利用されていたため河積は小さく、上流部の西京区桂、向日市地区の新興住宅地の流水を流下するのは不可能な状態である。

昭和47年から京都府が京都市に委任して護岸改修及びポンプ場設置等を施工していたが、河川法の改正により昭和62年から京都市が施工主体となり事業を実施しており、平成5年度に西羽束師ポンプ場（能力60m³/s（12m³/s×5台））が、平成16年度に本川の暫定改修が完成した。

第6 法 川

法川は、福知山市南部堀地区の山地に源を發し、北東に向って同市南部を流下し、福知山城址を経て由良川に合流している。

法川流域の下流部低地帯は出水の毎に浸水被害が生じていた。水害に対処するため建設省は昭和44年度より調査を実施し、昭和52年度にポンプ1台、能力4m³/sが完成した。

第2節 土地改良区等の内水排除現状

第1 洛西地区

本地区は京都市の西南部に位置し、名勝嵐山に設置されている一の井堰によりかんがいされている1,630haの耕地をもっているが、地区内下流650haの耕地は南部地域の南区（久世）、伏見区（久我、羽束師）、長岡京市、大山崎町で地表勾配も緩く、底湿地である。

また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機が設置され内水を排水している。

| | 大下津排水機場 | 大下津排水機場 |
|---------------|------------------------------------|---|
| 種 類 | 立軸渦巻斜流ポンプ 1台 | 立軸斜流 1台 |
| 口 径 台 数 | 2,100mm 1台 | 1,650mm 1台 |
| 能 力 台 数 | 10m ³ /s 1台（新） | 5.6m ³ /s 1台 |
| 総 能 力 | 10m ³ /s | 5.6m ³ /s |
| 実 揚 程 | 5.70m | 5.50m |
| 計 画 河 川 水 位 | OP17.64 | OP17.64 |
| 計 画 排 水 路 水 位 | OP11.80 | OP11.60 |
| 計 画 排 水 量 | 10.0m ³ /s | 5.6m ³ /s |
| 原動機馬力・台数 | 電動機750kw 1台 | 電動機430kw 1台 |
| そ の 他 | 昭和33年洛西農業水利事業 昭和44年～46年府営湛水防除事業 | 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター造成及び乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地造成関連事業 |
| 設 置 年 度 | 昭和46年（新） | 昭和57年（新） |
| 施 設 の 管 理 者 | 洛西土地改良区 | 洛西土地改良区 |

第2 綴喜西部地区

本地区は京都府南部木津川左岸八幡市及びその上流部京田辺市を含む1,042haの耕地である。地域は木津川の河床より低く地下水位が高く、湧水もあり低位耕地297haについては降雨時の湛水は避けられない。

現在設置されている排水機は次のとおりである。

| | 八幡排水機場 | 田辺排水機場 | 神矢排水機場 |
|---------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 種類 | 横型斜流 | 横型斜流 | 水中斜流ポンプ |
| 口径・台数 | 1,200mm 2台 | 1,000mm 1台 | 600mm 3台 |
| 能力・台数 | 3.5 m^3/s 2台 | 2.0 m^3/s 1台 | 0.8 m^3/s 3台 |
| 総能力 | 7.0 m^3/s | 2.0 m^3/s | 2.40 m^3/s |
| 実揚程 | 6.10m | 4.75m | 14.6m |
| 計画河川水位 | OP . 17.91 | - | - |
| 計画排水路水位 | OP . 11.00 | - | - |
| 計画揚水量 | - | - | - |
| 原動機馬力 | ディーゼル420 HP 2台 | ディーゼル280 HP 1台 | 175HP 3台 |
| 事業年度 | 昭和35年～38年 | 昭和30年度 昭和34年度 | 昭和62年度 |
| 施設の管理者 | 綴喜西部土地改良区 | | |

第3 洛南地区

本地区は京都市伏見区横大路、納所の周囲を宇治川、桂川、鴨川、新高瀬川に囲まれた低地で、干拓以来機械排水にたっており、排水機の設置状況は次のとおりである。

| | 洛南（納所）排水機場 | 松林排水機場 |
|---------|------------------------------|---|
| 種類 | 立軸可動翼斜流型 | 渦巻 |
| 口径・台数 | 1,650mm 2台 | 500mm 1台 200mm 1台 300mm 1台 |
| 能力・台数 | 7.5 m^3/s 2台 | 0.50 m^3/s 1台 0.06 m^3/s 1台 0.17 m^3/s 1台 |
| 総能力 | 15.0 m^3/s | 0.73 m^3/s |
| 実揚程 | 6.5m | 7.0m |
| 計画河川水位 | OP . 16.618m | OP . 16.35 m |
| 計画排水路水位 | OP . 12.00 m | OP . 11.10 m |
| 計画排水量 | 15.0 m^3/s | 0.73 m^3/s |
| 原動機馬力 | ディーゼル機関 660kw 2台 | 電動機 55kw 1台 7.5kw 1台 22kw 1台 |
| その他 | 町づくり交付金 | 昭和22年～25年洛南干拓事業 |
| 設置年度 | 平成22年度 | 500mm口径 昭和26年 300mm口径 昭和22年 200mm口径 昭和56年改修 |
| 施設の管理者 | 京都市 | 洛南土地改良区 |

第4 巨椋池地区

巨椋池地区は京都府南部山城盆地の一級河川淀川（宇治川）の左岸に位置し、京都市、宇治市及び久世郡久

御山町の2市1町にまたがる1,310haの農業地域である。

本地区の基幹排水施設である巨椋池排水機場は国営及び府営事業として昭和7年度から9年度にかけて造成され、永年、地域の農業排水排除や洪水の未然防止に重要な役割を果たしてきた。しかし、近年の流域内周辺部の都市開発等による流出量の増加により地区低平部の農地では湛水被害が増加していた。そこで、平成9年度から国営総合農地防災事業により全面改修が実施され、平成17年4月に供用が開始された。

排水機の設置状況は次のとおりである。

| 種 類 | 立軸可動翼斜流ポンプ | 立軸固定翼斜流ポンプ |
|-----------|--------------------------------|-------------------------|
| 原 動 機 | 電動機 680kW 2台 | ディーゼルエンジン 2,060kW 3台 |
| 口 径 ・ 台 数 | 1,800mm 2台 | 2,600mm 3台 |
| 能 力 | 3.0 ~ 8.0 m ³ /s | 21.33 m ³ /s |
| 総 能 力 | 16 m ³ /s | 64 m ³ /s |
| 実 揚 程 | 7.2 m | 6.8 m |
| 運 転 水 位 | OP 8.5 m | |
| 総 排 水 能 力 | 80 m ³ /s | |
| そ の 他 | 国営総合農地防災事業巨椋池地区 | |
| 設 置 年 度 | 平成17年4月供用開始 | |
| 施 設 管 理 者 | 巨椋池地域排水対策協議会（国からの使用管理平成17年度時点） | |

第3節 計画の内容

第1 管理団体

1 管理のための組織

- (1) 管理団体の長は機場の管理を統轄する。
- (2) 管理団体の長は、排水機場の操作責任者1名を選任し管理操作について処理させる。
- (3) 管理団体の長は、管理操作のため操作主任1名と必要な操作員を配置するものとする。
- (4) 操作主任は、操作責任者の指導を受け排水機場の管理操作その他これに関係ある業務を処理する。
- (5) 操作員は主任の指示に従い業務に従事する。
- (6) 管理団体の長は操作責任者及び操作主任の住所氏名、資格を防災関係機関に報告しなければならない。

2 運用の方法

- (1) 管理団体は排水機の運転開始時期、運転方法、運転停止時期について操作規程を定め、これにより排水機の運転をしなければならない。
- (2) 管理団体の長は、降雨及び洪水に関する注意報若しくは警報発表のとき、又は湛水のおそれがあるときは、次の処置をするものとする。
 - ア 防災関係機関の情報に注意して遅滞なく排水機の操作に支障のないよう処置し、運転を開始したときは関係機関に連絡する。
 - イ 操作責任者は、内外水位の増減、湛水深、湛水面積の状況を逐次管理団体の長に報告し、関係機関に連絡する。
 - ウ 防災関係機関から特に公共的な目的で排水機運転の要請があったときは、速やかにその処置をするものとする。
- (3) 操作責任者は次のことを処理する。
 - 排水機及び付帯施設に異常を認めたときは、直ちに管理団体の長に報告するとともに速やかに正常運転

ができるよう処置する。

- (4) 操作主任は、排水機運転中は起居し排水機及び付帯施設の巡視点検を行い異常の有無を確認し異常を認めるときは、操作責任者に報告しなければならない。

3 維持管理の方法

操作主任は、出水時に正常な機能を発揮できるよう適時試運転を行い常に場内全体を維持管理し、異常を認めるときは、操作責任者に報告しなければならない。

操作主任は、所定の日誌を記入しなければならない。

第 8 章 港湾海岸施設防災計画

(府建設交通部)

第 1 節 海岸の現況

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を護るため海岸保全区域を定め、また海岸保全施設を築造することになっている。

京都府内の海岸は日本海にのみ存在し、その総延長は 315.2kmであって、そのうち 107.1kmを海岸保全区域として防災上の諸施策が進められている。

なお、保全区域を更に拡大して整備を必要とする区域も少なくない。

| 保全区域所轄別 | 海岸延長(km) | 指定区域(km) |
|------------|----------|----------|
| 国土交通省港湾局 | 131.1 | 69.2 |
| 国土交通省河川局 | 101.3 | 16.4 |
| 農林水産省農村振興局 | 1.3 | 1.3 |
| 水産庁 | 81.5 | 20.2 |
| 計 | 315.2 | 107.1 |

第 2 節 防災工事の計画

京都府は高潮、波浪から次の災害を防ぐため第 1 節の区分によって防災工事を進めている。

- 1 海浜地の人家、田畑、道路等の公共施設の被害
- 2 港湾施設の被害
- 3 土地の浸食

第 3 節 防災工事の内容

京都府は、堤防、護岸、突堤、護岸堤の工事を行っている。

第 1 海岸事業七箇年計画

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を第 6 次海岸事業七箇年計画に基づき実施する。

第 2 海岸保全事業

国土交通省所管海岸保全区域について、風浪による海岸の侵食防止工事を実施する。

第 4 節 船舶保安対策

第 1 港湾状況調査

港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜りの状況）を常に調査し、防災活動を適切かつ効果的に実施できるよう努める。

第 2 木材流失防止

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は船艇を巡回させ、木材流失防止措置等の指導を行う。

第9章 水産施設防災計画

(府農林水産部)

第1節 漁船施設計画

第1 現 状

府内における漁船が、台風及び冬季風浪、高潮などによって受ける被害は大きく、漁業生産の低下をきたす要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保、通報の確立、基地整備

第3 計画の内容

1 台風、冬季風浪、高潮対策

- (1) 小型船は、陸上へ引揚げ固定する。
- (2) 中大型船は、安全港へ避難する。
- (3) 絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。
- (4) 無線機搭載の指導、助成を行う。
- (5) 大型化集団操業への指導、助成を行う。
- (6) 海難防止の講習研修を機会あるごとに開催する。
- (7) 遭難救助には、府所属船を緊急に運航させる。

第2節 漁具施設計画

第1 現 状

沿岸においては、大型定置網や、その他小型定置網等が敷設されているが、台風及び風浪、急潮などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海上における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風、温帯低気圧、前線接近時の風浪、急潮対策

- (1) 漁業者は気象情報や急潮情報等に注意し、緊急時防災対策として、定置網身網の一部又は全てを撤去する。避難、撤去不可能な場合は、錨、浮子、ロープ等による補強を出来る限り行う。
- (2) 漁業者は、以下の日常時対策を行う。
 - ア 漁具資材の小まめな点検と早めの交換を行う。特に、側張りのワイヤーロープは定期的な交換と強化を心掛ける。
 - イ 定期的な網替え、側張りや浮子等の付着物除去等の清掃を行う。
 - ウ 定置網にかかる流水抵抗を減少させるためのその他対策（箱網の目合拡大等）についても、漁獲状況に応じて適宜行う。

- (3) 京都府は、精度の高い急潮情報を提供し、関係漁業者に注意喚起を促す。

第3節 養殖施設計画

第1 現 状

沿岸には養殖施設（真珠、貝類、魚類、ワカメ等）がある他、内水面にも地中養殖施設があり、これらが台風・水害・大雪（異常低温）などによって受ける被害は大きく漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

海面及び内水面における生産手段及び基盤の確保

第3 計画の内容

1 台風対策

- (1) 養殖施設の補強、避難、撤去又はこれらの不可能なものは養殖物の移動を行う。
(2) 池中養殖は堤防の補強を行う。

2 水害対策

- (1) 海面養殖物（真珠、かき、とりがい、魚類、わかめ、のり）
ア 河川水の多量流入等による温度、比重の急激な変化を避けるため移動可能なものは影響の少ない箇所あるいは外洋水の流入するところに移動させる。
イ 移動困難なところは水面下5m以深に深つりする（海水比重1.006-1.002 以下になれば1～2日でへい死するものが増加する。）
ウ 春季における降水、陸水の流入による塩分低下と逆に栄養塩類の増大により往々にして赤潮の発生（舞鶴湾、宮津湾、久美浜湾など）があり、魚介類のへい死原因となる場合もあるので、赤潮の発生が予想される時は投餌を休止し安全な水域に避難移動させること。
エ 大雨による出水時には、流木等が予想されるので施設に損傷のないよう注意すること。
- (2) 内水面養殖場（こい、ふな、あゆ、あまご）
ア 濁水の流入を防止すること。
イ 用水の取入口、排水口、その他養魚施設（ため池）等の補強をする。（夜間巡視を実行のこと。）
ウ 濁水流入の場合は給餌を中止すること。
エ 堤防、あぜの補強

3 大雪（低温）対策

(1) 出荷体制の整備

大雪の場合予想される道路交通のと絶等のため販売価格の低下をきたさないよう漁協及び漁連においても冷蔵庫の利用等の対策を講ずるよう留意のこと。なお、漁業用物資の搬出及び漁獲物の出荷等に困難をきたしているところは、府所属調査船その他を緊急的に運航させて適切に措置する。

(2) 養殖魚、かきの早期出荷

大雪に伴う環境条件の悪化は、低水温、低比重となって現われる。海で養殖中の魚類は、低温、低比重になるとへい死しやすいので豪雪以前に出荷するよう準備すること。

(3) 養殖物の避寒等

ア 真 珠

もっとも被害を受けやすく、海面表層水温は危険水温以下になるおそれがあるので避寒が望ましい。避寒困難な場合は低温低かん水対策として、深つりにする必要がある。

具体的には、水温もほぼ10℃以上に安定し、比重も安定している表層以下5m以深に深つりする。この場合徐々におこる低比重の被害が大きいことにも注意すること。

イ か き

表層の低温、低比重から守るため深つりすること。湾内漁場は、陸上からの冷え込みにより結氷（久美浜湾）あるいは水温の異常低下のおこる可能性が予想されるので設置場所の移動垂下水深調節について十分注意すること。

ただし、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確認できる水深帯とすること。

ウ とりがい

表層の低温、低比重から守るため深吊りする。具体的には、水温摂氏10℃以下および低比重が長期間続くと、成長・生残が低下する恐れがあるため、底層の貧酸素水の分布状況を確認、考慮しながら、溶存酸素量5mg/L以上を確保できる水深帯に深吊りすること。

エ わかめ、のり

あまり影響はないが設置場所によっては移動し、低比重による被害を避けること。

(4) 池中養殖池の管理（こい、ふな、金魚）

ア 池水の温度

水温に変化をあたえないよう常に満水状態を保ち水位を変動させないこと。氷が張っても割らずにそのままにしておく。

イ 魚のたまり場

魚が冬眠しやすいように、池の中に3～7㎡位のたまり場をつくること。また池底にくぼみを設けるとか数本の杭を打ちこみ、その上に竹を並べて、むしろをかけるとか、3本の杭を三角形に打ちそのまわりをむしろでまく等の策を講ずること。

ウ 池水の濁り

池の中へ雪の投捨、融雪水の流入を防止すること、特に濁水の流入を防止すること。

第4節 漁港施設計画

第1 現 状

沿岸における漁港は33港（第1種漁港20、第2種漁港11、第3種漁港1、第4種漁港1）で漁港区域内にある漁港施設のうち、基本施設として、外かく施設（防波堤、護岸、砂防堤等）とけい留施設（岸壁等、船揚場、物揚場）があるほか、道路、卸売場施設、荷捌所、倉庫、冷凍冷蔵施設、給油施設、加工施設等の機能施設が数多くあり、これらが台風及び冬期風浪、高潮等によって受ける被害は大きく、漁港施設とともに漁船、漁具、その他諸施設にも被害が及び漁業生産の低下をきたす大きな要因となっている。

第2 計画の方針

漁村の中核的施設である漁港の整備について、沖合、沿岸漁業根拠地（前進基地）等生産基盤としての漁港整備を柱とし、

- 1 自然と調和のとれた漁港整備の推進
- 2 豊かで快適な漁村環境整備の推進
- 3 開かれた漁港・漁村づくりの振興

を図る。

第3 計画の内容

計画の方針に基づいて、次のような内容の漁港について整備を進めるが、特に台風、冬季風浪、高潮対策を重点に、どのような天候でも安心して漁船をけい留しておける漁港整備を図る。

- 1 漁業の根拠としての漁港整備
- 2 自然との調和をめざした漁港整備
- 3 暮らしやすい漁村づくり
- 4 災害に強い漁村づくり
- 5 ふれあい空間の創出

第5節 共同利用施設計画

第1 現 状

沿岸における共同利用施設が受ける台風及び冬季風浪、高潮などによる被害は大きく、漁業生産の低下をきたす大きな原因となっている。

第2 計画の方針

陸上における生産基盤の確保

第3 計画の内容

- 1 台風、冬季風浪、高潮対策
 - (1) 絶えず気象通報を聞いて気象状況を熟知する。
 - (2) 建物及び施設の補修、補強を行う。

第10章 道路及び橋梁防災計画

(府建設交通部)

第1節 道路の現況

本府における道路の状況は下表のとおりであるが山間部及び河川沿いのものが多く、さらに北部においては海岸線に沿ったものがあり、このため道路は屈曲が非常に多く災害を受けやすい状態にある。被災の特徴としては、崩土、冠水、浸水及び波浪による侵食等に加えて軟弱土質や、地勢的な原因によるものが多く、また北部においては、多雪地帯のためなだれ等による被害も多い。この対策としては、道路整備計画により道路改良事業として道路の付け替え、拡幅等道路体質の改善、また雪害対策事業として、路盤の改良、なだれ防護柵の設置、道路除雪体制の強化などを実施し、道路防災対策を進める。

道 路 状 況 一 覧 表

| 道 路 種 別 | 道路現況 (平21.4.1 現在) | | 危険箇所 (平成8、9年度点検結果) | | |
|--------------------|-------------------|-------|--------------------|-------|-------|
| | 管理延長(km) | 橋梁箇所数 | 崩 土 等 | な だ れ | そ の 他 |
| 一 般 国 道 (指定区間外) | 439.4 | 397 | 109 | 1 | 15 |
| 主 要 地 方 道 | 882.9 | 819 | 284 | 2 | 16 |
| 一 般 府 道 | 827.5 | 772 | 241 | 0 | 20 |
| 計 | 2,149.8 | 1,988 | 634 | 3 | 51 |

注：その他には、地滑り、土石流、盛土、擁壁、橋梁（洗掘）、地吹雪等を含む。
 数値は、京都縦貫道(国道478号)（府道路公社管理）を含み、自転車道を除く。

第2節 計画の方針

被災常襲道路の解消、橋りょう整備計画の策定、その他災害復旧用機械の強化により災害予防を実施する対策について定める。

第3節 計画の内容

第1 道路整備事業

安心・安全な府民の生活を支えるため、災害時の代替性を備えた道路整備や防災対策を行う。

具体的には、緊急輸送道路ネットワークや代替性の確保を図るダブルネットワークの形成や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。

[府内の緊急輸送道路は、震災対策計画編第3編第16章第2節表3.16.2に示す。]

1 道路改良事業

改良事業としては、バイパス、現道拡幅、突角部分の切取り、排水溝及び擁壁等の設置、防災施設等の施工

2 橋梁整備事業

橋梁整備事業としては、災害時の橋梁の交通機能を確保するとともに、交通遮断等による社会生活への影響を少なくするため、橋梁点検調査を実施し、架替、橋脚の補強等の施工

3 舗装事業

舗装による路面の強化

4 雪寒対策事業

雪寒対策事業としては路盤の強化、なだれ防護柵の設置、除雪機械等の強化

5 迂回路整備

これらの事業を総合的に実施し、なお早期改良の不可能な箇所については、迂回路の整備を行う。

第2 道路除雪事業

1 道路除雪計画

積雪に対処するために、「道路除雪基本要綱」に基づき毎年度除雪実施計画を作成するものとする。

2 関係機関の相互協力体制

土木事務所長は、大雪に対処するため、相互協力体制の強化及び円滑化を図るため、あらかじめ府広域振興局長を含めて管内関係機関の協議会を開催し、道路除雪計画及び次に掲げる事項について具体的かつ詳細に協議し、その結果を建設交通部長に報告する。

(1) 国に対して

国土交通省管理区間の早期除雪を依頼

(2) 府

道路除雪計画に基づく国、府道の除雪を実施するとともに、市町村から依頼があった場合は除雪機械の斡旋を行う。

(3) 市町村に対して

雪捨場の確保、屋根の雪おろしの処理方法、除雪の際の損失に対する補償の交渉、路面上にある埋没物件に対する標示、除雪における労力の提供及びオペレーターの宿舎の斡旋等に対する協力

(4) 警察に対して

除雪実施中における交通規制等

(5) 運輸業者に対して

除雪機械オペレーターの応援

(6) 建設業者に対して

除雪機械及びオペレーターの応援

(7) 石油、揮発油業者に対して

除雪機械燃料供給の協力

道 路 除 雪 基 本 要 綱

第 1 目 的

この要綱は、積雪寒冷の度が高はなはだしい地域における主要な暮らしの道路の交通を確保するため、当該地域内の平雪時における除雪（排雪を含む。）の方法等を定め、もって必要な物資の輸送と民生の安定に寄与することを目的とする。

第 2 定 義

この要綱において「平雪時」とは、京都府地域防災計画（昭和38年策定）により京都府 地方雪害対策本部又は災害対策支部が、当該地域に設置されている期間以外の積雪時をいう。

第 3 除雪地域

除雪地域は、次表の市町の区域とする。

| 土木事務所名 | 市 郡 名 | 市 町 名 |
|--------|--------------|-------------------|
| 南 丹 | 南丹市、船井郡 | 南丹市、京丹波町 |
| 中 丹 西 | 福知山市、 | 福知山市 |
| 中 丹 東 | 綾部市、舞鶴市 | 綾部市、舞鶴市 |
| 丹 後 | 宮津市、京丹後市、与謝郡 | 宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町 |

第 4 除雪路線

- 知事は、除雪地域内の一般国道（府管理部分）、主要地方道及び一般府道のうちから、路線の重要性、道路の状態等を考慮して、除雪路線を定めるものとする。
- 除雪路線を定めるに当たっては、あらかじめ土木事務所長の意見を聴くものとする。
- 除雪路線は、次の表に定めるところにより、第1種、第2種及び第3種に区分するものとする。

| 除 雪 路 線 | 日 交 通 量 の 標 準 |
|---------|--|
| 第 1 種 | おおむね1,000 台以上 |
| 第 2 種 | おおむね500～1,000台 |
| 第 3 種 | おおむね300～500 台 300 台以下の区間であっても150 台以上で、かつバス路線で特に必要なもの。 |

- 前項による第1種、第2種及び第3種除雪路線の「除雪目標」及び「除雪開始目標」は、それぞれ次の表のとおりとする。

| 区 分 | 除 雪 目 標 | 除雪開始目標 |
|-------|--------------------------------------|------------------------|
| 第 1 種 | 2車線以上の幅員確保を原則とする。 | 路面上の積雪深おおむね10センチメートル以上 |
| 第 2 種 | 2車線の幅員確保を原則とするが、状況に応じ1車線の幅員で待避所を設ける。 | 同 上 |
| 第 3 種 | 1車線の幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。 | 同 上 |

第5 協議路線

第4の1の定めにかかわらず、建設交通部長は、除雪路線以外の路線で、広域振興局長又は土木事務所長が緊急やむを得ず、特に除雪を必要と認め協議のあった場合は、その内容を検討の上、除雪路線として、定めることができる。

第6 除雪作業の順序

除雪の作業については、除雪計画に定める順序に従い行うものとする。

第7 除雪計画

- 1 建設交通部長は、土木事務所長の意見を聴いて、毎年度除雪計画を定めなければならない。
- 2 除雪計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 除雪路線及びその区間
 - (2) 除雪機械の配置（借上機械を含む）
 - (3) 雪量観測点及び警戒積雪深
 - (4) 排雪除雪の基準
 - (5) 借上機械の単価
 - (6) その他除雪に関する事項

第8 地域除雪計画

- 1 土木事務所長は、この要綱及び除雪計画に基づき、当該土木事務所の所轄する除雪地域の除雪を円滑に実施するため、広域振興局関係部署、警察署、市町村、消防団等の関係機関の意見を聴くとともに、建設交通部長と協議のうえ、地域除雪計画を作成しなければならない。
- 2 地域除雪計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 除雪機械の配置（借上機械を含む。）
 - (2) 危険箇所等の点検
 - (3) 気象観測に関する事項
 - (4) 除雪作業の順序
 - (5) 除雪箇所
 - (6) 除雪機械の借上に関する事項
 - (7) 職員の配備
 - (8) 地元関係機関との連絡応援体制
 - (9) 融雪剤の配置及び散布方法
 - (10) その他除雪に関する事項

第9 気象観測等

- 1 土木事務所長は、管内の道路交通を確保すべき路線網における積雪を代表でき得る箇所（以下「雪量観測点」という。）を選定し、雪量観測点ごとに定時に観測する。
- 2 建設交通部長は、京都地方気象台及び舞鶴海洋気象台において、注意報及び警報が発表された場合、直ちに関係機関に通報するものとする。
- 3 土木事務所長は、気象情報及び積雪観測結果について必要があると認めるものについては、管内市町村長に連絡するものとする。

第10 除雪期間

除雪の期間は、原則として12月1日から翌年3月15日までの間とする。

第11 除雪体制及び配備要領

除雪体制は、1号、2号及び3号に区分することとし、体制の判断基準、業務内容及び職員の配備は、次の表のとおりとする。

ただし、積雪状況に応じ、土木事務所長が特に必要と認めた場合は、建設交通部長に事前に連絡のうえ、職員の配備を変更することができる。

| 体 制 | 判 断 規 準 | 業 務 内 容 及 び 職 員 の 配 備 | |
|-----|---|-----------------------|------------------------------|
| | | 本 庁 | 土 木 事 務 所 |
| 1 号 | 雪に関する注意報が出された場合、又は今後相当の降雪が見込まれると土木事務所長が判断した場合 | | 気象観測、情報収集等 2 名 |
| 2 号 | 1号体制後、今後降雪の見込みがあり、除雪の必要があると認める場合 | 情報収集、連絡活動等 2 名 | 気象観測、情報収集、オペレーターへの連絡等 2 名 |
| 3 号 | 除雪車を出動させる場合 | 情報収集、連絡活動等 2 名 | 気象観測、情報収集、オペレーターへの連絡等 2 名 |

第12 除雪連絡体制

除雪連絡体制は、別図のとおりとする。

第13 報告及び連絡

土木事務所長は、除雪計画に定めるところにより、次の各号に定める記録を整備し、建設交通部長に報告するものとする。

- 1 気象状況
- 2 除雪実績（計画）
- 3 除雪事業実施確認調書
- 4 その他建設交通部長が必要と認めるもの

第14 土木事務所間の協力体制

土木事務所間にまたがる路線にあっては、地域除雪計画において、相互に協議し措置するものとし、除雪路線に接続する除雪外路線にあっては、同様に措置するものとする。

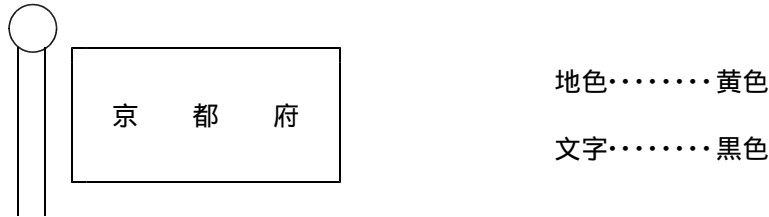
第15 市町村道の除雪

広域振興局長及び土木事務所長は、管内市町村長から除雪機械借り入れについて、斡旋の依頼があった場合は、両者協議のうえ、斡旋を行うものとし、その結果を建設交通部長に報告するものとする。

第16 除雪機械の標識等

除雪機械の標識及び除雪職員の腕章は、次のとおりとする。

1 除雪機械の標識



2 除雪職員の腕章

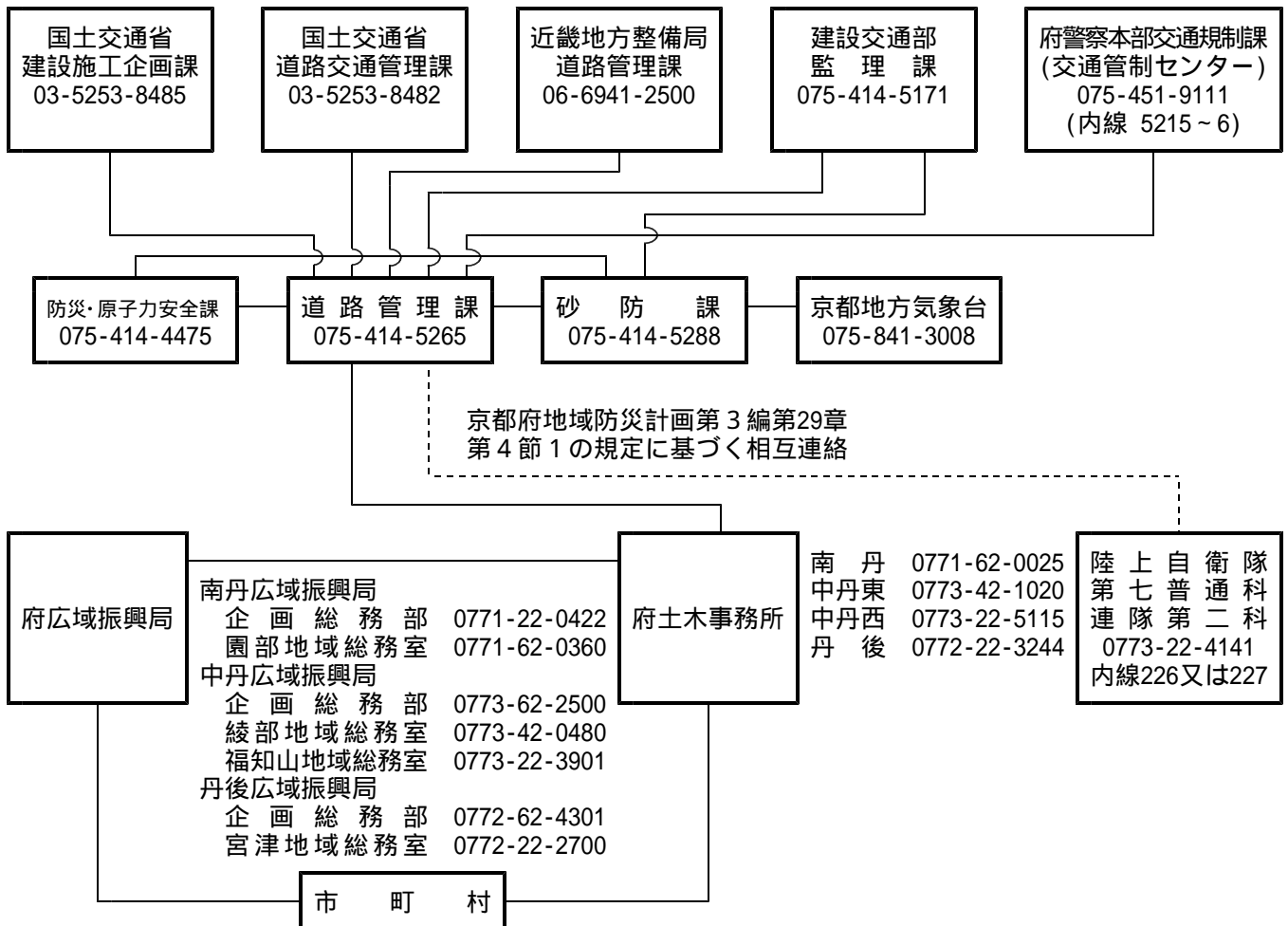


第17 除雪地域外の除雪

除雪地域外において、除雪を必要とする場合は、この要綱に準じて実施するものとする。

別 図

除 雪 連 絡 体 制 図



第 1 1 章 防災営農対策計画

(府農林水産部)

第 1 節 計画の方針

農地、農業用施設等営農基盤の災害予防事業の計画的推進及び防災的見地からの営農指導を行う組織、方法等を定める。

第 2 節 雪害及び寒干害予防対策

第 1 農作物対策

1 麦 類

(1) 施肥、は種

ア 雪害の予想される地域では六条大麦を作付ける。

イ 根雪までに葉齢 5 枚以上とするため、適期には種するとともに、基肥にりん酸質肥料を十分施用する。

ウ 融雪後、降雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(2) 排 水

排水溝を点検し補修する。

(3) 雪腐病防除

病害虫防除指導指針による。

2 果 樹

(1) 防 寒

みかん、くりなど寒さに弱い新植苗は、わらで包み防寒に努めるほか枯死することも予想されるので、補植苗の準備もしておく。

また、くりの 2、3 年生樹では、株を一度持ち上げることも凍害防止に効果がある。

(2) 秋肥の施用

みかん類の秋肥施用に当たっては樹体の充実を図り、耐寒性を増すため窒素肥料は控えめにし、りん酸、加里肥料はやや多めに施用すること。

(早生うんしゅう……………収穫後、普通うんしゅう…………… 1 1 月中旬)

(3) 貯蔵用みかんの収穫

霜雪にあうと貯蔵力が弱くなるため早目に収穫する。

(4) 乾燥防止と防風垣の設置

みかん類は、寒害、雪害のほか山城地方では乾燥害が考えられるので、支柱を立てて、こも等の被覆による防寒のほか、敷わら、敷草などによる乾燥防止に努める。

また、寒風を遮るためには、モリシマアカシヤ、マキ、サンゴ樹等による防風垣を造成することが望ましいが、応急的には竹垣、防風ネット等により寒風防止に努める。

(5) 整 枝

積雪地では、12 月中旬ごろまでに荒せん定を完了する。幼木の整枝に当たっては、同時分枝を避け、分枝角度を広くし、先を立てるよう考慮するほか、主幹延長型整枝等により裂傷を予防する。

なお、この際、融雪時に枝の先端が引っぱられて裂傷折損の原因となることも予想されるので、支柱等により極力枝先を上げておくこと。

- (6) 降雪中の管理
雪が降りはじめ、樹冠や枝条、棚上に積もった雪は極力早い目に払い落とす。
- (7) 定置式配管施設の水抜き
薬剤散布用の定置配管施設等では、凍結によりパイプが破裂するのでよく水抜きをしておく。
- (8) 降雪前の果樹棚の補強
果樹棚の周囲線と控え線を強化し、中支柱の増強により補強しておく。
- (9) なだれ防止柵の設置
傾斜地等でなだれのおそれがある場合は、できるだけ簡易なだれ防止柵を設置する。
- (10) 排水
排水の悪い果樹園では融雪時に湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝（明きょ）を整備するなど湿害防止に努める。
- (11) 接ぎ穂の準備
積雪地帯のなし、かき等で裂傷被害が甚だしい場合は、春季に接ぎ木が必要な場合もあることから、あらかじめ接ぎ穂を準備しておく。
- (12) 融雪促進剤の準備
融雪を促進する必要が生ずる場合もあるので、あらかじめ草木灰、転炉さい等を準備しておく。

3 野菜

(1) 寒害対策

ア 防風垣

寒風を受けやすい場所では、防風垣、わら立て、べたかけ資材被覆等を行って寒害の防止に努める。

イ 施肥

肥切れや軟弱な生育のものは、寒さに弱いので施肥に当たっては、加里肥料を多くして窒素肥料を控えめにする。

ウ かん水

乾燥すると寒害を受けやすいので、かん水や畝間に水を入れるなどして適度な湿度を保つよう工夫する。

エ 霜害防止

株元にもみがらを散布して霜害防止に努める。

オ は種時期

えんどう、そらまめ等の越冬野菜は、伸びすぎると寒さに傷められやすいので早まきにならないよう心掛ける。

カ 土寄せ

だいこんは地上に出ている部分が寒害を受けやすいので土寄せして保護する。

キ 保温の準備

トンネル栽培では状況により、こもやシルバービニール等を利用し保温する。

また、ハウス栽培では、ハウスの気密性の向上、多量被覆及び加温設備（温風、温水暖房、電熱）の利用により気温の低下に対処できるよう準備しておく。

ク 果菜類の根の成長最低温度は12～13 ぐらいであり、最低地温は、これ以上となるよう管理する。

ケ 古いビニールハウスでは光の量が少なくなるため、張り替え等を行い光線を十分に利用する。

コ ハウス等のかん水施設では、凍結による破裂防止のため、必ず水抜きを行う。

(2) 雪害対策

ア 排水溝

融雪時には湿害が予想されるので、なるべく降雪前に排水溝を設けて排水に努める。

また、果菜類など苗床で生育中のものは雪解け水が入らないよう除雪、排水に努めるほか移植床を準備しておく。

イ 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

ウ ビニールハウスの補強、除雪

ビニールハウス等には、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上、サイドの除雪を早目に行う。

雪が降り始めたら、二重カーテンがある場合は開けておく。

エ 中耕及び施肥

気温の上昇を待ってできるだけ早く中耕及び施肥を行い、生育の促進を図る。この場合肥料は窒素肥料を主体として10a当たり窒素2～4kgを2回に分けて施用する。

オ 病害防除

根の寒湿害による衰弱や密植による徒長などにより苗立枯病、灰色かび病等の発生が予想されるので、湿度管理に注意するとともに薬剤による防除を行う。

4 たばこ

(1) 育苗対策

豪雪及び厳寒の場合の育苗を予想して、あらかじめ育苗場所の選定や電熱育苗の準備等についても配慮するとともに、可能な限り便利な場所で共同育苗するよう計画する。

(2) 融雪促進剤の準備

必要に応じ移植本ほの融雪促進を図るため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

5 花き

(1) 保温

ハウス栽培については、ハウスの気密性確保、多重被覆や加温設備（温風、温湯暖房等）の設置等により気温の低下に対処できるようにしておく。

(2) ビニールハウスの補強

ビニールハウスにおいては、中柱等を入れ積雪に耐えるよう補強しておく。また、古く劣化したビニールは新しいものに張り替える。雪の多い地域では単棟の耐雪型ハウスとし、ハウスの設置間隔は広くとるとともに、ハウスの上やサイドの除雪を早目に行う。

(3) 融雪剤の準備

融雪を促進するため、草木灰、転炉さい等の融雪剤を準備しておく。

(4) 結束、支柱

積雪の多い地域におけるしきみ、うめもどきなどの切枝花木の栽培においては、雪による枝折れを防ぐため、結束、支柱立てなどを行っておく。

(5) 排水

融雪時には、湿害が予想されるので、あらかじめ排水溝等を設けて湿害防止に努める。

6 茶園

(1) 耐寒性品種の栽培

寒冷地は「こまかげ」など耐寒性品種を栽培する。

(2) 防風垣及び茶園被覆による防止

北風を受ける茶園及び常習雪害地域では防風垣及び化学繊維被覆資材による直掛け又はトンネル法による被覆を行う。

(3) 管理

ア 10月中旬に株元に十分土寄せを行い、根の保護に努めるとともに、敷草を行う。(10a当たり2,000kg

程度)

イ 寒干風を強く受ける茶園及び積雪地域の茶園ではできるだけ低く(60-70cm程度までに)仕立てる。

(4) 結束、支柱

積雪の多い地帯の幼木園では、各畝の中央に横支柱を作り、茶樹を軽く結束する。

(5) 刈りそろえ(整枝)

寒冷地における茶園の刈りそろえは、秋に行わず、なるべく春季に行うこと。

(6) 施肥

窒素肥料偏重を避け、りん酸、加里肥料を増施して(窒素成分の半量)耐寒性を強める。

(7) 排水溝の整備

融雪時の湿害を受けないよう、あらかじめ排水溝の整備を行う。

7 桑(養蚕)

(1) 耐寒性品種の栽培

降雨量が多く積雪期間が長い山間、北向きの桑園については耐寒性品種(ゆきしらず、しんけんもち、ゆきしのぎなど)を植え付ける。

(2) 病害虫の防除

被害の多い胴枯病に対しては、蚕期終了後、根雪前に風のない日を選んで1株当たり石灰硫黄合剤7~8倍液200-300mlを桑の枝幹に散布する。

(3) 施肥と桑樹保護

標準肥培管理とりん酸、加里肥料の増肥により樹勢を高めておくとともに土寄せ敷草を行い株、根の保護を十分しておくこと。

(4) 結束

積雪量の多い地方では枝条を立てたまま、落葉直後に2~3か所を結束し枝折れや枝幹の裂けるのを防ぐ。

(5) 排水

低湿桑園については、融雪時期に湿害のおそれがあるので、排水溝を設けておく。

(6) 飼育施設の管理

飼育施設は積雪に耐えるよう、中柱や筋交いを入れて補強しておく。

8 融雪剤の備蓄

雪害防止対策として単位農業協同組合において融雪剤を下記により事前に購入備蓄しておき必要に応じ直ちに施用できうる態勢を整え、農作物の雪害防止に努める。

(1) 融雪剤の種類

ア 草木灰

イ けい酸質肥料

ウ 転炉さい

エ 黒色粉末

オ パークたい肥

(2) 施用量(10a当たり)

ア 草木灰及びけい酸質肥料は100kg程度

イ 転炉さいは80kg程度

ウ 黒色粉末は10-20kg

エ パークたい肥は100-200kg

(3) 施用方法

施用に際しては、全面的に均等散布する。なお草木灰、けい酸質肥料、転炉さいはともにアルカリ性肥

料であるので硫酸等の肥料との混合はさける。黒色粉末は、雪上車、ライムソワー、ダスターなどにより散布する。

- (4) 積雪が非常に少なくなると積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

第2 林業対策

1 苗畑

(1) 越冬

まきつけ床は、床付面はできるだけ掘取らず、そのままの形で越冬させること。

(2) 仮植

春まで仮植する場合は、日当りのよい排水良好な畑を選び、1本並びにしていねいに仮植すること。

(3) 病害の防除

ア 降雪前及び融雪後すみやかにボルドー液（4 - 4式）、又はチラウム剤等を散布すること。但し、降雪前のマツには、ボルドー液など銅合剤は用いないこと。

イ 耐寒、耐病性のある健苗の育成につとめ、窒素肥料の多用をさけ、リン酸肥料、カリ肥料を十分に使用すること。

ウ 積雪が長期にわたるときは、木灰、黒土等を散布して、融雪を促進すること。

エ 畑に水がたまらないようにあらかじめ排水溝を整備し、融雪時には特に注意すること。

オ 積雪前及び積雪後に苗木を点検して病害の発生しているものは、必ず抜きとって焼却すること。

(4) 凍霜害防除

ア 風当りの強いところに仮植しないこと。

イ 床面にわら、もみがら等を敷いて保温すること。

ウ 霜柱の立ちやすい畑には砂を2～3cm敷くこと。

エ 稚苗は、わらを薄く覆うかよしずで寒風を防ぐこと。

オ 霜覆をすること。（特に播種床）

カ 8月下旬から9月上旬の間に根切りを行うこと。

キ 排水をよくすること。

2 造林

(1) 苗木の選択

ア 秋伸びしない健苗を使用すること。

イ すぎはウラ系のものを使用すること。

(2) 秋植え

秋植えは、11月中に終るようにして、時期を失したときは、春植えにすること。

(3) 植付け

植付けは大きな植穴を掘り根を十分ひろげていねいに行うこと。

(4) なだれ防止

ア なだれの発生する林地は階段の切り付けをし、その巾は1.0-2.5 m、間隔は巾の6-10倍とすること。

イ 多雪地域の地ごしらえに際しては、前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0-1.5 mの頭截木とする等なだれ防止に注意すること。

(5) 下刈り

寒害を防ぐため、時期はずれ（9月以降）の下刈りをさけること。

(6) 枝打ち

ア 幼齡林分の枝打ちは、降雪までに励行すること。

イ 傾斜地においては、特に谷側の下枝を除くこと。

ウ 林縁木の伐採枝打ちはしないこと。

(7) 間伐

急激な疎開をさけ、弱度の間伐をくり返して健全な林を仕立てること。

(8) 傾斜木等の除去

傾斜木、折損木、枯損木等は積雪前に伐倒しておくこと。

3 特用林産

(1) 竹林

ア 伐採と仕立て

老齢竹は伐採し、適切な密度管理を行い、強度の切りすかしをさけ、健全な竹林に仕立てること。

イ 保護樹木

積雪時の竹のささえとなる樹木等の保護又は導入を図る。

ウ 被害竹はすみやかに伐採除去すること。

(2) しいたけ

ア 榎木の倒伏防止

榎木が積雪等により倒れないよう有刺鉄線にもたせかけるか、縄で結びつけるかなどの処置をすること。あるいは、事前に倒伏しておくこと。

イ 榎場の排水

榎場は融雪時過湿にならないよう排水良好な場所を選び排水に留意すること。

ウ 不時栽培施設対策

多雪地の不時栽培施設（ビニールハウス）は屋根の材料の選択、こう配に留意すること。また骨組みも強固にするとともに日当たり及び除雪の容易な場所を選ぶこと。

4 林道

(1) 排水

路面の横断勾配を保ち、排水をよくすること。また側溝、溜桝、排水、暗きょ等の清掃補修に努めること。

(2) 障害物の除去

林道沿い河川敷の伐倒木、切株等及び橋脚橋台等の障害物の除去をしておくこと。

(3) 法面の保護

法面の保護、排水及び法尻の補強をしておくこと。

(4) 崩壊防止

法頭付近の立木を除去し、伐倒折損による崩壊防止をすること。

5 治山

(1) 伐採の規制

民家の上方にあり、なだれのじゃっ起するおそれがある山林は、伐採の規制をする必要がある。

(2) 実態のは握

降雪により今後なだれのおそれのある箇所をは握し、監視体制を整備すること。

第3 畜産対策

1 一般対策

(1) 畜舎管理等

大雪時には畜舎等の屋根の除雪を行い、ウォーターカップの凍結を防止すること。

(2) 飼養管理等

畜舎及び鶏舎の保温、換気のほか飼養管理、衛生対策及び畜産物の保管出荷等について、十分に留意すること。

2 家畜の衛生対策

(1) 飼料の給与

ア 冬季の飼料給与は単一となりやすいので栄養のバランスに十分留意すること。

イ 冬季は粗飼料が不足しやすいので十分に確保しておくこと。

ウ 凍結した飼料（青物）は下痢や流産を起こしやすいから給与しないこと。

(2) 敷わらの確保

不潔にすると趾間腐らん（またぐされ）のような病気になりやすいので、敷わらを十分与えて暖かく、清潔にできるよう敷わらの確保につとめること。

(3) 日光浴

極力日光浴、手入れに努めること。

(4) 乳牛の搾乳

牛乳の出荷ができない日があっても、搾乳は続けないと乳房炎の原因となるので注意すること。

(5) 家畜の栄養

生後間もない家畜あるいは、発育中の家畜は栄養に特に気をつけること。この時期に発育が止まると、あとの回復が長くなる。

(6) 出産

運動不足などから牛の難産・後産停滞の発生が考えられるので、留意のこと。

適期種付け

冬季は、種付けの時期を逃がしやすいから管理の徹底を期し適期種付けに努めること。

(7) 病気の早期治療

病気と思われたときは、早期治療が重要であるから、もよりの家畜保健衛生所と緊密な連けいを保つこと。

3 家畜別対策

(1) 酪農

ア 飼料の貯蔵

大雪期間中に必要な粗飼料、特にサイレージ及び乾草等の量を確保すること。

イ 飼養管理と生乳の出荷

(ア) 泌乳最盛期の搾乳牛については、十分な飼養管理に努め良質飼料を給与するとともに牛体の健康に留意すること。

(イ) 生乳の保存は、かくはんを十分実施し、4℃以下で行うことが望ましい。また、できるだけ48時間以内で出荷できるよう対策をたてること。

(ウ) 生乳の搬出路については、地元の牛乳処理工場をできる限り利用することとするが、万一にそなえ生乳の貯蔵容器等を確保すること。

(2) 和牛

繁殖牛については、牛舎の保温に努め流産、子牛の下痢発生予防に注意すること。

(3) 養豚

豚舎の保温は十分行い、流産及び肥育効率の低下を防止すること。子豚については、赤外線ランプその他の保温設備をしてへい死等の防止を図ること。

(4) 養鶏

寒さによる産卵低下を防ぐため防寒対策を十分行うとともに鶏舎の換気にも十分留意し、疾病の予防に

努めること。

4 牧野及び飼料作物対策

(1) 融雪促進及び圃場の管理

焼モミガラ、木灰などを散布し融雪を促進するとともに融雪後は排水を早期に行い草勢を回復させるため早春の追肥を行うこと。

(2) 刈 取 り

草丈の伸びているものについては、12月上旬までに10cm程度に刈取っておくこと。刈取りに当たっては、低刈り及び高刈りはともによくない。

第3節 風水害予防対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 早期栽培の導入や、早・中・晩生品種の組合せにより危険分散を図る。また、出穂後の冠水は穂発芽が被害程度を大きくすることから、穂発芽しにくい品種を栽培する。
- (2) 早期栽培稲で刈取期にあるものは早目に刈取る。
- (3) 風台風の場合、倒伏、乾燥防止のため深水に努める。
- (4) けい畔を補強し、水路を清掃補強しておく。
- (5) 既に刈り取って稲架掛けしているものについては倒伏しないよう補強する。
- (6) 地干ししているものについては速やかに稲架掛け、又は安全な場所に搬入し、穂発芽又は流失等が起こらないよう注意する。
- (7) 流失しやすい場所に稲架掛けしているものについては安全な場所に移す。
- (8) 栽培法では窒素が効き過ぎないようにする。特に冠水害が予想される時は窒素追肥はしない。

2 豆 類

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) 倒伏防止のため、中耕培土をしておく。

3 茶 園

- (1) 新植、幼木茶園は風害を受けやすいので株元に土寄せし敷草を行う。特に風当たりの強い茶園では竹ざお等に茶樹を結束し、茶樹の動揺を避ける。
- (2) 傾斜地の茶園は浸食防止のため土壌表面のマルチや周辺排水溝の整備をする。
隣接林地との境界に水路を設け、雨水の茶園への流入を防ぐ。法面を保護するため、コンクリートブロックやふとんカゴなどで土どめを行う。
- (3) 茶園に点在する覆小屋の戸口及びびタン屋根を十分補強するとともに被覆資材の保全を図る。
- (4) 育苗ほの覆いを補強する。

4 野 菜

- (1) 現在作付されているものは早めに収穫するほか、植物体を保護するため、ネットで茎葉を押さえたり支柱等の補強を行う。きゅうり、えんどうなどつる性のものは支柱を倒して地面にはわせる。
- (2) 育苗中のものは苗床に寒冷しゃを覆って保護に努め、状況により定植時期を外したり、あるいは補植苗を準備するなど作付面積の確保に努める。
- (3) 直まきのものについては、は種期や間引時期の繰り下げを行うほか、は種済みのものは株元への土寄せを行って被害の軽減に努める。
- (4) 寒冷しゃ等利用の場合は、押さえを特に強化し、状況によっては除去収納する。

- (5) ハウス栽培では、ビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。
- (6) ハウス周囲は水量が多くなるので、ハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。

5 果 樹

- (1) なし、もも、ぶどう等で収穫期にあるものは事前にできるだけ収穫する。
- (2) 主枝、垂主枝等主要な枝に支柱を立て、枝つり、誘引等を行い枝の動揺を防ぐ（不完全な支柱は逆に被害を大きくすることがある。）
- (3) 果樹棚の倒壊を防ぐため、支柱立て、控え線の増加等補強する。

6 花 き

- (1) 排水溝を整備しておく。
- (2) ネット栽培のものにおいては、支柱の補強を行うとともにネットをしっかりと張っておく。
- (3) ハウス栽培においては、被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウスの補強を行う。

7 桑（養蚕）

- (1) 天気予報に注意し、事前に数回分の桑を確保しておく。
- (2) 飼育蚕舎やアルミハウス等の補強、取りはずし等を行う。
- (3) 桑の枝条が倒伏しないよう結束しておく。
- (4) 屋外の飼育場所は極力被害の少ない場所を選び、飼育場所及び桑園の周囲には、排水溝を完備しておく。
- (5) 低地飼育、上蔭中のものは流失しないよう蚕座に竹等を縛り付け、浸水の際浮き上がるようにする。
- (6) 飼育・上蔭室等で火気を使用する時は、失火することのないよう注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水 稲

夏季予防対策に準ずる。

2 豆 類

- (1) 収穫期にある豆類は、早めに収穫する。
- (2) 排水溝を整備する。

3 野 菜

- (1) きゅうりなど収穫期にある野菜類は早めに収穫する。
- (2) また、これらの樹体保護のため、なす等については支柱の補強、きゅうり等つる性のものについては支柱を倒して地面にはわせる。また、ほ場の周囲に防風ネットを張る等の対策を講ずる。
- (3) は種期にある野菜については、時期を遅らせ模様をみては種する。
- (4) だいこん等直まきものは間引きを遅らせるとともに株の揺れを防ぐため土寄せを行う。
- (5) キャベツ、たまねぎ等の苗床は強風雨が当たらないよう寒冷しゃを覆って防風措置を講ずる。
- (6) ハウス周囲は水量が多いのでハウス内への水の浸入を防ぐため、排水溝を設けるとともに、排水溝にマルチを敷くなどしてスムーズな排水に努める。
- (7) ハウスのビニール等被覆資材の破損箇所の補修を行うとともに、ハウス骨材の補強、被覆資材固定用の金具、ハウスバンド等の締め直し等の補強を行う。

4 果 樹

夏季予防対策に準ずるほか

- (1) なし、かき、くり、ぶどう等で収穫期にある果樹は早目に収穫する。
- (2) 果樹及び棚の損傷等を防止するため支柱を立て棚を補強する。

5 花 き

夏季予防対策に準ずる。

6 茶 園

夏季予防対策に準ずる。

7 桑（養蚕）

夏季予防対策に準ずる。

8 そ の 他

- (1) 農産物の保管倉庫はあらかじめ雨もり、浸水のおそれがないか等の点検、修理を行う。
- (2) 水害を受けやすい倉庫及び場所に保管されている場合は事前に安全な場所に移し、厳重に保管する。

第3 林業対策（風害）

1 しいたけ

フレーム、楯起しの支柱を補強する。

2 炭 窯

窯小屋の補強をする。

3 苗 畑

日覆の補強、排除をする。被害を生じた場合は、病虫害の発生防止を講ずるとともに施肥により樹勢の回復をはかる。

4 森 林

被害木の早期処分をはかり、病虫害の発生を防止するとともに、根ゆるみした幼齢林木は根踏みをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

第4 林業対策（水害）

1 治 山

治山現場を点検して次の措置をする。

- (1) 築設中の構造物は埋戻し、間詰等の補強対策を完全にして倒壊、亀裂等を防止する。
- (2) 床堀周辺、切取上部等に所在する立木、転石等の処理をするとともに切取り、盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- (3) 器材、原材料を流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

2 林 道

- (1) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておくこと。
- (2) 溪流や河川に散乱している根株、流木等を除去しておく。
- (3) 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。
- (4) 工事中の林道は治山と同様の措置をする。

3 苗 畑

排水をよくしておくとともに水の流入を防止する措置をする。水害をうけたときは残存樹苗の病虫害、発生を防止するため、4 - 4 式ボルドー液を晴天日に散布する。

4 炭

窯の周囲の排水を良くし、窯小屋の屋根が雨もりしないよう補修する。

5 しいたけ

排水、通風をよくして、雑菌のまん延を防止する。

第5 畜産対策

1 飼料の確保・保管

備蓄飼料については、飼料の品質低下を招かないよう保管方法及び保管場所に万全を期すこと。

2 畜舎等の補強

畜舎等の破損か所、危険か所を点検し、修理・補強をしておくこと。また、畜舎周辺の排水路を整備しておくこと。

3 畜産物の保管・出荷

生乳、鶏卵等畜産物の保管・出荷については、事前に災害時にとるべき処置を検討しておくこと。なお、生乳の保管は4日以内が48時間が限度であることから、隔日出荷のための保存場所を検討しておくこと。

4 家畜の退避

家畜の退避方法・退避場所等について事前に検討しておくこと。

5 停電時の処置

集乳場、育すう所等においては、停電の場合に備え自家発電機の整備等とるべき処置を検討しておくこと。

6 家畜の衛生対策

災害時には、炭そ、イバラキ病と牛流行熱、豚丹毒、鶏ニューカッスル病などの家畜伝染病やその他の病気が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分に行うなど日常の飼養管理の徹底を図ること。

7 家畜の防疫・緊急救護体制の整備

各家畜保健衛生所を中心に家畜防疫及び緊急救護体制を整備するとともに、各家畜診療所においては災害時に備えた緊急医薬品等の確保を図ること。

第4節 晩霜と低温障害予防対策

第1 農作物対策

1 野菜類

- (1) 二重トンネル、こも、不織布、シルバービニール等の利用、ビニールマルチ等により夜間温度を高めるとともに日中は高温にならないよう注意する。
- (2) 定植を一時遅らす他、苗の状況で遅らせないものや露地ものは、トンネル栽培に準じた措置により被害の軽減に努める。なお、定植はとくに地温12℃以上になってからとし、定植後はマルチ等で地温を上げるようにする。
- (3) ハウスやトンネル栽培では、低温時の急激な温度上昇はアンモニア、亜硝酸ガスが発生することがあるので注意すること。また、ストーブや練炭などを持ち込む場合は一酸化炭素中毒に注意する。
- (4) 土壌水分を十分にもたせる。
- (5) 予備苗を危険がなくなるまで持つこと。

2 果樹

- (1) 種類別凍霜害危険温度は次のとおりであるので、早い目に燃焼資材など準備して対策の徹底を期す。

果樹の霜害発生限界温度 (1967 中川、角出)

| 種 類 | 生 育 ス テ - ジ | 霜害発生限界温度 () |
|---------|-------------|---------------|
| う め | 満 開 期 | - 7 ~ - 8 |
| | 幼 果 期 | - 3 ~ - 4 |
| も も | 満 開 期 | - 2 . 5 |
| 日 本 な し | 満 開 期 | - 1 ~ - 1 . 5 |
| | 幼 果 期 | - 1 ~ - 1 . 5 |
| ぶ どう | ほ う 芽 ・ 展 葉 | - 2 . 5 ~ - 3 |
| か き | ほ う 芽 期 | - 1 . 5 ~ - 2 |

(注) 百葉箱内温度であらわす。

- (2) ぶどうの被覆栽培では、一時的な暖房を行う。なおこの場合、ハウス内のガスに注意すること。また、ハウス内のかん水を十分行い、蓄熱することも効果がある。
- (3) 人工交配を実施して結実を確保する。
- (4) 樹勢着果状況等を勘案のうえ摘果は2～3回に分けて行う。

3 茶 園

(1) 防霜ファン

サーモスタットを3 に設定しておき、萌芽15日前から運転する。

(2) スプリンクラー

水量を十分に確保し、機器の点検を確実に行う。水量は3mm/時間の場合、10aあたり毎時3tが必要なので、面積、散水時間を考慮して準備する。散水は摘採面の温度が2 になったら開始する。散水回数が多くなると過湿になりやすいので排水対策を十分に講じる。

(3) 高 棚 被 覆

降霜が予想されるときは早めに被覆(樹冠面から60～90cmの高さ)を行う。傾斜地では、山側の側幕を閉じ冷気の流入を防ぐ。

(4) トンネル被覆

一般に摘採期の促進を目的として行うが、防霜効果は劣る(透明の被覆資材は夜間の保温効果がほとんどない)。被覆資材は茶株面から40cm以上離し、すそ部は地表面から25cm程度あけて設置し、風でめくれたりしないようにしっかり固定する。

(5) 敷草の処理

敷草で地表面全面を覆うと、過冷却によって敷草の温度が下がり、被害を増大させることがあるため、敷草は、茶園の株元に押し込む。

4 桑(養蚕)

- (1) 霜道、霜穴に当たる凍霜害の常襲地帯では、1～3齢用桑園の造成又は設置は避ける。また、既設桑園では防霜の準備を行う。
- (2) 敷わらはは、被害を大きくするものになるので、早めに取り除くか、すき込んでおく。

第5節 干害予防対策

第1 土地改良区及び農業水利団体は、かんがい期前に各農業用水利施設の点検を行い、機能低下のないことを確認し、漏水損失等のないよう水利施設の整備、補修を行い水源より耕地に至るまでの水の損失を最小限にとど

めることとする。特に揚水機は試運転を行い、揚水量の可能性を点検する。

第2 干害発生のおそれのある場合、その水利用を最も有効に使用方法により、節水を行い干害の未然防止に万全を期するものとする。なお揚水機等の臨時的設置の応急対策の準備に着手するものとする。

第3 農作物については次の措置を講ずる。

- 1 果樹、茶、桑、豆類等農作物全般に敷わら、敷草を増施（10a当たり1～2t）して乾燥を防ぐ。
- 2 水源のあるところはポンプ、とい等の使用により、極力用水の確保に努め、用水が不足する場合は集中かん水に努め、特に穂ばらみ期の水稻は重点的にかん水する。
- 3 豆類では、は種に当たっては耕うん作業をできる限り遅らせて土壌の乾燥を防ぐとともに、アブラムシ類の多発が予想されるので防除を徹底する。
- 4 野菜、果樹等施肥の必要な場合はかん水を兼ねて薄い液肥にして日中を避けて夕方施す。
- 5 野菜、果樹で、多発が予想されるうどんこ病及びアブラムシ類、ハダニ類等について防除の徹底を図る。
- 6 果菜類では、曲がり果や肥大不良果などの発生を防ぐため、1株当たり2l以上のかん水を行う。
- 7 くり、もも、うめ、ぶどう等樹体に日焼けのおそれのある場合は、白塗剤を塗布する。
- 8 茶園管理
 - (1) 幼木園は干ばつ害を受けやすいので、5～7日間隔で気温の下がる夕方にかん水を行うとともに、敷草によって株元の保護に努める。
 - (2) 成木茶園では、敷草などにより地温を下げ、土壌保水力の増強に努める。また、深刈り、中刈りなどの更新を行った茶園ではかん水を行う。
 - (3) 被覆施設のあるところでは、化学繊維資材（遮光率60～70%）よしず等で筋掛けする。
 - (4) 干ばつ時にはカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマなどの害虫の被害が増大しやすいので、的確な防除を行う。
- 9 稚蚕に供する桑樹は液肥の葉面散布を行い、葉質の良化につとめる。
- 10 桑苗（特に挿木）は土壌表面の高温乾燥がはなはだしいので適宜かん水、散水を行い、根を痛めない程度に軽く中耕して生育を促進する。

第12章 建造物防災計画

〔 府 建 設 交 通 部 〕
〔 独 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構 〕

第1節 建築物の防災対策

第1 建築物と災害

建築物及びその集合体としての都市は、人間の個人的・社会的活動が行われる器として、健康性、耐候性、安全性等を備えることが要求される。特に安全性は、人命に直接影響を与えるため、最も基本的かつ重要な要件といえる。

この建築物の安全性がそなわれないという事象が災害であり、災害の直接的原因としては、地震、強風、豪雨、豪雪、出火等が挙げられるが、建築物がこれに耐えきりだけの強さを持っていれば、災害は生じない。したがって、建築物の弱さも災害の一要因とすることができる。

さらに、建築物内での階段からの落下、エレベーター事故、転倒等人間活動と密接にかかわる災害（事故）もあり、建築物単体としての多様な安全性の確保が必要である。

また、風等の自然条件、建築物の密集性や狭隘道路等の社会的条件により、出火の延焼の危険性が增大するといったように、災害の拡大には環境要因が強く作用するため、面的な災害対策＝安全・安心のまちづくりが必要となる。

第2 建築物防災対策の基本方針

1 建築物が備えるべき安全性としては以下のものがあげられる。

(1) 構造耐力上の安全性

建築物が積雪、風圧、地震等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(2) 防火性・耐火性

火災の発生に対し、その拡大を押さえ、人命等に被害を及ぼすことなく、また、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(3) 耐久性・耐候性

建築物が劣化、腐食等により、崩壊・重大な変形をおこさないこと。

(4) 使用上の安全性・避難上の安全性

建築物の使用にあたり、平常時は転倒、衝突等の事故が発生しないようにすること。
火災時等には防火区画、避難階段等が有効に機能すること。

(5) 良好な環境衛生条件の確保

健康に悪影響を与える衛生条件からの保護と、良好な屋内環境を確保すること。

2 建築物防災の基本的対策としては、次の三段階にわけて考える必要がある。

(1) 適切な安全機能を備えた建築物の供給

建築基準法に適合させることは当然として、その建築物の使用目的、構造特性等による適切な防災計画を考慮した設計を行い、適正に工事を施工すること。

(2) 適切な維持保全の徹底

建築物の経年的機能低下や使われ方の変化により、安全性も低下するため、建築物の状態を一定以上の水準に保つための計画的な維持保全対策をとること。

(3) 既存建築物の防災性能向上

現行の基準制定以前に建築された建築物や、不十分な維持保全しかされていない建築物等は、十分な防災性能を備えていないものがあり、防災診断、耐震診断等を実施し、適切な改修を行うこと。

第3 対象建築物と具体的対策

1 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公的建築物は、災害時における防災拠点や避難施設として使用されるため、重点的に以下の対策を推進する。

- (1) 新築時、増改築時における高い耐震性の確保、緻密な防災計画の策定
- (2) 維持保全計画の策定、定期的な調査・診断システムの確立
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の計画的推進、防災診断・改修の促進

2 不特定多数の利用する特殊建築物

劇場、百貨店、ホテル、旅館、社会福祉施設等不特定多数が使用する特殊建築物については、高い防災性能が必要であり、以下の対策を講じる。

- (1) 設計時点における建築基準法等関係法令への適合、確実な工事監理による適正な施工、大規模な特殊建築物の防災計画策定を徹底
- (2) 建築基準法第12条に基づく定期報告制度の充実及び徹底した指導、計画的な防災査察の実施、必要な改修指導強化
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に基づく指導・助言、指示により耐震診断・改修を促進、普及啓発事業の推進、「耐震改修促進法」の認定制度を活用した耐震改修の誘導

3 住宅、その他の建築物

住宅や、不特定多数の利用する特殊建築物以外の建築物については、建築防災に係る普及・啓発を進め、防災改修を誘導していく。

- (1) 府民に対する建築防災の普及・啓発推進
- (2) 建築相談、耐震相談窓口の設置
- (3) 「耐震改修促進法」による認定制度を活用し、融資等による耐震改修の誘導
- (4) 共同住宅等については、平成11年度から順次、建築基準法第12条の規定による定期報告を実施することとしており、所有者等に制度の周知を図るとともに、本制度の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

4 密集住宅市街地の改善

建築物単体の防災対策と並行して、老朽木造住宅密集地区や狭隘道路地区等に対し、市町村を主体とする住宅市街地総合整備事業等、地域事情を考慮した面的整備を促進する。

- (1) 「緊急に改善すべき密集住宅市街地の基準」により整備が必要とされる地域の把握を行い、都市政策の一環として総合的な整備が図れるよう、市町村における整備方針の策定を促進する。
- (2) 特に防災性の向上が必要な地域については、老朽住宅の建替及び住環境の整備を促進する。

5 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、人身の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が重要であることから、以下の対策を推進する。

- (1) 被災建築物の応急危険度を判定する「地震被災建築物応急危険度判定士」の養成を図る。
- (2) 京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、被災建築物の応急危険度判定の実施体制及び判定士への連絡体制について整備する。

第4 建築物防災推進体制の整備

1 京都府既存建築物総合防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)

- (1) 府関係部局、京都市・宇治市関係部局、建築関係団体等による調整、協議を通じて策定した「推進計

画」に基づき、次の項目からなる既存建築物の総合的な建築物防災対策を推進する。

- ア 防火等診断、防火等改修の防火等対策
- イ 耐震診断、耐震改修等の耐震対策
- ウ 建築物維持保全対策
- エ 落下物対策
- オ ア・ケ・ド、ブロック塀の安全対策等

2 推進体制の整備と進行管理

- (1) 京都府、市町村、建築関係団体等の連携と適切な事務分担を行い、建築防災の推進体制を確立する。
- (2) 「推進計画」に基づき、防災改修、耐震改修の進行状況を把握するとともに、必要な対策を補強していく。

第2節 宅地の防災対策

第1 宅地防災への対応

宅地造成に伴う宅地災害対策について、府内では、昭和39年3月31日に宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市のそれぞれの一部山地傾斜地について、建設省（現・国土交通省）から「宅地造成工事規制区域」の指定を受け、「宅地造成等規制法」による規制を行い、さらに昭和43年11月5日には向日市、長岡京市、大山崎町の山間傾斜地についても追加指定を受け、がけくずれ、土砂の流出による災害に備えてきたので、以後宅地災害は年々減少してきている。また、平地における宅地造成においても、その造成計画の中には、無計画、無秩序なものが目立ってきたので、都市計画法に基づき開発行為等の規制を行い、一般的に安全な宅地が供給され、良好な環境の住宅地が造成されるよう宅地防災対策を進めている。今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災した宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会並びに全国の都道府県で組織する被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。また、がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅については移転を推進する。

第2 宅地造成防災対策

宅地防災に伴うがけ崩れ、土砂の流出等による災害を防止するため、宅地造成等規制法及び都市計画法による開発許可制度により必要な規制を行うとともに、宅地災害の防止のための技術的指導を行う。

その他一般対策として、年間の梅雨期及び台風期には市町村、消防担当職員及び防災関係職員の協力のもと、合同一斉パトロールを実施するとともに、別に宅地造成主及び工事施行者に対しては、造成工事中における土砂の流出、がけ崩れの防止等に対処する防災応急工事施行に関して、シーズン前に留意事項を送付し、注意を喚起している。

第3節 独立行政法人都市再生機構の建造物対策

賃貸住宅及び施設については、建物及び屋外施設を定期的に巡回点検しており、不具合箇所についてはその都度修繕を実施している。

また、周期を定め建物診断を実施し、併せてコンクリート躯体の耐久性試験を実施している。その後に劣化及び損耗状況を見極めながら外壁修繕等の計画的修繕を実施することとしている。

各団地の管理主任を防火責任者とし、各所轄消防署の指導のもとに、賃貸住宅等の防火管理及び入居者の火災等予防指導にあっている。

耐震診断改修については、ピロティ架構を持つ住棟の改修を終え、譲渡施設付建物についても区分所有者と協議が整った建物については改修を行った。引き続き、譲渡施設付建物の区分所有者と耐震改修についての協議を実施する。また、一部の住宅については、住宅部分の耐震改修が必要であるが、建物の安全性、機能性、補強工事の施工性、経済性等を総合的に検討しながら実施していきたい。

第13章 文化財災害予防計画

(府教育庁、府文化環境部)

第1節 現 状

第1 建 造 物

文化財に指定された建造物には、消防法により自動火災報知設備(以下「自火報設備」という。)の設置が義務付けられている。

国指定建造物は府内に602棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている565棟のうち、未設置のものは11棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。

一方、府指定・登録文化財建造物は428棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の291棟のうち約75%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。

これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。

第2 美術工芸品(有形民俗文化財を含む)

府内における国指定文化財の所有者は413社寺等(国有・公有は除く。)である。このうち、すでに収蔵庫等の防災施設を備えたものは199社寺等であるが、防災上の判断等から博物館等に寄託しているものもある。近年開発等により社寺等の周辺の環境が著しく変化したこともあって、防災上の実態把握に困難をきたしているが、個別的指導等によって収蔵庫その他防災施設の設置をすすめるとともに、その実施が困難な場合には、一時的に博物館等の施設へ寄託するよう指導助言を行っている。

なお、有形民俗文化財の国指定は府内に5件あるが、この防災上の措置については、上述したことに準じて指導助言を行っている。

また、府指定・登録文化財は、現在181所有者、259件(国有・公有は除く。)を数えるが、このうち京都府立山城・丹後両郷土資料館、京都国立博物館等の公共施設に寄託となっているものが71件(一部寄託4件を含む。)これ以外の188件のうち、防災施設が整っている建物に所在するものは50件ある。残る138件については、防災施設がないため、防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-13参照〕

第3 史跡、名勝、天然記念物

府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は132件、府指定・登録の史跡、名勝、天然記念物は60件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。

〔年次別の指定件数は、資料編2-14参照〕

第4 重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区は府内に7地区あるが、総合的な防災設備の設置が進められている。

第5 文化的景観

府内に国選定重要文化的景観は1件、府選定文化的景観は8件選定されている。

第2節 計画の方針

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。その防災計画は災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害の際には的確な対応ができるよう消防設備の設置等を推進するものとする。

第3節 計画の内容

第1 建造物

防災施設設備の対象として、第1に各種防災設備未設置文化財への設置指導を行う。併せて、既設の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等についても指導助言する。

国指定文化財の自火報設備未設置建物については、早急に設置するよう所有者に指導し、総合的な防災設備の設置についても充実に向けて働きかける。

府指定・登録文化財の自火報設備未設置建造物に対しては、設置義務のあるものを重点的に指導し、登録文化財に対しても指定建造物に準じて設置を働きかける。

また、総合的な防災設備の設置についても、所有者等の意向を踏まえながら推進していく。

第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）

収蔵庫及び保存庫は、鉄筋コンクリート造、耐火のものであるが、その設置に当たっては、当該社寺等の歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分配慮する。

また、収蔵庫の設置が適当でないような事情がある場合には、建造物防災と同様に自火報設備、消火設備、避雷針等の施設を設置する等状況に応じた措置を講じる。

なお、有形民俗文化財についても、上述したことに準じて実施する。

第3 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた対策を推進する。

第4 重要伝統的建造物群保存地区

総合的な防災設備の設置の促進について、市町に指導助言を行う。

第5 文化的景観

重要文化的景観又は府選定文化的景観選定地域内にある建造物については、国、府指定等建造物防災に準じた対策を推進する。

第6 文化財保護対策

- 1 文化財の所有者又は管理団体に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。
- 2 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画作成の指導助言を行う。
- 3 文化財防火デ - 等に、種々の実施訓練について計画作成の指導助言を行う。
- 4 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。

第7 補助金及び融資

- 1 補助金

府は国指定文化財の防災事業等について、国庫補助金以外に文化財保存費補助金を交付するとともに、府指定登録文化財及びその他の文化財の防災事業に対し、「京都府指定登録文化財等補助金」及び「京都府社寺等文化資料保全補助金」の補助制度を設けている。

補助金を交付する防災事業の対象は、収蔵庫、自動火災報知設備、消火栓、防火水槽、避雷針等の設置及び修理事業である。

また、「文化財を守り伝える京都府基金」においても、国指定登録、府指定登録及びその他の文化財の防災事業に対して補助金を交付している。

2 融 資

財団法人 京都府文化財団の行う融資制度

長期 10年償還 低利（年利 1.2%）

融資対象は補助金事業に準ずる

第14章 危険物等保安計画

中部近畿産業保安監督部近畿支部
 第八管区海上保安本部
 府 警 察 本 部
 府 府 民 生 活 部
 府 農 林 水 産 部
 府 健 康 福 祉 部
 京 都 労 働 局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等に起因するあらゆる災害について、これを未然に防止するための対策について定める。

なお、高圧ガス及び火薬類の製造所等並びにその関係保安団体の機構を別に示す。

高圧ガス施設の現況は「資料編2 - 2」、高圧ガスによる災害事故件数と被害者数は「資料編2 - 3」、火薬1類等販売事業所及び火薬庫数は「資料編2 - 4」、火薬類による災害事故件数と被害者数は「資料編2 - 5」参照

第2節 計画の内容

第1 危険物の予防対策

1 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）は産業構造の急激な変化に伴い、その態様も複雑多岐にわたり、規制事務も困難をきわめている現状である。

- (1) 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。
- (2) 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うよう危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物の取扱作業に関する保安のための講習を行い、危険物の貯蔵、取扱いについて安全指導を行う。
- (3) 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う等、現地において強力なる行政指導を実施する。
- (4) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に、危険物保安監督者又は危険物取扱者をして施設の定期点検、維持管理等を励行させるよう指導する。

2 危険物取扱者制度の効果的な運用

- (1) 危険物取扱者の資格を保有していない者に対し、適時講習を実施し、危険物の貯蔵、取扱いに関する知識及び技能を修得させるとともに、危険物取扱者の資格を取得するよう指導する。
- (2) 消防法第13条の23に基づく保安講習を行い、免状所有者に対し危険物取扱者としての責務を遂行させるよう指導する。

3 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物とくに石油類屋外タンクの著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1をこえるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え次の事項について

指導する。

- (1) 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施
- (2) 著しい不等沈下のある屋外タンクの貯蔵量を常時防油堤の容量以下に制限する。
- (3) 二重防油堤設置の検討
- (4) 異常事態発生時における応急対制と、緊急通報体制の確立
- (5) 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施
- (6) 応急資器材の備蓄
- (7) 同企業間の相互応援協定の締結
 応急資器材、油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラムかん等

4 地震対策

- (1) 屋外タンク及び地下タンクの設置についての地盤沈下状態の検討
- (2) 防油堤補強の検討
- (3) 固定消火設備の検討
- (4) 配管の検討
- (5) 通報設備の検討
- (6) タンク冷却用水の検討

5 海上保安対策

- (1) 危険物荷役岸壁の安全施設の整備及び自衛保安体制の整備に関する行政指導の強化
- (2) 危険物積載船舶は、随時立入検査を行い、事故防止上必要な指導監督を行うとともに、大量荷役等が行われる場合には船舶交通の制限を行う。
- (3) 大量の危険物を積載した船舶が港湾に出入又は荷役する場合には厳重なる航路の前路警戒及び荷役の事故防止の指導監督を行う。

第2 火薬類及び高圧ガス対策

1 保安管理体制の確立

緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速、かつ、的確に実施できるように、事業所における経営者、法定責任者、従事者等の保安に係る職制、職務範囲等を明確にした自主的な保安管理体制の確立を図る。

また、関係保安団体における災害に関する情報の連絡体制や事業所相互の応援体制の整備を図る。

2 製造施設等の整備改善

製造施設、貯蔵所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令の規定や基準に適合した状態の維持を図る。

3 地震等によるガス漏えい防止措置

高圧ガス製造施設等における塔槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限度に止めるため、事業所においては、当該塔槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の貯槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設けるなど、漏洩防止措置を講じる。

4 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練や実技研修を実施し、関係事業所の保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟や事業所における自主的な訓練の推進を図るとともに、関係防災機関相互及び事業所における自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

5 火災に対する予防

- (1) 火薬類については、事業所において、延焼等による災害を防止するため、あらかじめ安全な一時保管場

所を定めておくとともに、速やかに火薬庫、火薬類取扱所等から安全な場所に移動させる措置がとられる体制の確立を図る。

- (2) 高圧ガスについては、事業所において、塔槽類及びその他の設備並びに容器等の過熱、破裂、爆発火災、延焼等を防止するため、水噴霧設備、散水設備、放水設備、消火設備その他の設備の整備を図る。

6 保安指導

- (1) 対象事業所に対する保安検査、立入検査を定期に又は随時実施し、関係法令に定められた技術基準を維持するよう指導するとともに、当該基準に適合していない事業所に対しては改善命令等必要な是正措置を行う。
- (2) 関係防災機関と定期的に協議を行い、保安指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図り、必要に応じて大学教授等学識経験者を交えた総合立入調査を実施するなど防災対策に努める。
- (3) 対象事業所における定期自主検査、日常点検及び教育訓練等の実施により、自主防災体制の確立を図る。

7 海上保安対策

火薬類及び高圧ガスの大量荷役が行われる場合は、必要に応じて一般船舶が付近に立ち入らないよう船舶交通の制限を行う。

第3 毒物、劇物予防対策

青酸カリ、塩酸、硫酸等の毒物劇物は、毒物及び劇物取締法による登録を受けなければ製造、輸入、又は販売はできない。

毒物劇物営業者（製造業等）及び届出を要する業務上取扱者（青酸カリ等を使用する電気メッキ業、金属熱処理業及び四アルキル鉛等を一定量以上運搬する運送業、及び砒素化合物を使用するしるあり防除業）は、取扱責任者を置き、貯蔵設備（容器）を備えるとともに、表示、流出防止等の措置を講ずることとなっている。

府保健所及び健康福祉部薬務課（京都市内）の毒物劇物監視員は、その取扱状況について保健衛生上の見地から随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締を行っている。

1 予防対策

- (1) 毒物、劇物の取扱状況について、随時報告を求め、立入検査を実施して指導取締りを行う。
- (2) 災害時の流出、散逸等不測の事態に備えて次の事項を徹底する。

ア 表示による貯蔵場所の明示

イ 貯蔵設備、方法の確立

ウ 在庫数量の把握

エ 貯蔵場所の検討

2 対策の内容

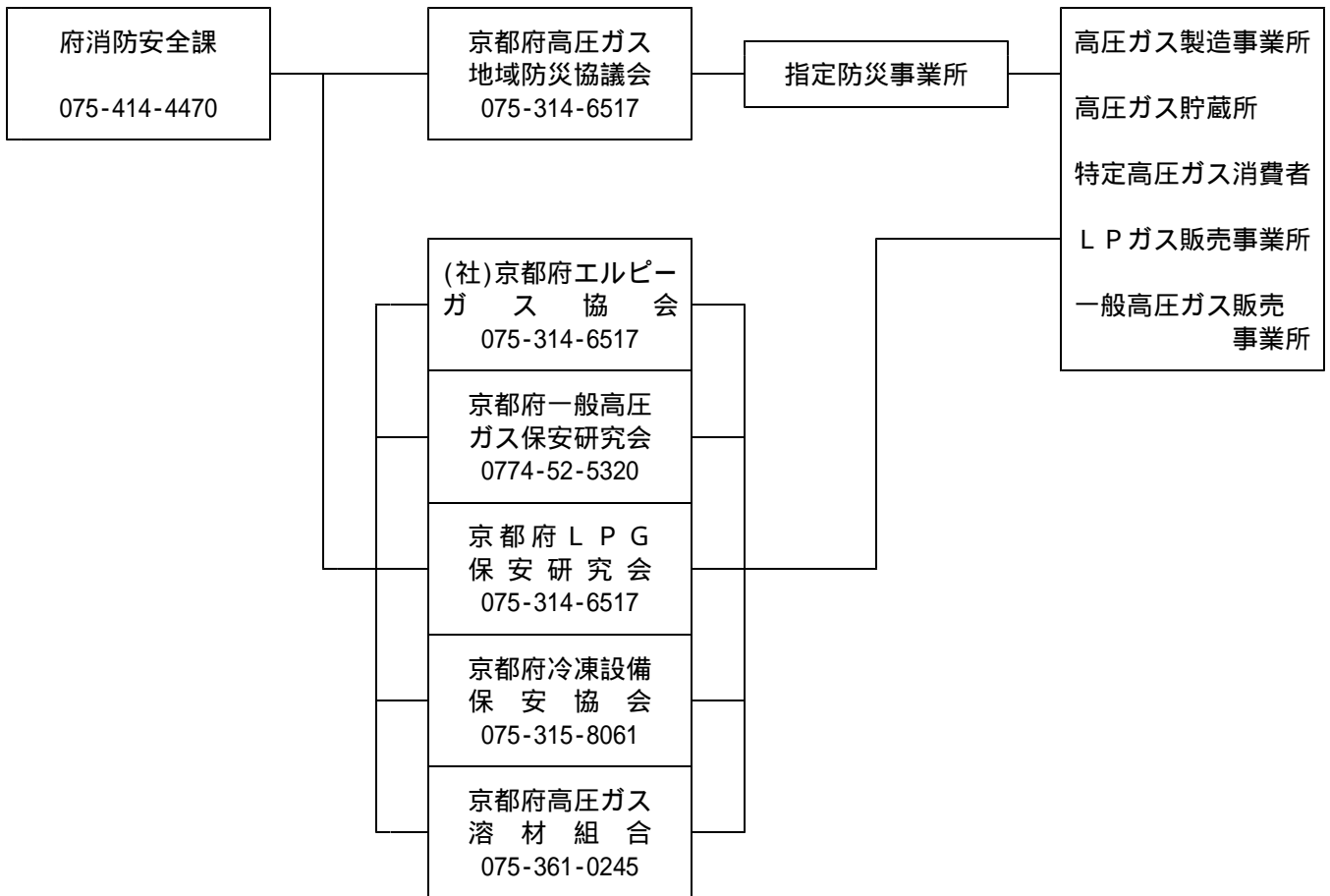
1の事項を徹底するための内容は、次のとおりである。

- (1) 貯蔵場所には「毒物及び劇物取締法」に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示を行うよう指導し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作るよう指導する。
- (2) 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量を厳格に把握するよう指導する。
- (3) 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は移転等、安全が確保されるよう指導する。

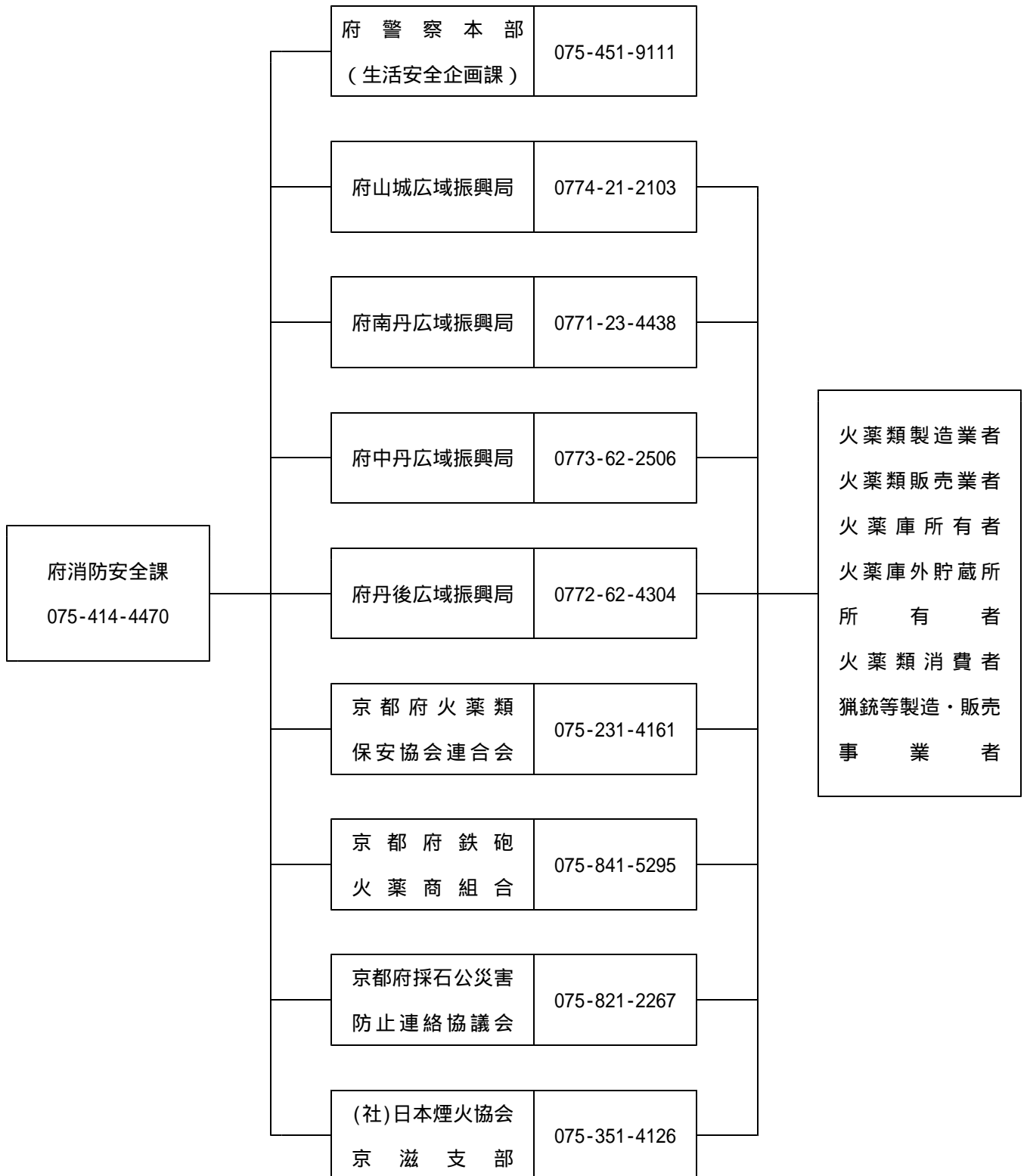
第4 原子力以外の放射性物質対策

- 1 原子力発電施設以外の放射性物質を取り扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させることにより、放射線障害事故防止を図るものとする。
- 2 1に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期するため、関係防災機関による立入検査、一斉監督の協力を図る。

高 圧 ガ ス 施 設



火 藥 類 施 設



危険物等関係保安団体

高圧ガス関係

| 名 称 | 電 話 |
|----------------|--------------|
| 京都府高圧ガス地域防災協議会 | 075-314-6517 |
| (社)京都府エルピーガス協会 | 075-314-6517 |
| 京都府一般高圧ガス保安研究会 | 0774-52-5320 |
| 京都府LPG保安研究会 | 075-314-6517 |
| 京都府冷凍設備保安協会 | 075-315-8061 |
| 京都府高圧ガス溶材組合 | 075-361-0245 |

火薬類関係

| 名 称 | 電 話 |
|-----------------|--------------|
| 京都府火薬類保安協会連合会 | 075-231-4161 |
| 京都建設業火薬類保安協会 | 075-231-4161 |
| 京都山城地区火薬類保安協会 | 075-231-7976 |
| 北桑田火薬類保安協会 | 0771-52-1255 |
| 亀岡市火薬類保安協会 | 0771-22-0076 |
| 船井郡火薬類保安協会 | 0771-62-0224 |
| 綾部市火薬類保安協会 | 0773-42-0714 |
| 福知山火薬類保安協会 | 0773-22-3467 |
| 舞鶴地区火薬類保安協会 | 0773-62-1296 |
| 与謝地方火薬類保安協会 | 0772-22-2337 |
| 京丹後火薬類保安協会 | 0772-62-0012 |
| 相楽郡火薬類保安協会 | 0774-72-4960 |
| (社)京都府建設業協会 | 075-231-4161 |
| 京都土木協会 | 075-231-7976 |
| 京都府鉄砲火薬商組合 | 075-351-4126 |
| 京都府採石公災害防止連絡協議会 | 075-821-2267 |
| (社)日本煙火協会京滋支部 | 075-351-4126 |

第15章 消防組織整備計画

(府民生活部・市町村、消防機関)

第1節 計画の方針

各種災害(特に火災)の予防及び防除に対処するため、府内各市町村における消防組織の充実、消防力の充実強化、消防職・団員の教養訓練の強化、消防意識の啓発及び市町村相互の応援体制の整備等を図り、消防組織の万全を期する。

第2節 計画の内容

第1 消防組織や体制の充実・強化

高齢化の進展や、災害の大規模・多様化などにより、消防需要は拡大するとともに消防活動内容も高度化していく傾向にある。

このため、消防職員及び消防団員の組織体制を工夫し、消防活動力の充実・強化を図る次のような取り組みを進め、府民生活の安心安全を図る。

1 市町村の消防体制の強化と連携の推進

- (1) 消防施設等の整備促進
- (2) 府立消防学校等による消防職・団員の教育訓練(安全管理含む)機能の充実
- (3) 迅速な救急搬送の促進

2 消防団の活動力の強化

- (1) 消防団員の確保
- (2) 多機能消防車両の配備など救助救出能力の向上
- (3) 消防団協力事業所表示制度導入など企業協力の促進
- (4) 中山間地におけるふるさとレスキューの取組推進

第2 消防意識の啓発

消防防災に関する各種行事の実施に努めるとともに、春秋2回の全国火災予防運動に際し、市町村、その他各種関係団体との連携により、住民に対する強力な火災予防意識の啓発を図る。

- 1 春季全国火災予防運動
- 2 秋季全国火災予防運動
- 3 住宅用火災警報機設置の啓発
- 4 消防大会、消防操法大会を開催し消防意識の啓発と消防志気を高める。
- 5 その他次の関係団体と協力して消防意識の啓発と火災予防の徹底を図る。

(財)京都府消防協会、(社)京都府危険物安全協会連合会、(社)京都消防設備協会等

第3 相互応援協定

1 一般災害時の相互応援協定

府は災害発生時における市町村消防機関の行う応急対策が緊密な連携により適切かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。(「市町村相互応援協定締結状況一覧」参照)

なお、被災市町村の被害が著しく拡大した場合等、隣接市町村、他府県並びに防災機関への応援・支援を要請する時の連絡系統を「相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統」、「他の市町村・他府県へ要請す

るときの連絡系統」、「防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統」及び「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統」に示す。

第4 航空消防防災活動

府は、大規模な災害、事故等の発生またはその発生が予測される事態において、警戒活動、応急対策等を実施するため、京都市との「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」に基づき京都市消防ヘリコプターによる緊急対応活動の実施を行う。

なお、府が出動要請する災害は以下のとおり。

- 1 大規模な地震災害、風水害等の自然災害
- 2 航空事故、海上事故、鉄道事故、原子力災害等の重大な事故
- 3 武力攻撃災害、テロ災害その他の必要と認める災害等

第5 緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等の実施

近年、東南海・南海地震等の発生が危惧される中、想定されるこれらの大規模地震災害や相次ぐ自然災害並びに大規模・特殊災害等に対して、被災地の状況に応じ迅速かつ的確な消防防災活動を展開するため、緊急消防援助隊を国が示す計画に基づき充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第6 消防職・団員の教養訓練の促進

近年、消防の近代化、高度化に伴い、これに対応する消防人づくりが要求される。府においては消防学校の機能を充実するとともに次の教養、訓練に重点を置いて指導する。

- 1 消防職員に対する初任者現場教育及び救急、救助隊員の教育訓練
- 2 消防団員に対する予防及び警防指導員教育
- 3 消防職・団員の幹部教養

第7 危険物取扱者に対する保安教育

府は危険物施設の保安管理等に十分対応しうる危険物取扱者の育成を図るため、保安講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第8 消防設備士に対する保安教育

府は、近年、技術の進歩した消防用設備等に十分に対応しうる消防設備士の育成を図るため、消防設備士講習を実施し、保安教育の徹底を図る。

第9 市町村の消防計画

1 方針

消防はその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護する消防活動だけにとどまらず、火災予防及び火災以外の災害を防除し、これらの災害に因る被害を最小限に止めることをもってその任務としている。そのため、市町村は火災及び火災以外の災害、すなわち地震、風水害、なだれ、山くずれ、地すべり等あらゆる災害を考慮し、効果的な消防計画を樹立する必要がある。

2 消防計画の作成

市町村長は1の方針により火災防ぎょ計画を中核として、これに火災の予防に関する事項及び火災以外の災害の防除、被害の軽減に関する事項、救急業務に関する事項等を含めた消防全体に関する消防計画を作成しておくものとする。

3 消防活動

消防は2による消防計画の定めるところにより、統制ある活動を行う。特に各活動においては、次の事項を基準として細部の対策を樹立して活動する。

(1) 出動対策

ア 消防機関の召集計画の樹立により、召集部隊編成及び任務分担等の対策を図る。

イ 消防機関が有線・無線電話等により災害を覚知したときの出動車両、機械器具等の輸送の万全を期する。

(2) 消防（火災防ぎよ）計画

ア 火災警報発表時の対策

消防法第22条による火災警報発表時における火災事象は一般の防ぎよ対策では万全を期せられないので、部隊の増強及び風位風速、重要度に応じた進入部署を考慮し、一般防ぎよ対策を基礎として、いかなる火災の事象にも対応できる対策をとるものとする。

イ 大規模火災時の応援部隊の誘導対策

気象その他の事象により火災が延焼拡大して大火となり、現有の部隊で延焼阻止の見込みが立たない場合における所要の誘導対策とする。

ウ 危険区域の防ぎよ対策

木造建築物が密集し、加えて火災発見が困難である地域、地形的に消防活動に不利な地域、建築物の密度に比して水利施設の悪い地域、危険物貯蔵所、取扱所が存在し、火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域の危険区域における対策とする。

エ 特殊建物の防ぎよ対策

官公署、学校、病院、ビルディング、旅館、興行場等の特殊建物は、火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等のある建物であるので、特殊な防ぎよ対策とする。

オ 危険物等の防ぎよ対策

爆発、引火、発火、その他の性状から火災発生の場合、拡大危険の大きい危険物、準危険物、特殊可燃物等を貯蔵する建物又は場所に対しては、これに対応することができる特殊な対策とする。

カ 台風時の防ぎよ対策

台風時における火災事象は一般の防ぎよ対策では、万全を期せられないので、部隊の増強、風速程度、重要度に応じた進入部署を考慮して、火災警報発表時の対策を基礎として、特殊な防ぎよ対策とする。

キ 山林（野）の火災防ぎよ対策

建物関係の防ぎよ対策と異なり、民間団体等を含めた部隊の編成、出動、防ぎよ及び必要資材等の運搬補給についての対策とする。

ク 飛火警戒の対策

飛火によって、第2、第3次の火災が続発して大火になるおそれがある場合を考慮し、受持区域全般にわたりあらかじめ警戒配置場所、警戒方法及び地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができる対策とする。

ケ 消防水利の対策

市町村の各地域ごとに水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓使用可能部隊数を定め、到着順に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制対策とする。

4 水防活動

洪水等による災害を警戒し防ぎよし、これによる被害を軽減するための活動として、この組織活動方法等については「水防活動計画」に定めるところにより活動する。

5 その他の消防活動

(1) 地震による災害時の活動

火災発生の場合は、前述の火災防ぎょ活動により対処するが、予防対策としては住民に対して火気を始末するよう、あらゆる広報手段を利用して周知徹底を図る。

なお、地震の場合は道路の状況により消防部隊の出動に支障をきたす場合が予想されるので、道路の通行確保の対策を特に考慮する。

(2) なだれ、山くずれ、地すべり等の活動

この場合の災害は、異常気象、その他により発生を予想される場合、危険区域の調査、警戒、防ぎょ、避難等の対策をたてて活動する。

(3) 救急救助活動

あらゆる災害に迅速的確に対応できるよう、救急・救助体制の整備充実に努める。

大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

第2節第6に掲げた事項に基づき消防活動の詳細な計画を定めるものとする。

(別紙1)

市町村相互応援協定締結状況一覧

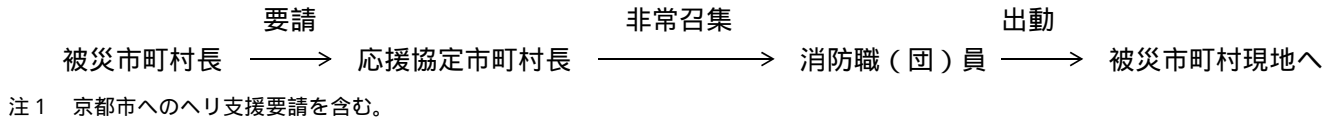
(平成21年4月1日)

| 番号 | 協定名称 | 協定締結消防機関名 | | 協定の内容 | | | | | |
|----|----------------------------|--|---|-------|----|-----|----|----|-----|
| | | 府内消防機関 | 府外消防機関 | 全災害 | 火災 | 風水害 | 救急 | 救助 | その他 |
| 1 | 京都府広域消防相互応援協定書 | 府内市町村、消防組合(30) | | ○ | | | | | |
| 2 | 四都市消防相互応援協定 | 京都市 | 名古屋市、大阪市、神戸市 | ○ | | | | | |
| 3 | 名神高速道路消防応援協定 | 京都市、乙訓消防組合 | 湖南広域行政組合、大津市、島本町、高槻市、茨木市 | | ○ | | ○ | ○ | |
| 4 | 京都市・大津市消防相互応援協定 | 京都市 | 大津市 | | ○ | | ○ | ○ | |
| 5 | 京都市・宇治市消防相互応援協定 | 京都市、宇治市 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 6 | 京都市・京都中部広域消防組合・亀岡市消防相互応援協定 | 京都市、京都中部広域(組)、亀岡市 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 7 | 京都市・乙訓消防組合・長岡京市消防相互応援協定 | 京都市、乙訓消防組合、長岡京市 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 8 | 京都市・八幡市消防相互応援協定 | 京都市、八幡市 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 9 | 京都市・久御山町消防相互応援協定 | 京都市、久御山町 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 10 | 京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定 | 京都市、乙訓消防組合、向日市 | | | ○ | | ○ | ○ | |
| 11 | 高槻市・京都市消防相互応援協定 | 京都市 | 高槻市 | | ○ | | | | |
| 12 | 京都市・乙訓消防組合・大山崎町消防相互応援協定 | 京都市、乙訓消防組合、大山崎町 | | | | | | | |
| 13 | 京都市・高島市消防相互応援協定 | 京都市 | 高島市 | | | | | | |
| 14 | 両丹都市消防相互応援協定 | 舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、宮津与謝(組) | | | | | | | |
| 15 | 京都中部広域消防組合、福知山市消防相互応援協定 | 京都中部広域(組)、福知山市 | | | ○ | | | | |
| 16 | 福知山市、豊岡市 消防相互応援協定 | 福知山市 | 豊岡市(兵庫県) | | ○ | | | | |
| 17 | 福知山市、朝来市 消防相互応援協定 | 福知山市 | 朝来市(兵庫県) | | ○ | | | | |
| 18 | 福知山市、氷上郡広域行政事務組合消防相互応援協定 | 福知山市 | 氷上郡広域行政事務組合(兵庫県) | | ○ | | | | |
| 19 | 福知山市、篠山市消防相互応援協定 | 福知山市 | 篠山市(兵庫県) | | ○ | | | | |
| 20 | 舞鶴若狭自動車道における消防相互応援協定 | 舞鶴市、福知山市、綾部市 | 若狭消防組合、氷上郡広域行政事務組合、三田市、三木市、篠山市、神戸市(兵庫県) | | | | | | |
| 21 | 舞鶴海上保安部と舞鶴市消防本部との業務協定 | 舞鶴海上保安部、舞鶴市 | | | | | | | |
| 22 | 消防相互応援協定 | 綾部市 | 若狭消防組合(福井県) | | | | | | |
| 23 | 京都中部広域消防組合、綾部市消防相互応援協定 | 京都中部広域(組)、綾部市 | | | | | | | |
| 24 | 一般国道1号京滋バイパス消防応援協定 | 宇治市、久御山町 | 湖南消防組合、大津市 | | ○ | | | | |
| 25 | 宇治市、城陽市、久御山町消防相互応援協定 | 宇治市、城陽市、久御山町 | | | ○ | | | | |
| 26 | 宇治市、京田辺市消防相互応援協定 | 宇治市、京田辺市 | | | ○ | | | | |
| 27 | 大津市、宇治市消防相互応援協約 | 宇治市 | 大津市(滋賀県) | | | | | | |
| 28 | 京都中部広域消防組合、高槻市、亀岡市消防相互応援協定 | 亀岡市、京都中部広域(組) | 高槻市(大阪府) | | | | | | |
| 29 | 京都中部広域消防組合、茨木市、亀岡市消防相互応援協定 | 亀岡市、京都中部広域(組) | 茨木市(大阪府) | | | | | | |

| 番号 | 協定名称 | 協定締結消防機関名 | | 協定の内容 | | | | | |
|----|------------------------------------|--------------------|--------------------|-------|----|-----|----|----|-----|
| | | 府内消防機関 | 府外消防機関 | 全災害 | 火災 | 風水害 | 救急 | 救助 | その他 |
| 30 | 京都中部広域消防組合、豊能町、亀岡市消防相互応援協定 | 亀岡市、京都中部広域(組) | 豊能町(大阪府) | | | | | | |
| 31 | 京都中部広域消防組合、能勢町、亀岡市消防相互応援協定 | 亀岡市、京都中部広域(組) | 能勢町(大阪府) | | | | | | |
| 32 | 乙訓2市1町(向日市、長岡京市、大山崎町)消防並びに防災相互応援協定 | 向日市、長岡京市、大山崎町 | | | | | | | |
| 33 | 乙訓消防組合、長岡京市、島本町林野火災相互応援協定 | 乙訓消防組合、長岡京市 | 島本町(大阪府) | | | | | | |
| 34 | 枚方市、八幡市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定 | 八幡市 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合(大阪府) | | | | | | |
| 35 | 八幡、京田辺、綴喜地区消防相互応援協定 | 八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町 | | | | | | | |
| 36 | 八幡市、久御山町消防相互応援協定 | 八幡市、久御山町 | | | | | | | |
| 37 | 乙訓消防組合、大山崎町、島本町消防相互応援協定 | 乙訓消防組合、大山崎町 | 島本町(大阪府) | | | | | | |
| 38 | 名神高速道路における高槻市と乙訓消防組合の消防相互応援協定 | 乙訓消防組合 | 高槻市(大阪府) | | | | | | |
| 39 | 京田辺市、久御山町消防相互応援協定 | 京田辺市、久御山町 | | | | | | | |
| 40 | 城陽市、京田辺市消防相互応援協定 | 城陽市、京田辺市 | | | | | | | |
| 41 | 相楽中部消防組合、京田辺市消防相互応援協定 | 相楽中部消防組合、京田辺市 | | | | | | | |
| 42 | 京田辺市、枚方市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定 | 京田辺市 | 枚方市、枚方寝屋川消防組合(大阪府) | | | | | | |
| 43 | 生駒市、京田辺市消防相互応援協定 | 京田辺市 | 生駒市(奈良県) | | | | | | |
| 44 | 甲賀郡行政事務組合、京田辺市消防相互応援協定 | 京田辺市 | 甲賀郡行政事務組合 | | | | | | |
| 45 | 大津市、京田辺市消防相互応援協定 | 京田辺市 | 大津市 | | | | | | |
| 46 | 京奈和自動車道の消防相互応援に関する申し合わせ | 京田辺市、城陽市 | | | | | | | |
| 47 | 奈良市、精華町消防相互応援協定書 | 精華町 | 奈良市(奈良県) | | | | | | |
| 48 | 生駒市、精華町消防相互応援協定書 | 精華町 | 生駒市(奈良県) | | | | | | |
| 49 | 京田辺市、精華町消防相互応援協定書 | 京田辺市、精華町 | | | | | | | |
| 50 | 相楽中部消防組合、精華町消防相互応援協定書 | 相楽中部消防組合、精華町 | | | | | | | |
| 51 | 消防相互応援に関する協定 | 京丹後市 | 豊岡市(兵庫県) | | | | | | |
| 52 | 宮津市、伊根町消防団火災応援覚書 | 宮津市、伊根町 | | | | | | | |
| 53 | 伊賀市消防本部、相楽中部消防組合消防相互応援協定 | 相楽中部消防組合 | 伊賀市消防本部(三重県) | | | | | | |
| 54 | 山辺広域行政事務組合、相楽中部消防組合消防相互応援協定 | 相楽中部消防組合 | 山辺広域行政事務組合(奈良県) | | | | | | |
| 55 | 奈良市、相楽中部消防組合消防相互応援協定 | 相楽中部消防組合 | 奈良市(奈良県) | | | | | | |
| 56 | 甲賀郡行政事務組合、相楽中部消防組消防相互応援協定 | 相楽中部消防組合 | 甲賀郡行政事務組合(滋賀県) | | | | | | |
| 57 | 船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定書 | 宮津与謝消防組合、宮津海上保安署 | | | | | | | |
| 58 | 消防相互応援に関する協定書 | 宮津与謝消防組合 | 豊岡市(兵庫県) | | | | | | |
| 59 | 消防相互応援に関する協定書 | 宮津与謝消防組合、京丹後市 | | | | | | | |

| 番号 | 協定名称 | 協定締結消防機関名 | | 協定の内容 | | | | | |
|--------|---|---------------------------|-------------|-------|----|-----|----|----|-----|
| | | 府内消防機関 | 府外消防機関 | 全災害 | 火災 | 風水害 | 救急 | 救助 | その他 |
| 60 | 京都中部広域消防組合、若狭消防組合消防相互応援協定 | 京都中部広域(組) | 若狭消防組合(福井県) | | | | | | |
| 61 | 京都中部広域消防組合、篠山市消防相互応援協定 | 京都中部広域(組) | 篠山市(兵庫県) | | | | | | |
| 62 | 京都縦貫自動車(綾部宮津道路及び丹波綾部道路)における消防相互応援協定 | 綾部市、舞鶴市、宮津与謝(組)、京都中部広域(組) | | | | | | | |
| 63 | 消防相互応援協定書 | 舞鶴市 | 若狭消防組合 | | | | | | |
| 64 | 京滋バイパス(巨椋インターチェンジから大山崎インターチェンジまで)消防相互応援協定 | 宇治市、久御山町、八幡市、京都市、乙訓消防組合 | | | | | | | |
| 65 | 第二京阪道路(巨椋インターチェンジから大山崎インターチェンジまで)消防相互応援協定 | 京都市、宇治市、久御山町、八幡市、京田辺市 | 枚方寝屋川消防組合 | | | | | | |
| 66 | 名神高速道路における吹田市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書 | 乙訓消防組合 | 吹田市 | | | | | | |
| 67 | 名神高速道路における茨木市と乙訓消防組合の消防相互応援協定書 | 乙訓消防組合 | 茨木市 | | | | | | |
| 68 | 京都市、京都中部広域消防組合、南丹市消防相互応援協定 | 京都市、京都中部広域(組)、南丹市 | | | | | | | |
| 69 | 消防相互応援協定 | 八幡市、乙訓消防組合 | | | | | | | |
| 合計 | | 69協定 | | 18 | 51 | 2 | 46 | 45 | 4 |
| 内 訳 | 府内統一協定 | 1協定 | | 1 | | | | | |
| | 府内消防機関のみによる個別協定 | 29協定 | | 5 | 24 | | 21 | 21 | 3 |
| | 他府県消防機関を含む個別協定 | 39協定 | | 12 | 27 | 2 | 25 | 24 | 1 |

相互応援協定市町村へ要請するときの連絡系統

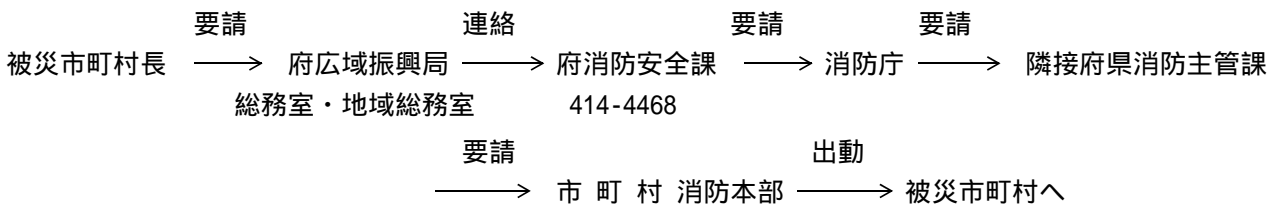


他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合(災害対策基本法)

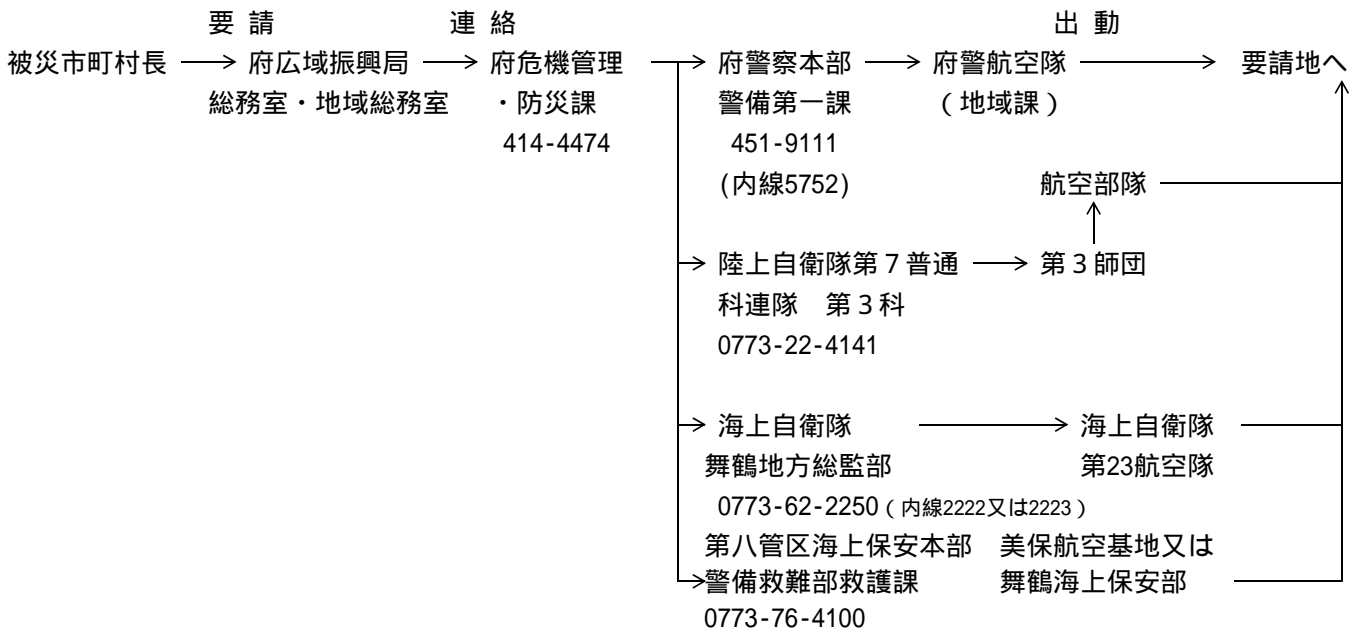


(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合(消防組織法)



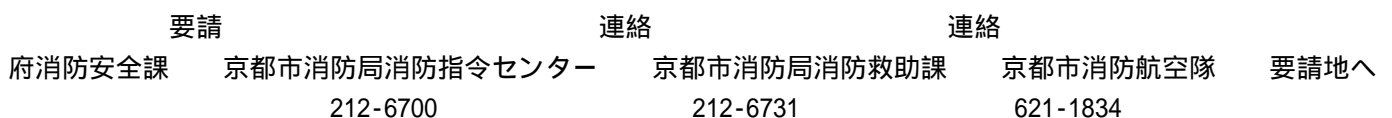
注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

防災機関へのヘリ等の支援要請するときの連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統



第16章 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
北近畿タンゴ鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
京福電気鉄道株式会社
叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は別図のとおりである。

第2節 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- 1 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- 2 河川改修に伴う橋りょう改良
- 3 のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- 4 トンネルの維持、補修及び改良強化
- 5 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- 6 建物等の維持、修繕
- 7 通信設備の維持、補修
- 8 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- 9 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- 10 危険及び不良箇所の点検整備
- 11 落石、倒木警報装置の点検整備
- 12 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- 13 その他防災上必要なもの

第3節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 気象異常時における取扱い

- 1 降雨、強風及び地震等により災害の発生するおそれがある場合、列車の運転速度を制限するか又は列車の運転を一時見合わせる手配を行う。
- 2 運転規制をする必要がある区間及び方法等をあらかじめ定めておく。

第2 降雨

雨量警報装置が鳴動したことにより運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請

を受けたときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第3 強 風

風速計等により運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、運転士に通告する。

第4 地 震

地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき又は保守担当区長からその旨の要請があったときは、その区間に進入する列車の運転士にその旨を通告する。

第5 落石、地すべり及びなだれ

落石警報装置等の警報表示があったとき又は警報表示の通報を受けたときは、直ちにその区間に進入する列車の停止手配を行うとともに保守担当区長に連絡する。

第6 その他

- 1 治山・治水事業との連携した保安度の向上
- 2 行政との防災情報共有化及び災害発生時の連携

第4節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 施設の防災対策

現業機関の長は、災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図るものとする。

第2 気象設備等の整備

各主管部長及び現業機関の長は、気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備しておくものとする。

第5節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画

第1 降雨に対する対策

- 1 降雨により災害の発生する恐れがある場合は、的確な情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により列車の運転速度を制限するか、又は列車の運転を一時見合わせ、線路点検等を行うほか、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。
- 2 雨量計の設置停車場と規制区間
別表2のとおりである。

第2 風速20m/s以上の強風に対する対策

- 1 強風のおそれのある場合又は強風を感知した場合は、その状況により、列車の運転を一時見合わせる手配を行うとともに、風の状態を確認し、風の落ち着きを待って列車運転を再開する。

2 風速計の設置箇所及び規制区間

| 風速計の設置箇所 | 運転規制区間 |
|----------|-----------------|
| 西舞鶴駅 | 西舞鶴～東雲 |
| 由良川橋梁 | 東雲～丹後由良 |
| 宮津駅 | 丹後由良～丹後大宮、宮津～宮村 |
| 網野駅 | 丹後由良～久美浜 |
| 円山川橋梁 | 久美浜～豊岡 |
| 第2 松川橋梁 | 宮村～大江山口内宮 |
| 大江駅 | 大江山口内宮～福知山 |

第3 降積雪に対する対策

1 降積雪の全般的な状況を迅速に把握し、的確な除雪手配及び情報・連絡等の徹底を図るとともに、状況により防災対策本部を設置して輸送体制に万全を期するものとする。

2 除雪の標準等

除雪時における除雪標準等は別表3のとおりである。

3 除雪機等

除雪モーターカーの配置箇所

| 車 種 | 配 置 箇 所 |
|----------------|---------|
| ロータリーモーターカー 1号 | 宮 津 駅 |
| ロータリーモーターカー 2号 | 野 田 川 駅 |
| ロータリーモーターカー 3号 | 久 美 浜 駅 |

(別表2)

| 雨量計 設置停車場等 | 運転規制区間 | 延長 | 運転規制の基準 | | | | | |
|---------------|------------|-----------|-----------|------------|---------------|-----------|------------|---------------|
| | | | 徐行運転 | | | 運転中止 | | |
| | | | 時 | 連 | 連+時 | 時 | 連 | 連+時 |
| 四所 | 西舞鶴・東雲 | 9 K 050m | (ミ) 35 | (ミ) 200 | (ミ) 100+10 | (ミ) 45 | (ミ) 325 | (ミ) 150+15 |
| 丹後由良 | 東雲・栗田 | 11 K 290m | 25 | 150 | 50+10 | 35 | 300 | 100+15 |
| 宮津 | 栗田・天橋立 | 8 K 920m | 25 | 150 | 50+10 | 35 | 300 | 100+15 |
| 野田川 | 天橋立・丹後大宮 | 13 K 630m | 35 | 200 | 100+10 | 45 | 325 | 150+15 |
| 峰山 | 丹後大宮・網野 | 12 K 770m | 40 | 250 | 100+15 | 50 | 325 | 150+20 |
| 木津温泉 | 網野・丹後神野 | 10 K 980m | 25 | 150 | 50+10 | 35 | 325 | 100+15 |
| 久美浜 | 丹後神野・但馬三江 | 14 K 130m | 25 | 150 | 50+10 | 35 | 300 | 100+15 |
| 豊岡 | 但馬三江・豊岡 | 3 K 231m | 40 | 250 | 100+15 | 50 | 350 | 150+20 |
| 辛皮 | 宮津・大江山口内宮 | 12 K 800m | 30 | 200 | 100 + 1 | 40 | 300 | 150 + 15 |
| 福知山運転支区 | 大江山口内宮・福知山 | 17 K 600m | 30 | 200 | 100+10 | 40 | 300 | 150+15 |

- (注) 1. 徐行運転は、1時間30km以下の速度で運転。
2. 規制区間の境界は、停車場の中心とする。
3. 「連」は、連続雨量を示す。
連続雨量とは、降り始めてから降りやみまでの降雨量(12時間内の中断は中断とみなさない。)をいう。
4. 「時」は、時雨量を示す。
時雨量とは、1時間以内の降雨量をいう。
5. 「連+時」とは、一定の連続降雨量以上の連続降雨があった後、さらに一定の時雨量が加わった場合の基準をいう。

(別表3)

段階別除雪の標準等

| 段階 | 気象状況 | 分岐器 | 排雪モーター等の運転 | 旅客連絡の除雪 | ホーム・駅広場等の除雪 | 備考 |
|-----|-------------------------|--|--|---|-------------------------|---------------|
| 第1次 | 降雪が予想される時 気温 0 以下 | 電気融雪器投入 カンテラ使用 | | | | 積雪量 10cmまで |
| 第2次 | 降雪量 10cm～30cm | 必要により除雪要員の派遣 必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 | 線区別に試運転列車を運転する。 (初列車対策) (倒竹木対策) 必要により排雪モーターを運転する。 | 必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 〔但し、列車接近放送設備のある駅は社員立会を省略できる。〕 | 必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請 | |
| 第3次 | 降雪量 30cm～60cm | 除雪要員の派遣 必要により社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 | 排雪モーターを運転する。 状況により営業列車の一部を運休する。 | | 必要により除雪協力員による除雪及び地元協力要請 | |
| 第4次 | 降雪量 60cm以上 | 社員立会で除雪協力員又は請負業者による除雪 | 排雪モーターの運転 状況により営業列車の一部を運休する。 通勤・通学の確保 | | 同上 | |

第6節 近畿日本鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所への警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第7節 京阪電気鉄道株式会社の計画

災害警備体制の確立

- 1 気象観測機器、地震計の整備
- 2 災害時の連絡体制、配備体制の確立
- 3 各施設の警備計画、要注意箇所への警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- 5 防災訓練の実施

第8節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 水害対策

- 1 水害対策の基本方針

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。
- 2 水害対策に係る諸設備の整備計画

日常、各部所係員による列車添乗・徒歩巡回を実施し、設備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。
- 3 水害（降雨、河川等の水位等）による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制

暴風雨の状況により、防災体制要綱（暴風雨）に基づき、関係部所と連絡をとり、非常呼び出しによる応援人員の確保と巡回強化による点検を実施するとともに、被害発生が予想される時、また、被害発生時には速やかに速度規制、運転中止等の安全対策を講じる。

 - (1) 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
 - (2) 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第2 強風対策

- 1 強風対策の基本方針...水害対策に同じ
- 2 強風対策に係る諸施設の整備計画...水害対策に同じ
- 3 強風による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制...水害対策に同じ

第3 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針...水害対策に同じ
- 2 土砂災害対策に係る諸施設の整備計画...水害対策に同じ

第4 雪害対策

- 1 雪害対策の基本方針
気象情報等の収集及び着雪状況の監視に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講ずる。
- 2 雪害対策に係る諸施設の整備計画...水害対策に同じ
- 3 雪害による運転規制及び情報収集・連絡等の警戒体制...水害対策に同じ

第9節 京福電気鉄道株式会社の計画

風水害及び降雪対策

災害時及び災害のおそれのある場合における車両の運転は、その状況に応じ、社内規程（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、車両の一時運転中止を行う等の処置をとる等、安全の確保を図る。

第10節 叡山電鉄株式会社の計画

災害警備体制の整備

- 1 気象情報の周知徹底
- 2 災害時の緊急連絡・報告経路等の確認
- 3 運転規制の周知徹底
- 4 災害応急対策用資機材の整備
- 5 防災訓練の実施

第11節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

- 1 土砂災害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 集中豪雨等による土砂災害予想時の点検
- 4 土砂災害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第2 水害対策

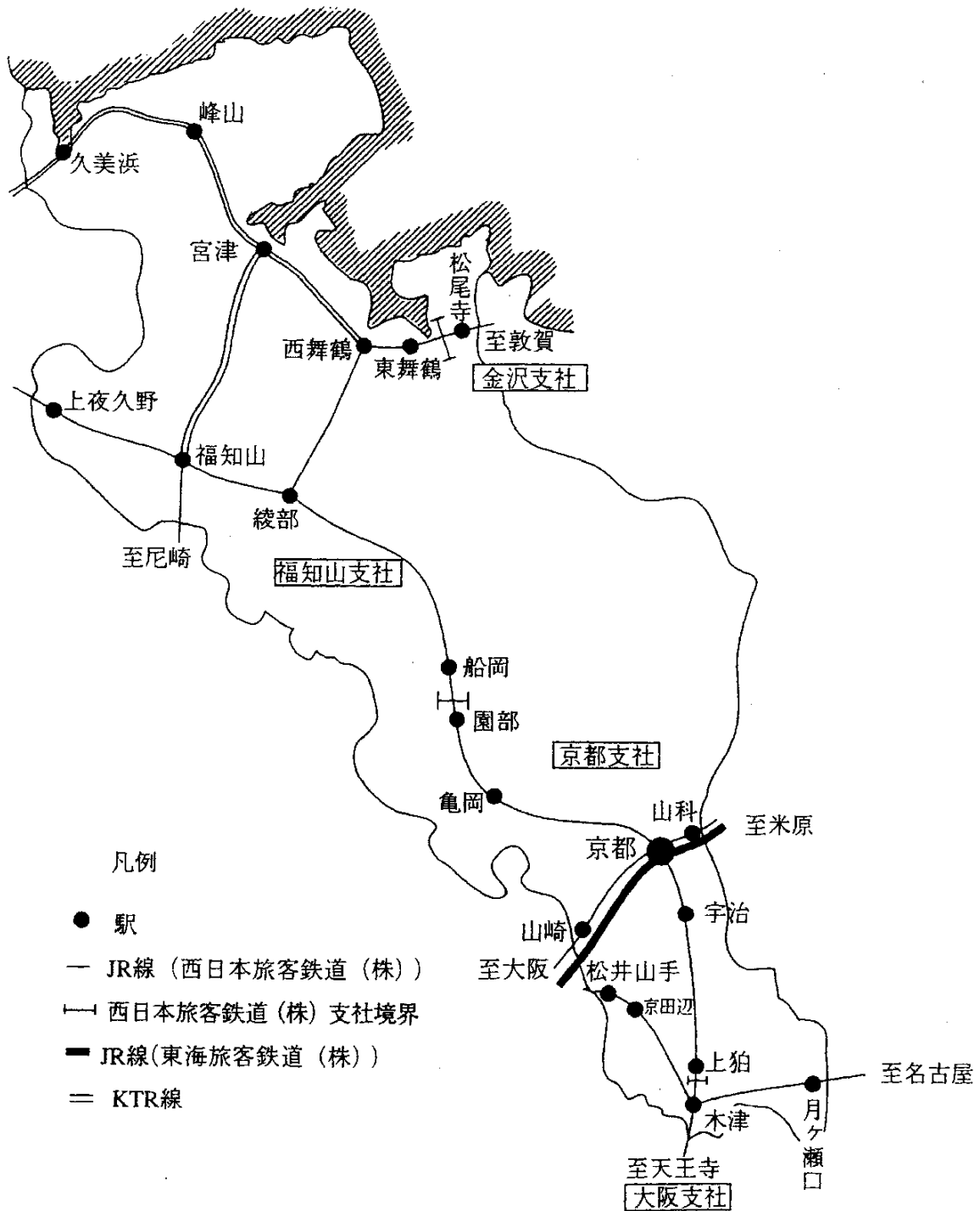
- 1 水害対策の基本方針
- 2 諸設備の点検、整備、保守計画
- 3 水害発生時の運転取扱い要領及び復旧体制要領

第3 強風対策

- 1 強風対策の基本方針
- 2 強風時の運転取扱い要領及び点検要領

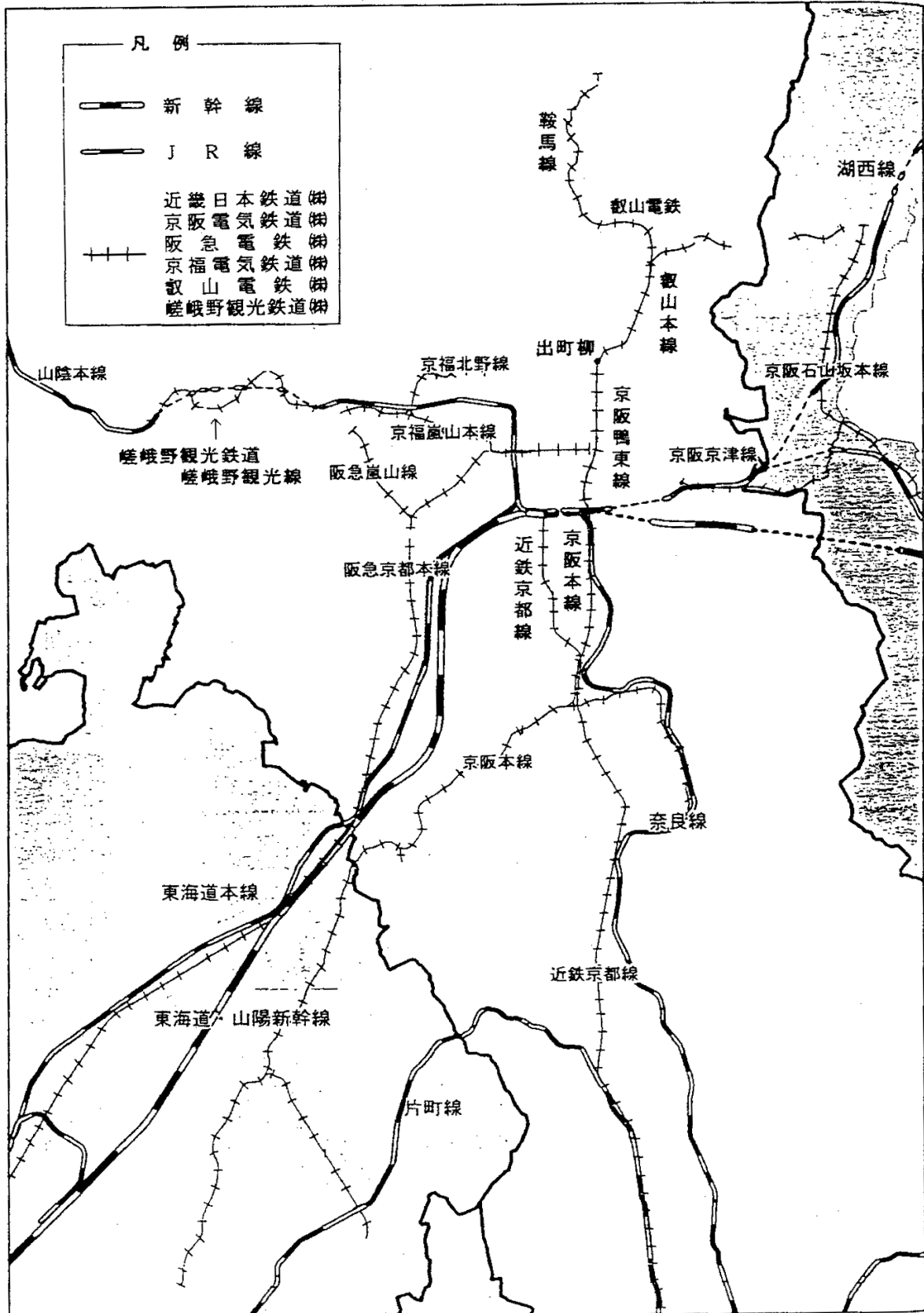
別図 1

鉄道略図



別図 2

鉄道略図



別図3 京都市営地下鉄路線図



第 17 章 通信放送施設防災計画

西日本電信電話株式会社
 KDDI株式会社（関西総支社）
 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社
 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 日本放送協会 京都放送局
 株式会社 京都放送

第 1 節 通信施設防災計画

第 1 計画の方針

電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による障害が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

第 2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って、万全を期している。

- (1) 大雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (2) 暴風、大雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。
- (4) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の伝送路について、有線及び無線による 2 ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期すものとする。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため孤立防止無線回線の整備充実を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実（資料編 2 - 1 参照）
- (2) 移動無線網の拡充整備

ア 小型無線電話機の増備

イ 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル 171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル 171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。

- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外から利用（登録）を可能とする。

6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンから開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。
- (3) 災害用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

第2節 放送施設防災計画

第1 計画の方針

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため、遅滞なく適切なる処置を講じよう、各設備ごとに予防措置の万全を期するものとする。

第2 計画の内容

平常から次について準備しておく。

- 1 別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく措置
- 2 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- 3 無線中継状態の把握
- 4 移動無線機等の伝ぱん試験
- 5 交通路の調査
- 6 非常持出機器、書類の指定
- 7 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- 8 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- 9 その他必要と認められる事項

第18章 電気ガス施設防災計画

近畿経済産業局
関西電力株式会社
大阪ガス株式会社

第1節 電気施設防災計画

第1 現 状

電気施設の防災については、平常から保安の規定類を始め関係諸規程等に基づき施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施している。

発雷、大雨又は降雪時等により電気施設に被害のおそれがある場合には、気象情報に留意し、電力供給に支障を及ぼさないよう措置する。台風、暴風雨等により災害の発生が予想される場合は、関西電力株式会社京都支店防災計画に基づき非常災害対策本部を設置（舞鶴発電所および宮津エネルギー研究所にあっては火力センターに設置）し、各担当部門ごとに重点的に巡視点検を行い、災害発生を防止するとともに、災害発生時の応急復旧に必要な態勢を整える。

第2 計画の方針

設備の被害を軽減し、安定した供給電力の確保をはかるため、台風、洪水、雷、雪害等別に災害予防の計画をたて実施する。

第3 計画の内容

1 台風、洪水対策

(1) 水力発電設備

本館、屋外設備の防水工事、予備電源、排水装置の点検整備、出水時操作に関する規程類の整備と徹底

(2) 変電設備

洪水又は低地浸水災害予知箇所の本館、屋外設備の防護措置の実施と排水装置の点検整備。風による飛来物防護措置

(3) 送電設備

電線路の基礎付近の点検が要注意箇所の設備強化

(4) 配電設備

風圧による荷重を考慮した支持物の選定

(5) 火力発電設備

本館、付属設備及び防護施設の点検整備

非常用電源の整備

要退避機器の措置

(6) 通信設備

通信ケーブル回線の2ルート化の強化整備

2 雷害対策

(1) 水力発電設備

架空地線及び避雷器の適正配置

(2) 変電設備

同 上

(3) 送電設備

架空送電線の鉄塔に落雷時、電流をスムーズに大地に流すため、接地抵抗の低減措置の実施及び避雷器の取付地中送電線路については、必要に応じて架空地中併用線路の接続点に避雷器を設置

(4) 配電設備

配電線路の必要箇所における避雷器、架空地線等の設置

(5) 通信設備

重要通信回線の電源装置に対する、雷害被災防止施行の維持継続

3 雪害対策

(1) 水力発電設備

積雪特性の把握、地表変化の監視

(2) 変電設備

同上

(3) 送電設備

電線路の重要箇所から重点的に対策を推進

(4) 配電設備

多積雪地区において積雪の荷重を考慮した支持物の選定
電線への着雪量を考慮した難着雪電線等の設置

(5) 通信設備

予備電源の整備を維持継続

4 地震対策

(1) 水力発電設備

ア ダム設計基準による設計

イ 耐震強度等は次のとおりとする。

屋外用変圧器

ブッシング：水平加速度 5 m/s^2 、共振正弦 3 波

変圧器本体：静的水平加速度 5 m/s^2

屋外用機器

水平加速度 3 m/s^2 、共振正弦 3 波

ウ 建物は建築基準法による。

(2) 変電設備

水力発電設備に準ずる。

(3) 送電設備

支持物、基礎地盤の地崩れ等の調査を行い異常箇所があれば設備強化を図る。

地中線については管路及び入孔を耐震設計とする他、応急復旧ケーブルを備付ける。

(4) 配電設備

地震による荷重を考慮した支持物の選定

(5) 通信設備

マイクロ回線用反射板、空中線、鉄塔の巡視点検の維持継続

通信機器に対する倒壊防止対策の維持継続

(6) 火力発電設備

消防法、建築基準法による設計

5 漏電出火対策

樹木接触等による漏電防止

引込巡視、お客さま電気設備定期調査の計画実施、お客さま不良電気設備の改修促進

第2節 ガス施設防災計画

(大阪ガス株式会社)

第1 基本方針

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

第2 予防計画の内容

1 防災体制

保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水の恐れのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ア ガス製造設備

新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じて定期点検を行い補強等必要に応じた対策を講じる。

イ ガス供給設備

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を完了している。

(ウ) 地震発生時の二次災害防止のため、感震遮断機能を有するマイコンメータ及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置を設置している。

(3) その他防災設備

ア 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

(ア) 地震計

(イ) ガス漏れ警報設備

(ウ) 圧力計・流量計

イ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

ウ 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

ア 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

イ 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

ア 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第 19 章 資材器材等整備計画

(各機関)

第 1 節 計画の方針

災害時における応急対策を円滑に実施するために必要な資材器材を平常時から十分検討整備し、各資材器材の機能を有効に発揮できるようにする。

必要物資の確保は、原則として調達によることとし、流通在庫方式で調達が困難なもの及び災害発生当初、緊急に必要なものは備蓄によることとする。

また、関西広域連合の広域の備蓄計画との整合を図り、適宜見直しを行うものとする。(観光客及び帰宅困難者については、第34章観光客保護・帰宅困難者対策計画参照)

第 2 節 応急復旧資材確保計画

第 1 災害対策本部活動に必要な備蓄資材器材

各機関の災害対策本部を設置した場合の活動に必要な資材、器材については、有事に際しその機能を有効適切に発揮できるよう、常時これを点検整備するものとする。

第 2 水防用施設資材器材

水防管理団体は、次により施設及び資材器材を備え付けるように努めるものとする。

京都府は、水防管理団体の水防の援助を行う場合に必要とする資材、器材を自ら備えるものとする。

1 水防倉庫

(1) 水防用資材及び器材を備蓄するもので、担当堤防延長 1 km から 2 km まで 1 箇所とする。

(2) 大きさは 33m² 以上とする。

(3) 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切な場所のないときは堤防内、法肩その他支障のない箇所に設置する。

2 水防用資材器材

(1) 資材中腐敗、損傷の恐れのあるものは、水防に支障ない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

(2) むしろ、かます、俵等は最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を検討しておく。

(3) 資材、器材を減損したときは直ちに補充する。

3 水防倉庫 1 棟当たりの資器材の備蓄、数量の規準は次のとおりである。

資 材

| 品 目 | 数 量 | 品 目 | 数 量 | 品 目 | 数 量 |
|-----------|-------|-------------|------|---------|-------|
| かます・俵 | 600枚 | むしろ | 100枚 | 鉄線(10番) | 100kg |
| 布袋類 | | 釘(15cm) | 12kg | 鉄線(8番) | 100kg |
| なわ | 600kg | 杉丸太 | 150本 | 割木 | 50束 |
| 口ソク | 50本 | 長1.8m末口 6cm | | 予備土玉石 | 若干 |
| 竹(竹杭用を含む) | 50本 | 長1.6m末口 9cm | | 予備砂利 | |

器 材

| 品 目 | 数 量 | 品 目 | 数 量 | 品 目 | 数 量 |
|---------|-----|-------------|-----|---------|-----|
| ス コ ッ プ | 30丁 | か け や | 10丁 | の こ ぎ り | 4丁 |
| か ま | 10丁 | お の、又 は な た | 5丁 | ペ ン チ | 3丁 |
| た こ づ ち | 8丁 | く わ | 10丁 | バ ケ ツ | 1個 |
| ツ ル ハ シ | 2丁 | 金 づ ち | 3丁 | も っ こ | 若 干 |
| 照 明 灯 | 若 干 | に な い 棒 | 若 干 | | |

本表は基準を示すものであるから、状況に応じて変更するも支障ないものとする。

第3 警備用資材器材等

1 警察関係の災害警備用装備資機材

(1) 巡回による点検整備

5月から8月の間に本部主管課係員を本部、機動隊及び各警察署に計画的に派遣して、災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。

(2) 随時点検整備

9月から3月の間に本部主管課係員を本部、機動隊及び各警察署に随時巡回させ、災害警備用装備資機材の点検整備を実施する。

(3) 自主点検整備

毎月1回、本部、機動隊及び各警察署において災害警備用装備資機材の自主点検を実施する。

2 海上警備救難関係の資材、器材

(1) 毎年定例的に保安部署、巡視船艇の点検を実施し、巡視船艇及び各種施設器材の性能改善及び強化を図る。

(2) 常時点検

各保安部署、船艇において次の設備資材等を常時整備する。

ア ゴム浮舟、膨張式救命筏等の救命器材

イ ガソリンポンプ、各種化学消火剤等の消火器材

ウ ファクシミリ等の気象器材

エ 音響測深儀、検流器等の観測測量器材

オ オイルフェンス、油処理剤等の流出油処理器材

カ 専用有線、無線施設、携帯用無線機材等の施設器材

第4 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材及び薬材

毎月5月1日から5月31日までの間において、次の資材等を点検整備するものとする。

自動車、救護班装具及び診療録等法定諸用紙、ろ水機、給水車、消毒器、残留塩素測定器、防疫用薬品及び防疫用給水に必要な装具、医扱、医療機器、医薬品（希少ワクチン類を含む。）衛生材料、輸送用器材及び資材並びに輸送に必要な用具

第5 災害救助用備蓄被服、寝具、その他日用必需品

京都市及び府内に分散備蓄する被服、寝具、その他日用必需品については、毎年6月中に点検整備を行う。

第6 農林関係災害応急対策に必要な備蓄資材、器材

毎年5月1日から5月31日までの間に資材、器材を管理している機関が分散清掃調整する。

第3節 食料及び生活必需品の確保計画

第1 物資の備蓄

- 1 府及び市町村は、府民に対し3日分の食料や日用品等の非常持出品の備蓄に努めるよう広報啓発する。
- 2 府及び市町村は、備蓄倉庫を設け、災害発生当初緊急に必要な乾パン等の応急食料や被服、寝具等の生活必需品を備蓄する。また、要配慮者が必要とするこれらのものを備蓄する。
 - (1) 府の備蓄は、次の5箇所の倉庫での備蓄の他、分散備蓄に配慮することとし、物資の品目及び数量は別に定める。
 - 京都倉庫 : 京都市上京区中立売通小川東入三丁町
 - 田辺倉庫 : 京田辺市興戸
 - 亀岡倉庫 : 亀岡市荒塚町 府亀岡総合庁舎内
 - 福知山倉庫 : 福知山市字篠尾 府福知山総合庁舎内
 - 宮津倉庫 : 宮津市字吉原 府宮津総合庁舎内
 - (2) 市町村は、避難所に必要な物資を提供できるよう、避難所の数や位置を考慮して物資の分散備蓄に努める。
- 3 府及び市町村は、広域的な関西広域連合の備蓄計画の議論も踏まえ、府・市町村の役割分担、備蓄内容等の連携体制を検討する。

第2 米穀等食料の確保

- 1 市町村は、卸売業者(支店等)及び府広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他の応急対策用食料品の確保に努める。
- 2 府は、食料品の調達、あつ旋を行うものとし、大規模物資保有業者との「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」(平成9年4月以降順次締結)など物資保有業者との調達に関する協定等に基づき、要請のあった場合にはただちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産部から農林水産省に食品の調達を要請するものとする。

なお、その他応急対策用食料品の要請、調達、あつ旋等の連絡系統を「食料品の調達等系統」に示す。
- 3 府は市町村からの要請を通じて「農林水産省防災業務計画」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)に基づき、近畿農政局と連携し、米穀販売事業者の所有する手持ち精米及び政府所有米穀により米穀を確保する。米穀の調達ルートを「食料品の調達系統」に示す。
- 4 災害の発生が予想される場合には、市町村は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

なお、府内の米穀販売事業者(卸売の業務を営む者)及び炊飯センターは別表のとおりである。

第3 物資の調達体制の整備

- 1 府は、別に作成する調達先一覧表により、生活必需品の調達、あつ旋を行うものとし、物資保有業者の協力を得て、要請のあった場合には直ちに調達あるいはあつ旋のできる体制を確立する。

なお、災害時における物資の要請、調達、斡旋等の連絡系統を「生活必需物品の調達系統」に示す。

- 2 府は、関係機関の協力を得て、定期的に生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査を実施する。
- 3 市町村は、当該市町村及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量を把握するとともに、調達に関する協定を締結するなど緊急時に円滑に調達のできる体制を確立する。

第4 物資集配地の整備

府及び市町村は、それぞれ救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等のために、集配予定地をあらかじめ定める。

- 1 府は、災害の規模が甚大で、市町村が定める集配予定地のみによっては対応困難な場合の対応あるいは他府県からの物資の円滑な受入れを行うため、広域的観点から集配予定地を定める。
- 2 市町村は、物資の備蓄場所、避難場所の位置並びに府及び近隣市町村等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定める。

第5 市町村地域防災計画で定める事項

1 食料供給計画

- (1) 食料の備蓄
- (2) 当該市町村内の販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地
- (5) 炊出し、その他による食品の給食計画等（「自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統」参照）

2 生活必需品供給計画

- (1) 生活必需品の備蓄
- (2) 地元販売業者の手持状況の把握
- (3) 調達・連絡体制
- (4) 物資の集配予定地
- (5) 配分計画・支給要領等

別表

米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）

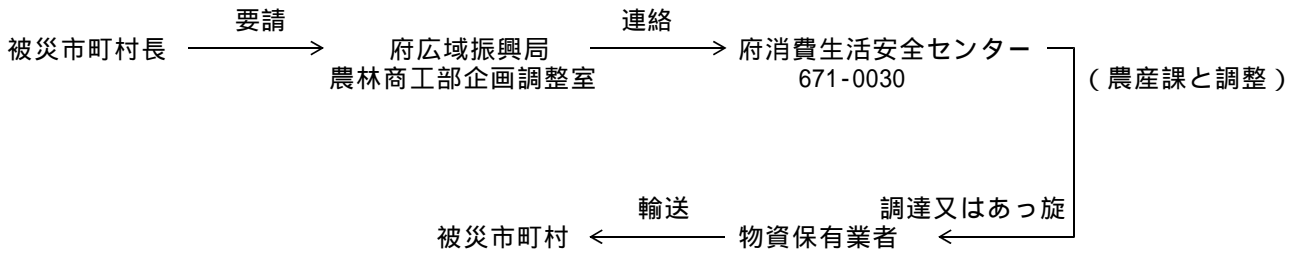
| 名 称 | 住 所（電話番号） |
|--------|--------------------------------|
| 株式会社京山 | 京都市伏見区京町1丁目245番地 (075)611-0201 |

炊 飯 セ ン タ ー

| 給食工場名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------|--------------------|---------------|
| 株式会社煌（きらめき） | 京都府長岡京市神足芦原5番地 | (075)953-0017 |
| 三彩食品 | 京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町25-3 | (075)672-5745 |

食料品の調達等系統

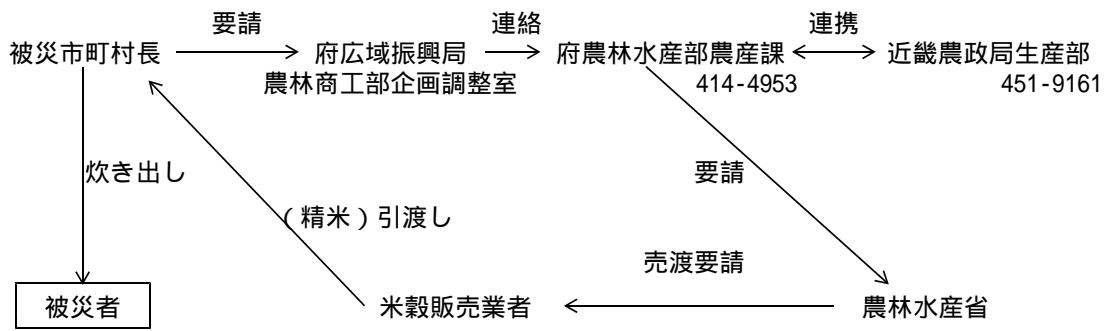
(1) 応急対策用食料品の調達又はあっ旋ルート



- 注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

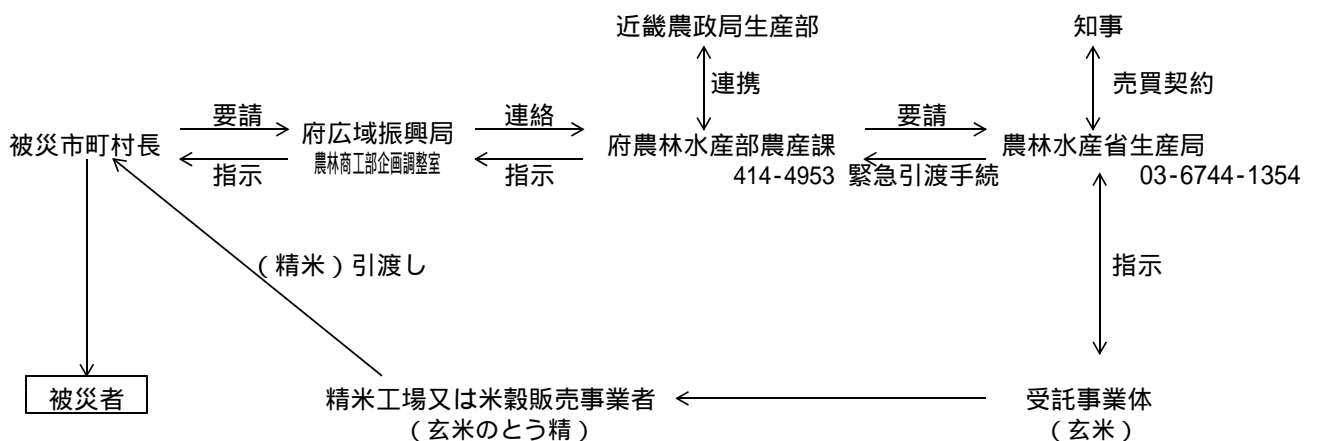
(2) 米穀の緊急引渡ルート

(a) 販売事業者からの調達



(b) 政府所有米穀の調達

国は玄米のとう精指示等を行わない。また、引渡場所については調整により決定。図では対応が最も想定される精米工場又は米穀販売業者での引渡しを示した。



- 注 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請する場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

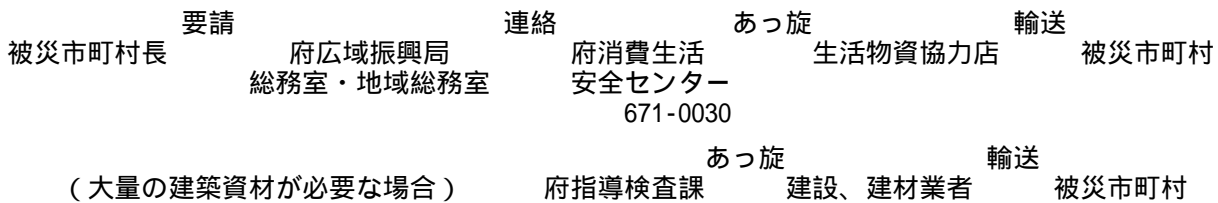
生活必需物品の調達系統

(1) 災害救助法により府が調達及び給貸与する場合



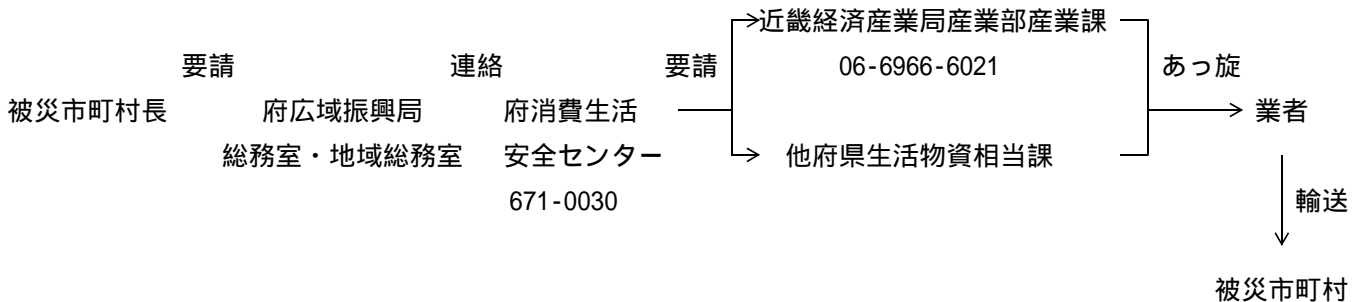
- 注1 京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町が応援要請をする場合は、直接災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
 協定業者とは、「災害時における応急対策物資供給等に関する協定」締結業者及び「災害時における生活必需品及び応急復旧資材の調達先一覧表」に記載の業者とする。なお、災害対策本部からの要請は、消費生活安全センターで受け、消費生活安全センターと入札課は調整しながら物資調達に当たるものとする。

(2) 被災市町村から府に物資あっ旋を要請する場合



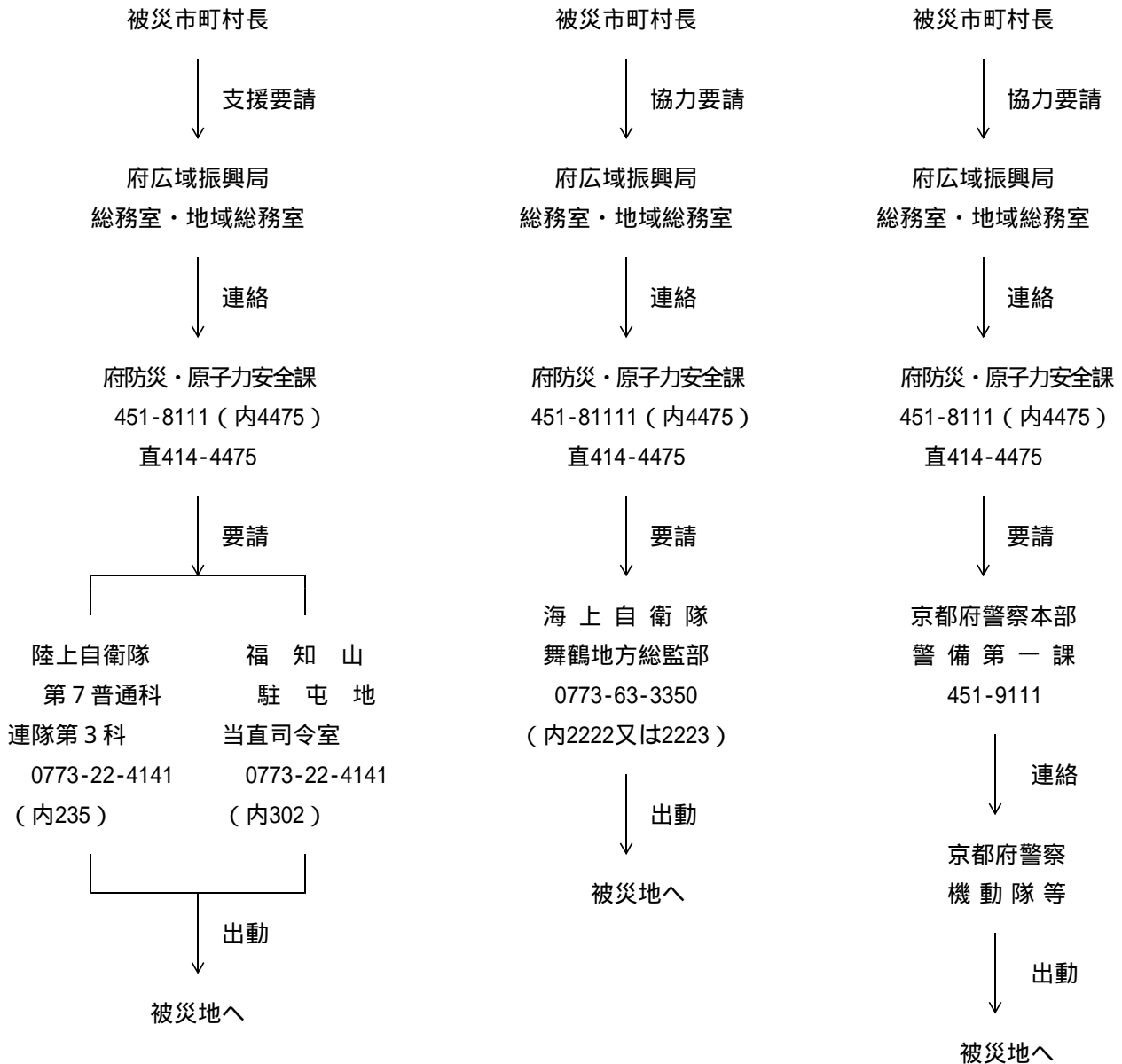
- 注1 京都市が応援要請をする場合は、直接災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

(3) 国又は他府県に物資あっ旋を要請する場合



- 注1 京都市が応援要請をする場合は、直接災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

自衛隊、警察等の支援又は協力による炊出し連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
 注2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第20章 防災知識普及計画（各機関）

第1節 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育訓練等を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互に緊密な連携を保ち単独又は共同して、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う府民運動を展開し、地域防災力の向上に取り組んでいけるよう計画するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 計画の内容

災害による被害を軽減するためには府、市町村及び防災関係機関はもとより、個人や家庭（自助）の取組を促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する人材を育成する。

また、防災知識の普及、意識の高揚に当たっては、より広い層への拡大に努めるとともに、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

第1 職員に対する防災研修

- 1 各機関の職員研修所等を利用し、機会を得て防災に対する職員の教育を実施するものとする。教育は幹部職員、一般職員等に分けて行う。
- 2 京都府地域防災計画が適確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

第2 防災リーダーの養成

- 1 地域、企業、団体等（共助）における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施するものとする。
- 2 大学と連携し、学術的知見から実効性のある被害軽減策を構築できる人材の育成を図る。

第3 一般住民に対する啓発

1 講習会等による普及

各関係機関は、単独又は他機関と共同して、次に掲げる催しを行い、啓発に努める。

- (1) 講習会
- (2) 説明会
- (3) 座談会
- (4) 研究会
- (5) 施設見学会
- (6) 展覧会

2 各種メディアによる普及

各機関は、ハザードマップ、広報紙、広報番組及びポスター、ビデオの他、ホームページ等各種メディア等を積極的に活用し、機会あるごとに防災に関する知識の普及啓発に努める。

- (1) 映画等による普及

気象、防火及び災害時の救助活動等の映画を活用し、巡回あるいは講習会等で普及する。

(2) 報道機関による普及

防災に関する催し、関係機関が発表する防災関係資料については、新聞、放送機関に報道を依頼して一般に普及広報を行うよう努める。

3 記念事業による普及

防災の日（防災週間） 防災とボランティアの日（防災とボランティアの週間） 火災予防運動、水防月間、土砂災害防止月間、海難防止月間等各種防災強調運動を機として防災の知識普及に努める。

4 社会教育等を通じた普及

(1) 社会教育施設における学級・講座等を通じた普及

(2) P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じた普及

(3) その他の関係団体の諸活動を通じた普及

5 普及の内容

(1) 災害に関する一般的知識

(2) 日常普段の減災に向けた取組

ア 住宅、家屋の整理点検

イ 火災の防止

ウ 非常食料、非常持出品の準備

エ 避難地、避難場所、避難路等の確認

オ 災害危険箇所の把握

カ 応急救護

キ 物資の備蓄、耐震補強等安全への投資

(3) 災害発生時における的確な行動

ア 場所別、状況別

イ 出火防止及び初期消火

ウ 避難の心得

エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保

オ 帰宅困難者支援ステーションの活用

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

6 バリアフリー化

視聴覚障害者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第3節 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

第1 児童生徒等に対する教育

災害時及び災害予防活動時における児童生徒等の安全の確保及び防災対応能力育成のため、教科、道徳、学

級活動、ホームルーム活動、学校行事等の教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともにボランティア精神を培うための教育を推進する。

第2 教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の養育及び応急処置等の技能の向上を図る。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、あらゆる機会をとらえて職員、住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に防災知識の普及に努めるものとし、次の事項を定めておくものとする。

第1 職員に対する防災研修

各種災害対策資材による研修と地域防災計画の周知の徹底

第2 住民（個人、家庭、地域、企業、団体）等に対する啓発

- 1 市町村地域防災計画の周知徹底
- 2 ハザードマップ（防災マップ）を利活用した防災知識の啓発
- 3 過去に発生した災害の紹介
- 4 平常時の減災に向けた取組
- 5 災害時における的確な行動

第 2 1 章 防災訓練・調査計画

(各 機 関)

第 1 節 防災訓練計画

第 1 計画の方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、府民、自主防災組織、民間企業及びボランティアの防災に対する関心を高める。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第 2 計画の内容

1 総合防災訓練

防災関係機関が協議して、おおむね次により原則として毎年 1 回実施する。

(1) 訓練の時期

防災週間、又は災害の発生が予想される時期前

(2) 訓練の場所

訓練効果のある適当な場所又は地域

(3) 訓練の方法

ア 現実に即した可能な範囲で実施するものとし、参加各機関の消防、水防、救助、救護動員、通信連絡等の訓練を総合して実施する。

イ 訓練の円滑化を図るため、参加各機関で構成する訓練推進本部を設けるとともに気象、雨量状況等を設定する。

ウ 訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

エ 災害対策基本法第 48 条第 2 項の規定により、府公安委員会は、訓練の効果的な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

オ その他細部については協議のうえ決定する。

2 近畿府県合同防災訓練

近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定第 9 条の規定により、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

3 地方別訓練

府の地域を数地区に分け地域の災害の状況を想定し、それぞれ消防、水防、救助、動員通信連絡等の訓練を随時実施するものとする。

4 図上訓練

各地域の実情に合致した水防、救助等災害対策の活動について関係機関が協議し、必要に応じて各地域ごとに図上訓練を実施するものとする。

5 各機関別訓練

防災関係機関は、それぞれの所掌事務に応じ、主として職員の防災事務の習熟のための訓練を計画し、少なくとも年 1 回これを実施するものとする。

6 訓練終了後の事後評価等

訓練終了後は、参加各機関の事後評価及びそれに基づく体制の改善のための会議を招集する。

第3 複合災害を想定した訓練

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合を想定した訓練を実施する。

第2節 防災調査計画

第1 計画の方針

京都府の地域における河川、ため池、山くずれ、高潮並びに宅地造成地及び高層建築物などで災害発生時に危険が予想される箇所の事前調査等を行い、防災体制の整備強化を図る。

第2 計画の内容

1 防災パトロール

市町村長が実施責任者となり、市町村並びに府の防災担当責任者及び警察、自衛隊等の災害対策関係者が共同して、災害時に危険が予想される箇所を調査して、それぞれ問題を想定してはその対策を検討し、必要な指示、指導を行うものとする。

実施計画は、各市町村が行い、関係機関の協力を求める。

なお、実施方法は、「防災パトロール実施要領」によるものとする。

2 被害想定規模の調査

風水害等被害要因を検討し、被害を想定して、これらに対する予防、応急及び復旧の諸対策の意見をまとめ関係機関に周知する。

調査研究の実施計画は京都府の機関が行い、関係機関及び学識経験者の協力を求める。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域防災計画及びハザードマップ（防災マップ）を災害時に活用できるように、府その他関係機関と協議して訓練実施要領を定めるものとする。

特に実施訓練には、極力住民が多数参加するように配慮し、実施時期は府及び関係機関が行う訓練に合致することがより効果的である。

第2章 自主防災組織整備計画（府民生活部）

第1節 計画の方針

市町村における住民等の隣保共同の精神に基づく防災組織の整備充実は、防災意識の高揚及び災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであるので、これの育成強化について必要な事項を定める。（災害対策基本法第5条第2項、第7条）

なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災関係機関との連携に努めるものとする。

第1 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、防災関係機関と協力し、次の事項を実施する。

平常時には、防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整備点検等の活動を実施する。

災害発生時には、災害情報の収集、住民への迅速な情報伝達及び安否の確認、出火防止と初期消火、避難誘導、避難所開設・運営、被災住民の救出・救護、給食・給水等の活動を実施する。

第2 住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的かつ計画的な広報を行い、防災に関する意識の高揚を図り、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、十分な理解と協力を求め、これら組織の整備拡充を図るものとする。

京都府は、組織の整備拡充を図る市町村を支援し、府域の全域で組織化が図られるよう努めるとともに、日常の組織活動についても充実化が図られるよう市町村と連携し、支援に努めるものとする。

第3 事業所等における自主防災体制の整備

事業所等は、災害時に果たすことができる役割（従業員及び顧客の安全、事業継続の維持、地域住民との連携）を十分に認識し、各事業所等において防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時行動マニュアルの作成、事業継続計画の策定などの防災活動の推進に努めるものとする。

そのため京都府は、総合防災訓練への参加の呼びかけや啓発事業の実施、情報提供等を行うものとする。

第2節 地域における取組

第1 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、自主防災組織の地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等について明らかにする。

第2 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

第3 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適切な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- 1 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- 2 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

第4 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村において自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。

第5 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織が継続的に活動に取り組むため、規約及び防災計画を定めるよう努めるものとする。

1 規約

(1) 役員

- ア 防災責任者及びその任務
- イ 班長及びその任務

(2) 会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

2 防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

- (1) 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- (2) 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- (3) 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画をたてて、かつ市町村が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (4) 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。
- (5) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。
- (6) 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。
- (7) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- (8) その他自主的な防災に関すること。

第3節 事業所等における取組

大地震が発生した場合、中高層建築物、地下街、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物等を製造保管する施設、多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害発生が予想されるのでこれらの被害の防止と軽減を図るため、施設の管理者は、自衛消防組織等を編成し、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を作成するとともに、防災訓練を定期的に行う。

第1 対象施設

- 1 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、学校、旅館、病院等多数の者が利用又は出入りする施設
- 2 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- 3 多人数が従事する工場、事務所等で、自主的に防災組織を設け災害防止にあたることが効果的であると認められる施設
- 4 複合用途施設
利用（入居）事業所が共同である施設
- 5 自衛消防組織等の取組が事業者や地域の防災に貢献するものと考えられる施設

第2 組織活動要領

- 1 対象施設を管理する権原を有する者は、事業所の規模、形態により、自衛消防組織等を置き、消防計画等を作成する。

(1) 役員

- ア 統括管理者及びその任務
- イ 班長及びその任務

(2) 会議

- ア 総会
- イ 役員会
- ウ 班長会等

2 消防計画等

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ消防計画、災害時行動マニュアル等を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

なお、既に消防計画が作成されている事業所においては、同計画と災害時行動マニュアル等との整合を図るものとする。

- (1) 事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- (2) 自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等について、あらかじめ計画をたて、かつ市町村、消防機関等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- (3) 消防機関、本部、各事業所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等を行うこと。
- (4) 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (5) 負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常持出し等に関すること。
- (7) 地域住民との協力に関すること。
- (8) その他防災に関すること。

第3 事業継続計画

企業は、被災しても重要事業を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させ、中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るため、「事業継続計画」を策定・運用し、継続的に改善するよう努めるとともに防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

なお、「事業継続計画」の策定にあたっては、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献、地域との共生

に配慮する。

さらに、京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

第23章 社会福祉施設防災計画

(府健康福祉部)

第1節 現 状

府内の社会福祉施設は非常災害時において入所者の安全を確保するため、非常災害対策計画を策定し、防火管理者を設け、各所轄消防署の指導のもとに防火管理及び施設入所者の火災等予防指導にあたり、消防計画を策定し所轄消防署に届け出を行っている。

第2節 予 防 対 策

- 第1 老朽程度が著しい社会福祉施設については、建築物の耐震・耐火性能が向上するよう施設の整備を行うものとする。
- 第2 消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図るものとする。
- 第3 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防災管理体制の整備に努めるものとする。
- 第4 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努めるものとする。

第3節 補助金及び融資

第1 補 助 金

社会福祉施設等施設整備費補助金

第2 融 資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第24章 交通対策及び輸送計画

第1節 交通規制対策

第1 災害時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路候補路線の指定

災害が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路候補路線」という。）を「緊急交通路候補路線一覧表」に示す。

第3 緊急交通路候補路線の整備

1 警察本部の対策

緊急交通路候補路線について、平素から自動起動型信号機電源付加装置、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

災害時において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両

第1 確認を行う車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または、指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- 3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

第2 緊急通行車両の事前届出制度

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して、確認手続きの省力化・効率化を図るため、第1に規定する車両を対象にした事前届出制度を導入し、その事務手続等については、警察本部において定める。

- 1 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- 2 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

緊急交通路候補路線一覧表

| 区分 | 道路名 | 区 間 |
|-----------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 有料道路 (高速道路) (自動車専用道路) | 舞鶴若狭自動車道 | 兵 庫 県 境 ~ 福 井 県 境 |
| | 綾部宮津道路 | 宮津天橋立 I C ~ 綾部 J C T |
| | 丹波綾部道路 | 京丹波わち I C ~ 綾部 J C T |
| | 京都丹波道路 | 沓 掛 I C ~ 丹 波 I C |
| | 名神高速道路 | 滋 賀 県 境 ~ 大 阪 府 境 |
| | 京滋バイパス | 滋 賀 県 境 ~ 大 山 崎 J C T |
| | 第二京阪道路 | 巨 棕 池 I C ~ 大 阪 府 境 |
| | 京奈和自動車道 | 城 陽 I C ~ 木 津 I C |
| 一般国道 | 国 道 1 号 | 滋 賀 県 境 ~ 大 阪 府 境 |
| | 国 道 9 号 | 兵 庫 県 境 ~ 五 条 通 烏 丸 |
| | 国 道 2 4 号 | 河 原 町 通 九 条 ~ 奈 良 県 境 |
| | 国 道 2 7 号 | 福 井 県 境 ~ 国 道 9 号 |
| | 国 道 1 6 2 号 | 福 井 県 境 ~ 丸 太 町 通 |
| | 国 道 1 6 3 号 | 三 重 県 境 ~ 奈 良 県 境 |
| | 国 道 1 7 1 号 | 大 阪 府 境 ~ 京 阪 国 道 口 |
| | 国 道 1 7 3 号 | 兵 庫 県 境 ~ 国 道 2 7 号 |
| | 国 道 1 7 5 号 | 兵 庫 県 境 ~ 国 道 2 7 号 |
| | 国 道 1 7 6 号 | 国 道 1 7 5 号 ~ 国 道 1 7 8 号 線 |
| | 国 道 1 7 8 号 | 兵 庫 県 境 ~ 国 道 3 1 2 号 |
| | | 国 道 1 7 5 号 ~ 国 道 1 7 6 号 線 |
| | 国 道 3 0 7 号 | 滋 賀 県 境 ~ 大 阪 府 境 |
| | 国 道 3 1 2 号 | 国 道 1 7 8 号 ~ 国 道 1 7 6 号 |
| | 国 道 3 6 7 号 | 滋 賀 県 境 ~ 白 川 跨 線 橋 北 詰 |
| | 国 道 3 7 2 号 | 兵 庫 県 境 ~ 国 道 9 号 |
| | 国 道 4 2 3 号 | 大 阪 府 境 ~ 国 道 9 号 |
| | 京都市道 | 白 川 通 |
| 東 大 路 通 | | 五 条 通 ~ 九 条 通 |
| 川 端 通 | | 北 大 路 通 ~ 五 条 通 |
| 堀 川 通 | | 北 大 路 通 ~ 五 条 通 |
| 西 大 路 通 | | 北 大 路 通 ~ 九 条 通 |
| 北 大 路 通 | | 白 川 通 ~ 西 大 路 通 |
| 丸 太 町 通 | | 川 端 通 ~ 国 道 1 6 2 号 |
| 九 条 通 | | 東 大 路 通 ~ 国 道 1 号 |
| 外 環 状 線 | | 国 道 1 号 (東 野 交 差 点) ~ 府 道 京 都 守 口 線 |
| 油小路通・洛南道路 | | 九 条 通 ~ 巨 棕 池 I C |

緊急交通路候補路線図



第 2 5 章 医療助産計画

第 1 節 計画の方針

災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、必要な体制の整備について定める。

第 2 節 計画の内容

第 1 医療救護活動のマニュアルの作成等

- 1 府は、迅速に救護班を編成・派遣するとともに関係医療施設との連携のもと、被災状況に応じた医療活動を実施するため、医療・救護に関するマニュアルを作成する。
- 2 府は、関係機関の協力のもと、トリアージ・タッグの統一を図る。

第 2 災害時に拠点となる医療施設

府は、災害時の患者受け入れ機能、医薬品等の資器材の備蓄機能を備えた災害時に拠点となる医療施設を確保する。

第 3 基幹災害医療センター及び地域災害医療センター

1 基幹災害医療センター

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び地域災害医療センターとの連携のもとに、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に確保するため、日本赤十字社京都府支部の協力を得て、京都第一赤十字病院に基幹災害医療センターを設置する。
- (2) 基幹災害医療センターは、医薬品等資器材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重症患者の受け入れを行う。

2 地域災害医療センター

- (1) 災害時に拠点となる医療施設及び基幹災害医療センターとの連携のもとに、2次医療圏に1か所以上の地域災害医療センターを設置する。
- (2) 地域災害医療センターは、医薬品等資器材の備蓄を行い、基幹災害医療センターにおける研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷患者の受け入れを行う。

(資料)

| | 2次医療圏名 | 病院名 | 電話番号 | 衛星通信防災情報システム電話番号 | 緊急災害医療チーム |
|------------|----------|--------------|--------------|------------------|-----------|
| 基幹災害医療センター | | 京都第一赤十字病院 | 075-561-1121 | 7(8)-767-8109 | |
| 地域災害医療センター | 丹後医療圏 | 京都府立与謝の海病院 | 0772-46-3371 | 8-857-8109 | |
| | 中丹医療圏 | 市立福知山市民病院 | 0773-22-2101 | 8-838-8101 | |
| | 南丹医療圏 | 公立南丹病院 | 0771-42-2510 | 8-819-8101 | |
| | 京都・乙訓医療圏 | 京都市立病院 | 075-311-5311 | 8-730-8101 | |
| | | 済生会京都府病院 | 075-955-0111 | 8-746-8108 | |
| 山城南医療圏 | 公立山城病院 | 0774-72-0235 | 8-782-8101 | | |

第4 緊急災害医療チーム

- 1 府は、災害拠点病院等の中から、災害時に緊急災害医療チームを派遣するよう指示する医療機関をあらかじめ定めておく。
- 2 緊急災害医療チームは、災害・事故等の急性期(発生後概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急医療を行う。そのため、派遣元となる医療機関は日ごろから災害時等に備え、チームの編成及び訓練の実施に努める。

第5 医薬品等の資器材の備蓄及び供給システムの整備

府は、救護班が携帯する医薬品等の資器材を、基幹災害医療センター等において備蓄するとともに、委託協定を締結するなどにより、関係団体の協力を得て、その確保に努める。

第6 災害時における情報ネットワークの構築

関係機関は、災害に関する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速・的確な救急・救護・医療活動を行うため、次のような情報ネットワークの構築に努める。

- 1 京都府救急医療情報システムの災害対応機能の強化
- 2 消防無線や防災無線の多重化

第7 災害時搬送システムの確立

関係機関は、災害時の患者、医薬品等の資器材、医療救護班等の搬送を確保するため、次のとおり整備に努める。

- 1 地上搬送手段の確保とともにヘリコプターを活用した搬送体制の整備
- 2 基幹災害医療センターのヘリポートの整備

第8 地域レベルでの災害対策の強化

関係機関は、地域レベルでの災害対策を強化するため、次のとおり整備に努める。

- 1 病院の耐震機能の強化
- 2 自主訓練等のガイドラインとなる病院の災害時行動マニュアル等の作成

第9 府民に対する災害時初期対応の普及・啓発

府及び市町村は、広く府民を対象とする救急活動の普及・啓発のより一層の強化に努める。

第10 広域的応援体制の整備

府及び市町村は、効率的な救急・救護・医療活動を行うため、次のとおり広域的応援体制を整備する。

- 1 府県間応援体制の整備
- 2 地区医師会と市町村との災害時医療協定の締結
- 3 医薬品等卸業界との災害時医薬品等調達協定の締結

第11 ドクターヘリの共同運用

ドクターヘリの運用については、関西広域連合で策定される関西広域救急医療連携計画に定められている、広域的なドクターヘリの配置・運航や災害時における広域医療提供体制により運用する。

第26章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(府知事直轄組織・府健康福祉部)

第1節 計画の方針

発災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)は、災害の影響を受けやすいうえ、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。災害時に、これらの者に対し、必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な対策を講じるものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人が、発災時に迅速、的確な行動がとれるよう、外国人に配慮した防災環境づくりに努めるとともに、様々な機会に防災対策の周知を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

要配慮者及び外国人に係る対策は、府、市町村及び防災関係機関がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 要配慮者に係る支援体制の整備

府及び市町村は、要配慮者に係る保健福祉サービスの提供が円滑に行われるよう、支援体制を整備する。

1 府における支援体制の整備

府は市町村との連携のもとに、広域的観点から災害時に必要な支援策を実施できるよう府広域振興局、府保健所、府家庭支援総合センター、府児童相談所、府精神保健福祉総合センターなど関係機関による支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

2 市町村における支援体制の整備

市町村は、保健福祉部局をはじめ関係部局の連携のもとに、支援体制を整備するものとし、災害時の職員体制や業務分担について定める。

3 広域的支援体制の整備等

府及び市町村は、相互の協力、連携体制を整備するとともに、府は市町村相互間の協力連携体制や近隣の保健福祉サービス事業者等との協力連携体制の確立に関し必要な助言、指導を行う。

第3 要配慮者避難支援プランの作成

市町村は、要配慮者に関する情報をあらかじめ把握し、要配慮者名簿を作成・管理・共有するとともに、一人ひとりの要配慮者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランの策定に努める。

府は、市町村に対し情報提供を行うなど、必要な協力・支援を行う。

第4 要配慮者の安全確保のために

1 市町村は、発災時に要配慮者が迅速、適切に行動できるように、避難誘導、搬送・介護等に係るマニュアル(点字版を含む。)の作成、配布に努め、避難誘導時における要配慮者に対する特段の安全確保に努める。

2 市町村は、社会福祉協議会等の関係機関や地域の自主防災組織等と連携し、発災時の要配慮者の安否確認及び情報伝達に係るシステムの構築に努める。

3 市町村は、地域住民等の協力を得て要配慮者を含めた防災訓練を実施する。

第5 要配慮者の生活確保のために

- 1 府及び市町村は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに対応した物資の確保に努める。
- 2 府は、市町村との連携のもとに要配慮者の緊急受入が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。
- 3 市町村は、避難所のユニバーサルデザイン化や要配慮者の避難スペース及び介助に必要な人員の確保、または社会福祉施設や宿泊施設との協定締結等により福祉避難所を事前指定する等、要配慮者の避難生活の支援に努める。

第6 外国人の安全確保

- 1 府及び市町村は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布など多言語による防災知識の普及に努める。
- 2 府及び市町村は、広域避難場所や避難路標識、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。
- 3 市町村は、災害時の行動に支障を生じることの多い外国人を、地域全体で支援するシステムや救助体制の整備を推進する。
- 4 府、市町村及び防災関係機関は、防災訓練への外国人住民の参加を推進する。
- 5 外国人雇用者の多い企業・事業所などにおいては、これらの者に対する防災指導等を促進する。
- 6 府及び市町村は、災害時の通訳・翻訳ボランティアの事前登録と災害時の活用体制の整備に努める。

第 2 7 章 廃棄物処理に係る防災体制の整備

第 1 節 計画の方針

一般廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、災害時応急体制を整備することなどにより、廃棄物処理に係る防災体制を確立する。

第 2 節 廃棄物処理に係る防災計画

第 1 府の施策

府は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化等及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第 2 市町村の施策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。
 - (1) 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。
 - (2) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。
 - (3) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を確保すること。
 - (4) 生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

第 3 市町村地域防災計画で定める事項

第 2 節第 2 で定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第 2 8 章 行政機能維持対策計画

第 1 節 業務継続性の確保

府及び市町村等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第 2 節 防災中枢機能等の確保、充実

府、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第 3 節 各種データの整備保全

府、市町村は、災害復旧・復興への備え復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）について整備しておくものとする。

第29章 ボランティアの登録・支援等計画

第1節 計画の方針

災害発生時に、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するには、ボランティアの協力が不可欠であるため、災害時に被災者を支援するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）の活動が円滑に行えるよう、ボランティアの自主性に配慮しつつ、必要な対策を講じるものとする。

第2節 計画の内容

第1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議

1 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議の運営

府は災害時等応援協定を締結している団体相互及び京都府との連携を図るとともに、応援活動を迅速かつ的確に行うために京都府災害時等応援協定ネットワーク会議を設置し、災害時等における応援に関する事項等について協議し、必要な対策を講じる。

2 研修及び訓練

- (1) 災害発生時の活動に支障が生じないように、災害一般に関する知識及び各分野の専門知識や技能等について、必要な研修を行う。
- (2) 府が行う総合防災訓練等への参加についても配慮する。

第2 一般ボランティア（特に資格、技術を必要としない業務に従事するボランティア）

1 受入体制の整備

- (1) 一般ボランティアについては、ボランティア関係団体の協力を得て事前登録を行うほか、災害発生後は、「京都府災害ボランティアセンター」及び「市町村災害ボランティアセンター」が受入・派遣の受給調整、活動支援等を行うものとし、京都府は、災害時における体制の整備に必要な機器の確保等に努める。
- (2) 京都府災害ボランティアセンターは、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同して設置する。

2 一般ボランティアの活動環境整備

京都府災害ボランティアセンターは、災害時にボランティア活動が円滑に進められるよう、平常時から、災害に係るボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

3 災害ボランティア活動マニュアルの普及・活用

府及び市町村は、災害ボランティア活動マニュアルの普及に努めるとともに、防災訓練を実施するときは、ボランティアの参加について配慮を行うものとする。

第3 災害ボランティアに関する啓発

- 1 府及び市町村は、住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意識等についても啓発を進める。
- 2 府は、ボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るために、雇用主等の理解が得られるよう努力する。

第30章 広域応援体制の整備

第1節 計画の方針

府、市町村等の各機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなどして広域的な応援体制を確立しておくものとする。

第2節 計画の内容

第1 他府県との広域応援体制の整備

「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び関西広域連合「関西防災・減災プラン」に基づき、近隣府県を中心とした全国都道府県との相互応援態勢のより一層の連携強化に努め、協定に基づいた対策を図ることとする。

第2 府内の消防相互応援体制の整備

府内の市町村長及び消防機関の長は、災害発生時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図る。

第3 府内の防災相互応援体制の整備

府内の市町村長は、災害時における消防以外の分野の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

また、知事は応援のため京都府が締結した協定については、市町村から災害対策基本法第68条に基づく、応援要請の手続について、市町村に周知を図る。

第4 緊急消防援助隊の編成

他府県への消防広域応援については、消防組織法第44条の規定に基づき、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を応援隊として派遣するものとし、府は代表消防機関（京都市消防局）及び府内各消防本部等と協議調整し、あらかじめ「京都府隊応援等実施計画」を定めておくものとする。

なお、府内の緊急消防援助隊応援隊の登録状況は別表のとおりとする。

第5 広域緊急援助隊の編成

府警察本部は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図ることとする。

緊急消防援助隊登録申請一覧

(平成24年4月1日登録)

| 消防本部名 | 職員数 (21.04) | 隊計 | | | | | | | | | | 特殊災害隊 | | | | | | | 特殊装備隊 | |
|----------------|----------------|--------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-------|----|-------|-------|----|----|-----|-----|-----|-------|--|
| | | (全体) | 消火隊 | 救助隊 | 救急隊 | 指揮支援隊 | 府隊指揮隊 | 後方支援隊 | 航空隊 | 特殊災害隊 | | | 特殊装備隊 | | | | 他特 | | | |
| | | | | | | | | | | 毒劇 | 大危 | 密閉 | 送水 | 二輪 | 震災 | 水難 | はしご | その他 | | |
| 京都市消防局(代表) | 1,957 | 42(39) | 12 | 3 | 3 | 2 | 1 | 6 | 2 | 1(1) | | 1 | 1 | | 1 | (2) | 3 | 3 | | |
| 福知山市消防本部 | 104 | 4 | 1 | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | |
| 舞鶴市消防本部(代行) | 127 | 4 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 綾部市消防本部 | 47 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宇治市消防本部 | 201 | 7(6) | 3 | 1 | 1 | | | 1 | | (1) | | | | | | | | | | |
| 城陽市消防本部 | 87 | 3 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 八幡市消防本部 | 68 | 3 | 1 | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 京田辺市消防本部 | 103 | 3 | 2 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京丹後市消防本部 | 94 | 4 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久御山町消防本部 | 39 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 精華町消防本部 | 47 | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相楽中部消防組合消防本部 | 126 | 3 | 1 | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 宮津与謝消防組合消防本部 | 88 | 3 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都中部広域消防組合消防本部 | 181 | 4 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 乙訓消防組合消防本部 | 179 | 4 | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 3,448 | 90(86) | 31 | 8 | 17 | 2 | 2 | 12 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 5 | 3 | | |

()内は重複隊を除く隊数

京都市登録(他特)
のその他車両内訳
空気充填車 1
電源照明車 1
特別高度工作車 1

第31章 上下水道施設防災計画

第1 水道施設防災計画

1 計画の方針

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、施設点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進めるとともに、応急給水用水の確保のため、必要な措置を講ずる

府は、水道事業者等が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、水道事業者等間の連携に関する調整を行う。

2 計画の内容

- (1) 水道事業者等は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。
- (2) 水道事業者等は、防災対策上必要な各種図面・図書については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 水道事業者等は、施設の防災性能を確保するとともに、基幹施設の複数化・分散化、主要管路の系統多重化、配水幹線のブロック化等の手法を地域特性に応じて適切に組み合わせ、効率的・効果的な防災対策を計画的に進めるものとする。
- (4) 水道事業者等は、施設が被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道を目指すため、緊急連絡管や緊急遮断弁の整備、配水池容量の拡大などにより、広域バックアップ機能の整備及び緊急時給水能力の強化を進めるものとする。
- (5) 水道事業者等は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状態に応じて自家発電設備や2系統受電等の停電対策の実施に努めるものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (6) 水道事業者等は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (7) 府及び水道事業者等は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (8) 水道事業者等は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。
- (9) 府及び水道事業者等は、飲料水の備蓄の推進等について、住民が自主的に取組むよう啓発に努めるものとする。

第2 下水道施設防災計画

1 計画の方針

流域下水道管理者及び公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

府は、下水道管理者が行う防災対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、下水道管理者間の連携に関する調整を行う

2 計画の内容

- (1) 下水道管理者は、地形・地質・気象等の地域条件や施設の状態から想定される災害に対処するため、施設の重要度に応じた点検・調査を行うものとする。

- (2) 下水道管理者は、防災対策上必要な施設台帳等については、保管場所の被災を想定し、複数箇所での保管等に努めるものとする。
- (3) 下水道管理者は、施設の防災性能の確保に努めるものとする。
- (4) 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて自家発電設備を整備するものとする。また、被災時においても自家発電設備の円滑な燃料調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。
- (5) 下水道管理者は、施設の応急復旧が迅速に実施できるよう、必要な資機材等を常備するものとする。
- (6) 府及び下水道管理者は、相互間、他府県等の関係機関及び資機材調達・運搬等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。
- (7) 下水道管理者は、施設の維持管理等を民間事業者等に委託している場合は、受託者が適切な災害時対応を講じられるよう、必要な連携体制を確保するものとする。

第3 工業用水道施設防災計画

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1水道施設防災計画」の2計画の内容(1)～(8)に準じた対策を講じるものとする。

第32章 学校等の防災計画

第1節 計画の方針

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）においては、災害時の安全確保方策、日常の安全指導體制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

第2節 計画の内容

第1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した適切な防災体制の充実を図る。

その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、市町村等の災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織等と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校における防災体制

学校の防災に関する計画において、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市町村の災害担当部局等との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。なお、保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保等のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアル等を定める。

4 避難所としての運営方法等

市町村の災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者収容のために必要なスペース、負傷者、病人、高

齢者等の看護のために必要なスペース及び避難所運営のための管理に必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める。

第4 市町村地域防災計画で定める事項

- 1 防災に関する計画等の整備に関する事項
- 2 防災上必要な教育に関する事項
- 3 防災上必要な訓練に関する事項
- 4 施設・設備等の災害予防対策に関する事項

第3章 避難に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

市町村等は、災害により危険区域にある府民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ広域避難場所等の選定、避難計画の策定を行い、府民の安全の確保に努める。

第2節 避難の周知徹底

第1 事前措置

市町村長、水防管理者等関係機関は、避難のため立ち退きの万全を図るため、火災・河川・地すべり・なだれ等の危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路等についてあらかじめ徹底させておく。

また、市町村長は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にした「市町村の避難勧告等の発令・伝達マニュアル」を作成する。

第2 避難指示等の信号

市町村等は、災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるための警鐘、サイレン等による周知方法をあらかじめ周知しておく。

第3節 避難場所及び避難経路の選定と確保

第1 避難場所の選定と確保

延焼火災や浸水被害等が発生した場合、府民の生命及び身体の安全を確保するため、市町村長は次の基準により、あらかじめ広域避難場所を選定しておく。

- 1 広域避難地の収容可能人数は、避難者1人当たりの必要面積を、おおむね2㎡以上として算定する。
- 2 避難場所としての適格性の判断に際しては、避難者等の安全を確保するため液状化の危険性、火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流、浸水被害が発生した場合の浸水深、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）等について考慮することとする。
- 3 大地震が発生した時に崖崩れや浸水等の危険がないこと。
- 4 一定期間、避難者の応急救護活動ができること。
- 5 避難者が安全に到達できる避難路と連絡していること。

第2 避難地区分けの実施

広域避難地を選定した市町村は、次の事項を勘案して避難地の分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- 1 避難地の分けの境界線は地区単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- 2 避難地の分けに当たっては、各地区の実情に応じて、避難に要する時間、避難経路の安全性を十分考慮する。
- 3 避難人口は夜間人口に基づくが、避難地収容力に余裕をもたせる。

第3 避難道路の選定と確保

市町村職員、警察官、消防吏員、道路管理者等避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難道路の通行確保に努める。

広域避難地を指定した市町村は、市街地の状況に応じて、次の基準により避難道路を選定し、これを確保する。

- 1 避難道路は、ほぼ10m以上の幅員を有すること。
- 2 避難道路は、相互に交差しないこと。
- 3 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと。
- 4 液状化や浸水、土砂災害等により通行不能になる恐れがないこと。
- 5 避難道路については複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- 6 避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識及び避難誘導の標識を設置すること。

第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備

第1 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

第5節 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

第6節 市町村の避難計画

市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難・誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

第1 市町村地域防災計画で定める事項

避難計画は、住民の身体生命に対し特に影響を及ぼす重要な計画であるので十分検討し、以下の事項を具体的に定める。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有、避難者支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- 1 避難の勧告又は指示を伴う基準及び伝達方法
- 2 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布・寝具等の支給
 - (4) 衣料・日用必需品の支給

- (5) 負傷者に対する応急救護
- 5 避難場所の管理に関する事項
 - (1) 避難収容中の秩序保持
 - (2) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (4) 避難者に対する各種相談業務
- 6 広域避難場所等の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給水施設
 - (3) 情報伝達施設
- 7 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 平常時における広報
 - ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - イ 住民に対する巡回指導
 - ウ 防災訓練等
 - エ ハザードマップ（防災マップ）の利活用
 - (2) 災害時における広報
 - ア 広報車による周知
 - イ 避難誘導員による現地広報
 - ウ 住民組織を通じた広報
- 8 孤立する恐れのある地区の対策に関する事項
 - (1) 災害時に孤立する恐れのある地区の把握
 - (2) 食料・飲料水の備蓄
 - (3) 情報連絡方法
- 9 避難所運営マニュアルの整備
- 10 居住地以外の市町村に避難する被災者に対する情報伝達活動

第2 市町村の避難勧告等の判断・伝達マニュアル

市町村長は、避難勧告等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを作成する。

- 1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

浸水想定区域図、土砂災害警戒区域、過去の災害実績等を踏まえつつ、住民の避難を要する自然現象や、その現象の発生に警戒を要する区間・箇所を特定する。
- 2 避難すべき区域

浸水深や破堤氾濫の破壊力、土石流や崩壊土砂の到達範囲を考慮して、避難勧告等の想定対象区域をあらかじめ定める。
- 3 避難勧告等の発令基準

対象とする自然災害ごとに、住民が避難行動を開始する必要がある状態をあらかじめ確認し、関係機関等から提供される情報等を基に「三段階の避難勧告等一覧」による避難勧告等発令の判断基準を定める。

また、避難勧告等の発令に当たっては、「避難勧告等の発令の参考となる情報」を参考とすること。

なお、判断基準を定めるにあたっては、できる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、総合的な判断を行うこと。
- 4 避難勧告等の伝達・要配慮者の避難支援

避難計画等を住民に周知し、住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつけられるように、避難勧告等の伝達内容、伝達手段、伝達先について、あらかじめ定める。

また、要配慮者の避難支援について、防災関係部局と福祉関係部局と緊密に連携を取りつつ、避難支援マニュアルを策定する。なお、詳細は第26章において定める。

三段階の避難勧告等一覧

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|----------------|--|---|
| 避難準備（要配慮者避難）情報 | 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難勧告 | 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 |

避難勧告等の発令の参考となる情報

(1) 河川の氾濫等

| | 洪水予報河川 | 水位周知河川 | 左記以外の中小河川、内水等 |
|----------------|--|--|--|
| 河川の性格 | ・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川 | ・洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が困難な河川 | ・左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等 |
| 避難準備(要配慮者避難)情報 | ・はん濫注意情報(洪水注意報)が発表されたとき(1) 1 一定時間後(2)にはん濫注意水位(警戒水位)に到達すると予測されるとき 2 災害時要配慮者の避難に要する時間内で、河川管理者からの情報がある程度の精度を確保できる時間 | ・はん濫注意水位(警戒水位)に到達したとき(1) 1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮 | ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い |
| 避難勧告 | ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・はん濫警戒情報(洪水警報)が発表されたとき(3) 3 一定時間後(4)にはん濫危険水位(危険水位)に到達すると予測されるとき 4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 | ・避難判断水位(特別警戒水位)(2)に到達したとき(3) 2 はん濫危険水位(危険水位)から一定時間(4)の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く 4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 | ・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる |
| 避難指示 | ・堤防が決壊 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況(水門が閉まらない等の事故) ・はん濫危険情報(洪水情報)が発表されたとき(5) ・はん濫発生情報(洪水情報)が発表されたとき(6) 5 はん濫危険水位(危険水位)に到達したとき 6 はん濫が発生したとき | | ・近隣で浸水が床上に及んでいる ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 |

(2) 土砂災害

| | 土砂災害警戒区域(もしくは土砂災害危険箇所) | | |
|----------------|--|--|--|
| 避難準備(要配慮者避難)情報 | ・土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)において、レベル1(凡例黄色)に到達したとき (同時に「土砂災害警戒情報が発表」) ・近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量の変化)の発見 | | |
| 避難勧告 | ・土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)において、レベル2(凡例橙色)に到達したとき ・近隣で前兆現象(渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見 | | |
| 避難指示 | ・土砂災害警戒情報システム(土砂災害監視システム)において、レベル3(凡例赤色)に到達したとき ・近隣で土砂災害が発生 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)の発見 | | |

第7節 防災上重要な施設の計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- 1 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法等
- 2 児童生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育・保健・衛生及び給食等の方法
- 3 病院等においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食の実施方法等
- 4 老人、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難地、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生及び給食等の実施方法

第8節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した場合に、大混乱が生じて多数の死傷者が発生する恐れがある。そこで、駅、地下街で発生する災害に備え、利用者の避難誘導を行うことができるようあらかじめ避難計画を定める。

第1 鉄道及び地下街管理者の防災管理

駅、地下街の管理者は、施設の防災対策として発災時における利用客の避難誘導方法等の対策について計画を定め、従業者等に周知徹底に努める。

第2 地下街管理者の活動

地下街の滞留者等が一時避難できるように避難場所を確保するとともに、一般住民の避難場所と重複しないよう市町村と調整する。

第3 関西電力株式会社の防災管理

電力供給施設の計画的な巡視点検及び測定等を実施する。

第4 大阪ガス株式会社の防災管理

- 1 駅、地下街構内のガス施設の調査点検
- 2 調査点検時に鉄道及び地下街等事業者に対してガスの安全使用について周知する。

第34章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から関西広域連合や市町村などの行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 計画の内容

第1 基本方針

府は、関西広域連合・隣接府県・市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。また、帰宅支援のため、代替輸送の調整やコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

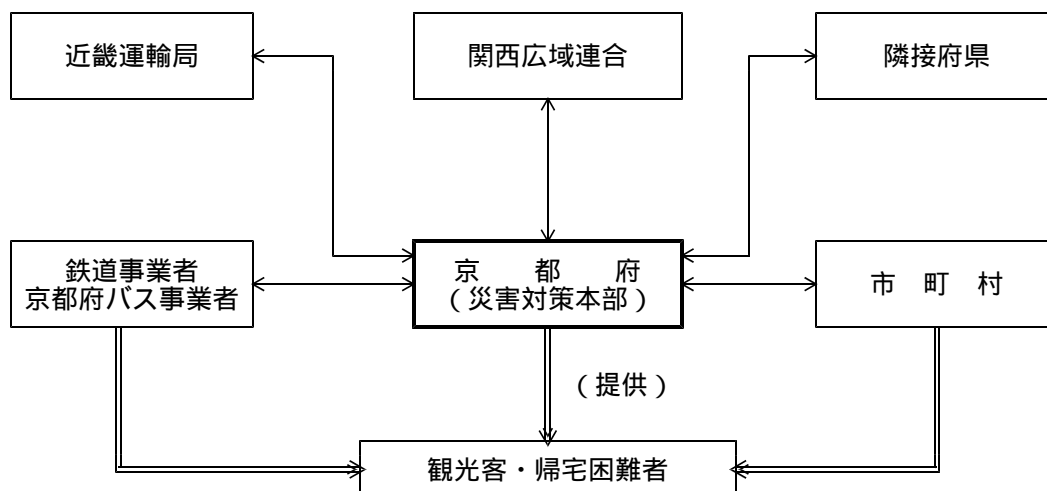
発災直後、府や市町村の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第3 鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立していく。

観光客・帰宅困難者情報共有系統図



第4 災害時帰宅支援ステーション事業の推進

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」(関西広域連合)を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実する。

第5 事業所等への要請

- 1 府は、都市計画等に係る国の制度等も活用し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について働きかける。
- 2 事業者は、従業員の一斉帰宅行動の抑制を働きかける。

第6 観光客への支援の検討

- 1 府は市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努める。また、事業所、ホテル・旅館業者、大学、寺社等に対して、災害時における観光客等の一時収容等の協力を求めていく。
- 2 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供・相談受付等外国人支援体制を検討する。
また、外国人向けの防災訓練の実施及び災害時の行動について普及・啓発に努める。
- 3 学生ボランティア等の活用について検討する。

第35章 集中豪雨対策に関する計画

(各機関)

第1節 計画の方針

近年、強い台風や梅雨期の集中豪雨により、全国で毎年のように大規模な水害が発生している。さらに、急激な雷雲の発生による局地的な集中豪雨のため浸水被害や土砂災害が多発している状況である。

各機関においては、災害発生に備えた気象情報の収集、情報の発信など情報連絡体制の強化、避難態勢・避難基準の強化、地域の危険箇所等の住民周知など防災教育の強化、要配慮者対策の推進・強化、避難ルートの安全対策、避難施設の設備充実などのソフト対策から、森林環境の整備、荒廃農地の復元整備による保水機能の確保、土砂災害を防止するための治山や地滑りの対策、河川・下水道など治水施設の整備と雨水貯留・浸透施設の整備など流域全体のハード対策まで、多方面から府民の安心・安全を確保するための対策を講じる。

第2節 計画の内容

第1 ソフト対策の推進・検討

施設整備などのハード対策には予算的に限りがあり対策の完成までに時間を要する場合が多いことから、大規模災害に対しては人的被害を極力軽減する減災対策として自治体と地域の防災組織などが連携を図り情報伝達や避難に重点をおいた自助・共助・公助への取り組みが必要である。

- 1 情報の収集・集約・伝達に係る連絡体制の強化・充実
- 2 避難態勢等の取り組み強化
 - (1) 客観的避難基準の充実
 - (2) 被災の危険性を考慮した避難所・避難場所の設定
 - (3) 避難方法の設定と避難ルート・支援ルートの確保
- 3 防災教育、防災訓練等による住民意識の向上と周知徹底
- 4 要配慮者対策の強化

第2 ハード対策の実施・検討

河川・下水道・砂防堰堤など計画的な施設整備の促進、施設機能の適切な維持管理に加え、避難行動支援などのソフト対策と連携した施設整備や、まちづくりと一体となった、流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組みが必要である。

- 1 計画的な防災施設整備の促進と適切な機能管理
 - (1) 河川施設・下水道施設の整備（洪水対策、浸水対策）
 - (2) 治山ダム・砂防堰堤の整備（森林保全、土石流対策）
 - (3) 斜面・法面崩壊対策の実施（地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、林地崩壊対策）
 - (4) 防災機能を維持するための適切な施設管理、機能管理、老朽化対策等の実施
- 2 流域全体での総合的な雨水流出抑制の取り組み
 - (1) 山地・森林環境の保全と整備
 - (2) 農地の持つ防災機能の保全と整備
 - (3) 雨水貯留・浸透施設の設置
 - (4) 適正な土地利用の誘導、規制 など

第3 総合的な集中豪雨対策の促進

個々の機関による集中豪雨対策を総合的に実施することで、効率的かつ効果的な対策を行うことが可能となり、府民の安心・安全を確保するため、取り組み推進に向け検討を進める。

第36章 都市公園施設防災計画

第1節 現 況

府立都市公園は、現在11箇所、404.7ヘクタールある。都市公園は、災害時に避難場所、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。

京都府立都市公園（平成23年4月1日現在）

| 都 市 公 園 名 | 所 在 地 | 供用面積(ha) | 備 考 |
|----------------|----------|----------|-----|
| 嵐山公園 | 京都市 | 10.6 | |
| 嵐山東公園 | 〃 | 11.4 | |
| 鴨川公園 | 〃 | 34.3 | |
| 伏見港公園 | 〃 | 3.7 | |
| 洛西浄化センター公園 | 京都市・長岡京市 | 5.6 | |
| 宇治公園 | 宇治市 | 1.6 | |
| 山城総合運動公園 | 〃 | 92.3 | |
| 天橋立公園 | 宮津市 | 25.1 | |
| 丹後海と星の見える丘公園 | 〃 | 142.9 | |
| 関西文化学術研究都市記念公園 | 精華町 | 24.1 | |
| 丹波自然運動公園 | 京丹波町 | 53.1 | |
| （仮称）木津川右岸運動公園 | 城陽市 | （未供用） | |
| 合 計 | | 404.7 | |

第2節 計画の方針

府立都市公園については、利用者の安全を確保するため、災害の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備を行う。

また、広域避難場所や一時避難場所となるオープンスペースを確保するため、京都府広域緑地計画に基づき、公園緑地の整備推進を図る。

第3節 計画の内容

第1 府立都市公園の防災機能整備

各府立都市公園の特性に応じた災害時の役割を検討の上、必要に応じ次の整備を順次行う。

なお、山城総合運動公園、丹波自然運動公園及び（仮称）木津川右岸運動公園については、その役割に応じ

防災施設の整備を行う。

- 1 防火帯となる植樹帯等の整備
- 2 避難場所や復旧活動の場、ヘリポート等に利用できる広場やオープンスペースを確保するとともに、公園内の園路や橋の安全性向上対策
- 3 避難施設や防災センターとして活用可能な体育館、管理事務所等建築物について、必要に応じた耐震対策
- 4 避難生活や防災活動に利用可能な、非常用の電源、通信、照明、水供給設備、耐震性貯水槽等の整備

第2 公園緑地の整備計画の策定

環境保全、レクリエーション、景観構成機能及び、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供等の防災機能を持つ公園緑地の保全・整備を図るため、必要に応じて京都府広域緑地計画の見直しを行う。

また、市町村が都市緑地法に基づき、都市公園の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たり、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう指導する。

第37章 広域防災活動拠点計画

(府民生活部)

第1節 広域防災活動拠点の整備

府は、大規模災害時の自衛隊、警察、消防等防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など、応急活動の拠点となる広域防災活動拠点を定め、次のような機能を確保できるよう整備する。

[広域防災活動拠点の機能]

防災関係機関等の活動拠点機能 ヘリポート機能 現地調整本部機能 物資等の集積・集配機能
広域防災活動拠点活動維持・継続のための機能

第2節 広域防災活動拠点とする施設

第1 施設名、所在地

被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替・有機的な確保が図られるよう、北部、中部、南部の地域ブロック別に配置し、次の施設とする。南部地域の施設は、人口的にも府域全体をカバーする中核施設とする。

また、応急活動の状況に応じて上記以外にも府消防学校を始め、府の既存施設等を活用するとともに、防災関係機関に協力を依頼して必要な施設を確保する。

さらに、救援物資の集配については、物流事業者等と連携し、民間の物流施設やノウハウの活用を進める。

(広域防災活動拠点施設)

| 地 域 | 施設名 | 所在地 | 面積 |
|--------|----------|-------------------|--------|
| 北 部 | 京都舞鶴港 | 舞鶴市 | 48.4ha |
| 中 部 | 丹波自然運動公園 | 船井郡京丹波町曾根崩下代110-7 | 52.7ha |
| 南部(中核) | 山城総合運動公園 | 宇治市広野町八軒屋谷1 | 92.3ha |

京都舞鶴港の面積は、緑地、埠頭用地、民間倉庫を含めた面積

第3節 広域応援の受入れ

府は、関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき、受援体制を確立する。

第1 開設、連絡調整

1 府は、広域防災活動拠点の設置を決定し、施設管理者に連絡する。府から連絡を受けた施設管理者は、施設の受け入れ体制を整える。

また、府は、施設管理者と施設・設備の使用や開設手順について事前に定める。

2 府は、関係機関との連絡系統や調整手順を定めるとともに、広域防災活動拠点に連絡調整のための連絡所を設置する。

第2 資機材・設備等の準備

府は、広域防災活動拠点の活動に必要な資機材、設備の使用等について、配置や使用手順を定めて準備する。

第3 訓練の実施

府は、広域防災活動拠点を迅速に開設して円滑に運用されるよう、施設管理者及び関係機関との訓練を実施する。

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害対策本部等運用計画

(各 機 関)

第1節 計画の方針

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を発揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2節 府の活動体制

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は府防災計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

第2 災害警戒本部の設置等

1 府の地域に災害が発生するおそれがあるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、災害警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。(災害警戒本部長…知事)

ただし、府の地域に大雨警報、震度5弱及び5強の地震又は津波注意報若しくは津波警報が発表されたときは、直ちに設置する。

2 災害警戒本部の職員配備体制は、次の基準による。

ただし、地震等の場合は別に「震災対策計画編」等で定める。

(1) 災害警戒本部1号配備

ア 気象業務法に基づく予警報が、府内全域又は一部の地域に発表され、災害の発生が予想されるとき。

イ 1のただし書により災害警戒本部を設置したとき。

(2) 災害警戒本部2号配備

ア 大雨その他異常な自然現象により、公共施設(主として土木、農林水産施設)に災害が発生しはじめたとき。

イ 台風が近畿地方に接近することが予想されるとき。

ウ 知事が、京都地方気象台から「東海地震に関する調査情報(臨時)」、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」の通報を受け、必要と認めるとき。

(3) 職員の配備体制については、第3編第2章による。

3 災害警戒支部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

(2) 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長(支部長)の判断により、本部長との協議を経て決定する。

(3) 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

4 災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- (1) 本部長の指示事項の伝達
- (2) 降雨状況、河川水位の観測及び気象通報等の収集並びに伝達
- (3) 市町村及び防災機関との連絡調整
- (4) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (5) 被害状況の調査及び収集

5 災害対策本部（支部）が設置された場合においては、災害警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引継ぐものとする。

第3 雪害対策本部の設置

1 雪害は、風水害あるいは火災等とは若干その様相を異にするため、次の事項の1に該当するときは、それぞれの地方に府広域振興局長を本部長とする「地方雪害対策本部」を設置するとともに、危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとる。

- (1) 各土木事務所管内の積雪観測所のうちおおむね1/2が警戒積雪深（第2編第1章第2節第10）を突破した場合。
- (2) 局地的な大雪の場合（平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち、概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合）
- (3) 平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき。
- (4) 管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき。

地方雪害対策本部は、府広域振興局、土木事務所、保健所、教育局等の関係機関で構成するものとする。

2 「地方雪害対策本部」の設置及び閉鎖については、府広域振興局長（本部長）が決定し、道路除雪、なだれ防止及び応急、被害状況の調査及び収集、教育等について必要な対策を実施する。

3 府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じ危機管理監を本部長とし、各関係課長を委員とする「京都府雪害対策連絡本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

- (1) 降・積雪状況の実態把握
- (2) 地方雪害対策本部との連絡調整
- (3) 被害状況の調査及び収集
- (4) 除雪計画路線外の路線除雪についての協議
- (5) その他緊急事項の処理

4 状況に応じて、副知事を本部長とする「京都府雪害対策本部」を設置する。

第4 道路雪害対策本部の設置

府内の指定雪量観測点のうち1/2以上がおおむね警戒積雪深（第3編第22章）に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり、知事が必要と認めた場合、知事を本部長とした「京都府道路雪害対策本部」を設置し、次の業務を行うものとする。

- 1 情報連絡の強化
- 2 除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き
- 3 除雪作業の強化

第5 豪雪対策本部の設置

累年ない豪雪のため、地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所管内の積雪観測所（第2編第1章第2節第10）のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき、又は多数の人命に危険が生ずる等大

きな被害が生じたときは、知事を本部長とした「京都府豪雪対策本部」を設置し、豪雪災害に対する必要な対策を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは直ちに災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

雪害発生時の本部設置基準

| 地方雪害対策本部 | | |
|---|---------|--|
| 設置基準 | 本部長 | 活動内容 |
| 各土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破したとき 局地的な大雪の場合(平成16年度組織改正前の旧土木事務所管内の積雪観測所のうち概ね1/2が警戒積雪深を突破した場合) 平雪時除雪体制では早期交通確保が困難と考えられるとき 管内の大半の市町に雪害対策本部等が設置されたとき | 府広域振興局長 | 道路除雪 雪崩防止及び応急 被害状況の調査及び収集 教育等についての必要な対策 |

| 京都府雪害対策連絡本部 | | |
|--|--|---|
| 設置基準 | 本部長 | 活動内容 |
| 府内に地方雪害対策本部が設置された場合、必要に応じて設置複数の旧土木事務所管内において、警戒積雪深を超える積雪観測所数が1/2を突破した場合を目安に設置する | 危機管理監 | 降・積雪状況の実態把握 地方雪害対策本部との連絡調整 被害状況の調査及び収集 除雪計画路線外の路線除雪についての協議 その他緊急事項の処理 |
| | 事務局 | |
| | 危機管理・防災課 消防安全課 | |
| | 委員 | |
| | 防 災 監 危機管理・防災課長 消防安全課長 健康福祉総務課長 農政課長 道路管理課長 警備部理事官 (危機管理対策室長) | |

| 道路雪害対策本部の実施 | | |
|--|-------|---|
| 設置基準 | 本部長 | 活動内容 |
| 府内の指定雪量観測点のうち1/2以上が概ね警戒積雪深に達した時、国土交通省近畿地方整備局長から協議があり知事が必要と認めたととき | 知 事 | 情報連絡の強化 除雪機械、オペレータの借上げ及び応援に関する事前手続き 除雪作業の強化 |
| | 事務局 | |
| | 道路管理課 | |

状況に応じて、副知事を本部長とする「京都府雪害対策本部」を設置する。

| 豪雪対策本部 | | |
|--|-----|-------------------|
| 設置基準 | 本部長 | 活動内容 |
| 地方雪害対策本部が設置されている府土木事務所管内の積雪観測所のうち、その大部分の積雪深が警戒積雪深を突破したとき 多数の人命に危険が生じる等大きい被害が生じたとき | 知 事 | 豪雪に対する必要な対策を実施する。 |

| 災害対策本部 | | |
|------------------------|-----|------|
| 設置基準 | 本部長 | 活動内容 |
| 災害救助法の適用を必要とする被害が生じたとき | 知 事 | |

第6 事故警戒（対策）本部の設置

一時に多数の人命に危険が生ずる突発的重大事故及び社会的影響が著しい事故（列車転ぶく、航空機、船舶遭難、油、放射性物質等の流出、爆発等）が発生した場合は「 事故警戒本部」又は「 事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り換え、必要な対策を実施する。

1 事故警戒本部

(1) 事故警戒本部の設置等

突発的重大事故が発生し、被害が予測されるときは、直ちに危機管理監が関係部局等に対して、被害情報の収集・集約、救急医療・救助等初期活動の指示・調整を行うなど、厳重な警戒体制をとるとともに、事故警戒本部の設置及び閉鎖については、必要に応じて、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、関係部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が決定する。（本部長…知事）

(2) 事故警戒本部の組織及び要員

事故警戒本部の組織は「事故警戒（対策）本部の組織」のとおりとし、要員の動員は、個別の事故対策計画によるものとする。

(3) 事故警戒本部の閉鎖

知事は、突発的重大事故による被害のおそれがないと判断したときは、事故警戒本部を閉鎖する。

(4) 事故警戒支部の設置及び閉鎖

ア 事故警戒本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故警戒支部」を設置する。

イ 事故警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、緊急の場合、府広域振興局長（支部長）の判断により、設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故警戒支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

(5) 事故警戒本部（支部）の主な業務

ア 事故及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達

イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達

ウ 市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整

エ 警戒活動の実施

(6) 事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故警戒本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を事故対策本部（支部）又は災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

2 事故対策本部

(1) 事故対策本部の設置

突発的重大事故が発生し、相当な被害が予想される場合は、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、関係部長及び防災監による協議の結果を踏まえ、知事が事故対策本部の設置を決定する。（本部長…知事）

(2) 事故対策本部の組織要員及び業務

事故対策本部の組織、要員の動員及び業務は、一般編第3編第1章第7節第1に定める災害対策本部の組織等を基準とする。

(3) 事故対策本部の閉鎖

知事は、突発的重大事故による被害が拡大するおそれが解消し、その応急対策が概ね終了したときは、事故対策本部を閉鎖する。

(4) 事故対策支部の設置及び閉鎖

ア 事故対策本部の地方組織として、府広域振興局長を支部長とする「事故対策支部」を設置する。

イ 事故対策支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、府広域振興局長（支部長）の判

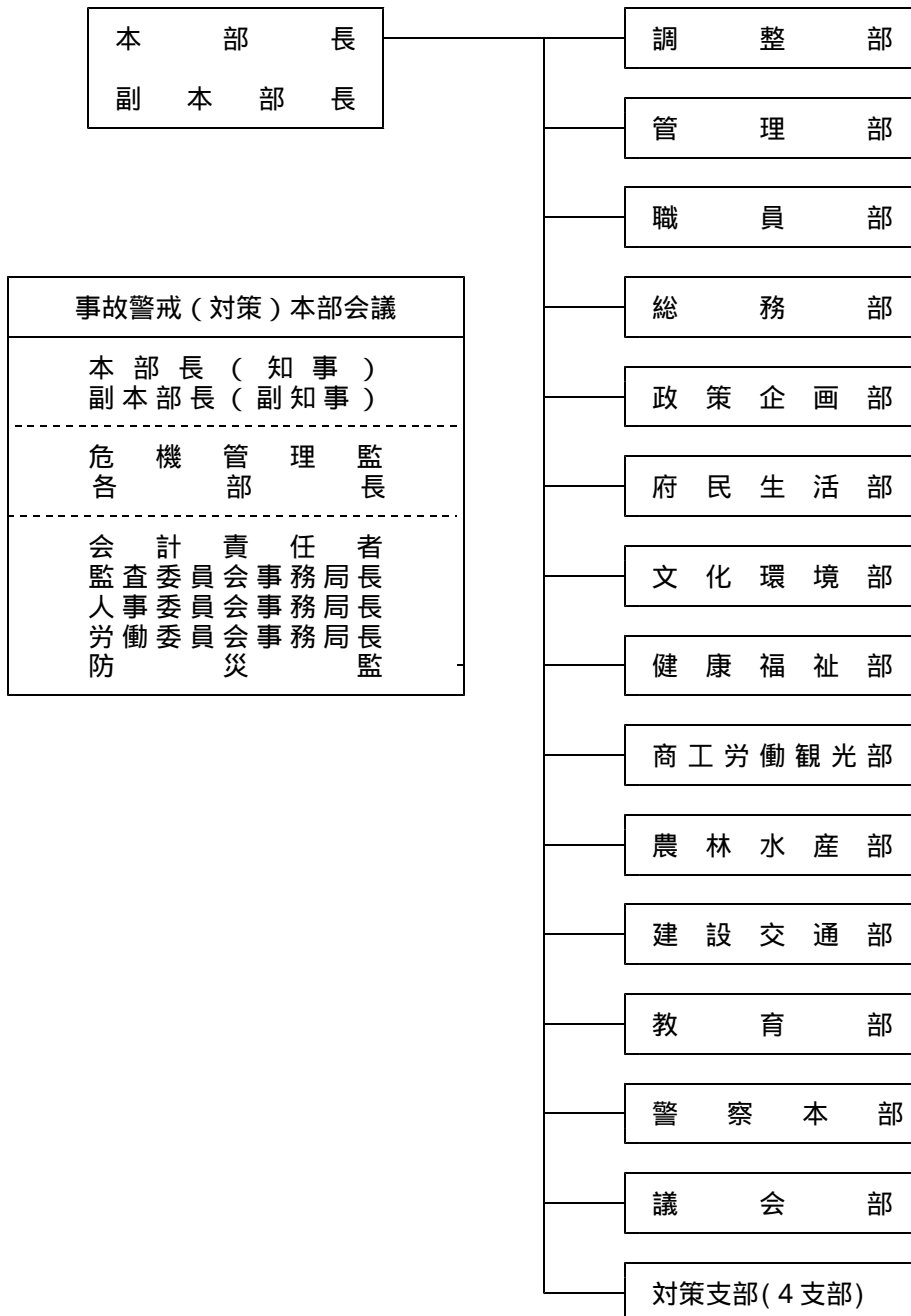
断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。

ウ 事故対策支部の職員配置については、地域の実情に応じ、支部長が決定するものとする。

- (5) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたとき、又は長期的に総合的な対策を講ずる必要があるときは、事故対策本部を直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。

また、災害対策本部（支部）が設置された場合においては、事故対策本部（支部）は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部（支部）に引き継ぐものとする。

事故警戒（対策）本部の組織



第 3 節 防災会議の開催

府の地域において、災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第 4 節 市町村の活動体制

第 1 責務

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

第 2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、災害の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第 3 動員体制

災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

ア 平常執務時の伝達系統及び方法

イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第 5 節 指定地方行政機関等の活動体制

第 1 責務

1 指定地方行政機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるようにするため、必要な措置を講じるものとする。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、その業務の公共性又は公益性にかんがみ府及び市町村が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第6節 災害対策本部の設置及び閉鎖

第1 状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想
- 4 府内各地の被害発生状況
- 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、危機管理監、次の機関の長及び防災監が集まり、災害対策本部の設置について協議する。

京 都 府 府 民 生 活 部
" 健 康 福 祉 部
" 農 林 水 産 部
" 建 設 交 通 部
" 警 察 本 部 警 備 部

ただし、大規模な火事又は地震等予測し難い災害が発生した場合は、その被害の程度により判断する。

第2 災害対策本部の設置及び閉鎖等

1 設 置

災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨、地震等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに、第1の状況判断を踏まえ、知事が決定する。

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が発表されたときは、直ちに設置する。

2 閉 鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

3 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

第7節 災害対策本部の組織等

第1 災害対策本部の運用

- 1 府の災害に対処する組織は、
指揮命令系統を確立すること。
できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。
責任分担を明確にすること。
等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。
- 2 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前節の基準によって行うものとし一般に公告する。
- 3 災害対策本部の組織は別図に、また、事務分掌は別表に示すとおりとし、災害対策本部の活動は災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。
- 4 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき事務分掌の迅速な処理に努める。
- 5 災害対策本部の各部各班は、事務分掌の活動細目については、各部活動計画により定めるものとする。
- 6 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局員は防災・原子力安全課職員、消防安全課職員、及び非常時専任職員等とする。
- 7 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、危機管理・防災班長、消防安全班長及び各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する。
- 8 国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

第2 災害対策本部会議

本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

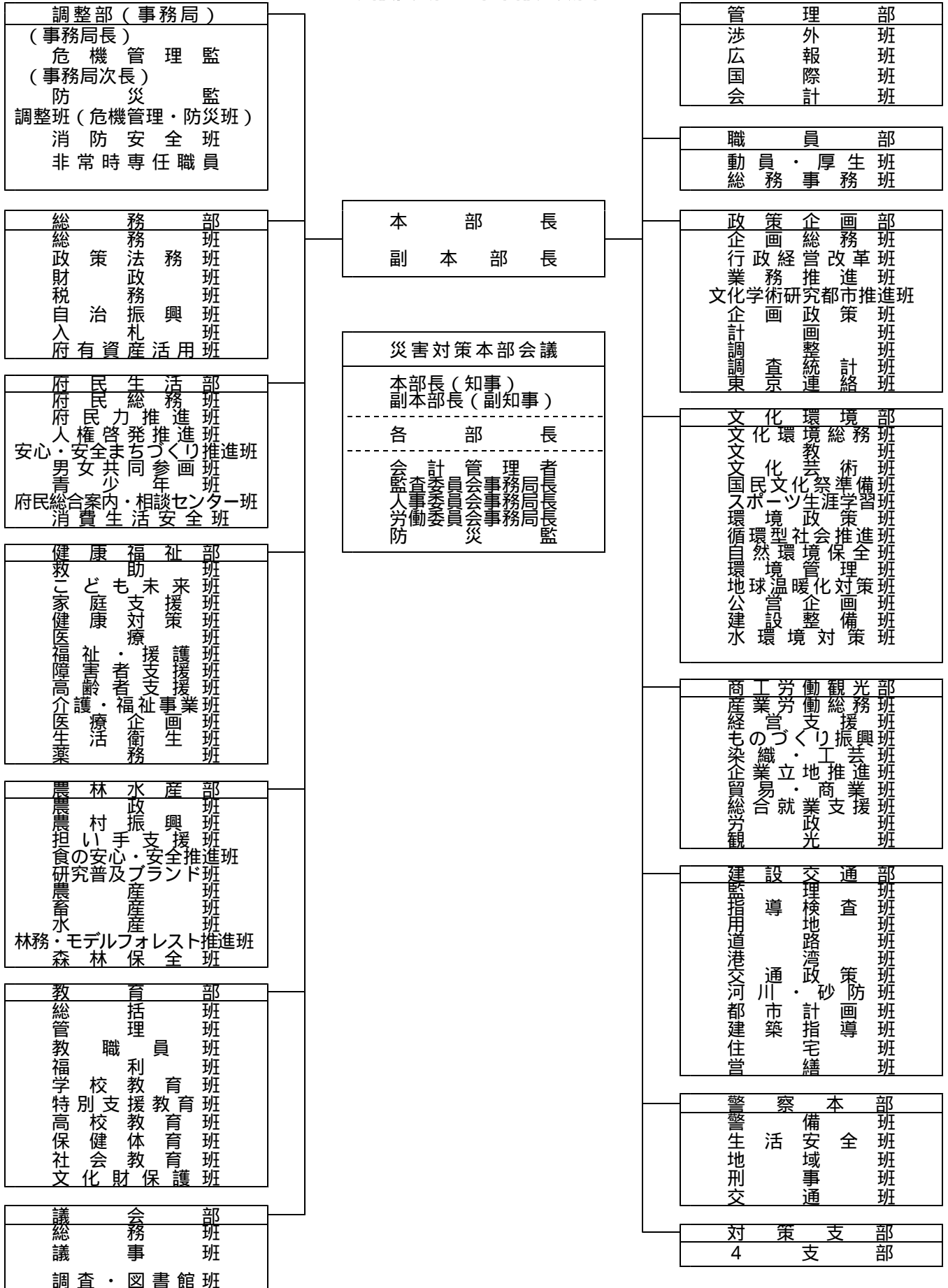
- 1 本部の非常配備態勢に関すること。
- 2 災害救助法の適用に関すること。
- 3 国、他府県及び市町村の応援に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- 5 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。
- 6 その他重要な災害対策に関すること。

災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

第3 災害対策支部

- 1 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。
- 2 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。
- 3 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。
- 4 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。

京都府災害対策本部組織図



災害対策本部の事務分掌

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|-------|---|-------------|---------------|---|
| 調 整 部 | 部長 (事務局長) 危機管理監 副部長 (事務局長) 防 災 監 | 調 整 班 | 危機管理 ・防災課長 | 1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 災害対策本部の事務局に関する事。 3 本部会議及び連絡会議に関する事。 4 命令及び決定事項の伝達に関する事。 5 各部及び各対策支部との調整に関する事。 6 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する事。 7 気象情報の受信及び伝達に関する事。 8 防災会議に関する事。 9 自衛隊その他政府関係機関に対する連絡及び要請に関する事。 10 災害応急対策に係る資機材の調整に関する事。 11 災害時応援協定団体に対する連絡及び要請の総括に関する事。 |
| | | 消 防 安 全 班 | 消防安全課長 | 1 対策本部の設置及び閉鎖に関する事。 2 災害対策本部の事務局に関する事。 3 本部会議及び連絡会議に関する事。 4 命令及び決定事項の伝達に関する事。 5 各部及び各対策支部との調整に関する事。 6 被害状況の総括及び情報、資料等の収集整理に関する事。 7 気象情報の受信及び伝達に関する事。 8 消防機関活動の把握及び指示に関する事。 9 危険物の防災対策に関する事。 |
| 管 理 部 | 部長 知 事 室 長 | 渉 外 班 | 秘 書 課 長 | 1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接(他班の所管に属さないもの)及び被災地の慰問に関する事。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 広 報 班 | 広 報 課 長 | 1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関する事。 |
| | | 国 際 班 | 国 際 課 長 | 1 外国公館等との連絡に関する事。 2 国際関係団体との連絡調整に関する事。 |
| | | 会 計 班 | 会 計 課 長 | 1 災害関係費支出の審査及び支払いに関する事。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| 職 員 部 | 部長 職 員 長 | 動 員 ・ 厚 生 班 | 給 与 厚 生 課 長 | 1 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関する事。 2 市町村に対する応援派遣に関する事。 3 府職員の被災状況調査及び見舞いに関する事。 |
| 総 務 部 | 部長 総 務 部 長 副部長 総 務 部 副 部 長 | 総 務 班 | 総 務 調 整 課 長 | 1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 他部及び部内各班の所屬に属さないこと。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 政 策 法 務 班 | 政 策 法 務 課 長 | 1 部内各班の応援に関する事。 |
| | | 財 政 班 | 財 政 課 長 | 1 災害予算等府財政に関する事。 |
| | | 税 務 班 | 税 務 課 長 | 1 被災納税者への減免措置等に関する事。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関する事。 |
| | | 自 治 振 興 班 | 自 治 振 興 課 長 | 1 被災市町村行財税政の調査助言に関する事。 |
| | | 入 札 班 | 入 札 課 長 | 1 衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関する事。 2 公用車の配車に関する事。 |

3 - 1 災害対策本部等運用計画

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|-------|---|--------------------|----------------------|---|
| 総務部 | 部長 総務部長 副部長 総務部副部長 | 府有資産活用班 | 府 有 資 産 活 用 課 長 | 1 府有財産の被害状況調査に関する事。 2 府有財産の管理指導に関する事。 3 応急庁用必需物品の管理に関する事。 4 庁内の警備に関する事。 5 庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関する事。 6 庁内電話交換の運営に関する事。 |
| 政策企画部 | 部長 政策企画部長 | 企画総務班 | 企画総務課長 | 1 関係各部、部内各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | 副部長 企 画 監 | 行政経営改革班 | 行政経営改革課長 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 副部長 政策企画部副部長 | 業務推進班 | 業務推進課長 | 1 情報ネットワークの活用等に関する事。 |
| | | 文化学術研究 都市推進班 | 文化学術研究 都市推進室長 | 1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | | 企画政策班 計 画 班 | 企画政策課長 計 画 課 長 | 1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。 |
| | | 調 整 班 | 調 整 課 長 | 1 関係機関との連絡調整に関する事。 2 災害地調査班の編成及び現地調査に関する事。 |
| | | 調査統計班 | 調査統計課長 | 1 部内各班の応援に関する事。 |
| | | 東京連絡班 | 東京事務所長 | 1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。 |
| 府民生活部 | 部長 府民生活部長 | 府民総務班 | 府民総務課長 | 1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 |
| | 副部長 人権啓発推進室長 | 府民力推進班 | 府民力推進課長 | 1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | 副部長 男女共同参画監 | 人 権 啓 発 推 進 班 | 人 権 啓 発 推 進 室 参 事 | 1 隣保館及び地方改善施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 |
| | 副部長 府民生活部副部長 | 安心・安全まち づくり推進班 | 安心・安全まち づくり推進課長 | 1 警察との連絡調整に関する事。 |
| | | 男女共同参画班 | 男女共同参画課長 | 1 女性関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 女性関係団体との連絡調整に関する事。 |
| | | 青 少 年 班 | 青 少 年 課 長 | 1 青少年育成施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 各種青少年団体との連絡調整に関する事。 |
| | | 府民総合案内・ 相談センター班 | 府民総合案内・ 相談センター長 | 1 被災者に対する相談活動に関する事。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関する事。 |
| | | 消 費 生 活 班 | 消費生活安全 セ ン タ ー 長 | 1 衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 2 その他応急対策用食料品の調達又は斡旋に関する事。 |
| 文化環境部 | 部長 文化環境部長 | 文化環境総務班 | 文化環境総務課長 | 1 関係各部、部内各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | 副部長 環 境 政 策 監 副部長 公営企業管理監 副部長 文化環境部副部長 副部長 環境技術専門監 | 文 教 班 | 文 教 課 長 | 1 私立学校の被害調査に関する事。 2 私学への被災者の受け入れ等に関する事。 3 社寺等の被害調査に関する事。 4 府大学の被害調査に関する事。 |
| | | 文 化 芸 術 班 | 文 化 芸 術 室 長 | 1 文化芸術関係施設、資料等の被害状況調査及び応急措置に関する事。 |
| | | 国民文化祭準備班 | 国民文化祭準備室長 | 1 部内各班の応援に関する事。 |

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|-------|----------------------|--------------------|-----------------------|---|
| 文化環境部 | 部 長 文化環境部長 | スポーツ生涯 学 習 班 | ス ポー ツ 生 涯 学 習 室 長 | 1 体育関係施設等の被害状況調査に關すること。 |
| | 副部長 環 境 政 策 監 | 環 境 政 策 班 | 環 境 政 策 室 長 | 1 関係機関との連絡調整に關すること。 |
| | 副部長 公営企業管理監 | 循 環 型 社 会 推 進 班 | 循 環 型 社 会 推 進 課 長 | 1 被災地における環境衛生指導業務等に係る関係機関との連絡調整に關すること。 |
| | 副部長 文化環境部副部長 | 自然環境保全班 | 自 然 環 境 保 全 課 長 | 1 被災に伴う環境への影響把握に關すること。 2 自然公園等の施設の被害状況調査に關すること。 |
| | 副部長 環境技術専門監 | 環 境 管 理 班 | 環 境 管 理 課 長 | 1 被災に伴う環境への影響把握に關すること。 |
| | | 地球温暖化対策班 | 地球温暖化対策課長 | 1 部内各班の応援に關すること。 |
| | | 公 営 企 画 班 | 公 営 企 画 課 長 | 1 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 2 飲料水の供給に關すること。 3 部内関係施設の被害に対する災害予算に關すること。 |
| | | 建 設 整 備 班 | 建 設 整 備 課 長 | 1 関係機関・団体との連絡調整に關すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に關すること。 |
| 健康福祉部 | 部 長 健康福祉部長 | 救 助 班 | 健 康 福 祉 総 務 室 長 | 1 災害救助法の運用に關すること。 2 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に關すること。 3 関係各部及び部内各班との連絡調整に關すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に關すること。 5 健康福祉部の備蓄物資の輸送に關すること。 |
| | 副部長 高 齢 社 会 対 策 監 | こども未来班 | こども未来課長 | 1 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 2 災害地における臨時保育所の指導に關すること。 |
| | 副部長 健康福祉部副部長 | 家 庭 支 援 班 | 家 庭 支 援 課 長 | 1 生活保護施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 2 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子福祉資金の緊急貸付に關すること。 |
| | 副部長 医 療 専 門 官 | 健 康 対 策 班 | 健 康 対 策 課 長 | 1 巡回健康相談スタッフの派遣に關すること。 2 感染症の予防に關すること。 |
| | | 医 療 班 | 医 療 課 長 | 1 医療救護及び助産に關すること。 2 日本赤十字社京都府支部、京都府医師会及び関係医療機関との連絡調整に關すること。 3 医療機関の被害状況調査及び応急措置に關すること。 4 洛南病院、与謝の海病院及び看護学校との連絡調整に關すること。 |
| | | 福 祉 ・ 援 護 班 | 福 祉 ・ 援 護 課 長 | 1 義援金品の受付及び配分に關すること。 2 見舞金品の受付に關すること。 3 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に關すること。 4 京都府災害ボランティアセンターに關すること。 5 関係団体との連絡調整に關すること。 |
| | | 障 害 者 支 援 班 | 障 害 者 支 援 室 長 | 1 心の健康相談に關すること。 2 知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設及び、精神障害者社会復帰施設等の被害状況調査及び応急措置に關すること。 3 関係団体との連絡調整に關すること。 |
| | | 高 齢 者 支 援 班 | 高 齢 者 支 援 課 長 | 1 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 2 関係団体との連絡調整に關すること。 |
| | | 介 護 ・ 福 祉 事 業 班 | 介 護 ・ 福 祉 事 業 課 長 | 1 社会福祉施設の被害状況調査及び応急措置に關すること。 |

3 - 1 災害対策本部等運用計画

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|-------------|--|-----------------|--------------------|--|
| 健康福祉部 | 部長 健康福祉部長 副部長 高齢社会対策監 副部長 こども政策監 副部長 健康福祉部副部長 副部長 医療専門官 | 医療企画班・ 医療保険班 | 医療企画課長・ 医療保険課長 | 1 関係団体との連絡調整に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。 |
| | | 生活衛生班 | 生活衛生課長 | 1 生活衛生に関する事。 2 遺体の埋葬に関する事。 3 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関する事。 |
| | | 薬務班 | 薬務課長 | 1 医療品の整備及び補給に関する事。 2 防疫用薬品の確保に関する事。 |
| 商工労働 観光部 | 部長 商工労働観光 部長 副部長 商工労働観光部 副部長 | 産業労働総務班 | 産業労働総務課長 | 1 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関する事。 2 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 経営支援班 | 経営支援課長 | 1 被害企業等の復興金融措置に関する事。 |
| | | ものづくり振興班 | ものづくり振興 課長 | 1 職業能力開発関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関する事。 3 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 |
| | | 染織・工芸班 | 染織・工芸課長 | 1 染織・工芸関係の被害状況調査に関する事。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 |
| | | 企業立地推進班 | 企 業 立 地 推 進 課 長 | 1 鉱山に係る災害状況についての連絡調整に関する事。 2 災害時における電力供給についての連絡調整に関する事。 |
| | | 貿易・商業班 | 貿易・商業課長 | 1 貿易に係る障害についての連絡調整に関する事。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関する事。 3 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関する事。 4 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 |
| | | 総合就業支援班 | 総合就業支援室長 | 1 労働関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | | 労 政 班 | 労 政 課 長 | 1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関する事。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関する事。 |
| | | 観 光 班 | 観 光 課 長 | 1 観光関係の被害状況調査に関する事。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 |
| 農林水産部 | 部長 農林水産部長 副部長 農林水産部副部 長 | 農 政 班 | 農 政 課 長 | 1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関する事。 3 職員の動員に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 農 村 振 興 班 | 農 村 振 興 課 長 | 1 水防班との連絡に関する事。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関する事。 3 農地農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関する事。 4 農業用施設等の整備点検に関する事。 |
| | | 担い手支援班 | 担い手支援班 | 1 被害農林漁業者の復興金融措置に関する事。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関する事。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関する事。 |
| | | 食の安心・安全 推進班 | 食の安心・安全 推進班 | 1 肥料、農薬の安全性確保に関する事。 2 動物用医薬品の確保に関する事。 3 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関する事。 |
| | | 農 産 班 | 農 産 課 長 | 1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関する事。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関する事。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関する事。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関する事。 5 食料品の確保に関する事。 |
| | | 畜 産 班 | 畜 産 課 長 | 1 家畜・家きんの被害状況調査に関する事。 2 家畜の待避及び防疫指導に関する事。 3 飼料の確保に関する事。 |

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|-------|---|--------------------|-----------------------------|--|
| 農林水産部 | 部長 農林水産部長 副部長 農林水産部 副部長 | 水 産 班 | 水 産 課 長 | 1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関する事。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関する事。 3 被害漁業者の復興金融措置に関する事。 |
| | | 林務・モデルフ ォレスト推進班 | 林 務 課 長 モデルフォレス ト推進課長 | 1 森林被害状況調査に関する事。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関する事。 |
| | | 森 林 保 全 班 | 森 林 保 全 課 長 | 1 治山施設の整備点検に関する事。 2 山崩れの応急措置の指導に関する事。 3 林道の整備点検に関する事。 4 林道の被害状況調査に関する事。 |
| 建設交通部 | 部長 建設交通部長 副部長 建設交通部 副部長 副部長 建設交通部技監 | 監 理 班 | 監 理 課 長 | 1 関係各部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 指 導 検 査 班 | 指 導 検 査 課 長 | 1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。 |
| | | 用 地 班 | 用 地 課 長 | 1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。 |
| | | 道 路 班 | 道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長 | 1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 5 道路除雪対策に関する事。 6 交通班との連絡に関する事。 7 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。 |
| | | 港 湾 班 | 港 湾 課 長 | 1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 |
| | | 交 通 政 策 班 | 交 通 政 策 課 長 | 1 運輸・交通機関との連絡調整に関する事。 |
| | | 河 川 ・ 砂 防 班 | 河 川 課 長 砂 防 課 長 | 1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省河川局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省河川局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方气象台及び舞鶴海洋气象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 |
| | | 都 市 計 画 班 | 都 市 計 画 課 長 | 1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。 |
| | | 建 築 指 導 班 | 建 築 指 導 課 長 | 1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。 |
| | | 住 宅 班 | 住 宅 課 長 | 1 府営住宅の応急修理に関する事。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事。 |
| | | 営 繕 班 | 営 繕 課 長 | 1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事。 |

3 - 1 災害対策本部等運用計画

| 部 名 | 部 長 及 び 副部長担当職 | 班 名 | 班長担当職 | 事 務 分 掌 |
|---------|---|---------------|-----------------|--|
| 教 育 部 | 部長 教 育 長 副部長 教 育 次 長 副部長 管 理 部 長 副部長 指 導 部 長 副部長 教 育 企 画 監 | 総 括 班 | 総務企画課長 | 1 教育関係被害状況の総括整理に関する事。 2 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関する事。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関する事。 |
| | | 管 理 班 | 管 理 課 長 | 1 教育施設設備の管理に関する事。 2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関する事。 |
| | | 教 職 員 班 | 教 職 員 課 長 | 1 教職員の被害状況の収集整理に関する事。 2 応急教育のための教職員体制に関する事。 |
| | | 福 利 班 | 福 利 課 長 | 1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関する事。 |
| | | 学 校 教 育 班 | 学 校 教 育 課 長 | 1 災害地における小中学校児童生徒等の応急教育に関する事。 2 小中学校の教育計画の変更に関する事。 3 教科書の調達及び配分に関する事。 |
| | | 特 別 支 援 教 育 班 | 特 別 支 援 教 育 課 長 | 1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関する事。 2 特別支援学校の教育計画の変更に関する事。 3 学用品の調達及び配分に関する事。 |
| | | 高 校 教 育 班 | 高 校 教 育 課 長 | 1 災害地における府立高校生等の応急教育に関する事。 2 府立高校の教育計画の変更に関する事。 |
| | | 保 健 体 育 班 | 保 健 体 育 課 長 | 1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関する事。 2 学校給食の措置及び指導に関する事。 3 児童生徒等の保健管理に関する事。 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関する事。 |
| | | 社 会 教 育 班 | 社 会 教 育 課 長 | 1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関する事。 2 社会教育関係団体に関する事。 |
| | | 文 化 財 保 護 班 | 文 化 財 保 護 課 長 | 1 文化財の管理に関する事。 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 |
| 警 察 本 部 | 部長 警 察 本 部 長 副部長 警 備 部 長 副部長 生 活 安 全 部 長 副部長 地 域 部 長 副部長 刑 事 部 長 副部長 交 通 部 長 | 警 備 班 | 警備第一課長 | 1 災害地における応急措置に関する事。 2 被害及び治安状況の把握に関する事。 3 警察部隊の応援派遣に関する事。 4 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 |
| | | 生 活 安 全 班 | 生 活 安 全 企 画 課 長 | 1 災害地の犯罪予防に関する事。 2 行方不明者の相談に関する事。 3 危険物の応急対策に関する事。 4 生活、経済及び環境関係事犯の取締りに関する事。 |
| | | 地 域 班 | 地 域 課 長 | 1 災害地の警戒警らに関する事。 2 警ら用無線自動車の運用に関する事。 3 航空機の運用に関する事。 4 津波予報の伝達に関する事。 |
| | | 刑 事 班 | 捜査第一課長 | 1 検視に関する事。 2 被災遺体の身元確認に関する事。 |
| | | 交 通 班 | 交通規制課長 | 1 災害地及びその周辺における交通規制に関する事。 2 緊急交通路の確保に関する事。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。 |
| 議 会 部 | 部長 議 事 部 長 副部長 議 事 部 長 副部長 議 事 部 長 | 総 務 班 | 総 務 課 長 | 1 関係各部及び部内各班との連絡調整に関する事。 |
| | | 議 事 班 | 議 事 課 長 | 1 議員との連絡調整に関する事。 |
| | | 調 査 ・ 図 書 館 班 | 調 査 課 長 | 1 議員への広報及び情報提供に関する事。 |

第 8 節 現地災害対策本部運用計画

京都府災害対策本部条例第 4 条の規定による現地災害対策本部の運用計画について定める。

第 1 現地災害対策本部の設置

- 1 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- 2 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとする。
- 3 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

第 2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

第 3 現地災害対策本部の職員

- 1 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- 2 現地災害対策本部長は、下表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

| 現地災害対策本部長 | 現地災害対策本部員 | その他の職員 |
|-----------|--|--|
| 副知事 | 府民生活部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育次長 警察本部警備部長 その他関係部局の職員で必要と考えられる者 | 消防安全課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課参事 警察本部警備部理事官 (危機管理対策室長) その他関係部局の職員で必要と考えられる者 |

注 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

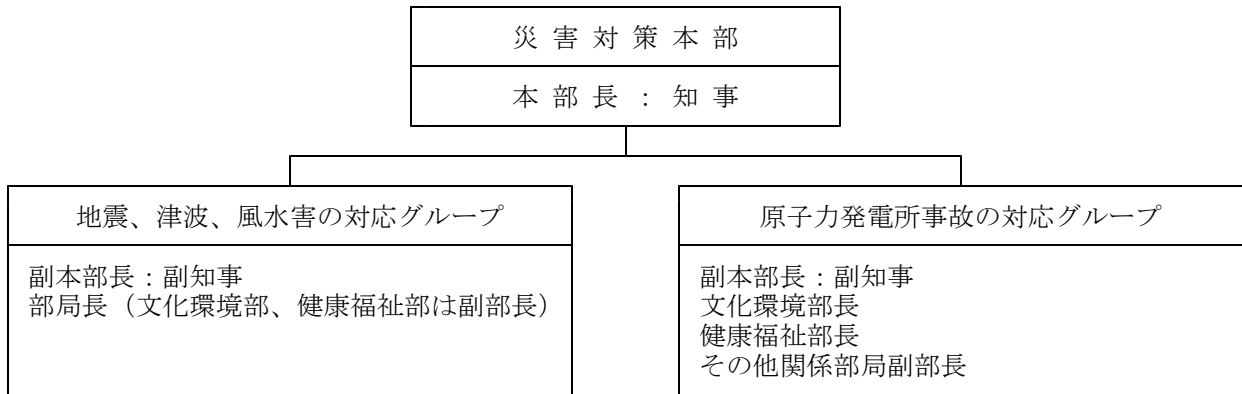
第 4 現地災害対策本部の運営

- 1 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助、消火、医療、避難者対策緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- 2 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- 3 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- 4 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

第9節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、文化環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第10節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

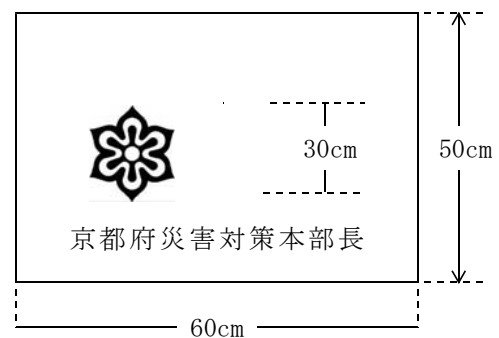
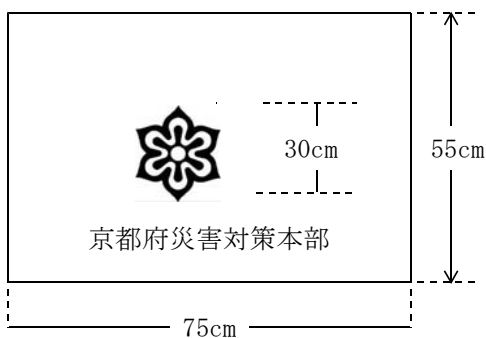
第11節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

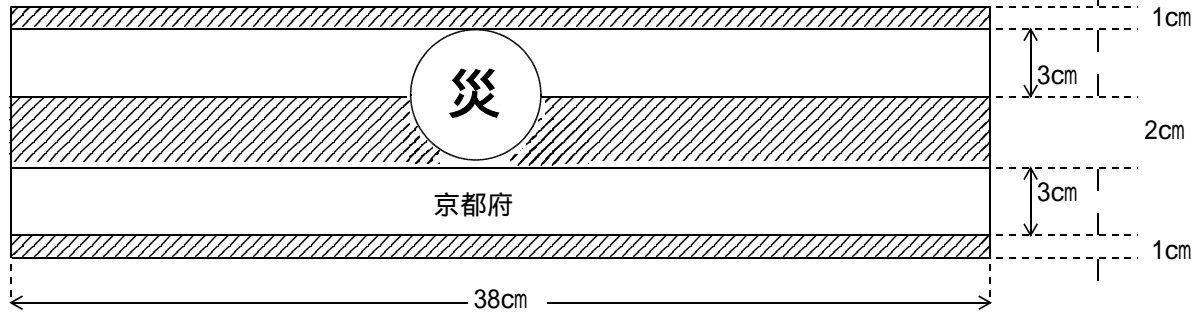
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

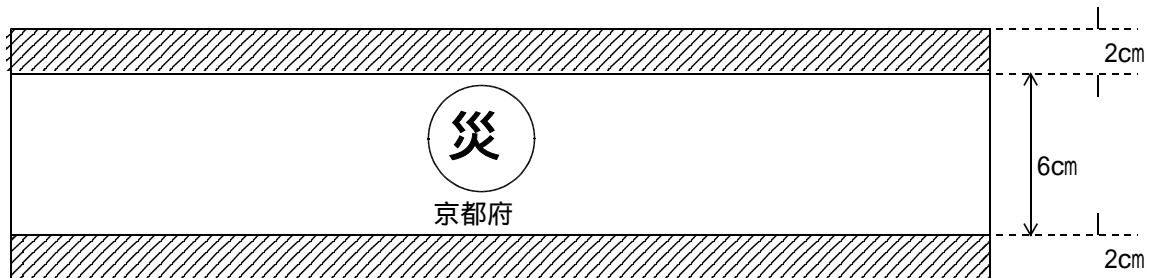
- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



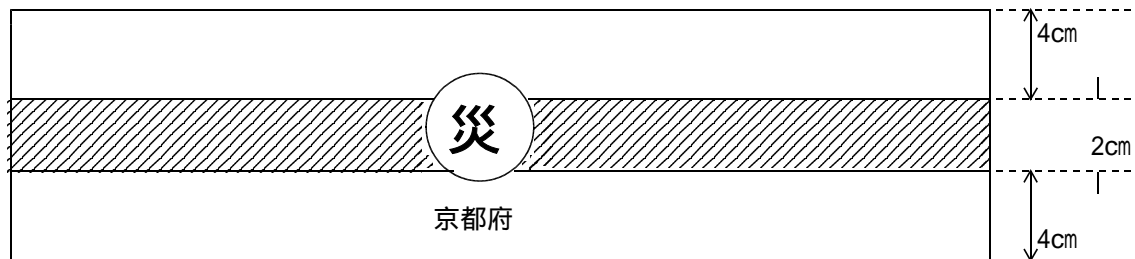
1 本部長用



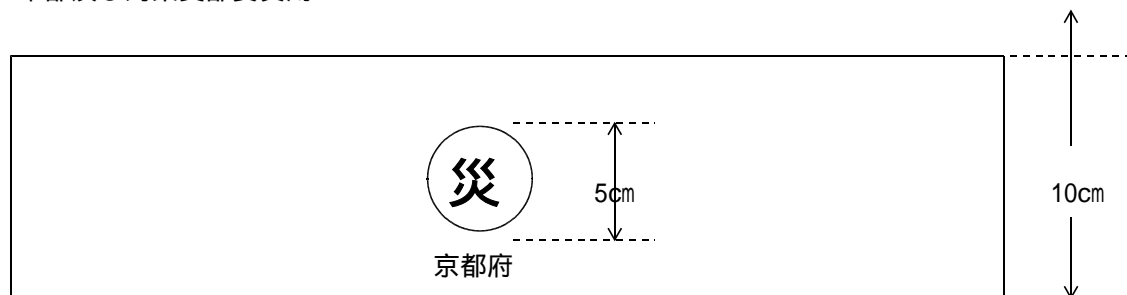
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第 1 2 節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

- 1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準
- 2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

- (1) 本部
 - (2) 支部
- 3 各部、班の任務分担
 - 4 本部の標識及び職員の証票

第2章 動員計画

(各機関)

第1節 計画の方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員についてその要領等を定める。

第2節 災害警戒本部・支部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

ただし、地震等別に定めるものについては除く。

| 部名 配備 | 府民生活部 | 健康福祉部 | 農林水産部 | 建設交通部 | 警察本部 |
|----------|--------------------------|--------------|--------------------|---|---------|
| 1号配備 | 防災・原子力安全課 消防安全課 6 | 健康福祉総務課 1 | 農村振興課 1 | 河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 | 警備第一課 2 |
| 2号配備 | 防災・原子力安全課 消防安全課 10 | 健康福祉総務課 2 | 農村振興課 1 森林保全課 1 | 河川課・砂防課 12 道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 | 警備第一課 3 |

第3節 災害対策本部の動員

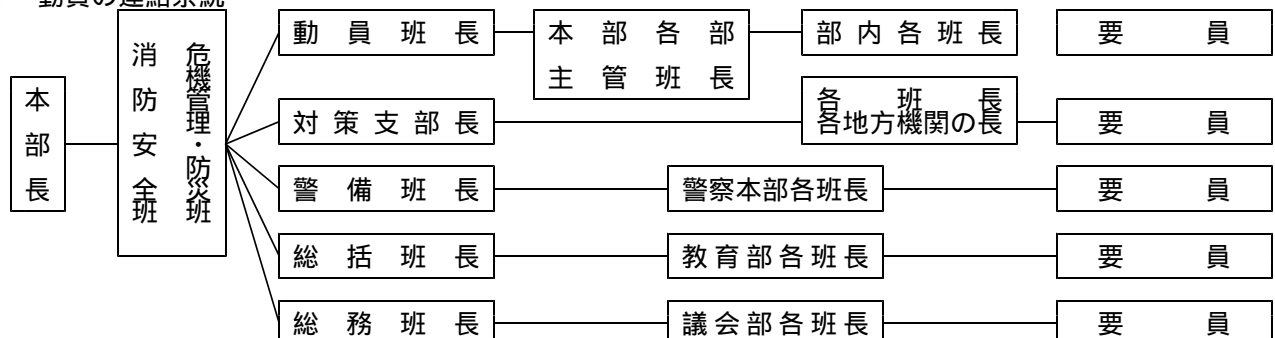
第1 動員計画

災害対策本部及び災害対策支部要員の動員は、事務局要員及び3段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班ごとに動員数を設定し、災害対策本部の指令に基づき各部長又は各班長及び各災害対策支部長が災害の状況に応じ本部指令を基準として臨機応変に実施するものとする。

災害の規模・状況により、本部事務局員が不足すると予測される場合は、危機管理監が動員班長と協議して、職員の追加動員を求めるものとする。

第2 動員要請

1 動員の連絡系統



2 動員の方法

- (1) 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で1の系統によって行う。
- (2) 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報により動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略 文…………… サイガイコイ フ

解 読 文…………… 災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

- (3) 標準動員以外の職員の動員は災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。
- (4) 京都市内地域機関の職員の動員は、動員班長から本庁主管部課長を通じて動員するものとする。
- (5) 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長から各事務局長を通じて行うものとする。
- (6) 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。
- (7) 災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

3 参集場所

- (1) 職員は、動員の指示があった場合及び自動参集の場合は、原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属に参集する。
- (2) 勤務時間外に動員の指示を受けた場合及び自動参集する場合において、交通が遮断し、あらゆる手段を講じても、勤務所属に参集することが不可能な場合には、職員は各自の所在地から出動可能な最も近接した本庁又は総合庁舎に参集する。

ただし、災害対策本部員及び副部長、班長、非常時専任職員等についてはこの限りでない。

4 非常時専任職員

- (1) 災害等の発生時に、災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）
- (2) 専任職員は次の職務を行う。
 - ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務
 - イ 通常業務を離れ、危機管理監の指揮の下、災害対策本部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務
 - ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での災害にあっては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整に関わる職務
- (3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

災 害 対 策 本 部

次表に掲げる計画は、標準動員とし、この適用については、本部長がその都度指示するものとする。

| 動員の種類 | 状 況 | 調 整 部 | 管 理 員 部 部 | 総 務 部 | 政 策 企 画 部 | 府 民 生 活 部 | 文 化 環 境 部 |
|-------|---|------------------------|--|---|---|---|--|
| 1号動員 | 暴風雨又は局地的集中豪雨などのため相当の被害が発生するおそれがある場合 | 危機管理・防災班 20 消防安全班 6 | 渉外班 10 広報班 5 国際班 1 会計班 2 動員・厚生班12 | 総務班 3 財政班 2 財政班 2 入札班 2 府有資産活用班 3 | 企画総務班 4 行政経営改革班 1 業務推進班 2 文化学術研究都市推進班 1 企画政策班 1 計画班 1 調整班 1 調査統計班 2 東京連絡班 2 | 府民総務班 3 安心・安全まちづくり推進班 2 府民力推進班 1 人権啓発推進班 1 男女共同参画班 1 青少年班 1 府民総合案内・相談センター班 1 消費生活班 1 | 文化環境総務班 3 文教班 2 文化芸術班 1 国民文化祭準備班 1 スポーツ生涯学習班 1 環境政策班 2 循環型社会推進班 4 自然・環境保全班 1 環境管理班 1 地球温暖化対策班 1 公営企画班 2 建設整備班 2 水環境対策班 1 |
| 2号動員 | 数市町村の地域において住家の被害が災害救助法の適用規準に達する程度となりなお被害が拡大するおそれがある場合 | 危機管理・防災班 20 消防安全班 6 | 渉外班 15 広報班 11 国際班 6 会計班 3 動員・厚生班16 | 総務班 6 政策法務班 3 財政班 4 税務班 3 自治振興班 4 入札班 7 府有資産活用班 7 | 企画総務班 6 行政経営改革班 2 業務推進班 6 文化学術研究都市推進班 5 企画政策班 2 計画班 2 調整班 2 調査統計班 6 東京連絡班 2 | 府民総務班 5 安心・安全まちづくり推進班 3 府民力推進班 2 人権啓発推進班 2 男女共同参画班 3 青少年班 4 府民総合案内・相談センター班 2 消費生活班 2 | 文化環境総務班 5 文教班 4 文化芸術班 5 国民文化祭準備班 2 スポーツ生涯学習班 3 環境政策班 3 循環型社会推進班 6 自然・環境保全班 2 環境管理班 4 地球温暖化対策班 2 公営企画班 5 建設整備班 3 水環境対策班 5 |
| 3号動員 | 多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合 | 全 動 員 | 全 動 員 | 全 動 員 | 全 動 員 | 全 動 員 | 全 動 員 |

要 員 動 員 計 画 表

(注) 数字は動員数を示す。

| 健康福祉部 | 商工労働観光部 | 農林水産部 | 建設交通部 | 教育部 | 警察本部 | 議会部 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|-----------------------------|-------------------------------------|
| 救助班 6 医療班 3 健康対策班 3 福祉・援護班 1 薬務班 1 | 産業労働総務班 1 経営支援班 1 ものづくり振興班 1 染織工芸班 1 企業立地推進班 1 貿易・商業班 1 総合就業支援班 1 労政班 1 観光班 1 | 農政班 3 農村振興班 4 担い手委支援班 1 食の安心・安全推進班 1 研究普及ブランド班 1 農産班 1 畜産班 1 水産班 1 林務・フィールド推進班 2 森林保全班 2 | 監理班 3 指導検査班 2 用地班 1 道路班 8 港湾班 2 交通政策班 1 河川・砂防班 22 都市計画班 2 建築指導班 2 住宅班 3 営繕班 2 | 総括班 3 管理班 1 学校教育班 1 特別支援教育班 1 高校教育班 1 保健体育班 1 文化財保護班 1 | 警備班 3 生活安全班 2 地域班 2 刑事班 2 交通班 2 | 総務班 2 議事班 2 調査・図書館班 2 | 他対策本部 要員待機 (時間外は) 自宅待機 |
| 救助班 12 医療班 9 健康対策班 7 福祉・援護班 4 薬務班 3 こども未来班 2 家庭支援班 2 高齢者支援班 2 介護・福祉事業班 1 障害者支援班 1 生活衛生班 3 | 産業労働総務班 3 経営支援班 1 ものづくり振興班 1 染織工芸班 1 企業立地推進班 1 貿易・商業班 1 総合就業支援班 1 労政班 1 観光班 1 | 農政班 7 農村振興班 7 担い手委支援班 4 食の安心・安全推進班 3 研究普及ブランド班 4 農産班 5 畜産班 6 水産班 3 林務・フィールド推進班 4 森林保全班 4 | 監理班 6 指導検査班 5 用地班 4 道路班 15 港湾班 3 交通政策班 4 河川・砂防班 44 都市計画班 6 建築指導班 5 住宅班 12 営繕班 6 | 総括班 9 管理班 4 教職員班 2 福利班 2 学校教育班 3 特別支援教育班 2 高校教育班 2 保健体育班 2 社会教育班 2 文化財保護班 10 | 警備班 5 生活安全班 3 地域班 3 刑事班 3 交通班 3 | 総務班 5 議事班 5 調査・図書館班 5 | 同上 |
| 全動員 | 全動員 | 全動員 | 全動員 | 全動員 | 全動員 | 全動員 | |

交通遮断等で勤務所属に参集できない場合の対応については、別に定める。

第3章 通信情報連絡活動計画

(各機関)

第1節 活動方針

大規模な災害時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、府、市町村及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、府、市町村及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

第2節 災害規模の早期把握のための活動

第1 防災関係機関の情報収集

防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に府災害対策本部に報告するものとする。

第2 早期の被害状況の収集

早期に被害状況を把握するため、必要に応じヘリコプター等からの画像を災害対策本部に伝送し又は災害現場において災害対策支部が撮影した被害状況写真を携帯電話及び防災行政無線を通じて災害対策本部に伝送し、情報収集するものとする。

第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達

第1 計画の方針

府、市町村及び防災関係機関は、災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害に関する情報、被害状況の収集、伝達及び報告に努める。

第2 災害情報等の収集伝達系統

被災市町村長から、府災害対策支部を通じて府災害対策本部へ災害情報等を伝達する系統「被災市町村長からの災害情報等の伝達系統」に示したとおりである。

第3 責 務

1 市 町 村

市町村は、当該区域内に災害が発生した時は、本計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても報告しなければならない。

(1) 被害の認定基準

災害による被害程度の認定に際しては、「被害程度の認定基準」の定めるところによる。

(2) 報告の要請及び内容

ア 災害情報報告

市町村が当該市町村の区域内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（災害対策本部長）に報告する。府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、市町村が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、市町村は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

(ア) 報告の内容

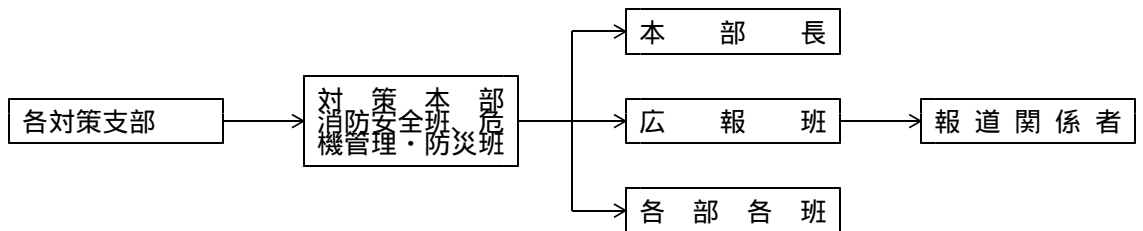
- a 被害の概要
- b 市町村災害対策本部設置の状況
- c 避難勧告及び指示の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

(イ) 報告の概要

- a (ア)に掲げる事項が発生次第、その都度、様式 - 1により報告すること。
- b 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するための概括的な情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めること。

(ウ) 報告の処理概要

- a 市町村長は、所轄府広域振興局長（災害対策支部長）を経由して（京都市にあっては直接）知事に報告すること。
- b aの報告に基づき、対策本部は次の要領により報告を処理すること。



- c 災害救助法を適用した市町村における救助活動の詳細については、別に指示するところにより報告すること。

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主とすることが望ましく、様式 - 2により行う。ただし、警報が発表されたときは被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に報告すること。

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次、様式 - 3により報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

エ 被害確定報告

被害の拡大の恐れがなく、被害が確定した後15日以内に様式 - 3に基づいて報告する。ただし、知事（災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ 被害詳細報告

保健環境・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別に指示するところに従って報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、最終報告を除き、原則として電話（ファクシミリ）をもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「非常電話」、「緊急電話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 防災行政無線による場合

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 予警報の伝達

(ウ) 災害対策本部指令及び指示

(エ) 応急対策報告

(オ) 被害状況報告

(カ) その他災害に関する連絡

エ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのＪＲ駅の通信設備を利用する。

オ 通信途絶時における措置

公衆電気電信、ＪＲ通信及び防災行政無線等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

2 府

府の地域に災害が発生したときには、府は本計画及び京都府防災規程の定めるところにより、市町村及び関係機関と密接に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 情報の収集

ア 被害報告の集計

支部は、管内区域内の市町村の被害状況を取りまとめて本部に報告し、本部は、各支部の報告を取りまとめて、これを報告する。

イ 現地調査班の派遣

本部及び支部等においては、市町村から応援を求められたときは、速やかに職員を応援又は、派遣して調査するものとする。

また、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、職員を派遣して被害情報等を把握する。

ウ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、空中写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。

(2) 情報の報告及び通報

ア 本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。関係機関と本部各部の分担は「防災関係機関と災害対策

本部各部の分担」のとおりとする。

イ 府は市町村の被害状況をまとめ、これを消防庁に報告する。この報告は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

(ア) 府は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁に報告するものとする。

(イ) 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するために概括的な情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ウ 確定報告は、応急措置完了後20日以内に災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に報告するものとする。

3 防災関係機関

(1) 情報の収集

防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに府内の被害状況を調査する。

(2) 被害状況等の報告

京都府災害対策本部が設置されたとき、市町村災害対策本部が設置されたとき、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるときの報告系統は、「防災関係機関と災害対策本部各部の分担」の分担のとおりとする。

第4節 通信手段の確保

第1 災害時の通信連絡

府、市町村、及び防災関係機関が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社及びKDDI株式会社（関西総支社）は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。府の市町村、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災対法第57条の規定により、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認められたもの。
- (11) 災対法第79条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力会社
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 孤立防止対策用衛星電話の使用

災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想される。

西日本電信電話株式会社においては、孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）を市町村役場等に常置し、孤立防止を図っているため、防災行政無線電話、加入電話等の途絶に際してはこの無線電話を活用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。

第4 JR通信設備の利用

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第6 放送の要請

知事又は市町村長が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊

急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

また、本協定第6条に基づき「緊急警報放送の要請に関する覚書」を日本放送協会京都放送局長と知事との間に締結している。

第5節 災害地調査計画

第1 計画の方針

本部は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害現地の実態を把握する必要があるときは、調査班を編成して、被害状況をはじめ、応急対策実施状況等、現地の実態調査を行う。

第2 現地調査要領

1 調査班の編成

調査班の数、構成及びその他必要事項については、事態の状況に応じて本部で決定する。

2 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策実施状況
- (4) 防災関係機関の活動状況
- (5) 住民避難状況
- (6) 現地活動のあい路
- (7) 災害地住民の動向及び要望事項
- (8) 現場写真
- (9) その他必要な事項

第3 調査報告

現地調査で得られた結果については、すみやかに本部長に報告する。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害情報の収集、報告を迅速適確に行うため、地区ごとの担当責任者、連絡先、連絡事項等を定めるものとする。

また、被害状況報告についても、担当者、報告の種類及び連絡先等を定め、各種情報は、市町村長のもとに一元化を図るものとする。

第1 災害情報の調査実施者

災害状況の調査は、関係課（班）が主体となり行うが、各地域に点在する消防機関の職団員にも依頼し、迅速に報告させるよう定める。

第2 災害情報及び被害報告

3 - 3 通信情報連絡活動計画

1 災害情報

管内の災害情報を関係機関に連絡する責任担当係、連絡先、連絡事項等について具体的に定める。

2 災害情報の収集

情報収集に万全の措置をとるため、次の連絡員を定める。

- (1) 市町村部内災害情報調査連絡員
- (2) 各区域ごとの情報調査連絡員又は協力員
- (3) 消防職団員の情報調査連絡員

3 被害状況の収集及び報告

被害の状況を取りまとめ、府及び関係先へ報告する体制を次のように定める。

- (1) 報告責任者
- (2) 連絡先
- (3) 報告の種類及び報告要領

第3 被害状況調査

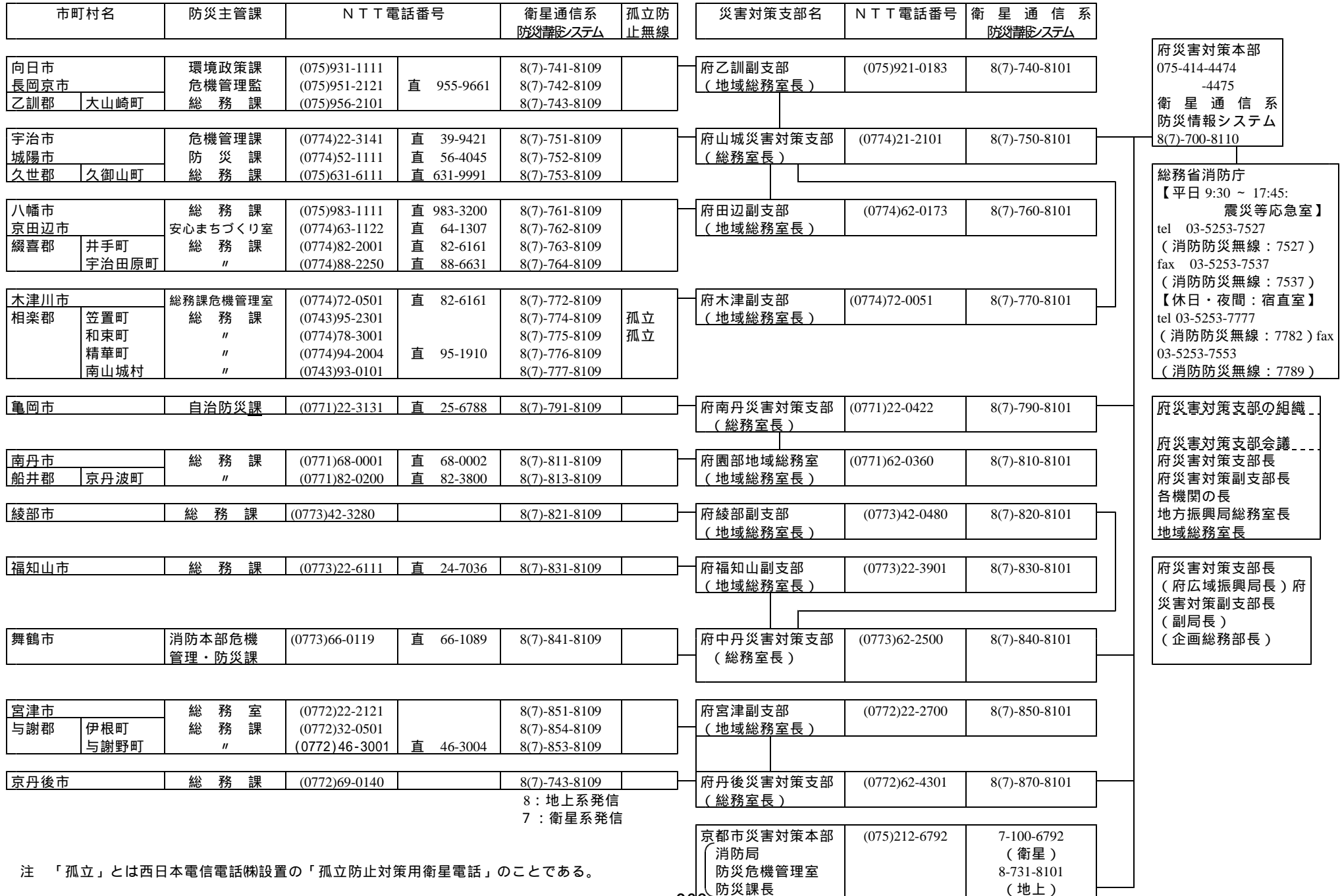
1 被害状況調査の分担

2 調査要領

3 調査報告のとりまとめ

4 被害写真の撮影

被災市町村長からの災害情報等の伝達系統



注 「孤立」とは西日本電信電話(株)設置の「孤立防止対策用衛星電話」のことである。

被害程度の認定規準

| 分類 | 用語 | 被害程度認定規準 | |
|--------|-------|--|------------------------------------|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。 | |
| | 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。 | |
| | 重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。 | |
| | 軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。 | |
| 住家被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 | |
| | 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 | |
| | 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 | |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 | |
| | 床上浸水 | 全壊・半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。 | |
| | 床下浸水 | 浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。 | |
| 非住家被害 | 非住家被害 | 住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 | |
| | 公共建物 | 官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。 | |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。 | |
| その他の被害 | 田 | 流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。 |
| | | 冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。 |
| | 畑 | 流失・埋没 | 田に準ずる。 |
| | | 冠水 | |
| | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。 | |
| | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。 | |
| | 橋りょう | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。 | |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。 | |
| | 港湾 | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。 | |

| | | |
|--------------------|-----------------------|--|
| その他 の 被 害 | 砂防 | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。 |
| | 崖くずれ | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。 |
| | 地すべり | 地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。 |
| | 土石流 | 土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。 |
| | 林地崩壊 | 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設。 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。 |
| | 被害船舶 | ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。 |
| | 水道 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。 |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。 |
| | ブロック塀等 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。 |
| | り 災 世 帯 等 | り災世帯 |
| 被災者数 | | 被災世帯の構成員とする。 |
| | 公立文教施設 | 公立の文教施設とする。 |
| 被 害 金 額 | 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。 |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。 |
| | その他の公共施設 | 公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 |
| そ の 他 | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。 |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。 |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 |

防災関係機関と災害対策本部各部の分担

| 関係機関 | 対策本部担当部・班 |
|--|------------------------|
| 第八管区海上保安本部 陸上自衛隊第7普通科連隊 郵便事業株式会社京都支店 郵便局株式会社(京都中央郵便局) 西日本電信電話株式会社(京都支店) KDDI株式会社(関西総支社) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 近畿運輸局(京都運輸支局) 日本通運株式会社(京都支店) | 調整部危機管理・防災班(防災・原子力安全課) |
| 大阪航空局(大阪空港事務所) 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(関西支社) 北近畿タンゴ鉄道株式会社 | 建設交通部交通政策班(交通政策課) |
| 日本放送協会(京都放送局) 株式会社京都放送 株式会社エフエム京都 | 管理部広報班(広報課) |
| 近畿財務局(京都財務事務所) | 調整部財務班(財政課) |
| 近畿厚生局 日本赤十字社(京都府支部) 社団法人京都府医師会 社団法人京都府看護協会 社団法人京都府歯科医師会 | 健康福祉部医療班(医療課) |
| 社団法人京都府薬剤師会 | 健康福祉部薬務班(薬務課) |
| 近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 日本銀行(京都支店) 大阪ガス株式会社(京滋事業本部) 丹後ガス株式会社 関西電力株式会社(京都支店) | 商工観光労働部 |
| 近畿農政局 | 農林水産部農産班(農産課) |
| 近畿中国森林管理局(京都大阪森林管理事務所) | 農林水産部林務班(林務課) |
| 大阪管区气象台 (京都地方气象台) (舞鶴海洋气象台) 近畿総合通信局 | 調整部危機管理・防災班(防災・原子力安全課) |
| (社)京都府エルピーガス協会 | 調整部消防安全班(消防安全課) |
| 近畿地方整備局 (淀川河川事務所) (福知山河川国道事務所) (京都国道事務所) (淀川ダム統合管理事務所) (独)水資源機構(関西支社) | 建設交通部水防班(砂防課) |
| 近畿地方整備局(舞鶴港湾事務所) | 建設交通部港湾班(港湾課) |
| 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 京都府道路公社 | 建設交通部道路総括班(道路管理課) |
| 独立行政法人都市再生機構 | 建設交通部住宅班(住宅課) |

様式 - 2

[災害概況即報]

災害名 (第 報)

| | |
|------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 振興局名 | 広域振興局 |
| 報告者名 | |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|-----|---|-----|---|------|---------|---|------|---|
| 災 害 の 概 況 | 発生場所 | | | | | 発生日時 | 月 日 時 分 | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 被 害 の 状 況 | 死 傷 者 | 死 者 | 人 | 不 明 | 人 | 住 家 | 全 壊 | 棟 | 一部損壊 | 棟 |
| | | 負傷者 | 人 | 計 | 人 | | 半 壊 | 棟 | 床上浸水 | 棟 |
| 応 急 対 策 の 状 況 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

様式 - 3 - 1

被害状況報告 (1)

災害名：

| 第 報 | 対策本部 支部 | | 月 日 時現在 | 受信 時刻 | 月 日 時現在 | 発信者 受信者 |
|----------------------------|--------------|------|---------|----------|---------|------------|
| 市町村名 | | | | | | |
| 発生年月日 | | | | | | |
| 項目 | | | 単位 | 符号 | . . | . . |
| 人的 被害 | 死者 | | 人 | (1) | | |
| | 行方不明者 | | 人 | (2) | | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | (3) | | |
| | | 軽傷 | 人 | (4) | | |
| 住 家 被 害 | 全 壊 (焼) | | 棟 | (5) | | |
| | | | 世帯 | (6) | | |
| | | | 人 | (7) | | |
| | 半 壊 (焼) | | 棟 | (8) | | |
| | | | 世帯 | (9) | | |
| | | | 人 | (10) | | |
| | 一 部 破 損 | | 棟 | (11) | | |
| | | | 世帯 | (12) | | |
| | | | 人 | (13) | | |
| | 浸 水 | 床上 | 棟 | (14) | | |
| 世帯 | | | (15) | | | |
| 床下 | | 人 | (16) | | | |
| | | 棟 | (17) | | | |
| | | 世帯 | (18) | | | |
| 人 | (19) | | | | | |
| 非住家 被 害 | 公共建物 | 棟 | (20) | | | |
| | その他 | 棟 | (21) | | | |
| そ の 他 の 被 害 | 田 | 流出埋没 | ha | (22) | | |
| | | 冠 水 | ha | (23) | | |
| | 畑 | 流出埋没 | ha | (24) | | |
| | | 冠 水 | ha | (25) | | |
| | 文教施設 | | 箇所 | (26) | | |
| | 病院 | | 箇所 | (27) | | |
| | 道路 | 冠 水 | 箇所 | (28) | | |
| | | 崩 壊 | 箇所 | (29) | | |
| | | その他 | 箇所 | (30) | | |
| | 橋りょう | | 箇所 | (31) | | |
| | 河 川 | | 箇所 | (32) | | |
| | 港 湾 | | 箇所 | (33) | | |
| | 砂 防 | | 箇所 | (34) | | |
| | 崖くずれ | | 箇所 | (35) | | |
| | 地すべり | | 箇所 | (36) | | |
| | 土石流 | | 箇所 | (37) | | |
| | 林地崩壊 | | 箇所 | (38) | | |
| | 清掃施設 | | 箇所 | (39) | | |
| | 鉄道不通 | | 箇所 | (40) | | |
| | 被害船舶 | | 隻 | (41) | | |
| | 水道 | | 戸 | (42) | | |
| | 電 話 | | 回線 | (43) | | |
| | 電 気 | | 戸 | (44) | | |
| | ガス | | 戸 | (45) | | |
| | ブロック塀等 | | 箇所 | (46) | | |
| ビニールハウス等 | | 棟 | (47) | | | |
| 農 道 | | 箇所 | (48) | | | |
| 農林水産業施設 | | 箇所 | (49) | | | |
| 畦畔崩壊 | | 箇所 | (50) | | | |
| 農作物 () | | ha | (51) | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 火災 発生 | 建 物 | | 件 | (52) | | |
| | 危 険 物 | | 件 | (53) | | |
| | そ の 他 | | 件 | (54) | | |
| り災世帯数 (全・半壊+床上浸水) | | 世帯 | (55) | | | |
| り災者数 (全・半壊+床上浸水) | | 人 | (56) | | | |

様式 - 3 - 2

被害状況報告 (2)

災害名：

| 市町村名 | | | | | | | | |
|------------|------|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 発生年月日 | | | | | | | | |
| 項目 | 単位 | 符号 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 公立文教施設 | 千円 | (a) | | | | | | |
| 農林水産業施設 | 千円 | (b) | | | | | | |
| 公共土木施設 | 千円 | (c) | | | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | (d) | | | | | | |
| 小計 | 千円 | (e) | | | | | | |
| 公共施設被害市町村 | | (f) | | | | | | |
| その 他の | 農産被害 | 千円 | (g) | | | | | |
| | 林産被害 | 千円 | (h) | | | | | |
| | 畜産被害 | 千円 | (i) | | | | | |
| | 水産被害 | 千円 | (j) | | | | | |
| | 商工被害 | 千円 | (k) | | | | | |
| | 林地被害 | 千円 | (l) | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| その他 | 千円 | (m) | | | | | | |
| 小計 | 千円 | (n) | | | | | | |
| 被害総額 | 千円 | (o) | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 災害対策本部 | 設置 | 年月日 | (p) | | | | | |
| | 解散 | 年月日 | (q) | | | | | |
| 災害警戒本部 | 設置 | 年月日 | (r) | | | | | |
| | 解散 | 年月日 | (s) | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 消防職員出動延人数 | 人 | (t) | | | | | | |
| 消防団員出動延人数 | 人 | (u) | | | | | | |
| 市町村職員出動延人数 | 人 | (v) | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| その他出動延人数 | 人 | (w) | | | | | | |
| 出動延人数合計 | 人 | (x) | | | | | | |

第4章 災害広報広聴計画（各機関）

第1節 計画の方針

京都府の地域にかかる災害について被害の状況及び応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を、府、市町村及び関係機関が迅速かつ適確に被災地住民をはじめ府民に広報を行い民心の安定と、速やかな復旧を図るものとする。

また、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、府、市町村及び関係機関は広聴活動を展開し、災害地住民の動向と要望活動の把握に努める。

第2節 計画の内容

第1 広報担当部課及び担当者の設置

各関係機関ごとに広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 報道機関に対する発表

報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について実施要領を定めておく。

発表の内容はおおむね次の事項とする。

- 1 災害の種別
- 2 発生日時及び場所
- 3 被害の状況
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難勧告指示の状況
- 6 府民及び被災者に対する協力及び注意事項

第3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求め、相互に資料の交換を行う。

第4 府民への広報要領

災害及び対策の状況は府民に協力を要請すべき事項については次の要領により広報する。

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ次の方法のうち必要にして適切な手段を講ずるものとする。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等に対し、特に報道方要請すること。
- 2 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- 3 広報紙、チラシ、ポスター及びホームページ等の情報通信環境を利用すること。

被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況が確実にゆきわたるよう広報する。

例えば、電力、ガス、水道等の復旧状況、交通機関の運行状況、河川の水防活動、災害救助活動、生活関連情報等に重点をおき、人心の安定と事故防止及び激励を含め、沈着な行動を要請する等の事項を上記に掲げた方法により迅速に行うものとする。

第5 広聴活動

- 1 被災地及び避難場所等に臨時被災相談所等を関係機関の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多く

の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

- 2 災害に関して、被災者、住民、近隣府県等からの各種の問い合わせに対しては、防災各機関において、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村地域の住民に対する災害時の広報広聴活動を迅速かつ適確に実施するための計画を、第2節に準じて詳細に定めておくものとする。

第5章 災害救助法の適用計画（健康福祉部）

第1節 災害救助法の適用基準

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、かつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- 1 市町村の区域（京都市にあっては市及び区の区域。以下この章において同じ。）内の人口に応じ、次に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

市町村人口と滅失世帯数

| 市町村の人口 | | 住家が滅失した世帯の数 |
|------------|------------|-------------|
| 5,000人未満 | | 30世帯 |
| 5,000人以上 | 15,000人未満 | 40 |
| 15,000人以上 | 30,000人未満 | 50 |
| 30,000人以上 | 50,000人未満 | 60 |
| 50,000人以上 | 100,000人未満 | 80 |
| 100,000人以上 | 300,000人未満 | 100 |
| 300,000人以上 | | 150 |

市町村人口と滅失世帯数

| 市区町村名 | 人口 | 滅失世帯数 | 市区町村名 | 人口 | 滅失世帯数 |
|-------|-----------|-------|-------|--------|-------|
| 京都府 | 2,636,092 | 2,000 | 木津川市 | 69,761 | 80 |
| 京都市 | 1,474,015 | 150 | 乙訓郡 | 15,121 | |
| 北区 | 122,037 | 100 | 大山崎町 | 15,121 | 50 |
| 上京区 | 83,264 | 80 | 久世郡 | 15,914 | |
| 左京区 | 168,802 | 100 | 久御山町 | 15,914 | 50 |
| 中京区 | 105,306 | 100 | 綴喜郡 | 18,158 | |
| 東山区 | 40,528 | 60 | 井手町 | 8,447 | 40 |
| 下京区 | 79,287 | 80 | 宇治田原町 | 9,711 | 40 |
| 南区 | 98,744 | 80 | 相楽郡 | 44,816 | |
| 右京区 | 202,943 | 100 | 笠置町 | 1,626 | 30 |
| 伏見区 | 284,085 | 100 | 和束町 | 4,482 | 30 |
| 山科区 | 136,045 | 100 | 精華町 | 35,630 | 60 |
| 西京区 | 152,974 | 100 | 南山城村 | 3,078 | 30 |
| 福知山市 | 79,652 | 80 | 船井郡 | 15,732 | |
| 舞鶴市 | 88,669 | 80 | 京丹波町 | 15,732 | 50 |
| 綾部市 | 35,836 | 60 | 与謝郡 | 25,864 | |
| 宇治市 | 189,609 | 100 | 伊根町 | 2,410 | 30 |
| 宮津市 | 19,948 | 50 | 与謝野町 | 23,454 | 50 |
| 亀岡市 | 92,399 | 80 | | | |
| 城陽市 | 80,037 | 80 | | | |
| 向日市 | 54,328 | 80 | | | |
| 長岡京市 | 79,844 | 80 | | | |
| 八幡市 | 74,227 | 80 | | | |
| 京田辺市 | 67,910 | 80 | | | |
| 京丹后市 | 59,038 | 80 | | | |
| 南丹市 | 35,214 | 60 | | | |

注 人口は平成22年10月1日国勢調査による。

- 2 京都府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,000世帯以上の場合であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記 1 の滅失世帯数の半数以上であること。
- 3 京都府の区域内で住家の滅失した世帯の数が 9,000世帯以上あって、市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
(例) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。
有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被害者の救助が極めて困難でありそのため特殊の技術を必要とするものであること。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
(例) 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合(紫雲丸遭難、第五北川丸遭難)
交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合(上高地遭難)
火山爆発又は有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合(十勝岳爆発、三宅島爆発)
群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合(弥彦神社圧死事件)
豪雪により多数の者が危険状態となる場合(昭和52.2豪雪)
山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合(山形県大蔵村山崩れ災害)

第 2 節 被災世帯の算定基準

第 1 住家の滅失の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

- 1 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。
- 2 住家が半壊、半焼したものにあつては 2 世帯をもって 1 とみなす。
- 3 住家が床上浸水又は土砂のたい積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては 3 世帯をもって 1 とみなす。

第 2 住家の滅失等の認定

1 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延面積の70%以上に達したのものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2 半壊又は半焼

住家の損壊又は焼失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3 床上浸水

上記 1、2 に該当しない場合であつて浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

4 住 家

現実にその建物を居住のために使用しているもの。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。

また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住している者はもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

5 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

また、マンションのように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯とする。

なお、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

第3節 活動計画

第1 府・市町村

災害救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- 1 市町村単位の被害状況の実態把握
- 2 災害救助法の適用基準該当の有無判定
- 3 災害救助の種類判定
- 4 災害救助実施計画の策定
- 5 救援救護活動

第2 市町村

- 1 災害に際し、市町村における災害が「本章第1節」の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第3 府

- 1 災害救助法適用の要請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市長村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、厚生労働大臣あて報告する。
- 2 災害救助法を適用したときは、すみやかに告示する。

第4節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 医療及び助産
- 4 災害にかかった者の救出
- 5 教科書等学用品の給与
- 6 埋葬
- 7 死体の搜索及び処理
- 8 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 9 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 10 住宅の応急修理

なお、京都市については、前各号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

- 1 応急仮設住宅の供与

第5節 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間及び実費弁償の基準

第1 災害救助法による救助の方法、程度、期間等

〔「資料編3 - 18 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第2 応急救助のための輸送費及び人夫費等

〔「資料編3 - 18 災害救助法による救助の方法、程度、期間等早見表」参照〕

第6章 消防活動計画

(府民生活部)

第1節 計画の方針

市町村は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、府は市町村の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2節 計画の内容

第1 消防の目的

消防施設及び人員を活用して府民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災又は地震等の災害を防除してこれらの災害による被害を軽減する。

第2 非常事態における知事の指示権

1 指示権適用の根拠及び方針

知事は消防組織法第43条の規定に基づき、地震、台風、水・火災等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、あらかじめ協定してある内容の実施その他災害防御の措置に関し必要な指示をする。

(この場合における指示は消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に添うものであること。)

2 指示の範囲

応援の派遣、災害の防御鎮圧、その他必要な事項とする。

第3 火災・災害等の情報及び報告

火災・災害等の災害が発生した場合において、主たる災害の発生した地域の市町村長は次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて報告する。府はこの情報により計画に基づいて、必要な対策を講ずるとともに、消防庁に報告する。なお、この報告をもって、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に定める火災即報とみなすものとする。

1 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)による。

2 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告するものとする。

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災(該当するおそれがある場合を含む)について火災・災害等即報要領 第1号様式により報告すること。

ア 死者3人以上が生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について報告すること。

ア 火 災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したものの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反对象物の火災
- d 建物焼損延べ面積 3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額 1 億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- a 航空機火災
- b タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- c トンネル内車両火災
- d 列車火災

(I) そ の 他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告すること

第4 消防機関等の活動状況の把握及び情報の収集調査

災害時において消防機関の活動状況を把握し適切な災害対策計画を樹立するため、市町村から次の情報を求めるとともに、必要と認める場合は、現地調査を実施する。

- 1 災害発生の日時、場所、気象状況
- 2 災害の種類、規模、被害状況
- 3 消防機関の名称、人員、機械、器具
- 4 消防機関の活動状況
- 5 災害に対する教訓

第5 市町村の消防活動計画

市町村は、大規模災害が発生した時には、消防計画に基づき、状況に応じて、迅速かつ的確に次の措置をとる。

- 1 消防職団員を中心とした災害の警戒及び防御
- 2 災害の情報収集
- 3 火災警報等の発令、伝達及び周知
- 4 住民の安全及び避難路の確保
- 5 傷病者の救急救助
- 6 応援協定等に基づく応援要請

- 第6 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3節 応援要請に関する計画

第1 計画の方針

府内において、大規模災害が発生し、被害の程度が甚大となるおそれが生じたときには、市町村長（又は委任を受けた消防長）は、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の派遣要請を行い、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容

- 1 府は、緊急の必要があるときは、市町村又は消防機関に対し、消防相互応援の実施並びにその他災害防止の措置について、必要な指示をする。
- 2 被災市町村の被害が拡大する恐れがあり、府内の市町村の消防力では対処できないと認める場合、知事は国に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 3 府は緊急消防援助隊を要請した場合、消防応援活動調整本部を設置し、消防機関活動の把握及び指示を行う。
- 4 緊急消防援助隊の応援要請に係る連絡等詳細に関しては、別途定める「京都府緊急消防援助隊受援計画」に基づき行うこととするが、市町村においても、あらかじめ次の各号に掲げる他府県応援部隊の受入に関する事項を整備しておくものとする。
 - (1) 応援要請に必要な手続きに関すること。
 - (2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること。
 - (3) 災害現場活動に係る方針に関すること。
 - (4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること。
 - (5) 補給物資の調達及び搬送に関すること。
 - (6) 災害活動の記録に関すること。
 - (7) 管内地図及び消防水利に関すること。
 - (8) 医療機関の所在地に関すること。
 - (9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること。

総務省消防庁への連絡方法

【平日9:30～17:45：国民保護・防災部防災課応急対策室】

tel 03 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7（消防防災無線：7 5 2 7）

fax 03 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7

【休日・夜間：宿直室】

tel 03 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7（消防防災無線：7 7 8 0～8 2）

fax 03 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

爆発を除く。

| | |
|----------------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県 | |
| 市町村 (消防本部名) | |
| 報告者名 | |

| | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|------------------|-----------------|------|------------------------|----------------|
| 火災種別 | 1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他 | | | | | |
| 出火場所 | | | | | | |
| 出火日時 (覚知日時) | 月 日 時 分 (月 日 時 分) | | (鎮圧日時) 鎮火日時 | | (月 日 時 分) 月 日 時 分 | |
| 火元の業態・用途 | | | 事業所名 (代表者氏名) | | | |
| 出火箇所 | | | 出火原因 | | | |
| 死傷者 | 死者(性別・年齢) | | 人 | | 死者の生じた理由 | |
| | 負傷者 重症 | | 人 | | | |
| | 中等症 | | 人 | | | |
| | 軽症 | | 人 | | | |
| 建物の概要 | 構造 階層 | | 建築面積 延べ面積 | | | |
| 焼損程度 | 全焼 半焼 部分焼 ぼや | 棟 棟 棟 棟 | 計 棟 | 焼損面積 | 建物焼損床面積 | m ² |
| | | | | | 建物焼損表面積 | m ² |
| | | | | | 林野焼損面積 | a |
| り災世帯数 | | | 世帯 | 気象状況 | | |
| 消防活動状況 | 消防本部(署) | | 台 | 人 | | |
| | 消防団 | | 台 | 人 | | |
| | その他 | | | 人 | | |
| 救急・救助活動状況 | | | | | | |
| 災害対策本部等の設置状況 | | | | | | |
| その他参考事項 | | | | | | |

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第7章 水防計画

(府建設交通部)

第1節 計画の方針

京都府の地域における水防上必要な諸活動の大綱について定める。
京都府水防計画又は水防法に規定されているとおりである。

第2節 計画の内容

第1 水防の責任

1 京都府災害対策本部建設交通部の責任

京都府地域における水防体制の確立強化をはかるとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるようにその指導に努める。

2 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、水防の第1次の責任者であり、それぞれの団体に所属する区域の水防を十分に果たさなければならない。

これは水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動等の責任を有する。

また、指定水防管理団体においては、当該団体の水防協議会に諮って、京都府の水防計画に応じた水防に関するあらゆる活動を当該団体の水防計画で定めるものとする。

第2 水防活動の組織

第3編第1章第2節及び第6節による。

第3 重要水防区域（箇所）等

京都府管内水防区域のうち、その現状から見て洪水の場合公共上に及ぼす影響が大きく、特に警戒防御をはかる必要が認められる河川について、その区域を重要水防区域（箇所）に指定する。

また、2m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。

第4 水防活動

1 水防体制

(1) 府庁における水防体制

ア 気象業務法第14条の2第1項の規定による大雨、洪水及び津波の注意報、大雨、洪水、高潮及び津波の警報、水防法第10条第2項の規定による洪水予報又は水防法第16条第2項の規定による水防警報の通知を受けたとき、及び水防法第11条第1項の規定による洪水予報、又は水防法第16条第1項の規定による水防警報をしたときは、必要に応じて建設交通部河川課及び砂防課は水防体制に移り、予警報が解除されるまでの間、情報連絡等の事務を処理する。

イ 気象業務法第15条の規定により、大雨警報の通知を受けたときは、第3編第1章の機構の下に水防事務を処理する。

ウ ア及びイ以外の場合においても、知事が必要と認めたときは建設交通部河川課及び砂防課を水防体制に移す。

(2) 土木事務所の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、又はこれらの通知がなくても、気象、水位及び雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、土木事務所を水防体制に移し、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課あるいは災害対策本部河川・砂防班に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等にあたらせるものとする。

(3) 広域振興局の水防体制

府庁における水防体制が執られる予警報、洪水予報及び水防警報の通知を受けたとき、またはこれらの通知がなくても、水防担当区域内の気象、水位、雨量等によって洪水のおそれがあると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導にあたらせるものとする。

(4) 大野ダム管理事務所の水防体制

ア 京都地方気象台又は舞鶴海洋気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は大野ダム操作規則第13条の規定に基づき洪水警戒体制に入るものとする。

イ 洪水警戒体制時においては、操作規則第14条各号の規定に基づき、災害対策本部河川・砂防班（河川課及び砂防課）、関係災害対策支部、その他関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

（府の水防体制（水防資器材）は「資料編3-20」参照）

(5) 水防管理団体の水防体制

ア 平時の巡視

水防管理者は堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 出水時の監視

水防管理者は堤防延長500mないし1,000mごとに監視1人、連絡員1人の基準で監視にあたらせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮するものとする。

ウ 水防管理者は常に気象状況に注意し、気象警報、洪水警報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておかねばならない。

エ 水防作業員は第1号信号で出勤を予期して待機し、第2号信号で出勤（一番手、二番手、三番手に分割）するものとする。

オ 一番手の出勤人員は定員の3分の1以内とする。

カ 水防管理者は、近年続発する局地的大雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず大雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については所轄の警察署と協議しておくものとする。

（水防管理団体一覧は「資料編3-21」、水防管理団体の水防体制（水防資器材）は「資料編3-22」参照）

(6) ため池、用水頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制

ア 平時の巡視

ため池、用水頭首工、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員 1 名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 監視員は平常工作物の点検をなし、出水時の操作に支障ないようにしなければならない。

ウ 出水時の監視

前項の各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名を置き、水防作業を必要とするときは直ちに水防管理者に連絡できるよう体制をととのえておくこと。

エ 鉄道線路その他重要公共施設の川上にあたるため池の管理者はため池を操作する場合又は決壊のおそれのあるときは最寄りの駅その他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

(7) えん堤管理者の水防体制

洪水期には特にえん堤管理規定を厳守すること。

えん堤管理者は洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道線路に影響を及ぼすおそれがあるものについては、あらかじめ、所轄 JR 機関と連絡方法等について協定しておくこと。

2 水防管理団体の出動について

(1) 非常配置

各水防管理団体は水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。ただし、水防上緊急を要するときは、知事は水防法第30条に基づき指示することができる。

(2) 出 動

水防管理者は、次の場合直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者にあらかじめ定められた計画に従い、出動させ警戒にあたらせる。

ただし、水防団員等の出動の指示に当たっては、安全に十分配慮して行うものとする。

ア 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。

イ ため池堤体に漏水が生じ、決壊のおそれがあるとき。

ウ 地震による堤防の漏水、沈下及び津波のおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めるとき。

(3) 出動の援助協力

ア 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は現地に責任者をおくものとする。

イ この場合、責任者は、目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプによりその位置を明確にしておくこと。

3 出動、水防開始、堤防及びため池等の異常に関する報告

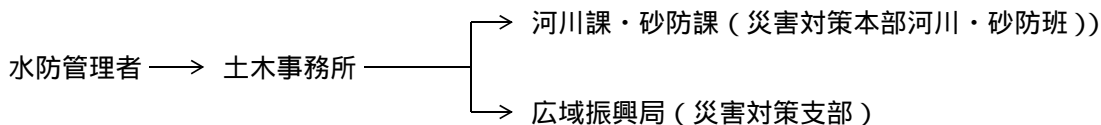
(1) 次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア 水防団及び消防機関が出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

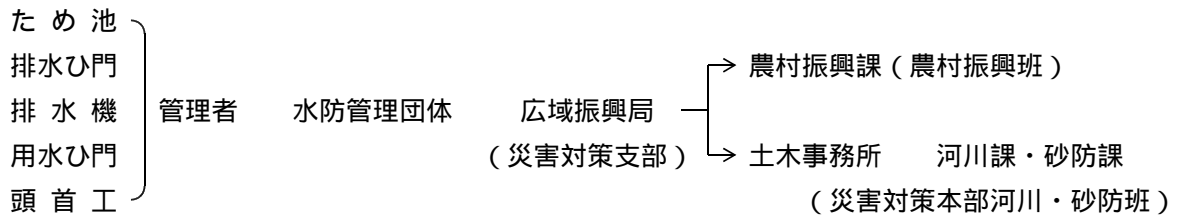
ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

連絡系統図



- (2) ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）次の系統により報告すること。

連絡系統図



4 決壊等の通報

堤防あるいはため池が決壊し、又はその恐れのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体においては、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び広域振興局、はんらんする方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所においては、これを直ちに河川課・砂防課、警察、その他必要箇所に連絡するものとする。

5 避難のための立ち退き

(1) 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

(2) 立ち退きの指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

第5 水防活動報告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく別途水防計画に定める様式により5日以内に土木事務所経由、知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

水防職団員の体制を強化し、その活動が迅速、適確に実施されるよう必要な計画を定めるものとする。

第1 雨量・水位の通報連絡

府土木事務所と緊密な連絡を行い、収集した資料を直ちに土木事務所に通報するとともに必要な情報の収集伝達の組織を定める。

第2 水防活動体制

水防活動を迅速かつ規律ある団体行動にするための体制を定める。

第3 水防用資材の位置及び輸送等

水防倉庫の位置を明確にし、水防資材の輸送及び補充について搬送の方法を定める。

第4 公用負担

水防のため、緊急の必要があるときは水防管理者が水防の現場において公用負担の権限を行使できるが、この行使について必要事項を定める。

第 8 章 避難に関する計画

(各 機 関)

第 1 節 避難勧告等

第 1 実施責任者

避難準備情報、避難勧告、避難指示の実施責任者は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

1 避難準備情報

国通知「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」

2 避難勧告 災害全般について 市町村長（災害対策基本法第 60 条）

3 避難指示

(1) 洪水

ア 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）

イ 水防管理者（水防法第 29 条）

(2) 地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）

(3) 災害全般

ア 市町村長（災害対策基本法第 60 条）

イ 警察官（警察官職務執行法第 4 条第 1 項、災害対策基本法第 61 条）

ウ 自衛官（自衛隊法第 94 条）

エ 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）

第 2 避難勧告等

1 市町村長の避難準備情報、避難勧告、避難指示

災害による被害発生の恐れがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市町村長は避難準備情報を発令する。

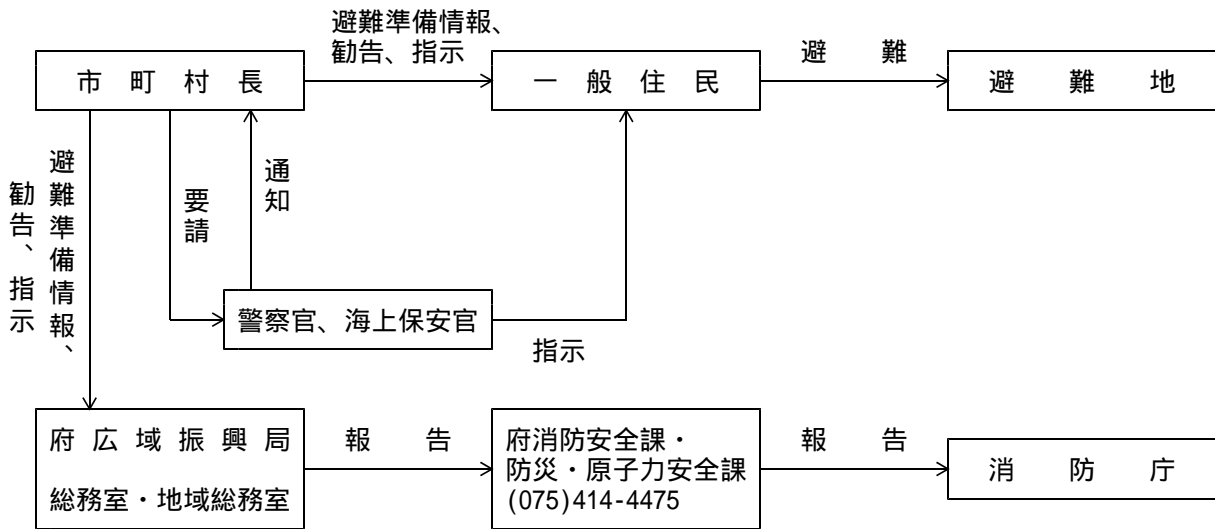
災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

市町村長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令したときは速やかに知事に報告する。報告を受けた知事は国及び関係市町村へ情報伝達する。

また、市町村長による避難の勧告・指示ができないとき又は市町村長から要請があったときには、警察官、海上保安官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難勧告等の連絡系統を次に示す。

避難準備情報、避難勧告、避難指示の連絡系統



2 知事の勧告又は指示

- (1) 災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が当該市町村長に代わって1の全部又は一部を実施する。
- (2) 知事は、市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。
- (3) 知事は、1の市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継ぐ。
- (4) 知事は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知する。

3 警察官の指示（災対法第61条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

4 海上保安官の指示（災対法第61条）

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態において市町村長が指示できないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、海上保安官は自ら立ち退きを指示する。
- (2) この場合、海上保安官は直ちにその旨市町村長に通知する。

(3) 第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部の指導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められる事態においては第八管区海上保安本部、舞鶴海上保安部は次の指導連絡を行う。

- ア 在港船舶に対する避難勧告指導
- イ 航行中の船舶に対する通報連絡
- ウ 遊泳者・磯釣者に対する通報連絡

5 自衛官の指示（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にいらない場合に限り、避難等の措置をする。

6 洪水のための指示（水防法第29条）

災害に伴う洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた府の職員又は水防管理者は、立退き又はその準備を指示する。水防管理者が指示する場合には当該区域を管轄する警

警察署長にその旨を通知する。

7 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

災害に伴う地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命をうけた職員は必要と認める区域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。この場合、当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知する。

第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条の規定に従い市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。

また、同条第2項及び第3項並びに第73条の規定に従い警察官、海上保安官、自衛官又は知事は、市町村長の代行をすることができる。

第2節 避難の周知徹底

第1 避難の勧告等の伝達方法

1 避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

2 住民への周知徹底は、広報無線、消防無線、拡声装置、携帯電話、メール等によるほか、あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。

3 できるだけ住民を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

第3節 避難の誘導及び移送等

警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

第1 避難の順序

- 1 避難、立退きの誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び病傷人等を優先して行う。
- 2 災害が発生した時に、先に災害を受けると予想される地域住民者の避難を優先する。

第2 移送の方法

- 1 避難、立退きに際する移動及び輸送は、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力では不可能な場合には、市町村が車両、舟艇等を配置して行う。
- 2 被災地が広範囲にわたって大規模な移送を必要とし、市町村において処置できない時は、関係支部へ連絡して応援要請する。

第3 携帯品の制限

避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な

移動ができるよう指導する。

第4節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第5節 避難所の開設等

第1 避難所の開設

市町村長は災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。災害救助法を適用したときは、知事の通知に基づき市町村長が実施する。

なお、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

また、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

第2 避難所の運営管理

1 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行う。

2 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

3 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第3 災害救助法による避難所開設基準等

1 対象

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者

2 設置方法

学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが普通とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、バラックを仮設する。

- 3 開設期間
災害発生から7日間

第4 災害救助法による福祉避難所開設基準等

- 1 対象
高齢者、障害者、乳幼児等避難所生活に何らかの支障をきたす者
- 2 設置方法
社会福祉施設等を利用して設置するが、この施設等が不足する場合は、公的な宿泊施設又は、旅館等を利用する。
- 3 開設期間
災害発生から7日間

第6節 避難者健康対策

(府健康福祉部)

第1 計画の方針

避難生活の長期化による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

第2 実施責任者

避難者の健康対策は、関係機関の協力を得て、府及び市町村がそれぞれの役割に応じ連携し実施する。

第3 体制の整備

- 1 府保健所を中心に市町村、府精神保健福祉総合センター、府家庭支援総合センター、府児童相談所、関係機関などとの連携を図り、協力体制を確保する。
- 2 被害の程度に応じて、隣接する保健所、他府県の自治体に支援を求める。
- 3 府保健所長は、地域の避難者の健康対策を推進するため、地域のニーズを踏まえ、府精神保健福祉総合センター、府児童相談所、関係機関などから派遣される関係職員を構成員とする支援チームを組織し、その活動を指導する。

第4 保健活動の実施

被災住民の健康相談等に対応するため、保健師、栄養士等による巡回健康相談チームを編成し、救護所及び福祉事務所等関係機関と連携しながら、被災者の健康保持のため以下の事業を行う。

1 活動体制

- (1) 市町村(京都市を除く)は被災者の状況等、被害の状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、避難者の健康保持を図るため、必要な保健サービスの復旧を図る体制づくりに努め、保健所に協力要請を行う。
- (2) 府保健所は、活動計画の作成、巡回健康相談チームの編成及びスタッフへの日々の活動内容の指示を行う。
- (3) 本庁は、他府県の自治体等に対して巡回健康相談チームの支援スタッフの派遣依頼を行う。

2 事業内容

- (1) 避難所等における巡回健康相談、被災地における一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導及び健康調査

ア 避難生活の長期化に伴う健康障害の予防、高齢者、妊産婦、障害者、難病患者、人工透析患者やその他疾病を持った人の健康状況の悪化防止のために、巡回健康相談・栄養相談を実施するとともに、救済所等と連携し、適切な治療に繋げる。

イ 被災地の一般家庭・仮設住宅入居者への訪問指導を通じて被災者のニーズを把握し、関係者関係機関に情報提供を行うとともに、福祉との相互調整を図り、被災者に対して必要な保健・医療・福祉のサービスが受けられるように調整、支援を行う。

ウ 被災者の健康調査（栄養調査、歯科検診等）を、関係機関の協力を得て行い、潜在的な健康障害を早期に発見し、所要の措置を行う。

(2) 健康教育・健康づくりの集い等の開催

ア 被災者が相互交流できる場を設定し、必要な健康情報を提供しながら、被災者のニーズに合わせた健康教育、健康相談を行う。

第5 精神保健対策の実施

1 医療を必要とする避難者への対策

(1) 精神科救護所の設置

医療中断した被災患者に対し診療の機会を提供するため、各府保健所に精神科救護所を設置（必要に応じて、他府県に精神科医療チームの派遣を要請）するとともに、医師等専門家で構成する巡回診療チームを編成し、各避難所等において巡回診療を行う。

(2) 診療情報の管理

医療機関の開設状況、空床情報等の情報の集中管理を行うため、府精神保健福祉総合センターに情報センターを設置する。

情報センターは、当該センターに集約された情報を府保健所及び医療機関に対し、定期的に提供し、医療中断した被災患者等の医療の確保に資する。

2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策

(1) 関係者による支援組織の編成

府精神保健福祉総合センターを中心に、医療、保健、福祉、教育等の関係者で構成する支援組織を編成し、被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに府保健所、市町村等が行う活動を支援する。

ア 知識の普及・啓発

イ 巡回相談の実施

ウ 相談電話の設置

エ アルコール問題等への対応

(2) 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

(3) 心のケアチームの派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）を派遣し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うものとする。

第7節 広域避難収容

府、市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕又は都道府県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第8節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第9節 駅、地下街における避難計画

駅、地下街においては、浸水や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 発災時の応急体制の整備

災害が発生した場合に、府及び関係防災機関は、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

1 府の活動体制

第3編第1章第2節第1「災害警戒本部の設置」に基づき、災害警戒に当たるとともに、災害の規模に応じて、同編同章第6節「災害対策本部の設置及び閉鎖」、緊急消防援助隊又は広域緊急援助隊の派遣要請、同計画編第31章「職員派遣要請計画」に基づく指定行政機関、指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣要請を行うものとする。

2 府警察本部の活動体制

(1) 警備本部等の設置

- ア 初動体制の確立
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 警察部隊の応援派遣要請

(2) 警察部隊の編成

- ア 警察本部で編成する部隊
 - 一般部隊
 - 交通部隊
 - 特科部隊

イ 警察署で編成する部隊

警察本部に準じて部隊編成を行う。

3 市町村等の活動体制

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

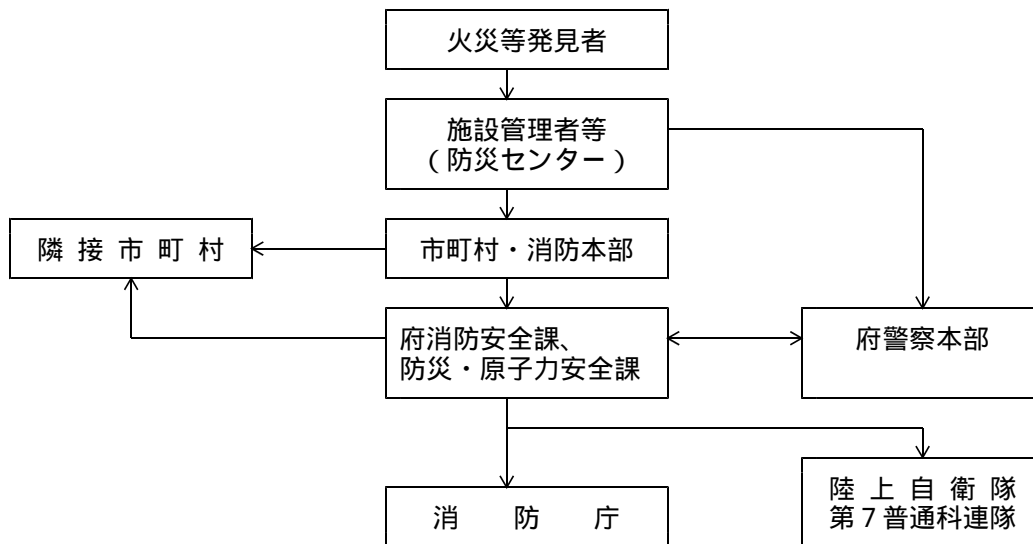
4 鉄道事業者の活動体制

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 情報連絡体制の確立
- (3) 鉄道関係各業種従事者の駅従事者に対する活動支援

5 地下街管理者の通報連絡体制の確立

- (1) 防災センターと消防機関等との通信手段を確保する。
- (2) 災害情報の収集・連絡系統図を次に示す。

地下街における災害情報の収集・連絡系統



第2 関係事業者の応急対策

1 鉄道事業者の応急対策

災害が発生した場合には被害を最小限にとどめ、速やかに災害復旧に当たり、旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

2 地下街管理者の応急対策

- (1) 市町村、消防本部及び府警察本部に被害情報等を伝達する。
- (2) 停電に対して自家発電による非常電源への切替を行う。
- (3) 自衛消防組織等による消火、救助救出活動を指示する。

3 地下街事業者の応急対策

- (1) 自衛消防組織等が消火、救助救出活動、被災者の搬送に当たる。
- (2) 被害状況等について地下街管理者に連絡する。

4 関西電力(株)の応急対策

- (1) お客さまサービス及び治安維持上原則として送電を継続する。ただし、浸水、倒壊等により送電を継続することが危険であり、事故を拡大するおそれがある場合、又は運転不能が予測される場合は送電停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 二次災害の防止に配慮しながら、電力供給施設の応急復旧に努める。

5 大阪ガス(株)の応急対策

- (1) 災害時に、災害の拡大を防止するためにガス供給を停止する。
- (2) 二次被害の防止に配慮しながら、ガス供給施設の復旧を行う。

第3 駅及び地下街利用者の避難誘導

1 市町村等の活動

市町村長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の勧告又は指示を行う。

2 鉄道事業者及び地下街管理者の避難誘導活動

- (1) 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第9章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

第1節 計画の方針

府及び市町村等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

(大規模地震発生時の例)

| | 発災 | 1 h | 2 4 h | 7 2 h |
|-------------|----|--|------------------------|----------------------|
| 想定される外出者の行動 | | ターミナル駅周辺や繁華街等で多くの人が滞留 安全な場所を求めて移動 被害状況の確認・家族の安否確認 | 徒歩帰宅の準備(情報の入手、飲料水等の調達) | 帰 宅 |
| 必要とされる対策 | | 駅構内等の情報提供・落ち着いた対応の呼びかけ 滞留者を安全な場所へ誘導 災害伝言ダイヤル等の運用開始 | 災害時帰宅支援ステーションの開設 | 帰宅が困難な観光客・帰宅困難者の一時受入 |

第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

- 1 「むやみに移動を開始しない」ことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2 交通情報の提供・一時収容施設等の提供

1 駅での情報提供

- (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し避難施設等の情報を提供する。
- (2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
- (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

2 帰宅支援拠点等の提供

- (1) 帰宅支援拠点は、市町村と連携し公共施設や民間事業所を問わず安全な施設を確保する。
- (2) 帰宅支援拠点の収容能力には限りがあるため、災害時要配慮者(高齢者・乳幼児・障害者・妊産婦)の受入を優先する。

第3 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

府内のホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時収容を要請する。

第5 各機関、団体の役割

| 機 関 名 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 府 | 鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページや京都府危機管理webを通じて、府民に提供する。 緊急速報エリアメールによる注意喚起 避難誘導・交通規制 |
| 市 町 村 | 駅周辺の一時収容施設等の情報提供 避難施設の開設・運営 観光関係団体との連携 |
| 関西広域連合 ・隣接府県 | 他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 主要駅での滞留者に係る情報提供 |
| 近畿運輸局 | 所管区域の総合的な交通の情報提供 代替輸送の速やかな認可 |
| 鉄道事業者 | 運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の情報の提供 他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線情報の提供 バスによる代替輸送手段の確保 |
| 西日本電信電話 株式会社 | 災害用伝言ダイヤル(171)の運用 特設公衆電話の設置 |
| ラジオ、テレビ等 放送報道機関 | 観光客保護・帰宅困難者向けの情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況) |

第10章 食料供給計画

〔 府 健 康 福 祉 部 〕
〔 府 農 林 水 産 部 〕
〔 近 畿 農 政 局 生 産 部 〕

第1節 計画の方針

被災者等に対して速やかに食料供給ができるよう、供給・調達その他必要な事項を定める。

第2節 食料供給の実施方法

第1 実施責任者

食料の供給は市町村が行うものとする。府は被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。市町村及び府は、第2編第19章第3節の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

なお、災害救助法を適用した場合は、知事又は知事の通知に基づき市町村長が実施する。

第2 食料の供給系統

- 1 市町村があらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた集配予定地の中から、当該災害に係る集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。

なお、緊急で市町村集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りではない。

- 3 集配地は、設営者が近隣市町村やボランティアの協力を得て管理、運営する。

第3 食料供給の対象者

- 1 避難所、救護所等に収容されている被災者
- 2 住家被害で炊事のできない被災者
- 3 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- 4 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第4 食料供給の内容

炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第3節 給食に必要な米穀の確保

第1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努めるものとする。

3 - 10 食料供給計画

- 2 市町村長は、卸売業者（支店等）及び広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

第2 災害時における米穀の調達

- 1 市町村長は、当該市町村内の米穀小売業者からの調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を、広域振興局長を経由して、知事に要請するものとする。
- 2 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。
知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。
知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- 1 市町村長は、給食に必要な米穀の数量を広域振興局長を経由して、知事に報告するものとする。
- 2 1の報告を受けた知事は、第2に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。
米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、生産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- 3 政府所有米穀の供給についての手続きは次のとおりとする。
ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書」等により行う。
イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有米穀売買契約書」を締結する。
ウ 知事又は知事の指定する引き取り人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、市町村長に対して供給を行うものとする。

第4節 その他の食品の調達

知事は、市町村長からの要請があった場合、実費であつ旋するものとする。
また、供給すべき食品が不足し、調達の必要がある場合には、農林水産省に物資の調達を要請するものとする。

第5節 要請・連絡系統

食料の要請、調達、あつ旋等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第6節 輸 送

食料の輸送は、事情の許す限り当該物資の調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第7節 災害救助法による炊出しその他食品の給与基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第8節 家畜飼料の供給

災害予防計画に基づき、災害地域周辺の農業協同組合等の取扱団体に備蓄された飼料を供給し不足を生じた場合は、全国農業協同組合連合会京都府本部と緊密な連絡のもとに措置する。

さらに政府関係機関とも協議して政府手持飼料についてもあつ旋するものとする。なお、一般民間業者保有飼料については、社団法人京都府配合飼料価格安定基金協会を通じて飼料メーカー等と調整する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 当該市町村内の販売業者の手持状況等の把握

第2 政府米保管倉庫及び近畿農政局消費安全部地域課との連絡体制

第3 調達・連絡の計画

第4 炊出しの計画

- 1 実施責任者
- 2 炊出しの方法及び各種の協力団体
 - (1) 現場責任者
 - (2) 応急炊出し（給食可能人員）
 - (3) 業者からの購入
- 3 炊出しの応援要請
- 4 炊出しの食品衛生
- 5 炊出しの施設、器材の状況

炊出し場はできる限り避難所に併設することが望ましいので、適当な場所を選定するとともに、炊出しに必要な器材も事前に把握しておく。

第5 その他による食品の供給計画等

第11章 生活必需品等供給計画

近畿経済産業局
府府民生活部
府健康福祉部
府商工労働観光部
府総務部
府警察本部
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品及び応急復旧資材の確保と供給を迅速、円滑に実施し、災害時に不安混乱を生じないように調達の計画および配分要領等を定めるものとする。

第2節 実施責任者

生活必需品の供給は、市町村が行うものとする。府は、被災市町村の要請があった場合又は必要と認める場合、隣接市町村等関係機関の協力を求め、必要な措置を実施する。

市町村及び府は、第2編第19章の計画に定めるところの調達・供給体制を速やかに確立する。

第3節 物資調達計画等

第1 生活必需品等の種類

本章において生活必需品等とは、次の品目をいう。

- 1 被 服 下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
- 2 寝 具 毛布・布団等の類
- 3 日用品等 石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ゴミ袋等の類
- 4 食 器 等 紙コップ・はし・鍋等の類
- 5 光熱材料 マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

第2 応急復旧資材

本章において応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス・セメント・木材・畳・トタン板・ベニヤ板・くぎ・針金・かわら等の類

第3 物資調達方法

- 1 被災市町村は、備蓄物資の提供及び調達協定を締結するなどによりあらかじめ把握している事業者からの迅速な調達に努めるものとし、当該市町村のみで調達できない場合は、府に対し物資の供給あっ旋を要請する。
- 2 京都府は、関係機関の協力を得て、事前に各種物資の保有業者、物資名及び在庫数量を把握し、要請があった場合には直ちに調達あるいはあっせんのできる体制を確立しておくものとする。
- 3 京都府は、府の地域に必要な物資の備蓄倉庫を設け、輸送及び配分が迅速に行われる体制を確立しておくも

のとする。

現在備蓄倉庫の設置は、第2編第19章第3節で定めるとおり。

- 4 京都府は、府の地域内において物資の欠乏を生じたときは、近畿経済産業局又は他府県と緊密な連絡をとり必要物資の確保と搬入をはかるものとする。
- 5 物資の要請、あつ旋、調達等の連絡系統は、第2編第19章第3節に示すとおりである。

第4 物資の供給系統

- 1 市町村は、あらかじめ指定した集配予定地の中から、被災地の状況、交通状況等を考慮して、集配地を定め、当該集配地を経由して物資を避難所等に輸送、供給する。
- 2 災害の規模が甚大な場合には、府はあらかじめ定めた集配予定地の中から、集配地を定め、当該集配地を経由して市町村の定める集配地に輸送する。
なお、緊急で市町村の集配地を経由するいとまがないと認められるときは、この限りでない。
- 3 集配地は、設営者が近隣市町村や災害ボランティアの協力を得て管理、運営する。

第4節 災害救助法による生活必需品等の給（貸）与基準及び配分要領

第1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第2 物資配分要領

- 1 災害救助法による物資配分は、知事が各市町村の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- 2 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ各市町村に輸送する。
- 3 物資を受領した市町村長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。
なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、いやくも限度額を超えて配分しないよう注意すること。

第5節 輸 送

物資の輸送は、可能な限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところにより輸送する。

第6節 応急復旧資材の調達あつ旋

第1 市町村から要請される応急復旧資材については、京都府において調達のあつ旋を行う。

第2 近畿中国森林管理局管内の主要貯木場に年間を通じて、7,000㎡の災害復旧用材を備蓄し、府の要請によりすみやかに提供できるよう措置する。

第7節 暴利行為等の取締り

災害発生に伴い、生活必需物資の急激な需要の増大から暴利、売り惜しみ、買い占め等が予想されるので、関係法令の適切な運用と取締りを行い一般府民の経済的不安の除去に努める。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

被災者に配分する生活必需品等の確保と供給を迅速確実に実施するため、特に給（貸）与の責任分担と協力者等による配分計画を定めるものとする。

第1 実施責任者

災害救助法を適用した場合の物資輸送は知事が行い、被災者に対する支給は、法第30条第2項の規定に基づき、知事の補助執行者として市町村長が行うことになるので、受領、配分の責任者を明確に定める。

第2 給（貸）与の方法

- 1 物資の配分計画の樹立
- 2 物資の集積場所
- 3 支給要領

地区ごとに物資支給責任者を定め、被災者への支給が迅速、適確に行われるよう詳細な要領を定める。

第12章 給水計画

(文化環境部)

第1節 計画の方針

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、応援協定締結先の市町村等の協力を得て実施するものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が市町村相互間の連絡調整を行い、関西広域連合及び社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努めるものとする。

また、知事は状況に応じ、国（自衛隊を含む）、他府県の関係機関に対して広域的な支援の要請を行う。
なお、給水の連絡系統を、「給水の連絡系統」に示す。

第2 応急給水の基本方針

- 1 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧の状態にあわせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- 2 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、水道事業者、災害ボランティア等の外部支援者の受入れ体制を整備する。

第3 応急給水の水源

1 主要水源

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

2 補助水源

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽などの水を必要に応じ、井戸替え、ろ過、消毒し、水質検査を行って供給する。（「井戸に対する塩素消毒薬基準注入量」参照）

3 外部水源

被災地において確保することが困難なときは、被災地周辺の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

第4 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、移動式浄水装置、パック水製造装置等については、被災地の給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、被災地周辺水道事業者等、他府県、自衛隊などの応援を受けて確保する。

第5 応急給水方法

1 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、市町村役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

2 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

3 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等についてはラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

第6 市町村における対策

1 災害発生時に備え、次の事項についてあらかじめ、その体制をたてる。

(1) 水道施設関係

ア 隣接市町村に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ 気象庁の気象情報に対処し、災害が予想される時は低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について関係者によく熟知させる。

オ 事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2) その他

ア 災害時給水活動の円滑を期するため、平時より給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ 飲料水の消毒薬品（晒粉、次亜塩素酸ソーダ、塩素等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようなその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるようにできる限り多く備える。

2 発生時対策措置

(1) 水道施設関係

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2) その他

ア 被害地において水道施設がなく井戸等を利用している場合及び水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ 井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し（別表基準量の10～20倍使用）水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が0.2mg / l以上検出されるようにする。

ウ 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第7 災害救助法による飲料水の供給基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

ただし、供給期間については、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

第2節第6に定めた計画に基づきその対策を定めるものとする。

応急給水の目標水量等

| 災害発生からの日数 | 目標水量 | 住居からの運搬距離 | 用途 |
|-----------|-------------------|------------|---|
| 3日まで | 3l / 人・日 | 概ね 1000m以内 | 生命維持に最小限必要 (飲料等) |
| 4～10日 | 20l / 人・日 | 概ね 250m以内 | 日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面等) |
| 11～21日 | 100l / 人・日 | 概ね 100m以内 | 数日周期の生活に最小限必要 (飲料、水洗トイレ、洗面 風呂、シャワー、炊事等) |
| 22～28日 | 被災前給水量 (約250l) | 概ね 10m以内 | ほぼ通常の生活 (若干の制約はある) |

注 住居からの運搬距離は、可能な限り短くなるように努める。

井戸に対する塩素消毒薬基準注入量

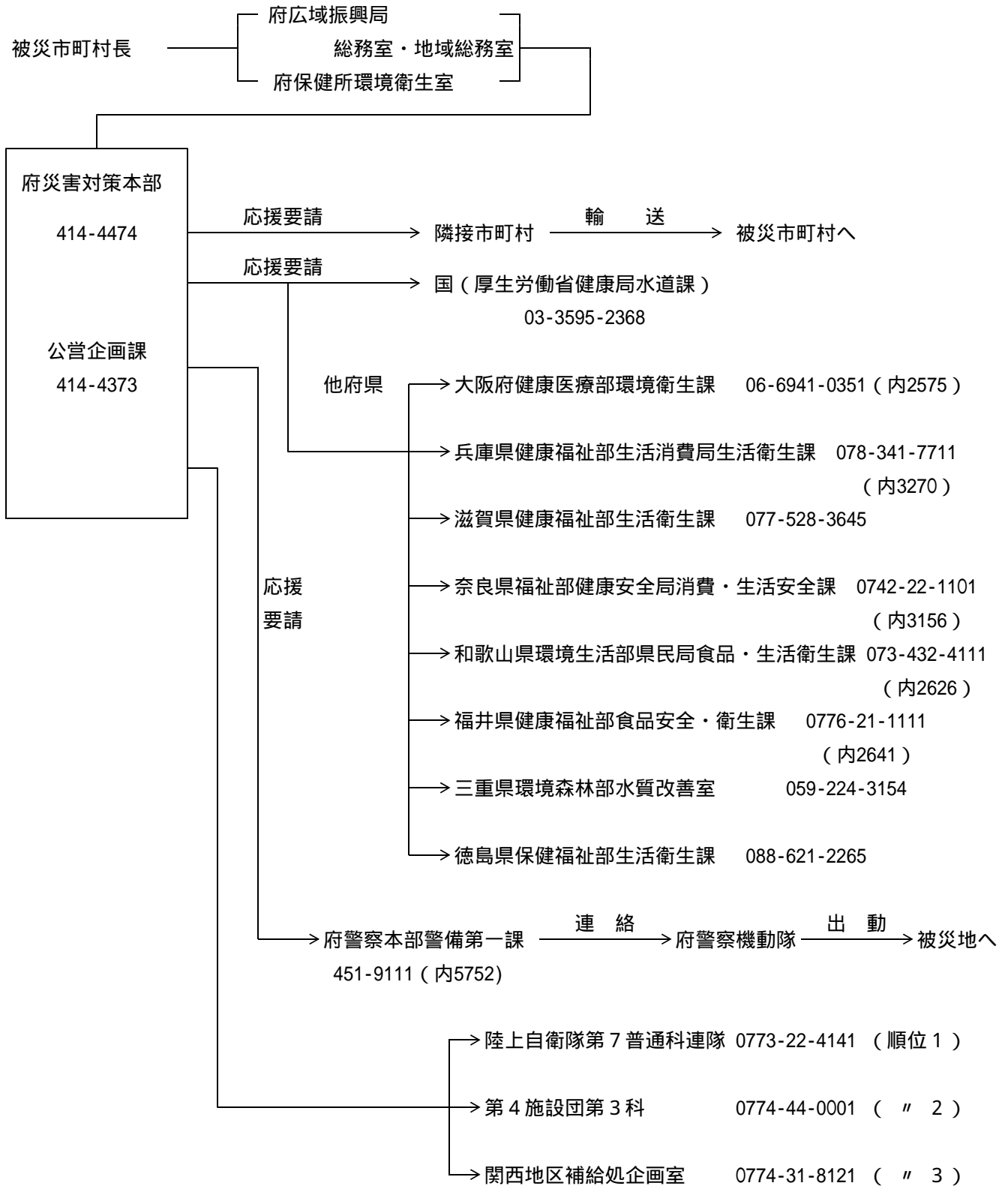
例 10%有効塩素含有次亜塩素酸ソーダ液を使用したときの基準注入量はおおむね次表のとおりである。(ただし注入率 1mg / l)

| 水深 | 井戸の口径 | | | |
|------|-------|------|------|------|
| | 1.0m | 1.5m | 2.0m | 2.5m |
| 0.5m | 4g | 9g | 16g | 25g |
| 1.0m | 8g | 18g | 32g | 50g |
| 1.5m | 12g | 27g | 48g | 74g |
| 2.0m | 16g | 36g | 63g | 99g |
| 2.5m | 20g | 45g | 79g | 123g |
| 3.0m | 24g | 54g | 95g | 148g |
| 3.5m | 28g | 63g | 110g | 172g |
| 4.0m | 32g | 71g | 126g | 197g |
| 4.5m | 36g | 80g | 145g | 221g |
| 5.0m | 40g | 89g | 157g | 246g |

注1 水質の状況により注入率を増すときは上表より算出する。

2 実際にあたっては井戸の汚染状況により塩素の消費量が異なるので残留塩素を確認して注入率を決めること。

給水の連絡系統



注1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。

2 府災害対策本部設置後は、市町村からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。

第13章 住宅対策計画

府建設交通部
府健康福祉部
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には府又は市町村の公共施設等を利用して避難所とし収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第2節 被災住宅に対する措置

第1 一般住宅に対する措置

一般民間住宅については、災害直後における措置として、次の第3節による応急仮設住宅の建設、第4節による住宅の応急修理を実施するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度について、指導にあたりるとともに、直ちに当該融資に必要な業務をあわせて行う。

第2 公営住宅に対する措置

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により、公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合に事業主体が公営住宅の再建又は補修（既設公営住宅の復旧）を行うときは、公営住宅法第8条の規定により、国は、復旧に要する費用の一部について補助することができることになっている。

1 対象

災害による被災の規模等に係る要件は設けられていないが、一戸当たりの復旧費が11万円以上で合計額が290万円以上（ただし、市町村においては190万円以上）となる場合について国庫補助の対象となっている。

2 査定及び補助率

事業主体が既設公営住宅の復旧計画を有する場合は、国により滅失（再建設費）及び補修費の査定を受ける。補助率は復旧に要する費用（再建設費が標準建設費を超えるときは、標準建設費とみなす。）の1/2である。ただし、激甚災害の場合は補助率のかさあげが行われることになっている。

3 復旧の手順

- (1) 災害現況の現地調査
- (2) 既設公営住宅復旧計画書の提出
- (3) 再建設費、補修費及び宅地復旧費の査定

第3節 応急仮設住宅

第1 仮設住宅の建設

一般災害については、市町村長が建設し、災害救助法を適用した（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）災害については、知事が建設する。市町村及び京都府においては、平常においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておくものとする。

知事は、応急仮設住宅の建設に当たって住宅建設業者のあっせんその他の協力を得るため、社団法人プレハ

建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しておくものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に当たっては、高齢者・障害者等仕様住宅も含めた必要戸数の確保に努める。対象等の基準については「資料編3 - 18」に示すとおり。

第2 既存公的施設の利用

京都府及び市町村においては、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資するものとする。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については応急仮設住宅として取り扱うものとする。

第3 民間住宅・旅館等の利用

京都府においては、一時居住住宅として民間住宅やホテル・旅館等を民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

このため、京都府においては、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておくものとする。

第4 仮設住宅等の供与

1 応急仮設住宅、既存公的施設及び民間借上施設（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者の選考にあたっては、十分な調査を基とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力その他の生活条件を十分調査のうえ決定するものとする。

2 応急仮設住宅等は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであるため、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあっせん等を積極的に行うものとする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第4節 住宅の応急修理

一般災害については、住宅所有者が行うものとし、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）自らの資力により応急修理できない者等に対しては日常生活に欠くことのできない部分に限定して、知事が応急修理を行う。

対象等の基準については、「資料編3 - 18」に示すとおり。

第5節 建築資材の調達

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に要する木材等の調達は、第3編第10章に定める計画によって行うが、特に必要が生じたときは国有林野産物（木材等）の減額販売を受けることができる。

この場合、京都府は、近畿中国森林管理局と連絡を密にし、国有林材の販売を最大限に活用するものとする。

(参 考)

国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和30年3月24日農林省令第15号）（抄）

（災害救助の場合の譲渡）

第15条 森林管理署長及び森林管理局長は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき救助が行われた場合において、国有林野産物を都道府県がその救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防で、その災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、その国有林野産物をその都道府県又は市町村に時価から五割以内を減額した対価で譲渡することができる。

第6節 市町村地域防災計画で定める事項

災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理が迅速かつ的確に行われるよう、その方策を定めるものとする。

第1 応急仮設住宅

- 1 入居者選考の機関の設置（入居者の決定は知事が行うが、市町村長はその補助機関として）
- 2 建設予定地の選定（平常においてあらかじめ選定しておく。）

第2 住宅の応急修理

- 1 修理を実施する際の対象戸数の選定方法

第14章 医療助産計画

〔 府健康福祉部
日本赤十字社
(社)京都府医師会 〕

第1節 計画の方針

災害により、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機関が混乱した場合において、負傷者等の医療及び助産の万全を期する。

第2節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、市町村が応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）市町村の要請があった場合及び府が必要と認めた場合には府が行う。

また、府は状況に応じ、国（自衛隊を含む）他府県等の関係機関に対して広域的な支援の要請を行うものとする。

第3節 計画の方法及び内容

第1 医療の方法及び内容

医療は原則として救護班により行う。ただし、患者の症状又はその状況により必要と認められるときは、基幹災害医療センター及び地域災害医療センター又は医療機関に移送する。

また、その医療内容は、診療、薬剤の投与又は治療材料の支給、処置、手術、施術、看護等の応急的な医療とする。
（府内救急告示病院一覧は「資料編3 - 17」参照）

第2 救護班の編成

1 救護班は、医師、薬剤師、看護師及び補助員、運転員をもって編成することとし、その編成に当っては、被災地域の状況を勘案し広域的な編成に努めることとする。救護班は、災害対策本部の指示を受けた基幹災害医療センター及び地域災害医療センターが編成することとし、その救護班編成数は次のとおりである。

| | |
|---------|-----|
| 京 都 府 | 18班 |
| 日赤京都府支部 | 15班 |
| 京都府医師会 | 26班 |

2 府は市町村から応援要請のあった場合、又は必要と認めるときは、被災市町村へ救護班を派遣し、被災地の負傷者の応急処置を行い、重病傷者は後送医療機関に移送するものとする。後送医療機関については、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターが公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部付属病院、民間病院、医師会等関係医療機関と連携して対処する。

3 日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、被災市町村へ救護班を派遣し、前記の2に準じて対処する。

4 公立・公的病院、国立病院機構病院、京都大学医学部付属病院（前記2及び3に該当する病院は除く。）は、府の要請があった場合、救護班を編成して応援出動に応じる。

5 京都府医師会は、府の要請があった場合、救護班を編成し、救護所において応急的な医療を行う。

- 6 救護班は、原則として、自動車編成とし、基幹災害医療センター及び地域災害医療センターに備蓄している災害用救急医薬品等及び徒歩行動用リュックサック並びに次の資材を携行する。

診療録、死亡届、出生届、感染症発生届、医療用品等資器材一覧、トリアージタグ及び使用簿

第3 緊急災害医療チームの派遣

- 1 府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、市町村から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、予め定めた医療機関に対して、被災市町村へ緊急災害医療チームを派遣するよう指示する。
- 2 緊急災害医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うものとする。また、こうした活動に必要な資機材を携行する。

第4 応援要請の連絡系統

被災市町村から府に応援要請をする場合の連絡系統、被災市町村から府を通じて公立病院等に応援要請する場合の連絡系統及び空輸のための応援要請をする場合の連絡系統を「市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統」、「市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統」及び「空輸のための応援要請をする場合の連絡系統」に示す。(市町村別救急自動車数及び救急隊員数は「資料編3-17」参照)

第5 救護所

状況により第一次的には、最寄りの府保健所を救護所とするほか、日本赤十字社京都府支部所有の移動救護所用具並びに基幹災害医療センター及び地域災害医療センターの資材により、仮設救護所を設置する。また、災害が激甚の場合は、小学校、公民館等適当な施設を選定して救護所を開設する。

第6 助産等

- 1 妊婦は、原則として医療機関又は助産施設に移送して適切な処置を行う。交通途絶等により医療機関又は助産施設に収容できない場合は、仮設救護所に移送する。
- 2 人工透析を必要とする腎不全患者や難病患者等については、関係機関の協力を得る中で患者の所在を把握するとともに、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

第7 医薬品等の供給

1 医薬品等供給体制の確保

- (1) 府は、医薬品等関係業者の協力を得て、医薬品等の安定した供給体制を確保するとともに、医薬品等集積所を設置する。
- (2) 府は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、備蓄医薬品、救護医薬品等の配分を行うとともに調達する。

2 医薬品等集積所

- (1) 医薬品等集積所は、他府県等からの救護医薬品、調達医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び搬送の拠点となる広域集積所と被災地内に設置する現地集積所とする。
- (2) 現地集積所は、救護班等の医薬品等の需給状況を把握し、必要な医薬品等を府に要請し、広域集積所から搬入された医薬品等を保管の上、要請に応じ救護班等に配分する。
- (3) 医薬品等集積所における医薬品等の取扱いには、府薬剤師会等関係団体の協力を得て、薬剤師等を当てるものとする。

3 救護班が使用する医薬品の補給

救護班が使用する医薬品等の補給には、府の備蓄医薬品等を活用し、必要に応じ医薬品等関係業者から調

達する。

4 医療機関が使用する医薬品等の供給

被災地の医療機関への医薬品等の供給については、医薬品等関係業者が対応することを原則とするが、状況に応じて府の備蓄医薬品等を供給する。

第8 輸血用血液製剤の供給

災害時に、緊急に多量の血液が必要になる場合には、府は日本赤十字社京都府支部等の協力を得て輸血用血液製剤の供給を行う。さらに災害の状況に応じては、血液の確保を図るために次の措置を講じる。

- 1 被害の軽微な地域にて献血を受ける。
- 2 血液がなお不足する場合には、隣接する日本赤十字社府県支部に応援要請して、他府県等から血液の供給を求める。
- 3 血液を空輸する必要が生じた場合には、自衛隊に支援を要請する。

第9 災害救助法による医療基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第10 災害救助法による助産基準

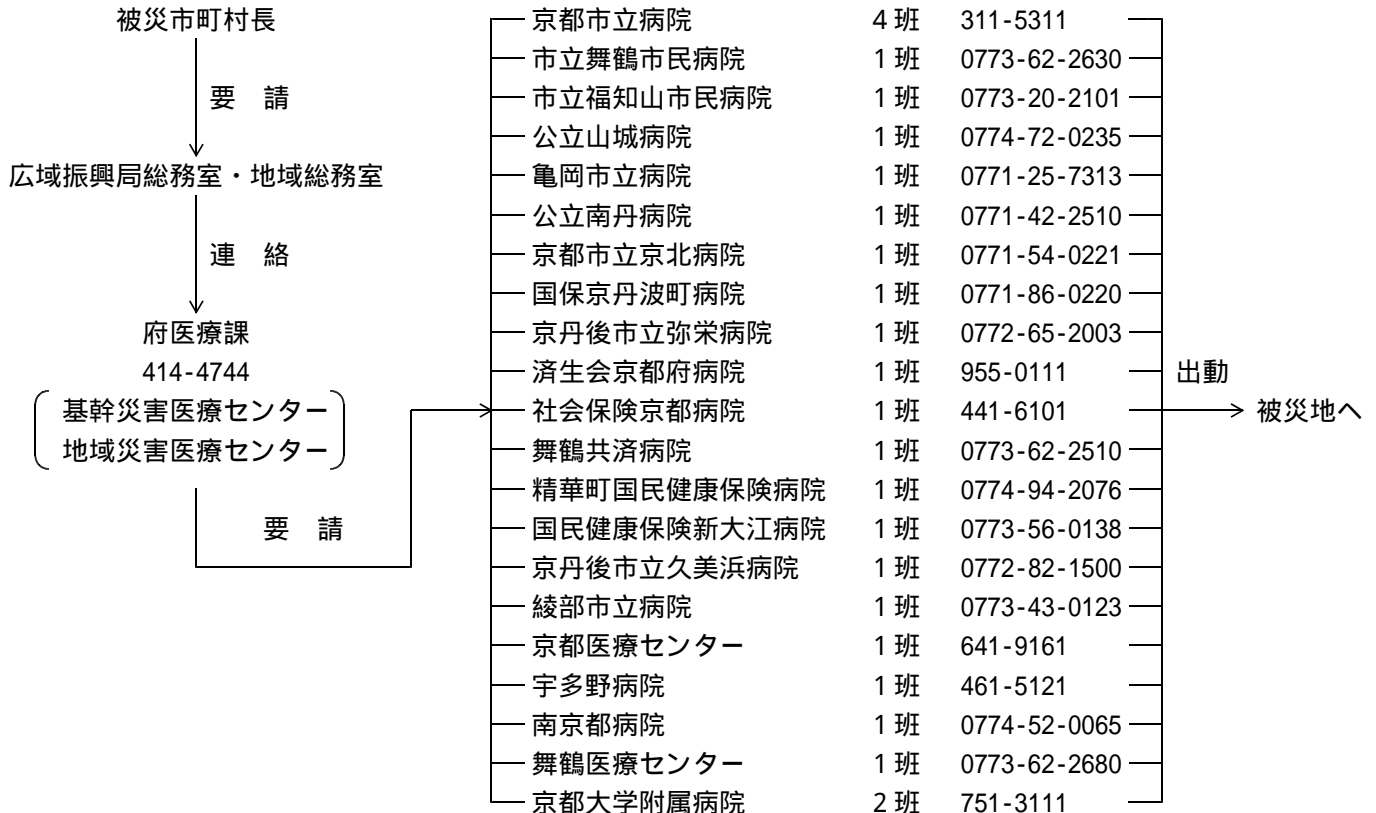
「資料編3 - 18」に示すとおり。

市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統



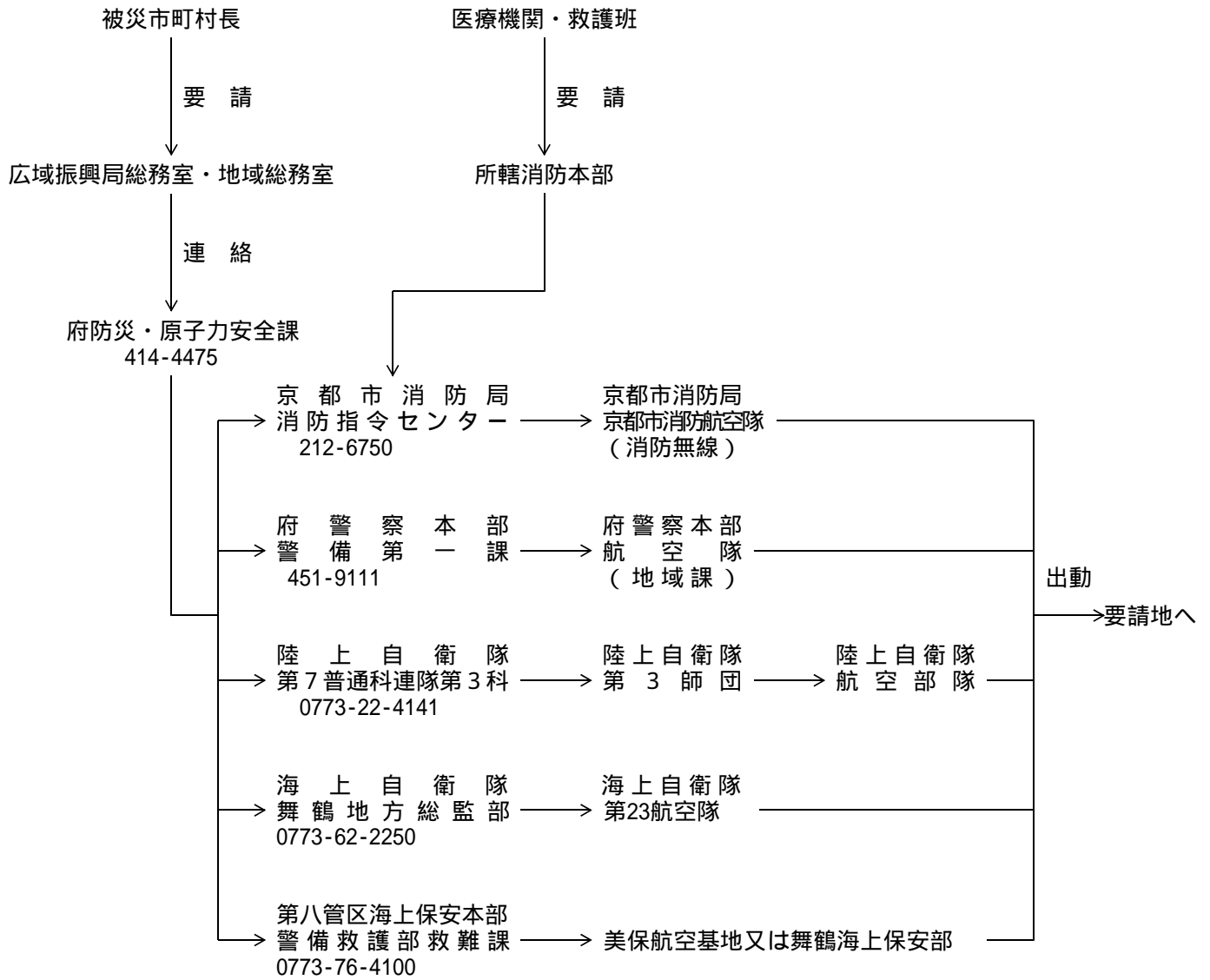
- 注 1 京都市が応援要請をする場合は、直接府災害対策本部又は担当主管課あて行うものとする。
- 2 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請についてはすべて府災害対策支部を通じ、府災害対策本部あて行うものとする。
- 3 府立医大の救護班の連絡員又は運転員、車両は府災害対策本部で調整する。

市町村から府を通じて国公立病院等に応援要請する場合の連絡系統



- 注 救護班の編成は、おおむね次の人員により編成する。
- 医師 1 薬剤師 1 看護師 2 連絡員 1 運転員 1
- 〔 日本赤十字社京都府支部の編成はおおむね次のとおりとする。 〕
- 医師 1 看護師長 1 看護師 2 主事 1 運転員 1

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

第1節 防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部・府農林水産部）

第1 計画の方針

災害発生時には廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の発生及び流行を未然に防止し、防疫対策上万全の措置を講ずる。

食品の衛生対策については、市町村と連携し、（社）京都府食品衛生協会、食品製造業界等の関係団体の協力も求めて、食品の調達・支給状況を把握し、その衛生確保を図る。

また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2 防疫活動

防疫活動は、災害の規模が甚大でその活動が長期化する場合等には必要に応じて、防疫班を編成して行うものとする。

1 府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

感染症の発生防止のため、滞水地域、家屋密集地域、避難所その他衛生条件の良くない地域を重点に健康調査を行う。健康調査の結果、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し検便等健康診断受診の勧告・措置を行う。

(2) 感染症が発生したとき又はその恐れのあるときの措置

発生状況を調査し、感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄及び多数の人の集合する場所に予防上必要な設備を設置する等の防疫措置を講ずるとともに、清潔方法、消毒方法、家庭用水（井戸水）の消毒等必要な防疫指導を行う。

(3) 感染症患者の入院勧告等

感染症患者が発生した場合、感染症法に基づく入院の勧告等必要な措置を行う。

(4) 市町村への対応

市町村から要請があった場合、防疫用薬品のあっ旋又は調達、提供を行う。

災害が発生し、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府が近隣市町村の協力を得て実施する。

(5) 備蓄資材等

ア 防疫用薬品

京都府医薬品卸協会との委託契約により塩化ベンザルコニウム液をランニングストック方式により備蓄する。

イ 防疫用機械

防疫用動力噴霧器等を府保健所に配備する。

2 市町村が実施する対策

(1) 消毒等の実施

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合は、これを未然に防止するため、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所等の消毒等防疫活動を行う。

災害のため防疫機能が著しく阻害され、市町村が行うべき防疫業務が実施できないときは、府に実施を要請する。

3 - 15 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

(2) 備蓄資材等

防疫活動に必要な防疫用薬品及び防疫用機械を備蓄・配備するとともに卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立しておく。

(3) 感染症患者の入院勧告等

保健所を設置する市（京都市）においては、入院の勧告等必要な措置を行う。

第3 食品衛生活動

1 災害発生初期の対策

関係機関及び関係団体は相互に連携し、協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 良好な製造所の確保及び適切な輸送・管理の確保

食品の調達・支給に当たっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所における食品衛生確保（病院・ホテル等避難者が一時滞在する施設に関しても、これに準じて取り扱う。）

避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき避難所における食品の衛生管理を行う。

(3) 炊き出しによる食事提供時における衛生確保

市町村等炊き出し実施者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき炊き出し時における衛生管理を行う。

2 二次対策

保健所は、初期対策に引き続き、関係機関の協力を得て、被災者への食品衛生に係る啓発等の二次対策を講ずる。

(1) 被災者への啓発

避難所入所等被災者に対し、適正な食品管理について啓発を図る。

(2) 食品関係施設の被災状況の把握及び状況に応じた改善指導

食品関係施設の被災状況を把握し、必要に応じ、食品関係施設に対し「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき施設改善を指導する。

第4 家庭動物の保護及び収容対策

1 実施機関

災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。

2 実施方法

(1) 放浪している動物を保護し、収容する。

(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。

(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。

(4) 飼養されている動物に餌を配布する。

(5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。

(6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。

(7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

第5 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、家畜保健衛生所（4か所）を主体として検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

第2節 し尿処理対策計画

第1 災害により発生するし尿処理の対策について定める。

第2 内 容

1 府の措置

- (1) 市町村からの要請により、府内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (2) 被災市町村や府内市町村でし尿の処理を行うことが困難である場合は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請する。
- (3) 大規模災害時に、市町村から要請がある場合は、仮設トイレを斡旋する。

2 市町村の措置

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 消毒剤等の資機材の準備及び確保

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(4) 府等への応援要請

ア し尿の処理に必要な人員、処理運搬車両又は処理能力が不足する場合には、近隣市町村に応援要請する。

イ 近隣市町村で応援体制が確保できない場合には、府に対して、広域的な支援の要請を行う。

第3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- 1 実施責任者
- 2 清掃班の編成
- 3 し尿処理の方法
- 4 仮設トイレの保有・調達
- 5 資機材の保有・調達
- 6 し尿処理施設の応急復旧
- 7 その他必要な事項

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画（府健康福祉部）

第1 計画の方針

災害による被災者特に遺族の精神的な安定を図る上からも関係機関、団体と緊密な連絡をとり、早急に死亡者に対する対策を実施する。

第2 遺体の搜索

1 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者

3 - 15 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

2 搜索の実施

- (1) 実施主体 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- (2) 協力機関 市町村長は、必要に応じ消防機関、警察官、海上保安官等及び地域住民に協力を要請することができる。
- (3) 機材借上 市町村長は、搜索に必要な機械器具を借り上げるものとする。

3 災害救助法による基準

「資料編 3 - 18」に示すとおり。

第3 遺体の処理

1 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体

2 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 救護班
- ウ 処理場所 市町村が借り上げ、指定した場所

(2) 遺体の一時安置

- ア 目的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- ウ 安置場所 市町村は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておくものとする。
なお場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。
また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

(3) 検 案

原則として救護班により行う。

警察官、海上保安官が死体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則又は海上保安庁死体取扱規則等の諸規程に基づき検視その他所要の措置を行う。

3 災害救助法による基準

「資料編 3 - 18」に示すとおり。

第4 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

2 埋火葬の実施

- (1) 実施者 市町村（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長村長が実施する。）
- (2) 方法 土葬又は火葬
- (3) 留意点

ア 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

イ 事故死等による遺体については警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

ウ 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査に当たる。

エ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

3 埋火葬体制の整備等

- (1) 府は、市町村相互間及び近隣府県との協力のもとに、災害時における遺体の円滑な火葬を支援するための広域的な協力連携体制を確立するとともに、災害時には市町村と連携して、広域的な埋火葬の実施を支援する。
- (2) 府は、多数の遺体の搬送を円滑に行うため、関係業者との連携による霊柩車等の確保、自衛隊、警察等の協力によるヘリコプターの活用等の措置を講ずる。
- (3) 府は、遺体の保存及び円滑な埋火葬の実施のため、民間事業者との連携により必要な資材を確保する。

4 災害救助法による基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第5 災害救助法の適用された市町村以外の地域に漂着した遺体の取扱い

1 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できる場合

- (1) 漂着地の市町村は、直ちに災害救助法の適用市町村長に連絡して、関係市町村長に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては、知事に遺体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じ、知事の指揮を受けて、漂着地の市町村長が埋火葬又は遺体の処理を行うものとする。

- (2) 他府県に漂着したときは、府から漂着地の市町村に対し、前号の例による措置を依頼するものとする。

2 漂着した遺体が当該災害によるものと推定できない場合

漂着地の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)」の定めるところに従って、その遺体を措置する。

措置した後において、その遺体の漂着が当該災害によるものと判明した場合、判明時期が当該救助の実施期間内であるときは、法による救助の実施となみして取り扱うものとする。

第6 国及び近隣府県等への協力依頼

被害者が多く、府において対応しきれないときに備え、府は、国、近隣府県等とあらかじめ協議し、別途協議要請手順を定めるものとする。

第7 市町村地域防災計画で定める事項

市町村長は、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び遺体の収容、処理、埋火葬の実施に関する計画を定めるものとする。

1 遺体の搜索

- (1) 実施者及び方法
- (2) 応援要請の方法、内容

市町村のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び隣接市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に応援を要する場合には、次の事項を提示する。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

ウ 応援を要請する人数、舟艇及び器具等

2 遺体の収容処理

3 - 15 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

(1) 実施者及び方法

(2) 変死体の届出

(3) 関係者への連絡体制

遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を組むこと。

(4) 遺体の処理

(5) 検索から埋火葬許可証発行までの処理体制

遺体の処理、検索、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮すること。

3 遺体の埋火葬

(1) 実施者及び方法

(2) 関係者への連絡

(3) 応援要請

4 機械器具の確保等

第16章 救出救護計画

府 府 民 生 活 部
 府 健 康 福 祉 部
 府 警 察 本 部
 第八管区海上保安本部
 日本赤十字社京都支部
 陸上自衛隊第3師団
 陸上自衛隊第7普通科連隊
 陸上自衛隊第4施設団
 海上自衛隊舞鶴地方總監部

第1節 計画の基本方針

災害発生後、被災者の生命・身体の安全を守るため、府及び市町村をはじめ、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等の関係機関が、緊密な連携のもと、迅速・的確に救出救護活動を行うための計画について定める。

第2節 計画の内容

第1 救出救護の対象

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

第2 救出救護の方法

救出救護の方法は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

第3 活動拠点の確保

- 1 府及び被災した市町村は、関係機関の部隊の展開、宿営等の確保を図るものとする。
- 2 国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を関係機関の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなどの支援を行うものとする。

第4 資機材等の調達等

- 1 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 2 府及び被災した市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救出救護のための資機材を確保するものとする。

第5 活動の調整

- 1 府及び市町村の災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行うものとする。

- 2 関係機関は、府及び市町村の災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第6 惨事ストレス対策

救出救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第7 災害救助法による救出の基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第3節 市町村地域防災計画で定める事項

災害のため、生命・身体が危険な状態にある者、又は行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、若しくは生死が不明の状態にある者に対する救出救護のための計画を策定する。

- 1 救出救護の方法
- 2 活動拠点の確保
- 3 資機材等の調達等
- 4 活動の調整
- 5 惨事ストレス対策

第17章 障害物除去計画

府健康福祉部
府建設交通部
近畿地方整備局
第八管区海上保安本部

第1節 計画の方針

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路の確保を図る対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 住宅関係障害物除去

1 除去活動の実施要領

- (1) 障害物の除去は、市町村が行う。
- (2) 第一次的には、市町村保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、府（土木事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

2 災害救助法を適用した場合の障害物除去の基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第2 河川、ダム関係障害物除去

河川、ダムの障害物については、それぞれの管理者が処理する。

第3 航路障害物除去

- 1 漂流物、沈没物その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。
- 2 水路が損壊し又は水深に異状を生じたと思われる場合は、応急的な水路の検測及び啓開を行う。

第4 道路障害物除去

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ国土交通省、関係市町村、所轄警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

第 18 章 廃棄物処理計画

(府文化環境部)

第 1 節 計画の方針

被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。

第 2 節 計画の内容

第 1 府の施策

- 1 府は、発災直後から、被災市町村の処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、情報収集を行うとともに、環境省に報告する。
- 2 府は、被災市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、府内市町村及び関係団体に対して、広域的支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、必要に応じ他府県に対する支援要請及び環境省に対する全国的な支援要請を行う。

第 2 市町村の施策

- 1 被災市町村は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 2 被災市町村は、処理施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。
- 3 被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合には、府に支援を要請する。
- 4 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- 5 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所等の衛生の向上を図る。
- 6 被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。
- 7 被災市町村は、廃棄物（がれき）の処理に当たって、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量の廃棄物（がれき）の最終処分までの処理ルートの確保を図る。
- 8 被災市町村は、応急活動後、処理・処分の進捗状況を踏まえ、廃棄物（がれき）の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第 3 節 市町村地域防災計画で定める事項

第 2 節第 2 に定めた計画に基づき、その対策を定めるものとする。

第19章 文教応急対策計画

(府文化環境部・府健康福祉部・府教育庁)

第1節 計画の方針

第1 方針

災害発生時における文教応急対策については、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、情報の収集・伝達、施設・設備の緊急点検等、学校等における安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力等について万全を期する。

第2 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 市町(組合)立学校については市町村長又は組合管理者(委任を受けている場合は市町(組合)教育長)
- 3 私立学校については当該学校長及び当該園長(以下「校長」という。)
- 4 市町村に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

第1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

第2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話、ファックス等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害が発生する恐れがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

第1 学校における安全対策

- 1 在校時の対策

児童生徒等の在校時に発災した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

2 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

3 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

4 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

第2 学校以外の教育機関における安全対策

学校以外の教育機関においては、災害の状況に応じ、利用者の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

第5節 教育に関する応急措置

第1 授業の中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

第2 私立学校等

私立学校については、本節の計画に準拠して検討し、自主的に対策計画を策定できるよう指導する。

第3 施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第4 私立学校

被害状況について関係機関の協力を得て調査し処理する。

第5 学用品の調達及び配分

1 災害救助法が適用された場合

(1) 教科書

ア 教育部は市町(組合)立学校以外の公立学校(国立大学法人及び独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。)及び私立学校の補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

イ 市町(組合)立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。

(2) 文房具及び通学用品

ア 教育部は市町(組合)立学校以外の公立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。

- イ 文化環境部文教班は私立学校の補給必要品数をまとめ、直接調達、配分を実施する。
- ウ 市町（組合）立学校については、市町村長が直接調査、調達、配分を実施する。
- エ 府立特別支援学校の小学部及び中学部については、教育部が直接調査、調達、配分を実施する。

(3) 学用品の給与基準

「資料編 3 - 18」に示すとおり。

2 災害救助法が適用されない場合

(1) 教科書

ア 市町（組合）教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から 1 か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

イ 府立学校の児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

(2) 文房具及び通学用品

文房具及び通学用品の補給については、災害救助法が適用された場合の要領に準じて行う。

第 6 学校給食の対策

学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、財団法人京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

第 7 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

第 8 教職員の補充確保

教職員の被災に伴う補充措置について、与えられた権限内において市町（組合）教育委員会が措置し、必要な場合には府教育委員会に派遣を要請する。

第 9 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第 6 節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

第 1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

第 2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第7節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し市町村災害担当部局等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等を活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

第8節 府立学校の防災体制

第1 災害の発生が予想される場合、また災害発生時における学校の防災体制については、各学校ごとの防災に関する計画等により災害対策本部教育部（災対支部）の指示に基づき所要の人員を配置する。所要の人員数については、絶えず災害対策本部と連絡調整すること。

第2 市内府立学校については本部直轄とする。

第3 京都市以外府立学校については災害対策支部に所属する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 気象及び災害情報の収集・伝達に関する事項

第2 施設・設備の緊急点検等に関する事項

第3 児童生徒等の安全対策に関する事項

第4 教育に関する応急措置に関する事項

第5 保健衛生及び危険物等の保安に関する事項

第6 被災者の救護活動への連携・協力に関する事項

第20章 輸 送 計 画

府健康福祉部・近畿運輸局京都運輸支局
 府総務部・第八管区海上保安本部
 府警察本部・西日本旅客鉄道株式会社
 日本通運株式会社

第1節 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及び海上輸送等の対策について定める。

第2節 輸送力の確保

第1 京 都 府

- 1 京都府の公用車については、総務部入札課で集中管理し、各部の要請に応じる配車要領等の細部については、災害対策本部各部活動計画において定めるものとする。
- 2 府が市町村から輸送の確保について要請を受けたとき及び府公用車に不足を生じたときは、近畿運輸局京また、必要のある場合は、ヘリコプター、自衛隊等他の関係機関にも協力を要請する。
 なお、自衛隊への要請については、第3編第30章第5節に、また、他の連絡系統は「輸送計画の連絡系統」に示したとおりである。

第2 市 町 村

市町村は、それぞれの防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合は、府に対して調達・あっ旋を要請する。

第3 府警察本部

現有の車両、舟艇を常に点検整備し、状況に応じて各署配置の車両及び舟艇を統制して輸送の円滑効果的な運用をはかるほか、不足を生じたときは必要な借上げ調達を行う。

第4 近畿運輸局（京都運輸支局）

防災業務計画等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、府の要請等により、輸送機関等に対し、調達のあっ旋を行う。

第5 第八管区海上保安本部

傷病者、被災者、医師、その他救済活動に必要な人員、資材、器材及び救援物資の緊急海上輸送を行う。
 その連絡系統は別図のとおりである。

第6 日本通運株式会社

近畿運輸局京都運輸支局と連絡を密にし、緊急、代行輸送体制及び集配体制を確立し会社の公共的使命の遂行に万全を期する。

第3節 輸送の方法等

第1 実施機関

輸送は、応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、災害が激甚のため実施機関において確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2 輸送の方法

輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 トラック、バス等による輸送
- 2 船舶、舟艇による輸送
- 3 鉄道等による輸送
- 4 航空機、ヘリコプターによる輸送
- 5 人力等による輸送

第3 輸送の要請

応急対策実施機関所有のものを使用してもなお不足する場合は、民間又は他機関及び自衛隊所有の車両、船舶あるいは航空機等を使用又は借上げるものとする。この場合おおむね次の事項を明示して要請するものとする。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集合場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第4節 西日本旅客鉄道株式会社

西日本旅客鉄道株式会社は、府等関係機関の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策用人員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

< 要請窓口 >

| 区 分 | 昼 間 | 夜 間 |
|-------|--------------------------------------|---|
| 京都支社 | 総務課 (075)682-8004 鉄道電話(078)3921 | 新大阪総合指令所 運輸指令 (06)6373-6159 鉄道電話(071)2530 |
| 福知山支社 | 総務企画課 (0773)22-4303 鉄道電話(077)3921 | 運輸指令所 運輸指令 (0773)23-8616 鉄道電話(077)2544 |
| 大阪支社 | 総務課 (06)6627-8208 鉄道電話(074)3623 | 京都支社の夜間と同じ |
| 金沢支社 | 総務課 (076)253-5204 鉄道電話(065)3422 | 輸送指令 (076)253-5261 鉄道電話(065)2531 |

第5節 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）

第1 権限の委任

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認は、交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下この節において「交通規制課長等」という。）において行う。

第2 確認に関する手続

1 確認の申請

交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、緊急通行車両確認申請書（別記第1号様式。以下この節において「確認申請書」という。）及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出させるものとする。

2 確認証明書の交付

確認申請書を受理したときは、その申請に係る車両が、第2編第24章第2節に規定する「緊急通行車両として確認を行う車両」に該当する場合は、次の要領によること。

- (1) 緊急通行車両等確認申請受理簿（別記第2号様式）に、各所属別の確認番号を付し所定の事項を記載する。
- (2) 災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章（別記第3号様式）に所定の事項を記入の上、申請者に交付する。
- (3) 災害対策基本法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）に各所属別の確認番号を付し、所定の事項を記載の上、申請者に交付する。

3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証（別記第5号様式）の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認を行う。

- (1) 確認申請があった場合は、他に優先して再確認を行う。この場合において、必要な審査は省略する。
- (2) 確認申請においては、届出済証を提出させるとともに、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行う。

第3 緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項

緊急通行車両として通行を認める区間・期間及び指導事項については、次のとおりとする。

1 通行を認める区間

緊急通行車両証明書の通行経路欄は、通行を認める区間を必要最小限の範囲とするため、個々具体的に記載すること。

2 通行を認める期間

緊急通行車両として通行を認める期間は、当該災害の規模、態様、被災状況、道路の復旧状況等を勘案して弾力的に運用することとなるが、反復継続して同一の区間を通行するものについては、5日を限度とすること。

3 指導事項

- (1) 標章の裏面に記載した注意事項及び条件を遵守させること。
- (2) その他事案に応じて必要と認める事項

第4 警察本部交通班への連絡

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、第2の2及び3により標章及び緊急通行車両確認証明書を交付したときは、速やかに、警察本部交通班へ連絡すること。

第6節 災害救助法による輸送基準

「資料編3 - 18」に示すとおり。

第7節 人員及び救助物資等の輸送

第1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として市町村が実施する。

第2 救助物資等の輸送

救助物資等の輸送は、府の関係部局がそれぞれの所管に従い、市町村の協力を得て実施する。

第3 輸送機関等の協力

JR及び私鉄等は、車両の増発等を行って府の援助活動に協力する。

第8節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における輸送体制を確立するため、府及び隣接市町村並びに関係機関と密接な連絡協調を図って具体的な対策を定めるものとする。

第1 輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設等の状況を勘案した具体的方法を定める。

第2 車両等の確保

1 市町村車両等の確保

2 車両の要請

市町村内で車両等の確保が困難な場合、府及び隣接市町村へ協力を要請する要領を定める。

3 人力による輸送

へん地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については人力による輸送方法を定める。

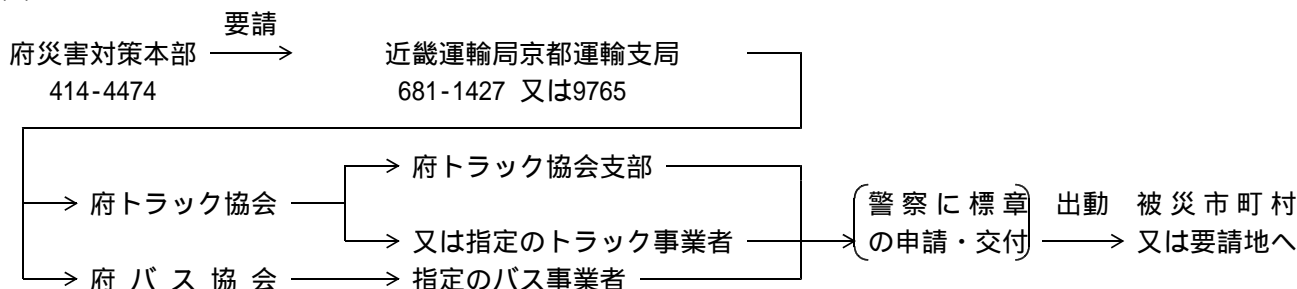
第3 ヘリコプター発着及び物資投下可能地点の選定

航空機輸送に備えヘリコプター発着地及び物資投下可能地点を選定し、その場所、面積等必要事項を定める。

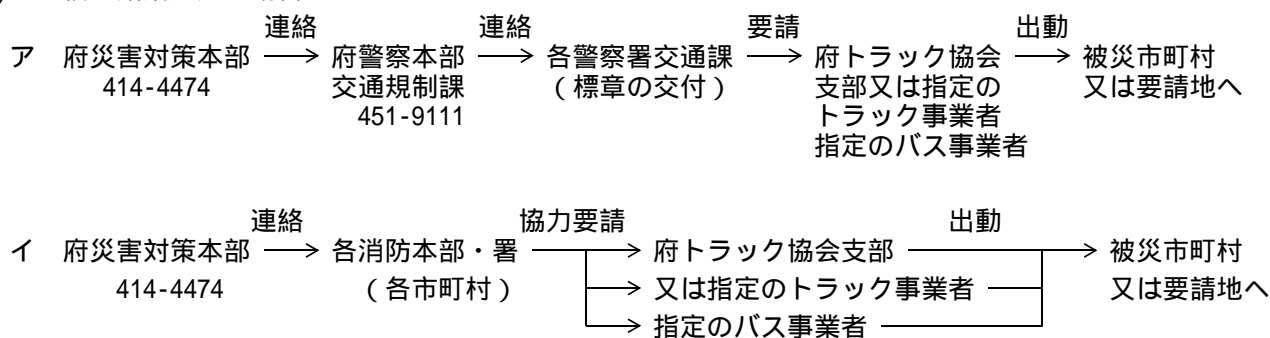
輸送計画の連絡系統

1 陸上輸送を要請する場合

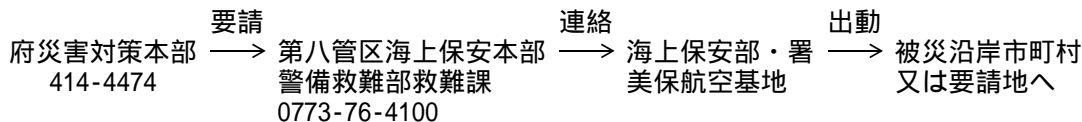
(1) 通常の場合



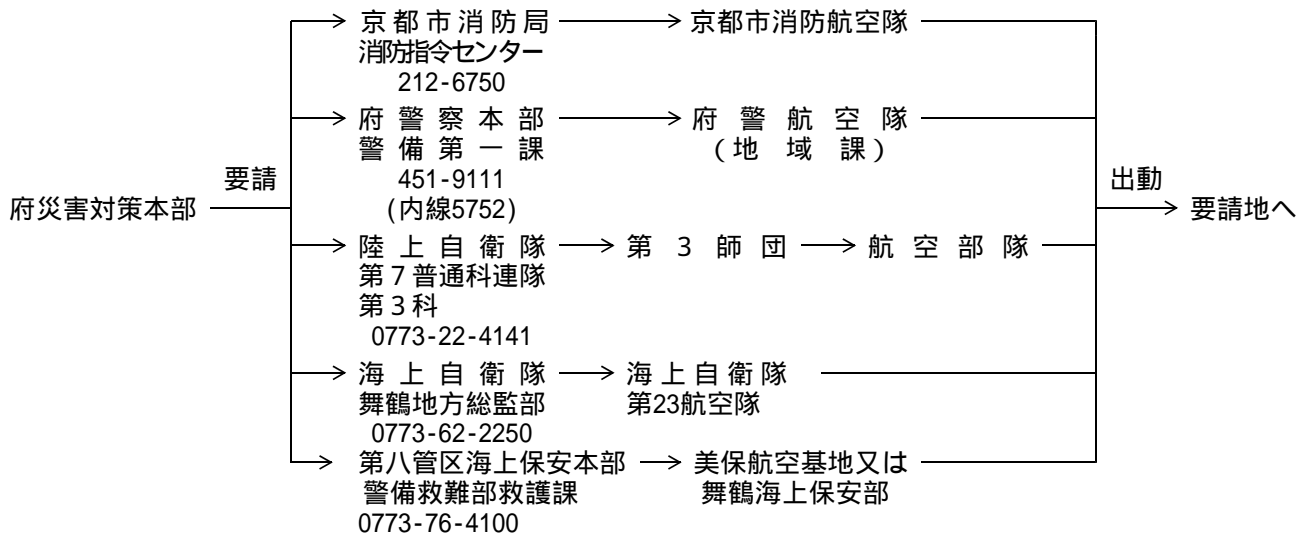
(2) 通信連絡網途絶の場合



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



別記第1号様式

(A4判)

| | | |
|---|--|-------------------|
| 災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 | | |
| 緊急通行車両等確認申請書 | | |
| 年 月 日 | | |
| 京都府公安委員会 殿 | | |
| 申請者 | | 住 所 電 話 氏 名 |
| 印 | | |
| 事前届出の有無 | 有 (届出済証番号) 無 | |
| 指定行政機関等 | 1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 | |
| | 名称 | |
| 番号標に表示 されている番号 | | |
| 災害・緊急事態 ・地震防災応急対策 又は国民保護措置 の 内 容 | 1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒 の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪 の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、 拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質 による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復 旧 | |
| 車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあっては 輸送人員又は品名) | | |
| 使 用 者 | 住 所 | 電 話 |
| | 氏 名 | |
| 通行(輸送)日時 | | |
| 通行(輸送)経路 | 出 発 地 | 目 的 地 |
| | | |
| 注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等)の写しを添付の上、最寄りの警察本部(交通規制課)警察署、交通検問所等に提出してください。 | | |

別記第2号様式

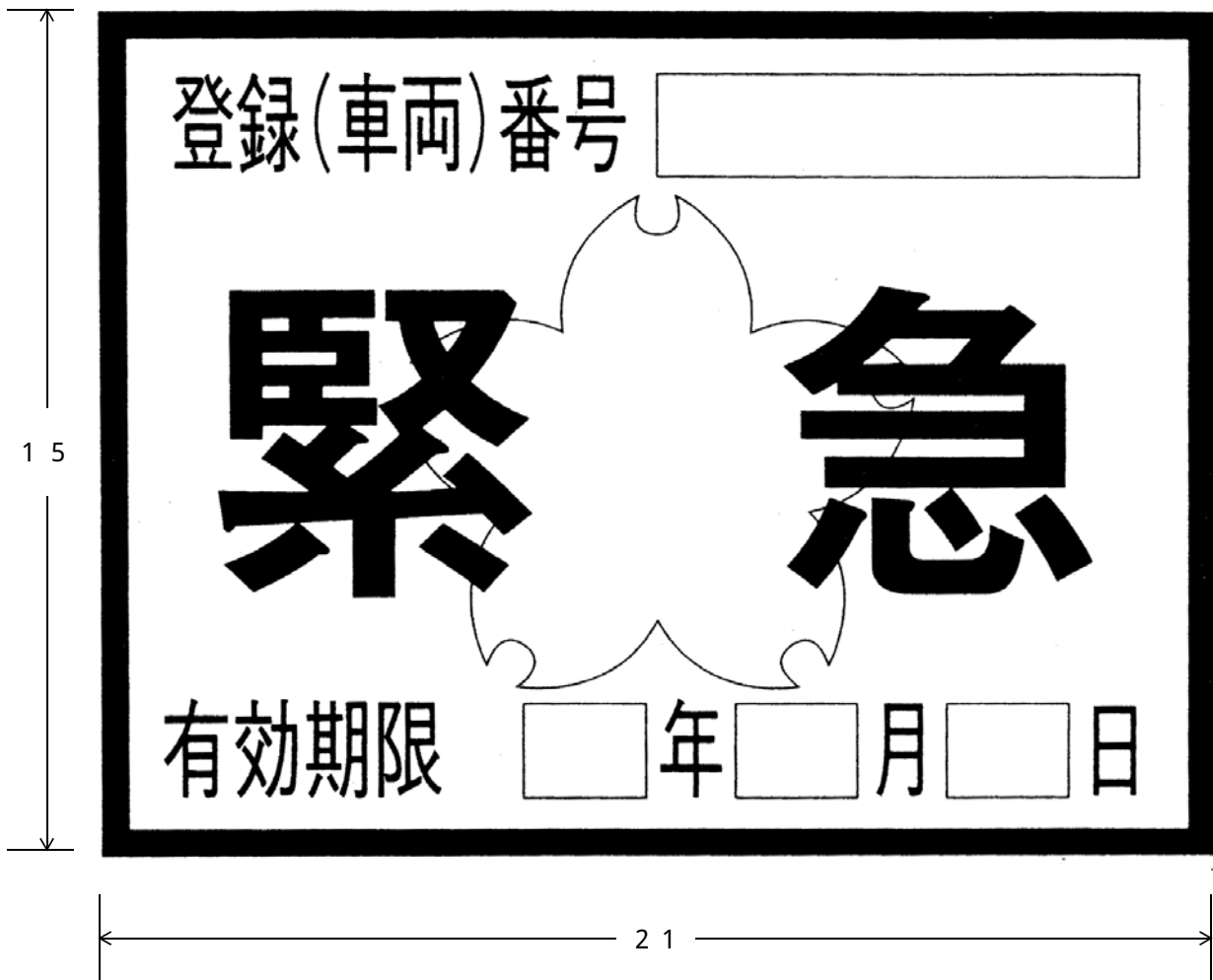
(A 4 判)

緊急通行車両等確認申請書受理簿書

| 交付番号 | 交付年月日 | 番号標に表示 されている番号 | 申請者の氏名 (指定行政機関等の名称) | 備考 |
|------|-------|-------------------|------------------------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注 1 車両の使用の本拠の位置が京都府外にある車両については、その旨を備考欄に記載すること。

別記第3号様式



注1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記第4号様式

| | | | |
|--------------------------------|-----|---|--|
| 第 号 | | 年 月 日 | |
| 緊急通行車両確認証明書 | | | |
| | | 公安委員会 印 | |
| 番号標に表示されている番号 | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） | | | |
| 使用者 | 住所 | () 局 番 | |
| | 氏名 | | |
| 通行日時 | | | |
| 通行経路 | 出発地 | 目的地 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記第5号様式

| | | | | |
|---|--|----------------------|-------|---|
| 記号及び受理番号 | 京 事前第 号 | 受理年月日 | 年 月 日 | 京 事前第 号 |
| 災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 | 緊急通行車両等事前届出書 | | | 災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 |
| | 年 月 日 | | | 緊急通行車両等事前届出済証 |
| 京都府公安委員会 殿 | 申請者 住所 電話 氏名 | | | 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 |
| | 印 | | | 年 月 日 京都府公安委員会 印 |
| 指定行政機関等 | 1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 | | | 注 1 災害発生時、原子力緊急事態宣言時、警戒宣言発令時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）警察署、交通検問所等に提出し、所要の手續を受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。 |
| 番号標に表示されている番号 | 名称 | | | |
| 災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容 | 1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧 | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） | | | | |
| 使用者 | 住所 | | | |
| | 電話 | | | |
| 出 発 地 | 氏名 | | | |
| | | | | |
| 京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域 | 有 | 滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 | | |
| | | その他（ ） | | |
| 無 | | | | |
| 注 この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 | | | | |

第 2 1 章 交通規制に関する計画

近畿地方整備局
府警察本部
第八管区海上保安本部
府建設交通部
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
京都府道路公社

第 1 節 計画の方針

災害時における交通の安全を確保するための交通規制、標示、道路標識及び航路標識の設置、交通情報の収集及び広報についてその要領を定める。

第 2 節 交通規制対策

第 1 関係機関の対策

1 警察本部等の対策

- (1) 警察本部長は、災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第 7 6 条の規定により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定することができる。
- (2) 高速道路交通警察隊長及び被災地域に隣接し、又は近接する地域を管轄する警察署長（以下この項において「高速隊長等」という。）は、災害の発生を認知した場合は、法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地を中心とした概ね半径 2 0 km 範囲の被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制（以下この項において「第 1 次交通規制」という。）を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置して一般車両（法第 7 6 条第 1 項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下この節において同じ。）の被災地域内への流入抑制措置をとる。
高速隊長等は、第 1 次交通規制の実施後において、災害の規模、事態の推移を勘案して、さらに規制区域を拡大する必要があると認めた場合は、速やかに、被災地を中心として概ね 4 0 km 範囲の被災地を通じる道路に道路交通法に基づく交通規制（第 2 次交通規制）を実施するとともに、当該道路の主要交差点等に人員を配置して一般車両の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- (3) 警察本部長は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案の上、速やかに、緊急交通路を指定し、法第 7 6 条第 1 項（以下この節において「法交通規制」という。）の指定による通行の禁止又は制限を実施する。
- (4) 警察本部長は、法交通規制を実施した場合において、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、う回路を指定する。
- (5) 法第 7 6 条の 3 の規定により、警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行のため、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる。
- (6) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官がその場にはいない場合に限り (5) の規定を準用することができる。

この場合において、管轄警察署長にこの旨を通知しなければならない。

- (7) 警察本部長は、知事の支援要請があった場合は、社団法人京都府警備業協会の協力による、出動警備員の支援を得て法交通規制を実施する。
- (8) 警察本部長は、人命救助等の災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合は、道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案の上、法交通規制を解除し、道路交通法に基づく交通規制を実施する。

2 府建設交通部

災害による道路の破損欠壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路については、土木事務所長が通行の禁止及び規制を行う。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、ただちに災害対策本部道路総括班（道路管理課）及び災害対策本部に報告する。

3 第八管区海上保安本部

- (1) 災害により水路の損壊、沈没等のため船舶の航行に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止を行う。
- (2) 湾内における危険物等積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止、取り止め等事故防止に必要な指導を行う。

4 西日本高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、西日本高速道路株式会社関西支社はその状況に応じて通行規制を行う。

5 阪神高速道路株式会社

災害、異常気象等により高速道路等の通行が危険と認められる場合は、京都管理所長はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「阪神高速道路の交通規制基準」に示す。

6 京都府道路公社

災害・異常気象等により京都縦貫自動車道等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「京都縦貫道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領」に示す。

第2 交通処理

1 交通量の多い場合

- (1) 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- (2) 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- (3) 道路の中央付近に放置された車両については、手段をつくして道路の左側へ寄せる。
- (4) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地、その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容して、車道を空けるように努める。
- (5) 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適切な措置をする。
- (6) 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場の警察官及びラジオによる交通規制の指示に従うよう広報する。
- (7) 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- (8) 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合には、被災者を優先して誘導するよう措置する。
- (9) 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

2 交通量の少ない場合

規制の方法は、前記の「1 交通量の多い場合」に準じて行うが、これ以外に以下の事項に留意する。

- (1) 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- (2) できるだけ多くの照明用具を用いて、必要な広報を積極的に行う。
- (3) 自動車を用いて避難することが予想されるので、自動車による避難は絶対にやめさせる。

第3節 標示及び航路標識の設置

第1 府警察本部の対策

- 1 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両通行止」は、原則として、災害対策基本法施行規則第5条第1項に規定する標示を設置して行う。
- 2 う回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道路標識、立看板等を併設する。
- 3 「緊急通行車両以外の車両通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けておく。

第2 第八管区海上保安本部

航路標識が破損又は流失した場合は、すみやかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4節 交通情報の収集及び提供

第1 府警察本部の対策

1 交通情報の収集

災害の発生に伴う交通障害が発生したときは、直ちに、次の諸計画に基づいて迅速かつ的確な交通実態の把握に努める。

- (1) 交通障害発生箇所へ交通班員を派遣し、現場視察を行うこと。
- (2) 交通管制センターにおいては現地警察又は道路管理者等から、定時又は不定時に交通障害状況、交通流動状況等の交通情報を収集する。
- (3) 管下各警察署、高速道路交通警察隊から交通障害の概況及び対策並びに復旧工事の見通しについて報告させること。
- (4) 近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）一般国道・府道及び京都市道の道路管理者・日本道路交通情報センター並びに各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努めること。
- (5) 収集した情報は、つねに明確に把握できるように整理しておくこと。

2 交通情報の部外広報

交通情報の部外広報については、次の要領により、交通規制の実施状況及び解除の見通し・う回路・交通渋滞状況等について、迅速かつ的確に広報活動を行う。

- (1) ラジオ、テレビの各社に臨時情報を提供し、交通情報の放送（映）を依頼する。
- (2) 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を記事とするよう要請する。
- (3) 府交通安全協会、同バス協会、同トラック協会、同乗用自動車協会、同自家用自動車協会等交通関係機関団体に随時関係情報を提供し、傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- (4) 広報車、交通機動隊、高速道路交通警察隊、自動車警ら隊及び警察署のパトカーなどにより交通情報を広報する。

- (5) 府民からの交通情報の照会に対しては、直接応答、又は電話応答装置（テレガイド）などにより適切に回答する。
- (6) 沿道住民及び通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置及び交通規制図の配布等により、交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第2 府建設交通部の対策

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等よりの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統を「道路・交通の災害情報等の伝達系統」に示す。ただし、各種災害協定等において個別に定めのあるときは、その定めによる。

第3 第八管区海上保安本部の対策

航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、航行警報を放送するとともに必要に応じて安全通報により周知する。

第5節 異常気象時における道路通行規制要領

京都府、京都市及び近畿地方整備局等は、異常気象時（豪雨等）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。

なお、以下に、豪雨時における道路通行規制の基準・態勢を示す。

「豪雨時における道路通行規制の基準・態勢」

「異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準」

西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準

| 道路名 | 規制内容 | 規 制 基 準 | |
|----------------|-----------|----------------|--|
| | | 地 震 | 降 雨 |
| 名神高速道路 | | | |
| 八日市 ～ 京都東 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量130mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 200mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で180mmに達した後、50mm/hの降雨 |
| 京都東 ～ 吹田 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 120mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 230mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で170mmに達した後、50mm/hの降雨 |
| 舞鶴若狭自動車道 | | | |
| 三田西 ～ 綾部 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 80mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 180mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で130mmに達した後、45mm/hの降雨 |
| 綾部 ～ 小浜西 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 70mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 160mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で110mmに達した後、40mm/hの降雨 |
| 小浜西 ～ 小浜 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 70mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 110mm以上 |
| 京都丹波道路 | | | |
| 沓掛 ～ 千代川 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 70mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 180mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で120mmに達した後、50mm/hの降雨 |
| 千代川 ～ 丹波 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 80mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 180mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で120mmに達した後、40mm/hの降雨 |
| 京奈道路 | | | |
| 城陽 ～ 田辺北 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 50mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 基準なし |
| 田辺北 ～ 田辺西 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 50mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 140mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で100mmに達した後、45mm/hの降雨 |
| 田辺西 ～ 木津 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 50mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 100mm以上 |
| 京滋バイパス | | | |
| 瀬田東 ～ 笠取 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 110mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 180mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で160mmに達した後、50mm/hの降雨 |
| 笠取 ～ 大山崎JCT | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 110mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 基準なし |
| 第二京阪 | | | |
| 巨椋池 ～ 八幡東 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 50mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 基準なし |
| 八幡東 ～ 枚方東 | 通行規制(50k) | 計測震度4.0以上4.5未満 | 連続雨量 50mm以上 |
| | 通行止 | 計測震度4.5以上 | 連続雨量 140mm以上 又は 組合せ雨量 連続雨量で100mmに達した後、50mm/hの降雨 |

阪神高速道路の交通規制基準

京都線

| 発生事案 | 規制基準値 | 規制の内容 | 広 報 |
|------|-----------|--------------------------|---|
| 強 風 | 風速15m/s以上 | 注意表示 | 道路情報ラジオ放送 道路情報板の掲示 日本道路交通情報センター からのラジオ放送 |
| | 風速25m/s以上 | 通行禁止 | |
| 大 雨 | - | 注意表示・その他必要な交通規制 | 同 上 |
| 火 災 | - | 状況により現場付近の交通規制 又は通行禁止 | 同 上 |
| 濃 霧 | 視程300m以下 | 注意徐行表示 | 同 上 |
| | 視程 50m以下 | 通行禁止 | |
| 地 震 | 震度 4 | 注意表示 | 同 上 |
| | 震度 5 弱 | 減速表示・入路閉鎖 | |
| | 震度 5 強以上 | 通行禁止 | |

京都縦貫自動車道 鳥取豊岡宮津自動車道防災業務要領

交通規制基準

| 区分 | 通行規制 | | | | 通行止 | | | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--|-------------------|--|--|---|---|
| | 地震 | 連続降雨量 (mm) | 強風 | その他 | 地震 | 降雨量 (mm) | | 強風 | その他 |
| | | | | | | 連続降雨量 | 時間降雨量 | | |
| 京都縦貫自動車道 (宮津天橋立IC ~京丹波わちIC) 鳥取豊岡宮津自動車道 (宮津天橋立IC ~与謝天橋立IC) | 計測震度 4.0 以上 4.5 未満 | 70 又は 時間雨量 20 | 平均風速15m/s以上で、走行障害の恐れが認められる場合 | ・過去における災害の発生状況、その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合 ・V.I値30%以下は50km/h速度規制協議 | 計測震度 4.5 以上 | 160 (110) | (40) | 平均風速20m/s以上で、交通事故発生危険性が認められる場合、又は、道路及びその他付属施設に重度の危険が認められる場合 | ・過去における災害の発生状況、その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合 ・V.I値10%以下は通行止協議 |
| 平成19年5月京都府土木建築部「由良川沿川通行規制マニュアル」に基づく、舞鶴大江ICの通行規制方法は、別表2-1により実施することとする。 | | | | | | | | | |
| (参考) 舞鶴若狭自動車道 (吉川JCT~綾部) 舞鶴若狭自動車道 (綾部~小浜) 京都丹波道路 (沓掛~丹波) 京滋パパス (瀬田東~笠取) | 計測震度 4.0 以上 4.5 未満 | 80 70 80 110 | 平均風速15m/s以上で、走行障害の恐れが認められる場合 | ・過去における災害の発生状況、その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合 ・V.I値30%以下は50km/h速度規制協議 | 計測震度 4.5 以上 | 180 (130) 160 (110) 180 (120) 180 (160) | (45) (40) (40) (50) | 平均風速20m/s以上で、交通事故発生危険性が認められる場合、又は、道路及びその他付属施設に重度の危険が認められる場合 | 過去における災害の発生状況、その他を勘案して、通行規制が必要と認められる場合 |

()雨量は組合せ雨量(連続降雨量と時間雨量)

組合せ雨量の連続雨量(110mm)時間雨量(40mm)とは、連続雨量が70mmに達した後、時間雨量40mmの降雨があり、連続降雨量が110mmに達した状態をいう。

連続降雨量

降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。

雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

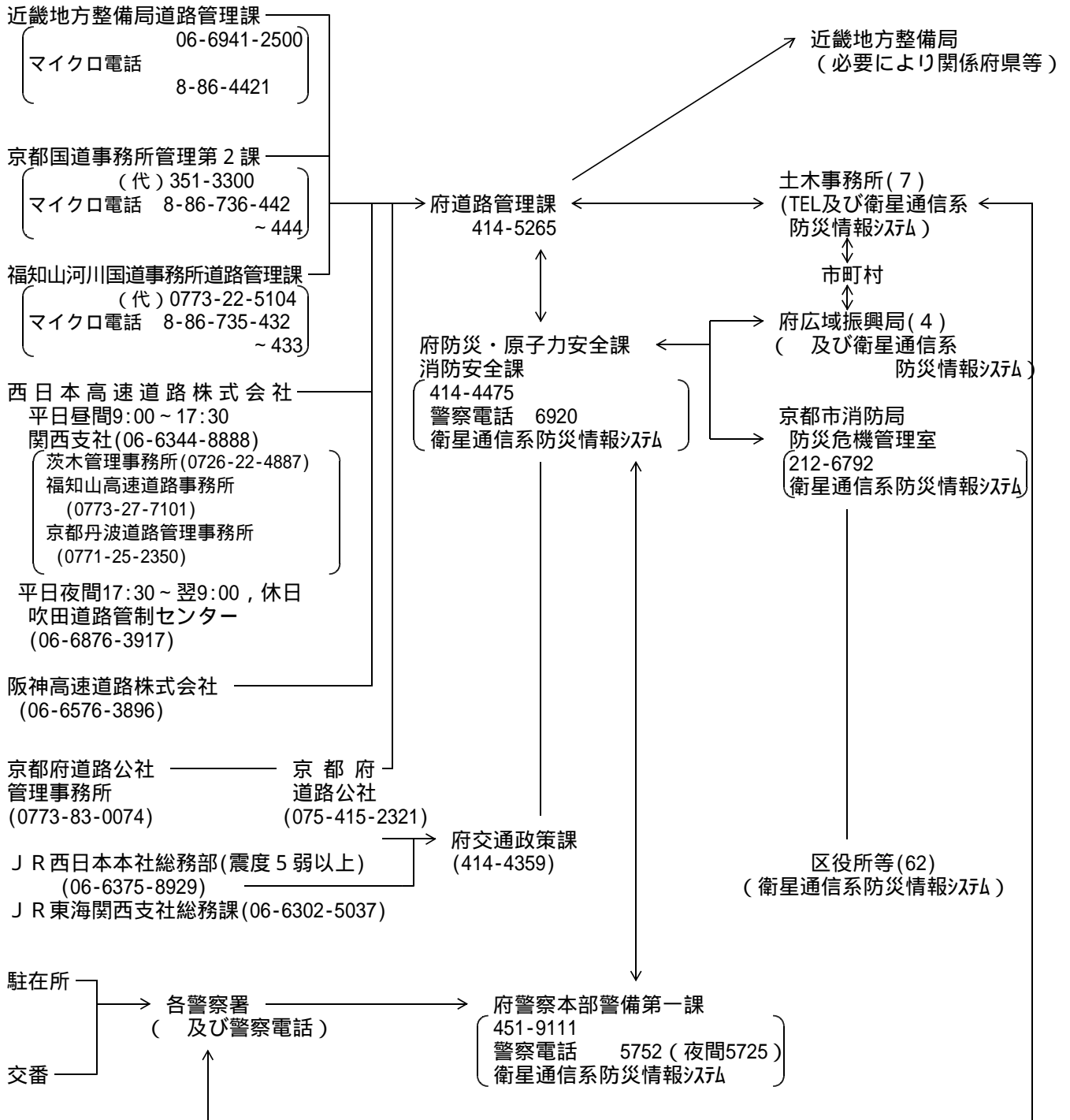
なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

降雨量による点検、交通規制基準

| | 時間雨量(mm) | 日雨量(mm) | 連続降雨量(mm) |
|----------|----------|---------|-----------|
| 異常時パトロール | 20 | 70 | 100 |
| 通行規制 | 20 | | 70 |
| 通行止 | (40) | | 160(110) |

()雨量は組み合わせ雨量(連続降雨量と時間雨量)

道路・交通の災害情報等の伝達系統



注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

豪雨時における道路通行規制の基準・態勢

(1) 異常気象時道路通行規制の態勢(京都府)

| 規制区分 | 規 制 基 準 | 規 制 に 対 す る 態 勢 |
|----------------|---|---|
| 通行注意 (予備規制) | 連続雨量が(別表-3)の降雨量になった場合。 | 当該土木事務所長は通行注意の提示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する。 |
| 通行止 (交通規制) | 1 連続雨量が(別表-3)の降雨量になった場合 2 1項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候がみられたとき。 | 1 交通規制(通行止)を行う。 2 通行止の提示をし、通行危険箇所の巡視を行う。 3 災害が発生したときは、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる。 |
| 解 除 | 注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨の恐れがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき。 | 道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす。 |

(2) 道路冠水による道路通行規制の態勢(京都府)

| 規 制 区 分 | 規 制 基 準 | 規 制 に 対 す る 態 勢 |
|---------|--|---|
| 通行注意 | 河川の出水等により道路冠水が予測される場合 | 当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する |
| 通行止 | 河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 1 現地確認により判断 2 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 (洪水警報等の河川情報に十分注意する) | 冠水等が始まった区間及び関連する区間において次のとおり実施する 1 通行止めを行う 2 通交止めの掲示を行う 3 住民・ドライバーへの情報提供を行う |
| 解 除 | 巡回により土木事務所が通行の安全を確認した場合 | 道路の状況を巡視し、通行注意・通行止めの掲示をはずす |

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (1 / 4)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22㌔㌔) | 規 制 基 準 | | | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 モニ ター | 前 年 度 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | | | | |
|----------------|---------|------------|-------------------------------|------------|---------|------------|------------------|---------------------|--------------------------------------|---|----------------------|--------------------|----------------------|----------|-------------------------------|---------------------|------------|----|-----|
| | | | 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 | 延長 (km) | | 交通量 台/日 | 規 制 基 準 値 (mm) | | | | | 気象等観測所 | 通行注意 時間雨量 連続雨量 | | | 通行止 時間雨量 連続雨量 | 道路 遮断装置 | 回数 | 延時間 |
| | | | | | | | 100 | 150 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 100 | 150 | | | | | | | | | | | |
| 2 | 1 6 2 号 | 南 丹 | 南丹市美山町深見 ～京都市境(深見峠) | 1.5 | 1,322 | | 100 | 150 | 上弓削テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | な し | B-1 C-1 | なし | 45 | 交通観測点 10840 遮断装置 1箇所 | | | | |
| 3 | 1 6 2 号 | 南 丹 | 南丹市美山町盛郷 ～福井県境(堀越峠) | 4.0 | 809 | | 100 | 150 | 盛郷テレメーター | 落 石 (府)綾部宮島 土 砂 崩 落 (国)27号 | な し | A-1 B-1 C-1 | なし | 1 17.0 | 45 遮断装置 1箇所 | | | | |
| 4 | 1 6 3 号 | 山城南 | 木津川市山城町上狛 ～加茂町西 | 1.9 | 14,334 | | 100 | 150 | 木津テレメーター (山城南土木事務所) 恭仁大橋テレメーター | 落 石 (府)天理加茂木津 土 砂 崩 落 (府)奈良加茂 | な し | B-2 C-1 | なし | 45 | 10920 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 5 | 1 6 3 号 | 山城南 | 木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置 | 5.9 | 11,459 | | 100 | 150 | 恭仁大橋テレメーター 笠置テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | な し | A-1 B-2 | なし | 49 | 10930 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 7 | 1 7 8 号 | 丹 後 | 宮津市由良 ～栗田(奈具海岸) | 3.1 | 7,541 | | 150 | 200 | 西神崎テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊 | (府)舞鶴宮津 | A-1 B-2 | なし | 56 | 11220 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 8 | 1 7 8 号 | 丹 後 | 宮津市里波見 ～与謝郡伊根町高梨 | 7.6 | 3,260 | | 80 | 120 | 日出テレメーター | 落 石 (府)中波見里波見 土 砂 崩 落 (府)下世屋本庄 路 肩 欠 壊 (府)奥波見岩ヶ鼻 (府)久僧伊根 | な し | B-4 | なし | 56 | 11260 遮断装置 4箇所 | | | | |
| 9 | 1 7 8 号 | 丹 後 | 与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志 | 7.0 | 2,712 | | 100 | 150 | 伊根テレメーター 宇川テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | な し | B-3 C-2 | なし | 45 | 11280 遮断装置 3箇所 | | | | |
| 11 | 3 1 2 号 | 丹 後 | 京丹後市久美浜町坂井 ～板谷(岩手峠) | 2.5 | 7,372 | | 120 | 170 | 久美浜テレメーター | 落 石 (国)178号 土 砂 崩 落 (府)網野峰山 (国)482号 | な し | A-1 B-2 C-2 | なし | 45 | 11490 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 12 | 3 1 2 号 | 丹 後 | 宮津市字喜多 (宮津与謝道路) ～宮津市字須津 | 6.4 | 1,472 | | 20 | 40 (連続110mmと組合せ) | 宮津天橋IC 与謝天橋IC | 落 石 (府)綾部大江宮津 土 砂 崩 落 (国)176号 路 肩 欠 壊 | な し | B-3 | 2 15.5 | H22 | (宮津本線料金所) 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 13 | 4 2 3 号 | 南 丹 | 亀岡市西別院町 ～曾我部町(法貴峠) | 3.0 | 4,718 | | 120 | 150 | 亀岡テレメーター (旧亀岡土木事務所) | 落 石 (府)茨木亀岡 土 砂 崩 落 (府)袖原向日 (府)東掛小林 | な し | A-2 C-1 | なし | 1 6.5 | 45 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 15 | 4 7 7 号 | 南 丹 | 亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑 | 4.0 | 1,147 | | 80 | 120 | 神吉テレメーター | 落 石 (国)9号,162号 土 砂 崩 落 (府)園部平屋 (府)佐々江下中 | な し | B-2 C-1 | なし | 1 12.0 | 45 遮断装置 2箇所 | | | | |
| 16 | 4 7 7 号 | 南 丹 | 南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠) | 2.8 | 584 | | 100 | 150 | 神吉テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊 | な し | B-1 | なし | 52 | 11670 遮断装置 1箇所 | | | | |
| 国 道 計 | | | 1 2 区 間 | 49.7 | | | | | | | | A-6 B-23 C-9 | なし | 5 51.0 | 遮断装置 2.4箇所 | | | | |

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

京 都 府 (2 / 4)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22ㄱ)ㄱ 交通量 台/日 | 規 制 基 準 | | | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 モニ ター | 前 年 度 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 |
|----------------|----------|------------|--------------------------|------------|-----------------------|------------------|-------------------------------------|--------------------|---------------------------------|------------|----------------------|-------|--------|----------|-------------------------------|
| | | | 自 郡市 町村字 至 郡市 町村字 | 延長 (km) | | 規 制 基 準 値 (mm) | | 気象等観測所 | | | | | | | |
| | | | | | | 通 行 注 意 | 通 行 止 | | | | | 回数 | 延時間 | | |
| | | | | | | 時 間 雨 量 | 時 間 雨 量 | | | | | | | | |
| 連 続 雨 量 | 連 続 雨 量 | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 宮津養父線 | 丹後 | 与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境(岩屋峠) | 1.5 | 1,760 | | 滝テレメーター | 落石 土砂崩落 | (府)加悦但東 | B-2 | なし | 1 | 17.0 | 45 | 交通観測点 40100 遮断装置 2箇所 |
| 19 | 大津南郷宇治線 | 山城北 | 宇治市槇島町六石山 ～滋賀県境 | 9.4 | 1,988 | | 宇治テレメーター (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター | 落石 土砂崩落 | (国)24号 (国)307号 (府)宇治田原大石東 | A-1 C-2 | なし | 2 | 34.5 | 45 | 40120 遮断装置 1箇所 |
| 20 | 笠置山添線 | 山城南 | 相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境 | 2.0 | 748 | | 笠置テレメーター | 落石 土砂崩落 | (府)奈良笠置 (国)369号 | B-2 C-1 | なし | | | 49 | 40150 遮断装置 2箇所 |
| 21 | 木津信楽線 | 山城南 | 相楽郡和束町原山 ～滋賀県境 | 12.0 | 1,800 | | 湯船テレメーター | 落石 土砂崩落 | なし | B-2 | なし | | | 45 | 40170 遮断装置 2箇所 |
| 22 | 木津信楽線 | 山城南 | 木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井 | 3.5 | 6,171 | | 恭仁大橋テレメーター 三上山テレメーター | 落石 土砂崩落 | (府)宇治木屋 | B-2 | なし | | | 49 | 40160 遮断装置 2箇所 |
| 23 | 綾部大江宮津線 | 中丹西 丹後 | 福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸(普甲峠) | 9.2 | 2,499 | | 大江山テレメーター 岩戸テレメーター | 落石 土砂崩落 | (国)176号 (国)175号 (国)178号 | B-2 | なし | 3 | 40.0 | 49 | 40320 遮断装置 2箇所 |
| 24 | 香美久美浜線 | 丹後 | 京丹后市久美浜町須地 ～兵庫県境(三原峠) | 1.5 | 2,303 | | 久美浜テレメーター | 落石 土砂崩落 路肩欠壊 | (国)178号 | B-1 C-2 | なし | | | 45 | 40400 遮断装置 1箇所 |
| 25 | 市島和知線 | 南丹 | 船井郡京丹波町角 ～才原 | 2.4 | 119 | | 和知川橋テレメーター | 落石 | (国)27号 | A-2 B-1 | なし | 1 | 12.0 | 6 | 41490 遮断装置 2箇所 |
| 26 | 園部平屋線 | 南丹 | 南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田 | 3.0 | 8,586 | | 殿田テレメーター | 落石 土砂崩落 | (国)9号 (府)日吉京丹波 | A-2 | なし | 1 | 7.5 | 45 | 40560 遮断装置 2箇所 |
| 27 | 舞鶴野原港高浜線 | 中丹東 | 舞鶴市小橋～野原 | 3.5 | 952 | | 空山テレメーター | 落石 土砂崩落 路肩欠壊 | (府)田井中田 (市)野原大山 | B-2 C-2 | なし | 1 | 7376.5 | 45 | 40620 遮断装置 2箇所 |
| 28 | 京都広河原美山線 | 南丹 | 南丹市美山町田歌 ～京都市境(佐々里峠) | 15.3 | 63 | | 佐々里テレメーター 田歌テレメーター | 落石 土砂崩落 路肩欠壊 | (国)162号 (国)477号 | B-1 C-2 | なし | 1 | 21.0 | 49 | 41000 遮断装置 1箇所 |
| 30 | 舞鶴和知線 | 南丹 | 船井郡京丹波町下粟野 ～下乙見 | 2.0 | 993 | | 細谷テレメーター | 落石 土砂崩落 路肩欠壊 | なし | B-2 | なし | 2 | 37.5 | 45 | 41250 遮断装置 2箇所 |
| 31 | 舞鶴和知線 | 中丹東 | 舞鶴市行永 ～綾部市水梨(菅坂峠) | 10.0 | 1,106 | | 舞鶴テレメーター (旧舞鶴土木事務所) 八津合テレメーター | 落石 土砂崩落 路肩欠壊 | (国)27号 (府)小浜綾部 | B-2 C-1 | なし | 1 | 35.5 | 49 | 41220 遮断装置 3箇所 |

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

京 都 府 (3 / 4)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22ㄱ)ㄱ 交通量 台/日 | 規 制 基 準 | | | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 モニ ター | 前 年 度 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | | | |
|----------------|---------------|------------|------------------------|------------|-----------------------|------------|------------------------------------|-------------------------------|--------------------|---------------------|----------------------|--------|-------------------------|----------|-------------------------------|------------------|-----|--------|
| | | | 自 郡市 至 郡市 | 町村字 町村字 | | 延長 (km) | 規 制 基 準 値 (mm) | | | | | 気象等観測所 | 道 路 情 報 モ ニ ター | | | 道 路 通 行 止 実 績 | 指 定 | |
| | | | | | | | 通 行 注 意 | 通 行 止 | | | | | | | | | | 気象等観測所 |
| | | | | | | | 時 間 雨 量 | 時 間 雨 量 | | | | | | | | | | |
| 連 続 雨 量 | 連 続 雨 量 | 年 度 | 年 度 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | 宇 治 木 屋 線 | 山城北 | 綴喜郡宇治原町郷ノ口 ～高尾(宵待橋) | 2.3 | 6,272 | | 宇治テレメーター (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター | 落 石 (国)307号 土 砂 崩 落 (国)24号 | (国)307号 (国)24号 | A-1 B-2 | なし | 2 | 34.5 | 45 | 交通観測点 41500 遮断装置 1箇所 | | | |
| 34 | 宇 治 木 屋 線 | 山城南 | 相楽郡和束町木屋 ～ 杣田(木屋峠) | 2.0 | 1,197 | | 恭仁大橋テレメーター | 落 石 (府)木津信楽 | (府)木津信楽 | B-2 | なし | | | 49 | 遮断装置 2箇所 | | | |
| 35 | 山 東 大 江 線 | 中丹西 | 福知山市大江町天田内 ～福知山市天座 | 6.3 | 77 | | 笠置テレメーター 大雲橋テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊 | (国)175号 | B-2 C-2 | なし | 2 | 25.0 | 56 | 41570 遮断装置 2箇所 | | | |
| 36 | 生 駒 井 手 線 | 山城北 | 京田辺市打田 | 0.3 | 1,153 | | 高船テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊 | (府)生駒精華 | B-2 | なし | 1 | 10.5 | 49 | 41580 遮断装置 2箇所 | | | |
| 37 | 浜 丹 後 線 | 丹 後 | 京丹後市弥栄町中山 ～中津 | 1.8 | 827 | | 小田テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)178号 (国)482号 | B-1 C-2 | なし | | | 49 | 41960 遮断装置 1箇所 | | | |
| 38 | 伏 見 柳 谷 高 槻 線 | 乙 訓 | 長岡京市奥海印寺 ～大阪府境 | 4.0 | 2,221 | | 乙訓テレメーター (乙訓土木事務所) 正法寺テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)171号 | B-2 C-1 | なし | | | 45 | 42100 遮断装置 2箇所 | | | |
| 39 | 上 野 南 山 城 線 | 山城南 | 相楽郡南山城村南大河原 ～高尾 | 11.0 | 268 | | 北大河原テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (府)月ヶ瀬今山 | B-2 C-2 | なし | | | 45 | 42200 遮断装置 2箇所 | | | |
| 主 要 地 方 道 計 | | | 2 0 区 間 | 103.0 | | | | | | A-6 B-32 C-17 | なし | 18 | 7651.5 | | 遮断装置 36箇所 | | | |

(注) 規制基準値は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

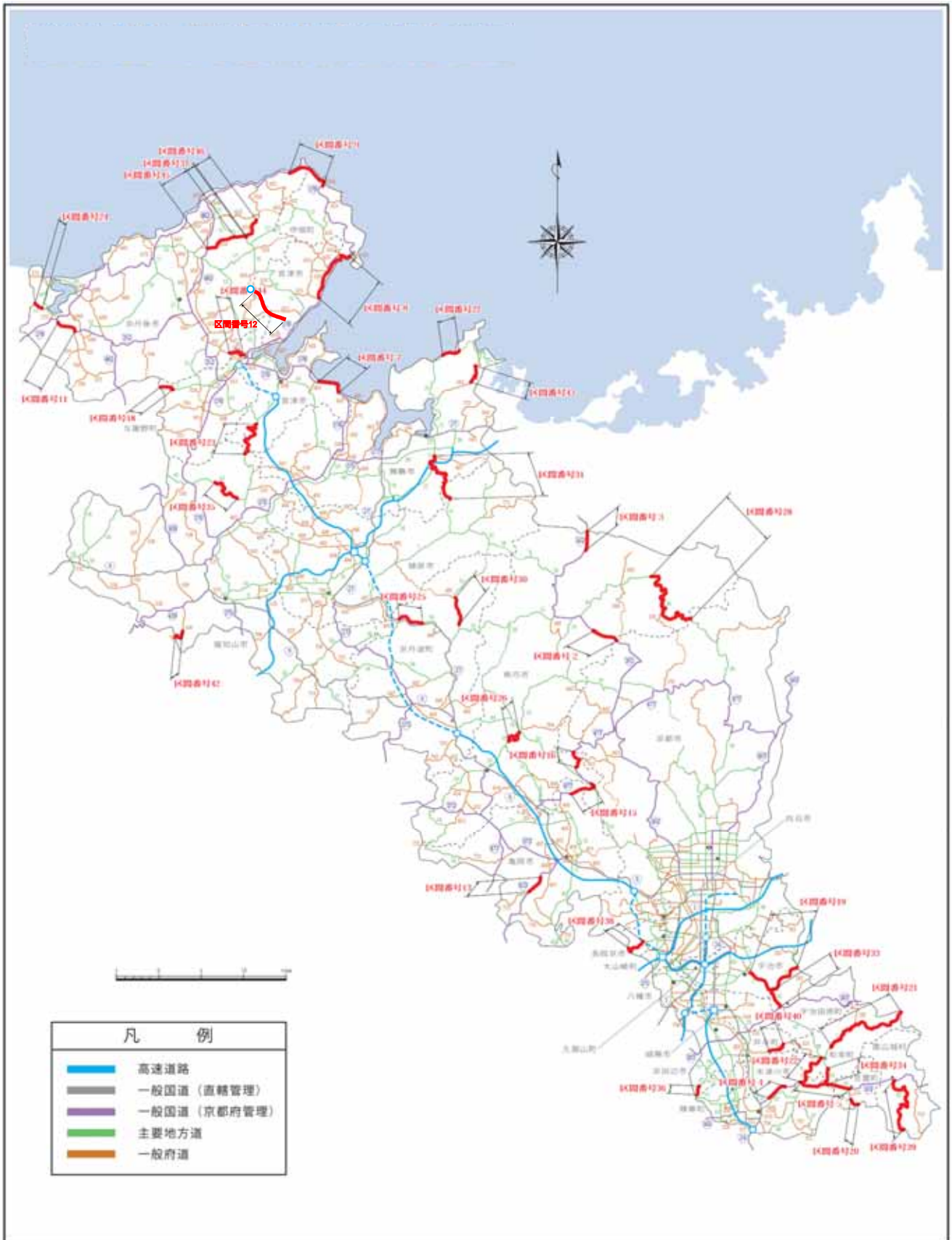
道路種別 一般府道

京 都 府 (4 / 4)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22㌔㌈) | 規 制 基 準 | | | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 モニ ター | 前 年 度 | | 指定 年 度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | | |
|----------------|-------------|------------|----------------------------|------------|---------|------------|------------------|----------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------|--------|----------------|-----------|---------------------|-------------------------------|-----|
| | | | 自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字 | 延長 (km) | | 交通量 台/日 | 規 制 基 準 値 (mm) | | | | | 気象等観測所 | 道路 モニ ター | | | 通 行 止 実 績 | |
| | | | | | | | 通 行 注 意 | 通 行 止 | | | | | | | | 回数 | 延時間 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40 | 和 束 井 手 線 | 山城北 | 綴喜郡井手町上井手 ～ 田村新田 | 3.0 | 588 | | | 井手テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | なし | B-2 | なし | 1 | 13.5 | 45 | 交通観測点 60600 遮断装置 2箇所 | |
| 42 | 福 知 山 山 南 線 | 中丹西 | 福知山市奥檀原 ～ 兵庫県境(穴裏峠) | 3.0 | 1,925 | | | 上豊富テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)429号 | B-1 C-2 | なし | 4 | 57.8 | 45 | 遮断装置 1箇所 | |
| 43 | 田 井 中 田 線 | 中丹東 | 舞鶴市田井～板尾 (大山峠) | 8.0 | 1,503 | | | 空山テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊 | (府)舞鶴野原港高浜 (市)野原大山 | B-2 C-2 | なし | 1 | 35.5 | 52 | 61640 遮断装置 2箇所 | |
| 44 | 大 宮 岩 滝 線 | 丹 後 | 与謝郡与謝野町大内 (大内峠) | 2.7 | 851 | | | 堂谷橋テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)176号 (国)312号 (府)網野岩滝 | B-2 | なし | 1 | 32.0 | 49 | 62080 遮断装置 2箇所 | |
| 45 | 井 辺 平 線 | 丹 後 | 京丹后市弥栄町黒部 ～ 中山 | 3.0 | 588 | | | 小田テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)178号 (国)482号 | B-1 C-2 | なし | | | 49 | 62160 遮断装置 1箇所 | |
| 46 | 井 辺 平 線 | 丹 後 | 京丹后市弥栄町田中 ～ 川久保 | 2.8 | 657 | | | 小田テレメーター 宇川テレメーター | 落 石 土 砂 崩 落 | (国)178号 (国)482号 | B-2 C-2 | なし | 2 | 48.0 | 49 | 62170 遮断装置 2箇所 | |
| 一 般 府 道 計 | | | 6 区 間 | 22.5 | | | | | | | B-10 C-8 | なし | 9 | 186.8 | | 遮断装置 10箇所 | |
| 都 道 府 県 道 合 計 | | | 2 6 区 間 | 125.5 | | | | | | | A-6 B-42 C-25 | なし | 27 | 7,838.3 | | 遮断装置 46箇所 | |

(注) 規制基準値は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。

異常気象時通行規制区間位置図



特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (1 / 3)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22ㄷㄷ) 交通量 台/日 | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 板 | 道路 モ二 ター | 前 年 度 通行止実績 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | |
|----------------|---------|------------|-----------|---------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------------|-------|---------------|----------------|----------------|-----|----------|----------------------|----------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 町村字 延長 (km) | | | | | | | 回数 | 延時間 | | | |
| 1-1 | 1 7 5 号 | 中丹西 | 福知山市牧 | | 6.7 | 13,722 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | A-4 | なし | | H 1 7 | 11060 遮断装置 3箇所 | |
| 1-2 | 1 7 5 号 | 中丹西 中丹東 | 福知山市大江町上野 | | 14.9 | 5,068 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | A-4 | 3 | 2 | 27.2 | H 1 7 | 11080 遮断装置 9箇所 |
| 1-3 | 1 7 5 号 | 中丹東 | 舞鶴市八田 | | 1.7 | 15,646 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | A-1 | なし | | H 1 7 | 11090 遮断装置 1箇所 | |
| 11 | 1 7 6 号 | 丹 後 | 与謝郡与謝野町石川 | | 2.0 | 19,983 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | (府) 宮津養父 | A-1 | なし | 2 | 7.0 | H 2 4 | 11160 |
| 2 | 1 7 8 号 | 中丹東 丹 後 | 舞鶴市八田 | | 5.1 | 7,541 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | A-1 | 1 | | H 1 7 | 11220 | |
| 10 | 1 6 3 号 | 山城南 | 宮津市石浦 | | 3.0 | 9,659 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | A-2 | なし | | H 1 8 | 10940 | |
| 12 | 4 8 2 号 | 丹 後 | 相楽郡笠置町笠置 | | 1.0 | 5,369 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | (府) 間人大宮 | A-2 | なし | 3 | 24.0 | H 2 4 | 11930 |
| 国 道 計 | | | 7 区 間 | | 34.4 | | | | | A-15 | 4 | 7 | 58.2 | | |

上記路線のほか、国道176号の一部についても通行規制を実施

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 主要地方道

京 都 府 (2 / 3)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22㌠㌠) 交通量 台/日 | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 板 | 道路 モ二 ター | 前 年 度 通行止実績 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | |
|----------------|-----------------|------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------|------------------------------|------|-------|---------------|-------------------|----------------|------|----------|---------------------|---------------------------------|
| | | | 自 至 | 郡市 町村字 町村字 | | | | | | | 延長 (km) | 回数 | | | 延時間 |
| 20 | 亀 岡 園 部 線 | 南 丹 | 南丹市園部町船岡 (J R 船岡駅北側) 南丹市園部町船岡 | 0.1 | 2,594 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | | | | | H 2 4 | 交通観測点 4065 | |
| 21 | 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線 | 丹 後 | 京丹後市久美浜町葛野 京丹後市久美浜町鹿野 | 0.8 | 1,801 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | | | 3 | 57.0 | H 2 4 | 41130 | |
| 3 | 舞 鶴 福 知 山 線 | 中丹東 中丹西 | 舞鶴市上東 福知山市中 | 25.7 | 1,369 ~ 3,448 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | | A-1 B-2 C-2 | 1 | 5 | 105.5 | H 1 7 | 41360 ~ 41380 遮断装置 2 1 箇所 |
| 22 | 綾 部 イ ン タ ー 線 | 中丹東 | 綾部市川糸町 (川糸アンダーパス) 綾部市川糸町 | 0.3 | 6,665 | 路面冠水深が 1 5 cm に達したとき | 冠 水 | | | B-2 | なし | | H 2 4 | 42020 | |
| 23 | 伏 見 柳 谷 高 槻 線 | 乙 訓 | 長岡京市馬場 (七反田地下道) 長岡京市馬場二丁目 | 0.4 | 12,577 | 路面冠水深が 1 5 cm に達したとき | 冠 水 | | | B-2 | なし | | H 2 4 | 42110 | |
| 主 要 地 方 道 計 | | | 5 区 間 | 27.3 | | | | | | A-1 B-6 C-2 | 1 | 8 | 162.5 | | |

上記路線のほか、綾部大江宮津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

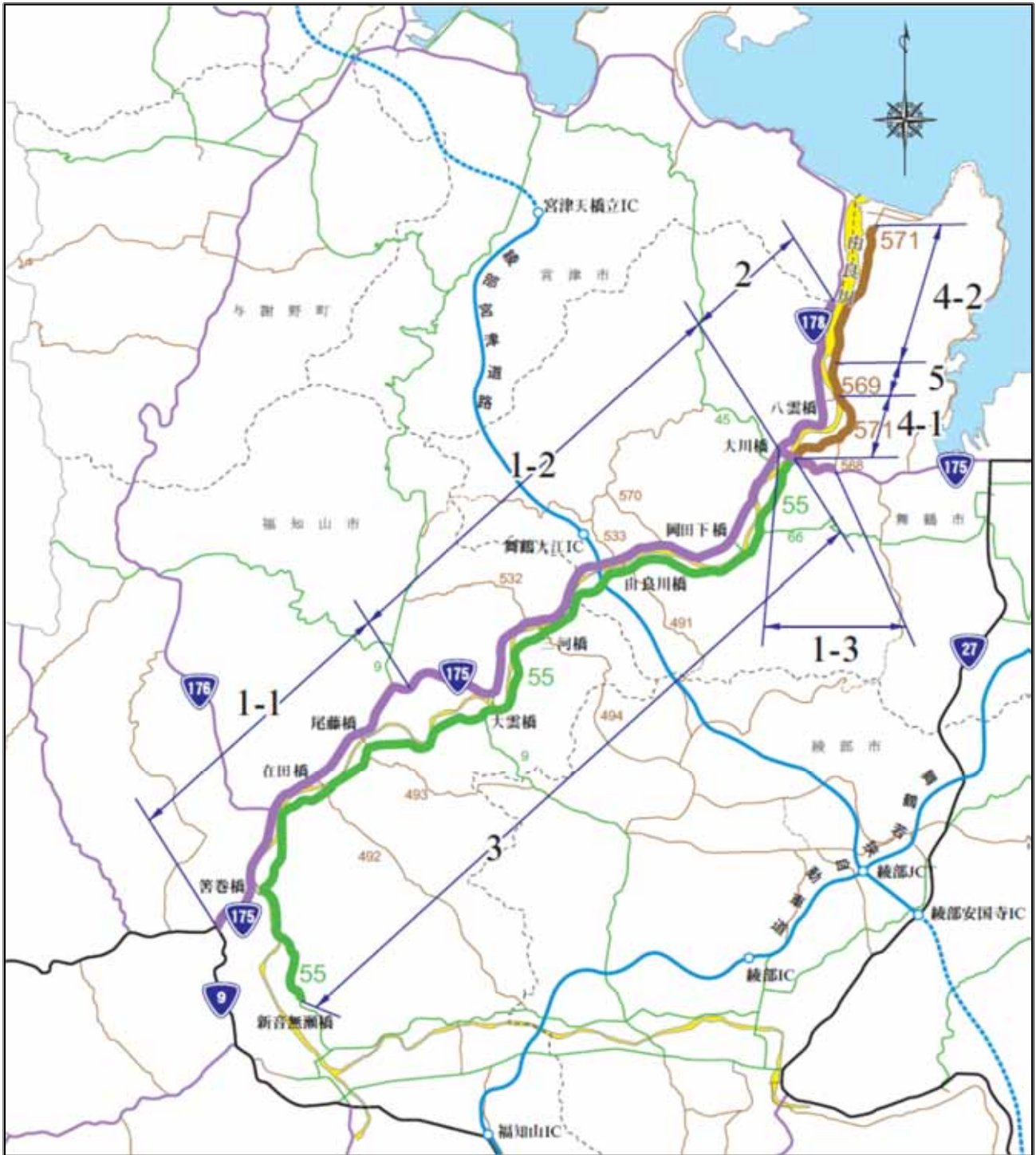
道路種別 一般府道

京 都 府 (3 / 3)

| 図面 対照 番号 | 路 線 名 | 担当事 務所名 | 規 制 区 間 | | (H22ㄷㄨ) | 規 制 条 件 (通 行 止) | 危険内容 | 迂 回 路 | 道路 情報 板 | 道路 モ二 ター | 前 年 度 通行止実績 | | 指定 年度 | 備 考 道路交通 遮断装置 | |
|----------------|-----------|------------|----------------------|------------|---------|----------------------|------------------------------|-------|--|--------------------|----------------|-------|----------|---------------------|----------------------|
| | | | 自 至 | 町村字 町村字 | | | | | | | 延長 (km) | 台 / 日 | | | 回数 |
| 30 | 伏 見 向 日 線 | 乙 訓 | 向日市森本町 (前田地下道) | 向日市森本町 | 0.3 | 12,164 | 路面冠水深が15cmに達したとき | 冠 水 | (府)西京高橋【高さ制限有】 (国)17号 (府)向日町停車場 (府)上久世石段上里 | C-2 | 3 | 1 | 3.0 | H24 | 交通観測点 60060 |
| 31 | 志水西向日停車場線 | 乙 訓 | 向日市上植野町 (南小路地下道) | 向日市上植野町 | 0.2 | 19,943 | 路面冠水深が15cmに達したとき | 冠 水 | (府)西京高橋【高さ制限有】 (国)17号 (府)向日町停車場 (府)上久世石段上里 | B-2 | 1 | | | H24 | 60070 |
| 32 | 奥海印寺納所線 | 乙 訓 | 長岡京市調子二丁目 (調子地下道) | 長岡京市調子三丁目 | 0.4 | 16,430 | 路面冠水深が15cmに達したとき | 冠 水 | (府)西京高橋【高さ制限有】 (国)17号 (府)向日町停車場 (府)上久世石段上里 (府)大山崎大橋【高さ制限有】 (府)下植野大山崎 | B-2 | なし | | | H24 | 60100 |
| 4-1 | 西神崎上東線 | 中丹東 | 舞鶴市中山 | 舞鶴市上東 | 3.0 | 4,604 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | なし | 1 | 2 | 107.0 | H17 | 61760 遮断装置 1箇所 |
| 5 | 東雲停車場線 | 中丹東 | 舞鶴市水間 | 舞鶴市中山 | 1.0 | 584 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | なし | なし | 1 | 23.3 | H17 | 61730 遮断装置 1箇所 |
| 4-2 | 西神崎上東線 | 中丹東 | 舞鶴市油江 | 舞鶴市水間 | 3.9 | 4,947 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | | なし | 1 | 3 | 72.4 | H17 | 61750 遮断装置 1箇所 |
| 33 | 浅茂川下岡線 | 丹 後 | 京丹後市網野町下岡 | 京丹後市網野町網野 | 1.30 | 5,725 | 路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合 | 冠 水 | (府)浜詰網野 (国)178号 | なし | なし | 3 | 62.5 | H24 | 62450 |
| 一 般 府 道 計 | | | 7 区 間 | | 10.0 | | | | | B-4 C-2 | 6 | 10 | 268.2 | | |
| 都 道 府 県 道 合 計 | | | 1 2 区 間 | | 37.4 | | | | | A-1 B-10 C-4 | 7 | 18 | 430.7 | | |

上記路線のほか、善巻牧線、私市大江線、西坂藤原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

特殊通行規制区間図



特殊通行規制区間図



国道176号 与謝野町石川地内



国道482号 京丹後市弥栄町黒部地内

特殊通行規制区間図



亀岡園部線 JR船岡駅北側



久美浜湊宮浦明線
京丹後市久美浜町葛野～同鹿野地内

特殊通行規制区間図



綾部インター線 川系アンダーパス



伏見柳谷高槻線 七反田地下道

特殊通行規制区間図



伏見向日線 前田地下道



志水西向日停車場線 南小路地下道

特殊通行規制区間図



奥海印寺納所線 調子地下道



浅茂川下岡線
京丹後市網野町下岡～同網野地内

京都市の規制要領

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(京都市)

| 道路種別 | 路線名 | 担当土木事務所 | 通行規制区間 | 区間延長 | 交通量 | 通行規制基準(mm) | | 危険内容 |
|-------|----------|------------------|---|-------------|----------------|------------|------------------------|--------------|
| | | | | | | 通行注意 | 通行止 | |
| 一般国道 | 162号 | 北部土木事務所及び西部土木事務所 | 北区小野下ノ町～右京区梅ヶ畑高鼻町 | km 12.7 | 台/12h 4,350 | 100 | 200 | 落石、路肩決壊、土砂崩壊 |
| " | " | 建設局京北分室 | 右京区京北細野町～右京区京北周山町(粟峠) | 3.0 | 3,507 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊 |
| " | " | 建設局京北分室 | 右京区京北上弓削町～右京区京北上弓削町(深見峠) | 4.4 | 1,014 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊 |
| " | 367号 | 左京土木事務所 | 左京区八瀬野瀬町～左京区八瀬花尻町 | 4.6 | 7,392 | 100 | 160 | 落石、土砂崩壊、倒木 |
| " | 477号 | " | 左京区大原小出石町～左京区花背大布施町(鎌倉)(市郡界) | 21.6 | 391 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊、石積決壊 |
| " | " | 建設局京北分室 | 右京区京北中地町～右京区京北中地町(小畑峠) | 2.9 | 376 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊、路肩決壊 |
| " | " | 建設局京北分室 | 右京区京北上黒田町(難)～右京区京北井戸町 | 6.0 | 725 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊、路肩決壊 |
| 主要地方道 | 西陣杉坂線 | 北部土木事務所 | 北区大宮釈迦谷～北区中川中山 | 8.0 | 2,635 | 100 | 160 | 落石、路肩決壊、土砂崩壊 |
| " | 京都京北線 | " | 北区雲ヶ畑出谷町～北區上賀茂中嶋河原町 | 8.5 | 1,400 | 100 | 160 | " |
| " | 京都広河原美山線 | 左京土木事務所 | 左京区鞍馬二ノ瀬町～左京区鞍馬本町 左京区花背大布施町～左京区広河原尾花町(佐々野峠)(市郡界) | 7.8 12.3 | 1,941 62 | 100 | 160 | 落石、石積決壊、倒木 |
| " | 下鴨大津線 | " | 左京区北白川琵琶町～左京区北白川重石町(滋賀県境) | 2.0 | 6,213 | 100 | 200 | 落石、洗掘 |
| " | 下鴨静原大原線 | " | 左京区静市静原町～左京区静市野中町 | 2.0 | 3,806 | 100 | 160 | " |
| " | 京都日吉美山線 | 西部土木事務所 | 右京区嵯峨鳥居本深谷町～右京区嵯峨越畑南ノ町 | 16.0 | 226 | 100 | 150 | 落石、路肩決壊、土砂崩壊 |
| " | 宇多野嵐山山田線 | 西京土木事務所 | 西京区嵐山中屋下町～右京区嵯峨天竜寺造路町(渡月橋) | 0.3 | 4,334 | - | 警戒水位 0 P +37.50m | 橋りょう流失 |
| 一般府道 | 雲ヶ畑下杉坂線 | 北部土木事務所 | 北区真弓八幡町～北区杉坂北尾 | 2.5 | 300 | 100 | 160 | 落石、路肩決壊、土砂崩壊 |
| " | 久多広河原線 | 左京土木事務所 | 左京区久多川合町(滋賀県界)～左京区広河原杓子屋町 | 13.9 | 159 | 100 | 160 | 落石、土砂崩壊 |
| " | 上黒田貴船線 | " | 左京区鞍馬貴船町(～芦生峠)(市郡界) | 6.0 | 580 | 100 | 160 | 落石、洗掘 |
| " | " | 建設局京北分室 | 右京区京北芹尾生町(芦生峠)～右京区京北上黒田町 | 9.7 | 256 | 100 | 150 | 落石、土砂崩壊、路肩決壊 |
| " | 勤修寺今熊野線 | 東部土木事務所 | 山科区西野山岩ヶ谷 | 0.9 | 1,911 | 100 | 180 | 土砂崩壊、倒木 |
| " | 柚原向日線 | 西京土木事務所 | 西京区大原野石作町～西京区大原野外畑町 | 6.5 | 1,327 | 70 | 100 | 土砂崩壊 |
| " | 向日善峰線 | " | 西京区大原野小塩町 | 2.5 | 1,157 | 100 | 160 | " |
| " | 小塩山大原野線 | " | 西京区大原野北春日町 | 6.0 | 20 | 70 | 100 | 落石、土砂崩壊 |
| " | 醍醐大津線 | 伏見土木事務所 | 伏見区醍醐山町～伏見区醍醐陀羅谷町(滋賀県界) | 6.0 | 150 | 100 | 160 | 落石、路肩決壊、土砂崩壊 |

近畿地方整備局の規制要領

異常気候時における道路通行規制基準（国土交通省）

交通規制……規制の内容を道路情報板（A型、B型）に提示し、必要に応じてパトロールを実施する。

- （通行止）…（1）注意報等の発表下で、連続雨量が下に定める非常体制対象雨量に達した場合。
 （2）重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。
 （3）緊急事態が予測される場合。

| 事務所 | 路線名 | 規制区分 | | 担当事務所 | 危険内容 | 非常体制 （交通規制） 対象雨量 |
|-----------------|-----|-------------------------------|-------------|----------------|--------------------|------------------------|
| | | 区間 | 延長 | | | |
| 近畿地整 京都国道 | 1号 | 京都市山科区北花山～ " 東山区清閑寺 | (km) 1.1 | 京都第一 維持出張所 | 落石等 | 連続雨量(mm) 230 |
| " | 9号 | 京都市西京区大枝沓掛町～ 亀岡市篠町王子 | 4.7 | 京都第二 維持出張所 | " | 230 |
| " | " | 京都府南丹市園部町上木崎～ " 船井郡京丹波町新水戸 | 4.0 | " | " | 230 |
| 近畿地整 福知山河川国道 | " | 京都府福知山市夜久野町額田～ " " " 日置 | 1.2 | 福知山国道 維持出張所 | 落石等 洗掘等 | 200 |
| " | 27号 | 京都府船井郡京丹波町升谷～ " " " 中山 | 0.8 | 綾部国道 維持出張所 | 落石等 | 150 |
| " | " | 京都府船井郡京丹波町下山 | 3.3 | " | 落石等 盛土法面 崩壊等 | 150 |

第 2 2 章 災害警備計画

(府警察本部)

第 1 節 警察の警備計画

第 1 災害警備の基本方針

災害警備活動は、国、府、市町村、自衛隊、消防、海上保安庁等の防災関係機関及び自主防災組織との緊密な連携のもと、警察の総合力を挙げて実施する。

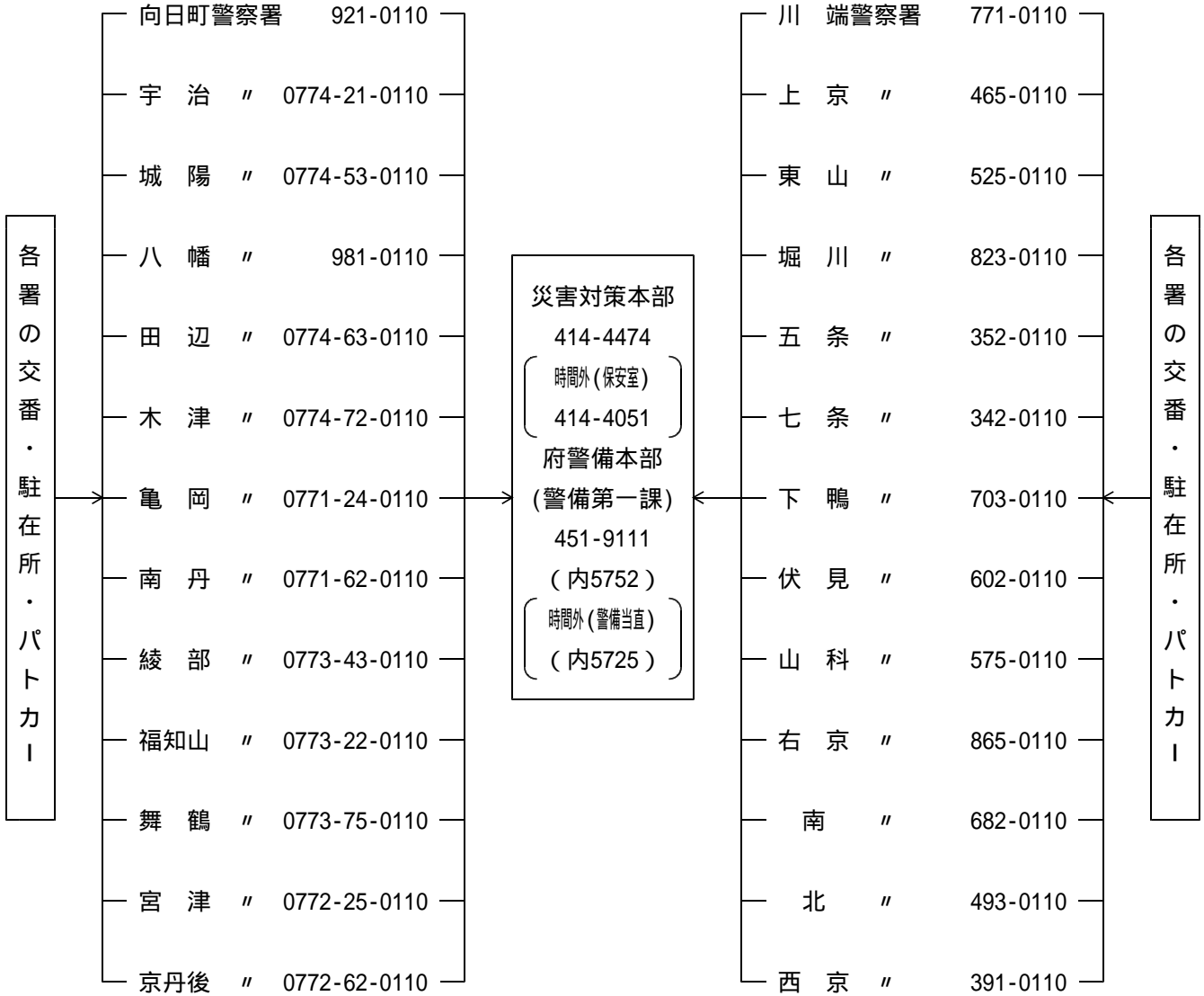
第 2 災害警備活動の概要

- 1 住民等の避難誘導を行う。
- 2 被災者の救出救助を行う。
- 3 被災地及び周辺地域における交通規制を行う。
- 4 行方不明者の捜索を行う。
- 5 遺体の検視、見分及びその身元確認を行う。
- 6 遺族への対応を行う。
- 7 被災地及び避難所等に対する警戒活動を行う。
- 8 被災地等における犯罪の予防及び取締りを行う。
- 9 住民等への広報を行う。
- 10 その他必要な警察活動を行う。

警備計画の連絡系統

(郡部の各署警備本部)

(京都市内各署警備本部)



第 2 3 章 道路除雪計画

〔近畿地方整備局〕
〔府建設交通部〕

第 1 節 計画の方針

豪雪に際して、国道、府道等の主要路線をすみやかに除雪し、道路交通を確保し、緊急かつ必需物資の輸送の円滑化を図る。

第 2 節 近畿地方整備局道路除雪計画（国土交通省）

第 1 警戒体制及び緊急体制への移行の時点

1 警戒体制への移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その観測点の 1 / 2 以上がほぼ警戒積雪深に達した場合を目安として、降雪状況その他を勘案し、局長が知事と協議して警戒体制に移行を決定し、当該体制に入るものとする。

2 緊急体制へ移行の時点

京都府管内の指定観測点のうち、その大部分が警戒積雪深を大幅に突破し主要路線における除雪、降雪強度その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると判断した場合、局長が知事と協議して緊急体制に入るものとする。

3 京都府地域における指定観測点及び警戒積雪深

| 指定雪量観測点名 | 警戒積雪深 (cm) |
|----------|--------------|
| 京丹後市峰山町 | 70 |
| 舞鶴市 | 40 |
| 福知山市 | 40 |
| 南丹市美山町 | 50 |

第 2 警戒体制及び緊急体制における措置

1 警戒体制における措置

警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として、次の事項について措置を講ずる。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレーターの借上げ応援に関する事前手配
- (3) 除雪作業の強化

2 緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づく緊急確保路線の交通確保のため次の事項について措置を講ずる。

- (1) 情報連絡の強化
- (2) 除雪機械及びオペレータ - その他必要機材の確保

第 3 緊急確保路線の分類

緊急体制時においてとりあえず交通確保すべき路線の重要性、積雪量、動員可能な除雪機械等を勘案し、次

の3段階に分けてあらかじめ指定しておくものとする。

- 1 種路線 異常降雪後約5日間に2車線を確保すべき路線(1,000台/日以上)
- 2 種路線 異常降雪後約10日間に1車線又は2車線を確保すべき路線(500~1,000台/日以上)
- 3 種路線 異常降雪後状況によっては一時交通不能となってもやむをえない。(500台/日以下)

第4 その他

局長は府市町村が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置した場合は当該地方公共団体に対し、応急復旧工事を行うため、除雪機械を国土交通大臣の定めるところにより無償で貸付けることができるものとする。

ただし、災害対策本部が設置されない場合は有償とする。

なお、オペレーターは建設機械貸付規則によっていずれの場合も有償で処理されるものとする。

第3節 京都府道路除雪計画

第1 除雪区域

1 除雪区域

| 土木事務所名 | 除 雪 区 域 |
|-------------------------------------|---|
| 丹 中 中 南 ぞ 丹 丹 丹 丹 丹 後 東 西 丹 他 | 宮津市、京丹後市及び与謝郡の全域 舞鶴市及び綾部市の全域 福知山市全域 京丹波町（旧和知町、旧瑞穂町）及び南丹市（旧美山町）の一部区域 特に必要な区域 |

2 除雪路線

除雪路線の種類は次のとおりとし、毎年度の除雪計画により定めるものとする。

- (1) 緊急確保路線
除雪地域内の主要地域（1次生活圏）を結ぶ主要幹線から選定する。
- (2) 第1種除雪路線
日交通量おおむね1,000台以上
- (3) 第2種除雪路線
日交通量おおむね500台~1,000台
- (4) 第3種除雪路線
日交通量おおむね300台~500台
- (5) 協議路線
上記の路線以外で、災害対策支部長（地方雪害対策本部長）が、災害対策本部長（建設交通部長）の指示を受けて除雪する路線

第2 除雪方法

1 除雪作業の順序

除雪作業の順序は、次の順序により実施するものとする。

- (1) 緊急確保路線の除雪
全力を投入して除雪し、降雪の状況によっては、夜間作業も行う。
- (2) 緊急確保路線以外の除雪

緊急確保路線の作業完了後、除雪するものとする。

2 除雪作業の目標

除雪路線種別の目標は、次のとおりとする。

(1) 緊急確保路線

緊急確保路線は、原則として、降雪後3日以内に交通を確保するものとする。

(2) 第1種除雪路線

原則として、降雪後約5日以内に2車線確保することを目標とする。

(3) 第2種除雪路線

原則として、降雪後約10日以内に2車線または1車線確保することを目標とする。

(4) 第3種除雪路線

状況によっては、一時交通不能になっても、やむを得ない。

3 除雪機械の応援

地方雪害対策本部が設置された場合、災害対策支部長（地方雪害対策本部長）は、降雪の状況等により、管内保有除雪機械のみでは作業不可能であり、特に機械の増強を必要とする場合は、建設交通部長の指示を受け管外から機械の応援を得ることができる。

第3 除雪体制

- 1 警戒体制……地方雪害対策本部が設置されている期間
- 2 緊急体制……災害対策本部が設置されている期間

第4 なだれ対策

災害対策支部長（地方雪害対策本部長）は、なだれの予想される管内道路の箇所については、危険箇所に警戒標識をたてるとともに適切な措置を行い、災害対策本部長（建設交通部長）にその箇所及び実施状況等について報告するものとする。

第5 除雪連絡体制

第2編第10章第3節第2の1の別記「道路除雪基本要綱」第12参照

第6 市町村道の除雪

災害対策支部長（地方雪害対策本部長）は、管内市町村長から除雪についての依頼があった場合は、建設交通部長と協議し、除雪機械のあっせんに努めるものとする。

第7 その他

本計画の実施にあたり必要な事項については、別途計画で定める。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

除雪対策として、配備体制、路線の確保、除雪機械の配置など一般住民の協力を得て迅速的確な除雪作業が実施できるよう除雪の基本となるべき計画を定めるものとする。

第1 除雪対策組織

第2 府及び隣接市町村との連絡

主要道路を確保し、除雪を計画的に実施するため、府をはじめ、隣接市町村との連絡について定める。

第3 除雪路線の緊急順位

府の除雪計画に基づいて、重要な市町村道及び消防上必要な道路等についてその順位をあらかじめ定める。

第4 除雪機械の配置

市町村有の除雪機械及び民間所有の機械の借上げについて定める。

第5 消防団の出動と一般住民の除雪能力

緊急に除雪を行うために組織的な活動を行う消防団員あるいは一般住民に対して協力を求めるための組織等について定める。

第24章 危険物等応急対策計画

府府民生活部・府文化環境部
府健康福祉部・府警察本部
府農林水産部
第八管区海上保安本部
中部近畿産業保安監督部近畿支部
近畿運輸局・京都労働局

第1節 計画の方針

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇物及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか、災害の規模に応じて、石油類の流出等にあつては、府地域防災計画石油類流出事故対策計画編など、関連する他の通信情報連絡活動計画、災害広報計画、消防計画、海難対策計画、被災者救出計画、災害警備計画等に定めるところにより、関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止、軽減に努める。

第2節 計画の内容

第1 危険物製造所等応急措置計画

- 1 危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、消防署と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。
- 2 災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 消防機関への通報
 - (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
 - (3) 付近住民等に対する広報活動
 - (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (5) 避難誘導及び群衆整理
 - (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
 - (8) 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止など、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置

- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。
- 2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。
 - (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
 - (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
 - (3) ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
 - (4) 漏えい防止作業
 - (5) 注水及び消火活動
 - (6) 付近住民等に対する広報活動
 - (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
 - (8) 避難誘導及び群衆整理
 - (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (10) 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
 - (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動
- 3 毒性ガスの漏えいの際には、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。
 - (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
 - (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
 - (3) 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

- 1 応急措置
災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届出るものとする。（毒物及び劇物取締法第16条の2）
- 2 緊急措置
保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性ある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、ただちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- 1 放射線量の測定
- 2 危険区域の設定と立入禁止制限
- 3 危険区域内住民の退避措置
- 4 被ばく者等の救出、救護
- 5 交通規制と群衆整理
- 6 人心安定のための広報活動
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第25章 鉄道施設応急対策計画

西日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社・北近畿タンゴ鉄道株式会社・近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京福電気鉄道株式会社・叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社

第1節 計画の方針

鉄道各社は、災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が密接に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

第2節 西日本旅客鉄道株式会社の計画

第1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

1 事故対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部（以下「対策本部」という。）を、事故現場に現地対策本部（以下「現対本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部及び現対本部の業務

（対策本部の業務）

対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及びその他の業務を行うものとする。

（現対本部の業務）

- (1) 現場の状況を把握して、必要な作業班を組織し、その指揮官を指定する。
- (2) 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて救護、復旧に着手する。
- (3) 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。

| 確 度 | 復旧時刻の精度 |
|-----|---------|
| 甲 | ± 1 時間 |
| 乙 | ± 2 時間 |
| 丙 | ± 3 時間 |

注 復旧見込確度の標準

- (4) 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- (5) 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資財等についての必要事項を対策本部長に要請する。

第2 対策本部等の種別、設置標準及び召集範囲

| 種 別 | 設 置 基 準 | 召 集 範 圍 |
|-------|--|----------|
| 第1種体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めるとき | 召集可能者の全員 |
| 第2種体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・重大な事故等が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に必要と認めるとき | 召集可能者の半数 |
| 第3種体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他特に必要と認めるとき (台風、降雨降雪等により大きな輸送障害のおそれがあるとき) | 必要最小数 |

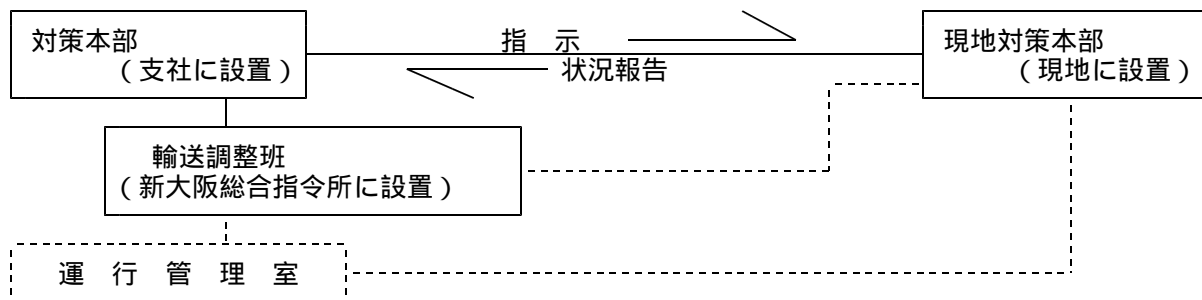
注1 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

2 上記を標準とした関係課室長、駅区所長は、種別ごとの召集者を定めておくこと。

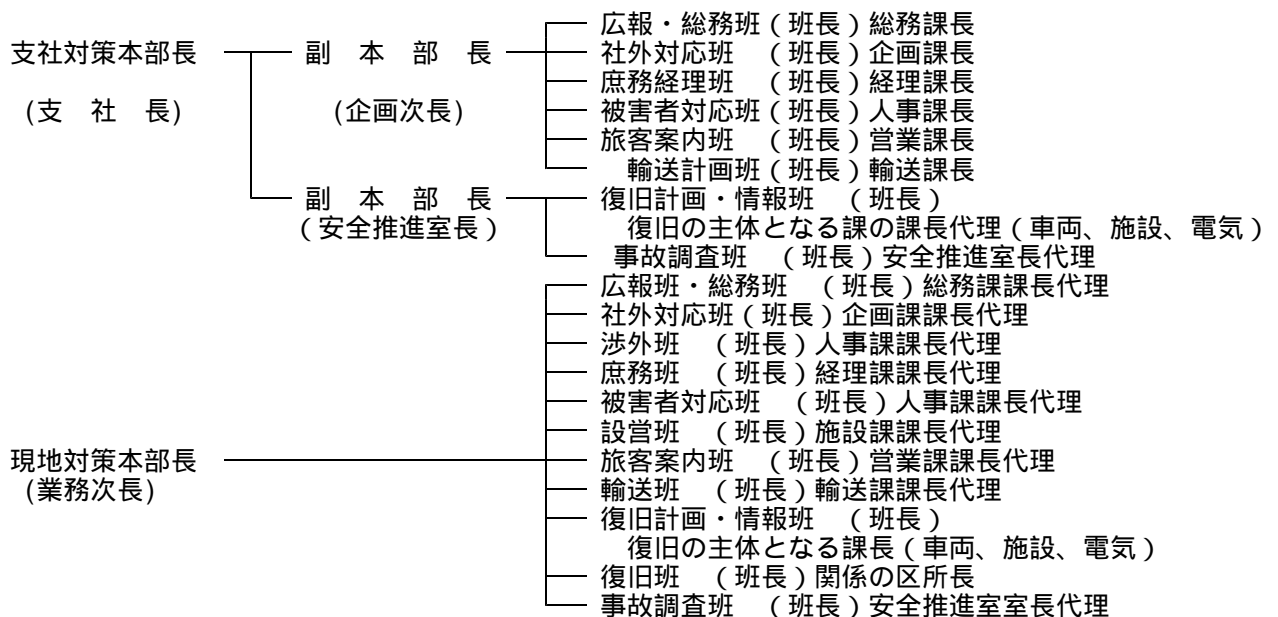
3 ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

第3 対策本部等の構成と班別業務分担

1 対策本部等の設置箇所



2 事故対策本部等の構成 (第1種体制)



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社 (京都・福知山・大阪・金沢) により課 (室) 名称が若干異なる場合がある。

3 対策本部等の構成（第2種体制）



注1 各班については、不要なものは設置しない。

2 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

4 対策本部等の構成（第3種体制）

第2種体制に準じて構成するが必要な班のみ設置する。

5 部外協力要請機関及び要請分担

| 部外機関名 | 連絡先 | 要請者 | 要請担当 | 記事 |
|-------------------------------------|--------|-----------|-----------|--|
| 自衛隊 | 知事 | 支社長 | 企画課長 | 窓口と調整 |
| 警察本部 | 本部長 | 〃 | 総務課長 | 〃 |
| 府県 | 知事 | 〃 | 企画課長 | 〃 |
| 鉄道警察 | 隊長 | 〃 | 営業課長 | |
| 警察署 | 署長 | 駅区所長 | 駅区所長 | |
| 消防署 | 署長 | | | |
| 市町村 | 市町村長 | | | |
| 医療機関 | 病院等の長 | | | |
| 私鉄等 | 輸送機関の長 | 新大阪総合司令所長 | 新大阪総合司令所長 | 駅長が輸送指令に手配方を要請する。 |
| 航空会社等その他交通機関 | 関係機関の長 | 支社長 | 企画課長 | |
| レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社 | 所有会社の長 | 関係現場長 | 関係現場長 | 脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両受持区所が判断し、必要と認めるときはレッカー所有会社に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長） |
| その他 | 関係機関の長 | 支社長 | 関係課長 | |

注 支社（京都・福知山・大阪・金沢）により課（室）名称が若干異なる場合がある。

第3節 東海旅客鉄道株式会社の計画

第1 災害本部の設置

災害の規模が次の規準に該当するときは、新幹線鉄道事業本部内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

| 名 称 | 設置場所 | 設 置 の 基 準 | 業 務 |
|------|-----------|--|--|
| 対策本部 | 新幹線鉄道事業本部 | (1) 大事故が発生し、旅客の救護、代行輸送の手配、交通規制等広範囲にわたり地方自治体、警察署、病院等の公共機関の応援を必要とするとき (2) 風水害により、輸送に大きな影響を及ぼすおそれあるとき (3) 事故処理に特に注意を要する事故が発生したとき (4) その他、特に必要と認めたととき (非常召集) 非常召集及び非常召集の種別は、新幹線鉄道事業本部長が決定するものとする。 | (1) 事故状況の調査 (2) 資材及び備品等の手配 (3) 事故復旧処理及び原因調査 (4) 輸送計画・運転整理等 (5) その他 |
| 復旧本部 | 現 地 | 非常召集は、事故等の復旧見込み時間に応じて第1出勤、第2出勤、第3出勤の召集を行う。 運転事故及び災害応急処置取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処置取扱標準等による。 | (1) 旅客の救護 (2) 応急、復旧作業 (3) 現地における情報の提供 (4) その他 |

第2 災害時における列車の運転方法

災害時における列車の運転方法は、災害の程度により列車の抑止又は徐行運転を行う。

第3 列車の運転規制

気象状況により、列車の抑止又は徐行運転をする場合は次の規準による。

- 1 降雨及び河川の増水のと看
- 2 強風のと看
- 3 降雪のと看

第4節 北近畿タンゴ鉄道株式会社の計画

第1 計画の方針

事故（災害等を含む。以下同じ）により、鉄道輸送に影響を及ぼす事態が発生し、又は死傷者が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の応急処置について定める。

第2 事故対策本部及び事故復旧本部の設置

事故が発生した場合及びそのおそれがあるときは、下記の基準により、運行本部内に事故対策本部を、事故現場に事故復旧本部を設置する。

- 1 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき。
- 2 死傷者を生じ又は車両の脱線が生じたとき。
- 3 上記以外で特に必要と認めたと看。

第3 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、器材について次のとおり協力を要請する。

| 部外機関名 | 担当者 | 備考 |
|-------|----------------------|------------------|
| 自衛隊 | 経営企画部長 | 要請は、社長が知事に対して行う。 |
| 警察署 | 関係部長 関係現場長 | |
| 消防署 | 関係部長 関係現場長 | |
| 市町 | 関係部長 関係現場長 | |
| 医療機関 | 関係課長 関係現場長 乗務員 | |
| 輸送機関 | 関係部長 関係現場長 | |
| 関係業者 | 関係部長 | |

第5節 近畿日本鉄道株式会社の計画

第1 災害対策基本方針

災害が発生した場合には、お客様の救護を最優先に行い、他の機関と連携協力を密にし、被害の拡大防止、適切な情報開示、早期復旧に全力を挙げる。

第2 災害応急対策

1 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、社内の「異例事態対応規程」・「災害救助規程」に基づき、必要により本社に異常事態対策本部または非常支部、輸送統括部に現地対策本部または非常支部を設置し、現地に復旧本部を設置して対処する。

2 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」・「災害救助規程」により、災害の程度に応じた業務担当班を設置して、班員を動員する。

3 通信連絡体制

- (1) 鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。
- (2) 必要に応じて、携帯用無線機を所持した係員を急派し、本部との通信連絡にあたらせる。
- (3) 必要に応じて、各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。
- (4) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第6節 京阪電気鉄道株式会社の計画

第1 計画の内容

災害発生時における応急処理に関しては、社内の危機管理規程及び鉄道災害対策規則の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、非常災害組織を設けるとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策にあたる。

第7節 阪急電鉄株式会社の計画

第1 災害対策（事故対策）本部の設置基準

1 水害の場合

自然災害により、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態に対応し得るために、緊急事態対策規程、防災体制要綱を制定し、その取扱いを定め、的確、迅速な防災措置をとることによって、その被害を最小限にとどめる。

(1) 施設・設備の安全対策

日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回を実施し、整備不良箇所については、直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

季節を通じて、事前に関係施設設備（排水溝・橋脚・盛り土・築堤等）の点検を実施し、各施設の整備を図る。

(2) 緊急事態、防災体制の確立

自然災害の社会的影響を最小限にとどめるため、関係部相互間において、非常呼び出しによる人員確保を行い、緊密な連絡をとり、列車の運行状況及び被害状況の調査、列車の運行計画の立案、被害箇所については、速やかに復旧する等、早期の回復に努める。

(3) 関係機関との連絡

社内外との関係機関及び関係会社との速報体制を確立させ、相互に連携を密に、災害発生時に備え万全を期す。

2 強風の場合...水害の場合に同じ

3 土砂災害の場合...水害の場合に同じ

4 雪害の場合...水害の場合に同じ

5 その他事故等の場合...水害の場合に同じ

第2 災害対策本部の初動体勢

1 水害の場合

自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、情報把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、適確な処置をとるため防災体制要綱を定めている。

暴風雨1号体制...台風情報、気象情報が発表され、沿線の災害の発生が予想される時。（巡回強化による鉄道施設の監視体制強化）

暴風雨2号体制...気象情報の警報及び台風情報が発表され、相当の災害の発生が予想される時。（非常呼

び出しによる応急体制の確立及び危険箇所の巡回監視体制の強化)

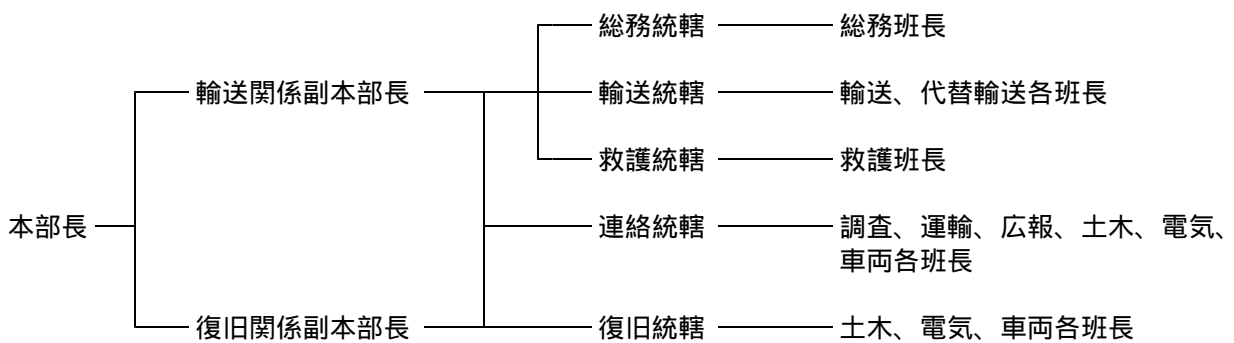
暴風雨3号体制...災害が発生し、さらに災害の拡大が予想される時。(非常呼び出しによる応急体制の強化、関係会社に対する応援要請の確立、被害箇所の復旧活動の強化及び危険箇所の警戒態勢の確立並びに列車運行整理)

- 2 強風の場合...水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合...水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合...水害の場合と同じ体制(ただし、呼称を凍結、雪害1号、雪害2号)
- 5 その他事故等の場合...水害の場合と同じ

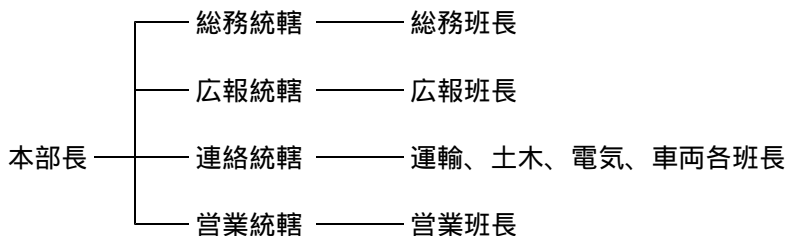
第3 災害対策(事故対策)本部の組織体制図

1 水害の場合

現地対策本部組織表



本社対策本部組織表



- 2 強風の場合...水害の場合と同じ
- 3 土砂災害の場合...水害の場合と同じ
- 4 雪害の場合...水害の場合と同じ
- 5 その他事故等の場合...水害の場合と同じ

第8節 京福電気鉄道株式会社の計画

第1 計画の方針

災害が発生した場合、被害の拡大防止と旅客の安全確保に努めるとともに、速やかな復旧及び輸送の早期再開を図る。

第2 実施の計画

- 1 災害の規模により、社内規定「緊急時救急体制指導心得」に基づき、状況に応じて、事故対策本部及び現

地対策本部を設置し、その処置にあたる。

2 事故対策本部

事故対策本部は、庶務班、救護班、連絡広報班、事故調査班等を設けて、死傷者の救護、現場と本部間の連絡、情報の収集及び社外に対する連絡広報にあたるとともに、事故原因の究明、被害状況の調査やその他庶務事項を処理する。

3 現地対策本部

現地対策本部は、現地にて、本部と同じく庶務班、事故復旧班、救護班、連絡班、事故調査班等の班を設けて、事故の処理並びに処理に必要な関係先への連絡要請、死傷者の救護、各班との連絡及び本部との連絡、情報の収集、関係先への通報、連絡事故現場の保全、原因の調査にあたる他、その他庶務事項を処理する。

4 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、社内規定（運転取扱心得及び関係規程）に基づいて、運転再開等の処置をとる。

第9節 叡山電鉄株式会社の計画

第1 災害応急対策の内容

災害発生時における応急処理に関しては、社内規程等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度によって、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第10節 嵯峨野観光鉄道株式会社の計画

第1 土砂災害対策

災害発生時における応急処理に関しては、社内の運転取扱い要領及び復旧体制要領の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集、連絡及び応急対策を遂行するため、必要に応じ、社内に対策本部を設置するとともに、災害の程度により、現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地対策本部を設置し、応急対策にあたる。

第2 水害対策

土砂災害対策の場合と同じ

第3 強風対策

土砂災害対策の場合と同じ

第26章 通信・放送施設応急対策計画

西日本電信電話株式会社
日本放送協会京都放送局
株式会社京都放送

第1節 通信施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う応急対策について定める。

第2 計画の内容

1 設備及び回線の応急復旧措置

- (1) 電気通信設備に災害が発生し通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。
- (2) 回線の復旧順位は次のとおりとする。

| | |
|------|--|
| 第1順位 | 気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第2順位 | ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体 |
| 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの |

2 営業所等建物に対する応急措置

災害等のため営業所等建物が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物の迅速な復旧が困難と認められるときは、他の建物等を利用し、又は借り入れる等の方法によりすみやかに業務の開始を図るものとする。

第2節 放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

災害時放送施設に支障のある時はあらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用する。放送機がすべて故障し、また演奏所が使用不能に陥った時は臨機の措置をとる。

第2 計画の内容

1 放送施設に支障があるときは所定の計画に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 臨時放送所の確保
- (2) 臨時演奏所の借用
- (3) 臨時現像所の開設

2 中継回線故障時は次の事項を考慮し、適宜な措置を講ずる。

- (1) 無線中継の実施
- (2) 非常用番組の送信
- (3) 西日本電信電話株式会社への回復要請
- (4) 株式会社NTTドコモ関係への回復要請

第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

近畿経済産業局
中部近畿産業保安監督部近畿支部
関西電力株式会社
大阪ガス株式会社

第1節 行政機関応急対策計画

- 第1 電力について災害により大幅な供給力不足等の事態が発生した場合に、迅速かつ円滑な電力融通を行えるような体制を電力会社間で整備しておくよう指導するとともに、災害が発生した場合には、事故発生のは握に付とめ、必要がある場合には他の経済産業局と緊密な連絡を行ったうえ電力の円滑な融通を推進するよう地域電力協議会を指導するものとする。
- 第2 ガスについて災害時におけるガス原料の需給状況、事故発生状況等のは握に努めるとともに必要があると認めるときはガス事業者相互間において原料、復旧資材等の融通を促進するよう指導するものとする。

第2節 電気施設応急対策計画

第1 計画の方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を実施し、災害が発生した場合には速やかに応急復旧作業により電気の供給確保につとめる。

第2 計画の内容

1 非常災害前の対策

(1) 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について応急対策を講ずる。

発電電、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、応急措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保につとめる。

(3) 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保をはかる。災害の規模に応じて隣接電力会社との相互協力体制を確立する。

2 非常災害発生時の対策

(1) 設備の運転保守

お客さまサービス及び治安維持上原則として送電を継続する。浸水、倒壊等により運転することが危険であり、事故を拡大するおそれがあるか、運転不能が予測される場合は運転を停止し関係各機関に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

通信については、常に回線の監視、試験を行い、また移動無線機の活用をはかる等通信確保につとめる。

(2) 被害状況の収集・周知

非常災害対策本部において被害情報の早期把握に努め常に被害全般を掌握し、適切な連絡を行うとともに

に新聞、ラジオ、広報車等により被害状況復旧見込等の周知を行う。

(3) 被害の復旧

非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。

各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ供給上の復旧効果が大きいものから行う。

3 復旧応援

被害が大きく、京都支店もしくは火力センターのみの要員で早期復旧が困難な場合は他支店・支社又は協力会社等の応援を要請する。

この場合、応援要員は当該対策本部長の指揮下に入る。

第3節 ガス施設応急対策計画

第1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

第2 応急対策

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達および報告

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

ア 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービステーション等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に

対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 危険防止対策

(1) 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うと共に防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うと共に、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

(2) 地震災害対策

ア 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行っている。

イ SI値60カイン相当以上を記録した地域については、二次災害を防止するため当該地域地震対策ブロックのガス供給停止を自動で行う。

SI値30カイン相当以上、60カイン相当未満となった地域についてはガス供給設備の安全確認を行い、これらの安全が確認されない限り、速やかに当該地域の地震対策ブロックのガス供給停止を決定する。

ウ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

5 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果が高いものから行う。

第4節 ガス施設事故応急対策計画

第1 計画の方針

この計画は、ガス施設が損傷し、ガス洩れ等の事故により発生する火災爆発等の災害を防止するための応急対策について定める。

また、この計画は、第3節のガス事業者の作成する計画と関連的に運用されるものである。

第2 事故発生時の応急措置

1 発見者の通報

ガス施設のガス洩れ等の事故を発見した者は、直ちにその旨をガス事業者もしくは警察、消防機関または市町村に通報するものとする。

2 関係機関の連絡

ガス施設の事故発生時の通報を受けた関係機関は緊密な連絡をとり、被害状況に応じた応急措置をとるものとする。

3 警察・消防機関の措置

警察及び消防機関は、ガス事業者と連絡協議し、ガス洩れ等の事故現場を確認のうえ火災発生や爆発の危険があると認められるときには危険区域を設定し、当該区域の交通規制、火気使用禁止措置、避難指示及び広報等を行うものとする。

4 事故対策本部の設置

ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関は救急医療救助その他の応急対策を実施するため事故対策本部を設置するものとする。

第3 災害状況の通報連絡

府・市町村・警察及び消防等関係機関とガス事業者は、次の状況のときは直ちに相互に通報連絡するものとする。

- 1 災害の発生を覚知したとき。
- 2 災害の状況を把握したとき。
- 3 災害の応急措置に着手したとき。
- 4 災害の応急措置が完了したとき。

第4 事故の報告

ガス事業者は、ガス施設の事故により相当な被害が発生したときは、防災関係機関の協力を得て事故現場及び被災地域における応急復旧をすみやかに実施するとともにその状況を防災会議会長に報告するものとする。

第5節 上下水道施設応急対策計画

第1 水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び水道事業者等は、災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達するものとする。

2 応急復旧

水道事業者等は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるように応急措置を講じ、また浄水場及びポンプ場等の被害に対しては、浄水機能等の回復を図るべく応急措置を講じる。

また、水道用水供給事業者は、受水水道事業者等に対し、被災時においても給水を行えるよう被災状況に応じた広域水運用を行うとともに、被災した施設の迅速な応急復旧に努めるものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請等

水道事業者等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。

また、府は、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び水道事業者等は、各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

第2 下水道施設

1 被害状況の収集及び伝達

府及び下水道管理者は、災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

2 応急復旧

下水道管理者は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確

な対応を図る。

3 支援要請

府は、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要となる支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、他府県からの支援について要請を行う。

4 災害広報

府及び下水道管理者は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、工業用水道施設について、「第1 水道施設」に準じた対策を講じるものとする。

第28章 農林関係応急対策計画

〔府農林水産部〕
〔近畿農政局〕

第1節 計画の方針

各種災害に対処して農林産物の被害を最小限にとどめるための諸検討について定める。

第2節 雪害及び寒干害対策

第1 農作物対策

1 融雪促進対策

- (1) 積雪期間が長くなると、農作物の生理障害や病害虫の発生が懸念されるので、積雪量の多いところでは融雪剤を散布する。
- (2) 融雪剤は寒波のピークを越え、積雪の心配がなくなった時期に全面均一に散布する。なお、けい酸質肥料及び転炉さいは、ともにアルカリ性肥料であるので硫安等の肥料との混合は避ける。
- (3) 積雪が少なくなると、積雪の下層約25cmが滞水層となり融雪の促進効果が低下するので、融雪水の排水に努める。

2 麦 類

(1) 排 水

過湿による雪腐病が懸念されるので排水溝を設け排水に努める。

(2) 施 肥

融雪後、除雪や極端な寒冷が来る恐れがなくなれば速やかに追肥を施用する。

(3) 麦 踏 み

軟弱徒長気味の場合、霜柱が発生している場合は土をよく乾かせた上で追肥までに麦踏みを行う。

3 果 樹

(1) 除 雪

積雪地では融雪の際に枝が裂けるので極力除雪に努める。この場合、積雪後の時間経過とともに、沈降圧が大きくなるので、最初に枝の付近の雪面を割ってから、本格的な除雪にかかる。また、雪の上に灰、土等を散布し表面から融雪するほか、大切な枝の上の雪に切目を入れて融雪を早める。さらに、雪の表面が凍っていると被害が大きくなるため、付近の雪を割っておく。なお、なし・ぶどうでは棚が不完全な園ほど被害が大きいため支柱を打ち込み、棚及び支柱を支える。

(2) 追 肥

積雪地帯では融雪後速やかに、また山城地方のみかんでは2月下旬～3月上旬ごろに速効性の窒素肥料を10a当たり成分量3～4kg追肥し、傷の回復、発芽後の枝の伸長を促進する。その後の施肥は木の状態に応じて加減する。

(3) 手 当 て

軽微な裂傷を受けたものは枝を元に戻し縄巻きをする。できれば接ぎろう（接蠟）を塗り、しっかりした支柱に固定し枝が動かないようにする。

裂傷の程度の激しいものは枝を切り去り、切り口に塗布剤を塗っておく。

(4) 被害樹のせん定

裂傷のある枝はやや強くせん定し、傷を受けなかった枝はなるべく軽く、特にみかんでは枝の枯れこん

だ部分のみとし、葉数確保に努める。

(5) 病害虫防除等

傷害樹に対する病害虫防除を行うとともに、野ねずみやうさぎの食害を防止するため、株元の雪踏みや薬剤による防除を行う。

4 野 菜

(1) 保 温

トンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはこも、シルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は窒素質肥料を主体として10 a 当たり窒素2 ~ 4 kgを2回に分けて施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、予防防除に努める。

(4) か ん 水

低温下において、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

(5) 排 水

融雪時に湿害のおそれがあるので、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

5 施設園芸

(1) 除雪と施設の保安管理の励行

屋根の上の積雪及び周囲の除雪を早めに行い、沈降圧及び側圧を軽減する。更に、施設内に応急措置として支柱等により、施設の補強に努める。

(2) 健苗の確保

苗が低温障害を受けないよう多重被覆等を行い、保湿に留意し、昼間の十分な換気と病害虫防除の励行により、的確な育苗管理に努める。

(3) 日照条件の適正化

低温、日照不足による軟弱化を防ぐため採光に努める。

(4) 排 水

融雪時のハウス周囲からの水の侵入を防ぐため、排水溝を整備して速やかな排水に努める。

(5) 雪害発生時の対応

ビニールの破損や倒壊等の被害を受けた場合は、栽培している作物の被害軽減のため、早急にハウスの修復に努める。

積雪量が多く、効果的な対策が立てられない場合、ビニール等の被覆資材を取り除き、パイプの変形を防ぐ。(農業共済に加入している場合は、事前に共済組合等と調整する。)

6 花 き

(1) 保 温

花き類のビニールハウスやトンネル栽培については、積雪による破損を防ぐとともに夜間にはシルバービニール等をかけ保温に努める。

露地栽培では、凍害防止を図るため生育状況に応じてビニール、不織布等により簡易被覆を行う。

(2) 中耕及び施肥

気温の上昇をまってできるだけ早く中耕及び施肥を行い生育の促進を図る。この場合、肥料は速効性窒素質肥料を主体として10 a 当たり窒素1 ~ 2 kgを2回に分けて施用するか、又は、液肥を施用する。

(3) 病害防除

凍害や融雪後の湿害により、病害の発生が懸念されるので、防除を行う。

(4) かん水

低温下において、比較的降水量の少ない地域においては、乾燥による低温障害を生じやすいので、かん水により土壌の適湿保持に努める。

7 茶園

(1) 刈りそろえ

枝まで枯死した場合は山間部の特に低温地帯においては4月上旬に、その他の地方は3月上旬に被害程度に応じて深刈り又は中切りを行い、茶樹の回復を早める。

(2) 施肥

寒雪害を受けた茶園は速効性肥料(窒素成分で10a当たり8~10kg)を2月下旬~3月上旬に施用して樹勢回復に努める。

(3) 排水

融雪時に湿害のおそれがあるため排水溝を整備して、速やかな排水に努める。

8 桑(養蚕)

(1) 施肥

融雪後早期に桑園内の排水に努め速効性肥料(窒素成分で10a当たり4kg程度)を施用し樹勢の回復促進を図る。

(2) 春刈

折損裂傷したものはその程度に応じ春刈り又は一部せん定等を行う。

(3) 改植及び補植

若齢桑園等で被害の大きい桑園については改植及び補植を行う。このため必要な桑苗の確保に努める。

(4) 病枝の処理

胴枯病にり病した桑枝は早く切り取って焼却する。桑園に放置しておくとう子が飛散して防除を困難にする。

(5) 野ねずみ対策

殺そ剤により一斉防除を広域で行う。

(6) 飼育施設の除雪

アルミハウス、蚕舎等の飼育施設は、除雪に努めるとともに、積雪に耐えるよう補強する。

第2 林業対策

1 苗畑の病害防除

第2編第11章を準用

2 造林地

(1) できるだけ早い機会に山を巡視して、被害の状況をは握すること。

(2) 10年生以下の幼齢林は雪が融け次第、根ぶみあるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行うこと。

(3) 10年以上の林木で回復見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を考えること。

(4) 跡地の復旧については、その林の状況に合った樹種及び方法を検討し健全な林の造成に努めること。

3 治山、林道

降雪により今後なだれの恐れのある箇所をは握し監視体制を整備すること。

第3節 晩霜と低温障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

(1) 苗立枯病対策及び育苗管理

ア 農作物病害虫防除指導指針に基づき苗立枯病対策を実施する。

イ 稚苗箱育苗で低温時（4月）に育苗する場合には、育苗床に電熱線を敷設する等保温に努める。

また、晩霜が予想されるときは、こも、むしろ、ビニールなどで被覆を行い、10℃以下にならないよう保温に努める。

水田に設置の育苗箱の場合は箱の高さまで入水し保温に努める。

(2) 初期生育の促進等

ア 水温、地温を高めるため、昼間止め水とし、朝夕に短時間でかん水する。また暖かい日は浅水、寒くなるときは早めに深水とする。

イ イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ等の初期害虫の多発が予想されるので、発生予察情報に注意して早期防除に努める。

(3) 施 肥

低温で肥料の吸収が悪く、おそ効きのおそれがあるので中間追肥は避ける。

2 野 菜 類

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥を行う。（10a当たり施肥量キャベツ・えんどう等窒素4kg、りん酸4kg、加里4kg、たまねぎは貯蔵のものを除き窒素4kg、加里4kg）

(2) 晩霜の当日は、晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

3 果 樹

(1) 人工交配を実施して結実を完全にする。

(2) 摘果は樹勢、着果状況等を勘案しながら2～3回に分けて行う。

(3) 被害を受け、新梢が枯死したかき、ぶどう等は不定芽の発生が多くなるので、芽かきし病害虫の発生に注意しながら、新梢の摘芯や誘引により樹勢を調整する。

4 花 き

(1) 生育促進のため液肥等速効性の追肥（10a当たり施肥量は窒素、りん酸、加里を1～2kg）を行う。

(2) 晩霜の当日は晴天になるため徐々に光をあて急激に作物体温をあげないようにする。

(3) 予防防除に努める。

5 茶 園

(1) 新芽の処理

ア 全面に強被害を受けた場合

萌芽～2葉期：樹勢の強弱を問わず放置する。

2～3葉期：樹勢の弱い茶園は放置する。

樹勢の強い茶園は、整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

3～4葉期：整枝面より上で軽く被害部を刈り捨てる。

摘採直前：同上。新芽の基部まで枯死している場合は前回の整枝面に近い位置で刈り直す。

イ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できる場合

そのまま放置し、被害を受けなかった部分だけ摘採する（後に被害部は刈り捨てる）。

ウ 部分的に強被害を受け、被害部と無被害部が区別できない場合

生育時期を問わず放置する。摘採間近に被害を受けた場合は、すぐに摘採せず、やや摘採期を遅らせ

る。

エ 軽被害の場合

生育時期を問わず、摘採期まで放置する。

(2) 病虫害対策

被害を受けた茶園では、新芽の生育期間が長くなり、カンザワハダニが発生しやすくなるので、農薬安全使用基準に基づき残臭日数の短い薬剤の散布を行う。

(3) 被害後の施肥

特に必要ないが、被害が大きく摘採が大幅に遅れる場合は、硫安を10 a 当たり40kg (窒素成分量で8.4 kg) 施用する。

(4) 摘採・製造上の注意

ア 被害芽が混入すると著しく荒茶品質が低下するので、被害を受けていない部分だけを拾い摘みすること。その後、被害部を含めて整枝(刈り直し)を行う。

イ 製造芽に被害芽が混入した場合には、製茶機械を十分に洗浄すること。

6 桑(養蚕)

(1) 霜害対策

ア 被害を受けた場合、あわてずに7~10日後に被害程度、再発芽の状態等を調べて処理の判断をする。

イ 被害の軽い場合は、樹勢の回復に速効性窒素肥料(10 a 当たり窒素成分4kg 程度)を施すか、又は尿素0.5%水溶液を、再発芽が第3~5開葉時に10 a 当たり80~100 l を3回程度に分けて散布し、樹勢の回復と発育の促進を図る。

ウ 被害の大きい場合は春刈り又は40cm株上げ伐採を行い、夏秋時期を調整し掃立量の適正化を図る。

(2) 掃立時期の調整

被害程度により、桑樹の発芽伸長や他の農作業等を考慮して、掃立時期を調整し掃立量の適正化を図る。

第4節 春季高温障害対策

第1 農作物対策(春季)

1 水 稲

(1) 育苗後期の急激な高温はムレ苗になりやすいため、換気等に努める。

(2) ムレ苗、リゾープス菌による苗立枯病対策は、農作物病虫害防除指導指針に基づき予防、防除等を行う。また、育苗中の温度管理は32℃以上にならないよう留意する。

(3) 災害用種もみを確保する。

(4) 苗いもち、イネミズゾウムシ等初期病虫害の多発が予想されるので、発生予報に注意して早期防除を行う。

2 麦 類

麦類は一般に肥料吸収が盛んで生育過多の傾向になり病害が多発しやすいので早期発見と早期防除に努める。

3 果 樹

(1) 病虫害の発生が早くなるので早期発見に努め防除適期を失ないように注意する。

な し 黒斑病・カイガラムシ類・アブラムシ類

ぶ どう 黒とう病

か き ブランコケムシ

(2) ぶどうの被覆栽培では室温が30℃を超えないよう換気に努める。

- (3) 高温乾燥下では、ぶどうのジベレリンの効果が高いため、気温の低い時間帯に処理する。また、高温乾燥が続く場合には、園内に散水して湿度を高めてから行う。

4 野菜

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分に行い健全な生育を図る。また、かん水により土壌の適正水分を保つ。
- (2) 伸びすぎた果菜類は適時摘心・誘引を行う。
- (3) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。
- 〔多発が予想される主な病害虫〕
- べと病、疫病、うどんこ病
灰色かび病
アブラムシ類、ダニ類

5 花き

- (1) ハウスやトンネル等促成栽培については換気を十分に行い健全な生育を図る。また、土壌水分に注意してかん水し、適湿を保つ。
- (2) 病害虫の発生が早くなるので早期防除を行う。
- 〔多発の予想される主な病害虫〕
- べと病、疫病、うどんこ病、褐斑病
灰色かび病
アブラムシ類、ダニ類

6 茶園

- (1) 覆下茶園では、被覆作業を早めに行うとともに、摘採が同一時期に集中するおそれがあるので覆いの厚みを調整して新芽の硬化を防ぐ。
- (2) 伸育が急速に進んでいるので肥料切れのないよう速効性窒素肥料を早めに追肥するとともに摘採が遅れる場合はさらに分施する。
- (3) 病害虫が多発するおそれがあるので病虫害発生予察情報に注意し、早期防除に努める。
- (4) 新芽の硬化が早くなり摘採適期を失するおそれがあるので、特に茶工場の準備や労力配分に注意して優良茶の生産に努める。

7 桑(養蚕)

(1) 桑園

ア 発育が早く壮蚕用桑は硬化するおそれがあるので、速効性肥料(窒素成分で10a当たり4kg程度)を春蚕掃立日までに追肥する。

イ 害虫の発生が早く被害が大きいため早めに防除を行う。

(2) 飼育

ア 桑の発育に合わせて蚕の掃立を早める。

イ 稚蚕糸桑育実施上の注意

(ア) 掃立日から毛振りまでは軟かめの桑を選んで与える。

(イ) 園内から適良桑を選んで間引収穫をする。

(ウ) 遺失蚕を生じやすいので給桑除沙等には特に注意する。

ウ 壮蚕期は、開放気流育に努める。

第2 農作物対策(夏季)

1 水稲

- (1) 各農業用水利施設について、機能低下や漏水がないか点検を行い、必要に応じて補修するとともに、計

画排水に努める。

- (2) 水路は雑草・水草等を取り除き、水が流れやすいように清掃を行う。
- (3) 水源のあるところは揚水機等を使用しつつ極力節水に心掛け、水が不足するところは用排水の反復利用等に努め、集中かん水する。
- (4) もぐら穴等による漏水のないよう、ほ場の点検を行う。
- (5) 道路、畦畔等の草刈りを行い、刈草を畦畔際へ敷き詰めるなどして漏水防止を図り、節水に努める。
- (6) 今後は、穂いもち、イネカメムシ類、ウンカ類が発生する恐れがあるので、穂ばらみ期から出穂開花期後の薬剤散布を行う。
- (7) 出穂期は遅れたものの、出穂から成熟までの期間が短くなるので、滞緑色籾が25～20%になった頃を目途に適期刈取りに努める。稲架干しについては胴割米発生に注意する。

2 豆 類

- (1) 生育中のもので用水の確保ができるほ場は、過乾燥状態に至る前に、早い時期から地温の低い夕方又は早朝に畝間かん水を実施する。

さらに、かん水に当たっては畝間1本ずつのかん水が望ましい。

- (2) カメムシ、ヨトウムシ等の害虫防除に努める。

3 野 菜

(1) 夏 野 菜

ア 生育が衰え果実の肥大も悪くなるので、乾燥した場合は、夕方に走り水程度の畝間かん水を行う。

なお、用水の確保ができないほ場は、水分の蒸発を抑えるため、土の表面を浅く(1～2cm程度)削り、敷わら、敷草等を行う。

イ 用水が少ない場合は、用水の有効利用を図るため、ホースかん水を行う等により、収穫中のものや肥大段階のものを優先的にかん水する。

ウ 草勢回復のため追肥が必要な場合は、夕方、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

エ 敷わら、敷草等は厚さ5cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸発防止に努める。

オ ナス、トマト、キュウリ等の果菜類にあつては、不良果の早期摘果や若穫りにより草勢維持に努める。

カ 干ばつ後に発生が予想されるうどんこ病、ハダニ類、スリップス類の早期防除に努め、草勢の維持に努める。

キ 施設栽培については、通風を良くし、寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆し、室内温度を下げるよう努める。

(2) 秋 野 菜

ア 苗床は寒冷紗、遮熱ネットなどにより被覆する。

イ 立枯病などの土壌病害予防と、スリップス類、アブラムシ類、キスジノミハムシ等の防除に努める。

ウ かん水が困難なところは、可能な限りは種期を遅らせる。

4 花 き

- (1) 敷わら、敷草等は、厚さ5cm以上とし、地温を下げ、水分の蒸散防止に努める。

- (2) 夕方に軽く畝間かん水に努める。

なお、用水の確保ができないほ場は、水分の蒸散を抑えるため、土の表面を浅く(1～2cm程度)削り、敷わら、敷草等を行う。

- (3) ハダニ類、アブラムシ類、スリップス類等の害虫防除を徹底する。

- (4) 草勢回復のため、かん水を兼ねて薄い液肥を施す。

- (5) 夏まき草花では、苗床または仮植床に寒冷紗等を被覆するとともに、立枯病等の土壌病害の予防に努める。

- (6) かん水の困難なところでは、可能な限りは種期を遅らせる。

5 果 樹

各果樹とも果実の肥大が悪くなるので、かん水・敷わらを行う。

- (1) 7～10日おきに20mm程度の全園かん水を行う。
- (2) 水量不足の場合は、かん水穴又は鉄パイプ等で深さ30～40cmの穴をあけ、この部分にかん水を行う。
- (3) 敷わら・敷草等を励行する。
- (4) 草生園では早めに下草を刈り取り、敷草を行う。
- (5) ハダニ類、スリップス類、ヨコバイ類等の発生が多くなるので防除に努める。
なお、ブドウではフタテンヒメヨコバイの発生が多くなるので、適期防除に努める。
- (6) モモ、ウメ、ブドウ等の主枝・垂主枝など樹体に日焼けの恐れのある場合は、白塗剤を塗布する。
- (7) モモ、ブドウ等収穫を終えたものは、夕方かん水を兼ねて薄い液肥を施用し、樹体の回復を図る。
- (8) 中生・晩生系ナシ等は果実の肥大不足が予想されるので、着果過多園、樹勢低下園では、果実肥大が明らかに見込めないと判断される小玉果を除去し、残された果実の品質向上を図る。
- (9) 着色（赤）系ブドウの場合は、除袋後に房の日焼けが予想されるので、笠かけを行う。

6 茶

- (1) 新植茶園では、浅根のため干ばつを受けやすいので、状況に応じて5～7日間隔で夕方にかん水を行うとともに、敷によって株元の保護に努める。
- (2) 一般茶園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壤保水力の増強に努める。
- (3) カンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生が増加するので、用水を確保した上で、地域の防除計画に沿って一斉に薬剤散布を行う。
- (4) 被覆施設のあるところでは、寒冷紗で被覆し、水分の蒸散を防ぐ。

7 養 蚕

- (1) 桑苗は及び新植桑園は、浅根のため干ばつ被害を受けやすいので、状況に応じて、5～7日の間隔で夕方にかん水する。
- (2) 一般桑園については、敷わら、敷草などにより地温を下げ、土壤保水力の増強に努める。
- (3) 桑園は、クワノメイガ（スキムシ）の発生が増加しやすいので注意し、発生が認められた場合は、蚕期と蚕期の合間を見て、農作物病害虫防除指導指針に基づき防除を行う。
- (4) 蚕児の飼育に当たっては、日覆や散水によって蚕舎の防暑対策を図るほか、寒冷紗又は散水により桑葉の萎ちょう防止に努める。

第5節 春季長雨障害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

- (1) 箱育苗では苗が軟弱となり、苗立枯病の発生が予想される場合には、農作物病害虫防除指導指針に基づき、防除するとともに、温度管理を適正に行う。
- (2) 災害用種もみの準備、再育苗等を考慮すること。

2 麦 類

麦、なたねなどの水田裏作物では一部低湿地において浸水、冠水の被害を受けやすく、特に麦は、幼穂形成から伸長期に入り大切な時期であるため、直ちに排水に努める。全面全層まきや尾輪まきの麦は、特に注意する。

3 果 樹

- (1) 過湿を避けるため極力排水に努める。
- (2) もも、なし等開花期にあるものは晴れ間をみて極力人工交配を行う。
- (3) 病害が多発するおそれがあるので薬剤散布に努める（開花中は避ける）。

〔多発の予想される主な病害〕

| | | | | |
|---|---|---|-------------|------|
| ア | な | し | 黒星病、赤星病、黒斑病 | |
| イ | も | も | 黒星病、炭そ病 | |
| ウ | か | き | 黒星病 | |
| エ | ぶ | ど | う | 黒とう病 |

4 野 菜

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル内で栽培のものは、べと病、菌核病、白絹病、疫病等が発生しやすくなるため薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。
- (5) 浸・冠水した場合は、土壌表面がしまっているため、退水後直ちに浅耕を行う。

5 花 き

- (1) 病害虫の多発のおそれがあるので防除に努める。特に温床育苗中のもの、ビニールハウス、トンネル栽培のものはべと病、灰色かび病、褐斑病、疫病等が発生しやすくなるため、薬剤散布を行う。
- (2) 過湿を避けるため排水に努める。
- (3) ビニールハウス、トンネル栽培のものは軟弱徒長気味に生育しているため、換気等の管理を十分に行う。
- (4) 露地栽培では追肥時期を早める。

6 茶 園

- (1) 高温多雨のため肥料の分解が進み流亡しやすいので傾斜地の茶園では追肥（窒素成分で10 a 当たり 8 ~ 10kg）を行う。
- (2) 茶芽の伸育が促進されると思われるので覆架作業の手順を早める。
- (3) 雨後に降霜のあった場合は被害が大きくなるため防霜に努める。
- (4) 過湿を避けるため茶園の排水に努める。

7 桑（養 蚕）

- (1) 稚蚕、壮蚕用桑園とも、天候の回復を待って直ちに10 a 当たり塩化加里10kg及び石灰60kgを施用して桑の充実に努める。
なお、常襲水害地帯では桑株や枝を清掃し樹勢回復用として速効性肥料（窒素成分で10 a 当たり 4 kg）を施用する。
- (2) 稚蚕用桑園で、特に軟葉のときは掃立 2 ~ 3 日前に新梢の生長点を摘梢し充実を促す。
- (3) 春刈桑園や新植桑園では新芽を食害する害虫を早期防除する。
- (4) 雨後の凍霜害に対しては万全の措置を講じておく。

第 6 節 ひょう害対策

第 1 農作物対策

1 野 菜

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、軟腐病等が侵入まん延することが多いため薬剤を散布して病菌の侵入を

防ぐ。また、落葉した被害葉等は除去する。

- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や尿素等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) なす等の果菜類は、生育状況と被害度合い等を見て、主枝、側枝の切り戻し等を行う。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど実状に即した適切な方策を指導する。

2 花 き

- (1) ひょう害は損傷箇所から疫病、べと病、褐斑病等が侵入まん延することが多いため薬剤散布により病苗の侵入を防ぐ。
- (2) 土壌の表面がしまるので2～3日間後に浅耕して速効性肥料の追肥や液肥（500～1,000倍）等の葉面散布等によって生育を促進する。
- (3) 落葉した被害葉は除去する。
被害程度や作物種目などを勘案して転作、まき直しなど被害に即した適切な方策を検討する。

3 桑（養 蚕）

被害桑園は樹勢回復を促進するため、尿素0.5%液（10a当たり800～1,000ml）を約3回2日おきくらいに葉面散布する。

第7節 長梅雨及び水害対策

第1 農作物対策

1 水 稲

(1) 冠水田について

ア 退水するのを待って、水の引きぎわにじんかい及び葉の泥を除去し、新しい水と入れ替えるようにする。また滞水地では極力手段を講じ葉を水面に出すようにする。

イ 退水後は浅水に努め生育促進を図る。

ウ 退水直後稲の傷み方がひどくても水稻は回復するため、早まって改植するよりその後の管理に注意して回復を図るようにする。

ただし、黄化萎縮病被害株は早目に植え代えること。

エ 山間冷水地帯では梅雨末期の低温障害を軽減するため、冷水の掛け流しを避けること。

(2) 病虫害防除対策について

長梅雨においては、いもち病の発生が予想されるので粒剤等の薬剤を施用する。

水害を受けた地域においては、黄化萎縮病等の発生が懸念されるので予防的に薬剤を散布すること。

2 麦 類

(1) 梅雨の晴れ間に迅速に収穫できるようライスセンターの利用計画を立てること。

(2) 赤かび病の予防のため薬剤散布を行う。

3 豆 類

(1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。

(2) 病虫害の発生が多いので、晴れ間をねらって薬剤散布する。

(3) 播き遅れに注意する。播き遅れた場合には、は種量の増加や密植により、栽植本数を確保する。特に麦跡では、播き遅れ防止のため不耕起は種を行う。

4 野 菜

(1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り、土壌の乾燥を促す。

(2) 表土を浅耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥（水10m³当たり硫安100g）を施すが、尿素の葉面散

布（水10m¹当たり30～50g）により草勢の早期回復を図る。

- (3) 泥水に汚染された果菜類の下葉、葉菜類などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落とす。
- (4) 果菜類は樹の負担を軽くするため一部摘果する。
- (5) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (6) 果菜類の敷わらは新しいものと取り替える。
- (7) 水害を受けたばれいしよ、たまねぎ、キャベツ、だいこん等は退水後早急に収穫する。
- (8) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。また、長雨後は異常高温になることが多いため、敷わらを厚くする。

5 果 樹

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後直ちに園の排水を図り、土壌の乾燥を促す。
- (2) 泥土が園を覆った場合には、退水後速やかに軽く中耕を行い土壌中の通気を図る。
- (3) 流水のため根元の土を流失された場合は土を戻し敷わらをする。
- (4) 長梅雨の時には、特に病害の発生が多いので晴れ間に薬剤散布を徹底する。

6 花 き

- (1) 浸・冠水した場合は、退水後速やかにほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、薄めた液肥(500-1,000倍)の施用により草勢の早期回復を図る。
- (3) 泥水に汚染された花きは下葉、茎などは速やかに清水で噴霧水洗して泥を落とす。
- (4) 水害後は疫病、軟腐病等の病虫害が急速にまん延するため、直ちに薬剤を散布する。なお、薬剤散布は雨の小やみの時でも行ない、葉裏まで薬液がかかるよう丁寧に行う。
- (5) 切花類の敷わらは新しいものと取り替える。
- (6) 回復見込みのないものは早急に他作物に作付転換する。
- (7) 長雨の場合は敷わらを薄くし畝に水がたまらないようにするか、ビニールマルチを行う。また、長雨後は異常高温になることが多いので敷わらを厚くする。

7 茶 園

- (1) 茶園に点在する覆小屋を点検して覆資材の保全を図る。
- (2) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (3) 土砂の流入した場合は速やかに取り除き、また根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (4) 炭そ病、もち病の発生が予想されるため（特に山間茶園）、防除する。
- (5) 細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通をよくするため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (6) 樹勢の回復を図るため10a当たり窒素成分で8kg程度施用する。
- (7) 冠水日数が長く、樹勢の衰弱した茶園は被害程度によってせん枝を行う。
- (8) 必要に応じて病虫害の防除を行う。
- (9) 新芽が冠水した場合には、清水で洗浄し被害葉と正常葉を区別して摘採する。製造は被害葉と正常葉を分けて行い、区分して出荷する。

8 桑 (養 蚕)

- (1) 速効性肥料（窒素成分で10a当たり4kg程度）を施用して樹勢回復を図る。
- (2) 消石灰10a当たり60kg程度散布後耕うんして根の発育を促す。
- (3) 浸水又は冠水した桑園は、漂着物を取り除き倒伏した桑株は起こして土寄せを行い、土砂が流入した場合には運び出す。
- (4) 表土が流出した桑園にはたいきゅう肥等の有機質肥料を施して耕土の保全を図る。
- (5) 流入した土砂などは運び出し、株頭まで土砂で埋まった場合は株上げを行う。
- (6) 病虫害の防除を行う。

- (7) 屋外飼育舎の場合は、周囲の排水を行い蚕座の環境の良化に努める。
- (8) 泥桑等の被害桑を使用する場合は、軽く水洗して壮蚕用に供するが、常に蚕座が乾くよう心掛ける。
- (9) 葉質悪化のため蚕児は栄養障害を受け衰弱するので飼育取扱いに留意し、給与回数に加減、良桑との混用等により桑不足とならないよう注意する。

第8節 夏季低温・日照不足対策

第1 農作物対策

1 水 稲

きめ細かい観察によって、生育状態を的確に把握し、生育にあわせた管理を実施する。

特に、日照不足等により、光合成能力が低下し、いもち病に罹病しやすくなるため、窒素肥料の施用を控える。

山間地、堆きゅう肥多用田及びいもち病抵抗性の弱い品種（コシヒカリ、酒米等）作付田では、いもち病の発生が懸念されるので、ほ場を巡回し、発生が認められた場合は、直ちに防除に努める。また、いもち病常発地においては、予防防除に努める。

穂肥施用時期には、稲体の幼穂やヨードデンプン反応による穂肥要否等確認して穂肥の時期と量を決定する。

また、極早生品種では、7月中旬以降には穂ばらみ期に入り、低温による障害型冷害の危険時期に遭遇するので、回避策として深水かんがいに対応できるよう、予め、畦畔の補修等を行う。

2 豆 類

豆類全般に、排水に努めることが基本であるが、今後、曇雨天が続く場合、特に排水の悪いほ場では、は種期の遅い小豆等への転換も考慮する。

(1) 普通大豆（白大豆）

適期には種できず晩播となる場合は（白大豆は種限界：7月第1半旬）、株当たりさや数が減少するので、栽植株数を増やす。

は種後の覆土は、厚くならないよう軽く実施する。

(2) 黒大豆

生育の進まない若齢苗であっても、苗床で適葉齢を待たず、適期間内に移植を終了する。

天候の回復後、作業が可能になった段階で直ちに中耕を行う。

(3) 小豆

梅雨の晴れ間にほ場準備を行うと、かえって、排水を悪くする場合があるので、梅雨明けを待って耕うん作業等ほ場の準備を行う。（この間、ほ場滞水しないよう排水に努める。）

なお、やむを得ず、梅雨の期間中に耕うんする場合は、深耕を避ける。

3 野 菜

果菜類では、降雨後に畝が長時間冠水しないよう排水管理を徹底する。また、灰色かび病、細菌病等病害が発生しやすいため、適期防除に努める。なすの着花不良が生じる場合には、4番花以降も適宜ホルモン処理を行う。また、晴れ間を見はからって不必要なわき芽の除去、病害葉、混み合った部位の摘葉及び300倍程度に薄めた液肥による追肥などを行い、樹勢の維持回復を図るなど例年よりきめ細かな管理に努める。

葉菜類では、ヨトウムシによる虫害が多くなるため、その発生に注意する。

ハウス栽培では、日中は換気に努め、夜間低温が予想される場合には、ハウス内温度が低下しないよう管理する。

4 果 樹

日照不足と徒長枝の林立で、園内が暗く、通風不足となり、病虫害発生的好適環境になりやすいため、徒長枝の間引きと病虫害防除の徹底を図る。

なお、日照不足と多湿条件下で多発する病害には下記のものがあり、梅雨の晴れ間に防除を行う。

ナ シ：黒斑病、黒星病、輪紋病

ブドウ：黒とう病、べと病、灰色かび病、晩腐病、褐紋病

モ モ：灰星病、せん孔細菌病、黒星病

ウ メ：黒星病

カ キ：落葉病、炭そ病

ミカン：そうか病、黒点病

傾斜地の果樹園においては、集中的な降雨によって土壌浸食が発生しやすくなるので、敷草など被覆資材等を用いて土壌流亡を防止する。

排水溝、承水溝等のつまり等を点検し、雨水の速やかな排水に努める。

5 花 き

施設栽培での切花・鉢花、花壇用苗物等について、涼温・多湿条件により灰色かび病、うどんこ病等が多発しやすくなるので、換気と病害予防のための薬剤散布を行う。

鉢物では、扇風機等で室内の空気を攪拌し、発病を抑制する。花壇用苗物は、立枯病等も発生しやすくなるため、水を控えて軟弱徒長を防止すること。

露地切花については、定期的な薬剤散布を行うとともに、湿害による根腐れを防止するため、排水対策に努める。

6 茶

茶園を見回り、土壌浸食、崩壊に注意するとともに、排水に努める。

炭そ病、もち病の発生が予想されるので、農作物病虫害防除指導指針に基づき、防除する。

二番茶の摘採は、なるべく雨天を避けるようにする。

製造は、風量、熱風温度に注意する。やむを得ず雨芽を製造する場合は、蒸気圧をやや上げ、粗揉、中揉の風量を多めにし、工場の換気を十分に行う。

7 養 蚕

日照不足等により、充実不足となり、水分の多い桑となることに加え、多湿環境から蚕病が発生しやすくなるので、飼育する蚕座の乾燥と良質の桑の給桑に努め、以下の事項に留意する。

- (1) 良質桑とするため、「夕摘み」とし、貯桑を行うとともに、桑葉の萎ちょう防止に努める。
- (2) 降雨の連続で、蚕室、蚕座が多湿環境となり、蚕病が極めて発生しやすくなるので、蚕体蚕座消毒剤の規定量散布と蚕室内の通風・換気を良くし、養蚕用V Sや石灰を活用して、蚕座を乾燥状態に保つ。
- (3) 低温多湿気象では、クワシントメタマバエが発生しやすいので、適期防除に努める。

第9節 風水害対策

第1 農作物対策（夏季）

1 水 稲

- (1) 冠水稲は、速やかな排水に努め、葉先が水面に出るよう排水に努めるとともに、退水後は、稲体に附着する泥土、雑草等を洗い落とす。
- (2) 冠水した稲は根が傷んでおり新根の発生を促すため新しい水に入れ換える。この場合、冠水稲は体内の

水分を失いやすくなっているため、急激な田干しを避け、新しい水と入れ換える。

- (3) 海水又は塩分を含んだ水が流入したときは、速やかに淡水と入れ換え深水とする。特に田面を干かすことがないようにする。
- (4) 成熟期に達し倒伏した稲はできるだけ早く刈り取り、品質低下の防止に努める。
- (5) 穂（首、枝梗、節）いもち病、白葉枯病が誘発されるので予防防除を行う。
- (6) 倒伏稲に紋枯病、ウンカが発生しやすいため早期発見防除に努める。
- (7) よどみ冠水を受けた田では、退水後アワヨトウの発生に注意し若齢幼虫期に防除する。（発生時期7月上～中旬、8月上～中旬）
- (8) 穂肥の未施用田では、稲の状態（葉色、姿勢）に注意して施用する。

2 豆 類

- (1) 退水後直ちに畑を清掃し、浅く耕し、排水溝を整備し排水に努める。
- (2) 茎葉の病害防除のため、薬剤散布を行う。
- (3) 土壌が乾燥してきたら、中耕、培土を行い新根の発生を促すとともに、薄めた液肥（水10 l 当たり硫酸100g）を施すか、尿素的葉面散布（水10 l 当たり30～50 g）により草勢の早期回復を図る。
- (4) 開花時に下葉から黄化現象が見られたら、窒素成分で1 k g 程度の追肥を行う。

3 茶 園

- (1) 減水後速やかに茶園内の漂着物を除去する。
- (2) 土砂が流入した場合は速やかに取り除く。根が水害により噴出した場合は早急に土入れを行う。
- (3) 細土の流入により表土を覆った場合は空気の流通を図るため、乾燥後速やかに中耕を行う。
- (4) 茶樹が破損した場合傷口から種々の病原菌の侵入が予想されるので銅水和剤などで予防防除を行う。
- (5) 樹勢の回復を図るため10 a 当たり速効性肥料を窒素成分で8～10 k g 程度施用する。

4 野 菜

- (1) 被害程度や作物の種類によって異なるが栽培継続可能なものは次の措置をとる。
 - ア 速やかな排水に努め、退水後直ちに畑を清掃し、1～2 cm浅く耕し通気性を確保する（粘り込まない様に浅耕する）。
 - イ 泥水、跳ね水などで汚染された茎葉は速やかに噴霧器で水洗いする。
 - ウ 支柱等の復旧や一部果実の摘果等により草勢の早期回復を図る。
 - エ 希釈した追肥（水10 l 当たり硫酸100 g）を施すか、尿素的葉面散布により草勢の早期回復を図るとともに新しい敷わら等を行う。
 - オ 茎葉、果実の軟腐病、疫病等の病害防除のため薬剤散布を行う。

- (2) 滞水に弱いものは、その状況により直ちに収穫処分するほか、被害甚大で回復の見込みのないものは適当な作物（ほうれんそう、こかぶ、菜類等）に作付転換する。

退水後は、土壌の乾燥を待って石灰80～120kg（10 a 当たり）を畑全体に散布し、できるだけ深く荒起こしたい積有機物の分解を促すとともに酸度を調整する。

5 花 き

- (1) 退水後、直ちにごみ及び葉の泥を除去し、倒伏しているものは起こすとともに、ほ場の完全排水を図り土壌の乾燥を促す。
- (2) 表土を軽く中耕して土壌の通気を促し、液肥（500～1,000 倍）を施用し草勢の回復を図る。
- (3) 水害後は、べと病、軟腐病、アブラムシ類等が急速にまん延すると予想されるため、薬剤散布する。
- (4) 回復見込みがない場合は、早急に他作物に転換する。
- (5) 採花直前の夏ギク、アスター等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がり等による品質の低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

6 果 樹

- (1) 退水後直ちに圃の排水を図り土壤の乾燥を促す。
- (2) 泥水が圃を覆った場合には退水後速やかに軽く中耕を行い土壤中の通気を図る。
- (3) 特に、次の病害の発生が予想されるので、地域の防除暦に基づいて、予防防除に努める。
ナ シ：黒斑病、黒星病、ブドウ：べと病、イチジク：疫病
ミカン：黒点病、カキ：炭そ病
- (4) 枝折れ、枝裂け、倒伏樹等の処理を行う。また、落葉の状況に応じて摘果、せん定する。

7 桑（養蚕）

(1) 風 害

- ア 結束等の予防措置を行った桑は、強風が収まれば早急に解束する。
- イ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
- ウ 被害桑の給与にあつては
 - (ア) 風害の甚だしいものから早く使用する。
 - (イ) 風害桑は変質しやすいので大量にとり込むことを避け、貯桑も丁寧に行う。
 - (ウ) 萎ちょうが早いいため、少量多回給桑とし、蚕座を寒冷しゃで覆う。

(2) 水 害

- ア 桑圃の漂着物は、退水後速やかに取り除き、停滞水は溝を設けて排水する。
- イ 土砂が流入した桑圃は速やかに取り除く。
- ウ 泥土がたい積した桑圃は消石灰を10 a 当たり70kg程度施すとともに、耕うんして土壤中の通気を図り、根の発育を促す。
- エ 表土が流出した桑圃は客土、土寄せを行い、窒素肥料（10 a 当たり成分4 kg）の補給と有機物の投入を行う。
- オ 枝条の折れたものはせん定し、倒伏したものは結束などして樹姿を正す。
- カ 被害時に給与桑の確保が困難な場合は、飼育温度を落とし、冷暗所で保護しつつ、桑の確保に努める。
- キ 被害桑の給与に当たっては
 - (ア) 泥桑は軽く水洗いして、良い桑と混合給与する。
 - (イ) 蚕児は、薄飼いとし、飼育環境の良化を図るとともに、桑不足を起こさないように注意する。

第2 農作物対策（秋季）

1 水 稲

- (1) できるだけ早く排水を図る。
- (2) 刈取期になっているもので冠水、倒伏したものは穂発芽等による品質低下を防ぐためできるだけ速やかに刈り取る。
- (3) 収穫までに日数を要するもので、茎が折れ倒伏している場合は、無理に引き起こすと更に被害を大きくするおそれがあるため、穂を茎葉の上に乗せる。株際を調べ折損していないようであれば5～6株ずつゆるくくって立て寄せてもよい
- (4) 倒伏した場合刈り取るか否かは次により判断する。
早生は出穂後 約30日
中生は " 約40日
晩生は " 約55日
- (5) 埋没した場合、稲の葉が1～2葉でも外に出ておれば、ある程度の収穫が期待できることから極力穂及び葉を地上に出すことが望ましい
- (6) 被害後はいもち病、白葉枯病及びウンカ等が発生しやすいため、早期発見に努め薬剤散布を速やかに行

う。

2 豆 類

- (1) 収穫期になっているもので冠水、倒伏したものは、収量、品質の低下を防ぐため、できるだけ速やかに収穫する。
- (2) 速やかにほ場の排水を図る。
- (3) 病害虫防除を行う。

3 野 菜

- (1) 今後栽培見込みのあるものについては、
 - ア 速やかにほ場の排水を図る。
 - イ 表土を浅く耕し、薄めた追肥(水10l当たり硫安100g)や尿素の葉面散布により草勢の回復を図る。
 - ウ はくさい、キャベツなど泥水で汚染された葉は、速やかに軟腐病の防除を兼ねて銅水和剤を散布し洗い流す。
 - エ 茎葉、果実の病害防除を行う。
 - オ 株元に軽く土寄せを行い株の安定を図る。
- (2) 冠水、流出、埋没等により被害甚大で回復見込みのないものは、速やかに適当な他作物(ほうれんそう、みの早生だいこん、小かぶ、菜類などの短期野菜)に作付転換する。
- (3) かんしょは水害に最も弱いため速やかに収穫処分する。だいこん、ごぼう等も弱い作物であり、状況により、早期に収穫する。

4 花 き

- (1) 速やかにほ場の排水を図る。
- (2) 病害虫防除を行う。
- (3) 採花直前の秋ぎく、ダリア等で倒伏したものは直ちに起こし、茎や花首の曲がりによる品質低下を防止するとともに、採花可能なものは速やかに採花する。

5 茶 園

夏季の対策に準ずる。

6 桑(養蚕)

夏季の対策に準ずる。

第3 林業対策

1 風害対策

被害木の早期処分をはかり病虫害の発生を防止するとともに根ゆるみをした幼齢林木は根ぶみをして活着と樹勢の回復促進をはかる。

2 水害対策

第2編第11章に準ずる。

第10節 農林水産施設等応急対策計画

第1 計画の方針

風雨等により農林水産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また、適切な応急措置を実施して、農林水産業の生産が迅速に元の形態に復するために必要な計画について定める。

第2 農地、農業用施設

- 1 農地、かんがい排水施設、農業用道路等の被災状況を早急に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早期に行われるよう努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を市町村及び広域振興局を經由して速やかに報告することとする。

- 2 出水等による被災の程度が大規模で、周辺地域に湛水の危険があるときには、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
- 3 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。
- 4 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し付ける。

- (1) 機械の種類

排水機（エンジン付）

- (2) 貸付対象

災害の応急復旧を行うもの

- (3) 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（641-6391）

第3 林業用施設

- 1 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
- 2 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性があるときには、立入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

第4 畜産施設

- 1 風雨等により、畜舎及び管理施設等が破損する等の被害を受け、家畜の逃亡、へい死、病気の発生等が生じた場合は、その実態を早急に把握して、関係機関に連絡するとともに、その協力を得て適切な応急措置を講じる。
- 2 家畜保健の関係機関は家畜のへい死、病気の発生又はその恐れがあるときは、へい畜の処分並びに予防接種、薬剤散布等を行って家畜の病気の発生又はまん延を防止する措置を講じる。
- 3 被災地域における家畜飼料を確保するために、関係機関及び飼料販売業者の協力を得る。

第5 漁業用施設

- 1 漁港施設、養殖施設等の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに、二次災害の防止対策等緊急の措置を講ずる。
- 2 被害が拡大し周辺地域に危険が及ぶ恐れがあるときは、立入り禁止等の措置をとるとともに住民に広報し、安全対策を実施する。
- 3 施設ごとの被災状況に基づき応急復旧計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。

第6 治山施設

- 1 風雨等により、堰堤、護岸工等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、

早急に現場の被災状況を点検調査し、関係市町村、消防署（団）、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。

- 2 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
- 3 被害状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るために緊急性の高いものから応急復旧対策を実施する。

第 2 9 章 労務供給計画

(商工労働観光部)

第 1 節 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第 2 節 計画の内容

第 1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

第 2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の搜索
- (6) 死体の処理
- (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

第 3 労働者確保の方法

- 1 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。
また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。
- 2 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。
- 3 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。
商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。
- 4 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。
- 5 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

第 4 費用の負担

- 1 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。
- 2 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第 3 節 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部委員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第 2 節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第30章 自衛隊災害派遣計画

陸上自衛隊第3師団
陸上自衛隊第7普通科連隊
陸上自衛隊第4施設団
海上自衛隊舞鶴地方総監部
府 府 民 生 活 部

第1節 計画の方針

自然災害その他の災害に際し府民の人命又は財産を保護するため必要があると認められる場合における、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の災害派遣及びその要請の手続等について定める。

第2節 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣は災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 知事が天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認めた場合に、知事の要請に基づいて部隊等が派遣される場合
- 2 天災地変その他の災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、知事の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときに部隊等が派遣される場合
- 3 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときに指定部隊等の長（知事から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長、以下同じ。）の判断に基づいて派遣される場合
指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりとする。
 - (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 - (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 - (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
 - (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- 4 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合に部隊等の長の判断に基づき部隊等が派遣される場合

第3節 災害派遣担当区

第1 第7普通科連隊長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村を除く京都府

第2 第4施設団長

宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

第4節 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は主として人命・財産の救援のため各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、以下に示す業務を実施する。

第1 災害発生前の活動

1 偵察班及び連絡班の派遣

(1) 偵察班

第7普通科連隊長及び第4施設団長は平常時から府内の災害派遣のための情報を収集し、特に災害発生予想直前における情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させるとともに、地方機関との協力を密にして有効な情報を収集する。

(2) 連絡班

ア 災害の発生のおそれのある状況の悪化にともない、知事の要請又は第7普通科連隊長及び第4施設団長の判断に基づき府災害対策本部に連絡班を派遣し、情報の交換及び部隊配置等に関する連絡調整を行う。

イ 府庁における通信連絡の責任は、第7普通科連隊長とする。

第2 出動準備態勢への移行

1 駐屯地の態勢

災害の発生が予想される場合は駐屯地に「指揮所」を開設して災害派遣の部隊運用に備える。

2 部隊の態勢

情報収集を強化するとともに部隊の編成、資機材の準備及び派遣部隊の管理支援態勢等初動体制を整える。

第3 海・空自衛隊との連絡調整

海・空自衛隊とは上級司令部との連絡調整を密にし適切な共同行動ができるよう準備する。

第4 災害発生後の活動

1 被害状況の把握

(1) 気象庁、他部隊等から震度5弱以上の地震発生との情報を得た場合、当該震度の地震発生地域の近隣の対象部隊の長は、速やかに航空機等により当該地震の発生地域及びその周辺について、目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 知事から要請があったとき、又は部隊等の長が必要と認められたときは、車両、艦船、航空機等により情報収集を行う。

2 避難の援助

避難の勧告・指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

- 4 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防作業を行う。
- 5 消防活動
火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- 6 道路又は水路の啓開
道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- 7 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
- 8 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は特に緊急を要すると認められるものについて上級司令部に上申要請して行う。
- 9 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- 10 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- 11 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- 12 その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

市町村長又は市町村長の職権を行う市町村の吏員及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

この場合において措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長又は警察署長に通知しなければならない。

- 1 災害対策基本法第63条第3項の規定による「警戒区域の設定等」
- 2 災害対策基本法第64条第8項の規定による「土地・建物等の一時使用等及び工作物等の除去等」
- 3 災害対策基本法第65条第3項の規定による「応急措置業務の業務従事命令」
- 4 災害対策基本法第76条の3第3項の規定による「移動等（自衛隊の緊急通行車両の円滑な通行確保のため必要な措置をとること）」
- 5 警察官職務執行法第4条の規定による「避難等」
- 6 警察官職務執行法第6条第1項の規定による「立入り」
- 7 損壊道路を応急的に補修できる。（道路法第24条）

第5節 災害派遣要請手続

災害時における自衛隊の派遣は、知事から部隊の派遣を要請されることを原則とする。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、次の場合にその必要性を判断し、必要があれば、直ちに自衛隊の部隊等の派遣を要請する。
 - (1) 府内市町村長から派遣要請の要求があった場合
 - (2) 指定地方行政機関及び指定公共機関からの派遣要請の要求があった場合
 - (3) 知事が自らの判断で派遣を要請する場合
- 2 知事は事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

第2 各機関の長等の知事への派遣要請の要求

- 1 災害派遣の対象となる事態が発生し、各機関の長等が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の第3に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事に派遣要請を要求する。
市町村長が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、市町村長は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- 2 市町村長は、通信の途絶等により知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。
この場合、市町村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第3 派遣の要請

派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

第4 災害派遣要請等のあて先

- 1 知事が要請する場合（第1の場合）

陸上自衛隊第7普通科連隊長
自衛隊緊急要請窓口
第7普通科連隊 第3科
所在地 福知山市字天田無番地
電話番号

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|-------------------|--|--|
| N T T 回線 | 0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141(内線299) | 0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141(内線299) |
| 衛星通信系防災 情報システム | 衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100 | 衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100 |

- 2 市町村長が直接自衛隊に通知する場合（第2の場合）
市町村長は、(1)～(3)のうちいずれかの部隊長に通知する。

(1) 陸上自衛隊第7普通科連隊長

所在地 福知山市字天田無番地

電話番号

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|-------------------|--|--|
| N T T 回線 | 0773(22)4141 (内線235) Fax0773(22)4141(内線299) | 0773(22)4141 (内線302) Fax0773(22)4141(内線299) |
| 衛星通信系防災 情報システム | 衛星7-835-8103 FAX 7-835-8100 地上8-835-8103 FAX 8-835-8100 | 衛星7-835-8108 FAX 7-835-8100 地上8-835-8108 FAX 8-835-8100 |

(2) 陸上自衛隊第4施設団長

所在地 宇治市広野町風呂垣外1-1

電話番号

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|-------------------|--|--|
| N T T 回線 | 0774(44)0001 (内線236) Fax0774(44)(0001)(内線233) | 0774(44)0001 (内線223) Fax0774(44)(0001)(内線233) |
| 衛星通信系防災 情報システム | 衛星7-757-8109 FAX 7-757-8100 地上8-757-8109 FAX 8-757-8100 | 衛星7-757-8101 FAX 7-757-8100 地上8-757-8101 FAX 8-757-8100 |

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部

所在地 舞鶴市字余部下1190番地

電話番号

| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
|-------------------|--|--|
| N T T 回線 | 0773(62)2250 (内線2548) Fax0773(64)3609 | 0773(62)2250 (内線2222又は2223) Fax0773(64)3609 |
| 衛星通信系防災 情報システム | 衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100 | 衛星7-847-8109 FAX 7-847-8100 地上8-847-8109 FAX 8-847-8100 |

第5 自衛隊との連絡

1 情報の交換

府府民生活部防災・原子力安全課は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各種情報を的確には握し絶えず自衛隊と情報の交換をするものとする。

2 連絡所の設置

府府民生活部防災・原子力安全課は自衛隊災害派遣業務を調整しまた迅速化を図るため通常府庁内に自衛隊連絡班の連絡所を設置するものとする。

3 指揮所の開設

災害派遣部隊の指揮を効率的に行うため自衛隊と府府民生活部防災・原子力安全課の調整により自衛隊の指揮機関又はその一部をもって府災害対策本部又は被災現地に指揮所を開設する。

第6 派遣部隊の誘導

- 1 府府民生活部防災・原子力安全課は自衛隊に災害派遣の要請をした場合は要請依頼関係機関にその旨連絡するとともに派遣部隊を被災地へ誘導の処置をとるものとする。
- 2 被災現地の派遣部隊及び市町村その他関係機関との連絡調整は所轄府広域振興局長（災害対策支部長）が行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他機関との競合重複の排除

知事及び各機関の長は自衛隊の作業が他の災害救助及び災害復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資材等の準備

各機関の長は自衛隊に対する作業を要請するにあたっては先行性のある計画を樹立するとともに自衛隊で保有する使用可能資器材等以外の作業実施に必要なものについては市町村等において準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者等の事前了解を得るよう配慮するものとする。

3 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については原則として市町村が負担するものとして、市町村において負担することが適当でないものについては府が負担するものとする。

- (1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水料、電話料及び付帯設備料
- (2) (1)に規定するもののほか必要経費で協議のととのったもの

第8 災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と周密に調整し自衛隊に対し文書をもって撤収の要請を行うものとする。

第6節 ヘリポートの位置等

第1 発着予定地

ヘリコプターの発着予定地については、別に定める。

第2 発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領を整備し、緊急時に派遣部隊の円滑な活動が実施できるように徹底する。

1 ヘリコプター発着基準及び標示要領

「ヘリコプター発着基準及び標示要領」に示す。

2 ヘリコプターの同時発着のための必要最低限の地積（昼間）

| | a | b | c | d |
|---|---------------|----------|--------------|-----------|
| 1 | 機 種 同時発着機数 | 小 型 機 | 中 型 各 機 | 大 型 機 |
| 2 | 4 機 | 30m×120m | 50 m × 150 m | 75m×200m |
| 3 | 1 2 機 | | 150 m×150m | 150m×300m |

注 災害時の場合は、基準を満たすことのできない場合もあり、またそれぞれの行動（任務）により若干の条件が付加されるため、細部位置等の決定には、その都度担当者（特にパイロット等）との現地確認及び調整を実施し決定する必要がある。

3 ヘリポートでの留意事項

- (1) 関係者以外の立入を制限する。
- (2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し着陸の態勢にはいったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）
- (3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は、完全に除雪又は圧雪をする。）
- (4) 吹流しを設置する。（離陸後の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ2 m以上、径60cm以上で赤白で目立つように）
- (5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を10～20mの大きさに石灰等で標示）
- (6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。
- (7) 物資空輸時は計量計を準備し、一度に空輸できない場合を考慮して、予備の包装材料等を準備する。
隊員（誘導員）がいる場合は、その指示に従う。

4 患者空輸調整にあたっての留意事項

- (1) 患者の状況
 - ア 氏名・生年月日（年令）・住所・血液型
 - イ 患者の病状（経過）
 - ウ 空輸に耐えられるか。（担当主治医の保証）
 - エ 空輸の際に患者が必要とする医療器具等の状況
- (2) ヘリポート位置及びヘリポートから病院までの輸送の調整
- (3) 現地における航空機の誘導の処置（警察等による立入禁止、防塵用の散水等の処置）
- (4) 医師、看護師及び付き添い等の状況
氏名・生年月日（年令）・住所・血液型

5 空中消火実施時の留意事項

ヘリコプターによる震災時の空中消火に関しては、現在、国において検討の段階であるが、実施可能であるとの方針が示された場合は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 事前の準備
 - ア 空中消火資機材の空中消火基地への搬入及び消火薬剤の混合散布装置への充填作業は、府側が実施する。
 - イ 空中消火基地を展開し、安全のため付近に住民が立ち入らないよう措置する等の準備は、できれば要請時には完了することとし、少なくともヘリコプター現地進出までに完了しておくことが望ましい。
- (2) 空中消火基地選定上の条件
 - ア 付近に水源又は代替水源を確保できる場所
 - イ 病院、授業中の学校の近傍を避ける。

- ウ 道路事情が良好で、車両の出入りが可能であり、地盤が堅固であること。
- エ ヘリコプターの離発着方向に人家が密集しておらず、又火災現場までの間に幹線道路等がない。
- オ 要求すれば電話が設置できる。

ヘリコプター発着基準及び標示要領

| 条件 | | 昼間使用 | 夜間使用 |
|-------|------|--|---|
| 発着場基準 | 小型機 | <p>20m 着陸帯 5m 着陸点 20m 5m 着地地区 15° 進入角 450m 進入表面</p> | <p>30m 5m 10° 450m</p> |
| | 中型各機 | <p>30m 6m 14° 450m</p> | <p>36m 6m 8° 450m</p> |
| | 大型機 | <p>45m 15m 8° 450m (38m) (8m)</p> | <p>45m 15m 6° 450m (38m) (8m)</p> |
| 標示要領 | | <p>進入方向 0.45m以上 3m以上 2m以上 0.3m以上 半径 2m以上 進入方向</p> <p>0.6m以上 0.2m以上 2m以上</p> <p>注：緊急時は石灰、布等の表示 又は左右に限ってパイロットに知らせる処置をする。</p> | |

第7節 市町村地域防災計画で定める事項

災害時における自衛隊の災害派遣要請にあたっては、次の事項を具体的に定めるものとする。

第1 知事に災害派遣の要請を求める方法等

第2 災害派遣部隊の受入れ態勢

1 受入れ準備の確定

- (1) 宿泊所等の準備
- (2) 連絡職員の指名
- (3) 作業計画の樹立
- (4) 部隊集結位置の確保
- (5) ヘリポート、駐車場等の確保
- (6) N T T回線の利用（使用可能時）

2 派遣部隊到着の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議
- (2) 京都府知事への報告

第3 派遣部隊の撤収要請

第31章 職員派遣要請計画

〔府知事直轄組織〕
〔府 総 務 部〕

第1節 計画の方針

災害応急対策及び災害復旧のため技術を有する職員等を必要とする場合の職員の派遣要請又は派遣のあっ旋について定める。

第2節 計画の内容

第1 国に対する応援要請

- 1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。
内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。
 - (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
 - (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第24条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。
なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。
- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援

に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第4 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる広域緊急援助隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 3 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 4 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。
なお、知事は、市町村の相互応援協定の締結について指導・助言する。

第5 職員の派遣

他府県又は市町村から職員の派遣の要請又はあっ旋要求があったときは、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

第32章 義援金品受付配分計画

〔府健康福祉部〕
〔日本赤十字社京都府支部〕

第1節 計画の方針

災害発生時において、府民及び他府県民等から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分円滑化について定める。

第2節 計画の内容

第1 義援金

1 義援金募集委員会

府内に災害が発生し、義援金の寄贈が予想される時は、日本赤十字社京都府支部を中心に、支援関係団体等を構成員とする義援金募集（配分）委員会を設置する。

同委員会は、当該災害に係る義援金募集及び被災地、被災者への配分に関する事務を統括する。

2 受付機関

- (1) 日本赤十字社京都府支部、同各地区（京都市文化市民局及び各区役所、京都市を除く各市役所、広域振興局）及び同各分区（町村役場）
- (2) 京都府共同募金会及び同各地区支会（京都市各区役所、広域振興局）
- (3) 京都府本庁
- (4) 京都府の各府税事務所及び自動車税管理事務所
ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。
他府県における災害の場合も上記に準じる。

3 受付・保管要領

- (1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。
- (3) 受付機関は、義援金を適正に保管するとともに、収支を明らかにする帳簿を備え付ける。
- (4) 各受付機関は、受け付けた義援金を、義援金募集委員会に送金する。
- (5) 他府県における災害の場合、各受付機関は日本赤十字社京都府支部を通じ、被災府県の受入れ機関あて送金する。

4 配 分

- (1) 義援金募集委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき配分基準を定める。
- (2) 義援金募集委員会は、定められた配分基準に基づいて、被災地の市区町村長等受入機関あてに送金する。
- (3) 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

第2 義援物資

1 受付機関

- (1) 京都府本庁
- (2) 京都府の各広域振興局、各府税事務所及び自動車税管理事務所
- (3) 各市区町村役場
ただし、災害の状況によっては、臨時に他の機関でも受付ける。

他府県における災害の場合も上記に準じる。

2 受付・保管要領

- (1) 受付期間は災害発生の日からおおむね1箇月以内とし、必要に応じ延長する。
- (2) 府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

府は、広報に当たって被災市町村のニーズを的確に把握し、その情報を迅速に提供することにより義援物資受入れの調整に努める。

- (3) 義援物資は、寄贈に当たり特に被災地あるいは被災者を指定しないものとする。
- (4) 義援物資で腐敗変質する恐れのあるものは、受け付けない。
- (5) 受付機関は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

3 配 分

- (1) 京都府は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。
- (2) 府内における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として被災市町村の物資集配地に輸送するものとし、これにより難しい場合には府の広域集配地に輸送するものとする。他府県からの義援物資についても同様とする。
- (3) 他府県における災害の場合、各受付機関は、受け付けた義援物資を京都府の調整のもとに、被災地の交通状況、必要経費及び効率性等を考慮の上、適切な輸送手段により原則として府の広域集配地に輸送するものとし、府は整理、仕分けのうえ被災都道府県等に送付する。

第3 市町村で定める事項

被災者に寄贈される義援金品の受付、保管及び配分について、各市町村においてその取扱いの方法を定める。

第33章 社会福祉施設応急対策計画

(府健康福祉部)

第1節 計画の方針

災害発生時における施設入所者等の生命の安全の確保及び被災施設の復旧について定めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 災害対策規定の整備

社会福祉施設は、地震、台風、火災等の災害発生に対応するため、防災機構、災害対策活動等を定めた災害対策規程を策定する。

第2 防災対策の実施

社会福祉施設は、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき日常的に防災訓練、避難訓練を実施するとともに、最低必要な食料、生活必需品、防災資材等を備蓄する。

第3 避難措置等

- 1 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、消防等関係機関等の協力を得て迅速に安全な場所に避難させ、又は被災状況に応じて施設入所の継続に努めるものとする。
- 2 通所施設にあっては、実情に応じ臨時休所(園)とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所としての活用に努めるものとする。

第4 防災関係機関との連携

施設長は、市町村等防災関係機関への通報、情報提供に努めるとともに、必要に応じ関係機関の指導、連携のもと組織的な応急活動態勢の確立に努めるものとする。

第5 非常災害支援協定の整備

大規模災害発生の場合は、近隣の異業種施設を含む他施設と連携し、対応できるよう非常災害支援協定を締結する。

第3節 施設の復旧

第1 府営の施設

被害の状況の報告を待って現地調査を実施するとともに、被害額、復旧方法等の調査を行い、調査結果に基づき、復旧計画にあたるものとする。

第2 市町村営の施設

被害状況の報告を待って市町村が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第3 私营の施設

被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行うものとする。

第4 応急援護計画

被災施設の復旧が長期にわたる恐れのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をするものとする。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図るものとする。

第5 保健管理、安全の指導

入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行うものとする。

第6 補助金及び融資

1 補助金

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

財団法人JKA臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金

2 融資

独立行政法人福祉医療機構が行う融資

社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第34章 京都府災害支援対策本部運用計画

(各機関)

第1節 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生した場合、被災者の救援等災害支援対策を実施するための支援活動体制について定める。

第2節 災害支援警戒体制

第1 京都府災害支援警戒本部

1 災害支援警戒本部の設置及び閉鎖については、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長及び防災監が協議し、決定する。(本部長……知事)

ただし、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」締結府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合においては、本文の規定にかかわらず設置する。

2 災害支援警戒本部の職員配備体制は、「震災対策計画編第3編第1章第3節第4」の災害警戒本部等動員計画表中、震度5弱及び5強の要員配備(48人)に準ずる。

3 災害支援警戒本部の業務は、次のとおりとする。

- ・本部長の指示事項の伝達
- ・被害状況の調査及び収集
- ・食料、物資等の提供
- ・情報収集、災害応急活動要員としての職員派遣
- ・その他特に被災地から要請のあった事項

第3節 災害支援対策本部体制

第1 災害支援対策本部の設置及び閉鎖

知事は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合において、必要と認めるときは、知事を本部長、副知事を副本部長、危機管理監、京都府部制設置条例(平成7年京都府条例第3号)に定める各部の長、京都府教育委員会教育長並びに京都府警察本部長を本部員とした京都府災害支援対策本部を設置し、第3に掲げる事務分掌に基づき、それぞれの担当課が事務処理するものとし、支援対策がおおむね完了したと認めるときは、対策本部を閉鎖するものとする。

第2 災害支援対策本部の組織

災害支援対策本部の組織を「京都府災害支援対策本部組織」に示す。

第3 災害支援対策本部の事務分掌

災害支援対策本部の事務分掌を「京都府災害支援対策本部事務分掌」に示す。

第4 災害支援対策本部の動員

災害支援対策本部の動員は、災害支援対策本部の指令に基づき、各部(局・室)長、教育長及び警察本部長

が災害の状況に応じ、臨機応変に実施する。

なお、京都市内地方機関の職員の動員については、必要に応じて給与厚生課長から本庁主管課長を通じて動員するものとする。

第5 災害支援対策支部の活動

1 災害支援対策支部の設置及び閉鎖

災害支援対策本部長の指示に基づき、災害支援対策本部の地方組織として、各府広域振興局管内ごとに府広域地方振興局長を支部長とする災害支援対策支部を設置又は閉鎖するものとする。

2 災害支援対策支部の組織、事務分掌

災害支援対策支部の組織及び事務分掌は、各地域の実情に応じて、災害支援対策支部長があらかじめ定めるものとする。

その他災害支援対策支部の活動に必要な事項は、災害支援対策支部活動計画により別に定める。

京都府災害支援対策本部事務分掌

| 部(局・室)名 | 課(室)名 | 事務分掌 |
|---------|----------------------------|--|
| 知事直轄組織 | 秘書課 | 1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 知事等の派遣、激励に関する事。 3 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 広報課 | 1 広報活動に関する事。 2 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。 |
| | 国際課 | 1 外国人被災者支援活動への対応に関する事 |
| | 連絡調整チーム | 1 知事会との連絡調整に関する事。 |
| | 給与厚生課 人 事 課 総務事務センター | 1 他部局及び組織内他課との連絡調整に関する事。 2 組織内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、庁内応援体制の調整に関する事。 4 派遣要員等の健康管理に関する事。 |
| 会計管理者 | 会計課 | 1 他部局の連絡調整に関する事。 2 災害支援関係費支出の審査及び支払いに関する事。 |
| 総務部 | 総務調整課 | 1 部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 政策法務課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 財政課 | 1 災害支援関係予算に関する事。 |
| | 税務課 | 1 府施設等への被災者受入れの総括に関する事。 2 京都市内の義援金品の受付に関する事。 3 被災納税者への減免措置に関する事。 |
| | 自治振興課 | 1 ボランティアの登録及び派遣の総括に関する事。 2 市町村派遣職員の調整に関する事。 3 支援市町村行財政の調査助言に関する事。 |
| | 入札課 | 1 京都府支援物資の調達及び搬送に関する事。 |
| | 府有資産活用課 | 1 局内他課の応援に関する事 |
| 政策企画部 | 企画総務課 | 1 他部局及び部内他課(室)の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 広域振興局との連絡調整に関する事。 |
| | 行政経営改革課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 業務推進課 | 1 情報ネットワークの活用等に関する事。 |
| | 文化学術研究都市推進室 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 企画政策課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 計画課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 調整課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 調査統計課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| 府民生活部 | 府民総務課 | 1 他部局及び部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係施設等への被災者受入れの連絡調整に関する事。 |
| | 防災・原子力安全課 | 1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 自衛隊との連絡調整に関する事。 |
| | 消防安全課 | 1 災害支援対策本部内の連絡調整及び総括に関する事。 2 国、他機関との連絡調整に関する事。 3 被災自治体との連絡調整に関する事。 4 消防職員、消防団員派遣の連絡調整に関する事。 |
| | 安心・安全まちづくり推進課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |

| 部(局・室)名 | 課(室)名 | 事務分掌 |
|---------|---------------|---|
| 府民生活部 | 府民力推進課 | 1 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 人権啓発推進室 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 男女共同参画課 | 1 <u>女性関係施設等</u> への被災者受入れに関する事。 |
| | 青少年課 | 1 青少年施設等への被災者受入れに関する事。 |
| | 府民総合案内・相談センター | 1 府民からの被災地等に係る照会、質問及び要請の処理に関する事。 |
| | 消費生活安全センター | 1 救援物資(生活必需品)の斡旋に関する事。 2 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| 文化環境部 | 文化環境総務課 | 1 他部局及び部内他課(室)との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 文教課 | 1 私学への被災者の受入れ等に関する事。 |
| | 府大学振興課 | 1 府大学との連絡調整に関する事。 |
| | 文化芸術室 | 1 文化施設等への支援に関する事。 |
| | 国民文化祭準備課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | スポーツ生涯学習室 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 環境政策課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 循環型社会推進課 | 1 ゴミ処理対策に関する事。 2 災害廃棄物(廃木材)処理対策に関する事。 |
| | 自然環境保全課 | 1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。 |
| | 環境管理課 | 1 被災に伴う環境への影響把握の支援対策に関する事。 |
| | 地球温暖化対策課 | 1 部内他課(室)の応援に関する事。 |
| | 公営企業課 | 1 応急給水の実施に関する事。 2 災害支援関係予算に関する事。 |
| | 建設整備課 | 1 職員の派遣に関する事。 2 水道施設復旧用資機材の提供等に関する事。 |
| | 水環境対策課 | 1 下水道施設等調査員の派遣に関する事。 |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 | 1 他部局及び部内他課との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 部内他課の応援に関する事。 4 備蓄物資の提供に関する事。 |
| | こども未来課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 家庭支援課 | 1 受入れ被災者に対する生活支援に関する事。 2 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関する事。 |
| | 健康対策課 | 1 巡回健康相談スタッフの派遣に関する事。 2 防疫用危機等の提供に関する事。 |
| | 医療課 | 1 医療支援団の派遣に関する事。 2 医療機器等の提供に関する事。 |
| | 福祉・援護課 | 1 義援金品の受付・搬送に関する事。 2 受入れ被災者に対する生活支援に関する事。 3 福祉ボランティアの派遣協力に関する事。 4 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関する事。 5 京都府災害ボランティアセンターに関する事。 |
| | 障害者支援課 | 1 受入れ被災者に対する生活支援に関する事。 2 福祉ボランティアの派遣協力に関する事。 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関する事。 4 精神科医の派遣に関する事。 |

| 部(局・室)名 | 課(室)名 | 事務分掌 |
|---------|-------------|---|
| 健康福祉部 | 高齢・援護課 | 1 受入れ被災者に対する生活支援に関する事 2 福祉ボランティアの派遣協力に関する事 3 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関する事。 |
| | 介護・福祉事業課 | 1 社会福祉施設等への介護職員等の派遣に関する事。 |
| | 医療企画課・医療保険課 | 1 部内他室の応援に関する事。 |
| | 生活衛生課 | 1 遺体の火葬への協力に関する事。 2 食品衛生監視員の派遣に関する事。 |
| | 薬務課 | 1 医薬品、医療機器等の提供に関する事。 2 防疫用薬品の提供に関する事。 3 薬剤師の派遣に関する事。 |
| 商工労働観光部 | 産業労働総務課 | 1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 経営支援課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| | ものづくり振興課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 2 高等技術専門学校への生徒受入れに関する事。 |
| | 染織・工芸課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| | 企業立地推進課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| | 貿易商業課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| | 総合就業支援室 | 1 労働関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | 労政課 | 1 勤労者福祉施設等への被災者受入れに関する事。 |
| | 観光課 | 1 救援物資(応急復旧資材)の斡旋に関する事。 |
| 農林水産部 | 農政課 | 1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| | 農村振興課 | 1 農林水産被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 |
| | 担い手支援課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 食の安心・安全推進課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 研究普及ブランド課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 農産課 | 1 米穀の確保及び生鮮食料品等の提供に関する事。 |
| | 畜産課 | 1 部内他課の応援に関する事。 |
| | 水産課 | 1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 |
| | 林務課 | 1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 2 住宅復旧用木材のあっせんに関する事。 |
| | モデルフォレスト推進課 | 1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 |
| | 森林保全課 | 1 農林水産関係被害箇所への調査要員の派遣に関する事。 |
| 建設交通部 | 監理課 | 1 他部局及び部内他課の連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 職員派遣、部内応援体制の調整に関する事。 |
| | 指導検査課 | 1 建設業協会等への支援体制確立協力要請に関する事。 |
| | 用地課 | 1 応急仮設住宅建設のための公有地に係る情報提供に関する事。 |
| | 道路計画課 | 1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 |
| | 道路建設課 | 1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 |
| | 道路管理課 | 1 道路災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 |

| 部(局・室)名 | 課(室)名 | 事務分掌 |
|---------|----------------------|---|
| 建設交通部 | 港湾課 | 1 港湾災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 |
| | 交通政策課 | 1 支援に係る交通状況の把握、緊急輸送車両の支援活動に関する事。 |
| | 河川課 | 1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。 |
| | 砂防課 | 1 河川災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 2 砂防関係点検調査員の派遣に関する事。 |
| | 都市計画課 | 1 復興に係る都市計画作成のための要員の派遣に関する事。 2 都市公園災害箇所緊急調査員の派遣に関する事。 |
| | 建築指導課 | 1 地震被災建築物応急危険度判定の総括に関する事。 2 被災宅地危険度判定士の派遣に関する事。 |
| | 住宅課 | 1 府営住宅への被災者受入れに関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。 |
| | 営繕課 | 1 地震被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する事。 2 仮設住宅建築監督員の派遣に関する事。 3 公共建築物の復旧計画作成員の派遣に関する事。 |
| 教育庁 | 総務企画課 | 1 他部局及び教育庁内他課との連絡調整に関する事。 2 教育庁関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 3 教育庁に係る広報に関する事。 |
| | 管理課 | 1 緊急避難施設(学校)点検要員の派遣に関する事。 |
| | 教職員課 | 1 教員等の派遣に関する事。 |
| | 福利課 | 1 公立学校共済組合宿泊施設への被災者受入れに関する事。 |
| | 学校教育課 | 1 小中学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 小中学校教員等の派遣に関する事。 |
| | 特別支援教育課 | 1 特別支援学校児童・生徒の転入学受入れに関する事。 2 特別支援学校教員等の派遣に関する事。 |
| | 高校教育課 | 1 府立学校の入学料、授業料の減免に関する事。 2 生徒の転入学受入れに関する事。 3 教員等の派遣に関する事。 |
| | 保健体育課 | 1 庁内他課の応援に関する事。 |
| | 社会教育課 | 1 図書館活動支援に関する事。 2 社会教育施設への被災者受入れに関する事。 |
| 文化財保護課 | 1 文化財被害調査要員の派遣に関する事。 | |
| 警察本部 | | 1 救出救助活動及び被災地域の安全活動の支援に関する事。 2 検視及び行方不明者の調査等の支援に関する事。 3 緊急通行車両と先導の被災地域に対する交通総量の抑制に関する事。 4 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関する事。 (以下警備第一課のみ) 5 他部局及び警察本部内他課との連絡調整に関する事。 6 警察本部関係ボランティアの登録及び派遣に関する事。 |
| 議会事務局 | 総務課 | 1 他部局及び議会事務局他課との連絡調整に関する事。 |
| | 議事課 | 1 議員との連絡調整に関する事。 |
| | 調査課・図書館 | 1 議員への広報及び情報提供に関する事。 |

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第1節 計画の方針

災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、避難等に特別の配慮が必要な上、災害後の生活においても支障を生じることが予想される。そのため、これらの者に対し十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、情報伝達に十分配慮する。

第2節 計画の内容

第1 実施責任者

災害時における要配慮者及び外国人に係る対策は、府及び市町村がそれぞれの役割に応じて実施する。

第2 災害発生時の要配慮者の安否確認等

- 1 被害が予想される場合、市町村は府との連携のもとに、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やボランティア等の協力も得て、地域の要配慮者名簿に基づき各戸を訪問することにより、要配慮者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行う。

- 2 在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。

第3 高齢者に係る対策

- 1 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、市町村は府との連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。
- 3 市町村は、府との連携のもとに、管内の老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち重度要介護者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等の対策を講じる。この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。

- 4 高齢者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第6節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 5 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第4 障害者に係る対策

- 1 市町村は、府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障害者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障害者や聴覚障害者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障害

者や聴覚障害者との情報伝達システムの確立を図る。

- 3 市町村は、府との連携のもとに、避難所及び在宅障害者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- 4 市町村は、府との連携のもとに、管内の障害者福祉施設等と連携し、障害者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。
また、重度障害者については、府内及び近隣府県の障害（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
この場合、市町村間及び他府県との調整には、府が当たる。
- 5 障害者の健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第6節の避難者健康対策により対策を講ずる。
- 6 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障害者用トイレの設置など障害者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第5 乳幼児等に係る対策

- 1 市町村は、哺乳びん、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、状況に応じ府に協力を求める。
児童相談所は、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うとともに、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
市町村は、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- 3 府及び京都市は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

第6 妊婦に係る対策

- 1 市町村は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- 3 妊婦に健康管理には特に留意することとし、市町村は府と連携し、第3編第8章第6節の避難者健康対策により対策を講じる。
- 4 助産を実施する場合は、第3編第14章の医療助産計画により対策を講じる。

第7 外国人に係る対策

- 1 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、府は、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
- 2 市町村は、府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- 3 市町村は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- 4 市町村及び府は、避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

第36章 環境保全に関する計画

第1節 計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2節 環境影響の応急及び拡大防止措置

災害に伴って、有害物質による環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

第1 府の施策

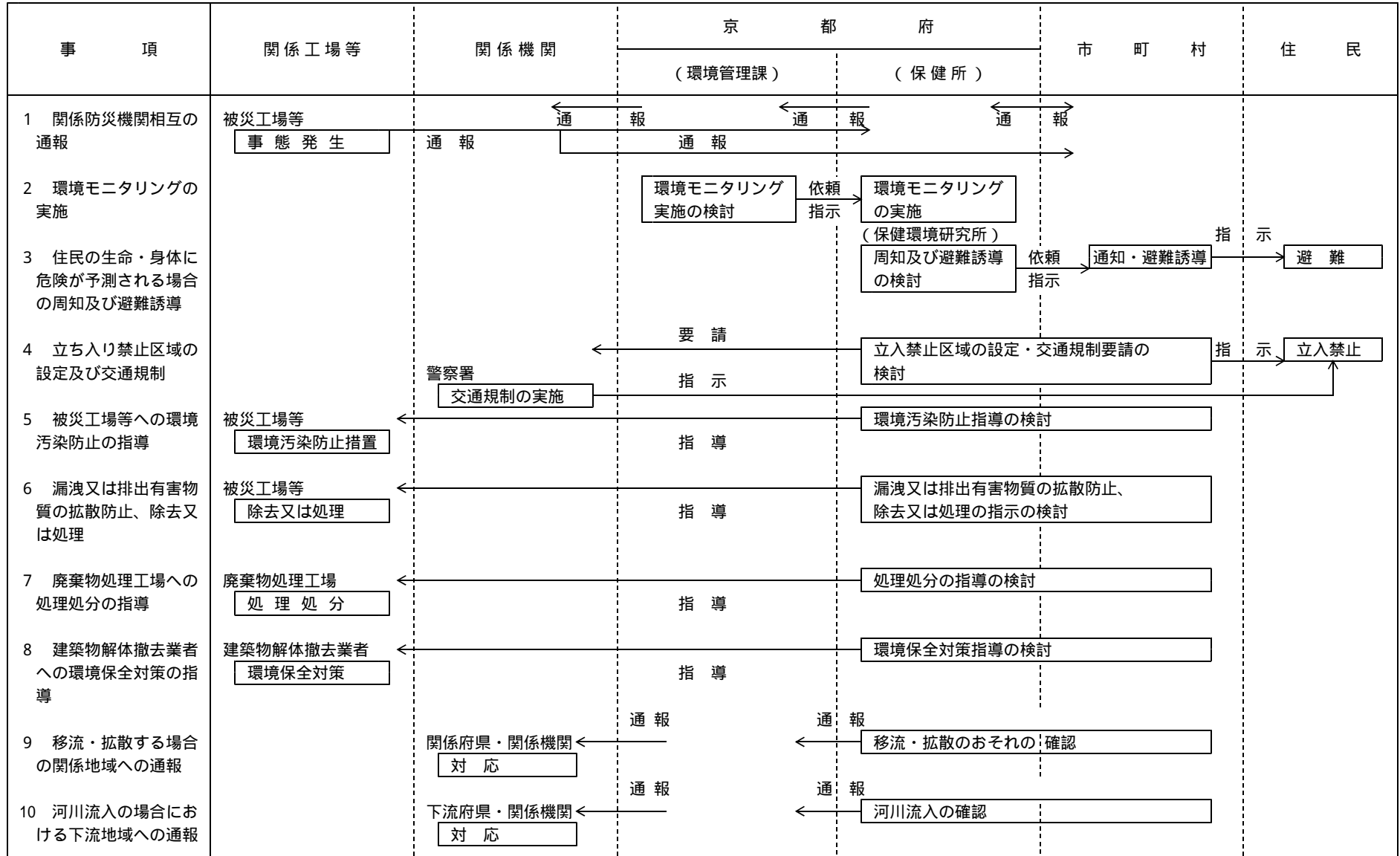
府は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。（「環境影響の応急及び拡大防止措置」参照）

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 環境モニタリングを実施する。
- 3 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- 4 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市町村と調整し、警察本部に要請する。
- 5 被災工場等への環境汚染防止について、市町村と連携し、指導する。
- 6 漏えい又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市町村と連携し、被災工場等へ指導する。
- 7 市町村と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- 8 市町村と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- 9 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- 10 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

第2 市町村の施策

- 1 関係防災機関等へ通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 その他、府の行う施策に協力する。

環境影響の応急及び拡大防止措置



第37章 ボランティア受入計画

第1節 計画の方針

災害ボランティアが十分な活動が行えるよう、府及び市町村は十分な情報提供と円滑に実施できる環境整備を図る必要がある。

このため、災害発生時のボランティアの受入れに当たっては、ボランティア保険の加入促進の利便提供等必要な配慮を行うものとする。

第2節 専門ボランティアの受入れ

第1 京都府災害対策本部の要請

- 1 災害発生時に、京都府災害対策本部が京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動を必要と判断したときは、当該団体に応援を要請する。
- 2 応援の要請に当たっては、各協定に基づき、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。
- 3 災害対策本部は、応援要請後も継続して被災地の状況を把握し、応援活動の必要な分野、人員等を検討の上、引き続き当該団体と調整を図る。

第2 登録実施主体の行う受入体制

要請を受けた登録実施主体は、登録検索、登録者との連絡及び希望者の受入れについての調整を行うこととし、その結果を災害対策本部に報告する。

第3 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援

- 1 災害対策本部等は、新たな災害時等応援協定の申し入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。
- 2 市町村及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート

第1 組 織

1 京都府災害ボランティアセンター

京都府災害ボランティアセンターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう各種の支援を実施する。

2 市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）

被災地の市町村社会福祉協議会、ボランティア団体、行政等が協働して、住民のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として市町村センターを設置する。

3 京都府災害ボランティアセンター現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など市町村センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、災害ボランティアセンターは現地対策本部を設置し、市町村センターの活動を支援す

る。

第2 機能、事業

1 ボランティアコーディネーターの派遣

災害ボランティアセンターは、市町村センター、現地対策本部（以下「市町村センター等」という。）及び避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、あらかじめ登録しているボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。

2 受付及びコーディネート

- (1) ボランティア活動希望（団体）者の受付・登録については、市町村センター等が行う。
- (2) 市町村センター等に配置されたボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

3 情報収集・情報提供

- (1) 市町村センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、災害ボランティアセンター等に情報提供を行う。
- (2) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等からボランティア活動に関する情報を収集し、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入の調整に努める。
- (3) 市町村センター等は、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図るものとする。
- (4) 被災市町村等は、ボランティアによる安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要援護者リストを現地対策本部等に提供するものとする。

4 活動資材等の調整・提供

- (1) 災害ボランティアセンターは、市町村センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第3 一般ボランティアに対する支援

市町村及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。

第38章 文化財等の応急対策

災害によって文化財が被害を受け、これにより被災者が生じた場合は、その救助を優先して行い、その後の適切な応急措置を速やかに講じる。

第1 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。

第2 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。

第3 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。

第4 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第39章 応援受援計画

第1節 応援計画

第1 計画の方針

他都道府県において大規模な災害が発生し、京都府が被災都道府県に対する応援を実施する場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合（以下、「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、広域連合広域防災局（以下「広域防災局」という。）と連携して、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。

2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。その際、広域防災局からの要請があれば、京都府から被災都道府県に緊急派遣チームを派遣する。

3 応援の実施

(1) 体制の確立

広域連合に設置される「災害対策本部」又は「災害対策支援本部」において決定される当面の対策や応援方式（カウンターパート方式等）等の事項を踏まえて必要な体制を確立する。

(2) 応援ニーズの把握と調整

先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。

(3) 応援内容

被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。

なお、人的支援の実施においては、派遣職員登録制度を通じて支援経験者を活用するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努めるものとする。

ア 救援物資の供給

イ 被災地への人的支援の実施

ウ 被災者の京都府内への受け入れ

エ 府民のボランティア活動の促進

4 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第2節 受援計画

第1 計画の方針

京都府内で大規模な災害が発生し、京都府が応援を受ける場合に必要な事項を定める。

なお、本計画は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が定める「関西防災・減災プラン」との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第2 計画の内容

1 応援の要請

発災時において、災害の規模、被害の程度等から、国や他の都道府県等から応援を受ける必要があると判断される場合においては、必要とする応援内容を迅速に把握・整理し、すみやかに応援要請を行うこととする。

2 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の都道府県等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組む。

ア 救命救助・消火部隊受入

イ 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入

ウ 救援物資受入

エ 他府県等応援要員受入

オ 広域避難

3 災害ボランティアセンターの立ち上げとボランティア受入表明

第3 マニュアルの整備

本計画に関する事項の詳細について、別途「京都府災害応援・受援マニュアル」を定める。

第40章 社会秩序の維持に関する計画

（ 府 警 察 本 部
 第八管区海上保安本部
 各 機 関 ）

第1節 計画の方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想されるため、それらの混乱を防止し、社会秩序を維持するための対策について定める。

第2節 計画の内容

第1 関係機関の緊密な情報交換

府、市町村をはじめとする防災関係機関は、被災地域等における社会秩序の維持に関する情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交行うものとする。

第2 府及び市町村の活動

府及び市町村は、警察等との連携により、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達及び広報活動を行うものとする。

第3 警察の活動

- 1 警察は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな被災地等における住民の安全確保に努めるものとする。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- 2 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業等への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、府、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業等からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4 海上保安庁の活動

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第4編 災害復旧計画

第1章 生活確保対策計画

| | |
|-----------------|-----------|
| 府 総 務 部 | 郵便事業株式会社 |
| 府 健 康 福 祉 部 | 郵便局株式会社 |
| 府 商 工 労 働 観 光 部 | 近 畿 財 務 局 |
| 日本銀行京都支店 | 京 都 労 働 局 |

第1節 計画の方針

災害により被害をうけた住民がその痛手より速やかに再起厚生するよう被災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保を図る。

第2節 職業あっせん計画

京都労働局は災害による離職者のは握に努めるとともに、その就職については市町村の被災状況等を勘案のうえ、府内各公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県労働局との連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。

第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第1 方 針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

第2 内 容

1 期限の延長

知事は、納税者が災害により申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第17条）

2 徴収の猶予

知事は、納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けた場合、地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

3 減 免

知事は、災害の実情に応じて個人事業税、不動産取得税、自動車取得税及び自動車税の減免措置を講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条、第63条の3）

第4節 融 資 計 画

第1 方針

災害により被害をうけた生活困窮者等に対して生業資金等を貸し付けることにより生活の安定をはかる。

第2 内容

1 「災害救助法」による生業資金の貸与

(1) 対象

住家が全壊（焼）又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯

(2) 貸与世帯数

市町村ごとに住家が全壊（焼）及び流失した世帯の2割5分以内

(3) 貸与金額

ア 生業費 1件当たり 30,000 円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000 円

(4) 貸与条件

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 貸与できる期間

災害発生の日から1箇月以内

（別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてこの制度による資金の活用を図る。）

2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与

(1) 貸与対象者

府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主

ア 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯

イ 住居又は家財の価額の1/3以上の損害をうけた世帯

(2) 貸付限度額

世帯主の負傷 1,500,000 円

世帯主の負傷と家財の損害 2,500,000 円

世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000 円

世帯主の負傷と家財の全壊 3,500,000 円

家財の損害 1,500,000 円

住居の半壊 1,700,000 円

住居の全壊 2,500,000 円

住居の全体の滅失 3,500,000 円

(3) 貸付条件

償還期間 10年（うち据置3年）

償還方法 年賦又は半年賦

利息 年3%（据置期間中は無利子）

連帯保証人 1名以上

所得制限 世帯の前年の市町村民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

1人世帯 220万円 2人世帯 430万円

3人世帯 620万円 4人世帯 730万円

- 5人以上の世帯 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額
ただし、住居が滅失した場合には1,270万円
- (4) 実施主体
市 町 村
- (5) 費用の負担区域
府は、市町村が被災者に貸与した額の10/10の額を市町村に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与
- 3 「生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）」の貸与
低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。
なお、この貸付事業についての指導と財源補助については知事が行う。
- (1) 対 象
災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯
- (2) 貸付金額
- | | |
|----------------|--------------|
| 生活福祉資金（災害援護資金） | 1,500,000円以内 |
| 生活福祉資金（住宅資金） | 2,500,000円以内 |
- （被害の程度により両資金を重複して利用できる。）
- (3) 貸付条件
- ア 償還期間 7年以内
- イ 据置期間 6箇月以内（状況に応じて2年以内）
- ウ 利 子
- (ア) 据置期間 無利子
- (イ) 据置期間経過後、連帯保証人を立てる場合 無利子、立てない場合 年1.5%
- (4) 申請期間
被災日の属する月の翌月1日から起算して6月以内。
- 4 「母子・寡婦福祉資金」の緊急貸付
被災母子・寡婦家庭については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。
資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。

第5節 災害弔慰金支給計画

「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給

- (1) 支給対象者
次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族
- ア 1市町村当たり全壊5世帯（半壊1/2世帯、床上浸水1/3世帯に換算）以上の被害が生じた災害
- イ 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害
- ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合
- (2) 支給額
- ア 主たる生計維持者の死亡
1人当たり 5,000,000円
- イ その他の者の死亡

1人当たり 2,500,000 円

(3) 実施主体

市 町 村

(4) 費用の負担区分

国 2 / 4 府 1 / 4 市町村 1 / 4

第 6 節 被災者生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 「災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」

イ 10 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害

ウ 100 以上の世帯の住宅が全壊した府内における自然災害

エ 府内でア又はイの自然災害が発生した場合に、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

オ アからウの区域のいずれかに隣接し、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

(2) 対象世帯

(1)の対象災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯

(1)の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(1)の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが世帯

(3) 支援金額

次の + の合計を支給

基礎支援金

ア 全壊世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

イ 大規模半壊世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

加算支援金

ア 住宅を建設又は購入する世帯 200 万円（単数世帯 150 万円）

イ 住宅を補修する世帯 100 万円（単数世帯 75 万円）

ウ 住宅を賃借する世帯 50 万円（単数世帯 37.5 万円）

(4) 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（財）都道府県会館に委託）

(5) 申請書類の提出窓口

市区町村

(6) 支援金の費用負担

被災者生活再建支援法人 1 / 2 ・ 国 1 / 2

第 7 節 金融措置計画

第1 方針

災害時には現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、関係機関と連絡協調のうえ、実情に応じて適切な金融上の措置を講ずる。

第2 内容

1 近畿財務局京都財務事務所の措置

(1) 現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、金融機関等に対し、金融上の措置を講じるよう要請する。

ア 対象金融機関等

(7) 預貯金取扱金融機関

主要行等()、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業・漁業協同組合連合会、農業・漁業協同組合

主要行等には、都市銀行、信託銀行、ゆうちょ銀行を含む。

(4) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社

(5) 火災共済協同組合

(I) 証券会社

イ 金融上の措置の要請事項

(7) 預貯金取扱金融機関

a 災害関係の融資に関する措置

金融機関において、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

b 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

(a) 金融機関において、預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、り災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(b) 金融機関において、事情やむを得ないと認められる災害被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずること。

c 手形交換、休日営業等に関する措置

金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

d 営業停止等における対応に関する措置

金融機関において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(4) 生命保険会社・損害保険会社・少額短期保険会社

a 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずること。

b 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険又は損害保険料の払込については、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料及び損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

c 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(ウ) 火災共済協同組合

a 共済金の支払、共済掛金の払込猶予等に関する措置

(a) 組合において、共済証書等を焼失又は流出した共済契約者については、り災証明書の呈示その他実情に即した簡易な確認方法をもって災害被害者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付け等（以下「共済金の支払等」という。）の利便を図ること。

(b) 共済金の支払等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

b 業務停止等における対応に関する措置

組合において、共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(I) 証券会社

a 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

b 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力

c 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置

d 証券会社等において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること

e その他、顧客への対応について十分配慮すること

2 日本銀行京都支店の措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関又は金融機関団体に対し、次のような措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対し定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、営業時間の延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

第8節 郵便事業計画

第1 方針

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

第2 内容

1 災害時における郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、「防災業務計画（平成19年10月）」により必要な措置を講ずる。

2 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

4 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第9節 市町村地域防災計画で定める事項

被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、以下の事項を定めるものとする。

第1 災証明書の発行

市町村は、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者に災証明を交付する。

第2章 公共土木施設復旧計画

近畿地方整備局
府文化環境部
府建設交通部

第1節 計画の方針

災害により被害が発生した公共土木施設の復旧を推進するための各種事業について定める。

第2節 国土交通省の計画

第1 災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

第2 災害復旧の実施

1 災害復旧工事の早期着手

被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

2 災害査定の早期実施

災害発生後は速やかに災害査定を実施して、事業費を決定するものとする。

緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定適用範囲の引き上げ等の災害査定簡素化を速やかに行うものとする。

災害発生後、河川、道路、港湾、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実施する等、早期復旧に努めるものとする。

3 災害復旧の推進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等

を講ずるものとする。

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

第3 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第4 都市の復興

1 計画的復興への支援

大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

2 復興まちづくりへの支援

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第3節 京都府の計画

第1 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。〔災害復旧事務の流れは「資料4-1」参照〕

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

第2 復旧事業の計画

1 災害査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに災害査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には査定前に応急工事を実施する。

2 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害査定に先立ち応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

3 災害復旧の推進

(1) 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年(但し、助成工事費が30億円以上の大規模なものは5箇年以内)に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進ちょく率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%とされている。

なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連事業等の改良普及事業を積極的に導入する。

(2) 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業により復旧を推進する。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害(1か所当り80万円以上120万円未満)については、小災害復旧事業により、復旧の推進を図る。

4 再度災害の防止

公共土木施設の復旧に当たっては原形復旧を原則とするが、河床の変動、地形地盤の変動といった被害箇所状況及び被災原因等を勘案の上、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう必要な措置を講ずる。

第3章 農林水産業施設復旧計画

府農林水産部
近畿農政局
近畿中国森林管理局

第1節 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を行い農林漁家の経営の回復、安定を図る。

第2節 計画の内容

第1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

1 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が40万円以上の次の施設

(1) 農地

(2) 農業用施設

公共的かんがい排水施設、農業用道路等

(3) 林業用施設

公共的な次の施設

ア 林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

イ 林道

(4) 漁業用施設

ア 沿岸漁場整備開発施設

護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設

イ 漁港施設

漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設

(5) 共同利用施設

農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、水産業協同組合（漁業協同組合、同連合会、水産加工業協同組合及び漁業生産組合を含む。）、地方公共団体等の所有する共同利用施設

2 補助率

(1) 一般災害

高率補助率は次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

1戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

ウ 漁業用施設

事業費の総額が、当該市町村の1世帯標準税収入に区域内に在住する水産業協同組合員の属する世帯数を乗じた額の3倍を超える部分については1次高率、6倍を超える部分については2次高率を適用する。

(2) 連年災害

ア 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林 道

3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

| 区 分 | | 普通補助率 | 高 率 補 助 率 | |
|--------------|-----------|--------|-----------|------|
| | | | 1 次 | 2 次 |
| 農地農業 用施設 | 農 地 | 50% | 80% | 90% |
| | 農 業 用 施 設 | 65% | 90% | 100% |
| | 関 連 事 業 | 50% | - | - |
| 林 業 用 施 設 | 林地荒廃防止施設 | 65% | - | - |
| | 林 道 | 奥地幹線林道 | 90% | 100% |
| | | その他林道 | 50% | 75% |
| 漁 業 用 施 設 | | 65% | 90% | 100% |
| 共 同 利 用 施 設 | | 20% | - | - |

第2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

1 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

| 一戸当たりの負担額 | 嵩上補助率 |
|------------------------|-------|
| 10,000円を超え20,000円以下の部分 | 70% |
| 20,000円を超え60,000円以下の部分 | 80% |
| 60,000円を超える部分 | 90% |

2 林 道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

| 1m当たりの負担額 | 嵩上補助率 |
|------------------|-------|
| 110円を超え200円以下の部分 | 70% |
| 200円を超え500円以下の部分 | 80% |
| 500円を超える部分 | 90% |

3 共同利用施設

次の補助対象施設及び補助率の特例が適用される。

| 区 分 | 1箇所当たりの 工 事 費 | 補 助 率 | |
|--------|------------------|-----------|------------|
| | | 40万円までの部分 | 40万円を超えた部分 |
| 告示地域 | 13万円以上 | 40% | 90% |
| その他の地域 | 40万円以上 | 30% | 50% |

第3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

1 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設（但し、都道府県及び指定市の場合は120万円以上）

(1) 海 岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

(2) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く）

(3) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(4) 漁 港

漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

2 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による。

第4章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

〔府 総 務 部〕
〔府 農 林 水 産 部〕

第 1 節 計 画 の 方 針

市町村に対する財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第 2 節 市 町 村 に 対 す る 措 置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市町村の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

第 1 災害復旧事業費

- 1 補助災害復旧事業債
- 2 単独災害復旧事業債
- 3 公営企業等災害復旧事業債
- 4 火災復旧事業債
- 5 災害による特別措置債
 - (1) 歳入欠かん等債
 - (2) 公共土木等小災害債
 - (3) 農地等小災害債

第 2 災害を受けた市町村のする一時借入金の借入れあっ旋

災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて近畿財務局、日本郵政公社近畿支社及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を助言するものとする。

第 3 節 農 林 漁 業 関 係 融 資 （ 府 農 林 水 産 部 ）

第 1 天災融資法に基づく融資

1 経営資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第 1 種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体

(2) 貸付限度

ア 原則

個人 200 万円 （激甚災害の場合250 万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

イ 果樹栽培者、家畜等飼養者、水産養殖業者、漁船購入の場合等個人500万円

（激甚災害の場合600万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000万円

ウ 漁具の購入資金 5,000万円

(3) 償還期限

6年以内（激甚災害の場合7年以内）

(4) 貸付利率

| | |
|------------------|-------------|
| 特別被害地域の特別被害農林漁業者 | 年3パーセント以内 |
| 3割被害農林漁業者 | 年5.5パーセント以内 |
| その他一般被害農林漁業者 | 年6.5パーセント以内 |

2 事業資金

(1) 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

(2) 貸付限度額 一般の場合 激甚の災害の場合

組 合 2,500万円 5,000万円

連 合 会 5,000万円 7,500万円

(3) 償還期限

3年以内

(4) 貸付利率

年6.5パーセント以内

3 事務手続

- (1) 当該府広域振興局長は天災発生後速やかに被害を受けた管内市町村における農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ農林水産部長に報告するとともに特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。
- (2) 知事は国と協議し国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の同意を得たときは、速やかに当該地域を告示し、当該広域振興局長に管内市町村における融資枠を通知する。
- (3) 当該市町村長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。
- (4) なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については当該広域振興局長が行う。

第2 株式会社日本政策金融公庫の融資

| 貸付対象者 | 貸付金の種類 | 貸付けの条件 | | | |
|--------------------------|----------------|---|---------------------|------|-------------------------|
| | | 貸付金の限度 | 償還期限 | 据置期間 | 利率（年利） |
| 認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者 | 農林漁業セーフティネット資金 | 300万円 （簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり） | 10年以内 （据置期間を含む。） | 3年以内 | 1.15% （平成21年1月26日現在） |

事務手続

借入に当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（市町村発行の罹災証明書等）を、公庫京都支店または農協等（府信農連等が受託金融機関）に提出する。

第3 農業近代化資金に対する上乘せ利子補給

| | |
|--------|---|
| 貸付対象者 | 知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体 |
| 貸付限度額 | 個人1,800万円～共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ） |
| 償還期限 | 個人7～18年、共同利用施設7～20年（農業近代化資金と同じ） |
| 対象事業 | 農業近代化資金の内、農業近代化資金助成法施行令第2条の表第1号から第4号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める。） |
| 貸付利率 | 借入当初5年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ） |
| 補助金交付先 | 市町村（市町村が金融機関に利子補給） |
| 利子補給期間 | 5年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ） |
| 負担割合 | 府 50%、市町村 50% |

事務手続

- (1) 知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。
- (2) 指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を市町村に提出する。
- (3) 市町村は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第4 農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

- 1 災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的・心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合連合会及び農業共済組合等に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借り入れに対する利子を府において補助する。
- 2 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第 5 章 住宅復興計画

（府 建 設 交 通 部）
独立行政法人都市再生機構

第 1 節 京都府の計画

第 1 一般民間住宅について

災害時において、一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府の「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

第 2 災害公営住宅の整備について（「公営住宅関係住宅災害対策」参照）

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は公営住宅法及び激甚法の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

1 対 象

公営住宅法第 8 条の規定により

- (1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が 500 戸以上又は一市町村の区域内で 200 戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。
- (2) 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で 200 戸以上又は 1 市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上であるときの災害の場合に対象となる。

2 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 3 割以内

3 補 助 率

建設・買取費の 2 / 3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2 / 5（借上げの場合）

4 整備の手順

- (1) 住宅災害速報の提出（災害発生後 10 日以内）
- (2) 住宅災害現況の現地調査
- (3) 災害公営住宅整備計画書の提出
- (4) 住宅滅失戸数の査定

5 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

(1) 対 象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の 5 割以内

(3) 補 助 率

建設・買取費の 3 / 4（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の 2 / 5（借上げの場合）

- (4) 整備の手順
公営住宅法の場合と同じ。

第2節 独立行政法人都市再生機構の計画

台風等の異常な自然災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となる恐れがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最少限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

公営住宅関係住宅災害対策

| | 一般災害 | | 激甚災害 | | | | 手続きの流れ | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|-----|----|--|----|----|----|----|-----------|--|--|--|------------------------------|---|---|
| | 公営住宅 | | 本 激 | | 局 激 | | | | | | | | | | | | | |
| | 要件 | 措置 | 要件 | 措置 | 要件 | 措置 | | | | | | | | | | | | |
| 建設 | <p><災害公営住宅建設事業> 1. 滅失戸数 被災地全域で500戸以上又は1市町村で200戸以上若しくはその区域内の全住宅の1割以上</p> <p>2. 火災による滅失戸数 被災地全域で200戸以上又は、1市町村全住宅の1割以上 (公営住宅法第8条第1項第1、2号)</p> | <p>(公営住宅法第8条第1項) 滅失戸数の3割を限度として <災害公営住宅>の建設等に対する2/3補助 標準工事費は一般に準ずる(第8条第2項) <災害公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助</p> | <p><罹災者公営住宅建設事業> (激甚法第22条) 1. 滅失戸数 被災全域で、(災害指定)4,000戸以上かつ1市町村で200戸以上もしくは、全住宅の1割以上被災全域で、1,200戸以上かつ、1市町村で400戸以上もしくは、全住宅の2割以上 (激甚指定基準8) 2. 滅失戸数(地域指定) 1. の ~ のいずれかであり、かつ、1市町村で100戸以上又は全住宅の1割以上 (激甚法施行令第41条)</p> | <p>滅失戸数の5割を限度として <罹災者公営住宅>の建設等に対する3/4補助 <罹災者公営住宅>の借上げに係る住宅又はその付帯施設の建設又は改良に対する2/5補助</p> | なし | なし | <p>() 住宅災害速報の提出(災害発生後10日以内、知事 国土交通省住宅局長)</p> <p>() 災害公営住宅整備計画書の提出(事業主体 知事 国土交通大臣)</p> <p>() 住宅滅失戸数の査定(災害確定報告書の提出後、国土交通省査定官、財務省立会官及び都道府県立会者が原則として被災地において行う。)</p> <p>() 補助金交付申請(事業主体 知事 国土交通大臣)</p> <p>() 補助金交付決定(国土交通大臣 知事 事業主体)</p> | | | | | | | | | | | |
| 復旧 | <p><既設公営住宅復旧事業> 滅失又は著しく損傷 (公営住宅法第8条第3項) 1. 住宅の被害 1戸当りの復旧費が11万円以上かつ1事業主体の合計額が290万円以上(事業主体が市町村の場合は190万円) (財務省協議による運用基準)</p> | <p>(公営住宅法第8条第3項)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">公営住宅又は共同施設</td> </tr> <tr> <td>被害</td> <td>滅失</td> <td>損傷</td> </tr> <tr> <td>復旧</td> <td>再建</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補助率 1 / 2</td> </tr> </table> | | 公営住宅又は共同施設 | | 被害 | 滅失 | 損傷 | 復旧 | 再建 | 補修 | 補助率 1 / 2 | | | <p><本激甚指定既設公営住宅復旧事業> 公共土木施設災害復旧事業の A. 見込額 全国都道府県市町村の当該年度標準税収入総額の約0.5%以上 B. Aの見込額が0.2%以上、かつ (1) 都道府県負担見込額が当該年度標準税収入の25%をこえる都道府県が1以上 (2) 市町村負担見込額が県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%をこえる都道府県が1以上 (激甚災害指定基準1)</p> | <p>補助率のかさ上げ (激甚法第3条)</p> | <p><局激甚指定既設公営住宅復旧事業> 1. 当該市町村負担見込額 当該市町村当該年度標準税収入の50%をこえる市町村が1つ以上あること。 (ただし、当該市町村ごとの合計が1億円以上)</p> <p>2. 1の見込額からみて明らかに1の基準に該当することが見込まれること (局地激甚災害指定基準)</p> | <p>() 既設公営住宅復旧計画書の提出(事業主体 知事 国土交通大臣)</p> <p>() 補修費及び宅地復旧費の査定(災害確定報告書の提出後、国土交通省査定官、財務省立会官及び都道府県立会者が悉皆査定を行う。)</p> <p>() 補助金交付申請(事業主体 知事 国土交通大臣)</p> <p>() 補助金交付決定(国土交通大臣 知事 事業主体)</p> |
| | 公営住宅又は共同施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害 | 滅失 | 損傷 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 復旧 | 再建 | 補修 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 1 / 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第6章 中小企業復興計画

〔近畿経済産業局〕
〔府商工労働観光部〕

第1節 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

第1 近畿経済産業局の役割

- 1 資金需要の把握
- 2 政府系金融機関等の貸付手続、条件等の配慮
- 3 金融の特別措置についての周知徹底

第2 京都府の計画

災害を受けた中小零細企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

その内容としては

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府系金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。
- 2 特に必要な場合によっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。
- 3 府産業支援センター（府中小企業技術センター、(財)京都産業21）、府織物・機械金属振興センター、各広域振興局に災害復旧に係る相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第3 京都経済全体の事業継続計画の検討

京都経済全体の事業継続計画の検討を進める。

第7章 風評被害対策

| |
|---------|
| 商工労働観光部 |
| 農林水産部 |

府〔商工労働観光部、農林水産部〕は、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報すると共に、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執るものとする。

第 8 章 文教復旧計画

第 1 節 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

第 2 節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

第 1 府立学校その他の教育機関

小災害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

第 2 市町（組合）立学校等及び附属機関

市町（組合）が行う復旧事業について、計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また、市町（組合）の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

第 3 節 教育活動の再開

第 1 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、市町村等の災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

第 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、所管する教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

第 3 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

- 1 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。
- 2 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。
- 3 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第44号）」による学資貸与金に関すること。

- 4 府立高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となった者に対する授業料の減免に関する事。
- 5 被災教職員に対する救済措置に関する事。

第4 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

第4節 市町村地域防災計画で定める事項

第1 学校等の施設復旧に関する事項

第2 教育活動再開に関する事項

第 9 章 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第10章 激甚災害の指定に関する計画

(府府民生活部・府健康福祉部・府農林水産部・府建設交通部・府教育庁)

第1節 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況をすみやかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

第1 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

第2 調査の協力

市町村は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第 1 1 章 水道復旧計画

第 1 節 計画の方針

水道事業者等は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第 2 節 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

第 1 2 章 工業用水道復旧計画

第 1 節 計画の方針

工業用水道事業者は、「工業用水道事業費補助金」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第 2 節 復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要領については「工業用水道事業費補助金交付要領」によるものとする。